ND 7-64

ISSEIDO
東京 誠 神田

K Kubomi, Masayasu
Taiho ryo shinkai
K9532T3

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

廣島文理科大學國史學研究室
吉田茂八

窪美昌保著

大寶令新解 全

東京 南陽堂書店

東京南陽堂書店

大寶令新解 全

濱美昌保著

K
K9532T3

LIBRARY
JUL 07 [illegible]
UNIVERSITY OF TORONTO

令新解序

予青年令義解ヲ讀ミ解スル能ハス常ニ斯文ノ文略義隱ヲ患フ而後箕裘ノ業ヲ繼ギ匙耕ニ閑シ撤卷廿年明治二十五年ヨリ稍繙卷ノ暇アルヲ以テ寒生ニシテ富裕ナラザルヲ顧ミズ家政ノ許ス限リ參考ノ書籍ヲ四方ニ求メ或ハ知友ニ囑シテ借覽ヲ得稍難辭ヲ漸解スルノ愉快ニ達シ今同感ノ青年諸子ニ對シ聊予ガ蘊蓄ノ一部ヲ攄發シ國體精華ノ一片ヲ體得セシムルニ

小補ナキニ非ズ哉ト拙陋ノ言ヲ以テ新解ヲ試ミ鉛版ニ上ス事ト爲ス

大正五丙辰年元旦　窪美昌保

凡例

一標題ニ大寶ノ二字ヲ冒セシハ專ラ世稱ニ隨フ而已解釋ハ坊間流布スル塙校本ノ令義解ヲ底本トシ抄譯セシ如シ體裁ハ一條冬良ノ桃蕚殘暉ニ倣ヒ力メテ煩ヲ除キ冗ヲ去リ初學ヲシテ分曉シ易カラシムルノ意ナレバ凡テ文藻ニ侈ラザル也

一康熙字典ノ舶載シ來ラザル以前ハ文字ノ點畫漫漶不正ナルモノ多シ況ヤ阡有餘年ノ古昔ニ於ルヤ豫想外ナルベシ故ニ塙校本中ノ古字異字等ハ大抵現今普通ノ文字ニ改寫セリ斂ノ殺𣂷ノ料旜ノ彈畱ノ留夂灬ノ亦等ノ如シ

一校正修補一過目每ニ多少ノ舛遺ヲ發見シ古人謂フ晩秋ノ落葉室內ノ塵埃ノ如シ隨掃隨有ニシテ殆ンド盡ザルノ感アリ參考ノ群籍亦然リ而シテ新解ノ主意ハ集成大全ヲ期スルニ非ザルヲ以テ

知友等ノ慫慂ニ從ヒ杜撰舛誤ヲ憚ラズ不遜ヲ顧慮セズ鉛版ニ付セリ

一本文ハ參號子注ハ四號其他五號以下ノ活字ハ新解トス古假名ヲ以テ古訓ヲ施サズ單ニ『、』點ヲ句點トシ『。』點ヲ讀點トシ解ニハ句讀ヲ別タズ凡テ『、』點トス間誤植及ビ校正漏ナキヲ保シ難シ又タ逐條數字ヲ用シハ假設ニシテ搜索ニ便セン爲ナリ敢テ深意ヲ存スルニ非ス

大寶令新解目次

第一卷

第壹篇　官位令

一　親王諸王條　二
二　正一位條　三
三　從一位條　三
四　正二位條　三
五　從二位條　三
六　正三位條　三
七　從三位條　四
八　正四位條　四
九　從四位條　五
一〇　正五位條　五
一一　從五位條　六
一二　正六位條　八
一三　從六位條　一〇
一四　正七位條　一三
一五　從七位條　一五
一六　正八位條　一七
一七　從八位條　二〇
一八　大初位條　二三
一九　少初位條　二五
附表　四分四等表　二六

第貳篇　職員令

一　神祇官條　二九
二　太政官條　三三
三　中務省條　三九
四　中宮職條　四三
五　舍人寮條　四四
六　圖書寮條　四五
七　內藏寮條　四七
八　縫殿寮條　四八
九　陰陽寮條　四九
一〇　畫工司條　五一
一一　內藥司條　五一
一二　內禮司條　五二
一三　式部省條　五三
一四　大學寮條　五四
一五　散位寮條　五五
一六　治部省條　五六
一七　雅樂寮條　五七
一八　玄蕃寮條　五九
一九　諸陵司條　六〇
二〇　喪儀司條　六一
二一　民部省條　六一
二二　主計寮條　六二
二三　主稅寮條　六三
二四　兵部省條　六四
二五　兵馬司條　六五
二六　造兵司條　六六
二七　鼓吹司條　六六

二八 主船司條 六七
二九 主鷹司條 六七
三〇 刑部省條 六八
三一 贓贖司條 七〇
三二 囚獄司條 七一
三三 大藏省條 七三
三四 典鑄司條 七五
三五 掃除司條 七六
三六 漆部司條 七八
三七 縫部司條 七八
三八 織部司條 七九
三九 宮內省條 八〇
四〇 大膳職條 八二
四一 木工寮條 八四
四二 大炊寮條 八五
四三 主殿寮條 八五
四四 典藥寮條 八六
四五 正親司條 八九
四六 內膳司條 八九
四七 造酒司條 九〇
四八 鍛冶司條 九一
四九 官奴司條 九二
五〇 園池司條 九三
五一 土工司條 九三
五二 采女司條 九五
五三 主水司條 九五
五四 主油司條 九六
五五 內掃部司條 九六
五六 筥陶司條 九七
五七 內染司條 九七
五八 彈正臺條 九八
五九 衞門府條 一〇〇
六〇 隼人司條 一〇二
六一 衞士府條 一〇三
六二 兵衞府條 一〇四
六三 左馬寮條 一〇六
六四 左右兵庫條 一〇七
六五 內兵庫條 一〇八
六六 左右京職條 一〇八
六七 東西司條 一一一
六八 攝津職條 一一二
六九 太宰府條 一一三
七〇 大國條 一一七
七一 上國條 一一九
七二 中國條 一二〇
七三 下國條 一二〇
七四 大郡條 一二一
七五 上郡條 一二一
七六 中郡條 一二三
七七 下郡條 一二三
七八 小郡條 一二三
七九 軍團條 一二三
八〇 國博士醫師條 一二四
第三篇 後宮職員令
一 妃條 一二五
二 夫人條 一二五
三 嬪條 一二六
四 內侍司條 一二七
五 藏司條 一二八
六 書司條 一三〇

七 藥司條 一三〇
八 兵司條 一三一
九 闈司條 一三一
一〇 殿司條 一三二
一一 掃司條 一三二
一二 水司條 一三三
一三 膳司條 一三三
一四 酒司條 一三四
一五 縫司條 一三五
一六 內親王以下席順條 一三六
一七 親王皇子皇孫乳母條 一三七
一八 氏別貢女條 一三八
第四篇 東宮職員令
一 東宮輔導條 一三九
二 春宮坊條 一四〇
三 舍人監條 一四一
四 主膳監條 一四二
五 主藏監條 一四三

六 主殿署條 一四三
七 主書署條 一四四
八 主漿署條 一四四
九 主工署條 一四五
一〇 主兵署條 一四六
一一 主馬署條 一四六
第五篇 家令職員令
一 親王一品條 一四九
二 二品條 一五〇
三 三品條 一五〇
四 四品條 一五〇
五 職事一位條 一五一
六 二位條 一五一
七 正三位條 一五二
八 從三位條 一五二

第二卷

第六篇 神祇令
一 天神地祇條 一五四
二 仲春祭條 一五五

三 季春祭條 一五五
四 孟夏祭條 一五六
五 季夏祭條 一五七
六 孟秋祭條 一五九
七 季秋祭條 一五九
八 仲冬祭條 一六〇
九 季冬祭條 一六二
一〇 天皇即位條 一六三
一一 散齋條 一六五
一二 月齋條 一六五
一三 踐祚條 一六六
一四 大嘗祭條 一六七
一五 太政官達條 一六八
一六 神前供物條 一六八
一七 常祀條 一六九
一八 大祓條 一六九
一九 諸國供物條 一七一
二〇 神戶條 一七一
第七篇 僧尼令
一 觀玄象條 一七二

二 卜相吉凶條 一七四
三 還俗條 一七五
四 三寶物條 一七五
五 非寺院條 一七六
六 取童子條 一七六
七 酒肉五辛條 一七八
八 有事須論條 一七九
九 作音樂條 一八〇
一〇 聽着木蘭條 一八〇
一一 停婦女條 一八一
一二 不得入寺條 一八二
一三 禪行條 一八三
一四 僧綱條 一八四
一五 功德修營條 一八六
一六 方便條 一八七
一七 私事訴訟條 一八七
一八 不得私畜條 一八八
一九 三位以上條 一八八
二〇 僧尼死去條 一八九
二一 有犯准格律條 一八九
二二 私度條 一九二
二三 令俗人敎化條 一九三
二四 家人奴婢出家條 一九三
二五 外國寺條 一九四
二六 布施條 一九四
二七 焚身捨身條 一九五

第八篇 戸令

一 爲里條 一九七
二 定郡條 一九八
三 置坊長條 一九八
四 坊令條 一九九
五 戸主條 二〇〇
六 年齢條 二〇一
七 癈疾篤疾條 二〇三
八 老殘條 二〇四
九 五家保條 二〇四
一〇 逃亾條 二〇五
一一 看護人條 二〇六
一二 養子條 二〇七
一三 分家條 二〇七
一四 入籍條 二〇八
一五 轉居條 二〇九
一六 歸化人入籍條 二一〇
一七 絶貫附貫條 二一〇
一八 造計帳條 二一一
一九 造戸籍條 二一二
二〇 定簿條 二一四
二一 籍送官條 二一五
二二 卅年間保存條 二一五
二三 財產分配條 二一六
二四 婚姻公許條 二一八
二五 婚姻條 二一八
二六 結婚既定後條 二二〇
二七 先奸條 二二〇
二八 七去條 二二一
二九 去妻條 二二二
三〇 嫁女棄妻條 二二三
三一 毆妻之祖父條 二二三
三二 鰥寡孤獨條 二二四
三三 國守巡回條 二二五

三四　國郡司條　二三一
三五　當色爲婚條　二三二
三六　造官戶籍條　二三四
三七　良人家人條　二三四
三八　官奴婢條　二三五
三九　奴婢爲良民條　二三六
四〇　家人所生子孫條　二三六
四一　賤民外國出入條　二三六
四二　賤良爲夫妻條　二三七
四三　家人奸主條　二三七
四四　化外奴婢條　二三八
四五　水旱蟲害條　二三九

第三卷

第九篇　田令

一　段町條　二四一
二　田租條　二四二
三　口分田條　二四二
四　位田條　二四三
五　職分田條　二四四
六　功田條　二四四
七　非其土人條　二四五
八　官位解免條　二四五
九　應給位田條　二四六
一〇　應給功田條　二四七
一一　諸國公田條　二四七
一二　別勅賜田條　二四八
一三　寬鄉田條　二四八
一四　狹鄉田條　二四九
一五　給園地條　二四九
一六　課桑漆條　二四九
一七　宅地賣買條　二五〇
一八　因王事沒落外蕃條　二五一
一九　賃租條　二五一
二〇　從便近條　二五二
二一　六年一班條　二五二
二二　公田返還條　二五三
二三　班田條　二五四
二四　授田條　二五四
二五　田有交錯條　二五五
二六　官人百姓條　二五六
二七　官戶奴婢田條　二五六
二八　水害條　二五七
二九　荒廢田條　二五七
三〇　論田條　二五九
三一　在外諸司職分田條　二五九
三二　郡司職分田條　二六〇
三三　驛田條　二六一
三四　職分田交代前後條　二六一
三五　外官新任條　二六三
三六　畿內置官田條　二六三
三七　役丁條　二六四

第十篇　賦役令

一　諸調條　二六七
二　調皆隨近條　二七四
三　調庸條　二七五
四　正丁歲役條　二七七

五 計帳條 二七九
六 義倉條 二八〇
七 士毛條 二八二
八 封戸條 二八三
九 水旱蟲霜條 二八四
一〇 邊遠國條 二八五
一一 課役免除條 二八六
一二 四季課役條 二八七
一三 課口給侍條 二八七
一四 寬狹移居條 二八八
一五 沒落外蕃條 二八九
一六 公使歸朝條 二八九
一七 孝子順孫條 二九〇
一八 三位以上條 二九一
一九 舍人史生等條 二九一
二〇 除名未叙人條 二九二
二一 一年徭役免除條 二九三
二二 雇役丁條 二九三
二三 差科條 二九五
二四 丁匠名簿條 二九六
二五 丁匠欠功條 二九七
二六 役丁匠條 二九八
二七 大營造條 二九八
二八 丁匠在役遭喪條 二九九
二九 蘂藍條 二九九
三〇 斟量功力條 三〇〇
三一 丁匠往復條 三〇〇
三二 丁匠死亡條 三〇一
三三 晝作夜休條 三〇二
三四 車牛人力條 三〇二
三五 諸國貢献條 三〇三
三六 立牌坊里條 三〇六
三七 令條外雜徭條 三〇六
三八 仕丁條 三〇七
三九 飛驒國免庸條 三〇七
第十一篇 學令
一 博士助教條 三〇九
二 大學生條 三一〇
三 釋奠條 三一一
四 學生爲序條 三一三
五 明經教科書條 三一四
六 教授正業條 三一五
七 大經條 三一七
八 經書通讀講義條 三一八
九 分經教授條 三一八
一〇 考課等級條 三二〇
一一 通二經條 三二〇
一二 講說文才條 三二一
一三 算經條 三二二
一四 國郡司解經義條 三二三
一五 習字學生條 三二三
一六 學生請暇條 三二四
一七 輙不得使學生條 三二五
一八 禁音樂雜戲條 三二五
一九 學生忌服條 三二七
二〇 田暇授衣暇條 三二七
二一 被退校條 三二八
二二 令觀儀式條 三二九
第四卷

第十二篇 選叙令
一 應叙條 三三一
二 叙位大別條 三三二
三 任官大別條 三三三
四 應選條 三三四
五 兼任官條 三三五
六 行守條 三三六
七 禁近親採用條 三三七
八 在官死亡條 三三七
九 奏判進級條 三三八
一〇 計考應進條 三四三
一一 散位條 三四六
一二 考滿應叙條 三五〇
一三 郡司條 三五一
一四 舍人史生叙任條 三五二
一五 郡司軍團條 三五二
一六 帳內資人條 三五四
一七 本主死亡條 三五五
一八 以理解者條 三五六
一九 帳內勞滿條 三五六
二〇 官人赴任條 三五七
二一 老人辭職條 三五七
二二 處勞條 三五七
二三 癲狂酒亂條 三五九
二四 散位庇護條 三五九
二五 位記紛失條 三六〇
二六 位記錯誤條 三六〇
二七 國博士條 三六一
二八 隨闕則補條 三六一
二九 秀才進士條 三六二
三〇 秀才出身條 三六二
三一 兩應出身條 三六四
三二 養嗣子條 三六四
三三 贈官條 三六四
三四 授位條 三六五
三五 蔭皇親條 三六五
三六 考滿應叙條 三六六
三七 除名應叙條 三六六
三八 五位以上子出身條 三六七

第十三篇 繼嗣令
一 親王諸王條 三六九
二 三位以上相續條 三
三 定五位以上嫡子條 三七〇
四 王娶親王條 三七一

第十四篇 考課令
一 內外官條 三七三
二 官員行狀事跡條 三七五
三 第一善德義條 三七七
四 第二善淸愼條 三七九
五 第三善公平條 三八〇
六 第四善恪勤條 三八一
七 最條 三八一
八 神祇官條 三八二
九 納言條 三八二
一〇 辨官條 三八二
一一 中務條 三八三
一二 式部官條 三八三
一三 治部官條 三八三

一四 民部條 三八四
一五 兵部條 三八四
一六 刑部條 三八四
一七 大藏條 三八四
一八 宮內條 三八四
一九 彈正官條 三八五
二〇 京職條 三八五
二一 主膳官條 三八五
二二 衞府條 三八五
二三 雅樂官條 三八五
二四 玄蕃官條 三八六
二五 主計官條 三八六
二六 主稅官條 三八七
二七 馬寮官條 三八七
二八 兵庫官條 三八七
二九 侍從條 三八八
三〇 監物條 三八八
三一 內舍人條 三八八
三二 次官條 三八八
三三 褒貶必當條 三八九
三四 判官條 三八九
三五 諸官條 三八九
三六 主典條 三九〇
三七 文史條 三九〇
三八 內記條 三九〇
三九 博士條 三九〇
四〇 占候醫卜條 三九一
四一 曆師條 三九一
四二 市司條 三九一
四三 解部條 三九一
四四 太宰條 三九二
四五 國司條 三九二
四六 國掾條 三九二
四七 防司條 三九二
四八 關司條 三九三
四九 分番考試條 三九四
五〇 兵術考第條 三九五
五一 衞門考第條 三九六
五二 國郡司考課條 三九七
五三 國郡司係戶口
增減條 三九九
五四 勸農餘功條 四〇〇
五五 官員附殿條 四〇一
五六 官員犯罪等級條 四〇二
五七 內外初位條 四〇三
五八 任二官條 四〇六
五九 大貳以下條 四〇七
六〇 內外官人條 四〇七
六一 應考官條 四〇八
六二 官人犯罪條 四〇九
六三 殊功異行條 四一一
六四 家令條 四一三
六五 考外官條 四一四
六六 考郡司條 四一四
六七 國博士條 四一六
六八 考帳內資人條 四一七
六九 考貢人條 四一七
七〇 秀才條 四一八
七一 明經條 四一九
七二 進士條 四二〇

七三 明法條 四二三
七四 貢擧人條 四二三
七五 貢人條 四二三
第十五篇 祿令
一 給季祿條 四二五
二 四季分給條 四二八
三 內舍人給祿條 四二八
四 行守給祿條 四二九
五 給祿停止條 四三〇
六 初任官給祿條 四三一
七 奪祿條 四三一
八 兵衞給祿條 四三二
九 宮人給祿條 四三二
一〇 食封條 四三三
一一 皇親條 四三六
一二 嬪以上條 四三六
一三 功封條 四三七
一四 寺不給食封條 四三八
一五 令條外特封條 四三八
第五卷
第十六篇 宮衞令
一 門籍條 四三九
二 臨時門鑑條 四四一
三 身體檢查條 四四二
四 開閉門條 四四二
五 未宣行條 四四五
六 車駕出行條 四四六
七 理門條 四四七
八 兵庫大藏條 四四七
九 庫藏門條 四四八
一〇 諸門條 四四九
一一 宮墻條 四五〇
一二 宿器仗條 四五〇
一三 鹵簿條 四五一
一四 車駕臨幸條 四五一
一五 奉勅夜開門條 四五二
一六 諸門關鍵條 四五三
一七 五衞府條 四五四
一八 儀仗軍器條 四五四
一九 獻軍器條 四五五
二〇 車駕行幸條 四五五
二一 宿衞上番條 四五六
二二 元日條 四五六
二三 宮門內條 四五七
二四 京路分衝條 四五八
二五 諸門出物條 四五九
二六 車駕出入條 四六〇
二七 隊仗非違條 四六〇
二八 宿衞近侍條 四六一
第十七篇 軍防令
一 軍團編成條 四六三
二 兵種條 四六四
三 兵士簡點條 四六五
四 兵器簡閱條 四六六
五 輜重用馬條 四六七
六 糧食條 四六八
七 兵士必用品條 四六八
八 兵士上番條 四七二
九 弓矢官費條 四七三
一〇 弩手選定條 四七三

一一 衛士武技條 四七三
一二 衛士防人區別條 四七四
一三 將校書記區別條 四七四
一四 軍器調整條 四七五
一五 兵衛勤番條 四七六
一六 宛兵士各種條 四七七
一七 須契勅條 四七七
一八 大將授節刀條 四七八
一九 勅使慰問條 四七九
二〇 兵士入營條 四七九
二一 宿怨預防條 四八二
二二 軍門嚴戒條 四八二
二三 衛士外出條 四八三
二四 各軍兵員條 四八四
二五 大將裁判條 四八五
二六 軍將交代條 四八五
二七 婦女携帶禁止條 四八六
二八 出征中發喪禁止條 四八六
二九 病兵受療條 四八六
三〇 軍功軍資條 四八七

三一 勳簿條 四八七
三二 勳功次第條 四八九
三三 叙勳加轉條 四九〇
三四 殁後叙勳條 四九二
三五 有勳者犯罪條 四九二
三六 軍人進退條 四九三
三七 兵衛考滿條 四九四
三八 兵衛采女採用條 四九五
三九 軍樂條 四九五
四〇 行軍中死亡條 四九六
四一 器仗出納條 四九七
四二 甲仗損失條 四九八
四三 軍器保存條 四九九
四四 民有器仗禁止條 四九九
四五 不任用器仗條 五〇〇
四六 舍人採用條 五〇三
四七 六位以下嫡子採用條 五〇四
四八 帳內資人採用條 五〇六
四九 帳內資人給與條 五〇六

五〇 帳內資人罷病條 五〇八
五一 地方官事力給與條 五〇八
五二 邊城門關閉條 五一〇
五三 城隍修理條 五一一
五四 關所守備條 五一一
五五 防人奴婢携帶條 五一三
五六 防人糧食條 五一三
五七 防人代理禁止條 五一四
五八 防人犯罪條 五一四
五九 防九防人配置條 五一五
六〇 防人交代條 五一五
六一 防人歸休途中罷病條 五一六
六二 防人耕作條 五一七
六三 防人休日條 五一八
六四 外人出入護衛條 五一九
六五 人民城內住居條 五一九
六六 置烽條 五二一
六七 放烽區別條 五二三

六八 賊徒來寇條 五二四
六九 烽長規定條 五二五
七〇 烽子規定條 五二六
七一 火炬距離條 五二六
七二 火炬材料條 五二七
七三 狼烟原料貯藏條 五二七
七四 應火方向條 五二八
七五 烽烟遞報條 五二八
七六 放烽參差條 五二九

第六卷

第十八篇 儀制令
一 尊號條 五三一
二 行在所條 五三三
三 皇后條 五三三
四 車駕巡幸條 五三四
五 文武官條 五三四
六 三位以上條 五三五
七 皇帝不視事條 五三六
八 祥瑞條 五三八
九 元日條 五三九
一〇 途中下馬禮條 五四一
一一 遇本國司條 五四二
一二 在廳會釋條 五四三
一三 儀戈號 五四四
一四 版位條 五四五
一五 蓋傘條 五四六
一六 父母重病條 五四七
一七 五行器製造條 五四七
一八 元日國司條 五四八
一九 春時田祭條 五四八
二〇 遭重服條 五四九
二一 凶服不入公門條 五四九
二二 行路會釋條 五五〇
二三 官人莫迦威張條 五五〇
二四 帳內資人條 五五一
二五 五等親條 五五二
二六 公文條 五五三
第十九篇 衣服令
一 皇太子禮服條 五五七
二 親王禮服條 五五九
三 諸王禮服條 五六〇
四 諸臣禮服條 五六二
五 朝服條 五六三
六 制服條 五六六
七 服色條 五六七
八 內親王禮服條 五七一
九 女王禮服條 五七三
一〇 內命婦禮服條 五七三
一一 有位婦女朝服條 五七四
一二 宮人制服條 五七五
一三 武官禮服條 五七六
一四 武官朝服條 五七七
第廿篇 營繕令
一 計工程條 五八一
二 有所營造條 五八二
三 私第宅條 五八三
四 軍器營造條 五八四
五 錦羅寸法條 五八四
六 在京營造條 五八四

七　解雜巧作條　五八五
八　陸庫器仗條　五八六
九　須女功條　五八九
一〇　瓦器破損條　五八七
一一　京內橋梁條　五八七
一二　津橋道路條　五八八
一三　官船所在條　五八八
一四　官私船舶條　五八九
一五　官船使用條　五九〇
一六　大河條　五九〇
一七　堤防條　五九一

第七卷

第廿一篇　公式例

一　詔書式條　五九三
二　第一詔旨式條　五九四
三　第二詔旨式條　五九四
四　第三詔旨式條　五九四
五　第四詔旨式條　五九五
六　第五詔旨式條　五九五

七　勅旨式條　五九八
八　勅旨條　五九八
九　論奏式條　六〇〇
一〇　論奏式條　六〇一
一一　奏事式條　六〇二
一二　奏事式條　六〇三
一三　便奏式條　六〇四
一四　便奏式條　六〇五
一五　令旨式條　六〇六
一六　令旨式條　六〇六
一七　啓式條　六〇七
一八　春宮坊啓式條　六〇七
一九　奏彈式條　六〇八
二〇　彈奏式條　六〇九
二一　飛驛式條　六一〇
二二　下式條　六一一
二三　上式條　六一二
二四　解式條　六一三
二五　移式條　六一四
二六　符式條　六一六

二七　牒式條　六一八
二八　辭式條　六一八
二九　勅授位記式條　六一九
三〇　奏授位記式條　六二〇
三一　判授位記式條　六二一
三二　計會式條　六二二
三三　官及諸國諸司式條　六二三
三四　諸國應官會式條　六二四
三五　諸司應官會式條　六二五
三六　過所式條　六二八
三七　平出式條　六三〇
三八　闕字式條　六三二
三九　不平闕條　六三三
四〇　印璽條　六三四
四一　公文捺印條　六三六
四二　給驛傳馬條　六三七
四三　諸國給鈴條　六三八
四四　京內巡幸條　六四〇
四五　給隨身符條　六四〇

四六　國內變事條　六四二
四七　國司使人條　六四三
四八　在京諸司條　六四四
四九　驛使途中發病條　六四四
五〇　國有禍福條　六四五
五一　朝集使條　六四五
五二　內外諸司條　六四六
五三　京官外官區別條　六四七
五四　位階區別條　六四八
五五　散官朝參席順條　六四八
五六　令巡問致仕之
高位者條　六四九
五七　彈正別勅條　六五〇
五八　兼攝官條　六五〇
五九　百官宿直條　六五一
六〇　京官上下條　六五一
六一　詔勅及急件條　六五二
六二　受付條　六五二
六三　訴訟條　六五五
六四　追攝對問條　六五六
六五　陳意見欲封進條　六五七
六六　公文條　六五八
六七　料給官物條　六五八
六八　授位任官日喚辭條　六五九
六九　奉詔勅條　六六〇
七〇　奏機密事條　六六一
七一　諸司受勅條　六六一
七二　事有急速條　六六二
七三　官人判事條　六六三
七四　詔勅宣行條　六六三
七五　詔勅頒行條　六六三
七六　下司申解條　六六四
七七　諸司奏事條　六六五
七八　須責保條　六六五
七九　受勅出使條　六六五
八〇　京官出使條　六六六
八一　賷返抄條　六六六
八二　案成條　六六七
八三　文案條　六六八
八四　任授官位條　六六九
八五　授位校勳條　六七〇
八六　官人父母條　六七一
八七　外官赴任條　六七一
八八　行程條　六七一
八九　遠方殊俗條　六七二

第八卷

第廿二篇　倉庫令
一　倉庫建築條　六七四
二　受地租條　六七四
三　米品出納條　六七五
四　倉品量出條　六七六
五　倉藏給用條　六七六
六　雜品出給條　六七七
七　稻穀支貯條　六七八
八　置公文倉鎰條　六七八
九　彈正巡察條　六七九
一〇　調庸等物送京條　六七九
一一　事務引繼條　六八〇
一二　不足品辨償條　六八〇

一三 缺負官倉條 六八一
一四 官物缺失條 六八一
一五 隱截貸用條 六八二
一六 割取交易物直條 六八二
第廿三篇 厩牧令
一 馬丁馬糧條 六八五
二 馬戶調草條 六八七
三 脂藥療病條 六八八
四 牧長採用條 六八八
五 牧員制定條 六八九
六 牛馬飼殖條 六八九
七 牧員賞與條 六九〇
八 馬牛死牽條 六九一
九 馬牛亡失條 六九一
一〇 馬牛籍調製條 六九三
一一 牧草地保護條 六九四
一二 牧馬校印條 六九五
一三 軍馬養成條 六九五
一四 每驛馬數條 六九六
一五 驛長條 六九七
一六 諸道驛馬條 六九八
一七 水路船舶條 六九九
一八 驛傳馬繼替條 六九九
一九 軍馬調習條 七〇〇
二〇 驛傳馬撿查條 七〇一
二一 驛傳馬乘用條 七〇一
二二 傳馬手當條 七〇二
二三 逸失馬牛處分條 七〇二
二四 逸失畜類屆出條 七〇三
二五 馬牛籍送達條 七〇四
二六 死亡馬牛處分條 七〇四
二七 乘用中馬牛死亡條 七〇五
二八 馬牛途中發病條 七〇六
第廿四篇 醫疾令
一 醫博士採用條 七〇七
二 醫生等採用條 七〇七
三 醫針生受業條 七〇八
四 實地練習條 七〇九
五 專門醫學生條 七一〇
六 溫古知新條 七一一
七 試檢制度條 七一二
八 專門科年限條 七一三
九 獨學生受驗條 七一三
一〇 束脩行禮條 七一四
一一 教官教授條 七一四
一二 代診條 七一五
一三 式部省覆試條 七一六
一四 按摩呪禁學科條 七一七
一五 雜使禁止條 七一八
一六 女醫養成條 七一九
一七 諸國醫生條 七二〇
一八 諸國醫官教授條 七二〇
一九 國醫生試檢條 七二一
二〇 藥園條 七二三
二一 製藥條 七二三
二二 採藥師條 七二三
二三 御藥調劑條 七二三
二四 供御藥餌試檢條 七二四
二五 五位以上給藥條 七二四

二六　配藥條　七二五
二七　廻診救療條　七二五

第九卷

第廿五篇　假寧令
一　給休暇條　七二七
二　定省暇條　七二八
三　遭喪給暇條　七二九
四　無服殤條　七三〇
五　師經受業條　七三〇
六　改葬條　七三一
七　聞喪擧哀條　七三一
八　給喪葬暇條　七三二
九　喪日爲始條　七三二
一〇　官人遠任條　七三三
一一　請暇條　七三三
一二　外官使人聞喪條　七三四
一三　外官任訖條　七三五
第廿六篇　喪葬令
一　諸先帝御陵條　七三七
二　天皇服錫紵條　七三八
三　京官三位以上條　七三九
四　在官薨卒條　七四〇
五　職事官賻物條　七四一
六　依職從位給賻條　七四三
七　給殯斂調度條　七四三
八　親王以下葬具條　七四四
九　葬埋條　七四七
一〇　三位以上營墓條　七四七
一一　給送葬夫條　七四八
一二　墓碑條　七四八
一三　身喪戶絶條　七四九
一四　暑中給氷條　七四九
一五　薨卒名稱條　七五〇
一六　貴賤條　七五〇
一七　服紀條　七五〇
第廿七篇　關市令
一　關所通劵下付出願條　七五三
二　關津出入順序條　七五六
三　向他關條　七五六
四　乘馬通關條　七五七
五　丁匠等度關條　七五八
六　兵器條　七五八
七　外國人入關條　七五九
八　官司交易條　七六〇
九　禁物條　七六〇
一〇　關門開閉條　七六一
一一　市場條　七六一
一二　市場整理條　七六一
一三　官私交易條　七六二
一四　權衡度量條　七六三
一五　權衡用法條　七六三
一六　奴婢賣買條　七六四
一七　賣品條　七六四
一八　廉買高賣條　七六五
一九　不法品條　七六五
二〇　市場定價條　七六六
第廿八篇　捕亡令
一　逃亡人追捕條　七六七

二 盜賊追捕條 七六八
三 罪人追捕條 七七一
四 人畜貨物亡失條 七七二
五 捉盜給賞條 七七三
六 姓名不明死人條 七七四
七 逃亡奴婢捕獲條 七七五
八 送捕獲奴婢條 七七六
九 賞與條 七七七
一〇 逃亡奴婢犯罪條 七七八
一一 逃亡奴婢償直條 七七八
一二 奴婢訴良條 七七九
一三 賭博條 七七九
一四 奴婢舉子條 七八一
一五 拾得物條 七八一

第十卷

第廿九篇 獄 分

一 裁判於犯罪地條 七八三
二 笞杖徒流條 七八四
三 再審條 七八六
四 覆囚使條 七八八
五 大辟罪三覆奏條 七八九
六 斷罪行刑條 七九一
七 大辟罪決行地條 七九三
八 大辟罪監決條 七九五
九 無親戚囚人死亡條 七九七
一〇 有位者犯罪未決中死亡條 七九八
一一 流罪人到配所條 七九九
一二 流罪三等條 八〇〇
一三 流移人官量配條 八〇〇
一四 遞送死囚條 八〇二
一五 流移人給程粮條 八〇三
一六 流移人發着調査條 八〇三
一七 流移人再仕官條 八〇四
一八 犯徒配居役條 八〇六
一九 流徒人居作條 八〇七
二〇 徒流囚在役條 八〇八

二一 流移人途中分娩疾病條 八〇九
二二 流移人途中遭喪條 八一〇
二三 姙婦在獄條 八一二
二四 死罪婦人產子條 八一二
二五 公坐相連條 八一三
二六 父祖犯罪條 八一四
二七 官人移配條 八一五
二八 除免官當條 八一六
二九 犯罪官人不得入內條 八一八
三〇 贓狀露驗條 八一九
三一 未斷決逢格改條 八二〇
三二 告言人罪條 八二〇
三三 密告條 八二二
三四 囚逮引人爲徒侶條 八二五
三五 五聽條 八二六
三六 訊囚條 八二八

三七　死罪訴寃枉條　八二八
三八　問囚辭定條　八二九
三九　禁囚條　八二九
四〇　應入議請條　八三〇
四一　裁判依律令正文條　八三一
四二　應議請減條　八三二
四三　五位以上犯罪條　八三三
四四　奉使掩攝條　八三五
四五　男女別所條　八三五
四六　長官檢行條　八三六
四七　地方盜賊條　八三七
四八　重罪人發哀條　八三七
四九　忌避申請條　八三八
五〇　位記驗案條　八三九
五一　國有疑獄條　八四〇
五二　贖死刑條　八四一
五三　獄皆給席薦條　八四二
五四　獄囚疾病條　八四三
五五　獄囚給衣糧醫藥條　八四四
五六　流罪人給官糧條　八四四
五七　彈正巡行條　八四六
五八　官物缺損條　八四六
五九　放賤條　八四七
六〇　資財入官條　八四七
六一　辨證己定條　八四九
六二　傷損誣告條　八五〇
六三　刑具及拷訊條　八五一
第三十篇　雜令
一　度量權衡條　八五三
二　度地量銀銅穀條　八五四
三　原器條　八五五
四　步里條　八五五
五　殺生禁斷條　八五五
六　曆本製造條　八五六
七　陰陽寮諸生條　八五七
八　秘書條　八五七
九　鑛山私掘條　八六二
一〇　異寶異木條　八六三
一一　材木漂失條　八六三
一二　取水漑田條　八六四
一三　要路津濟條　八六五
一四　五位以上給席條　八六六
一五　主典以上給坐席條　八六六
一六　因使得賜條　八六六
一七　訴訟期限條　八六七
一八　不得私貢家長物條　八六八
一九　以財物出擧條　八六八
二〇　以稻粟出擧條　八七〇
二一　利物給糺人條　八七一
二二　得宿藏物條　八七一
二三　畜產害人條　八七二
二四　興販條　八七三
二五　私用旅行條　八七三
二六　文武官進薪條　八七四
二七　進薪檢查條　八七五

二八　給炭條　八七五
二九　蕃使往還條　八七五
三〇　犯罪被戮條　八七六
三一　官戶奴婢死亡條　八七七
三二　奴婢休暇條　八七七
三三　奴婢宛役條　八七七
三四　奴婢給衣服條　八七八
三五　親屬賓客條　八七八
三六　外任官人條　八七九
三七　公廨雜物條　八七九
三八　僧籍條　八八〇
三九　作檻穽條　八八一
四〇　節日條　八八一
四一　大射條　八八二
外附錄十六頁

大寶令新解 第壹卷

越中 窪美昌保謹解

第壹篇 官位令 凢壹拾玖條

本篇は官位相當の次第を示したる規則にして、實際に於ては、古今共に相當せざる事少からず、例之は下條の如く、大臣は必ずや、一位、二位と云譯ではない、位高くして職卑きあり、又た之に反して官高くして位卑きあり、かやうの時には、古昔は行、守の文字を官位名の下に書き加へたれ共、今は用ゐず、

字解 ○官は、コ、では、大臣以下、書吏以上を云、○位は、一品以下、初位以上を指せり、官の訓は「ツカサ」とありて栞に萬葉集に山のツカサ、野ヅカサ、岸のツカサ、屋ヅカサ、市のツカサ、等は高き所を云へし故に、積み重なるの約音云々、又た字書に依れば、仕、事ふるの意を記せり、位はクラヰの訓にて、座居として列座の事に基くと云へり、令は教令なれ共、規則と看做べし、一十九條の說は荷田の在滿の疑を撤して、延喜講書記及び一條冬良の令聞書

一名桃蕚殘暉に從ふ、行、守の事は第十二篇選叙令に詳解せん、

第壹條　親王諸王條

親王（シンノウ）

天子のお子さゝ及び御兄弟を親王と云、　親は「オヤ」と云のでなく、近きと云意也、

一品（イツポン）

品はやはり位なり、諸王、諸臣と境界を立てられし爲にして、支那にては此區別なし、

太政大臣　古名オホマツリゴトノオホマツキミ　今云ダジヤウダイジン。

左右大臣　古名ヒダリノオホイマウチギミ　今名サダイジン。

二品

三品

四品

大納言　古名オホイモノマウスツカサ　今名ダイナゴン。

太宰帥（ダザイノソツ）

八省卿

諸王　諸臣　二世以下姓を給らぬは、諸王と云、姓を給て後臣と云也、

第二條

正一位

第三條

從一位　太政大臣

第四條

正二位

第五條

從二位　左石大臣

第六條

正三位

大納言　勳一等

大納言等の官は、第二篇職員令に述べん、勳位は全般に於て、方今より貴き様に思はるゝ而已ならず、古代は戰功に因て給はりたるのであるが、現今は文武官共然らず、別に功位を戰功として給はれり、奈良朝の勳一等は、正三位に相當と云ふなり、以下皆之に準ずべし、而して勳等及び位階に就て、衣服の規則があるが、ソレは第十九篇衣服令の處に至て述べん、位袍（服の事）あれ共、勳の服は別になし、

第七條

從三位

太宰帥　勳二等

第八條

正四位

皇太子傅　中務卿

以前上階　以前は以上と云如し此正四位より以下各上下あり、

七省卿　勳三等

第九條

從四位

彈正尹　左右大辨

以前上階

神祇伯　中宮大夫

春宮大夫　勳四等

第十條

正五位

左右中辨　大宰大貳

中務大輔　左右京大夫

大膳大夫　攝津大夫

衞門督　左右衞士督

以前上階

左右少辨　七省大輔

彈正弼　大判事

勳五等

第十一條

從五位

中務少輔　左右大舍人頭

大學頭　木工頭

雅樂頭　玄蕃頭

主計頭　主稅頭

圖書頭　左右兵衞督

左右馬督　左右兵庫頭
大國守
以前上階
神祇大副　侍從
少納言　太宰少貳
七省少輔　大監物
中宮亮　春宮亮
左右京亮　大膳亮
攝津亮　衞門佐
左右衞士佐　皇太子學士（フミハカセ）
內藏頭（ウチノクラノ）　縫殿頭（ヌヒトノヽ）
大炊頭（オホヰノ）　散位頭（トチノカミ）

陰陽頭　主殿頭

典藥頭　上國守

一品家令　職事一位家令

勳六等

第十二條

正六位

神祇少副　大內記

彈正大忠　左右辨大史

正親正　內膳奉膳（ウチノカシハデノカミ）

造酒正　兵馬正

鍛冶正　造兵正

畫工正　典鑄正

掃部正　內藥正
東西市正　官奴正
鼓吹正　園池正
諸陵正　贓贖正
囚獄正　二品家令

以前上階

太宰大監　八省大丞
彈正少忠　中判事
左右大舍人助　大學助
木工助　雅樂助
玄蕃助　主計助
主稅助　圖書助

左右兵衛佐　左右馬助
左右兵庫助　內兵庫正
土工正　葬儀正
采女正　主船正
漆部正　縫部正
織部正　隼人正
內禮正　內藥侍醫
大學博士　大國介
中國守　勳七等

第拾三條

從六位

神祇大祐　太宰少監

八省少丞　中監物
中宮大進　春宮大進
內藏助　縫殿助
大炊助　散位助
陰陽助　主殿助
典藥助　主水正
主油正　內掃部正
筥陶正　內染正
舍人正　主膳正
主藏正　上國介
一品家扶　三品家令
職事一位家扶　職事二位家令

以前上階

神祇少祐　少判事
大宰大判事　中宮少進
春宮少進　左右京大進
大膳大進　攝津大進
衞門大尉　左右衞士大尉
大藏大主鑰　主鷹正
主殿首　主書首
主漿首　主工首
主兵首　主馬首
下國守　勳八等

第拾四條

正七位

中內記　大內記
大宰大工　大宰少判事
左右辨少史　大宰大典
八省大錄　彈正大疏
左右京少進　大膳少進
攝津少進　衞門少尉
左右衞士少尉　內藏大主鑰
防人正　二品家扶
四品家令
以前上階
大宰主神　彈正巡察

左右大舍人大允　大學大允
木工大允　雅樂大允
玄蕃大允　主計大允
主稅大允　圖書大允
左右兵衞大尉　左右馬大允
左右兵庫大允　少監物
大主鈴　判事大屬
助教　醫博士
陰陽博士　天文博士
主醬　主菓餅
大國大椽　勳九等

第十五條

從七位

少外記　左右大舍人少允
大學少允　木工少允
雅樂少允　玄蕃少允
主計少允　主稅少允
圖書少允　左右兵衞少尉
左右馬少允　左右兵庫少允
內藏允　縫殿允
大炊允　散位允
陰陽允　主殿允
典藥允　音博士
陰陽師　曆博士

書博士
呪禁博士
上國椽
一品文學
職事一位家大從
以前上階
正親佑
造酒佑
鍛冶佑
畫工佑
掃部佑
東西市佑

算博士
大國少椽
一品家大從
三品家扶
職事正三位家令
內膳典膳
兵馬佑
造兵佑
典鑄佑
內藥佑
官奴佑

皷吹佑　園池佑
諸陵佑　贓贖佑
囚獄佑　大解部
大宰博士　大典鑰
大藏少主鑰　醫師
漏剋博士　針博士
一品家少從　二品家從
二品文學　四品家扶
職事一位家少從　職事從三位家令
勳十等

第十六條

正八位

少內記
八省少錄
內兵庫佑
葬儀佑
主船佑
縫部佑
隼人佑
少主鈴
呪禁師
藥園師
典革
大宰醫師

大宰少典
彈正少疏
土工佑
采女佑
漆部佑
織部佑
內禮佑
內藏少主鑰
針師
典履
大宰陰陽師
大宰少工

大宰算師　　中國椽
防人佑　　大宰主船
大宰主廚

以前上階

神祇大史　　中宮大屬
春宮大屬　　左右京大屬
大膳大屬　　攝津大屬
治部大解部　　刑部中解部
衞門大志　　左右衞士大志
判事少屬　　主水佑
主油佑　　內掃部佑
筥陶佑　　內染佑

舍人佑　主膳佑
主藏佑　按摩博士
衞門醫師　左右衞士醫師
三品家從　三品四品文學
職事二位家從　勳十一等

第十七條

從八位

神祇少史　中宮少屬
春宮少屬　左右京少屬
大膳少屬　攝津少屬
衞門少志　左右衞士少志
左右大舍人大屬　大學大屬

木工大属　雅樂大屬
玄蕃少屬　主計少屬
主稅少屬　圖書少屬
左右兵衞大志　左右馬大屬
左右兵庫大屬　少典鑰
按摩師　雅樂諸師
左右兵衞醫師　馬醫
四品家從　大國大目

以前上階

刑部少解部　治部少解部
左右大舍人少屬　大學少屬
木工少屬　雅樂少屬

玄蕃少屬　主計少屬
主稅少屬　圖書少屬
左右兵衛少志　左右馬少屬
左右兵庫少屬　內藏大屬
縫殿大屬　大炊大屬
散位大屬　陰陽大屬
主殿大屬　典藥大屬
主計算師　主稅算師
大國少目　上國目
一品家大書吏（サウクハン）　職事一位家大書吏
勳十二等

第十八條

大初位

內藏少屬
大炊少屬
陰陽少屬
典藥少屬
內膳令史
兵馬大令史
造兵大令史
典鑄大令史
內藥令史
官奴令史
園池令史

縫殿少屬
散位少屬
主殿少屬
正親大令史（サウクハン）
造酒令史
鍛冶大令史
畫工令史
掃部令史
東西市令史
鼓吹大令史
諸陵令史

贓贖大令史　　囚獄大令史
畫師　　大宰判事大令史
一品家少書吏　　二品家大書吏
職事一位家少書吏
以前上階
正親少令史　　兵馬少令史
鍛冶少令史　　造兵少令史
典鑄少令史　　鼓吹少令史
贓贖少令史　　囚獄少令史
內兵庫少令史　　土工令史
葬儀令史　　采女令史
主船令史　　漆部令史

縫部令史　織部令史
隼人令史　内禮令史
挑文師（アヤノシ）　大宰判事少令史
防人令史　中國目
二品家少書吏

第十九條

少初位

主水令史　主油令史
内掃部令史　筥陶令史
内染令史　舍人令史
主膳令史　主藏令史
染師　下國目

三品四品家書吏　　職事二位家書吏

以前上階

主鷹令史　　主殿令史

主書令史　　主漿令史

主工令史　　主兵令史

主馬令史　　職事三位家書吏

右は官位の名稱を列記したまでのものにて、今なれば官職等級表として一枚に印刷すれば却て一目瞭然たれ共、かやうに古來認めあるから、古風保存の爲め敢てせしなり、但し讀易からしめん爲めに、處々に假名を附し、又た第幾條と書きしは昌保の攙入なり、尙此職名の解は第二、第三、第四、第五篇までの職員令に讓る、

以上諸官職を長次官を以て區別せば、大約四等に大別せらる、左の如し。則ち四分四等の表と云ふ、

役所	長官	次官	判官	主典
神祇官	伯（カミ ハク）	副（スケ）	大佑 少佑（ゼウ）	大史 少史（サクワン）

太政官	太政大臣、左大臣、右大臣	大納言、中納言	左大辨、左中辨、左少辨、右大辨、右中辨、右少辨	大史、少史、大外記、少外記
八省	卿（カミ）（キヤウ）	大輔、少輔	大丞、少丞（ゼフ）	大錄、少錄（サクワン）
職（坊同此）	大夫	亮（スケ）	大進、少進（ゼフ）	大屬、少屬（サクワン）
寮	頭（カミ）	助（スケ）	大允、少允（ゼフ）	大屬、少屬
司	正（カミ）	ナシ	佑（ゼフ）	令史（サクワン）
內膳司	奉膳	典膳	ナシ	ナシ
署	首（カミ）		佑	令史
臺	尹（イン）	弼（スケ）	大忠、少忠	大疏、少疏（サクワン）
左右近衛府	大將	中將、少將	將監	將曹

府			國	郡	家	女官
左右兵衛 右右衛門	鎮守府	大宰府	上、大、中、下、	大、中、小、	親王、職事三位以上	
督（カミ）	将軍	帥（カミ・ソツ・ソチ）	守（カミ）	大領	令（レイ）	尚
佐（スケ）	副将軍（スケ）	大少弐	介（スケ）	少領	扶（スケ・フ）	典（スケ）
尉（ゼウ）	軍監	大少監	大少掾（ゼウ）	主政	従（ジウ）	掌
大少志（サクワン）	軍曹	大少典	大少目（サクワン）	主帳	書吏	ナシ

第二篇 職員令 九八拾條

職員令は、シキキンリヤウと訓みて仕官して居ル人の員數や、職務章程にして、令の集解には、官員令とも云ッてある、

第一條 神祇官條

神祇官

此役所は、朝廷にて行はるゝ神々の祭禮や、諸神社、諸神祇の事を管掌する役所にして、支那にては、禮部と云て尚書省則ち我國の太政官に屬すれ共、我朝にては太政官（則ち今の內閣）や八省の上に設置せられたるは、特に尊敬に緣由ある事とすべし、【字解】○神祇は、神は天神、祇は地神也、（令義解講義を參取す）

伯一人。掌ル神祇祭祀、祝部、神戸名籍、大嘗、鎭魂、御巫、卜兆、惣ニ判官事ヲ、餘長官判レ事准レ此ニ。

長官は、神々の祭禮、及び神社附屬の神主同く百姓の戸籍、大は大嘗祭、鎮魂祭、ミコや龜卜等惣べて此彼所に關する事を裁決するを掌ると云ので、他の役所の長官も事務を裁決する事此れに準ぜよと云ふ也、**字解**○伯は、伯父、伯母、伯仲、又婦人其夫を目して伯と云ふ伯にして和訓にては、ヲヤカタ、アニ、ヲサ、ヲヂ、ツカサ、等あるを以て假借轉用せしなるべし、○祝部は神社に仕ふる人にして、世人の所謂神主なり、則ち今の宮司、禰宜、祠掌の總稱と看做して可なり、ハフリは羽振にて、鳥の兩翼を廣げたる形容の祭服を着するより出たる名とも云ふ、○神戸は、昔し神社附の百姓の事で、此百姓より出す所の租稅は皆悉く其神社の費用に供したのである（第八篇戸令、第九篇田令の廿二條第十篇賦役令等參照すべし）、○名籍は、戸籍帳と云ふ如し、○大嘗とは、昔は其年々の新穀を、天子親ら諸神に供へ奉り玉ふ大祭なりしも、後には御代々の始めの年に行はせらるゝを大嘗祭と云ひ、毎年十一月に行はるゝを新嘗祭と稱呼を分つに至れり、○鎮魂は、人の魂を鎮める祭なり（以上二項、第六篇神祇令に至りて再釋せん）、○御巫はミコなり、○卜兆とは、古昔は鹿の肩胛骨を灼て卜へしなり、其後鹿卜廢れて龜卜盛となり、龜卜は龜の甲を曝しソレへ墨汁にて轡の形ちに肖たる物を描き、ソレをば白樺の木の葉にて燒き、更に洗ふて見れば、クツワ形に燒け込みたる所あるを見て吉凶を考ふるなりといへり（令義解講義、古名錄參取）

大副一人、掌同伯、餘次官不注職掌者、掌同長官。

次官は、長官を助け、其職掌は伯に同斷である、他の役所の次官も別に職掌を記載せざるものは此條の例に準ぜよと也、

少副一人、掌同大副、セフと訓みて、セウフクとは訓まぬ讀例也、

大祐一人、掌糺判官内、審署文案、勾稽失、知宿直、餘判官准此、少祐一人、掌同大祐、

大少祐は、役所内の裁判官にして、役所中の事を彈し、兼て大少史より書上ぐる文書を審査の上連署し、又た役所内の事務の遲滯、過失の有無及び宿直の人等を糺す役である、字解○勾は勘ふる也、稽は滯也、失は過失也、○知宿直とは、知は糺し行ふ、宿は晝使はるゝ也、直は夜使はるゝ也、

大史一人、掌受事上抄、勘署文案、撿出稽失、讀申公文、餘主典准此、

少史一人、掌同大史、

史官は、上官の命令を奉じて、記録すべき事を記し、又た文書を綴り、下級官の事務の遲滯過失を見出して、判官に申告し、或は既綴の文書を朗讀して上官に聽かしむ、他の役所の主典も

此に准ぜよと云なり、【字解】上は載せ、抄は記す也、

神部三十八、卜部二十八、使部三十八、直丁二人、

右八十二人は役所中の雜務に使役する者也、【字義】○神部は、相當官の無き官人にして、彈琴巫部、忌部、神服部等の如ならむ（宮內式、桃蘂殘暉、）○卜部は前述の龜の甲燒等の用を務むる者也、○使部は小遣頭の如き役、○直丁も、使ひヨボロと云て小使也、單に總稱して、ヨボロとも云ふ、日本紀に膕の字、古事紀に仕丁、共に脚力を云ふ辭にて人足の義とするもあり、延喜式に運脚をハコブヨボロとせり、軍丁をイクサヨボロ、荷丁をモチヨボロ、又た助丁（スケヨボロ）綱丁ツナヨボロ、抔多し、但し皆役人なる人より、

第二條　太政官條

太政官

太政官は今の內閣にして、天下の政事を悉皆統べ行ふ役所也、本條本文には、三局と區別の名稱を載記なけれ共、古來の學者皆各三局ありとせり、此三局にして百官有司を分擔統轄する事少納言以下の各本文に就て述べん、唐名、異名等は煩雜なるを以て省略す、

太政大臣一人

右師範一人、儀形四海、經邦論道、燮理陰陽。無其人則闕。

大政大臣は、天子の師範として、天下の龜鑑となり、國事を經營し、公道を論じ、陰陽の道をも和らげ理め、若し是等の高德を具有する人無き時は闕官として置くと也、

字解 ○太政大臣、漢名大相國一名太師一名大尉、今の總理大臣に當るものとす、○一人は、大臣の下にあるはニンと清音に讀み、師範の下にある人は、ジンと濁音にて讀む慣例であると名目抄に云へり、共に有職家の讀法たり、是は、敬意を表する爲め君臣の別を立たる讀例也、○儀形四海の儀形は二字共に則り也　集解卷の二、十三左に形は刑也儀刑なり、詩經の大雅文王の篇に、文王を儀刑とし、萬邦孚を作すとあり、四海は、四方の諸外國と云ふ如くにして、六蠻(南方外國總稱)、七戎(西方外國總稱)、八狄(北方外國總稱)、九夷(東方外國總稱)等の文飾語を採用しあるとすべし、○則闕官とは、古來太政大臣の異名となりてある也、此任に當る資格の有德者なき時は闕官空位として置るゝ故に如斯云へり、是亦、唐の百官志や、杜氏通典等に三師、三公の則闕官あるに依りしものゝ如し、○燮理、燮は和ぐなり、理は治むなり、

左大臣一人。掌統理衆務、擧持綱目、惣判庶事。彈正糺不當者、

兼得彈之。右大臣一人。掌同左大臣。

諸多の政務は無論、特に臨時の大事を處理し、大小の綱目を舉て管領し、惣て尋常の庶務をも判決し、兼て彈正臺、則ち今の檢事局と警視廳を倂合したる如き役所を置て、天下の不法非違を糺彈させてあるのであるけれ共、若し是役所の長官等が不法非違者を糺彈するに當りて、不當の事ある時は、彈正臺の役人を太政官に召喚して、左大臣之を糺問彈劾するのであるとなり、

大納言四人。掌參議庶事、敷奏、宣旨、侍從、獻替、

大納言は、太政官の次官にして四人あり、各右大臣以上と共に、天下の政事に參り議し、又た下より上に奏する事、上より下へ宣ふ事、或は侍從の如く、天子の傍らに侍して諫言を奏す事等を掌る役也、〇字解 納言とは、詞をイル、と訓みて、天子の爲には、喉舌の役にして、下情を上達し、上意を下達し、兼て參議の官となり、右大臣以上不在の時には、政務を專行すると也、〇參議とはマジハリ、ハカルと訓みて、官名となりしは、聖武朝にて、其出處は、文武朝の大寶二年（紀元千三百六十二年）に、大伴安麻呂外四人をして朝政に參議せしめられしと、此本文の熟字が嚆矢なるべし、〇敷奏は、敷は陳也、奏は進也、〇宣旨は、上の事を下にの玉ふと云ふ事

也、○侍從は、主上の傍らに侍べりて事に從ふ也、○獻替は、可事を獻じて、否事を替くる也、

少納言三人。掌奏宣小事、請進鈴印傳符、進付飛驛函鈴、兼監官印。其少納言、在侍從員内、

少納言の役は、凡て小事に關する事を或は奏し或は宣し、驛鈴及び太政官の内印、傳馬の符、又は、非常急用の早打ちを官より出さるゝ時に交付さるゝ勅符、官符を納れてある箱の出し納れ、兼て太政官の印を立ち合監察する事を掌る、但し禁中の出入頻繁の役故に主上掌侍の人ならでは便宜ならざるを以て、侍從職を兼ねしものとせり、

【字解】○奏宣は前述大納言の項にあり、○請進とは鈴印等を請け、御用の使者歸れば返し進ると云意也、○鈴は、驛鈴にして昔は御用の使者に渡されしスズにて、此鈴を振盪して往來を行き、驛馬を驛より出さして乘用に供したる也、其形ちは驛逓志稿の大日本帝國信書沿革圖第一頁に常陸名所圖繪にあるとして載せてある、○印は、内印にして天皇の御璽と云ふ、是は後宮(第三篇)の藏司の掌るものなりと也、○傳符は、傳符を出すに用ふるフダ也、○進付とは受授の如し、○飛驛は、早打の事、○函鈴は、勅符、又は官符を納るゝ箱にして、驛鈴の鈴とは別物也、又た内印は官印と云太政官の印と別物なり、尙詳解は、第二十一篇、公式令の第四十條

より四十九條に新解す、

大外記二人。掌勘造詔奏、及讀申公文、勘署文案檢出稽失。少外記二人。掌同大外記。

大少の外記は、中務省（今の宮内省の如し）の大、中、少の内記等の作りて檢閲審議を經たる詔書の還付あるを考へ正し、及び上奏文を勘へ造り、或は、大納言以上の長官等の勤務日數、及び行狀の如何を記したる書をは、判官たる少納言に朗讀し、文案を勘へ署し、又は役所內の事務の遲滯過失等を探索する事を掌るなり、（○[illegible]は第一篇神祇官に大概あるを以て茲に贅せず、

史生十人。掌繕寫公文、行署文案。餘史生准此。

史生は、公文を淨書して、其署名者の官職、位階、姓まで認め實名だけを記さず、是を署名すべき官員の處へ持ち行き本人に實名を書入れさすると云のである。

左大辨一人。掌管中務、式部、治部、民部、受付庶事、糺判官內、署文案、勾稽失、知諸司宿直、諸國朝集。若右辨官不在則併行之。

左大辨は、太政官は勿論、中務、式部、治部、民部、の四省を取締り、事ある時に監臨し、又

た上より下へ達する事を受けて、翌日中に必ず其役所へ達し、或は文案に署名して。過失遲滯の有無を勘合し、諸官省内、諸寮司の宿直・諸門の開閉等を取締り、尚此他、毎年の恒例たる十一月に全國の地方官が其國々の國政を上申し、及び屬僚等の考選の事を齎らして上京する事をも取締らねばならぬと云也、若し右大辨欠員の時には、右大辨の支配に屬する、兵部、刑部、大藏、宮内の四省をも取締るの規則であるから、此兼攝の時には、殆んど百官全部を支配するの觀あり、然れ共、其内、神祇官と東宮坊と彈正臺の三役所だけは、當該辨官の取締る關係はなしと也、**字解** ○辨官は大輙火(オホトモヒ)と訓みて、天武紀、和名抄、西宮記等に出してあるが、和訓栞にては、大給(オホタマヒ)の義、又た辨給(ワキマヘタマヒ)の意とある、○八省は下數條にのす、○受付は二十一篇公式令の第六十二條に詳述す、○宿直の門の說は、第十六篇、宮衞令の第四條第七條に詳解す、○朝集使も亦第十四篇、考課令の第一條又は二條に新解す、○辨官の事、高大夫實無の百寮和歌に、世を守る七つの星の誓をも知ることあれば辨てけり、抔ある也、

右大辨一人。掌管兵部、刑部、大藏、宮内、餘同左大辨。左中辨一人。掌同左大辨。右中辨一人。掌同右大辨。右少辨一人。掌同左中辨。右少辨一人。掌同右中辨、

左大史二人、右大史二人。左少史二人。右少史二人。左史生十人。右史生十人。

前記少納言のの下に外記あると同じ、該辨官の下に大少史、史生の書役的の主典ある也、

左官掌二人。掌通傳訴人、撿校使部、守當官府、廳事舖設。右官掌二人。掌同左官掌、

クワシヤウと云役は、太政官へ訴へ出るを取次ぎし、小遣的の役人衆を取締り、役所の倉庫等を守り、又た役所内の敷物抔の事を掌るなり、官はクワンと讀ますクワと讀む例也○ ○

通傳は取次也、

右は既に、本篇第一條神祇官の終りに述たり、

左使部八十人。右使部八十人。左直丁四人。右直丁四人。

巡察使。掌巡察諸國。不常置。應須巡察、權於内外官、取清正灼然者充。巡察事條及使人數、臨時量定。

巡察使と云役は、常置の役に非ずして、臨時官である、何か地方等に視察すべきの事を發せば

假りに中央政官又は地方官の內に於て、淸廉潔白嚴正の著き人物を選擇任用して、其事柄を視察せしむ、ソレに使用する所の人數等も亦臨時に定むと也、○字解 巡察使は持統朝の八年七月に始まり、其後各時代に於て名稱を異にす、則ち鎭撫使、節度使、觀察使、按察使、の如し、○灼然は著しき也、

第三條　中務省條

中務省　管職一、寮六、司三。

本省は、宮內省の如くなれ共、表向の國政に專ら關する事務を管掌する役所也、一職六寮等の役所は下に載せり、字解 ○中は禁中の意にて外に對する心なり、○務は集解釋云政なり○省は、同書に、明なり、察なり、とありて明察吟味するの意にして、役所の名に轉借せしは前漢の昭帝時代に創まれり(約紀元五百八十年頃)

卿一人。掌侍從、獻替、贊相禮儀、審署詔勅文案、受事覆奏、宣旨勞問、受納上表、監修國史、及女王、內外命婦、宮人等名帳、考敍、位記、諸國戶籍、租調帳、僧尼名籍事。

中務卿は、侍從の上奏、宣命、天子の行儀、詔書、勅旨の文案審査署名、主上より慰問、慰勞、

郊勞等の宣命、上表の受納、國書等の編修する國史の監修、女王、女官、皇后宮職の諸役所、叙位、縫殿方、乳母、歌女等の名籍、全國の戸籍、租税の帳簿、僧侶の名籍に至るまでを管掌する役也、〔字解〕○卿は、集解の釋に云く、明なり、白虎通に曰く、臣たる道を明にするを以て卿と云ふ、○侍從獻替は前條大納言に述ぶ、○詔勅の事は、第二十一篇公式令に至りて詳述す、○審署は、詳査署名の如し、○宣旨、勞問は、第十七篇軍防令の第十八條第十九條に詳述す、○女王、命婦、宮人は、下の後宮職員令第十六條に述ぶ、○戸籍は、本篇第廿一條民部省、第八篇、戸令に詳解す○考叙は、第十二編、選叙令、第十四篇考課令に述ぶ、○租調は、第十篇、賦役令に。僧尼の事は、第七篇、僧尼令に述ぶ、以下皆各科專任の事は各主令に譲る讀者諒せよ、

大輔一人。掌同卿。唯規諫。不獻替。少輔一人。掌同大輔。

次官は、何れの役所も皆各長官を輔くる役なれば、其職掌も亦大抵同事にして、偶些少の差あるのみ、此次官も亦長官の如く、主上の善否を諫むれ共、長官や太政官の大納言の如く、主上が何と仰せられようが、ソレを取替ると云所まではせぬと云だけの差がある而已、然れ共本省長官欠官の時には長官と同じく獻替する事を得るとなり、少輔亦然り、〔字解〕規諫は、恩を以て君を正すを規と云ひ、義を以て主を匡すを諫と云ふ、則ち小區域の獻替として可なり。

大丞一人。掌宮人考課。餘准神祇大祐。少丞二人。掌同大丞。

大錄一人。少錄三人。史生廿人。

大丞は、各省の判官と同職同事なれ共、只爰にては、該官は、女官の奉公の良否を正して年末等の考課を掌る、大錄以下は書記の如き事務を執る等主典の如し、

侍從八人。掌常侍、規諫、拾遺補闕。

侍從は、常に天子の側らに侍り坐て、天子の過りありし事あらば、お諫め申し、又たお忘れの事あらばお告げ申し、又た闕かせ玉ふ事あらば補ふ事を掌る役也、**備考** ○規諫は次官の項に出せり、實例は世人の能く讀む所の唐の貞觀政要第四卷にある、○拾遺補闕とは侍從の唐名也、

內舍人九十人。掌帶刀宿衞、供奉雜使、若駕行分衞前後。

此役人は、帶刀宿直して宮中を守り、或は雜用の使を致し、行幸の時には、鳳輦の前後を分衞する也、**備考** ○內舍人は、隨身の事にして、大抵は五位以上の門閥の子弟が始めて任官さるゝ時の役也、故に藤原の武智麿公でも初めは該內舍人を勤務されたる也、舍は周禮地官の注に宮の如くとあるから、宮人と看て可なり、雛遊びに飾る矢大臣、又は淺草寺の隨身門に在る隨

身などは是等を模倣せしなり、内舍人は文武朝の大寶元年(千三百六十一年)六月癸卯(二日)に創設ありしと、講令備考卷之一に、續紀卷の二第五張左四行に記載せり、

大内記二人。掌造詔勅、凡御所記錄事。中内記二人。掌同大内記。少内記二人。掌同中内記。

内記の役は、詔書、勅書、凡て御所内の記錄を作るなり、字解 ○内記は、唐名中書舍人、

大監物二人。掌監察、出納、請進管鑰。中監物四人。掌同大監物。少監物四人。掌同中監物。

宮中御物の出し納れ、(但し納れは殆んどなき程なり、)倉庫の鍵の請渡しを掌る、又た諸門の鍵は闈司(后宮職員令)と云ふ女官の掌る所なり、抑此役所の役人は、鍵を掌る事であるから、本省一般に何れの役人にもせよ、三等親以内の近き身内ちの者は勤務をさせぬと云嚴律である、等親の事は、第十八篇第廿七條儀制令、近親は同省内に勤務出來ぬと云事は、第十二篇選叙令第七條に詳述す、

史生四人。

大主鈴二人。掌出納鈴印傳符、飛驛函鈴。少主鈴二人。掌同大主鈴。

此役人は、鈴、印章、傳符、又は鈴を容れたる飛驛函を預り居ると云だけの役也、委しくは、本篇第二條、太政官少納言の項、及び第二十一篇、公式令の第四十一、四十二條參看すべし、

大典鑰二人。掌出納管鑰。少典鑰二人。掌同大典鑰。

官庫の鍵を掌る役にして、鍵の出し納れをする也、

省掌二人。掌通傳訴人、撿校使部、守當省府、廳事鋪設。餘省掌准此。

前條、太政官の官掌に同じ、

使部七十人。直丁十人。

是亦、太政官等に同じ、

第四條　中宮職條

中宮職

皇后宮に關する役所なり、[義解] 中宮とは太皇太后、皇太后宮、皇后宮の三宮と總稱す、然れ共、時代に依ては、皇后宮而已の稱とせし事もあり、今は、皇后宮職と云ふ、

大夫一人。掌吐納啓令。亮一人。大進一人。少進二人。大屬一人。少屬二人。舍人四百人。使部卅人。直丁三人。

○[義解] 太皇太后は、天子の御祖母、皇太后宮は、天子の御母、皇后宮は、天子の御奥様、○大夫は、ダイブと訓みて此役所の長官也、唐名は長秋監と云、俊成卿は此職にありしを以て詠草を長秋詠草と云、○亮は次官○大進等皆第一篇官位令に附せし四等の表の如し○吐は、上より下へ仰せらるゝ事○納は、下より上へ申す事、○啓令は、皇后、東宮に用ふる詞にして、天子に奏勅を云ふ如し、則ち啓は下より申す詞にして、天子に申す事を奏と云如し、令は、上より仰らるゝ事にて、天子に勅と云ふ如く也、○舍人は、相當官なし、御所の宿直する役人なり、

第五條　舍人寮條

左大舍人寮。右大舍人寮准此。

大舍人は、內舍人に對する稱呼にして、大藏省に對する、內藏寮の如し、[義解]○寮は、爾雅の

釋詁に官なりとあるに因て、役所に用ゐしならむ、現今はトネリとして別個の役所なし。

頭一人。掌ル二左大舍人ノ名帳、分番、宿直、假使容儀ノ事ヲ一。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。大舍人八百人。使部廿人。直丁二人。

長官は、大トネリの名簿、當番、宿直、處勞休み、公用の御使ひ、行儀作法則ち大舍人の立居振舞等の事を掌るなり、助、允、屬は、他役所の四等と其例同じ、○假使 假はケと讀みて、休暇の事である、一般官員の休暇は古昔は六暇と云て、六日に一日宛の休みがあツたが、其休みでなく、こゝでは自己の事に依て休むのである委しくは第廿五篇假寧令に詳述す、○使、は公の使也、十三條式部省、獄令の二、三、四、五條參看すべし、○大舍人は、行幸の時、鳳輦の前后を護衞する役故に、容儀が嚴しいのである、考課令三十一條參看すべし、

第六條　圖書寮條

圖書寮

頭一人。掌ル二經籍、圖書、修ニ撰シ國史ヲ一、內典、佛像、宮內ノ禮佛、校寫。

裝潢功程、給紙筆墨事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。

長官は、五經、左傳、河圖、洛書、其他諸史百家の類、又は國史の撰修、佛經、佛像、御所内の禮佛、則ち宮中の佛事、例之は金光明會、或は臨時に行せらるゝ大般若經の轉讀等の類校正謄寫、表裝の仕事、紙筆墨を給與する事までをも掌るなり、次官以下他役所の例に同じ、

○字解 河圖は易の八卦、洛書は書經の洪範、校寫は、經文を寫して校正する也、○裝潢は今は一般に經師又は表具とか、表裝とか云へり、裝は紙を裁り治むるなり、潢は紙を染る也、則ち紺紙、黃紙等を製するを云ふなり、委しくは昭代叢書の甲集に收載せる裝潢志を參看すべし、○功程は、人工と云ふ如し、詳細は、第廿篇營繕令の第一條に新解す、現今の圖書寮は、書物の保管と、皇統譜及び皇族方の戸籍等に關する事務を掌る如し、

寫書手廿人。掌校寫書史。裝潢手四人。掌裝潢經籍。造紙手四人。掌造雜紙。造筆手十人。掌造管。造墨手四人。掌造墨。使部廿人。直丁二人。紙戸。

寫字生が四人、表具師が四人、紙漉四人、筆匠十人、墨作り四人、小遣等廿二人、其他御用製紙の家と云なり、字解 〇管は筆也、〇紙戸は製紙の御用百姓にて本寮の支配なり、

第七條 内藏寮條

内藏寮

大藏省は天下の倉庫にして、天下の諸税を呑吐するが、ソレに對して、是は内裡の大藏省ゆへに、内の藏のツカサと云なり、

頭一人。掌金銀、珠玉、寶器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇瑋之物、年料供進御服、及別勅用物事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。

長官は、金銀、珠玉、金樽銀瓶、綾羅錦繡、五彩七色の絹織物、絨氈、或は虎の皮の蒲團、諸外國より奉りし珍奇の物品、天子年中のお召物、及び別に仰せ付の品物等の事を掌るなり、助、允、屬、は他役所の例に同じ、　〇瑋は、小中村淸矩の令義解講義に、博雅に重也とあり、奇重すべきを云ふ、

大主鎰二人。掌主當出納。餘主鎰准此。少主鎰二人。掌同大

主鑰。

鍵預り官と看做て可なり、

藏部四十人。價長二人。掌平物價市易。餘價長准此。

藏預が四十人、評價長二人を以て物品の中直相場を立てゝ買上げ又は拂ひ下げ、或は時として貿易するのである、字解 平は、秤也。

典履二人。掌縫作靴履鞍具及撿校百濟手部。百濟手部十人。掌雜縫作事。使部二十人。直丁二人。百濟戶。

典履は、お召の靴や馬具及び之を製造細工する者共を支配するなり、字解 ○クダラ、テヒトは、其祖先朝鮮より移住したる技術者の後裔にて、皮細工の御細工人なり、百濟戶の内より番を立て勤むるなり、因に古記に、左京に六戶、紀州に四戶ありしと云ふ、近代まで穢多と賤稱したる者は、此種の類を云ふなるべし、

第八條　縫殿寮條

縫殿寮

裁縫の事を掌る役所也、

頭一人。掌下女王及内外命婦、宮人名帳、考課、及裁二縫衣服一纂組一事上。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。使部二十人。直丁二人。

後宮中の內侍以下、十二の役所中の女官の名簿、衣服の裁縫、組物、編物、等の事を掌るなり。則ち女官の每日の勤惰、手技の進步、等を錄し、他日本省に具申して考第賞賜の用とす、

第九條　陰陽寮條

陰陽寮

本寮は、天文、曆數、占候、卜筮の事を掌る役所なり、今の天文臺に曆とトへあるが如し、

頭一人。掌二天文、曆數、風雲氣色、有レ異密封奏聞事一。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。

日月星辰の運行、曆みを作りて時を授くる事、五色の彩雲を見て吉凶を察し、十二の風氣を伺ふて、妖祥を知り、或は非常に異變の兆あれば、中務省の長官にも見せず、密封して・直ちに

主上に奏上する事を掌る也、呂保曰本寮に關しては古史上、如何は敷事少からず、時代上下文野の度を察せずんばある可からず、

陰陽師六人。掌占筮相地。陰陽博士一人。掌教陰陽生等。陰陽生十人。掌習陰陽。

地相、家相、人相等を占ひ、八卦をやるもの六人、其道の物知一人、生徒十人を教授す、

暦博士一人。掌造暦、及教暦生等。暦生十人。掌習暦。天文博士一人。掌候天文氣色、有異密封、及教天文生等。天文生十人。掌習候天文氣色。漏刻博士二人。掌率守辰丁伺漏刻之節。守辰丁二十人。掌伺漏刻之節、以時撃鐘鼓。使部廿人 直丁一人。

暦の博士一人、暦を造り、暦學生を教育し、暦生は暦學を習ひ、天文先生も亦天體を察し異變あらば秘密封書にて天子に直奏し奉る也、時計博士は、時守をして、時刻々々に、鐘太鼓を叩かして、時刻を報せしむる事を掌り、是に駈使する雜丁廿二人とす、**字解** ○漏刻は、水を漏らして計る時計なり。○守辰丁は、時もり也、萬葉集卷第十一に、とき守の打ならす鼓かぞふ

れば辰にはなりぬあはぬもあやし、

第十條　畫工司條

畫工司

彩色畫を書き認むる等の事を掌る役所也、大同三年に工匠寮に合併せり、（内禮司と同日）

正一人。掌繪事、彩色、判司事。餘正判事准此。佑一人。令史一人。畫師四人。畫部六十人。使部十六人。直丁一人。

司の字を役所に附けられたるは、是が始である、餘の正云々等は、他の役所に準讀首肯すべし、

字解　○佑はジヨウと訓む丞に同じき如し、○令史はサクハンと訓み、屬に同じき如し、

第十一條　内藥司條

内藥司

天子、皇后、東宮等の供御の藥、及び名香を調合して奉る役所也、千五百五十六年、宇多帝の寛平八年に典藥寮に合併されたり。

正一人。掌供奉藥香、和合御藥事。佑一人。令史一人。侍醫

四人。掌供奉診候、醫藥。藥生十人。掌搗篩諸藥。使部十人。
直丁一人。

正は、藥品、名香を供奉し、陛下等の召さるゝ御藥を調合し、侍醫は、龍顏等を望診し、醫用の藥劑を奉り、藥劑生は、諸藥を搗き碎き、或は切剉み、或は篩ふ事を掌り、是に要する下た働き小遣合計十一人なり、第四十四條典藥寮、第二十四篇醫疾令參看すべし、

第拾二條　内禮司條

内禮司

宮中の儀式取締向きを司る役所にして、是も亦大同三年正月壬寅に彈正臺に合併せられたり、

正一人。掌宮内禮儀、禁察非道。佑一人。令史一人。主禮六人。掌分察非違。使部六人。直丁一人。

御所内の儀式、及び不法者を取締る事を掌る【字解】○宮内とは、宮閤門の内を云ふ、則ち御所なり、此中に紫宸、清涼の二殿及び諸後宮ある事、大内裡圖を見て知るべし、門鑑等の事は古今大同小異ならむ、

式部省。管二寮一。

本省は、大學、散位の二寮を管領し、文官の行蹟則ち品行の良否、職務の忠否勤惰を各役所の長官より上申し來るを、更に審査し太政官に進達して黜陟を行ふ也、詳細は、第廿一篇公式令第十四編考課令、第十二篇選叙令、第十五篇祿令　第十一篇學令、第三篇田令、第廿五篇假寧令、第廿九篇獄令等に讓る、本省今は、宮内の一職となり權限甚だ縮小にして、祭典儀式に止まる如し、

卿一人。掌下內外文官名帳、考課、選叙、禮儀、版位、位記、校二定勳績一、論レ功封賞、朝集、學校、策二試貢人一、祿賜、假使、補二任家令一、功臣家傳田事上。大輔一人。少輔一人。大丞二人。掌レ勘二問考課一。餘同二中務大丞一。少丞二人。掌同二大丞一。大錄一人。少錄三人。史生廿人。省掌二人。使部八十人。直丁五人。

長官は、中央、及び地方文官の名簿、又た雜色とて、四等の外、官位相當なき番上の官員即ち

輕き役人衆の名簿、考課、敍位、儀式或は儀式の際の席次幷に位記の木標、位記、勳績の校定、功の大小多少に依て賜はる封戸賞與、朝集使の事、諸國學校より送り遣せし學生の試驗、休暇、位祿、季祿、各皇族則ち宮樣方の家令の補任、功臣に賜はる田地、等の事を掌る、【字解】○朝集は、隋志に、毎年元日に各地方廳より使を上京さする、之を朝集使と云ふ委しくは考課令の五十九條に述ぶ、○策試は、試檢の事委くは學令考課令に新解す、○貢人は、地方の學校にて卒業したる學生の內、秀才の者を京へ上す之を貢人と云委くは考課令の末に述ぶ、○假使の假は第廿五篇假寧令に、使は、廿九篇獄令に新解す、此他、考課、祿、選敍等の注釋頗複雜なるを以て各同名令の篇に至て詳解す、

第十四條　大學寮條

大學寮

唐名、は國子監、近代は學事旺盛に趣きし爲め規模甚だ大となりて、文部の一省を置くに至れり、

頭一人。掌簡試學生、及釋奠事。

學生を簡び試み、毎年春秋二回、孔子の祭典を營む事を掌る、釋奠、及び學問の次第等第十一

篇學令に至りて詳解す、

助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。博士一人。掌教授經業、課試學生。助教二人。掌同博士。學生四百人。掌分受經業。音博士二人。掌教音。書博士二人。掌教書。算博士二人。掌教算術。算生三十人。掌習算術。使部廿人。直丁二人。

經學、音樂、算術、習字を教ふる博士及び授かる學生等は右の人數にして、是亦學令に讓る、

第十五條　散位寮條

散位寮

有位無官の人則ち今で云へば休職、非職、退職、豫、後備軍人等の如き人而已を取扱ふ役所なり、

字解　○散は、閑散、散人など云散也、

頭一人。掌散位名帳、朝集事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。史生六人。使部廿人。直丁二人。

長官は、中央地方文武官を分たず、非役有位の名簿を造りて取扱ふ也、助は次官、允は判官たる事他役所に同じ、

第十六條　　治部省條

治部省。管寮二、司二。

本省は、音樂の役所、又た今の外務省の極めて小規模なる如きをも含める役所、及び廟陵、葬禮等の事を管する也、

卿一人。掌本姓、繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈賻、國忌、諱、及諸蕃朝聘事。大輔一人。少輔一人。大丞一人。少丞二人。大錄一人。少錄三人。史生十人。

五位以上の諸家の系圖、相續、婚禮、又た天地の瑞祥、葬式、贈位贈官香奠祭粢料、或は、先帝崩御の忌日、及び諱、又た外國使臣、僧侶の來朝來聘等の事を掌る、字解 ○本姓は昔に氏(ウヂ)カバネを非常に貴んだもので則ち氏族制であッたから、其詮議が厳しかッたのである○相續、婚姻の事は、第十三篇、繼嗣令に新解す、○祥瑞、是も亦古へは非常に氣に掛たものであるから、其一端を解せんに、祥瑞をば、大中上下の四瑞に區別し、大は、景星、慶雲、麟鳳龜龍、

天鹿、醴泉、上瑞は、白狼、赤兎、玄鶴、赤烏、中瑞は、白き鳩、雀、烏、雉、五色の雁、赤狐、青熊、下瑞は、嘉禾、芝草、連理の樹木、等にして詳解は第十八篇儀制令第八條に述ぶ、○喪葬は第廿六篇同名令に至ッて新解す、○贈賻は、官位に贈る、財貨に賻と云ふと義解の說也、○諱は、支那にては、非常に嚴にして史上其文字を取換ある事甚少からざれ共、我朝にては、古は詞ばだけなれ共三代則ち今上、先帝、先々帝の諱を忌むとあれ共、近代は三代に及ばざる如し○蕃は、外國と云意にて、古は主に朝鮮と支那、を云ふなり、○朝聘は、外國の天子自ら來るを朝と云ひ、臣下をして來らせらる使を聘と云、

大解部四人。掌﹅鞫﹅問譜第爭訟﹅。少解部六人。掌﹅同﹅大解部﹅。

○新解 解部は、系圖訴訟の裁判官にして、大學の教授とか、今にして云へば、諸役所の技師の如きものにて事務家に非ず、

省掌二人。使部六十人。直丁四人。

第十七條　雅樂寮條

雅樂寮

朝庭に行はるゝ、音樂之に附屬する樂人等の事を取締る役所なり。

頭一人。掌文武雅曲正儛。雜樂、男女樂人音聲人名帳、試練曲課事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。

長官は、文武の正しき歌舞、雜の歌舞、歌舞に要する男女の名簿、及び練習試檢等の事を掌る、

【字解】○文武は、矛盾を持て舞ふを武の舞、持たずして舞を文の舞と云ふ、詳細を知らんとする學者は大日本史の禮樂志、故實叢書中の舞樂圖及圖誌等外專門家に就て研究を試みられよ、

歌師四人。掌敎歌人歌女。歌女師二人。掌臨時取有聲音堪供奉者敎之。歌人三十人。歌女一百人。儛師四人。掌敎雜舞。儛生百人。掌習雜儛。

歌を敎授する男女の師匠は、皆世襲の業なり、但し臨時に音聲の達者なる者を採用して敎授する事もある、舞も亦然りとす、○雜舞は風俗の歌や舞と云如し、○歌女師二人、は義解に師二人とあり。

笛師二人。掌敎雜笛。笛生六人。掌習雜笛。笛工八人。

以上は我國の樂にて、唐樂以下は、笛を吹く者自ら其樂生中にあるものとす。

唐樂師十二人。掌教樂生。高麗、百濟、新羅樂師准此。樂生六十人。掌習樂。餘樂生准此。高麗樂師四人。樂生二十人。百濟樂師四人。樂生二十人。新羅樂師四人。樂生廿人。伎樂師一人。掌教伎樂生。其生以樂戶爲之。腰鼓生准之。腰鼓師二人。掌教腰鼓生。使部廿人。直丁二人。樂戶。

【字解】○蘭陵王は、壹越調の唐樂にして、賭弓、競馬、相撲等の節に用ふ、青海波は、盤渉調の印度樂なれ共、やはり唐樂の部に入れて敎へ習ふなり、共に各左り舞とす、○納蘇利は、壹越調の高麗樂にして右舞なり、○伎樂は、一種別の樂にして、古昔專ら佛事に用ふ、今尚法隆寺や西大寺に此樂の面及び裝束あると云へり、○腰鼓は、呉樂に用ふる處の物にして、和名抄にクレ(呉)皷と云ふ、則ち大つゞみの事也、樂戶は、徳川時代に於ける、三河萬歲の如く樂人の民家なり、大寶時代にては、大和國城上郡杜屋村であッたと云事也、

第十八條　玄蕃寮條

玄蕃寮

今の外務省の狹小なる如き役所と想察すべし主に僧侶及び外國客を司れるなり、字解○玄蕃は集解に、玄は遠なり、蕃は蕃也、遠方の諸蕃を管するの義とあり、又一說には玄は黑きにして、墨染の衣の意にて僧尼を暗示し、蕃は外國の義なりといへり、昌保曰如斯論說を喋々する時は、一言一句と雖も殆んど際限なきが如し故に省略す、

頭一人。掌佛寺、僧尼名籍、供齋、蕃客辭見讌饗送迎、及在京夷狄、監當館舍事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。史生四人。使部廿人。直丁一人。

長官は、佛寺、僧尼の戶籍、供養、外國客の來往に就きての接待饗宴、送迎、及び在京外客の宿泊する館舍を監督するのである、字解○供齋は、食物貨財を施す事にして供養の事也、○辭見、集解釋に離別尊者曰辭、面參曰見とあり、今云ふ暇乞と見參の如し、

第十九條　諸陵司條

諸陵司

天子の諸陵、則ち御代々の御陵に就て取締る役所なり、

正一人。掌祭陵靈、喪葬、凶禮、諸陵、及陵戶名籍事。佑一人。

令史一人。土部十人。掌㆑賛㆓相凶禮㆒。員外臨時取充。使部十人。
直丁一人。

長官は、御陵の靈を祭り、喪中の禮式、御葬送の儀式、諸陵及び御陵守等の戸籍を掌り、『ハジべ』は、埋棺に關する助手の如き役なり、【学解】○祭陵靈とは、昔は、十陵八墓と云て、最も尊重すべき、天子及び皇族或は臣下の内にて祭るべきみ靈に毎年十二月御初穗を供ふる事なり、○陵戸は、陵守(ハカモリ)にして委くは第八篇。戸令第四十二條第廿六篇喪葬令第一條に述ぶ、○土部(ハジベ)は、土偶人を製造して陵墓前に立て、或は墓穴に納めて、棺を埋藏等する役也、

第廿條　喪儀司條

喪儀司

葬送の際に棺に附隨して持行く器具を取締る役所なり、

正一人。掌㆓凶事儀式、及喪葬之具㆒。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。

喪中の器、葬送の時の具に就ての儀式等を司るなり、委くは、第廿六篇、喪葬令に述ぶ、

第廿一條　民部省條

民部省。管寮二。

唐名、戸部にて、戸籍、租税、道路山川等の事を管する役所にして、今の内務、大藏の二省中の一部と賞勳局を合併せし觀あり、主計、主稅の二寮を支配す、和名タミノツカサと訓む、

卿一人。掌諸國戸口名籍、賦役、孝義、優復、蠲免、家人、奴婢、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事。大輔一人。少輔一人。大丞一人。少丞二人。大錄一人。少錄三人 史生十人 省掌二人。使部六十人。直丁四人。

長官は、全國の戸籍、正租雜稅、孝子、義僕、賞與、免稅、家來、僕婢、道路、橋梁、河港、渡船場、溝渠、沼池、山川藪澤、田地等の事を掌る也、字解 ○優は、孝子義僕に賞賜するを云ふ也、○復は、課役を免除する事也、○蠲免は、無利子の貸米、又は既に貸附ありし米穀を免除或は年賦に返濟さするを云ふ也、詳解は、第八篇戸令、第十篇賦役令、第卅篇雜令に新解すべし、

第廿二條　主計寮條

主計寮

和名抄に、カズフルツカサと訓ませて、今も大藏省の中に主計(シュケイ)局とてある如く、總豫算總決算をする役所にて、古は毎年八月諸國より上納する處の織物其他國々の土宜(サンブツ)をば金のない時代の事とて、税として納めたものである、夫等の總額を記載せる主計簿の納まる役所にして、一切の用度を勘定する也、此寮(ヤクショ)の官員をば唐六典に、度支郎中と云へり。

頭一人。掌計納調及雜物、支度國用、勘勾用度。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。算師二人。掌勘計調庸及用度。史生六人。使部廿人。直丁二人。

長官は、織物、紙類、紅花、茜、雜菜、雜魚等過不足のなきやうに勘定して、諸役所に充てはかる事を掌る、算師は算盤にてする事務役なり、【字解】○支度はハカル也、用度は、ヤウドと訓むべし、詳解は、第十四篇考課令の主計の最に述ぶ、

第廿三條　主稅寮條

主稅寮

諸國より納むる、米穀、及び倉庫を取締る役所也、【字解】○和名チカラと訓みて、民力の意な

り、

頭一人。掌倉廩、出納、諸國田租、舂米、碾磑事。助一人。大允一人。小允一人。大屬一人。少屬一人。算師二人。掌勘計租税。史生四人。使部廿人。直丁二人

長官は、米廩米穀の出納、諸國の田租、白米、杵臼を掌る、算盤方は、勘定而已する也、〔管見〕○倉はモミ藏にして、廩は米藏也、○碾磑は、諸説あり、余は義解を採用して、碾をスリ臼、磑をツキ臼とした方最も實際に適合すと思ふ、此臼我國にては高麗人なる僧曇徵の創造が濫觴の如し、楊子方言卷三、通雅卷廿四雜用十三張左、和爾雅卷五、東雅器用篇、三才圖繪、和漢三才圖繪、社會辭彙、等佗諸書参考す、

第廿四條　兵部省條

兵部省。管司五。

本省は、今の陸海軍を併轄したる如し、馬牛、兵器、軍樂、船舶、鷹犬の五役所を管する也、

卿一人。掌内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、朝集、祿賜、假使、差發兵士、兵器、儀仗、城隍、烽火事。大輔一人

少輔一人。大丞一人。掌准ニ式部大丞一。少丞二人。掌同大丞。
大錄一人。少錄三人。史生十人。省掌二人。使部六十人。
直丁四人。

長官は、將校以上の軍籍、檢閲、選拔敍勳、位記、下士以下の軍籍、朝集使（第十四篇考課令の一二條）又た祿を賜はる事、或は軍人等が兩親の疾病死亡等の爲に休暇を請ふ事、或は兵士を派遣し。兵器儀仗、城郭要害晝夜の狼烟等の事を掌る、〔字解〕〇假使は、第十三條式部省に云し如く假寧令に述ぶ、其他の四司は總て第十七篇軍防令に、牛馬は廿三篇廐牧令に至りて新解す、〇兵器は征伐戰爭の用器也、儀仗は、禮容儀式時の飾りある刀劍の類也、

第廿五條　兵馬司條

兵馬司

本條は軍馬のみならず、公私の牛馬をも關轄する役所なり、今の馬政局の如きをも含めり、

正一人。掌牧、及兵馬、郵驛、公私馬牛事、佑一人。大令史一人。少令史一人。使部六人。直丁一人。

牧場内の牧馬を取て、軍馬に仕立、或は驛馬或は傳馬或は諸役所使用の馬、及び官馬に非ざる人民私有の馬牛の事迄をも管ると也、

第廿六條　造兵司條

造兵司

本司は兵器を造る役所にして、今の兵器廠に當れり、

正一人。掌下造二雜兵器一、及工戸戸口名籍事上。佑一人。大令史一人。少令史一人。雜工部廿人。使部十二人。直丁一人。雜工戸。

長官は、種々の兵器を製造し、職工の戸籍等を掌る、【字解】雜工部は、工夫等を進退する役なり、○雜工戸とは、甲冑(コロヒカブト)、刀劒(カタナ)、矛盾(ホコタテ)、弓矢等を作る御細工人の家と云ふ如し。

第廿七條　皷吹司條

皷吹司(クスイシ)

軍樂の役所也。

正一人。掌調習鼓吹事。佑一人。大令史一人。少令史一人。吹部卅人。使部十人。直丁一人。鼓吹戸。

長官は、軍樂を練習さする事を掌る、【字解】○鼓吹（クスイ）は、陣太鼓及び陣笛にして、源平時代以來は陣太鼓陣貝となり、今は喇叭及び太鼓となれり、○鼓吹戸は、前條雜工戸の例の如し以下各條末之に準じて首肯すべし、

第廿八條　主船司條

主船司

軍艦は勿論凡て船舶の事を管する役所なり。

正一人。掌公私舟楫、及舟具事。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。船戸。

長官は、軍艦及び公私の船舶又た之に附屬する船具一切の事を掌る、【字解】○船戸は、フナモリべにして船員の家と看做て可なり、官船の事は、第廿篇營繕令の第十三、十四、十五條に詳解す、

第廿九條　主鷹司條

主鷹司

鷹狩用の鷹と獵犬を馴養する役所也。

正一人。掌調習鷹犬事。令史一人。使部六人。直丁一人。鷹戸。

長官は、鷹狩用の鷹と、獵犬に技能を練習さする事を掌る、

字解 ○鷹の事は、正續群書類從、鷹の部に收載せる廿五部の書、及社會辭彙に委し、其の名稱等は、藝苑日涉卷之十二、社會辭彙等を參看せば、其大體を首肯せらるゝなるべし。

第卅條　刑部省條

刑部省。管司二。

本省は、和名抄にウタヘ。タヾス。ツカサと訓して、今の司法省が、裁判所を兼たる如き役所也、贓贖、囚獄の二役所を管轄す、

卿一人。掌鞫獄、定刑名、決疑讞、良賤名籍、囚禁債負事。大輔一人。少輔一人。大丞二人。少丞二人。大錄一人。少錄二

人。史生十人。

長官は、下役則ち、解部等が訴訟人を尋問したるのを、重ねて尋問し、而して、少判事以上の役人等と協議の上、流罪とか、死罪とかの刑を定むる事なり、或は疑獄を評議し、或は良民賤民等の訴へたる書類の檢閲、又た、未決既決にて監獄へ入れられ居る者、或は保釋出獄の者共、及び賄賂苞苴、贓物、贖罪金則ち換刑金等の事を掌る也、

字解 ○鞫は、尋問の意にして、獄は、訴訟の義也、○刑名は、笞、杖、徒、流、死の五刑罪とす、○讞は、正也、訴訟を評し、罪を議し、或は疑ひ等の意義を有する字也、○良は、戸主以上の人民にして、賤は、奴婢等を云ふ、○名籍は戸籍の如くなれ共、本篇廿一條、民部省の條等にある名籍とは其意義を異にす、コ、では、訴訟用の書類也、○囚は、俗に所謂牢屋にて、一名囹圄、今は監獄と云ふ、禁は、制也、戒也、止也、謹也、又た禁固、禁制、禁斷、禁止、禁獄等の熟字あり、第廿九篇獄令には、梏禁、追禁、散禁等の名あり、詳細は獄令に述ぶ、○債負は、今の債權、債務の債にて、借金の事なり又た金を貸して徵收の出來ないもの、借りて返濟せざるもの、又は賄賂、贓、贖金も此中に含有しある也、但し第廿九篇、獄令の第壹條を參看すべし、

大判事二人。掌案覆鞫狀、斷定刑名、判諸爭訟。中判事四人。

掌同二大判事一。少判事四人。掌同二中判事一。

大判官は、解部に於て初審したるを、再審する役員なり故に、長官に於ては第二審に當る也、

大屬二人。掌レ抄二寫判文一。少屬二人。掌同二大屬一。

屬官は、判決文を認むるの外、一般省內の事務を執る事は、本篇第一條神祇官の大少史官に同じ、

大解部十人。掌レ問二窮爭訟一。中解部廿人。掌同二大解部一。少解部卅人。掌同二中解部一。省掌二人。使部八十人。直丁六人。

第十六條、治部省のトキベは、身分ある系圖訴訟の裁判官なり、本省の解部(トキベ)は、一般臣民の訴に係る、刑事の豫審、民事の初審をする也、

第卅一條　贓贖司條

贓贖司

沒收物品、不正品、竊盜品、隱匿品、罰金、過料金等事を司る役所也、

正一人。掌二簿斂、配沒、贓贖、闌遺雜物事一。佑一人。大令史一

人。少令史一人。使部十人。直丁一人。

長官は、官へ沒收すべき物品貨幣、又た沒收品の配當すべきもの、或は贓物、或は普通遺失品又は落し主のなき遺失物等の事を掌る也、

字解 ○簿は、帳簿にて、徳川時代に所謂付ヶ立ヶなり、歛は、沒收にして近代の闕所の如し、○配沒とは、此役所に於て、沒收の物品を請取りソレを更に諸役所に分配するなり、例之は沒收品中、兵器があれは兵庫に、書籍があれは圖書寮に、金錢あれは大藏省に、逆罪人あれは、本篇第四十九條宮內省の管する官奴司に分配して官の奴婢とする類を云ふ、○贓は、不正品なり、贖は今云罰金過料等の如し○闌は、ミダリの意にて、遺は忘也、則ち遺失物を云ふ、委くは第廿八篇捕亡令に述ぶ、

第卅二條　囚獄司條

囚獄司

和名抄に、ヒトヤノツカサとあれ共、通常は音讀して、シウゴクシと稱ふ、今の監獄なり、菅家文草其他の書に據れば、左右獄とあるから、東西兩京にあッたものと見ゆ、附言　獄門と云事、今の斬罪を俗に打チ首ビと云、古は梟首と云ひ、中昔しより獄門と云ふ事の起りは、監獄

の門前にありし樹木の枝に斬罪人の首を繋(カ)けしより唱へし也といへり。

正一人。掌下禁囚罪人一、徒役、功程、及配決事上。

罪人を監獄に入れ、懲役人の作業日課、及び既決未決の犯罪者を取締る也、

字解 ○禁囚は、堅く入獄の意也、本篇第卅條刑部省參照すべし、詳解は、第廿九篇獄令に述ぶ、○徒役は、今の懲役也、○功程とは、作業日課の意にして、詳解は、第廿篇、營繕令の第一條に至つて陳述す、○配決の配は、配流、配竄、配所の配にして流罪の事也、決は笞杖にて即決の如きを云ふ、

佑一人。大令史一人。少令史一人。物部四十人。掌下主當罪人一、決罰事上。物部丁廿人。

佑以下は罪人の決罰を主り或は監獄を守る者也。

字解 ○物部は、刑の執行當時に首などを斬る役なり、本篇第五十九條、衛門府、同六十七條、東西市司の物部に同じくして、新撰姓氏錄の第九、第十卷等に載記せる、古代よりの世襲武官たる物部の氏人を採用すれ共、コヽでは武官に非ず、他役所の舍人(トネリ)、兵衛、史生、使部の類にて、文官に屬する也、○物部丁は、今の看守に相當して、諸國より採用する仕丁(ツカヘコボロ)をば、民部

省がコヽへ配當して、杖を持たして、監獄を看守さする者也、

第三十三條　大藏省條

大藏省　管ニ司五一。

本省は、今の大藏省とは、同名異實にして、昔は單に、調と云ッて諸國より上納する雜税とも云ふべき、則ち山成物、川成物、畑なり物、織物、糸、綿、油、繪の具の類、其他人民より、獻上する物品を收めて、出納するまでにて、本篇第廿二條民部省の主計寮の如くに非ず、而して本省は、造幣、掃除、塗物、裁縫、織物の五役所を管轄す、

字解　○和名抄に、オホクラノツカサとあり、古昔は、正倉又は正倉院と稱へて、今も奈良市に、其建造物と、名稱を遺存せり、本省の史的沿革、及び漢名等の諸説は除煩の爲に略す、

卿一人。掌ニ出納、諸國調、及錢、金銀、珠玉、銅鐵、骨、角、齒、羽毛、漆、帳幕、權衡、度量、賣買估價（ナカチ）、諸方貢獻雜物事一。大輔一人。少輔一人。大丞一人。少丞二人。大錄一人。少錄二人。史生六人。大主鑰二人。少主鑰二人。藏部六十人。價長四

人。

長官は、本篇第三條、中務省に既述せし、監物と共に物品の出納、諸國より上納する雜税則チ種々の成物、及び錢、金、銀、珠、玉、銅、鐵、骨、角、齒、羽、毛、戶帳、幔幕、度量、權衡、物品の買上グ、拂下の中直段、又た諸方より獻上する種々の物品の事を掌る

字解 ○權衡は、輕重、度は長短、量は容積を測る也、第卅篇雜令の一、二、三、四條に詳述す、○主鑰は、中務省の典鑰の如く、鍵預りの役也、○藏部は、藏奉行の如し、○價長は、詳價役人なり。

典履二人。掌縫作靴履鞍具、檢校百濟手部。

典履は、靴及び馬具の類を縫ひ作り、クダラテヒトを檢査使用す、

百濟手部十人。掌雜縫作事。典革一人。掌雜革染作、檢校狛部。狛部六人。掌雜革染作。省掌二人。使部六十人。直丁四人。駈使丁六人。百濟戶。狛戶。

クダラテヒトは、種々の縫ひ作る事を掌り、典革は、種々の皮革を染め作り、チクシベを檢査

使用し、チクシベは、種々の皮革を染作りする者也、

字解 ○百濟手部は、始め朝鮮より歸化したる革細工師の子孫共也、既に本篇第七條內藏寮に述べし如くなり、○狛部以下皆今の朝鮮人の苗裔と看做して可也、

第卅四條　典鑄司條

典鑄司

今は、大藏省の管する、大坂市にある造幣局の如く通用貨幣を製造す、但し珠玉を細工するだけ餘計也、

字解 ○典鑄、古訓イモジのツカサとあれ共、テンチウシと音讀が便利である、典は主の字の如し、寶龜五年三月(千四百卅四年)內匠寮に合併せらると近藤芳樹の令義解、標注則ち官位令の頭書に記せり。

正一人。掌下造鑄金銀銅鐵、塗飾、瑠璃、玉作、及工戶戶口名籍事上。

佑一人。大令史一人。少令史一人。雜工部十人。使部十人。直丁一人。雜工戶。

長官は、金銀銅等の錢を鑄り、又た珠玉類をして切瑳琢磨の人工を加へしめ、兼て細工人の家

及工人等の戸籍を掌る也、

字解 ○塗飾は、漆液に非ずして銅鐵類を塗飾する事とす、○瑠璃は、和漢共に産出せず、山堂肆考に曰く大秦國に産すと、大秦は、八紘譯史では佛林(フツリン)とあれ共、淵鑑類函第二百三十八巻には別載せり、最も支那にもせよ我國にもせよ、古代地理を說くは甚だ杜撰多ければ信を措き難し、愚按するに、今の歐羅巴土耳古の如し、瑠璃は我國にて、ルリ色と一般に云ふ處は濃青又は紺色を指せども、其實は佛家の賞揚する七寶の一にして、其色五色、或は十色あり、則ち、青、黃、赤、白、黑、綠、紺、縹(アサギ)、紅、紫とす、多くは、硝子原料の僞品のみといへり、義解にては、火齊珠なりとルリに注解せり、火齊珠とは、火成品にして外觀上、毫も異變なき如きの僞物(ギリセノ)といへり、○雜工戸、は鍛冶則ち本篇第廿六條又た四十八條の鍛冶司、五十一條の土工司中の泥部泥工等種々の工人より採用兼工さする也、

第卅五條　掃除司條

掃部司

本司は、掃除及び敷物等の事を掌る役所也、今は主殿寮の內にて此事務ある如し、

字解 ○掃は、ハラヒと訓む字にして掃部を今俗カモンといへども其實カニモリである、カニモリは、古語拾遺に、天(アメ)の彥火火出見(ヒコホ・デミ)の尊(ミコト)が、海神の女を娶り、彥なぎさの命を生めり、其誕

生に際し、海濱に産殿を建築して、掃守の連、天の忍人の命供奉陪侍し、帚を作りて蟹の來り犯す等を掃へるを以て、蟹守と云ふのであるが今は掃部の詞に轉用せるなり、

正一人。掌薦席、牀、簀、苫、及鋪設、洒掃、蒲、藺、葦簾等事。佑一人。令史一人。掃部十人。使部六人。直丁一人。駈使丁廿人。

長官は、コモ、ムシロ、牀、スノコ、トマ、掃除、又は種々の簾等の事を掌る、

字解 ○薦と云詞は、今俗は荷造り杯に使用する、稻の藁にて粗糙なる莚樣のものをいへども昔は、稻藁製よりか、ワカモ及び藺と云水草を乾燥さして粗糙の莚を編たる物といへり、○席は、莚にて、コモの精織したる物、○牀は、ユカなれ共今俗一般に云所の家屋の牀に非ず、椅子、帳臺、則ち濱牀の類を指す如し、愚按するに、今の寢臺がコレに相當せんと思ふ、○簀と苫は、假屋に使用する物にて、スノコは主に四壁に使用し、トマは、屋根に用ふ、詳解は、第十篇、賦役令の第一條に述ぶ、○鋪設は、シキモウクル也、○洒掃は、スヽギ、ハラヒ也、○蒲は、ガマと云ふ水草にて花を蒲黃と云ふ、古代の止血薬にして、我國上古史中、少彦名命の神話もあれ共略す、○藺も水草にして、今の疊の表用にしてある物也、○葦は、ヨシ共

アシ共云ふ湖沼澤畔に生ずる草也、是等の品々にて、簾を製造したる也、今の伊豫簾或は葦スの類と想察すべし、植物に對する詳説は、畔田伴存の古名錄第廿二卷を參考すべし、○駈使丁は、蒲、藺等栽植して簾を編製する細工人をいへり。

第三十六條　漆部司條

漆部司

漆を以て塗る事を司る役所なり、今は無し、大同三年正月内匠寮に合併す（集解）

正一人。掌雜塗漆事、佑一人。令一人。漆部廿人。使部六人。直丁一人。

長官は、種々の漆塗の事を掌る、

字解 ○漆部は、古訓ヌリベと云ふ、上古は漆部の民ありて世職たり、集解の古記に依れば、漆部の氏たるもの七人あり、之を伴（トモ）の造（ミヤツコ）と云ふ、一本に、直丁の下に漆戸の二字あるもあり。

第三十七條　縫部司條

縫部司

衣服を裁縫する役所にして、大同三年正月、縫殿寮に合併すと集解に云へり、今は民間の會社

名工に御用を仰せ付らるゝといへり、

字解 ○古訓、ヌヒベのツカサと云ふ、

正一人。掌下裁二縫衣服一事上。佑一人。令史一人。縫部四人。使部六人。直丁一人。縫女部。

長官は、禁裡御用の衣服を裁縫する事を掌る、但し此中には、諸軍團より交代に御所の番兵に上る衛士と云ふ兵士の服もある也、

字解 ○縫女部は、京内より婦女等を召集して、裁縫せしむる也、

第三十八條　　織部司條

織部司

凡ての織物を司る役所なり、

正一人。掌下織二錦綾紬羅一、及雜染事上。佑一人。令史一人。挑文師四人。掌レ挑二錦綾羅等文一。挑文生八人。使部八人。直丁一人。染戸。

長官は、種々の織物、染物の事を掌り、挑文師は種々の文ある織物を織る事を掌りて學生を薫陶す、下夕働きも他の役所の如し、尚染物屋をも管す、

字解 ○錦綾紬羅はニシキ、アヤ、ツムギにして、羅は絽、紗の類を云ふ、然して此四種に限りたる事に非ず、只其大綱品質の目を揭げしものと看做すべし、故に此四字には百般の織物を含蓄する事と觀察すべし、○挑文とは、機の上下に線を挑けて文を出すの意なり、錦や緞子の如き物品の俗に云アヤを取る紋織的に織出すを云ふ、○染戸は、御用染物屋なり、

第三十九條　宮内省條

宮内省。管職一、寮四、司十三、

本省は、中務省と同く、禁裡の事を取扱ふ役所にて、今の宮内省とは大差なきが如し、中務は俗に云ふ、表向の主に國政に關する、詔勅の宣、奏、行を掌りて、威權重く、本省は雜事一切を供奉するにより、其權稍輕し、管轄する役所は、一職、四寮、十三司にして、食膳、建築造作、炊事、祭禮、燈燭燃料、醫藥疾病、皇族の戶籍、供御の食事、造酒、鍛冶、奴婢、御苑、泥工瓦工、諸國より採用する宮仕への女子、飲料水、油、宮廷内の敷物掃除、陶磁器及び箱類、染物等の事を管ふる也、

字解 ○宮は、爾雅注疏卷の五釋宮の部に、穹也、穹隆也とあり則ち、家屋が垣牆の上より高く見ゆるを以て名けしと云ふ、上古は一般の家をも總稱せし如くなれ共、秦代より、至尊の居所と定めたり、一名禁中、大内、内裡、禁裡、禁廷、宮廷、或は今俗御所と稱す、

卿一人。掌ㇾ出納、諸國調、雜物、舂米、官田、及奏宣御食產、諸方口味事㆖。大輔一人。少輔一人。大丞一人。少丞二人。大錄一人。少錄二人。史生十人。省掌二人。使部六十人。直丁四人。

長官は、中務省の監物と立會して、被管諸役所の雜物を出納する也、則ち、諸國より調進する所の物品中に於て、食物は大膳職(シキ)に、藥種は典藥寮に、銅銕は鍛冶司に、油の類は主油司に、舂米は大炊寮にと云ふやうに藏むるを出納する事を掌る也、

字解 ○調雜物は、衣服の原料、食物、藥品、土器陶器、敷物箱類等の事にして、品目等の委きは、第十篇賦役令第一條に述ぶ、○官田とは、今云ふ官有地と、稍其趣を異にせり、此田は帝都に近き所に於て、供御の米を作る田地なり、委細は、第九篇、田令の第二條及び卅六、卅七條に述ぶ、○奏は、上奏の奏にて中務省の條にも一言せし如く、單に天子に申し上ぐると云

意なれ共、其處々に於て、奏上の事柄に差異あるのみ、コヽの奏は、御所の直轄に係る田園の米穀、野菜の種目、豊凶、及び製氷の厚薄を奏上する也、宣も亦前條に述べし如く、勅語則ち主上の仰を下へ傳へ宣べ告る也、詳解は、第廿一篇公式令に述ぶ、○御食產は、古訓ミケのナリと云ふ、則ち、召しあがる產物（ナリモノ）と云ふ義にて、官田、園池、氷室（ひむろ）等より生產する品を指せり、○諸方は、諸國と云ふ如し、○口味は、珍味と云如くにして、毎年全國より定例に上納する調雜物外の貢獻物也、例之は、昔し太宰府より腹赤（ハラカ）の魚、吉備の國より白魚を進るの類也、

第四十條　大膳職條

大膳職

本役所は、宮中の諸祭典、佛會、年中節會の饗宴給饌、親王以下三位以上、及び後宮月料の食鹽、醬油等皆此大膳職より分配す、然れ共供御（クゴ）の御膳而已は、四十六條に述ぶる內膳司の掌る所なり、然して、第十四篇、考課令第廿一條、最條の第十五條に御膳を監す云々と見えたれば內膳の御食をも監督する役所とすべし、今も此役所ありて大差なきが如しといへり、

【字解】○大膳職は、和名抄に、オホカシハデのツカサと訓せり、俗に稱ふる料理方の役所と看奉りて可ならん、

大夫一人。掌諸國調雜物、及造庶膳羞、醢葅、醬豉、未醬、肴菓、雜餅、食料、率膳部以供其事。亮一人。大進一人。少進一人。大屬一人。少屬一人。主醬二人。掌造雜醬豉、未醬等。主菓餅二人。掌菓子、造雜餅等。膳部一百六十人。掌造庶食。使部卅人。直丁二人。駈使丁八十人。雜供戶。

長官は、諸國よりミツギ奉る食物の原料、及び食品、鹽辛、醬油、味噌、肴、菓子、餅の類、野菜等、膳部一切を總轄して、宮中饗宴等の事に供用するを掌る。

【字解】○膳夫は、和名カシハデと訓みて、上古器物の不充分なるの世に於て、柏の木の葉を以て椀、皿の代用とせしに基因して、今尙之を因襲の稱呼とす、人皆神前に額きて拍手敬禮するをカシハデと云ふは「ハクシュ」の誤にして後世手篇と木篇を混謬せしなり、○調雜物は、前條にも述べしが、こゝでは調の內の飮食物だけを云ふ、○膳は說文等の字書に因るに具食とあれば、善き肉の二字を併合したる文字にて則ちウマキクヒモノと訓せり、こゝでは、具食と云て料理したる食を云、羞は、熟食とありて、或は煮或は炙りたる食物也、○醢は、今云ふ鹽からの類、○葅は、和訓ニラギと云て、楡の皮を白く曝し粉末とし酢を加へて製造したるもの也、

漢方醫は此皮を楡白皮と稱して藥用とせり、ニレは種類ありコヽは春ニレなり、秋ニレは、第廿篇營繕令第十七條に、凡そ堤の內外幷に堤の上に多く楡を植え、堤をして堅牢ならしむ、○醬は、醬油の類、豉は納豆の類、○未醬は、今の味噌、○肴は、單に魚のみに非ず、俗言オカズの義あり、○菓は、菓子にして、今云干菓子、蒸菓子ならず、主に天然の果物なり、○雜餅は、氷り餅、煎餅、麵類の如く、搗き捏造りたる品を云ふ、藝苑日渉卷十參看して可也、○膳部は、料理役人、○主醬は、味噌納豆を作る役なり、○主菓餅は、菓子、餅の類を製造る役人、○雜供戸は、鮎を捕る鵜飼、河海にて網を以て魚を捕る御用漁家の類を云ふ。

第四十一條　木工寮條

木工寮

木材の建築造作の事を掌る役所にして、今の內匠寮の如し、和名抄にコダクミのツカサと云、

頭一人。掌下營二構木作一、及採レ材事上。助一人。大允一人。少允二人。大屬一人。少屬一人。工部廿人。使部廿人。直丁二人。駈使丁。

長官は、木材の伐採を命じて伐採せしめ、宮殿諸門等の建築營作或は轆轤、檜皮工の事迄をも

掌る、

字解 ○工部は、諸國より上り勤むる大工の長となりて其事を支配する役也、

第四十二條　大炊寮條

大炊寮

本寮は、本國より上納する、白米、雜穀等を諸司に分配する役所也、

字解 ○和名抄に、オホヰのツカサとあり、近藤芳樹の職原抄の標注に、常陸風土記と政事要略を引用して、大炊は、大飯の義なれば、オホヒに作るべしと云へり。

頭一人。掌諸國舂米、雜穀、分給、諸司食料事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。大炊部六十人。使部廿人。直丁二人。駈使丁卌人。

長官は、諸國より上納する處の白米、雜穀、を諸司に分配する事を掌る、

字解 ○雜穀は、假令は、粟は主水司に、大豆は大膳職に充つるの類也、○諸司食料は、毎朝夕、諸司へ分給する常食なり、又た毎月一回分給の月粮と云事をも兼ねたり。

第四十三條　主殿寮條

主殿寮

本寮は、供御の鳳輦、天蓋、帳幕、沐浴、殿庭の掃除、燈燭薪炭等の事を掌る役所也、

字解 ○和名抄に、トノモリのツカサとあり、又たトノモン、今はトノモと云も皆約言也、當今の同名寮とは、其事務稍相似たるが如し、

頭一人。掌供御輿輦、蓋笠、繖扇、帷帳、湯沐、灑掃殿庭、及燈燭、松柴、炭燎等事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。殿部四十人。使部廿人。直丁二人。駈使丁八十人。

字解 ○輿は、肩にて擔ぎ擧げ行くミコシ也、輦は手にて輓くミクルマ也、○蓋笠は、種々の笠の類也、○繖扇は、團扇にして翳す具とす、○帷帳は幔幕、戸帳の類、○湯沐は、浴にして之に屬する一切の装置器具をも含むものとす、○灑掃殿庭は、毎朝長官、部下を引率して、殿庭を掃ひ清む、殿上の掃拭は、尙殿、女孺を率て之を役す、尙殿の事は、第三篇后宮職員令第十條參看すべし、○燈とは、油火にして、燭は蠟火なり、○燎は、庭火なり、○殿部も他役所の某々部の如く、世襲的の者にて、車持ち、笠さしかけ、火たき役の類也、

第四十四條　典藥寮條

典藥寮

本寮は、本篇、中務省所管の內藥司と對偶すること、恰も大藏と內藏との如し、醫療、藥物、牛乳、醫師、藥劑師、針醫、按摩、呪禁、等を掌る、

字解 ○和名抄に、クスリのツカサ、とあり、典藥名稱の濫觴は、唐書百官志に、司藥、典藥、掌藥各二人、掌醫方とあるより起り、司、典、掌共に各主るの義にして役所を分つ爲に異文字を用ゐしものと想察すべし、

頭一人。掌諸藥物、療疾病、及藥園事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。醫師十人。掌療諸疾病、及診候。醫博士一人。掌諸藥方脉經、敎授醫生等。醫生四十人。掌學諸醫療。針師五人。掌療諸瘡病、及補寫。針博士一人。掌敎針生等。針生廿人。掌學針。按摩師二人。掌療諸傷折。按摩博士一人。掌敎按摩生等。按摩生十人。掌學按摩療傷折。呪禁師二人。掌呪禁。呪禁博士一人。掌敎呪禁生。呪禁生六人。掌學呪禁。

藥園師二人。掌ㇾ知二藥性色目一、種二採藥園諸草一、及教二藥園生一。藥園生六人 掌ㇾ學ㇾ識二諸藥一。使部二十人。直丁二人 藥戸 乳戸。

長官は、諸藥物、疾病療治、兼て藥園の事を掌り、醫師は、診察と治療を掌り、博士は、藥劑の方、脈絡等の學を醫學生に教授し、針醫も亦諸病を治療し、兼て、滋養減耗の事を掌り、針の博士は、同學生を教授し、按摩師は、諸種の怪我を治する事を掌り、同博士は、同學生を教授す、咒禁師は、マジナヒを掌り、同博士は、同學生を教授す、藥園師は、生藥の形狀名稱を知り、藥草の栽培採取の事、及び藥學生を教授する事を掌り、

字解 ○瘡病の瘡の字は疾字の誤なりとする方宜し、○補瀉は、補は虛弱を補益する也、俗に所謂オギナヒにて此時代には、針を以て滋養補益するものとせり、瀉は通常瀉の字にて、餘り强實過ぐる性質の人の病に罹りたる時抔は、減損する策を取る事也クダスの意とす、則ち補は體內の良氣を補ひ、瀉は體內の惡氣を除去するを云ふ、○傷折は、俗に云ふケガ也、醫家に所謂單純の骨折(コッセツ)、挫傷の類則ち整骨の術とす、○色目は、色は形狀色澤也、目は名稱也、○藥戸は藥草の栽培採取の勞働に從事する役柄の家にして、大抵世業也、○乳戸は、供御の牛乳を搾取する役の家也、尙本條に關する詳細は、第廿四篇、醫疾令に述ぶ、

正親司

本司は、皇族方の戸籍の事を掌る役所也、和名オホキミダチのツカサとあり、皇親をもオホキミとよむ、

正一人。掌皇親名籍事。佑一人。大令史一人。少令史一人。
使部十人。直丁一人。

長官は、天子の御孫則ち二世以下四世以上の皇族方の戸籍を掌る也、

字解 ○皇親は、天子の御子は親王にして則ち一世なり、皇孫を二世とす、以下四世までを皇親と云ふ、五世は王と稱して皇族の限に非ずと雖も、慶雲三年に制して皇族に加へられたり、古昔は大抵五世以下に至れは、姓を賜はりて、臣列にせられたりしに、桓武帝の朝には、皇子に長岡良岑等の姓を賜はりしが始にて、嵯峨帝以下は、皇子皇孫に、源或は平姓を賜はる例となれり、第八篇戸令第五條參看すべし。

第四十六條　内膳司條

内膳司

供御の膳の事を掌る役所也、和名抄に、ウチのカシハデのツカサとあり、

奉膳二人。掌惣知御膳、進食先嘗事。典膳六人。掌造供御膳、調和庶味寒温之節。令史一人。膳部四十人。掌造御食。使部十人。直丁一人。駈使丁二十人。

ブゼンは、天子に玉食を奉つる役にて、膳官より造り參らしたるを猶清戒吟味し、自ら試食して過誤なき事を掌り、典膳は、供御の膳の諸味を調和し、冷熱の適度を失はざるを掌り、膳部は、大體の御食を造る事を掌る也、第十四篇、考課令の最條第廿一條參照すべし、

第四十七條　造酒司條

造酒司

本司は、酒を醸造する役所也、

字解 ○造酒司は、和名抄にサケのツカサとあり、平常は、ミキのツカサと訓む、サケは榮水(サカエ)の水を省きてサカと云ひ又たサケと云ふ、又た、荒木田久老の區志(クシ)考に據れは、ミキのミは美稱にして、キはクシの反切にして、クシは酒の古名也とあり、

正一人。掌醸酒、醴酢事。佑一人、令史一人、酒部六十人。掌供行觴。使部十二人。直丁一人。酒戸。

長官は、酒、一夜酒、及び酢を醸造する事を掌り、酒部は、節會の日杯、群臣に酒を賜ふ事等を進退するを云也、

【字解】○醴は、延喜式第四十巻、造酒司中を抄解したる一節をこゝに引用して一言せんに、一宿酒にして、今東京市中夏期に飲用する甘酒に大同小異なるべし、只糯米の他に粱、小麥等を混じ、尚三種の粕料なる『モト』を加へて造り、夏期の飲料たりと云へり、○行觴は、儀式、饗宴の際等に酒杯の斡旋役の如し、○酒戸は、御用酒肆にて、大和國に九十戸、河内國七十戸、攝津國廿五戸、合計百八十五戸と云へり。（延喜式）

第四十八條　鍛冶司條

鍛冶司

本司は、金物の器物を製作する事を司る役所也、

【字解】○カヂのツカサと古訓せり、大同三年木工寮に合併す、

正一人。掌造作銅鐵雜器之屬、及鍛戸人口名籍事。佑一人。大

令史一人。少令史一人。鍛部廿人。使部十六人。直丁一人。鍛戸。

長官は、銅鐵の雑器、及カチの戸籍を司る也、

【字解】○鍛戸は、御用カヂにて、集解の古記及び釈又は別記に云く、鍛戸三百三十八戸、十月より三月に至り、毎戸役丁を雑戸と爲して、調徭を免す、

第四十九條　官奴司條

官奴司

本司は、諸役所に、使役する奴婢及び其戸籍を司る也、

【字解】○古訓ヤツコのツカサ、大同三年主殿寮に併合す、

正一人。掌官戸奴婢名籍、及口分田事。佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。

長官は、諸官員、諸役所に使役する奴婢の戸籍、及び各人に分配しある田地の事を司る也、

【字解】○官奴は、第八篇戸令の第三十五條以下數條に於て新解す、○口分田は、第九篇、田令

第三條及び第廿七條に詳解す。

第五十條　　園池司條

園池司

本司は、御所の泉水、築山、樹木、花卉、果蓏等の事を司る役所にて、今の内苑寮と主獵寮を兼たるか如し、

正一人。掌下諸苑池、種二植蔬菜樹菓等一事上。佑一人。令使一人。

〔字解〕○園池は、古訓ソノイケのツカサ。

使部六人。直丁一人。園戸。

長官は、近接の御苑に栽ゆる蔬菜樹菓は勿論、山林、原野、河海、池沼の御料場、に至るまでを司る也、

〔字解〕○園戸は三百戸にして、上述第四十八條の鍛戸の例に同じ、

第五十一條　　土工司條

土工司

本司は、石灰を燒き、土器瓦器を造る役所也、

【字解】○古訓ツチタクミのツカサと訓む、

正一人。掌營土作瓦埿並燒石灰等事。佑一人。令史一人。泥部二十人。使部十人。直丁一人。泥戸。

【字解】○泥部は、古言ハツカシのトモノミヤツコと云ふ、○泥戸は、ヌリベと訓みて、今の御用左官（カベヤ）の如し、

第五十二條　　采女司條

采女司

本司は、諸國より年少女子を採用する事を掌る役所也、

正一人。掌檢校采女等事。佑一人。令史一人。采部六人。使部十二人。直丁一人。

長官は、采女の勤惰行爲を檢知して、其考第を宮内省へ申達する也、

【字解】○采女は、諸說一定せざる如し、今で云へば、郡書記以上の家の年少女子中、容貌端正なる者を撰擇採用して、女官の女孺則ちカムロ的給仕に仕立たるものと云へり、古事記傳には

御饌女（ウナゲメ）の給仕用とす、又た大塚嘉樹は、ウネメは、ウナキメにして垂髪（サゲカミ）未婚の女なりと云へり、上古は、配膳の釆女抔ありて、天子に咫尺し御食の事に預りし如くなれ共、後に至り水司、膳司に仕ふるやうになれり、今のオスキとか申す女子の如き類ならむか、古言ウナゲ一變してウネベ再轉してウネメと云ふ、

○釆部は、ウナベと訓みて、女役人に非ず、やはり男子にして、女子撰擇採用の事に從ふ也、

第五十三條　主水司條

主水司

此役所は、飲料水及び粥の事を掌る也、

字解　○主水は、古言モヒと云ひ水を汲をモヒトリと云ふ、后世モンドに轉す、

正一人。掌樽、水、饘粥及氷室事。佑一人。令史一人。氷部四十人。使部十人。直丁一人。駈使丁二十人。水戸。

長官は、水、漿水又は粥及び氷の事を掌る也、

字解　○樽の字は漿の字の誤ならむ、漿はツクリミヅと云ふて、粟米を炊ぎ、其熱熟したる物を冷水中に投じ、冷却浸漬する事五六日、さすれば、白き花則ち黴（カビ）を生じて酢ッぱくなる、之

を粥類の物に合薬的に配合すると云ふ品なり、○饘は、硬き粥所謂濃厚の物にして今の飯程に當る也、粥は稀釋のカユ也、○氷室は、延喜式の主水の篇を借りて解せば、供御の氷は、四月より九月まで運び入るゝなり、製氷所は、山城六ヶ處、大和、河内、近江、丹波各一ヶ所宛也、又た廿六篇喪葬令の第十四條に親王に賜氷の事あるあり、

第五十四條　主油司條

主油司

正一人。掌諸國調膏油事。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。

長官は、諸國より上納し來る所の油脂類の事を掌る也、

字解 ○膏は、動物の油脂にして、猪脂、馬油の類也、油は主に植物性の油にして、荏の油、ホソキの油等を云ふ、詳解は、第十篇賦役令第一條に述ぶ、

第五十五條　内掃部司條

内掃部司

本司は、御所内だけの役所にて、本篇第三十五條、大藏省の掃部司に同じ、

正一人。掌供御牀、狹疊、席、薦、簀、簾、苫、鋪設、及蒲、藺、葦等事。佑一人。令史一人。令史三十人。使部十人。直丁一人。駈使丁四十人。

〔字解〕○狹疊は、俗に云ふ、シトネ則ち茵とか蓐とかにして、菅タヽミ、絹タヽミ等の名あるが、今の蒲團に當るなり、今世人の稱ふるタヽミと云物は中古に云ふ帖にして、たゝむべき物に非ず、

第五十六條　筥陶司條

筥陶司

本司は、箱の類と、椀皿鉢等の事を司る也、

〔字解〕○古訓に、ハコスヱモノのツカサとあり、

正一人。掌筥陶器皿事。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。筥戸。

第五十七條　內染司條

内染司

正一人。掌供御雜染之屬。佑一人。令史一人。染師二人。使部六人。直丁二人。

長官は、供御の雜多の染物の事を掌る也、此役所に駈使丁なきは、官の奴婢を充つるなりと義解に云へり、

第五十八條　　彈正臺條

彈正臺

此役所は、京内は無論、諸國に非違の事件あれば糺正する事を掌る也、今の警視廳と檢事局を併合したる如き役所とす、

学解 ○和名抄に、タダスツカサと訓せり、彈は、糺也、劾也、唐名、御史臺、又霜臺、憲臺と云、

尹一人。掌肅清風俗、彈奏內外非違事。弼一人。大忠一人。掌巡察內外、糺彈非違。餘同神祇大佑。少忠二人。掌大忠。大疏

一人。少疏一人。巡察彈正十人。掌下巡二察内外一、糺中彈非違上。史生六人。使部三十人。直丁二人。

長官は、風俗を振粛廓清し、全國の法律に違背する者を糺彈して奏上する事を掌り、弼は申す迄もなく次官にして長官を輔佐し代理す、大忠は長官の一部を分擔し、尚神祇官の大祐や、他官省の判官の如き事務を掌る也、

解 ○尹は、治む也、正す也、司る也、と云ふ字にして、此役所の長官に穏當の字とす、大抵古昔は親王にて職を取り又た稀に太政官の大納言に任務せしめられし事もあり、例之は徒然草に、尹大納言光忠とあるは、彈正臺の長官なる光忠と云事是なり、○粛は、敬み也、○風はもと水土の風氣を云ふ、俗は、土地の習慣なり、集解の古記に、風に厚薄あり、俗に淳澆あり、明王の化は、風を移すは之れをして雅ならしめ、俗を易ふるは、之をして正ならしむ可し云々、則ち越の風は、勇を好み、其俗死に赴いて顧みず、鄭衞の風は、婬を好み、其俗輕蕩にして歸るを忘る、晉は唐虞の遺風あり、財を節して儉を守り、齊の國にては、景公の餘化ありて其俗奢侈を以て誇り競ふ、此れ皆上の風化が庶民の習俗となるに因れはなり、我國にても、昔し信州の國俗にては、夫死去せは、其妻必ず殉死すと、是類の風俗あらば、之を正すに禮敎を

以てせよと云也、○彈奏は、彈劾奏上する也、例之は、官吏が害政を行ひ、或は軍制を紊す等の事を告訴し來らばソレを彈劾奏上せよと也、第廿一篇公式令にある彈奏式の解を參看すべし、○內外は、長官の項にあッては、全國を指し、大忠及び巡察彈正の項に於ては、內は、宮城、外は左右兩京を指せり、○非違は、國法に違背するを云へり、

第五十九條　衞門府條

衞門府。管司一。

本府は、今の陸軍內なる近衞の一部に當る如し、是等兵制の詳解は、第十七篇軍防令の七十六ヶ條に述ぶ、

字解 ○衞門は、門を守ると訓む字にして、和名抄に、ユゲヒのツカサと訓せり、ユゲヒは靭負なり後世訛りてユキヘと云ふ、衞府の軍人は、總て靭則ち矢を盛りたる胡籙（ヤナグヒ）俗に云ふ矢箱又は矢筒なるものを背に負ふなり、本條以下軍制に關する各條は、時代によりて廢合新設改正等一再に止らず、其沿革の解釋は此新解の主眼に非ざれば爰に記述せず、

督一人。掌ニ諸門禁衞、出入、禮儀、以レ時巡撿、及隼人、門籍、門牓事。佐一人。大尉二人。少尉二人。大志二人。醫師一人。

門部二百人。物部三十人。使部三十人。直丁四人。衞士。

長官は、外郭諸門の守衞、諸人の出入、或は禮儀作法を既定の時間を以て巡檢し、及び隼人、或は諸門に備付ある出入人の名簿、又は城内より城外へ出す物品等の事を掌る而已ならず、同府所管一切の事を檢按糺察する也、

字解 ○督は、カミと訓みて察也、正也、率也、又た大將を督と云ふ說あり各穩當の撰字とすべし、○諸門は、宮城の四方に構へある門にして、衞門府は其外郭の諸門を、衞士府（エジフ）は中郭の諸門を、兵衞府は、内郭の諸門を守衞する也、委しくは、第十六篇宮衞令の第一條に新解す、○禮義は、延喜式の第四十六卷、衞門府の篇を假借して解釋せは、大中小の三禮儀あり、其大禮とは、元日、即位、大甞祭にして、中儀は、正月七日同月十七日、及び新甞祭、又は外國使臣等の饗宴を云ふ、小儀は、正月上の卯の日、同月十六日、同月十八日の賭射（ノリユミ）、及び五月五日、又は七月廿五日、九月九日等の如し、○巡檢は、長官次官に於ては、既定の時間に守衞所等を巡察し、不法等の事あれば糺問する也、尉官志官は毎日巡檢する事なり、○門籍は、官員等が豫て出入すべき門に自己の名簿を出し置くを云ふ、○門牓は、禁中より物品を門外に出す時に豫て中務省より宮中へ交付しある通券を云ふ、猶委しくは宮衞令に新解す、○門部は、衞士則

ち番兵の長也、詳細は、延喜式の第四十七卷、兵衛府の篇を參看すべし、○物部は、本篇第三十二條、刑部省所管の囚獄司、又は同六十七條則ち東西市司の物部の如く、刑事裁判官にして、平時は文官でありて決罰の時だけは帶劒する也、第廿九篇獄令に至つて述ぶ、○衞士は、諸國の軍團より上番せる兵士にして、今とは其性質を異にすれ共、今の歩、騎、砲、工、輜重兵等の兵種ある如きと想察すべし、委しくは、第十七篇軍防令の第二十、貳十三、三十一條等に解述す、

第六十條　隼人司條

隼人司

本司は、近衞兵中、勇猛敏捷にして、音樂歌舞の技能ある兵而已を統轄する也、則ち衞士の兵種にして、御垣守の部とす、

【解】○和名抄にハヤヒトのツカサと訓せり、ハヒト又はハヤト抔云は、後世の訛り也、續日本紀に唱更の國名あり、主に薩摩の國を云ふ、此兵は、古昔大隅薩摩の二國より徵したるものにて、性質敏捷なるを以てハヤと云へり、二國の人民中に、彦火火出見の尊の兄、火闌降の命の後裔あり、之を隼人と云へり、大寶以後は、畿內、近江、丹波、紀伊等にも出來たるといへ

り、

正一人。掌撿校隼人、及名帳、教習歌舞、造作竹笠事。佑一人。

令史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

長官は、隼人を檢し及び名簿を査し、歌舞音樂を敎へ習はし、及び竹細工の笠を製作する事等を檢査し掌る也、隼人は、一年宛の交代勤務にして、其歸休の間は人頭税とも云ふべき課役を免ぜらる、然れ共家に在る時とても刀槍術の稽古は勿論、音樂歌舞の演習をして居らねばならぬと云ふ、舞樂は、踐祚大嘗の佳節等には、彈琴、吹笛等にて風俗歌舞を演奏する也、裝束及び起居振舞等の事の大要を首肯したくは延喜式の第廿八巻隼人司の篇、又た小中村淸矩の義解講義の同條を參看して可なり、

第六十一條　衞士府條

左衞士府。右衞士府准此

平時は宮城內の中郭とも云ふべき處を守衞する軍隊と豫想して可なり、

督一人。掌禁衞宮掖、撿校隊仗、以時巡檢、衞士名帳、及差科、

大備、陳設、車駕出入前驅後殿事。佐一人。大尉二人。少尉二人。大志二人。少志二人。醫師二人。使部六十人。直丁三人。衞士。

長官は、掖門を守り、兵隊を檢閲し、既定時限の巡檢、番兵の軍籍、配兵、及び外國客接待時の護衞兵、車駕出入時の前驅後殿等の事を掌り、佐、尉、志、醫、使部等前に同じ。

字解 ○掖は、腋なり正門傍(ワキ)の小門也、○仗は、兵衞を指せり又た杖にも通す、○差科は、擇び量るの意也、○大備陳設は、兵隊まで用意して設備の大なるを云ふ、○車駕出入は、天子のお召物の出入にして、第十八篇儀制令第一條及び宮衞令第六條に述ぶ、○前驅后殿は前後の護衞を云ふ、○衞士は、詳細は軍防令に述ぶ、

第六十二條　兵衞府條

左兵衞府　右兵衞府准レ此。

本府は、御所の最も内郭なる禁衞なるを以て、外郭の衞門、中郭の衞士府より重し、

督一人。掌下檢二校兵衞一、分二配閤門一、以レ時巡檢、車駕出入分二衞前後一、

及左兵衛名帳門籍事。佐一人。大尉一人。少尉一人。大志一人。少志一人。醫師一人。番長四人。兵衛四百人。使部三十人。直丁二人。

長官は、兵士を檢閲し、奥の諸門に分配し、既定の時間に巡檢し、天子の車駕出入の時には其前後に分配守衛し、及び兵士の名簿、諸門を通行する人々の名籍の事等を掌り、

字解 ○督は衛門府に述べし如く也、本府は五衛府中最も高き重き府なるを以て、カミの相當官は官位令にある如く、從四位下なれ共、内郭の任なるを以て、中納言、又は參議を以て兼帶し、故に二位、三位の人を任ぜられたる事多しとす。○閤門は内郭の門なり、委しくは、第十六篇、宮衛令の第一條に述ぶ、○分衛前後は、集解の伴説に依れば、鳳輦の左を前とし、右を後として陳列するを云ふ、衛士府の前驅後殿とは異なり、○番長は、集解の朱説にすれば、四百を四組に分ち、各組の内にて一人宛の長を置くなり、義解の説にすれば、一番は百人として長は百人外とせり、愚按するに今の曹長の如き程の位置にて、其兵數を統率する處は殆んど中隊長の如し、○兵衛は、前述の如く五衛府中の重き府なるを以て、庶民の子弟を徵せず、大抵、郡司の子弟の强幹にして弓馬に便なる者を簡び、郡別に一人宛を貢す、又た内六位以下八

位以上の嫡子、年齢二十一歳以上、身體强幹にして弓馬便なる者を試練して、兵衛とす、兵衛進級等の事は、第十七篇軍防令の第十五、三十七、四十七の各條に詳述す、

第六十三條　　左馬寮條

左馬寮　右馬寮准レ此。

本寮は、今の馬政局の如し、古昔は、甲州、武州、上州、信州、等の國々に牧場ありて、牧監之を主り、四歳以上、用に堪ゆべき馬を簡び、毎年八月を以て之を貢す、大臣奏聞を經て左右馬寮に分給し、其體格性質等を檢査せしむ、而して官の廐に飼養するを攝飼（イタガヒ）と云ひ、京外の牧野に飼養するを放飼（ハナチガヒ）と云ふ也、猶詳細を知らんと欲せば延喜式第四十八卷左右馬寮の篇を參考して可なり、

頭一人。掌下左閑（ウマヤノ）馬調習養飼、供御乘具、配二給穀草一、及飼部戸口名籍事上。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。馬醫二人。馬部六十人。使部廿人。直丁二人。飼丁。

長官は、左寮の馬を仕込み、飼養し、內藏寮より送る所の馬具を檢閲保護し、糧秣を配當し、及び屬僚の人別等を掌り、

字解 ○閑馬は、厩ツタデの馬と云義にして、閑の字には防也禦也習也闌也法也等諸義あれ共、周禮夏官校人に、天子十有二閑とあり、左傳成公十八年の注に、毎厩一閑と爲す、一閑は二百十六匹とあり、然れば十二閑は二千七百九十二頭とす、○供御乘具は、天子御乘用の馬具にして內藏寮より交付となる、其他臣民に御賞賜になる馬具も一且は該寮へ大藏省より交付になる也といへり、○配給穀草の事は、第二十三篇、厩牧令（クモクリヤウ）に詳述す、○馬部は、メブと訓み、調習（シコミ）を事とする役員也、○飼丁は、飼部の內の者にて、今俗所謂ベツトウの如きものなるべし、

第六十四篇　左右兵庫條

左兵庫　右兵庫准レ此。

今の兵器廠の如く、軍用器具を納るゝ倉庫の役所也、

字解 ○兵庫は、和名抄にツハモノのツカサと訓み、今の兵庫縣の兵庫は、其遺跡にして、其名を遺存せるなり、

頭一人。掌二左兵庫儀仗兵器、安置得レ所、出納、曝涼、及受レ事覆奏一事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。使部二十人。直丁二人。

長官は、倉庫內にある、禮節時所用の刀劍、戰時の兵器等一々部類を區別し置き、出し納れ、土用干、及び上官等の命を受て照會する事等を掌り、

字解 ○兵庫は、軍器の倉庫にして、本篇第廿六條に述べし造兵司等にて造りたるを納むる庫也、○儀仗兵器は、本篇第二十四條兵部省に述ぶ、○安置得所とは、甲冑、刀劍、弓矢、旌旗の品々を部類區別し、其置場を整頓して紊亂せざるやうにと云也、○曝凉は、太陽に晒すを曝と云ひ、陰干(カゲボシ)を凉と云ふ、○受事覆奏は、勅と稱して兵器を求むる者あれば、一應其筋へ問合して渡すを云ふ、

第六十五條　　內兵庫條

內兵庫

集解及び標注本には、庫の下に司の字あるを可とすと云へり、御料の爲に設置ありしと云ふ、

沿革　○此役所は獨立必用でなかりしと見へて、大同三年正月左右兵庫寮に合併せられたり、

正一人。掌准兵庫頭。佑一人。令史一人。使部十八人。直丁一人。

第六十六條　　左右京職條

左京職　右京職准此。管司一。

此役所は、奈良の都を二分して、其一分地域内の司法、行政、警察等萬般の事務を取扱ふなり、
以下七十條則ち下國迄大同小異とす、

大夫一人。掌左京戸口、名籍、字養百姓、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事。亮一人。大進一人。少進二人。大屬一人。少屬二人。坊令十二人。使部三十人。直丁二人。

長官は、所轄内の戸籍を査し、人民を愛撫し、管内を巡察し、地方學生等を推擧し、則ち人材登庸の實を擧げ、孝子義人を旌表し、田圃宅地の事、雜税の事、戸主又は奴婢の訴訟を初審し、織物、器具、飲食物等の市場取締、度量衡、倉庫、租税、徴兵及び兵器、道路橋梁、或は關所の通券、市内の遺失物、或は僧尼の戸籍迄の事を掌り、

【字解】○字養の字の字は、說文に、乳也、愛也とありて、養ひ又は慈むの意なり、百姓は人民

の事也、委しくは、第八篇戸令の第三十二條を參看すべし、糺察所部は、管內を巡行して、風俗を觀察し、人民の患苦を視察し、尙種々雜事の良秕を糺す也、委くは、戸令第三十三條に述ぶ、○貢擧は、國學なる學生を引き擧て、式部省に受檢せしむるを云ふ、又た延喜式四十二卷京職篇を假借せば、五位以上の子孫等をも本省に貢擧するとあり之を以て推察すれば、單に學生而已に限らざるものゝ如し、○孝義は、孝子義人を云ふ、○田は、管內の、口分田、位田、職田、神田、寺田の類を云ふ、宅は、宅地の賣買等に關す、委しくは、第九篇田令の全條三十有七ヶ條を參看すべし、○雜徭は、徭役と云て一名歲役共云ふ、全國中の一人前の男子は、一ヶ年に十日間宛官省の奉公を務ねばならぬ法にてありしを云ふ也、若し此歲役をせざる時には其代償として布二丈六尺を上納するのである、之を庸と云へり、此歲役は京中の正丁にはなかりしが、其代りに雜徭と云て、時々使役されたるなり、詳細は、第十篇賦役令の第四條に述ぶ○良賤は、良民と賤民を云ふ、甲(リヤウ)は戸主以上、乙(セン)は奴婢の輩也、委しくは、第八篇戸令の第二十三條及び三十五條以下に述ぶ、○市廛は、市場(イチバ)の事也、次條及び第二十七篇關市令に述ぶ、○度量は、モノサシと桝也、法制の詳細は、第三十篇雜令の第一條より四條まで、及び關市令の第十四條に述ぶ、○倉廩は、クラにて倉庫令に詳解す、○租調は、賦役令に詳解す、○道路橋梁は、第卅篇雜令に述ぶ、○兵士器仗は、軍防令に詳述す、○闌遺雜物は、本篇第三十一條

贓贖司に既述せり、〇坊令の坊は今云ふ町なり、防長は一町の長にして、令は、四ヶ町の長なり、委くは、第八篇戸令の第三、第四條に述ぶ。

第六十七條　東西司條

東市司　西市司准レ此。

市場を取締る役所にして、奈良の京を東西に分ち、東の市場は毎月前の半ヶ月、西の市場は後の半ヶ月に於て、諸物品の交易、賣買を營むなり、開場の時間は、第二十七篇、關市令の第十一條にある如く、毎日正午開店、日沒頃に至れば、太鼓を三回叩きて散店す、但し毎回九擊を法とせり、

正一人。掌財貨、交易、器物眞僞、度量輕重、賣買估價、禁察非違事。佑一人。令史一人。價長五人。物部二十人。使部一人。直丁一人。

長官は、賣品の眞贋、諸物の長短、多少、輕重、賣買の價直、等凡て、規則違犯を檢察する事を掌る也、

字解　估價の估は、字書に、音古にして、物貨を論じ或は市稅とせり、ウリ又はアタヒと訓み、

本條にては罪に值と看做て穩當なり、○價長は、今の所謂評價人の長に當り、本司の帳簿等取扱規則の委しきは、關市令の第十二條に解す、○物部は、本篇第三十二條刑部省管の囚獄司、同篇五十九條衞門府に同じ、

第六十八條　　　攝津職條

攝津職　帶津國。

津の國は、仁德天皇の舊都にして、大寶の頃も離宮あり、且つ難波津と云ふ良港あるを以て、普通國廳の列に入れず、別に攝津を置て左右京職と同樣の位置に列せり。

字解　及び沿革略○攝津とは、津の國の政事をカヌル（攝ル）の謂に基けり、爾後該職廢せられたれ共、國號は二字を用ふる例を以て今尙攝津と云へり、延曆十二年三月九日の太政官布達に、宜しく職名を改めて國と爲すべしとあり、（令義解講義、續紀、集解、）

大夫一人。掌祠社、戶口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、市廛、度量輕重、倉廩、租調、雜徭、兵士、器仗、道橋、津濟、過所、上下公使、郵驛、傳馬、闌遺雜物、檢校舟具、及寺、僧尼名籍事。亮一人。大進一人。少進二人。

大屬一人。少屬二人。史生三十人。使部三十人。直丁二人。

【字解】は大抵、前條京職に同じ、故に京職に載せざる一二を左に解す、○簿帳は、戸籍及租税等の帳簿の類を云ふ、○勸課農桑は、農業養蠶等を奬勵するを云ふ、委くは、考課令の五十二五十三、五十四條及び田令の第十六條に解す、○上下公使は、管内を通過し又は滯在する御用使者等に對する接待等を云ふ、○傳馬は、早飛脚用の馬にして、急使には驛馬を供し、通常の使には傳馬を出すを通則とす、委しくは、公式令第四十二條に解述す、○檢校舟具は、難波津、則ち今の大阪を出入する船舶及び附屬の器具を檢査する也、本篇第二十八條、兵部省所管の主船司は、全國公私則ち官民の船舶を勘査する也、

第六十九條　太宰府條

大宰府　帶筑前國。

本府は、西海道九ヶ國と壹岐、對馬、多褹が島の三島を管す、前條津の國の如く別に國司を置かず、

【字解】○和名抄にオホミコトモチのツカサと訓す、唐名都督

主神一人。掌諸祭祀事。師一人。掌祠社、戸口、簿帳、字養百

姪、勸課農桑、紀察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、皷吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雜物、及寺、僧尼名籍、蕃客、歸化、饗讌事。大貳一人。掌同帥。少貳二人。掌同大貳。

本條も前條と大同少異故に、前條に顯れざる點だけを解述す、

[字義] ○主神は和名抄にカムツカサと訓す、萬葉集卷五に神司と書す、管内諸多の神社の祭禮を掌る神主にして、正七位下相當官なれ共、帥の上に置くは、敬神主義を以て神祇伯を太政大臣の首に置く例に據るといへり、○帥は、音シユツと入聲に呼ぶ、日本紀に率と通して書ける所もあり、字書に遷に同とあり、中古以來ソチ又はソツと訓めり、古昔、外國の船舶は皆九州に來航せしを以て、清和帝の詔に、鎭西は朕の外朝なりとの玉へし程にて、中古以來親王を以て專ら此官に任す、然れ共任國に下らず、大抵權の帥を以て府務を統轄す、大伴多比等の如き是也、又た大臣の左遷にて權の帥に任せられたる時には其帥府務を執らず、則ち菅原道眞の如き是也、併し大寶の時には權の帥なし、○鼓吹は、軍樂器にして前記十七條鼓吹司及び第十七篇軍防令に述ぶ、○烽候(トブヒ)も亦本篇第十七條兵部省及軍防令第六十八條以下に述ぶ、○城牧は、

城は素と「キ」と訓みシロは後世の訓なり、牧は牧場牛馬等なり、軍防令第五十三條、厩牧令第五條等に詳解す、○歸化は、第八篇戶令の第十六條及び四十四條等に解す、○饗讌は、府官が外國人を接待饗應する事なり、

大監二人。掌糺判府內、審署文案、勾稽失、察非違。少監二人。掌同大監。大典二人。掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文。少典二人。掌同大典。

大監（ダイゲン）は、第一條神祇官の大祐（ダイジヤウ）と同じく又次條以下諸大國の大椽（ダイジヤウ）官と同じく判官にして、大少典も國々の大少目（サクハン）に又は本篇第一條の史生に同じきが如し、

大判事一人。掌案覆犯狀、斷定刑名、判諸爭訟。少判事一人。掌同大判事。大令史一人。掌抄寫判文。少令史一人。掌同大令史。

新解 大判事等の解は、本篇第三十條刑部省にあり、○大令史は、今の裁判所の書記の職の如し、

大工一人。掌城隍、舟檝、戎器、諸營作事。少工二人。掌同大工、

本條の大工は、今云ふ大工に非ず、土木、建築、造船、兵器、一切の作事を心得居るものにて甚だ智識の廣大なるものにして技師的の役人なり、

參照 ○本篇廿六條、造兵司、二十八條主船司、第十七篇軍防令第五十三條參看すべし、

博士一人。掌教授經業、課試學生。陰陽師一人。掌占筮相地。醫師二人。掌診候療病。算師一人。掌勘計物數。

博士は、學生に、今で云へば、四書、五經の如き經書を教授した上試驗をする也、委しくは、第十一篇學令に述ぶ、先輩荷田在滿等の說にては太宰府全體の府博士に非ずして、筑前一國の國博士と云へり、依りて義解は非なりとせり、愚按するに當時大上中國等皆各別に必ず國博士ありしにも非ざれば實際に於ては府と國と兼務的のものならむと想察せらる、陰陽師は、占卜、地相を觀し、醫師は、診察治療し、事有時は兼て軍醫をも勤めし也、算術先生は、計數を勘定する事を掌る、

防人正一人。掌防人名帳、戎具、教閱、及食料田事。佑一人。掌同正。令史一人。主船一人。掌修理舟檝。主厨一人。掌醯醢、葅、醬、鼓、鮭等事。史生二十人。

サキモリの長官は、防人(サキモリ)の名簿、兵器、教育及び食料に供する田地等の事を掌り、主船は舟及附屬器具の修繕、臺所の取締は、濃菲の鹽辛、ヤタラツケの類、漬物、醤油、納豆、干物等の事を掌り、

字解 ○防人(サキモリ)は、邊土を守る兵士にして、委くは第十七篇軍防令第十二條に述ぶ、○主厨は、クリヤのツカサ則ち臺所奉行也、○醢は、字書に酢とあり又た醢則ち鹽辛の稀薄品とも云へり、醯、葅、醤豉は、第四十條大膳職に出す、○埀は、アイマゼもの也、○鮭は、義解に雜多の乾魚とあり、

第七十條　大國條

大國

大國上國は、守、介、掾、目の四官ある事第一篇官位令にある如し、○國の等級は、大寶時代にも既に制定しあれ共、一々其國を別記せし書は今はなし、故に此大寶の元年則ち紀元千三百六十一年より後ち百五十年目に貞觀式あれ共、二百年目の延喜年代の事を記せし延喜式、廿二卷民部式の上を假りに借寫すれば、大國は拾有參國にして、大和、河内、伊勢、武藏、上總、下總、常陸、近江、上野、陸奥、越前、播磨、肥後、なり

守一人。掌祠社、戸口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、皷吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雜物、及寺、僧尼名籍事。餘守准此、其陸奥出羽越後等國、兼知饗給、征討、斥候。壹岐對馬日向薩摩大隅等國、惣知鎭捍、防守、及蕃客歸化。三關國、又掌關劃、及關契事。介一人。掌同守。餘介准此。大掾一人。掌糺判國內、審署文案、勾稽失、察非違。餘掾准此。少掾一人。掌同大掾。大目一人。掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文。餘目准此。少目一人。掌同大目。史生三人。

字解 ○守は今の府縣知事にして、介は先頃迄の府縣書記官にして今の內務部長の如し、掾は課長、目は屬官と云如し、但し事務には古今の相違あり、○祠社以下は大概京職以下等に述べしを以て略す、只前條に記せざる點だけを解述す、因に、國守と國司、は別なり、守は長官にて、國司と云へば、地方官と云ふ總稱也、郡司と云ふも亦郡長以下の屬吏一般を指名せしな

り、○饗給は、食を饗し、祿を給與する事にて、奥州、出羽、越後等には、今のアイヌ人が雜居し居たる故にソレ等を招撫するを云ふ、○征討斥候は、奥羽等の知事は、アイヌ等の不逞を謀る事の有無を探偵し又た征討する也、○鎭捍防守は、日(ヒムカ)、薩(サツマ)、隅(オホスミ)等の知事は、外國の寇、或は國内隼人の亂暴等を鎭め防ぎ又た外人歸化移住の事を取扱へと云ふのである、○三關とは、伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の有乳(アラチ)と云ふ關所にして、是等關所ある國の知事は、關剗(サン)と云ふて、關所及び關所の要害、又は關契とて、關所の通劵(テガタ)等の事を心得取扱はねばならぬと也、委しくは、第十七篇軍防令の第五十四條及び第廿一編公式令の第三十六條過所式同四十三條に解す、○掾は、ジヤウ或はソウ或はマツリゴトヒトと稱ふ、古今集雜上に、文屋の康秀が三河の國のソウになりてとあるは、此掾の事也、○目は、サクワン或はサウクワンと訓み、今の屬也、古今集の序に、甲斐のソウクワン凡河内(オホシカフチ)の躬恒(ミツネ)とあるは、今の縣屬に當る也、

第七十一條　上國條

上國

前條の引例に因れは、山城、攝津、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、相模、美濃、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、安藝、

周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、肥前、豐前、豐後、の三十五州を上國とせり、

守一人。介一人。掾一人。目一人。史生三人。

第七十二條　中國條

中國

中國は、安房、若狹、能登、佐渡、丹後、石見、長門、土佐、日向、大隅、薩摩、の十一州なり、

守一人。掾一人。目一人。史生三人。

第七十三條　下國條

下國

和泉、伊賀、志摩、伊豆、飛彈、隱岐、淡路、壹岐、對馬、の九ケ國とせり、

守一人。目一人。史生三人。

以上、中下の二國にては。中國は次官の介を置かず、下國は次官の介は勿論。判官の掾をも闕員せり、

第七十四條　大郡條

大郡

郡の大小は、戸令の第二條に詳解す、大郡は十六里以上とす、但し五丁壹里にして、現今の六丁一里に相當す、

大領一人。掌撫養所部、檢察郡事。餘領准此。少領一人。掌同大領。主政三人。掌糺判郡内、審署文案、勾稽失、察非違。餘主政准此。主帳三人。掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文。餘主帳准此。

令文は、前條にあるを以て新解せず、

【新解】○大領は、今の郡長なり、コホリのミヤツコと稱ふ、○主政は、郡内に於る、警察、裁判、等を掌り、○主帳は、郡書記なり、郡司の事は、第十二篇選叙令の第十三、十五條等に詳解す、

第七十五條　上郡條

上郡

上郡は、十二里以上、十六里未滿とす、

大領一人。少領（スケノミヤツコ）一人。主政二人。主張二人。

第七十六條　中郡條

中郡

中郡は、八里以上、十二里未滿とす、

大領一人。少領一人。主政一人。主帳一人。

第七十七條　下郡條

下郡

下郡は、四里以上、八里未滿とす、

大領一人。少領一人。主帳一人。

第七十八條　小郡條

小郡

小郡は、二里以上四里未滿とす、凡て五町一里也、

領一人。主帳一人。

第七十九條　軍團條

軍團

昔は國々に軍團の設備ありて、諸國の正丁則ち年齡廿一歲より六十歲まで、今云ふ國民軍の内チ三分の一を兵士に充てて軍事を練習せしめ、弓馬に便するを騎兵とし、餘を歩兵とす、大毅以下の將校之を統率す、一朝事ありて幾國の兵を起すべき官符下る時は、出征の大將に從ひ進發す、平時は、或は上京して衞士と爲り、又は筑紫に下向して防人(サキモリ)となり、皆全國壯丁中の役とする所也、此紀綱後世漸衰弛廢して、兵力は豪民武門に歸せし也、委くは第十七篇軍防令に解す、

字解　○團は、聚也、

大毅一人。掌檢校兵士。充具戎具。調習弓馬。簡閱陳列事。少毅二人。掌同大毅。主帳一人。校尉五人。旅帥十人。隊正二十人。

大將は、兵を檢査し、種々の軍用戎器を備へ置き、射技馬術を訓練せしめ、行軍の整列等を檢する事を掌り、

【解】○大毅の毅の字は、武し又は强しとの訓みよりして、大將の名とす、一千人を率ゆ、少毅は五百人とす、○主帳は、會計と書記の用を務むる官なり、○校尉は、二百人の隊長也、○旅師は、百人の隊長故に兵數を以て比せば今の中隊長の如しと雖も古今其威を異にす、○隊正は、五十人の隊長也、委くは軍防令に解す、

第八十條　國博士醫師條

凡國博士醫師、國別各一人。其學生、大國五十人。上國四十人。中國三十人。下國二十人。醫生各減五分之四。

凡て諸國の博士、醫師は、國別に一人宛とす、其學生は、大國五十人にして、其内醫學生は國々に十人宛とせり、委しくは、第十一篇學令第廿四篇醫疾令に解述す、

大寶令新解第一卷

第參篇　後宮職員令　凡壹拾捌條

本篇は、皇后宮附女官の規則なり、表向き皇后宮附きの官員は、第二篇四條、中務省の中宮職とす、

【字解】○後宮は、皇后宮の御殿にして、大寶時代の御所の各殿の狀態今詳ならざれ共、平安遷都以後とは大差なきものと想察すべし、拾芥抄等に載する圖によれば、やはり、禁裡にて最も後方に建造しあるを以て、後宮と命名されたるなるべし、

第一條　妃條

妃二員。

右四品以上。

妃二名は、內親王、則ち皇族中の姬君方を以て任ぜらるゝに依りて位を呼稱せずして、四品以上と云ふなり、

第二條　夫人條

夫人三員。

右三位以上。

古昔は、臣下の令嬢にて、御所奉公すれば、此女官を最上の官として、三位以上に任せらるゝなり、

第三條　嬪條

嬪四員。

右五位以上。

本條も亦二條の如し、

【字解】○妃は、皇后の次妻なるべし、夫人、嬪皆天子の婦也、上古は、嫡妻をオホキサキと云ひ、夫れに亞ぐ者をキサキ又はミメと云へり、【沿革略】妃は神武天皇紀に、夫人は反正天皇紀に、嬪は履中天皇紀に見へたれど、共に後世の稱呼を上代に及ぼして記せるものゝ由にて、實際に行はれしに非ず、然るに嬪は文武天皇一朝のみの存在にして、夫人は嵯峨天皇より、妃は醍醐天皇以下の史に見えず、其代りとも云ふべきものは、桓武天皇の朝より女御あり、嵯峨帝の朝より更衣あり、村上帝の朝より此號悉く廢絶せられたり、仁明帝の朝に右大臣藤原三守の

女貞子、女御となり、從三位に進みたるを始として、文德帝以後貴顯なる藤原氏の女、多く選用されて女御となり、終に皇后ともなれるなるあり爾後武門の政權を握りしより、藤原氏衰へて、用度不足を生じ、其爲め立后の儀式を擧行さるゝ事能はず、因て中世以下女御稀にして、多くは、典侍、掌侍の女官を以て御寢席を薦むるに至れるといへり、俸祿の事は第十五篇第十五條に述ぶ、［義解講義］

宮人職員。

御所內の女官の總稱なり、而して女官の役所が十二局あり、宮人をクニンと讀むべし。

第四條　內侍司條

內侍司

皇后に侍して萬般の事を司る役所也、

尙侍二人。掌下供二奉常侍、奏請、宣傳、檢二校女孺、兼知二內外命婦朝參、及禁苑禮式之事上。典侍四人。掌同二尙侍一。唯不レ得二奏請宣傳一。若無二尙侍一者、得二奏請宣傳一。掌侍四人。掌同二典侍一。唯不レ得二奏請宣傳一。

女孺一百人。

長官則ち內侍のカミ二人は、皇后に常侍して、後宮に關する事を申し上げ、又は承玉はりて、後宮內の諸役所等へ傳へ、或は女童を檢査し、兼て女官方又は有位有爵の夫人方の參內の事を知り辨へ、及び後宮內の禮式一切の事を掌り、典侍則ち內侍の助は尙侍の代理たり、[illegible] ○尙侍は、內侍のカミ共云ふ、伊勢集に內侍督とかけり、赤染衞門集に、內侍のカウの殿とあり、大和、榮花、源氏の諸物語及び增鏡には、內侍と略してカンのキ共カンのトノ共あり、中務省の侍從の如し、○女孺は、女童にして下樣の小間仕的に似たり、裁縫禮式等の薫陶を受るものゝ由、女童は諸氏より奉る也、○內外命婦、內は五位以上の后宮內の宮女、外は五位以上の諸官員の細君とすべし等諸說あり略す、○朝參は、今云　參內也、○禁內は、後宮內を指せり、○掌侍は、單に內侍とばかり云ふもあり、周防の內侍とか、辨內侍とか稱ふは此掌侍の官の人である、又た四人ある掌侍の中の首席掌侍を勾當の內侍と云へり、後世、上﨟、中﨟、下﨟、の名稱あるは、大寶の令の後宮制度の頹廢せし爲め、以上諸多女官の代稱名詞の區別と首肯すべし、以下十一司凡て官等四級宛あるなり、

第五條　藏司條

藏司

本司は、第二篇第七條內藏寮に殆んど同じき役所と看做して可なるべし、只男女の差ある而已也、【字解】○クラツカサと訓む也、

尙藏一人。掌神璽。關契。供御衣服。巾櫛。服翫。及珍寶。綵帛。賞賜之事。典藏二人。掌同尙藏。掌藏四人。掌出納。綵帛。賞賜之事。女孺十人。

長官は、天子の御印、關所の通劵、御召の衣服、頭巾、櫛、玉佩の類、及び金銀寶玉、綾羅錦繡、羽二重、兼て女官へ賞賜の事を掌れり、【字解】○尙藏は、音讀にて讀む也、土藏の長官にして、尙ほ貴ぶと訓す、進御の物を尙と云ふ、漢官儀の尙食、尙醫等の尙の意と同意なるべし、增韵に尊とせり、○神璽は、諸說あれ共、愚按にては、天子の御印を總稱したるものとす、委しくは、第廿一篇公式令の第四十條に解す、○巾櫛の巾は冠に非ず、頭巾にして後世の烏帽子の類なるべし、內々用のものなる如し而して冠は衣服中に入るを穩當とす、櫛はクシ而已に非ず種々理髮用の器具を總稱せしものとすべし、文飾上斯の如く字句ならねば雅麗を缺くの虞れあるに因れり、○服翫の服は衣服の服に非ずして、身邊等に附屬する裝飾品と云ふ意義な

り、翫は、今云ふ翫弄品に非ず、多くは實際必用の器具類を指す、例之は、笏、玉佩、鈴、釵、麈尾、扇子、等を云ふ、○綵は染たる絹類、帛は白羽二重の類也、（）賞賜は女官だけの賞與也、

第六條　書司條

書司

フミのツカサと訓み、後宮の圖書寮と看做して可なり、

尙書一人。掌レ供ニ奉內典、經籍、及紙墨筆、几案、絲竹之事一典書二人。掌同ニ尙書一。女孺六人。

本司の書籍紙筆は第二篇第六條の圖書寮より此役所へ分納するものゝ如し、琴や笛の類は同第十七條雅樂寮より納むる歟、又几案は大藏省よりせし類以下諸司も亦第二篇の中務、宮內二省の管する同名的諸役所に殆んど同斷なり、

第七條　藥司條

藥司

クスリのツカサと訓み、第二篇十一條、中務省の內藥司、同篇第四十四條、宮內省の典藥寮の小規模なる役所なるべし、但し藥品は皆內藥司より分納するものなり、

尙藥一人。掌レ供ニ奉醫藥之事一。典藥二人。掌同ニ尙藥一。女孺四人。

第八條　兵司條

兵司

ツハモノのツカサと訓み、第二篇六十五條、內兵庫より後宮用の兵器を上納する如し、但し娛樂用の兵器も其內に含蓄しある由なり、

尙兵一人。掌下供二奉兵器一之事上。典兵二人。掌同二尙兵一。女孺六人。

第九條　闈司條

闈司

ミカドのツカサと訓み、宮城內の門を取締る役所なり、

字解　○爾雅に、宮中の門を闈と謂ふ、

尙闈一人。掌下宮閤管鑰、及出納事上。典闈四人。掌同二尙闈一。女孺十人。

長官は、宮城內、中、外囲幷に宮城門則ち羅城門の鍵までをも掌り、第二篇六十二條衞士府及び第十六篇官衞令參看すべし、

殿司

前篇四十三條主殿の寮に同じきが如し、

字解 ○トノモリのツカサと訓す、

尚殿一人。掌供奉輿繖、膏、沐、燈油、火燭、薪炭之事。典殿二人。掌同尚殿。女孺六人。

長官は、第二篇四十三條主殿寮の男官と共に預り知る也、解は同條に出せり、

第十一條　掃司條

掃司

此役所は、表向政府としては第二篇三十五條、大藏省所管の掃部司、又た、御所の表向としては、同篇第五十五條、內掃部司の如し。只後宮女官と、男官の差ある而已也、今は此役所の獨立なし、

尚掃一人。掌供奉牀席、灑掃、鋪設之事。典掃二人。掌同尚掃。

女孺十人。

因に、紫式部日記に、カンムリの女官とあるは、此役所の女官を云ふなり、

第十二條　　水司條

水司

此役所は、第二篇、五十三條、宮内省所管の主水司と男女の差異あるのみ、字解　前に述べたり、因に紫式部日記に、ウネメ、モヒトリ、ミクシアゲとあるは、此女官のモンドを云ふ也、

正訓はモヒトリのツカサとす、

尙水一人。掌下進二漿水、雜粥一之事上。典水二人。掌レ同二尙水一。采女六人。

字解　○漿は、ツクリミヅと訓みて、方今稱するオモ湯の如きものに當れり、○采女の字解は、第二篇、五十二條に云へり、此役所と、次條膳部の役所とに、女孺を置かずして采女を置かれしは、古例に據りし由、上古は、飮膳飯を供奉するは、釆女の事務なりしといへり、

第十三條　　膳司條

膳司

供御の飲饌を掌る役所也、前に男官の同役所あり、

尚膳一人。掌知御膳、進食先嘗、惣攝膳羞酒醴、諸餅蔬菓之事。典膳二人。掌同尚膳。掌膳四人。掌同典膳。采女六十人。

本條は、第二篇、四十條、宮內省の大膳職、同四十六條、內膳司、第四篇第四條東宮職員令の主膳監、及び第十四篇、考課令第二十一條則ち四十二最を參看すれば了解するを得べし、尚委しきを要せば、延喜式第卅二、卅三、卅九卷に記載しある、大膳職、內膳司を參考すべし、此飲膳の役所は、大寶時代には、かくの如く五ヶ所もあれ共、今は、宮內省所管の大膳職一局ある而已、

字解 ○進食先嘗に就ては、男官先きにお毒味するか、將た女官するか等の諸說あるも是等の事實は、其當時如何にてありしか、今集解の穴說によれば女官先きに嘗むるとあり、

第十四條　酒司條

酒司

第二篇四十七條と同斷、只男官ならざるまでなり、此司に女孺なきは、膳司に接する故也、

尚酒一人。掌釀酒之事。典酒二人。掌同尚酒。

縫司

本司は、裁縫、編物等の事を營み司る役所也、

尙縫一人。掌裁縫衣服、纂組之事。兼知女功及朝參。典縫二人。掌同尙縫。掌縫四人。掌命婦參見朝會引導之事。

長官は第二篇第八條縫殿寮の長官の如く、裁縫編物等の事を掌り、兼て女官の勤務及び參內の事を知り、

【字解】○女功の功の字はシゴトのきまりと云ふ如し、第二篇第六條圖書寮に解せり、猶委しくは營繕令に述ぶ、○朝參は、天朝に參へると云ふ文字、故に所謂參內といふ事なり、○參見も亦參內なり、但し既定の參內と又た臨時命によりての參內も含有すと云ふ、○朝會は、丹表紙の塙本にては、朝參とあれ共、慶安三年板の蓬生巷林鶴本或は石川介の集解第六冊廿一張左、或は小中村清矩の講義本或は圖書刊行會本の集解等皆朝會にせり、余は塙本を採用せず、朝會とは、年始其他の佳辰節日に、皇后宮に集會するを云ふ、○引導は、指圖或は案內の如し、命婦等衣服の事は衣服令に述ぶ、本司に女孺なきは、本司より諸司へ采女等を分配する役所なれ

ば也、

右諸司掌以上、皆爲職事。自餘爲散事。各每半月給休假三日。其考叙法式、一准長上之例。東宮宮人、及嬪以上女豎准此。

十二司の各掌官則ち掌侍、掌藏、典書、典藥、等の女官以上は現任官とす、其他は有位無官の女とす、何れも一ヶ月六日の休暇を賜はるなり、其考課叙任の法は、上官の例に准す、東宮の宮人も亦嬪以上の女官も共に此に准すとなり、

字解 ○職事は　職掌ある女官を云ふ、○散事は、職掌なき女孺、采女を云ふ、散の字は第二篇第十五條散位寮を見るべし、○休假は、諸本に沐假にせり誤りならむ、委しくは、第廿五篇假寧令を見るべし、○考叙は、第十四篇考課令、第十二篇選叙令に詳述す、女官等の品行を、毎日の勤惰を取調べ、則ち一定の期年に至れば黜陟を行ふ爲めなり、○女豎は、妃、夫人等則ち嬪以上の人が使役する女子を云ふ、豎は音シュ、童僕未だ冠せざる者と字書に云へり、依て女ワラハとすべし、

第十六條　内親王以下席順條

凡内親王、女王、及内命婦朝參、行立次第者、各從本位。其外命婦、准夫位次。若諸王以上娶臣家爲妻者、不在此例。

内親王・女王、及び内命婦等、皇后宮へ參内の時、庭上に列立する席順は、位階順によるべし、外命婦は、夫の位階順にせよ、若し諸王以上にして、旣に臣下の家へ御降嫁あり、臣家の妻たる者は、外命婦に同斷たるべしとなり、

第十七條　親王皇子皇孫乳母條

凡親王及子者、皆給乳母。親王三人、子二人、所養子年十三以上、雖乳母身死、不得更立替。其考叙者並准宮人。自外女豎、不在考叙之限。

天子の皇子、及び皇孫にには、皆各乳母を賜へ、親王には乳母三人宛、皇孫には二人宛、其養育の皇子皇孫、年齢十三歳以上に達せられて乳母死亡する事あらば、更に乳母を再び立るに及ばぬとなり、乳母に對する考課選叙は一般の女官に准じ、但し、女豎は叙位の限に非ずとなり、

凡諸氏、氏別貢女。皆限年三十以下十三以上。雖非氏名、欲自進仕者聽。其貢采女者、郡少領以上姉妹、及女、形容端正者。皆申中務省奏聞。

例之は、源平藤橘等の各氏より、各一氏に付き一人宛、宮仕への女子を奉公させ、其年齢は、十三以上、三十年以下の未婚者又は寡婦に限るとなり、但し氏なき共、志望の女ありて資格充分なればソレをば聽許採用せよ、又た采女は、郡役所奉職の次席以上の役人等の姉妹、或は娘にして容貌の端正なるものをば、中務省に具申し、省より奏聞に達せよと云也、第二篇五十二條宮内省所管の采女司を參看すべし、

因に、采女の優等なるものは、天子の御膳の給仕をし、又た劣等なるものは今云ふお末にして雜仕、下仕、半物、樋洗、厠人、等の用を務むと云ふ、ヒスマシとミカワヤウトは便所便器掃除の下司女とせり、

第四編　東宮職員令　凡壹拾條

本篇は、皇太子附の官制なり、**字解** ○東宮は、皇太子の御所にして、春宮は事務を取扱ふ、官衙を稱すと職原抄述解の說なれ共、モトは別所に非ざる也、石川本集解卷六、廿五張の左、細字の六行に穴云く、御子の宮、御所の東に在るに因て東宮と爲と、又た小中村清矩の按にては、易の說卦の震卦に、震を東と爲。春とす、長男とす、又た左傳隱公三年の傳に、齊の東宮得臣と云人を記せり、杜預の注に、得臣は齊の太子也とあれば、彼國にても古くよりの稱呼なり、又た、八雲御抄異名の部に、春の宮を靑き宮と記せり、大鏡、榮花物語も亦同斷に云へり、

第一條　東宮輔導條

傅一人。掌以道德輔導東宮。學士二人。掌執經奉說。

御モリ役は、道德を以て皇太子を輔け導く事を掌り、學士は、經書の進講を仕るなり、

字解 ○傅は、字書に、近也、相也、附也、とありて、モリ役、タスク等の訓あり、按するに、漢土の天子に太師、太傅、太保の三公あり、我朝にては、古へ太政及び左右の三大臣を三公と

せり、太師は現今の流行語を以て解釋を試みれば、師は智識、傅は德義、保は體育に當る如し、故に此傅を以て東宮の輔佐官とせるなり、例之は增鏡村時雨の卷の立太子の條に、傅には久我右大臣長道、大夫には中院大納言通顯なり玉ふとある如し、

第二條　春宮坊條

春宮坊。管(スフ)二監三、署六。

本坊は、東宮に關する內外の事務を取扱ふ役所にして、三監、六署を管轄す、恰も小規模なる太政官の如し、

字解 ○春宮は、前に述べり、和名抄にミコの宮のツカサと訓せり、或は單に宮ツカサ共云ふ、因に、大鏡增鏡等には、前の皇太子を前坊又は先坊といへり、立太子の事を立坊共唱えあり、源氏物語に、明くる年の春、坊定まり玉ふ共あり、坊の字はモトは町とか家とか云字なれ共、古くより皇太子の官に使用し來れる也、

大夫一人。掌吐納啓令、宮人名帳、考敍、宿直事。亮一人。大進一人。少進二人。大屬一人。少屬二人。使部三十人。直丁三人。

長官は、上より仰出さる事、及び下より申し上ぐる事、或は宮內官員の名簿、考課、選叙及宿直の事を掌り、

字解 ○吐納啓令は、第二篇第四條、中務省所管の中宮職に出せり、○宮人名帳は、東宮附女官の名簿にして、宮人の考第を大夫(ダーブ)が校定して中務省に送る也、○考叙、宿直事は、諸役所の官吏の考第宿直等を校定する也、因に傅及び學士を東宮官と云ひ、大夫(ダイブ)以下を坊官と云ふ、

第三條　舍人監條

舍人監

本役所は、東宮に番を逐ふて祇候する人々を司る役所也、

字解 ○舍人監は、其訓讀如何にてありしか知るべからずとの說あれ共、他官衙の訓例に因れば、やはりトネリのツカサと訓めば穩當ならん、一說に後世迄遺存しありし主膳監、主馬署は皆音讀し來りしに依て、此役所もシャジンゲンと讀みて如何共あり、第二篇第五條中務省所管の舍人寮を參看すべし、又た小中村の講義本に、沿革の一端に大日本史を引用して本衙の廢絕せしは、延喜以後正治以前とあれ共、延喜式第四十三卷春宮の篇に單に舍人の名と用とありて役所を載せず、春宮としては主膳監と主殿署の二役所ある而已也、

正一人。掌舎人名帳、禮儀、分番事。佑一人。令史一人。舎人六百人。使部十人。直丁一人。

今も東宮職に、内舎人(ウトネリ)の役あり、

字解 ○正はカミと訓み以下二條同じ○舎人は、此時代にありては、五位以上の蔭子、六位以下の位子を以て充てられたり、蔭子、位子は、父及び祖父のお蔭を以て採用になる也、詳細は第十二條選叙令の第三十條、以下三十八條及び第十七篇軍防令四十七條其他第二篇六十二條の兵衛等を参看すべし、

第四條　主膳監條

主膳監

東宮の御膳を司る役所也、膳部の役所は、本條共合計四ヶ所あり則ち宮内の大膳職、内膳司、後宮の膳司あれば玆に解釋を省きぬ、

字解 ○カシハデのツカサ或は音讀とす。

正一人。掌進食先嘗、及諸飲膳事。佑一人。令史一人。膳部

六十人。使部六人。直丁一人。駈使丁二十人。

第五條　主藏監條

主藏監

東宮の御藏を司る役所也、

字解　○クラのツカサ或は音讀とす、

正一人。掌金玉寶器、錦綾、雜綵、裁縫衣服、翫好之屬。佑一人。令史一人。藏部二十人。使部六人。直丁一人。駈使丁二人。

本條は、第二篇第七條、中務省所管の內藏寮に解せし故に爰に略す、

第六條　主殿署條

主殿署

東宮の御湯殿、掃拭、簾、建具、疊等の事を主る役所也、

字解　○トノモリのツカサ、或は音讀にす、第二篇第四十三條、宮內省所管の主殿寮、同五十

五條、内掃部司、同三十五條大藏省所管の掃部司、第三篇十條等に旣に解せり、

首一人。掌湯沐、燈燭、酒掃、鋪設事。令史一人。殿掃部二十人。使部六人。直丁一人。驅使丁十人。

字解　○首も亦カミと訓み、以下數ケ條同斷、

第七條　主書署條

主書署

東宮の書籍、藥品、筆、硯、墨、紙等を主る役所也、

字解　○フミのツカサ、或は音讀にす、

首一人。掌供進書藥筆研之屬。令史一人。使部六人。直丁一人。

第三篇六條、后宮の書司同七條藥司の二衙を併合したるものと看做して可ならんか、

字解　○フミのツカサ、或は音讀にす、

第八條　主漿署條

主漿署

東宮のお粥、おも湯、お菓子の類を主る也、第三篇第十二條后宮の水司に同じ、

字解 〇コムヅのツカサ、或は音讀にす、塙本に醬の字にせるは誤りならん、春節本、其他皆漿也、

首一人。掌二饘粥、漿水、及菓子之屬一。令史一人。水部十人。使部六人。直丁一人。驅使丁六人。

第二篇第五十三條、宮內省所管の主水司、第三篇第十二條に既に解釋す、

第九條 主工署條

主工署

東宮御殿の御造作、御金具類を主る役所也、

字解 〇タクミのツカサ、或は音讀、

首一人。掌二木土搆作、及銅鐵雜作事一。令史一人。工部六人。使部六人。直丁一人。驅使丁六十人。

第二篇四十一條、宮內省所管の木工寮、同四十八條、鍛冶司、同五十一條、土工司に既に解釋す、

第十條　主兵署條

主兵署

東宮附の武官、兵器を主る役所也、

字解　○ツハモノのツカサ、或は音讀、

首一人。掌_二兵器儀仗之屬_一。令史一人。使部六人。直丁一人。

第二篇二十六條、民部省所管の造兵司、第三篇第八條、後宮の兵司、其他軍防令を參看すべし、

第十一條　主馬署條

主馬署

東宮の乘馬、及び附屬品、馬具の類を主る役所也、

字解　○ウマのツカサ、或はシュメの署と云ふ、

首一人。掌_レ供_二進乘馬鞍具之屬_一。令史一人。馬部十人。使部十

人。

直丁一人。

本條は、第二篇第二十五條、兵部省所管の兵馬司、同左馬寮、又は第二十三篇、厩牧令を參讀すべし。

第五篇　家令職員令　凡捌條

本令は、有品親王家及び有官奉務の三位以上の家事を治めん爲に朝廷より職員を附け置かるゝに就ての規則なり、

字解 ○家令は、今人カレイと呼稱すれ共、古昔の讀例はケリヤウと讀み、皆階級ありて事務を擔當せり、而して文學、家令、扶、從、書吏の判補は勿論進退黜陟は凡て式部省に於て行へ共、毎年本主が諸役所の考法に准じて定め、書類を送達する也、今の世、華族の家に、家扶、家從等あるは、其名稱だけ古に據れ共、皇族の他は悉皆官給に非ず、

第一條　親王一品條

親王內親王准レ此。但文學不レ在二此例一。

一品

文學一人。掌二執レ經講授一、餘文學准レ此。家令一人。掌レ惣二知家事一。

餘家令准レ此。扶一人。掌同二家令一。餘扶准レ此。大從一人。掌レ檢二校家事一。餘從准レ此。少從一人。掌同二大從一。大書吏一人。掌レ勘二署文案一。餘書吏准レ此。少書吏一人。掌同二大書吏一。

教師は經書を講じ教へ奉り、但し內親王には教師を附給はす、家令は親王家の封戶を始め、一切の雜事をも知り、同僚以下奴僕に至るまでを監督し、兼て一家內に生ずる一種の裁判判決をも行ふなり、家扶は他役所の次官の如し、家從は判官にして、書吏は他の主典の如し、此他、帳內と云ふて舍人の如きものを給與せらるゝあり、詳細は第十七篇軍防令第四十八條、四十九條に解釋す.

字解 ○家令の令は、法律命令の令意に非ず、近く維新當時に縣令なる官あり、今の府縣知事の如く一の長官也、故に官署の長と云ふ意なるに因れり、○扶は、佐也、相也、又た護る也、○從は、侍從と其職務を異にすれ共文字の出據稍近似の點ある如し、

第二條　二品條

二品

文學一人。家令一人。扶一人。從一人。大書吏一人。少書

吏一人。

第三條　三品條

三品

文學一人。家令一人。扶一人。從一人。書吏一人。

第四條　四品條

四品

文學一人。家令一人。扶一人。從一人。書吏一人。

第五條　職事一位條

職事一位女亦准レ此。

字解　○職事（シヨクジ）とは、有官にて現に奉職し居る人を云ふ、

家令一人。掌レ知二家事一。扶一人。大從一人。少從一人。大書吏一人。少書吏一人。

第六條　二位條

二位

家令一人。從一人。大書吏一人。少書吏一人。

第七條　正三位條

正三位

家令一人。書吏二人。

第八條　從三位條

從三位

家令一人。書吏一人。

以上の内第五條以下は、大臣參議の現職の家に政官より給せられたる規則にありしも、其の後は皇族の他は滅多に附給せざるなり、

大寶令新解　第二卷

越中　窪美昌保謹解

第六篇　神祇令　凡貳拾條

本篇は、天地の諸神を祭るに就ての法制也、

字解 ○神祇は、天神を神と云ひ、地神を祇と云ふ、天神は、風火木金土の五元の神、及び日の神、月の神、及び此國土を經營し玉ふ伊弉諾、伊弉冊の二神、或は天孫瓊々杵尊等にして、地神は、此國にて誕生し玉へる大山祇ノ神、大國主ノ神、猿田彦ノ神、等の類也、神祇の二字の出處は、書經の商書大甲篇の上に、諟天の明命を顧みて、以て上下の神祇、社稷宗廟に承りて、祇み肅まずと云ふ事罔とあり、又た周禮に、春官太宗伯、天神地祇の禮を掌るとあり、說文の說にすれば、天神は萬物を引出し、地祇は萬物を提出すと、○廿條は、近藤芳樹、小中村清矩等は、官位令の條別に倣へば、十二條を正とすべしと云へ共、今塙本義解及び石川本の集解に據る、

凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之。

天神地祇は、神祇官が毎年の條例に依て祭れと云ふ也、

字解 ○天神は、我國にて古來祭らるゝのは、伊勢國度會郡宇治に天照皇大神、同郡山田に豐受大神、宇治を内宮と云ひ、山田を外宮と云ふ、山城ノ國、鴨、上の社は別雷命、下の社は、同神の母なる玉依姫と、姫の父則ち外舅なる、賀茂建角身命、此他泉州の住吉、出雲の國造がイツク神の類也、因に建角身命を延喜式に賀茂の御祖の神社と稱せり、山城風土記に據れば、同神は、神武帝大和へ御討入の當時、頭八咫烏に變裝して、皇軍の前導を爲し神也、此神は延暦遷都の後、皇居の産土神なるを以て、皇室に於ては殊の外御崇敬あり、故に伊勢へ御代始め毎に、御杖代とて皇女を奉り玉へ、齋宮と稱するに準じ、賀茂社へも奉り玉ふを齋院と稱し、又た此社の例祭を國祭と稱へさせらるゝに因りても、尊奉の深さを知るべし、山城の鴨とは、大和なる鴨の社に對してかく云へり、住吉出雲等の詳細は、義解講義延喜神名式、大日本史神祇志等を參看すべし、○地祇は、大和國城上郡大神、同國葛木の鴨、出雲の大社等なり、大神は、大物主神社、葛木の鴨は、大己貴命の長子にして事代主命と云ふ、以上内外兩宮の他は、

今官幣大社なり、○常典は、既定の規則と云ふ如し、第十四篇、考課令の第八條則ち四十二最の首條參看すべし、

第二條　仲春祭條

仲春祈年祭

豐年を祈る祭禮なり、

字解 ○仲春は、文字上と時代の制とに從へば昔は大衍或は太陰暦にてあり、故に二月とせり今の三月に當れり、然れ共、今猶二月四日に行はせらるゝは、淸和帝以來の例と云ふ也、○祈年は、トシコヒと訓め共、今人はキネンと音讀す、年中災害作らず、風雨寒暖適順を誤らざるやうにと、神祇官に於て祈禱する也、玆に關する一切の事務の大體は、下條に解するも猶詳細は、延喜式又は江家次第及び大日本史の神祇志に就て參看すべし、但し祭社の數は太約左の如し、大社百九十八ヶ所にして、三百四座、小社三百七十五ヶ所にて、四百三十三座、以上を官幣とす、諸國の國司に於て祭る神は、大社百八十八座、小社二千二百七座なり、之を國幣とす合計三千一百三十二座也、延喜式神名の卷に社名座數を掲載せり、世人之を式内の社と稱す、

第三條　季春祭條

季春鎭花祭

本條は、春の花散り過て夏に移れは疫病など流行するものなるに因て疫病神を鎭め遏むる爲めに執行さるゝ祭りなり、大抵三月晦日とす、

字解 ○季春は、スヱの春と云字訓なれは、三月の事なり、○鎭花は、鎭禍と看做て可也、祭神は、前設大神と狹井の二社にして、共に大物主神の和魂荒魂を祭るなり、

第四條　孟夏祭條

孟夏神衣祭

四月十四日に、伊勢大神宮に夏の神衣を織りて奉る祭也、

字解 ○孟夏は四月也、○神衣は、和妙衣と云ふて、羽二重廿四疋、荒妙衣とて、麻布八十疋を奉る也、神衣は、神服部等が齋戒沐浴潔淸して、參河の赤引の神調の糸を以て織るなり、

三枝祭

大和國添上郡率川神社の祭なり、同社には、大物主神の子神三座あり、

字解 ○三枝は、古事記に、神武天皇が伊須氣余理姫の家に宿り玉ひしに、家は狹井河の上にありて其河邊に山百合の多かりきを以て山百合の本名サキと云名を採りてサキ河と號けたりと見ゆ、三枝の佐紀と山百合の佐葦と其音相通ふによれり、此故事を以て神祭の時、山百合の花にて神前の酒樽を飾りて祭る、故に祭の名とせり、因にイスケヨリ姫は大神の女にして、三座中の一座なり、則ち太祖の皇后におはせし也、

大忌祭

大和の國、廣瀨、龍田二社の祭にして、二祭共四月四日に執行せり、祭神も亦同神にして、須佐之男命の子なる稚宇加乃賣命なり、此神は穀物主宰の神にて、山谷の水を甘露水に變化せしめて田圃の作物を潤し、充分に豐穰ならしめんと欲する神也、

風神祭

是亦大和の國平群郡龍田に坐す、風の神の男神、級長津彥命、女神、級長戶邊命の夫婦二柱を祭る祭禮にして、やはり四月四日の祭禮なり、沴風吹かせずして稼穡滋登しめんと欲する爲に此祭り有也、殄は陰陽の氣亂らるゝ也、

第五條　季夏祭條

季夏月次祭

此祭神祇官に於て執行す、其祭意は、本篇第二條の祈年祭と同斷とす、則ち人民の宅神祭の如き也、

字解 ○季夏は六月にして、○月次は、毎月の事なり、然れ共此祭毎月執行さるゝに非ず、六月十二月十一日の兩度と云ふ、是もとは毎月行はるべきを省約して兩度と取極められたる故也、此祭に預る神は式にすれば三百四座にして神名式に月次と標せる社也、此夜又た神嘉殿に於て、天皇親ら天照大神を祭り玉ふ儀式あり、之を神今食と云ふ、庶人の宅神祭は之を摸倣したる祭なりといへり、此神を豐宇氣比賣神或は竈の神とするの說あり、今猶荒神拂とて、毎月晦日家毎に三寶荒神を祭る家のあるは、古代宅神祭の遺禮混亂したるなりと、平田篤胤や近藤芳樹の說なりと小中村清矩が云へり、

道饗祭

六月ミソカ大祓の事終りて、卜部等が京城の四隅の道の上に於て祭るなり、祭意は、鬼魅の外より來る者をして敢て京師に入らざらしめんと欲する也、

字解 ○道饗は、惡魔の京に入らんとする者を途中に迎ひて饗應し遏むると云義也、參考とし

ては、式の祝詞、二中歷、朝野群載、集解の釋云等に地理說等委し、祭神は、八街比古、八街比賣、久那斗神の三神也、

鎭火祭

道饗の祭畢りて此祭を行はる、今人所謂チンクハ祭にして、火の神則ち迦久都知神を祭る也、祭地は、宮城の四方の外角に在りて、卜部等が新た火を鑽て行ふ、宮城とは、宮門內にして內裡及び諸官省の在る所也、

字解 ○ホシヅメのマツリと訓めり、ホは火なり今人チンクハサイと云ふ、

第六條　孟秋祭條

孟秋大忌祭　風神祭

右は各七月四日に行はる、稻穀成熟の時なれば、再び廣瀨、龍田の神を祭りて豐稔を祈る事、前記第四條の大忌祭の如し、

第七條　季秋祭條

季秋神衣祭

九月十四日、伊勢大神宮に冬の神衣を奉る祭にして、前記第四條孟夏の祭に同じ、

神嘗祭

カムニヘのマツリと訓むのであれ共、今人カムナメサイと云ふ、外宮は九月十六日、内宮は十七日なり、新穀既に成りたれば、其れを以て神酒、神饌に造り、伊勢兩宮に奉る祭りなり、此月十一日、奉幣使發遣の時、天皇太極殿に臨御ありて、御拜の儀式を執行あらせらるゝ也、

字解 ○嘗は、爾雅註疏卷の五の釋天に、秋祭を嘗と云ふ、注に新穀を嘗むとあるを借用したるならん、ニヘは膳則ち食物の義にして贄又は牲の文字をも充てり、

第八條　仲冬祭條

仲冬上卯相嘗祭

此祭は、新米を以て造れる御酒及御食を天皇が神達と共に聞食し玉ふ祭り也、

字解 ○仲冬は、十一月、○相嘗は、アヒムベのマツリと訓み、諸神と天皇と相共に初穂を食し玉ふと云義にて相嘗と云ふ、此に預る神は七十一座にして京板延喜神名式に相嘗と標註せる社なり、此祭の濫觴は、紀元千三百三十六年天武帝の四年十月とせり、神社の一例を擧れば、大和の國城上郡穴師に座兵主の神社、河内國高安郡、恩智の神社、大和の國十市の郡、多座彌志理都比古の神社、紀伊の國、名草郡、日の前の神社等の類也、因に山陵に調庸の早物則ち初

穂を奉るを荷前(ノザキ)と號す、

下卯大嘗祭

毎年十一月下の卯の日に、天皇親ら新穀を諸神に捧け玉ふ祭なり、若し此月に三卯あれば中の卯に行ふて、下の卯に行はせられざる也、

【字解】○大嘗は、オホニヘのマツリと訓み、大寶時代にては、今の新嘗祭をも大嘗祭と云へる由、今は大嘗と云へは、御即位の大禮のみに稱る事となれり、而して此大嘗則ち新嘗祭に與る諸神は、相嘗祭に與る諸神よりも多くして、則ち月次祭に與る神と同じく三百四座とある事は、延喜式の第九、第十の兩卷の註に載せてあるを參看すべし、又た此祭の翌日には、五位以上の人々に宴を賜ふ、之を豐明(トヨアカリ)の節會と云ふ、此時には、大歌所正節の歌を奏し、笛吹(フエフキ)、琴彈(コトヒキ)、古風の管絃を合せ、「舞妓四人、舞臺の上に舞ふ也、

寅ノ日鎭魂(タマシヅメノ)祭

此祭は新嘗祭の前日、宮内省上廳にて行はる、天皇の長壽を祈る祭也、

【略史】神武天皇の時、宇麻志摩治命(ウマシマチノ)歸順し、其父饒速日命(ニギハヤヒノ)、天降りの時持來りし十種の神寶を獻じ、鎭魂祭を營まるゝを起原とすと舊事記に見ゆ、祭の日、「猿女命に擬したる巫女(ミコ)、宇氣槽(ウケブネ)

を覆せて、其上に立ち、桙を槽に衝立て、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、と計ふ、其度毎に神祇伯木綿を結び葛箱に納る、女藏人御衣箱を開いて振り動かす式なりと北山抄に出せり、

第九條　季冬祭條

季冬月次祭　道饗祭　鎭火祭

月次は十二月十一日なり、道饗と鎭火の二祭は、同月ミソカなり、

【字義】等既に前に記述せり、

前件諸祭、供神調度、及禮儀、齋日、皆依別式。其祈年月次祭者、百官集神祇官。中臣宣祝詞。忌部班幣帛。

以上の諸祭、神に捧ぐる供物、及び禮式、又は潔齋の日等は皆別の規則に依れ、其内ち祈年祭と月次祭には、必ず諸役所にて各一人宛の代拜官をして神祇官に到らしめ、係り神官祝詞を讀み、及びイムベなる係官は幣帛を捧げと云ふ也、

【字解】○齋日は、次條に解かん、○別式は、續日本紀第廿二卷拾一張左五行に天平寶字三年六月丙辰(廿四日)正三位中納言兼文部卿神祇伯勳十二等石川朝臣年足、奏して曰く、臣聞く治官

の本、必ず律令に據り、政を爲の宗、則ち格式を須へ、方今科條の禁、篇簡に著すと雖も、別式の文、未だ制作あらず、伏して乞ふ別式を作りて、律令と並び行はれん事を、と云ふを見れば、年足の此上奏より約六十年前の大寶令なれば、此別式は一時限りの者と推知せらる、年足の作りし別式廿卷の事は、同續紀廿四卷寶字六年九月乙已の條に其名等を掲ぐれ共、只官司に書留てあッた迄の者と見へて今傳はらず、○中臣は、天照大神天の岩窟に籠らせ玉ひし時、天の兒屋根の命窟の前にて、ノリゴト讀たりし故事を以て、其後裔なる中臣氏は、官祭の時、祝詞を讀むを例とせり、祝詞は、告說言の意なり、○忌部は、是亦天の石窟の時、忌部氏の祖、太玉の命、榊の枝に鏡玉を着けて、捧げ奉りし故事により、其氏人官祭に幣帛の事を掌るを世襲の業とせり、古昔は斯の如き典故を以て世業たる者多し、右二氏共神祇官の神部なりと集解に云へり、

第十條　天皇即位條

凡天皇卽位、惣祭天神地祇。散齋一月。致齋三日。其大幣者、三月之內、令修理訖。

天皇御位を嗣き玉ふ時には、天地の諸神を祭り、祀る時に方り、天子始め諸官員皆悉くアライ

ミ一ヶ月、マイミを三日間いたせ、其諸神に供ふる幣物等は、三ヶ月の間に於て全く調達し終れと也、

字解 ○即位は、古代にては践祚とも云へしが、中古以來帝位を嗣ぎ玉ふを践祚と稱し、其大禮を行ふを即位禮又即位式と云へ共、字解上理由なき也、甲は位にツキ乙は位をフムと訓むべし、共に崩御后の事也、又た讓位、受禪は、位をユヅリ、ユヅリを受と訓みて、天子御存命中事故ありて、位を皇太子に讓り玉ふを讓位と云ふ、皇太子の方より云ふ時には、之を受禪と云ふ也、即位式の起原は、古語拾遺、舊事記に、儀式の詳細は、貞觀式卷の二、三、四等にあり、猶參考としては、大日本史の神祇志、古事類苑の神祇部、禮記の祭法等枚擧に遑あらず、○大甞會、古は天子の即位が七月以前なれば、其年に、八月以後なれば翌年十一月に行はせらるゝ例である、○散齋は、アライミにして十一月一ヶ月なり、散にアラクの訓あり、齋は、易の繋辭の註に心を洗ふを齋と云ふ、○致齋は、マイミにして、致は極也、十一月末則ち二の丑より卯の日に至るまでの三日間となせり、故にアライミは此前後に跨るものと推知すべし、○幣は、ミテグラと訓みて、今人の所謂幣帛にして、神祇に供へ奉る品物なり、此大禮には、伊勢の神宮へは、黄金の麻笥(オケ)と云て麻を容る桶、又は麻を製くタヽリ(線柱)等外種々の物を供進せらる、是は大神は女神(メガミ)なるを以て此の如き供物である、故に住吉の神への奉幣中の一は矛盾(ホコタテ)であ

る、○三月とは、計へ月の三ヶ月にして、九月より十一月までを云へり、○修理は、今人の考にては、古物補修の如く解するか知らざれ共、コヽでは新調の意と察知すべし。

第十一條　散齋條

凡散齋之內、諸司理事如舊。不得弔喪、問病、食肉。亦不判刑殺。不決罰罪人。不作音樂。不預穢惡之事。致齋、唯祭祀事得行。自餘悉斷。其致齋前後、兼爲散齋。

本條は、アライミ則ち十一月の一ヶ月間は、諸役所が事務を執る事平常の如くにして居れ、然れ共、死人の家へ弔ひに行き、或は病人の宅を訪問し、又は猪肉や鹿肉を喫したり、或は死刑の宣告をしたり、刑罪の判決をしたりする事はならぬ、又た鳴物は禁止、不淨汚穢の事は出來ぬと云ふ、マイミの間は、唯大祭の事のみを扱ふて他事はならぬと云ふのである、此三日の前後を散齋と心得よと也、

字解　○穢惡とは、穢は不淨也、惡は鬼神の惡む所也、

第十二條　月齋條

凡一月齋、爲大祀。三日齋、爲中祀。一日齋、爲小祀。

大祭は、一ヶ月、中祭は、三日間、小祭は、一日の潔と云ふ、例之は、大祭は大嘗會、中祭は祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂の祭等、小祭は大忌、風の神祭、鎮花、三枝(サキクサ)、相嘗(アヒムベ)、鎮魂、鎮火、道饗、園韓神(ソノ、カラカミ)、松尾、平野、春日、大原野等なり、

字解 ○祀は祭也、禮記の祭法に能く大患を捍(フセ)ぐ時は之を祀る等記せるを考ふれは、祭の字と同意と雖、多少文字使用上周密の深義ある如し、支那にても、大中小祀は古く周代より其名あるなり、

第十三條　踐祚條

凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。

御即位の時には、係りの中臣、天孫降臨の際に讀み奉りし故事に傚ふて、祝詞を讀上げ、忌部は、三種の神器を奉ると也、

字解 ○踐祚、踐はフム也、嗣の意、祚は位也、福也、前の十條參看すべし、○壽詞はヨゴトと訓みて、日本紀に壽詞、奉賀、賀正、を同訓せり、續紀には吉事とある、延喜式には祝辭も同訓せり、○神璽は、諸說あり、璽は說文に王者の印也、玉篇に天子諸侯の印也とあり、又信也、支那にては、上古は尊卑の區別なく稱へしも、秦漢以來唯至尊獨稱となれり、後漢書の

輿服志に、璽は玉螭虎鈕を皇帝の璽とせり、唐の武后は、璽を寶とせり、之に因て考ふれは、本條の璽は、三種神器の一にして八坂瓊の曲玉ならん、唐の武后の所謂寶にして、天子常用の寶印に非ず、天皇の寶印とも稱ふべき物は、第廿一篇公式令の第四十條に解述す、而して本文璽の字の下の之の字衍文と思はるゝ也、○鏡劒は、三種神器の内の二種也、

第十四條　大嘗祭條

凡大嘗者、毎世一年、國司行事。以外毎年所司行事。

大嘗會は御代始めに一回宛當局の地方官にて執行せよ、餘の祭祀は神祇官に於て行へよと云ふ也、」

字解 ○一年とは、本篇第八條にある十一月二の卯か三の卯の大嘗祭を指せり、故に俗文にすれば、一年を毎年と記した方了解し易し、○國司は、前にも云へし如く國守とか今云知事とか云ふ地方長官のみの名に非ず、次官其他課長の如き者をも總稱するの語也、而して此國司は、御代始の大嘗祭の行はるゝ時には、前以て朝庭に於て、該祭に必用の供物一切の物品の調達を命せられたる國の役人の事にて、此國司をは、悠基、主基の國司と云ふユキ、スキ、スキとは潔齋の義なり、ユキの國は天神を祀り、スキの國は地神を祭る受持の由、委しくは本篇第十條に表榜

せし書其他在滿の大嘗會便蒙、猶群籍を涉獵すべし、

第十五條　太政官達條

凡祭祀、所司預申官。官散齋日平旦、頒告諸司。

凡ての官祭には、神祇官より豫め幾日と云ふ事を太政官に申告せよ太政官より、諸役所へ今日から散齋であるぞと達する也、

字解　○所司は、ツカサは神祇官也、○官は太寶令中に單に官とあるは、皆太政官の事也、○平旦は、拂曉とか、破卯とか、未明とか、夜明ケとか云ふ如し、三代格に弘仁二年二月六日の太政官の達しに、散齋の前一日と改められたり、

第十六條　神前供物條

凡供祭祀幣帛飮食、及菓實之屬、所司長官、親自檢挍、必令精細。勿令穢雜。

凡て大中小の祭禮に供する物品即ち幣帛飮食品、及び菓物の類は、係り長官に於て自身に檢査して必す精選せしめよ、不淨雜駁ならしむる勿れと云也、

字解　○所司は、ツカサは祭典執行地の係り役所の長官を指す也、因に本條の如きは制裁が附

てあり、例之は、職制律に云く、大祀の幣帛の類、法令の如く致さぬと杖六十、數を欠く者は杖罪として八十叩き、全く闕く者は百叩き、中小に於て罪二等を遞減すとあり、

第十七條　常祀條

凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上卜食者充。唯伊勢神宮、常祀亦同。

例祭の外、諸神社へ幣帛を捧げらるゝ時は、五位以上の占者を用ゐ充てよとなり然れ共、伊勢の両宮だけは、常祭にても亦然せねばならぬと也、

【解】○卜の事は、第二篇第一條神祇官の條に解せり、

第十八條　大祓條

凡六月十二月晦日大祓者、中臣上御祓麻。東西文部、上祓刀。讀祓詞訖。百官男女、聚集男所、中臣宣祓詞。卜部爲解除。

毎年六月十二月晦日の大祓は、中臣なる係り神官がお拂のヌサを奉り、大和、河内のフビトべ

より拂の刀を上り、拂の詞を讀み畢れば、參集の百官男女、拂所に聚り、中臣拂の詞をのべ、卜部は拂をする也、

字解 ○大祓は、一年に二回、上天子より下庶民に至るまで、各自身體の凶事罪惡を除去するの禮也、祓は解除或は禊、或は拂又は弗にも作る、ハラヘと云ふ事の濫觴は、伊奘冊の尊が黃泉國より歸り玉へし時に、玉體不淨に觸れられしとて、日向の國、橘の檍原にて身滌し玉へし故事と、素盞嗚尊が天上にて惡行ありしかば、祓具を出して罪を贖ひ、此國に至り玉ひし故事に依て此禮今に行れり、○麻は、ヌサと訓む、幣帛の事也、○東西を大和河內と訓ませあるは、大和のフヒドべの居は皇城の東にあり、河內のフヒトべの居は皇城の西にあるに由る、○文部を、フビトべと訓むは、昔し應神朝の頃、支那は漢の高祖の苗裔、阿地使主、十七縣の人民を率て歸化したる末孫が、東則ち大和の國に住し、又た百濟今の朝鮮より歸化せる、王仁の末孫が、西則ち河內に住せり、甲を漢文直、乙を漢文首と云ふ、皆代々文筆を以て朝庭に奉職せり、此二氏は大祓の時に唐風の祓を主上の御前にて行ふなり、尙文部の事は第十二篇學令の第二條參看すべし、○祓刀は、文部二氏の祓時に持つ刀にして、東の方は造兵司に於て製作し其質善良也、西の方は鍛冶司に於て造り、其品質稍劣れる由、○祓詞は、文部の作にて漢文音讀すと云ふ、其詞は延喜式第八卷祝詞式に遺れり、今爰に略す、○百官は、百種の官員に非

す、多くと云形容詞也、○男女は、百官の妻女姉妹と云ふ、○祓所は、延喜式の十一卷太政官式によれば、宮城の南路とあり、然れ共大寶と延喜と其時代則ち奈良と平安の異あれば單に想像迄に解述す、○解除も祓にて、卜部が參集の男女の前に切麻を置きソレデ諸人の半年間の不淨罪惡を拂ひ除けりとして切麻を附近の河へ流し棄る也、

第十九條　諸國供物條

凡諸國須二大祓一者、每レ郡、出二刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戶別、麻一條一。其國造、出二馬一疋一。

凡て諸國にては此大祓を行ふ爲に各郡より、刀一本、鹿の皮一枚、鍬一挺、及び祓の神に捧る種々の品、又た戶別の麻一筋宛出させ、國造には馬一疋を出さする也、

第廿條　神戶條

凡神戶調庸及田租者、並充下造二神宮一、及供神調度上。其稅者、一准二義倉一、皆國檢校、申二送所司一。

昔は、神宮に附屬せし領田あり、其神田を耕作する農家を神戶と云ふ、神戶の雜稅は、神宮の

修繕及び供物調度に充てよ、正税は、義倉米の如く一切貸借は免されぬ、之等の事は、其國々の役人に於て一々檢査して其筋へ申達せよと云ふ也、

字解 ○調庸は假りに雜税とし、租を正税とす、詳細は第十篇賦役令に新解す、○義倉は凶年飢歳等の非常用に供する米を貯藏しある倉とす、尚委細は賦役令に讓る、

第七篇　僧尼令　凡二十七條

本篇は、僧侶、比丘尼則ち女僧に關する法令也、唐の開元令には本令なし、道僧格と云ふ書を以て、本令に作り爲せり、

第一條　觀玄象條

凡僧尼、上觀玄象、假說災祥、語及國家、妖惑百姓、並習讀兵書、殺人奸盜、及詐稱得聖道、並依法律、付官司科罪。

僧侶や尼が、幽玄微妙なる天文を觀察したとて、假りに國家又は一家或は個人の災難幸福を說き、其話が國家に及び人民を惑はし、又た兵書を讀習ふて、人を殺したり或は奸淫或は竊盜し又た詐りて佛道を充分心得悟りた抔と云ふ行爲の僧尼は、皆法律に依りて、當局に付して罪科に處せと也、

【字解】○僧は、和訓ヨステビト、梵音僧伽、又た僧伽邪、漢名沙門、沙彌、法師、出家、貧道、衲子、今人坊主と云ふ○尼は、女僧、比丘尼にして俗言アマと云ふ、○玄象は、天文と云ふ如し、○災は、害也、祥は、天が先きに福兆を告寤す也、○國家は、天子を云ふとある、○妖惑は、媚びまどはす也、○兵書とは六韜三略呉子孫子等の如し、○姧は姦に同じ淫也詐也、非禮を犯す也、○聖道は、四果の聖人の道と義解にあるが、悟りを開いた佛の道と云ふ如し、四果とは、第一果は、入流とて、欲界の惑を離れて、預しめ佛道の法流に入る事、第二果は、一來とて更に欲界に入り來る事、第三果は、不來とて更に欲界に到るも入らざる事、第四果は、無學とて、三界を出離れて、涅槃を證り、法の學ぶべき無きを云ふ、(大明三藏法數、大乘莊嚴經論、金剛經疏、講令備考、天臺四教儀を參取抄錄)○科罪は、大概還俗をさする也、

第二條　卜相吉凶條

凡僧尼、卜相吉凶、及小道巫術療病者、皆還俗、其依佛法、持呪救疾、不在禁限。

凡て、僧尼は、地相家相人相を觀たり、人事を占ふたり、又たミコやカンナギの眞似をして病氣を療治する者は、皆還俗させよ、併し佛道の法式にあるマジナイ丈けにて病人を救治するの

は、此禁制の限でないとなり、

字解 ○小道は、厭符則ちマジナイ、ゴフの類、○巫術は、ミコ等の技也、

第三條　還俗條

凡僧尼自還俗者、三綱錄其貫屬、京經僧綱、自餘經國司、並申省除附。若三綱及師主、隱而不申、卅日以上、五十日苦使。六十日以上者、百日苦使。

凡て一旦僧尼になりし者が、自ら還俗したならば、取締る所の僧侶に於て其本籍を錄し、京都は本山を經、地方は地方官を經て治部省に申達して僧籍を除き、俗籍則ち本の戸籍に還附せよ、萬一、師匠坊、或は取締僧、或は本山等に於て此事を隱匿して三十日を經過すれば、則ち六十日、六十日以上ならば、百日の間右師僧等を僮僕として苦使せよと云也、

字解 ○三綱は、一名所司共稱して每寺之あり、寺内の庶務を辨理し、雲水等を取締る也、又た僧正(法印)、僧都(法眼)、律師(法橋)、又た上座、寺主、都維那の三僧官とも惣稱せり、○貫屬は本籍の事、○省は、治部省也、

第四條　三寶物條

凡僧尼、將三寶物、餉遺官人、若合搆朋黨、擾亂徒衆、及罵辱三綱、陵突長宿者、百日苦使。若集論事、辭狀正直、以理陳者、不在此例。

凡て僧侶が己が爲にする事ありて、寺内入用の品物を以て當局の官員に賄賂し、又た徒黨をして他衆を亂だし、或は法印法眼等の大德を罵り侮り、或は長老を欺き等する者は、百日間苦役せよ、若し集會して學事等を論議し或は言葉正直にして道理を以て諫め陳ぶる者は此例でないと云ふ也、

字解 ○三寶は、佛、法、僧、なり、○餉遺は、贈るなり、則ち苞苴(ワイロ)を指せり、○官人は、諸役所の主典以上を云ふ、○朋黨は、學生が校長を排斥などする時の擧動の如く、雲水等が寺主を排せんとする行爲人の類、○罵は惡言也、辱は恥辱也、○陵突は、陵は傲慢の如し、突は欺き矜(オビヤカ)する意、○長宿は長老と云ふ如し、

第五條　非寺院條

凡僧尼、非在寺院、別立道場、聚衆教化、並妄說罪福、及

毆擊長宿者、皆還俗。國郡官司、知而不禁止者、依律科罪。其有乞食者、三綱連署、經國郡司。勘知精進練行、判許。京內仍經玄蕃知。並須午前捧鉢告乞。不得因此更乞餘物。

僧尼は、寺に居らずして、別に道場を立て衆人を集めて敎化し、又た妄りに罪福を說き、或は長老を毆打したりする者をば、皆還俗させよ、地方官等之を知りて居ながら、右の三事を禁止せざれば、同等の違令罪に處せよ、又乞食則ち托鉢する打包僧は、本山貫主等が連署して地方官を經させ、懇ろに此勤行を奬勵して解脫を求めしめよ、京內は、玄蕃寮を經よ、右中央地方共に此托鉢は午前限りよりならぬ、又た托鉢は食物而已を乞のでありて更に衣服などは乞ふ事ならぬと也、

字解 ○道場は、コ、デは分寺又は小寺或は出張說敎場の如し、○乞食は、托鉢の事、寶雲經の一節を抄すれば、此乞食を四分し、一は同行に施し、一分は極貧者に、一分は神佛に、一分は自身食用とする法意也、詳細は十二頭陀經にあり、○精進は、今人云ふ所の肉食飲酒を禁ずるのでなくして、勇往邁進と云ふ義也、○練行は、勤勉練磨也、○捧鉢は、托鉢を持ッて也、

○餘物は、衣服の類を指せり、

第六條　取童子條

凡僧、聽近親鄉里、取信心童子供侍。至年十七、各還本色。其尼、取婦女情願者。

僧には、故郷の近親則ち三等以上の身内の信心ある子供を以てチゴ則ち小姓とする事を免す、此小姓は年齢十七歳になれば、本籍に還せ、又た女僧(アマ)は、年齢には關せず婦女中の志望情願者を取れと云ふ也、

字解 ○童子は、七八歳より、十五歳程のものとす、

第七條　酒肉五辛條

凡僧尼、飲酒、食肉、服五辛者、三十日苦使。若爲疾病藥分所須、三綱給其日限。若飲酒醉亂、及與人鬪打者、各還俗。

僧尼にして酒を飲み、肉食をし、五辛を喫へば三十日間苦使せよ、併し病氣の爲に藥餌として

用ふる時は、取締の主僧に於て日限を定めて許せ、又た酒を飲みて亂醉し、他人と爭闘喧嘩する僧は、皆還俗をさせよと也、

字解 ○五辛は、五品の臭き野菜なり、梵網經、涅槃經、釋氏要覽、本草綱目、本朝食鑑古名錄卄四、卅九卷、等皆各少差の說あり、義解には、大蒜一名オホビル、慈葱一名ネブカ、角葱、蘭葱、興渠なり、此第五のコウキヨウは、胡荽或は阿魏と云ふ諸說あれ共、今姑く屋代弘賢の五辛考に據る、

第八條　有事須論條

凡僧尼、有レ事須レ論、不レ緣二所司一、輙上二表啓一、並擾二亂官家一、妄相囑請者、五十日苦使。再犯者、百日苦使。若有下官司及僧綱、斷決不平、理有二屈滯一、須中申論上者、不レ在二此例一。

凡て、僧尼又は寺院の事に附て公狀論判ある時に、管轄役所を經由せずして、容易く表、啓を奉り、幷に其役所を騷がし、或は妄りに强請する者は、五十日苦使すべし、再犯者は百日の苦使とせよ若し管轄役所及び貫主等に於て判決不公平、或は法理遲滯する事有りて申し論じたき時は、此限でないと也。

【語釋】○所司は、治部省玄蕃寮を云ふ、○官家も前に同じ

第九條　作音樂條

凡僧尼、作音樂、及博戲者、百日苦使。碁琴不在制限。

僧尼にして、音樂を弄び、博奕を爲す者あらば、百日苦使せよ、但し碁を圍むと琴を彈するは此限りに非らずと也、因に梵網經にては琴棋を禁止してある也、

第十條　聽着木蘭條

凡僧尼、聽着木蘭、青碧、皂、黃、及壞色等衣。餘色、及綾羅錦綺、並不得服用。違者、各十日苦使。輙着俗衣者、百日苦使。

僧尼は、着用する所の僧服の色としては、茶、青、黑、黃、蘇枋の色を免す、此佗の色、及び綾羅錦繡の類は着用する事はならぬ、若し違犯せば、十日の苦使に處せ、又た俗人の着する衣冠の如きを着用せば、百日の苦使に處せよとなり、

【考證】○木蘭は、古名錄三十三卷大木類の下に、萬葉集十二、十八卷にツルバミとありて俗に云ふドングリ也、源氏物語夕霧の帖に、緇の色いとこくツルバミのもきぬ一と重ね云々、又た

藤の裏菊に、ツルバミ、すはう、エビゾメとあり、第三篇賦役令の第一條に、橡(ツルバミ)八升、第六篇衣服令七條、延喜式十四卷縫殿寮、同十五卷主計の上に散見す、昌保は茶色を則ち褐色と單記せしも黑色を帶たる褐色と看做して可ならん、○青碧は、單に青色の淡濃を云ふ、○皂(サウ)は、黑青色とす、○黃は黃柏(キワダ)等にて染むる也、○壞色は、蘇方(スハウ)に紫をかけたるもの、猶詳細は第六卷第十九篇衣服令に、又た原質の事は第拾篇賦役令に述ぶ、(唐六典、舍利弗問經、梵問經、釋氏要覽參照、)

第十一條　停婦女條

凡寺、僧房停婦女、尼房停男夫、經一宿以上、其所由人、十日苦使。五日以上、三十日苦使。十日以上、百日苦使。三綱知而聽者、同所由人罪。

凡ての寺に於て、男僧の寺に女を停め、尼寺に男を留めて、一夜以上四夜(ヨバン)まで經過さすれは、住職を十日の苦使に處せよ、而して留められたる男女は、首從の律の差異あり、例之は、俗人の男女を正犯とし、僧尼は從犯とすと雖も減等は出來ぬと云ふ、五日以上九日間留むれば三十日苦使、十日以上逗(トウ)むれは、百日の苦使に處せ、若し取締僧之を知り乍ら默過し居たならは、

留めた住職と同罪に處せと也、

【字解】○房は旁也、本堂の傍らにある建物則ち室を云ふ、○所由人は、住職を指す、首從は俗に云ふ主犯、正犯從犯なり、

第十二條　不得入寺條

凡僧不レ得ニ輙入ニ尼寺一。尼不レ得ニ輙入ニ僧寺一。其有ニ覲ニ省師主一、及死病看問、齋戒、功德、聽學ト者聽。

凡て男僧は、猥りに尼寺に入るべからず、尼はたやすく男僧の寺には入る事ならぬ、併し師匠坊を伺ひ、又た病者危篤の訪問とか、或は法會、或は修行學問の爲めならは許せよと云也、

【字解】○覲省の覲は、朝覲、參覲、の覲にして、下より上の人に見ゆる事也、禮記の曲禮では、天子に見ゆるを覲と云とあり、○省は、官省の省と同字なれ共、コヽでは、反省、歸省の省にして、懇切に視察するの意也、○師主は、師匠坊と統轄の長官とを云ふ、○死病看問は、危篤患者への訪問にして、看はやはり見るなれ共説文に手の字の下に目の字あり、故に手を眉上に翳したる貌なり、由て遙望にして敬意を含む義あり、○齋戒は、大中小の佛事則ち齋會を云ふ、神祇令第十條參看すべし、○功德は、善道を修むる也、○聽學は、知識を增す爲めに學問して

知らぬ事を聞く也、○聽は、聞に非す、聽許の聽にて允許、免許の如くユルセ又たキキスメと云ふ義也、

禪行條

第十三條

凡僧尼有禪行修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者、三綱連署。在京者、僧綱經玄蕃。在外者、三綱經國郡。勘實並錄申官、判下山居所隷國郡。每知在山。不得別向他處。

僧尼が、坐禪修行をせんとて、常に意中に閑靜の獨居を願ひ、俗人に交らず、山籠りして、少量の藥と食物を用ゐて行者たらんとする者は、三綱連署の上、京は治部省の玄蕃寮を經由し、地方は國廳郡衙を經由し、猶其實狀を勘査し併せて太政官に申達せよ、而して、行入(ギヤウイリ)の場所を其地方廳に届け出で、常に届出の山に居や否を知るべし、必ず他の山に轉居はならぬと也、

【字解】○禪行は、義解に禪靜とありて、俗に所謂結伽趺坐(ザゼン)なり、釋氏要覽に坐禪三千、威儀經に坐禪十事あり、○修道は、佛道修行、○服餌は、藥餌と云ふ如く、體力保存の藥と食物也、仙人とか、道士とか、行者とかの致す事にして多くの仙書道書等には穀を避けて松葉、松實、

又は茯苓とて松林中の土中に生ずる大なる圓子の如きもの等ソレに少しの澱粉抔を加味したる品を一定の少量に食して修行する也、是等断食的避穀法の詳細は、東垣の食物本草首卷に晋の劉景先等の辟穀救飢方あり、吾儕該法を實驗せざれ共、輕蔑べからざるものと思ふを以て要點を抄譯せん、黒大豆五升淨洗し、蒸す事三回にして皮を去り、麻の子三升を一夜水に浸し、亦三遍蒸し、口を開けば中の仁を採り、右二品各搗きて末とし拳大の圓子となし、甑の中に入れて蒸す事十時間、而して晒し乾して粉末と爲す也・之を一回飽ざる程度まで食すれば、七日饑えず、八日目に第二回目を喫すれば、四十九日饑えず、三回となれば三百日、四回用ふれば二千四百日饑えず、斯の如くすれば老少共に強壯にして顔色櫻花の色の如しといへり、○官は太政官也、○所隷は、管轄則ち支配する處也・

第十四條　僧綱條

凡任僧綱。謂律師以上。必須用徳行能化徒衆、道俗欽仰、綱維法務者。所擧徒衆、皆連署牒官。若有阿黨朋扇、浪擧無徳者、百日苦使。一任以後、不得輒換。若有過罰、及老病不任者、即依上法簡換。

僧正、僧都、律師等を許すには、必ず大德にして知識あり、品行善良優等にして、能く檀徒を敎化し、僧俗共に尊び仰ぎ、而して、佛法を擴張護持する人を用へよ、推擧する檀徒等は皆各連署して太政官に申し示せ、若し德無き者を檀徒中の或る贔負の者等が雷同して猥りに擧げたならば、百日苦使の罪科に處せよ、一同任せられた後は、タヤスク更迭する事はならぬ、但し當選者が、十日以上の苦使犯であるとか、又た老朽したとか、或は病氣にて任務に堪へざるならば、則ち上法に依りて選び換よと云也、

【語釋】○德行は、道德と行狀をいへり、○欽仰は、敬ひ慕ひ仰ぐ也、○綱維は、綱は擴張の意、維は維持又は護持の義也、○徒衆は、門末檀家の類を云ふ、○連署は、大寶時代は官印はあれ共、庶民などには官印を有せず單に名前だけを書列ねたる也、○牒は、フダとかシメスとか訓み、ココでは書面を以て申すと云ふ事にして、委きは、公式令の牒式に述ぶ、○阿黨の阿は、雷同、諂諛、令色、又は佞等の如し、黨は大別して善惡二樣の字義あれ共、本條にては、惡意の方にして相助けて非を匿すを云へり、○朋扇は、朋は輩也俗言ナカマの如し、扇は扇子又は團扇に非ず、爾雅の釋蟲に、蠅醜は扇也、醜は類也、凡て蠅の類は、好んで翅を搖して自ら扇ぐに基きて、今俗所謂煽動の意に轉借したる語と看倣すべし、○濫は、ミダリ也、○過罰は、十日以上の苦使を指す、○簡は、閱にして、求むる也、選也、分別也、手紙の簡と稍異れり、

第十五條　功德修營條

凡僧尼有犯苦使者、修營功德、料理佛殿、及灑掃等使。須有功程。若三綱顏面不使者、卽准所縱日罰苦使。其有事故須聽許者、並須審其事情、知實然後依請。如有意故無狀輙許者、輙許之人、與妄請人同罪。

僧尼違犯の廉ありて苦使の罰に處せられたる時、苦使せらるゝ仕事と云ふは、大概經文を寫させたり、塗師の手傳として佛殿等を塗り、及び掃き拭ひ等に使役す、其使役には仕事のキマリある也、若し三綱が柔和にして使役せざれば、苦役の日數に准じて三綱も亦罰せらるゝ也、但し犯罪者に於て自身病氣、又た兩親の大病或は死亡の時には苦役を免さるゝけれ共、其事情實況を能く審査して許せとなり、若し許すべき事情なくして許さば、其許したる三綱と、妄りに苦使遁れを强請したる僧と共に同罪であるぞと云ふ也、

字解　○修營功德とは、經典を書寫し、佛像を莊嚴するの類をいふ、○料理佛殿とは、堂塔及び宗廟を或は丹く或は堊く塗るの類を云ふ、○灑掃は、庭園に水を撒き或は堂宇をハキ拭ひす

る也、但し斧鉞(オノマサカリ)を以て木材を伐り、或は杵臼を以て米を搗等はさせぬきまりである也、○功程は、仕事(シゴト)のきまりといふ事にて、第二篇第六條圖書寮、同第三十二條囚獄司、猶詳細は、第二十篇營繕令の第一條に解述す、○顏面は、目前(マノアタリ)柔和の事、○縱は、緩(ユルヤカ)也、舍(ユルス)也、放(ホシイマヽ)也、恣也、故にユルヤカ、ユルス、オク、ホシイマヽ等の訓あるもユルスと訓むを穩當とすべし、

第十六條　方便條

凡僧尼詐爲二方便一、移二名他一者、還俗、依レ律科レ罪。其所由人與同罪。

僧尼は、自身の名を俗人に授け與ふれば還俗の處罰とす、名を借りたる俗人も亦同罪たるべし、と云ふて俗人には還俗さするの必用なければ、還俗罪科に相當の徒刑一年と云罪に處せらるる也、

字解　○方便は、手段則ちテダテと云ふ如し、○所由人は、俗人を指せり、

第十七條　私事訴訟條

凡僧尼、有二私事訴訟一、來二詣官司一者、權依二俗形一參事。其佐官以上、及三綱、爲二衆事一、若功德、須レ詣二官司一者、並設二床席一。

僧尼は、私事の訴訟にて、玄蕃寮等に詣れば、必ず俗人の着する衣裳を服して對論陳述すべし、但し僧綱の副官たるもの或は三綱等が、衆僧又は佛法の爲に玄蕃寮等に詣らば、敬禮の爲に別席を設けよと也、

【字解】○官司は、治部省の玄蕃寮を指す、○俗形とは、僧衣を脱して俗人の服を着したるを云ふ也、○參事とは、役所に參對して、事柄を言論する也、○佐官は、僧綱の錄事にして他役所の次官の如し、○衆事は、衆僧の事也、

第十八條　不得私蓄條

凡僧尼、不レ得下私蓄二園宅財物一、及興販出息上、

僧尼は、平日身邊必用の品の他、私已に田園邸宅館舍財寶を貯蓄する事はならぬ、又た、物品を賣買したり、或は物を貸して利を取る事はならぬ、若し此法を犯せば其物品は總て沒收であるとの事也、

【字解】○興販は、安く買ふて、高く賣る事なり、○出息は、物を貸して、子を生す事にして今人所謂利子或は利息と云に同じ、

第十九條　三位以上條

凡僧尼、於二道路一遇二三位以上者一隱。五位以上、斂レ馬相揖而過。若步者隱。

僧尼外出の途中に於て、三位以上の人に出逢ひたらば路傍へ隱れよ、馬乘ならば下馬して馬の蔭に隱れ、又た五位以上の人に行遇ひたらば、互に馬を停めて禮をして、五位以上の人によけて通すべき也、又た步行ならば隱れよと也、

第二十條　僧尼死去條

凡僧尼等身死、三綱月別經二國司一。國司每レ年附二朝集使一申レ官。其京內、僧綱季別經二玄蕃一。亦年終申レ官。

僧尼死亡せば、三綱は每月地方官に屆出よ、地方廳に於ては、每年の朝集使が上京の時に死亡屆を携へて太政官へ申告せよ、京は一年四度玄蕃寮に屆出、年末には太政官に申達せよと也、

【字解】○季別は、四季則ち春夏秋冬の四回を云ふ、

第廿一條　有犯准格律條

凡僧尼有レ犯、准二格律一、合二徒年以上一者、還俗。許下以二告牒一當上

徒一年。若有餘罪者依律科斷。如犯百杖以下、每杖十、令苦使十日。若罪不至還俗、及雖應還俗、未判訖、並散禁。如苦使條制外、復犯罪、不至還俗者、令三綱依佛法量事科罰。其還俗、幷被罰之人、不得告本寺三綱、及衆事。若謀大逆、謀叛、及妖言惑衆者、不在此例。

凡て僧尼には、別段に僧尼のみの刑律とてないから、やはり一般人民の法律に准するのである、其徒刑一年以上に處せられたる者は、官當と云ふて普通官員の犯罪時に位階勳等等を以て刑罰に換らるゝと同じく、僧侶は、僧になッたと云ふ免許狀共云ふべき得度則ち公驗と云ふものがある、此れを以て減等さるゝのである、故に例之は徒刑二年に處せられたならば、一年の上は例の苦使の法にて使はるゝの恩典である、若し餘罪即ち數罪倶發ならば夫々の刑法に依て處分さるゝ也、例之は普通官員が父祖のお蔭に依りて減罪さるゝと同斷の減贖法である、如杖罪百敲以下ならば、十敲き即ち杖十每に苦使十日の換刑とす、若犯罪が、還俗程でないとか又は、還俗さすべき犯罪と認むるも未だ宣告せざる間は禁を散すと云ふて入牢及手錠等はさせぬ、

如し苦使罪外に犯罪ありて還俗に至らざる者は、取締僧をして、佛道の法律即ち大小乘律の諸經に掲げたる法の刑律に依りて事情を酌量して處罰せよ、而して還俗せられ及び罰せられたる者は、本寺則ち其宗旨々々の三綱及び衆僧の曲事等をば其筋へ告發する事はならぬ、但し還俗受刑の者は終身、又た苦使犯の者は其刑期丈けは告發はならぬと也、若謀大逆、謀叛及び妖言して衆人を惑はしたる者は此例に非ずと云也、

字解 ○本條の法文中に於て、其冒頭に凡の字は大寶令の特文とす、下文中に、若、如、の二字にて五項に分れ、其間に、及、并、復、の三字を以て、五小項を呈せり讀者注目を要す、○格律、格とは臨時の詔令勅令を云ふ、○時宜により、人主權斷して情狀を酌量し處分する等をも云へる也、律は一般人民の刑法にして、僧尼の爲に別に設けず、依て准ずと云文面である也、○徒年以上とは、死罪以下を指せり、○告牒は、得度の公驗を云ふ、○未判訖は、判決の終らざるを云、○散禁とは、今云ふ保釋、責付の如し、第二十九篇獄令第廿四條第卅九條參看すべし、○佛法は、こゝでは佛道の刑律を指せり、詳細は大小乘律を參看すべし、○謀大逆は、名例律、八虐第二の註に、山陵及宮闕を破毀する類にては斬罪とす、其未遂は絞罪とある、謀叛は謀反と異り、是亦同前名例の八虐の第三の註に依りて愚按を下せば、國家に對して惡事を企つるの罪にして、絞罪とす、○妖言は本篇第一條の妖惑に註解せし如く、人民の無智識を察知し

居て、巧みに言語を飾りて己が爲にせんとて惑はすので、此巧言にて、一二人以上を惑はしたと云ふ事が、事實上確然判明すれば妖言として告訴するの法と云ふなり、

第二十二條　　私度條

凡有私度、及冒名相代、幷已判還俗、仍被法服者、依律科斷。師主三綱、及同房人知情者、各還俗。雖非同房、知情容止、經一宿以上、皆百日苦使。卽僧尼知情、居止浮逃人、經一宿以上者、亦百日苦使。本罪重者、依律論。

内處に得度したり、さしたり又得度を受くる者が都合の良き騙り名或は換名したりする者、或は既に還俗罪に處せられたる者が、猶僧衣法服を着用しあるけば、刑律に依て處分せよ、師匠、三綱及び同窓の朋友等にして情實を知りて居ながら、知らぬ顔して居る者共も各還俗の刑罰に處せよ、又同窓でなく共、事情を知りて庇護的に一夜以上の宿泊をさすれば、百日苦使せよ、又僧尼にして事情を知りながら此の如き浮浪の非僧を一夜以上宿泊さするものも亦百日の苦使とす、本罪の重き者は、一般の刑法則ち律に依て論せよと也、

【義解】○私度は、私かに得度する事、○冒名は、借名、替名、にして俗稱僞名替玉の類と看做

すべし、冐は覆也、○法服は、僧衣の事、○同房は、同室又は同窓と云ふ如し、○容止はイレ止むる也、○浮逃人は、浪人の如し、

第二十三條　令俗人敎化條

凡僧尼等、令下俗人付二其經像一、歷レ門敎化上者、百日苦使。其俗人者、依レ律論。

僧尼等が俗人を雇ふて、ソレに經文佛像等を授けて、在家(ザイケ)を巡回させ或は說法せしめて、一文不知の老若男女の臍切り財嚢(サイフ)を掃除さする者は、百日の苦使に處罰せよ、其の雇はれ又た頼まれたる俗人は普通刑法に依りて從犯減等を以て、九十敲(タタ)きの杖罪に處せよと也、

第二十四條　家人奴婢出家條

凡家人奴婢等、若有二出家一、後犯二還俗一、及自還俗者、並追歸二舊主一、各依二本色一。其私度人、縱有レ經レ業。不レ在二度限一。

家族や奴婢等が萬一出家(ボウズ)となりて、後に還俗犯に處せられ、又自から還俗したる者は、共に舊主人へ追ひ歸せ、其內處得度(ナイショトクド)の者は、學力ある共、眞正の得度はさせられぬと也、

字解 ○家人奴婢は、戸令に詳述す、○本色は本籍の如し、

第二十五條　外國寺條

凡僧尼、有犯百日苦使經三度、改配外國寺。仍不得配入畿內。

僧尼、百日の苦使罪を三犯せば、邊鄙の寺へ配して苦使せよ、必ず畿內の寺には入れられぬと也、

字解 ○外國の寺とは、五畿內の外の寺を云ふ也、若し地方の僧尼が此の如き犯罪に當らばヤハリ其の處に置く也、○配は、配偶、配合、配劑、勾配、心配、配意等の配の義に非ず、流罪に隷屬するツミにして和訓にツミス、又はナガシと云ふ訓みあり、依りて流罪の事を云ふ也、

第廿六條　布施條

凡齋會、不得以奴婢牛馬、及兵器、宛布施。其僧尼不得輙受。

凡て佛事を營む者は、奴僕下婢、或は牛馬、或は刀鎗弓箭等の兵器を以て、布施物とする事はならぬ、僧尼も亦さやうの品を受くる事はならぬ、若し施物として受けたならば、其の品は總て官へ沒收すると云ふ也、此時代には奴婢も施物にされたるなり、

字解 ○齋會は、年忌佛事の事、○布施は、布襯捨施と云ふて、モトは衣類を僧尼に喜捨したるを云ふ、後世に至ては飮食、衣服、器具、金錢、何でも角でも僧尼に施すをフセと云ふ也、

第廿七條　焚身捨身條

凡僧尼、不レ得ニ焚レ身捨レ身。若違、及所由者、並依レ律科レ罪。

僧尼は、自身で自分の體を焚き、又た捨てたりする事はならぬ、若し心得違ひの者及び此等の事を爲すを師友の僧尼が默過すれば同罪に處すぞと云ふ也、

字解 ○焚身捨身は、法華經第廿三藥王菩薩本事品、十住斷結經、續紀養老元年四月壬辰の詔書、百練抄、貴嶺問答、等に載せてある也、○所由者は、師僧及寺內の者を云ふ、○依律科罪とは、今其刑名刑期を知る克はず、只唐の詐僞律に擬せば、杖一百より、鬪殺罪に一等を減するまでの間を充てゝ推知するの他かならん歟、

大寶令新解 第二卷

第八篇 戶令 凡肆拾五條

本篇は、戶籍に關する法令にして、其內容は今の民法人事篇の如し、

字解 ○戶は說文に依れば護なり。家と云ふ如し、

第一條 爲里條

凡戶、以五十戶爲里。每里置長一人。掌檢校戶口、課殖農桑、禁案非違、催驅賦役。若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置。

五十戶を以て一村と爲し、村每に村長一人を置きて、村內戶口を調査し、農業養蠶則ち耕織を奬勵し、不法者の有無を察し、租稅の上納を世話する等の事を掌り、若し山間僻地にして道路不便等の處は、便宜斟酌して村を設けよと云ふ也、

字解 ○戶は、護也、家也、○里は、村也、面積より云へは現今の新制村の如し、但し古代人口稀少なればなり、而して一村中人家增殖して、六十戶に滿つれば、別に十戶を割(サキ)て新たに一

村を立るなり、若し十戸に滿たざれば、本村若しくは隣村便宜の村に隷屬させよと也、

第二條　定郡條

凡郡、以二十里以下、十六里以上、爲大郡。十二里以上、爲上郡。八里以上、爲中郡。四里以上、爲下郡。二里以上、爲小郡。

郡は千戸以下、八百戸まで則ち廿ヶ村以下、十六ヶ村を以て、大郡と爲し、而して五十戸以上を剩さば隣郡に隷屬させ、若し又た地勢上不便にして、止むを得ざるの場合又た分郡せねばならぬ時には、別に太政官に申請せよと也。●以下、上、中、下、小、の四郡は本條法文の如く別に解釋を要せず、

因に、文獻通考、日本考の內に、五畿七道、凡そ三千七百七郷、四百二十四驛、八十八萬三千三百二十九課丁、とあるが、是は南宋史に因るものゝ如し、昌保曰く大寶より五六百年後の事なれ共、其大體を推察するに足らん、又た一正丁に就て男女の老幼、不課戸の人々を概計せば、約十八强に一課丁と看做て大なる差誤なからん歟、

第三條　置坊長條

凡京、毎坊置長一人。四坊置令一人。掌下撿校戸口、督察姧非、催駈賦傜上。

京都は、一町に町長一人を置け、四ヶ町に坊令則ち四箇町長一人を置いて、戸口の調査、不法悪徒を警察し、又た租税の上納を催促する事を掌る也、

字解 ○坊は、町也、政事要略には、坊長を町長とせり、又た條令共言へり、而して一條二條は、御所に近接する町なるを以て、特に坊令五人宛を置けよ、又た第二篇職員令の第六十六條、左京職に坊令の名稱而已を掲げて職務を記せざるは、職掌の町長と同斷なるを以て、彼れに略して爰に併載せしものとすべし、○賦傜は、單に租税と看做すべし、詳細は、第十篇賦役令に述ぶ、

第四條　坊令條

凡坊令、取下正八位以下、明廉強直、堪二時務一者上充。里長、坊長、並取二白丁淸正强幹者一充。若當里當坊無レ人、聽下於二比里比坊一簡用上。若八位以下、情願者聽。

四箇町長には、正八位以下の清廉潔白、强硬正直なる者にして、事務に堪る者を用ゐよ、村長町長には、普通人民中の清廉强壯なる者を用ゐよ、若し其村、其町内に於て、適當の人なくは、隣村、隣町の中より選び用ゐよ、其内、八位以下の者にて、情願者あらばソレを免し用ゐよと云也、因に云ふ以上四ヶ條は、日本紀廿五卷、孝德天皇の大化二年正月朔の詔中の文句と殆んど同文なり、

第五條　戸主條

凡戸主、皆以家長爲之。戸内有課口者、爲課戸。無課口者、爲不課戸。不課、謂皇親、及八位以上、男年十六以下、幷蔭子、耆、癈疾、篤疾、妻妾女、家人、奴婢。

凡て戸主は、皆家長にて致せよ、一家の内に成年の正丁あれば、課役を出さねばならぬ、課役を出す成丁のある家を、課戸とせよ、課役を出さざる則ち成丁なき家を、不課戸とせよ、然れ共成年者あるも、皇族以下八位以上、或は十六歳未滿の男子、幷に五位以上の子供、又た三位以上の父、祖父、兄弟、或は六十六歳以上の老人、及び癈疾、篤疾、妻、妾、女子、家族、奴僕、下婢の如きは課役を免ずる也、

字解 ○戸主の相續の事は、第十三篇繼嗣令に詳解す、○課口は、課役を務むる人、則ち廿一年以上、六十年迄の無位無官健康の人を云ふ、詳細は第十篇賦役令第四條外數ヶ條に述ぶ、○蔭子は、父及び祖父等のお蔭を蒙り居る子孫と云ふ事、是亦賦役令第十八條參考すべし、の字以下は、次條の六、七、二ヶ條に述ぶ、

第六條　年齡條

凡男女、三歲以下、爲レ黃。十六以下、爲レ少。二十以下、爲レ中。其男、廿一、爲レ丁。六十一、爲レ老。六十六、爲レ耆。無レ夫者、爲二寡妻妾一。

凡て男女は、三歲までを黃とせよ、十六歲までを少とせよ、廿年までを中男とせよ、廿一年より六十年までを正丁とせよ、六十一歲より老人とし六十六歲より耆と云ふ、夫なきものを、ヤモメとせよと云也、

字解 ○黃は、淮南子氾論訓に、古へ國を征伐するに黃口を殺さずとあり則ち小兒を指せり、是れモト雀の嬰兒の口吻黃色緣なるより轉用せし也、集解釋云には、三歲其色、黃なるを以て、黃となす所以也とあれ共、其出處を詳かにせず、若又之を詳確にするも、理窟より云へ

ば、三歳の幼兒は、皮膚全部が特に黄色とは言ふ能わず、初生兒の赤色は東洋人の一般に認定する處にして赤子なる符牒を以て通稱せり、故に煩雜の諸說等は力めて省略する也、○少、丁、老、者、等の解は和漢各時代によりて多少の差異あり、普通字書に汎載せるを以て是亦略す、

第七條　癈疾篤疾條

凡一目盲、兩耳聾、手無二指、足無二指、手足無大拇指、禿瘡無髮、久漏下重、大癭瘇、如此之類、皆爲殘疾。癡瘂、侏儒、腰背折、一支癈、如此之類、皆爲癈疾。癲狂、二支癈、兩目盲、如此之類、皆爲篤疾。

片眼の者、兩耳つんぼ、手の指二本を缺き、足の趾三本を闕き、又た手の大指或は足の大趾を缺き、或は頭蓋部はげて毛髮を生せず、或は痔瘻、脫腸、象皮病の類、或は頸部發生の大なる瘤、等の類を殘疾とせよ、莫迦、啞、一寸法師、せむし、又は片手、片足にして事務を執る克はざるもの、の類をば皆癈疾とせよ、癩病、癲狂、及び上肢、又は下肢の間に合ぬ者、及び兩目の盲の如き類をば、皆篤疾とせよ、

字解　○禿瘡は、多くは頭部發生のシラクモをいへり、○久漏は、身體中何れの場所にても、

病的に管狀の孔穴を生じて、永く膿汁の出る病を云ふ、則ち痔漏、齒漏、尿道漏の類とすべし、○下重は、義解に陰核の腫脹とありて、其大さ升の如く、重くして歩行し難しとあるを愚考すれば、象皮病又は脱腸の類ならん、升は愚按するに圓壔製の桝を指せるなるべし、○大癭瘇は、癭は頸部のコブにて、脂瘤或は纖維瘤の類を云へり、瘇は瘻と同字にして諸書に、足の腫れる病とあるに依て今の世に屢見る處では脚氣の一種かも知れず、愚按するに、二字を分割せずして、單に大癭瘤と看做して可ならん歟、○殘は、缺なり、○侏儒は、短人にして世人所謂一寸法師也、○腰脊折は、讀んで字の如く、腰又た脊が、或は前、或は后ろ、或は左或は右に屈曲する疾病にて、今醫家の所謂佝僂病、骨軟化病、(英利斯病)等の類也、○支は、枝なり植物には枝の字、動物には肢の字を用ふ、兩手を上肢、兩脚を下肢と云ふ、獸類を俗に四肢と云へり人間も四肢あるから文字上より云へば矢張ヨツエダと訓める也、○癈疾は、頑固の病にて痼疾とも云ふ、人並のする仕事に堪得ざる者、則ち人事を廢するを謂也、○惡疾は、義解に白癩としてあれ共、愚按にては全般のカツタイ病の類を指したるものと思惟す、今云ふ神經、班文、結節等にて眉毛頭髮脱落、鼻梁墜落、顏面腫脹、眼目昏盲し、音聲嘶嗄し、手足の指趾等缺落し、諸部痲痺して以て傍人に傳染する病と千數百年前に解釋せり、癩の字或は癘に作る、○癲狂は、義解にては、癲を癲癇とし則ち發作の時、突如顚倒地に伏し、涎唾を吐き人事不省

となるとあり、狂は、氣違にして或は狂奔狂走、或は沈鬱、或は躁ぎ、或は自稱聖賢、等を云ふ、○篤疾は、重き病と云ふ如し、

第八條　老殘條

凡老殘並爲㆓次丁㆒。

本條は老人と、身體不完全なる殘疾者を成丁の次とせよとなり、

第九條　五家保條

凡戶、皆五家相保。一人爲㆑長。以相撿察、勿㆑造㆓非違㆒。如有㆓遠客來過止宿、及保之人有㆑所㆓行詣㆒、並語㆓同保㆒知。

何れの町も、何れの村も皆各五戶を以て一組として互に相保護し、相檢察し、內ち一人の長を立てて、必ず不法を働く事勿からしめよ、若し遠方より客、來泊するか、又は保內則ち五戶の內の者共にて他所へ行時は五戶へ案內して置けと云也、

字解 ○保は、音寶、護也、安也、恃也、守也、佑也、唐六典卷の三に、四家を隣と爲し、五家を保と爲す、保に長あり以て相禁約す、維新前の五人組も亦此の古代法典に則れる也、是偏に人類居住構宅の自然法共云つべし、○造は、爲也、○勿は、禁止の辭とす、○遠客とは、一

日程以上を費して來る道程の客を云ふ、但し舊來の知已にして父子兄弟同樣の間だ柄の者は、別に保内に報ずるに及ばぬ制規でありしと也、此制度は主に浮浪不良徒の隱匿を豫防する爲也、○詣は、マイル共訓み、至也、

第十條　逃亡條

凡戶逃走者、令五保追訪。三周不獲除帳。其他還公。未還之間、五保、及三等以上親、均分佃食。租調代輸。三等以上親、謂同里居住者。戶內口逃者、同戶代輸。六年不獲、亦除帳。地准上法。

一戶全部逃亡せば、五保の內四軒にて尋ねよ、尋ねて見當らず、若三年歸宅せざれば、四年目に戶籍を削除せよ、而して逃亡者の耕作し居たる田畑は、一旦其筋に奉還し、併し歸宅せざる間は、四軒及び逃亡者の親族中、同村內に居る三等親則ち兄弟姉妹、伯叔父、等に於て平等に分配して耕作せしめ、但し租稅は代納せねばならぬとなり、又た一家の內にて、耕作人等が逃亡せば、其家內にて代納せよ、其逃亡者、六年間歸宅せざれば、戶籍面を削除せよ、作地の處分は、前法に準據すべしと云也、

【字解】○佃食は、田を作り食(クラ)ふ也、○租は、田租にして、調は戸別割なり、共に大體を記したるもの也、○代輸は、代りて税を納むるを云ふ也、

第十一條　　看護人條

凡年八十、及篤疾、給侍一人。九十、二人、百歲、五人、皆先盡子孫。若無子孫、聽取近親。無近親、外取白丁。若欲取同家中男者並聽。郡領以下官人、數加巡案。若供侍不如法者、隨便推決。其篤疾十歲以下、有二等以上親者、並不給侍。

貴賤貧富の別なく、年齢八十歲になりし者、及び重症の患者には附添の看護一人を附け、九十歲の者に二人、百歲のものに五人、皆子孫の內にて致させ、若し子孫なくば、近き身內の者を以てせよ、又た近親なくば、止むを得ず他人を取れ、又た同家の中男にても宜し、而して、郡長以下の役人は屢領內を巡回視察して、此法令を實行して居るや否を視察し、若法の如く遵守し居らざれば、相當處分せよ、其重症病人が十歲以下の者にて、二等親以上の者があれば、別に看護

の侍者を要せぬと云也、

字解 ○子孫は、曾孫、玄孫をも算入す、○十歳以下は、三歳以上を云也、

第十二條　　養子條

凡無レ子者、聽レ養下四等以上親、於二昭穆一合者上。卽經二本屬一除附。

凡そ、子なき者は、四等親以上にして、年齡等大抵適當なる者を以て養子とせよ、然る上は本籍を除きて養家に入籍させよ、

字解 ○昭穆は、昭は明なり父を云ふ、穆は敬也、子を云ふ、父子遠近長幼親疏の序を別つて亂れざるを指せり、例之は、男子十五歲にて婚姻を聽す、故に親子の間は年齡十五年の差なくば、父子の序を亂す者とせり、禮記祭統參考

第十三條　　分家條

凡戸內欲下折二出口一爲上レ戸者、非二成中男、及寡妻妾一者、並不レ合レ折。應レ分者、不レ用二此令一。

一戸の內より分家して、別に一家を立てんとする者は、中男則ち十七歲以上廿歲未滿の者の外寡婦や妾の如きは分家は出來ぬ、然れ共親屬等の見込にて、分家をさせて差支なき者と親屬等

の見込にて、分家をさせて差支なき者と親屬一同協議決定の上は此限りに非すと也、

字解 ○拆出とは、分ち出す也、

第十四條　入籍條

凡新附戸、皆取保證。本問元由、知非逃亡詐冐、然後聽之。其先有兩貫者、從本國爲定。唯太宰部內、及三越、陸奥、石城、石背、等國者、從見住爲定。若有兩貫者、從先貫爲定。其於法不合分拆、而因失鄕分貫應合戸者、亦如之。

昔は、今の如く戸籍正しからず、故に今云ふ一家數戸雜居の觀あり、依りて種々の籍ある譯となる、本條は、新たに入籍せんとすれば、逃亡者か、又は虛僞の名前でなきかを能取調べ、其上保證人を立てて入籍を許せ、兩貫とて二箇所に籍のある者は、本國によれ、但し九州、及び越前、越中、越後、陸奥、磐城、岩代等の國國の者は、現在住所によりて定め、若し兩地則ち父母兩國に籍あらば、其古くある籍の方によれ、又兩地の籍を分ち難き場合の時には、永く居

らざる地を除け、戸を合併するも此法に據り從へと云ふ也、

字解 ○保證、保は保護人なり、證は證據人也、○兩貫の貫は聯絡貫穿にして籍の事也故に二箇所の屬籍を云ふ、○本國とは、父の國を云ふ、父母各國を異にして籍あり、其子も亦父母兩方に籍を有せば、父の國に從へて定めと云ふ也、○太宰の部內は、兩筑、兩肥、二豐、日、薩、隅及び壹岐、對馬等の十一州を云ふ、○三越は、越前、越中、越後也、○見住は、現住所の事也、○失鄕とは、戰亂等に逢ふて、流離の爲め自然脫籍したるを云ふ、

第十五條　轉居條

凡戶、居狹鄕、有樂遷就寬、不出國境者、於本郡申牒。當國處分。若出國堺、申官待報。於閑月、國郡領送。付領訖、各申官。

凡て戶口は、他處へ移住を許さぬ制規であれ共、若し狹き鄕里に居て、廣き處へ移住を願ふ者あらば、其同國內ならば、管轄郡衙へ出願せよ、さすれば其國廳にて處分する也、若し他府縣へ移住出願せば、太政官へ申達せよ、官の報知ある迄に、本籍國郡にて其手續を致せ、而して本籍管轄廳と、移住先きの役所と戶籍の交付領收終らば、兩國の役所より各太政官に申せと云

也、人民を大切にせられたる事敬慕すべし。

字解 ○樂は、願と訓み、○寛は、ヒロキと訓むべし、

第十六條　　歸化人入籍條

凡沒落外蕃得還、及化外人歸化者、所在國郡、給衣粮。具狀發飛驛申奏。化外人、於寛國附貫安置。沒落人、依舊貫。無舊貫。任於近親附貫。並給粮。遞送使達前所。

外國へ沒落して居た者が歸國したとか、又た外國人が歸化したとかの時は、其來着の港のある國郡にて落附く先きの國郡迄の衣服食物を給與せよ、此の如き時は、事狀を具して別飛脚を以て太政官へ奏せと也、而して外國人は成べく廣大の國に居住させ、沒落人は、舊本籍地へ送れ、若し本籍消滅しあらば、近き身寄の親屬へ籍を入れよ、共に各食糧を給與して驛送りにて前所に達せしめよと也、

字解 ○沒落の沒は抄略せられたるを云ふ、落は、航海者及び漁夫等の暴風に逢ひ、難船して外國に流れ落ちたるを云ふ、○外蕃は、外國を云ふ、○前所は、本人の行着先きを云ふ、

第十七條　　絶貫附貫條

凡浮逃絶レ貫、及家人奴婢、被レ放爲レ良、若訴レ良得レ免者、並於二所在一附レ貫、若欲レ還二本屬一者聽。

浮浪人又は逃亡人等にして、戸籍面の消滅したる者、及び奴隷とて古代は賤民扱にされて居た奴婢等が主人より放されて、普通良民となる際とか、若くは普通良民たらんと訴へ出でて、奴婢を免がるゝ場合には、戸籍上記し洩れになる事少なからざるを以て、本條を設けられたる譯なり、是等の者は、現在の所にて保證人を立てて入籍させよ、若し生國に歸らんと欲する輩は許せよと也、

字解 ○浮は、浮浪人にして公民の失業して定居なき者を浮浪と云ひ、土人併稱して土浪と謂ひ、逃亡と併稱して浮逃と謂ふ、逃は逃亡則ち欠落也、○絶貫は、戸籍面消滅と云ふ如し、○良は、良民の良にして普通人民の事也、

第十八條　造計帳條

凡造二計帳一、毎レ年六月三十日以前、京國官司、責二所部手實一。具注二家口年紀一。若全戸不レ在レ鄕者、卽依二舊籍一轉寫、幷顯二不レ

在所由。收訖、依式造帳連署、八月三十日以前、申送太政官。

戸籍帳を造るは、毎年六月三十日までにせよ、中央部則ち京都及び地方共、當局の官衙は戸主より毎戸々々の戸籍帳を差出させ、具さに戸數人口年齡代を記し、若し全戸故郷になき時は、舊の戸籍のままを寫し、其時には其の傍に理由を附記せよ、當局に於て各戸籍簿を全く受取らば書式に依て帳簿を作り、係り一同連署の上、八月三十日迄に、太政官に申達せよと云也、

字解 ○計帳は、戸籍帳也、○責は、コヒと訓みて、求むる義也、說文に求也とある、又た取也、セムル也、但し誹るの義に非ず、○手實は、家長が自己一戸內の人口を手づから書記したる戸籍帳の事、

第十九條　造戸籍帳

凡戸籍、六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲卷、惣寫三通、其縫皆注其國其郡其里其年籍。五月三十日內訖。二通申送太政官。一通留國。其雜戸陵戸籍、則更寫一通、

各送二本司一。所レ須紙筆等調度、皆出二當戶一。國司勘二量所レ須多少、臨時斟酌。不レ得レ侵二損百姓一。其籍至レ官、並卽先納後勘。若有二增減隱沒不同一、隨レ狀下推、國承錯失、則於二省籍一具注二事由一。國亦注二帳籍一。

凡て戶籍は、六年間に一回樣式に依て作製し、十一月上旬より、翌年五月三十日迄に終了すべし、而して每村一卷とし、惣て三通宛寫せ、其紙の接ぎ目には、某國某郡某村某年の籍と記せ、三通の內、二通は太政官に申達し、一通は其國に留め、猶雜戶とて諸役所の御用商家や、陵戶とて、天子の御墓守の戶籍は、別に一通を認むべし、而して雜戶なれば　造兵司とか大膳職とか諸陵寮とかへ送る規則なり、此戶籍編成に要する書記の食料又は紙、筆、墨、帙、軸、紐類の調度も一切官給とせよ、地方當局者等は、夫等用度の物品の多少を豫算して、人民を困らす樣な事はならぬと也、此の如くして編成し終りたる戶籍簿は太政官に申達すると、太政官は之を民部、中務の兩省へ遣す也、右二省に於ては、前回則ち前年既納の戶籍簿と照合勘査し、人口の增減隱沒等不同不審の廉あらば、地方官へ下問照會す、下問を受けたる地方官に於て、若し誤錯等あるを發見せば、中務省なれ民部省なれの籍に其事由を詳記し、併して國にある原

簿にも其通りを記し入る也。

字解 ○卷は、古代は、今の書籍の如く、綴りて冊にしたものに非ず。卷物則ち軸物なり、○縫は、接目なり、○二通は、太政官は受た計りにて一通は、中務省、一通は、民部省へ分達する也、○雜戶は、兵部省造兵司の雜工戶、宮内省大膳職の雜供戶の如し、陵戶は、御墓守の家也、○隱は、籍を脱して載せざる者、○沒は、生存を僞りて死亡者とするを云ふ、

第二十條　定簿條

凡戶口當造帳籍之次、計年、將入丁老疾、應徵免課役、及給侍者、皆國司親貌形狀、以爲定簿、一定以後、不須更貌。若疑有奸欺者、亦隨事貌定、以附帳籍。

戶口は、戶籍編成の次に、年齡調査の事をせよ、先づ丁年、老年、病身者等を調べて、其課役を徵收し、或は免除の事、又た本篇第十一條に解せし如く、八十歲以上及び重病者の看護人、給仕等の者をば、悉皆地方當局者に於て親ら其體格顏容を撿查して戶籍上の年齡を定めて本帳を造れ、なせ此の如くに人相骨柄迄調ぶると云ふに、前解の如く古代は戶籍の登錄削除が今日の如く正しからざるを以て、戶籍面にて老人とあるも實際の人物を視れば、若年の者あり、又

た之に反する者等あれば也、而してかやうにして、一たび定めたる後は、更に改むべからざるなり、若し奸佞詐僞の者有と疑ふ時には別に實地に就て再査の上帳簿に上せよと云也、

字解 ○丁老疾は、本篇第十一條にあり、○貌は、形ち也、容儀也、說文にては人面の形に象る文字とせり、

第廿一條　籍送官條

凡籍應㆑送㆓太政官㆒者、附㆓當國調使㆒送。若調不㆑入㆑京、專使送之。

戶籍帳を太政官に送達するには、其國々より調と云稅を携帶して上京する地方官に附して送れ若し其調物が京都に納める事なき時には、別の使にて進達せよと也、

字解 ○調使とは、調とて家々より上納する布帛、及び山物成海物成等を携帶して上京する地方官の臨時役名なり、

第廿二條　卅年間保存條

凡戶籍、恒留㆓五比㆒。其遠年者、依㆑次除。近江大津宮庚午年年籍不㆑除。

戶籍簿は、滿三十年間は必ず保存し置け、三十六年も經れば、次ぎから次ぎと古き年の分を改

寫して後反故(ホンゴ)にせよ、然れ共、天智天皇の九年の年の戸籍は反故にするを禁ずと云ふ也、

定解 ○比は、後漢書陳忠傳の注に、書史を綴り輯るを云ふ、爰では、六年の戸籍を一比とす比較又は比校の義也、ソコデ、三十年間の保存は、何の用かと云ふに若し錯誤等あれば比校の用に供する爲也、○近江大津宮云云は、天智天皇の九年に、尊卑の區別等を正す爲に戸籍改定となりし也、因に昔は我も人も貴顯の系統なりとて姓氏を爭ふ事甚し、遂に武内宿禰の時に始まりたる湯起請(ユギシヤウ)と云ふ乙神に盟て沸湯を探り其手の爛れると否らざるとにて眞僞を裁判したる事盛んになれるなり、故に一面には姓の紛亂を爭ふ防禦の爲め、及び盗賊又は浮浪人を絶滅さする目的にて此庚午則ち天智帝九年の戸籍がそれが爲也、

第廿三條　財産分配條

凡應㆑分者、家人、奴婢、氏賤不㆑在㆓此限㆒。田宅、資財、其功田功封、唯入㆓男女㆒。總計作㆑法。嫡母、繼母、及嫡子、各二分。妾同㆓女子之分㆒。庶子、一分。妻家所得、不㆑在㆓分限㆒。兄弟亡者、子承㆓父分㆒。養子亦同。兄弟俱亡、則庶子均分。其姑姊妹在㆑室

者、各減二男子之半一。雖二已出嫁一、未レ經二分財一者亦同。寡妻妾無レ男者承二夫分一。女分同レ上。若夫兄弟皆亡、各同二一子之分一。有レ男無レ男等。謂下在二夫家一守レ志者上。若欲二同財共居一、及亡人存日處分、證據灼然者、不レ用二此令一。

本條は、財產分配法にして、家來の如き者や奴婢は之に與らず、田宅、資財、功田、功封は男女の嫡子庶子而已にて均分す、總計して法を立て、總計法は例之は、嫡母、嫡子が各二分宛、庶子三人は各一分、女子二人は各半分宛とすれば、合計七人である、故に八分して其四分は嫡母、嫡子、三分は庶子三人、一分は女子二人と云ふ如し、妾は女子同斷の割前にて半分とす、妻の生家は素より此割前に與らず、兄弟死亡せば、子が父の分を承く、養子も亦同じ、兄弟俱に死亡せば、諸子均一の分配とす、其小姑（コシウト）や姉妹にて未だ他家へ嫁し居らざる者は、各男子の半人前當りとす、寡妻妾にして、公然たる後配の夫なき者は、夫の分を承く若し夫の兄弟皆死亡せば、後夫の有無を論せず、各一子だけの分を受くる也、或は、夫の家に在て貞節を守る後家（ヤモメ）及び同財共居（ドウキヨ）を欲する者、又は死亡者が存命中に處分して置いたとか、或は遺書しありて分配法の明了なる時には、本令を用ふるの限りに非と也、（法曹至要抄下条參取）、

字解 ○氏賤は、古は姓氏に尊卑あり、委くは姓氏錄を始め諸家の氏族姓氏に關する諸書を參看すべし、○功田は、功勳ある爲めに賜はりし田地なり、委きは第九篇田令第六條及び第十條に解す、○功封は、功勳によりて賜はりたる領分則ち家なり、詳細は、第十五篇祿令の第十三條に解述す、○在室は、生家に居る事、○姑は、夫の母を云へ共爰は夫の兄弟を指せり、○兄弟の字は男を云ふ、○無男とは、寡婦私かに後添の男なきを云ふ、已出嫁は既に他家へ嫁入せしなり、○同財共居、は身代會計も一所、居住も同居と云ふ如し、次條に同居共財とせり、○存日は、存命中なり、○灼然は瞭然則ち明かと云ふ如し、○親屬姻屬則ち五等親の事は、第十八篇儀制令の第廿五條及喪葬令等に詳述す、

第廿四條　婚姻公許條

凡男年十五、女年十三以上、聽婚嫁。

婚姻は、男子十五歳、女子十三歳より許せとなり、今は二年宛增加せり、

第廿五條　婚姻條

凡嫁女、皆先由祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母、次及舅、從母、從兄弟。若舅從母從父兄弟不同居共財、

及無此親者、並任女所欲爲婚主。

娘に夫を待たす時には、皆婚姻の前に於て、其ムスメの祖父、祖母、父、母、父の兄弟姉妹及び母方の祖父、祖母に相談して許しを受けて嫁らせよ、若し右の近親者無き時は、母の兄弟姉妹、及び母方の從兄弟に從ふて相談する事前項の如し、若し、母方の者共、同居して一ッ身代で無いとか又た此種の近親者無き時には、息女の任意の者を婚主とせよと云也、

字解 ○由は、講令備考に、字彙に、經也、從也、用也、○舅は、母の男兄弟を云ふ、○從母は、母の女兄弟を云ふ、則ち母の姉妹也、○從父兄は、母の兄弟姉妹の子にして、自分より年嵩の男子を云ふ、○從父弟は、右に同じく、自分より年下タの男子を云ふ、共に母方のイトコ也、○同居共財は、前條に同財共居とあり、此時代には、今で云へば、數竈同居して居る習慣でありし故、此法文となるなり、現今にても、交通杜塞同然の深山幽谷の村落には此遺風を多く存せり、○婚主は、息女の父母、祖父母を云ふ、○主婚は、本文に無けれ共、義解中にある一句であるに依りて一言解述せんに、主婚とは、息女を指せる也、

因に塙本の義解の本文に、祖父ニ母ニと、疊字則ち俗稱送り字、一名踊り字を使用しあるけれ共呂保之を改書す、抑送り字の事は古今の書に少なからず、文字の再讀すべき者に、上字の下に小なるニの字、又たヒの字、或はヌの字、或は々の形ちゝの形又は長き〲の字等を記せり、ニは再の義、ヒは上の字の左邊を欠きたるもの、ヌはまたの字、々は仝の省き字、

ろも亦同じ、我國書に長きノヽの字を用ふるも同の草略たるべし、日本紀に、はるばるを、波嗜、古事記にコキロコキロを、許袁呂、賊盜律に、祖父母父母を、祖父母と書けり、

第廿六條　結婚既定後條

凡結婚已定、無故三月不成、及逃亡一月不還、若沒落外凡、一年不還、及犯徒罪以上、女家欲離者聽之。雖已成、其夫沒落外蕃、有子五年、無子三年不歸、及逃亡、有子三年、無子二年不出者、並聽改嫁。

結婚の約束相整ふて、其後故なく三ヶ月を經過するとか、又夫とすべき者逃亡して一箇月則ち三十日も還らぬとか、或は外國へ流落して一箇年も歸宅せぬとか、又徒刑以上の犯罪を生じたとかの時には、女子の家に於て、離婚を申込めば許せ、又た婚嫁の後、其夫外國に流落した場合は、子供の有る仲は五年、子供の無き仲は三年間歸宅せず、及び內地で逃亡した時、子供あれば三年、子供無きは二年迄、出で來らざる者は、並に改めて他家へ嫁する事を許せと也、

字解　○一年は、此時代にては三百五十四日立て、一ト月は三十日計算とすべし、

第廿七條　先奸條

凡先奸後娶爲妻妾、雖會赦猶離之。

初め主婚に由らずして和合し、其後祖父母等の聽許を得て、妻なれ、妾などに爲りたるとも其實最初が非禮なるを以て、大赦の恩典に逢ふも離婚さすべしと云ふなり、是全く婚禮と云ふ大儀を重んずる爲の一條なり、我國古代の戸婚律今なし、明又は淸律の卷六を參看に供して可ならん、

字解 ○奸は、禮を以て交らざるを云ふ、

第廿八條　七去條

凡棄妻、須有七出之狀。一無子。二婬泆。三不事舅姑。四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手書弃之、與尊屬近親同署。若不解書、畫指爲記。雖有棄狀、有三不去。一經持舅姑之喪。二娶時賤後貴。三有所受、無所歸。則犯義絶淫泆惡疾、不拘此令、

妻を離縁するに、七出の狀あり、一に子無き者、二に放蕩奸通する者、三に夫の父母に事へざ

る者、四に餘り多言なる者、五に竊盜する者、六に嫉妬の甚しき者、七に癩病等の者、而して去らしむる時には、夫自書の去り狀を渡すべき事、其去書には、雙方の尊族近親連署すべし、若し文字を知らざる者あらは、示指(ヒトサシ)則ち食指の第三節の掌面に、墨汁を塗りて指紋的俗に所謂爪印とか拇印とか云ふ事をなさしむる也、併し去る事の出來ぬ事三つあり、一に夫の父母の喪を完全に致したる者、二に娶りし時夫貧賤にして後ち貴きとか富めるとかなりし場合、三に出しても行き處のない者、然れ共義絶、淫泆、惡疾を犯せば此限に非ずと也、

字解 ○無子は、女子ありと雖も養子を取らねばならぬ故に子無とすと云へり、○口舌は、詩經に、婦の長舌あるは維厲(コレレイ)の階(ハシ)とあるを採れり、○義絶は、次の第三十一條に解述す、

第卅九條　去妻條

凡弃妻、先由祖父母父母。若無祖父母父母、夫得自由、皆還其所齎見在之財。若將婢有子亦還之。

妻を去るには、第一祖父母父母等に相談してせよ、祖父母父母等なき時は、夫の專斷にせよ、愈離婚とならは、前に妻が嫁し來りし時等に持來りたる物品中にて現在品を還せと也、若し附添の侍婢にして其婢に子供があれはソレも附けて還せと云也、

字解 ○祖父母父母云云は、第廿五條の尊屬近親の文を省略したるものと看做すべし、○將は率（ヒキ）い養の義也、

第卅條　嫁女棄妻條

凡嫁レ女、棄レ妻、不レ由ニ所由一、皆不レ成レ婚。不レ成レ棄。所由後知、滿ニ三月ニ不レ理、皆不レ得ニ更論一。

凡て女子に夫（ヲウト）を持たせ、夫たるもの妻を離婚するには、皆尊屬近親の相談に非ざれば、婚姻又は離婚は出來ぬ、若し右祖父母父母等の協議一決なくして、婚姻、離縁したと云ふ事が後日に知れて、ソレガ九十日を經過すれば、如何なる事を云ふも無功であると也、

第卅一條　毆妻之祖父母條

凡毆ニ妻之祖父母父母一、及殺ニ妻外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹一、若夫妻祖父母父母、外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹自相殺、及妻毆ニ詈夫之祖父父母一、殺ニ傷夫外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹一、及欲レ害レ夫者、雖レ會レ赦、皆爲ニ義絕一。

妻の生家の祖父、祖母、父母を毆打し、及び妻の生母の生家の祖父、祖母、伯叔父、伯叔母兄弟、姉妹を殺害し、若くは、夫妻の祖父母、父母、或は外祖父母、伯父叔父、伯叔母、兄弟、姉妹等自ら相互に殺し、及び妻が夫の祖父、祖母、父母を毆打罵詈し、又た夫の生母の生家の祖父祖母、伯父叔父、伯母叔母兄弟姉妹を殺傷し、及び夫を害せんとする者は、赦に會ふと雖も、義絶とする也、

第卅二條　鰥寡孤獨條

凡鰥寡孤獨貧窮老疾不レ能ニ自存一者、令ニ近親收養一。若無ニ近親一、付ニ坊里一安恤。如在レ路病患、不レ能ニ自勝一者、當界郡司、收付ニ村里一安養。仍加ニ醫療一、並勘ニ問所由一、具注ニ貫屬一。患損之日、移ニ送前所一。

鰥寡孤獨貧窮老人癈疾の輩にて、自ら生活する能わざる者は、近き身寄の者をして、引取り養はしめよ、若し近親の者なければ、其町村に於て救養せしめ、又た行路病者にして旅費なきを告げ、而して目的地に達する事克はざる者には、發病地の郡吏が世話を致し、發病町村に收養せしめ、猶醫者をして療治を加へさせ、幷に理由を問質して本籍を記し、病氣輕快の曉には、

沿道各町村への移牒文を付して遞送則ち村送りとか驛送りとかにして往く可き所にやれと也、

字解 ○鰥は、爾雅釋魚の篇では、魚の一種にして古は鯤と通用せり、同書釋詁篇にては、病とせり、魚族は水中に游泳し晝夜間斷なく眼を閉ぢざる者、故に轉用して人の愁へて寢られざるに借用せる也、義解に、六十一以上にして妻なき者とす、○寡は、單獨とす、五十歲以上にして夫無者とせり、但し前述廿三條の寡妻は、年齡に一定なし、故に本條の寡とは其意義相異にせり、○孤は、十六歲以下にして、父なき者、○獨は、六十一歲以上にして子なき者、○貧窮は、財貨に困む者、○老は、六十六歲以上、○疾は、癈疾を指せり、既に前條に述べたり、○近親は、近き親屬、○收養は、引取り養ひ、○坊里は町村、○安恤は、安養、○勝は、任也意任せ也、○郡司は、郡長に非ず、郡吏と云ふ如し、唐令には官司とあり、地方而已に非ず、本條も京を含有しあるものと看做して可也、○患損は、全快を云ふ、選叙令第廿二條にも同語あり、○勘問は、勘査尋問也、○移送前所は、往く可き所に驛送りにしてやれと云ふなり、

第卅三條　國守巡回條

凡國守、毎㆑年一巡㆓行屬郡㆒。觀㆓風俗㆒、問㆓百年㆒、錄㆓囚徒㆒、理㆓寃枉㆒、詳察㆓政刑得失㆒、知㆔百姓所㆓患苦㆒、敦喩㆓五教㆒、勸㆓務農功㆒、

部內有好學篤道、孝悌忠信、淸白、異行、發聞於鄕閭者、擧而進之、有不孝悌、悖禮、亂常、不率法令者、糺而繩之。其郡境內、田疇闢、產業修、禮教設、禁令行者、爲郡領之能。入其境、人窮匱、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、爲郡領之不。若郡司在官公廉、不及私計、正色直節、不飾名譽者、必謹而察之、其情在貪穢、諂諛求名、公節無聞、而私門日益者、亦謹而察之、其政績能不、及景迹善惡、皆錄入考狀、以爲褒貶。則事有侵害、不可待至考者、隨事糺推。

諸府縣の知事は、毎年一回宛管內の各郡を巡廻して、人民の風俗を觀察し、民の安否を尋ね、囚人の情態を知り、無實の罪人の有無を查して處理し、委しく行政司法等政務の得失を察し、人民の患ふる所を知り、懇ろに五倫五常の教を喩し、農業を奬勵し、管內に學者或は道德の篤

き人、或は孝行の者忠義の者、正直者、或は淸廉潔白の者、或は庶人の龜鑑ともなる可き行爲のある者等、鄕里に名高き者共を推擧して其筋へ事狀を具申すると共に其人をも送る也、又た之に反し、不孝もの、或は禮義に悖りたるもの、或は無道なる者等、法令を遵奉せざる者あらば、糺せよと也、又た郡內の田畑を開墾し、產業を興し、禮敎を設け、法令の充分に行屆かせあらば、是れ全く郡長の良能とせよ、又た之に反して、郡民貧乏し、農桑荒れ、奸淫竊盜頻りに行れ、訴訟罪人多くあらば、是亦郡長の秕政とせよ、若し郡吏の職を執るに公平廉直にして私しせず、顏色を正ふし、節操を直くして、名譽を飾らざる者等を謹察せよ、又た之に反して其心情貪慾汚穢に出て、官民へ諂ひ媚びて名を求め、公平節操の取るべく事無くして、一己の私門日々に盛んなる者等をも亦謹察せよ、而して管內の行政司法の政績の良否、及び影跡の善惡等、皆悉く記して進級賞罰の材料として以て、褒貶を爲せよ、若し屬僚の執務上侵害あらば旣定法律の考定時限を待たずして、直ちに糺問裁決せよと也、

註解 ○問百年とは、安否を問ふ事、○錄囚人は、囚徒の狀態を省て、其情狀及び冤罪或は衣食給否等の事を錄す也、○理冤枉は、理は治むる也、冤は屈也、無實の罪人を云ふ、枉は曲也則ち囚人外に無實の罪人或は裁判の違法等を處理するを云ふ、○政は、政敎也、古は政治と宗敎とを混同せし故に此の如く義解せられたり、○刑は、刑罰なり、○得失は、得とは法令及び

道理に適ひし也、失は、違法徴税の類にして則ち政治の失也、又た非理なる斷獄の類も則ち刑法の失也、此外に○百姓の患苦する所を知ると云ふは、寃罪等の外に種々の事あるを云ふ也、之れが例話を古代の支那に借りて一節を抄譯せんに、今より約一千七百年計りの昔し、○三國時代魏の文候の時に。西門豹と云ふ人某縣の知事となり。赴任早々縣内の老人を招して一會を催せり。坐上縣民の難儀如何を問ひしに、老人等の云ふには、御承知の通り本縣は河水汎濫の爲めに皆貧究して居ますが、之に附帶する所の難儀がム(ゴザイ)ます、則ち每年洪水豫防の爲めに、縣内第一の美女を河の神に嫁入らす事でムます、豹其故を問へば、老人等答へて云ふには、本縣には三老と云三人の老人と該河伯(カハノカミ)婚姻に關する巫祝及官吏某豪家某との數人か、此事の費金として取立る數百萬圓の内二三十萬圓は實費に充て、其剩餘金は、右數人にて分配すると云ふのである、其巫祝(ミコ)は每年縣内を巡廻し、當年の河の神の嫁を探索して選擇採用し、而して河の神に婚するのであるから一定の時日則ち數十日前より、其女子に齋戒沐浴をさせ、綺羅錦繡を着飾らせて、河上の齋宮中の帷幕の中に居らしめ、每日大牢の滋味珍膳を與へ、紅粉靑黛する事一般豪家の嫁入に同じくし、愈當日に至れば、式を擧げ然る後其美女を河中に浮べて流せば數里にして沈歿せり、此の如きの次第故に縣內の人民中少少美貌の女子を有する家々は、皆悉他縣へ移住し或は逃亡しますから、益縣内寂寞疲弊になると思ひ升す、又た俗間の巷說にて

は、河伯に美女を嫁らせざれば、洪水一層甚しくして人家悉く漂沒老幼皆溺死すと、西門豹此老人の一話を聽き沈思默考して云には、貴老等に於て、今年の河伯の例式相定らば、其日子を報せられたし、然れば余も往きて其女に觀けせんと、數日にして某日例の式擧行すと報知あり當日に至り屬吏等を率ひて早速河上の會場に臨席すれば、老話の如く、巫祝は七十餘歲の老嫗にして弟子千人計を從ひ居り、三老、某官、豪長、其他見物の老若男女數千人あり、愈式の開けんとする前に當り、豹知事がミコに云ふには、今日河伯の嫁に奉らんとする其女の美醜を視んと欲す、故に其女を余の面前へ呼來れと、則ち帷幕の中より其女を連れ來りて豹の前に進めば、豹云ふには、此は美人に非ず甚醜婦と視らる、依りて老大のミコをして一應河伯に醜女にても宜きや否を伺はせ、美女に非ざれば妻と爲し難しとの事なれば、今後數日遲引する事と伺ふて來れと云ふて、一も二もなく、引率し往き居りし屬官小遣等をして、老大ミコを抱へて河中へ流し、暫時歸らざるを以て、老ミコの安否を問はせん爲めとて、弟子ミコ中の十哲共云ふべき中より一人選び出して、又候河中へ流し、此くの如くする事三弟子に及び、皆各歸り來らざるを以て、今度は、例の三老に向て知事の云ふには、君等目擊の通り師匠ミコ又は弟子ミコをして河の神に美醜如何を伺はせしに、婦女子の事故に、協議上の言語も充分行屆かざりしものと見るから、君等三人同行にて河伯に聞て來てくれと、云ふや否や直ちに河中へ三老を流

せり、而して暫くするもヤハリ三老歸り來らず、ソコで今度は、關係の官吏と豪商に向ッて知事の云ふには、君等見る通り皆悉く返報しないから、君等がト云ふか云はぬに彼等一同驚駭畏怖し叩頭地を打ち、前額より流血淋漓、爲めに顔色死灰の如くにして泣涕漣々、哀願するを以て、漸く其場を免して、サテ見物の群集に報ずるにか樣々々河伯に使を遣したれ共今以て歸り報せぬからコレで今日は閉場式とする、皆々歸宅せよと云ふて退散せしめたり、爾後(ソーゴ)此迷信事を云ふ者さへなし、依て豹知事は千思萬考して、管内に十有二線の排水渠を新鑿し、洪水汎溢の水害を防禦して今尙人民は豹知事の政德を感佩して豹知事を祭り居ると云ふ事が、司馬遷が著したる史記の第百廿六卷、滑稽傳に載せり、但し遷の書きし傳ではない、褚氏の附傳六章の一である、

○五教は、義解に尙書舜典の孔安國傳を引用して、五常の教とす、則ち父義に、母慈あり、兄友に、弟恭あり、子孝に、とせり、○好學は秀才明經の類、○篤道は、孝悌仁義の道を兼ね行ふを云ふ、○淸は濁らざるを云ふ、白は黑く染まざる也、○異行とは、例之は、昔し孔子の弟子に、曾子と云ふ者に、晉國の國主が知行を遣されたけれ共、曾參は賜はるの理なしとて固く辭せしの類也、○鄕閭は、周禮に、一萬二千五百戶を鄕、廿五戶を閭と云へり、○悖は逆ふ也○亂常は、五常の教を紊(ミタリミタル)亂するを云ふ、○不率は、律令(ハウレイ)格式に遵はざるを云ふ也、○紀は、

心を正す意、縄は、イマシメ直すの義也、○疇は、音チウ、訓はタレ又はタグヒ、或はヒトシ等あり、疇昔は前日、匹疇は類であるが、ココでは、禮記月令の註にある如く、穀田を田と云ふ、麻畠を疇と云ふと、此麻田に當る也、○禁令は、禁止の法律、○窮匱とは、貧乏の事、○獄は、罪を爭ふ事、訟は、財を爭ふ事、○不は、良からざる事、○郡司は、一般に郡吏の事なれ共、ココでは、主帳以上を指せり、○政績は、政教の成績、○能不は、ヨシあし也、○景迹は、行爲とか、履行とか云ふ如し、○考は、尙書舜典に、三歲績を考へ、三考幽明を黜陟(ニンメン)すとあり、故に三年に一回官吏執務の鋭鈍、良否、優劣を調べ、九年にて其明暗の事迄を知りて進退する事支那上古に於て然り、ココは府縣知事が巡視して郡吏等の進退をば既定法律の時期に非るも行ふ事を云へり、

第卅四條　　國郡司條

凡國郡司、須下向二所部一檢校上者、不レ得下受二百姓迎送一、妨二癈産業一、及受二供給一、致上レ令二煩擾一。

凡て縣官又は郡吏が、取調等の事故ありて、關係の郡、町、村等へ出張する節には、郡吏町村長及び人民等の送り迎ひを受たりして、職務業務を妨げ、猶酒飯等饗應馳走を受けて煩雑なら

令むる事はならぬと也、制裁は、五十敲き以上の笞刑律である、○祇承と云字を內に抄記せん、祇承は其音シシヤウなれ共、伊勢物語に、ある國のシバウの官人とあり、勢語臆斷にシバウは祇承也、祇承官は國々に有て勅使の下る時、驛を定め饗應なんど萬づの雜事を主る也、神事隨筆に三代實錄に云、元慶六年十月廿七日丙寅勅の條に、郡司健兒等相迎祇承而出云々とあり、出口延經の按にては、祇承は、今俗云ふ所の馳走人なりと講令備考卷之二に載す、此二文字は令の本文になけれ共義解に祇承して過すと出せり祇の字字書になし恐らくは僞字ならん、と云へども古代は氏を氐に書きし事多く祝詞等にあり、江家次第公卿勅使の條にも見ゆ、

第卅五條　當色爲婚條

凡陵戸、官戸、家人、公私奴婢、皆當色爲婚。

凡て、御墓守や役所附の家來、或は諸家附きの家來、及び公私の奴婢は、皆其ナカマ々々にて緣組せよ、必ず御墓守と官戸と云ふ如く異色則ちナカマ違ひの緣組はならぬ、但し律に罪名は載せざれ共、違犯として取扱すると也、

【參解】○陵戸は、第二篇第十九條、職員令治部省の所管する諸陵司に支配せらるゝ家にして、ヤハリ官戸の如く、公民が謀反大逆等の罪を犯したる者を流罪的にする意にて無期徒刑の如く

に御墓守にせらるゝなり、○官戸は、第二篇第四拾九條、宮内省の官奴司の支配にして、謀反大逆の犯罪者の父子、及び家人、奴婢等の內にて、主家の者に密通して、出產したる子供等を官に沒收して、官戸とする也、是等の者は下條にもある如く、皆各七十六歲以上になれば、開放して自由の良民とするの法令である、○家人は、主家の戸籍に附隨したる者を云ふ、之を部曲とす、○公私奴婢の、公奴、公婢は、謀反大逆等を犯したる家の奴婢を官に沒收して、諸役所に使役するを云ふ、私奴、私婢は、個人の家の奴婢なり、○當色とは、其人種と云ふ如くにして、色の字は品とか、物とか云ふ所に使用する字なり、例之は諸物諸品諸種と云ふを、諸色と云へり、是を以て、本條の當色は五色則ち五種ありて、異色則ち異種が相娶るを禁じてある也、若異種相娶りて生む所の男女は重きに依て處分則ち其子を沒收さるるなり、重きとは、官戸、陵戸、家人の三色なれば、官戸を輕しとし、餘の二色を重しとす、又た奴婢も公私の二色として、公賤則ち公奴婢を輕とし、私奴婢を重とす、此時代の奴婢は今俗所謂飼殺し的の者也、因に、雜戸一名品部　云ふものは、第二篇諸役所の末に揭げたる如く、紙戸、百濟戸、樂戸、散樂戸、工戸、雜工戸、鼓吹戸、船戸一名船守戸、鷹戸一名鷹養戸、馬戸、狛戸、染戸、藥戸、乳戸一名乳牛戸、笛吹戸、酒戸、鍛戸、園戸、泥戸、大炊戸、水戸、筥戸、等あり、是等は皆各技術家にして、本條の陵戸、官戸とは全く相異れり、陵官二戸は前解の如く一般の良民則ち公

民の犯罪者が沒收されたる者なれば也、而して官戸奴婢の執る所の業は如何なる事か年代遠隔にて詳知し能わざれ共、唐六典第十九卷に掲載する處を以て假りに借寫すれば、鵞、鴨、雞、豚の類を養はしむとあり、叉た奴婢なる者は、人民中の最下賤として一種の系圖的に取扱ふ事今日の平民と華族の比に非ず、他の貴賤姓氏も亦同斷である、而して此奴婢は近代のアフリカ黑奴の如く賣買をも行れたるなり、然れ共、其男女の間柄に於ては、屢々相因緣、思案外の演劇も亦尠からずと云へり、

第卅六條　造官戸籍條

凡官戸奴婢、每レ年正月、本司色別各造ニ籍二通一。一通送ニ太政官一。一通留ニ本司一。有ニ工能一者、色別具注。

凡て官戸、奴婢は每年正月に、宮內省の官奴司に於て、官戸は官戸、奴婢は奴婢と區別して、戸籍二通を認め作れ、內チ一通は太政官に送れ、一通は官奴司に保存せよ、但し、細工物や、書算の出來る者は其戸籍帳に委しく錄し置けと云ふ也、

字解 ○工能の、工は工匠にして種々の細工事、能は書、及び算術の事也、

第卅七條　良人家人條

凡良人、及家人、被壓略充賤、配奴婢、而生男女者、後訴得免、所生男女、並從良人、及家人。

公民及び家人が、或者共と不和を釀し、其爲めに壓迫侵略を蒙りて、賤たる奴婢の籍に入れられ、奴婢に縁組して子供を産まば、其子供は矢張奴婢の籍である、是等の被壓迫者が、後日訴訟を起して免るれば、既に成長し居る所の子供は則ち公民及び家人へ入籍させよ也、

字解 ○被壓略は、俗言イヂメトラルルと云如し、

第卅八條　官奴婢條

凡官奴婢、年六十六以上、及癈疾、若被配沒令爲戶者、並爲官戶。至年七十六以上、並放爲良。任所樂處附貫。反逆緣坐、八十以上、聽從良。

凡て官の奴婢、年齢六十六以上か又は癈疾者、若しくは、官へ沒收せられたる者を戶と爲す時は官戶とせよ、年七十六以上に老れば、皆開放して良民とせよ、是等の者共の入籍は、本人等の希望に任せ、又た謀反大逆俱發の者は八十以上になれば公民にせよと也、○配沒は、前卅五

條字解官戸の第二項に同じ、

第卅九條　奴婢爲良民條

凡放二家人奴婢一、爲二良及家人一者、仍經二本屬一、申牒除附。

凡て家人、奴婢を開放して、公民及家人とせば、則ち本籍に屆けて、家人奴婢の籍を削れよと云ふ也、

第四十條　家人所生子孫條

凡家人所レ生子孫、相承爲二家人一、皆任二本主驅使一。唯不レ得二盡レ頭驅使、及賣買一。

家人（ケライ）の子孫は、代々家人とせよ、皆家主隨意に使役せよ、併し全部の者を使役し、及び家人を賣買する事は出來ぬと也、

字解 ○盡頭驅使は、盡頭は全員を云ふ、集解古記云、家人一百あらば、其内六、七十人を使役せよ、假令ば一家に二人の家來あれば、一人を使役して、一人を免す、若し五人あらば三人を役して、二人を免す、昌保按ずるに非番、當番を立つ如し、

第四十一條　賤民外國出入條

凡官戶、家人、公私奴婢、被抄略、沒在外蕃、自拔得還者、皆放爲良、非抄略、及背主入蕃、後得歸者、各還官主。

官戶、家人、公私の奴婢が、外國人に侵掠又は勾引(カドハカシ)されて外國に在り、後脫けて國に歸らば、開放して、公民の籍に入れよ、又た奪取されたでなく、主人抔に背きて一且外國に行きし者が、後日歸國せば、舊(モト)使役し居りし役所及び家主へ還せと也、

字解 ○抄略、抄は鈔と同じ、取也、奪也、掠也、略取也、犯也等の意あり、略は一部分と云ふ義とすべし、但し航海者及び漁人の漂流して外國に上陸居住するは別とすべし、

第四十二條　賤良爲夫妻條

凡官戶、陵戶、家人、公私奴婢、與良人爲夫妻、所生男女、不知情者從良。皆離之。其逃亡所生男女皆從賤。

官戶、家人、奴婢等の賤籍(センミン)の者にして、良民と夫婦とならば、其生む所の子供は、其譯を知らざれは公民(リヤウ)籍とせよ、若逃亡(カケラチ)して產める所の子供は、皆賤民(ドレイ)籍とせよ、(實例は略す、)

第四十三條　家人好主條

凡家人奴、奸主、及主五等親以上親、所生男女、各沒官。

家人や奴隷が、主人及主家の五等親以上の人に姦通して、生める所の子供は、官へ沒收とす、但し强姦せられて產める子は公民籍に置けと云ふ也、

字解 ○五等親は、第十八篇儀制令第廿五條に解述す、

第四十四條　化外奴婢條

凡化外奴婢、自來投國者、悉放爲良。即附籍貫。本主雖先來投國、亦不得認。若是境外之人、先於化內充賤、其二等以上親、後來投化者、聽贖爲良。

敎化の被らざる所、則ち未開地の家人、奴婢等にして主人を持たざる者の、開化地に來り投せば、悉く公民とせよ、若し本人の主人が先より來り投し居ると雖も、其家來奴婢とは認定すべからず、又た先より來り居る者にて既に賤民籍に充てられたる者の親屬中二等以上の親ある者後に來りて投化せば、ソレ等は相當の贖金を出せば公民に聽許せよと也、

字解 ○化外は、此時代に於ては、日本の端々は大抵敎化の行屆かざる所尠からざる如し故にソレ等の國を指せり、例之ば多賀城の碑面を一讀して推知すべし、○籍貫は、戶籍と云ふ如し、

○境外も、亦化外と同じ、○贖は、集解に問答多けれ共今略す、該字の解は第廿九篇獄令の諸條に出せり、

第四十五條　水旱蟲害條

凡遭二水旱災蝗一、不熟之處、少レ粮、應二須賑給一者、國郡檢レ實、預申二太政官一奏問。

洪水害、旱損或は蟲害に遇ひたる、不熟の田圃は、收獲減少し、減損甚しければ賑給せよ、其時には、地方官に於て充分實地撿分して、預め太政官に申上げよと也、

【字解】○水は、洪水難也、旱は、旱損也、○災蝗は、蟲害也、○不熟は、ミノラざる也、○粮は、飯米也、　賑給は、國税を以て給へる也、本令條は、田令又は賦役令に屬すべき令條の如くに考らる、尤も第十篇賦役令の第九條と殆んど重複せし法文の如し、又た第十四篇考課令の第六十三條にも散文あり、委くば賦役令に讓る、

第九篇　田令　凡參拾漆條

田畠の法令なり、

字解 ○田は、義解に、五穀を植る地也とあり、說文に、穀を樹るを云ふ、爾雅に、耕す處を田と云ふ、周禮に、穀は五種に宜し、鄭玄云く、黍、稷、菽、麥、稻とす、五穀の諸說は略す右五字は其種別の總種と看なして可也、田は水田、火田の二種に大別す、

第一條　段町條

凡田、長三十步、廣十二步、爲段。十段爲町。段租稻二束二把。町租稻二十二束。

凡て田地の長さ三十間、廣さ十二間則ち三百六十坪を一段とす、三千六百坪を一町とす、一段の稅は一斗一升にして、一町の稅は一石一斗とする也、

字解 ○束は、十把にして一把の米が五合見積りなり、○步は、長さ六尺、併し五尺の時もあ

れ共其實際は今の六尺とす、故に今俗之を一間と云ふ、其六尺四方を歩又は一ト坪と云ふ也、
尙度量衡の委しきは第三十篇雜令に述ぶ、

第二條　田租條

凡田租、准國土收獲早晚、九月中旬起輸、十一月三十日以前納畢。其舂米運京者、正月起運。八月三十日以前納畢。

凡て、田地の税は、其國々の收穫の早き晚きに準して、上納に遲速を許し、則ち每年九月中旬(則ち今の十月)より、十一月の三十日迄に納め終れ、又た玄米は京都へ輸れ、京都へ送る米は、翌年正月より八月三十日迄に納め終れと云也、

字解 ○輸は送るなり、○舂米は玄米なり、

第三條　口分田條

凡給口分田者、男二段。女減三分之一。五年以下不給。其地有寬狹者、從鄕土法。易田倍給。給訖、具錄町段及四

至。

大寶の時代にては、日本全國の地處は、悉皆官有にして、今の如く個人私有の地所なし、依りて、男には一人當り二段則ち七百二十坪、女は其三分の二則ち四百八十坪宛終身給はりて耕作出來得る事になりてありしなり、但し五歳以下の小兒は此割當の恩には浴せざる也、而して、國郡により、人口の疎密ありて其田地に自然過剩不足を生ずる譯となり、故に田地多き則ち廣き國郡にても二段より餘分には渡すべからず、又は不足則ち少なき時は二段の內きらし渡して宜しい、又た瘠地にして年々耕作出來ず隔年に耕作する地所は、二段の一倍則ち四段を給へよと云ふ、總て給渡方の始末は給渡次第一々其田地の境堺迄をも錄し置けと也、

字解 ○口分田は、各人に給渡の田地なり、○寬狹は、廣き狹きなり、一般地處の面積狹きも田地多ければ寬とするなり、地處廣きも、田地少なれば狹とす、○鄕土法は、其所のキマリなり、○易田は隔年に作る田なり、○四至は、其田の四方の堺を云ふ、

第四條　位田條

凡位田、一品、八十町。二品、六十町。三品、五十町。四品、四十町。正一位、八十町。從一位、七十四町。正二位、

六十町。從二位、五十四町。正三位、四十町。從三位、三十四町。正四位、二十四町。從四位、二十町。正五位、十二町。從五位、八町。女減三分之一。

本條は、五位以上の有位の人に給はる田地なり、

第五條　職分田條

凡職分田、太政大臣、四十町。左右大臣、三十町。大納言、二十町。

本條は、役料則ち役扶持にして、今の職俸とか云ふ如く、職務に就て給はる田地なり、但し解官し或は辭職等すれば、今の休職の如く、半減となる也、

第六條　功田條

凡功田、大功世世不絕。上功傳三世。中功傳二世。下功傳子。大功非謀叛以上。以外非八虐之除名。並不收。

本條は、國家に勳功ありし人に賜はる田地にして、凡て免租地なり、大功勳の家は永代祿とせ

り、上功は本人共四代の子孫まで給はり、中功は本人共三代の子孫まで、下功は其子まで給るなり、但し大功の人は、謀叛以上の大罪を犯さざれば勳位褫奪功田沒收の事なし、中功以下の人は、八虐の犯罪に非れば、功田沒取せらるゝ事なしと云ふ也、

字解 ○功田の例として、最も多大の恩典に浴せしは、光明皇后の祖父なる、藤原鎌足公が此田百町を給はりしにあり、○八虐は、名例律に、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪也、而して功田の始末は、例之功勳ありし父が沒するの後、其子の兄弟姉妹四人あれば、四人共均一の分配給與となる也、

第七條　非其土人條

凡給田、非其土人。皆不得狹鄕受。勅所指者、不拘此令。

田を給ふは、其土地の人でなければ、狹き鄕土にて受くる事はならぬ、則ち歸化人、又は位田、職田の如きは、皆寬き鄕土にて給與となるなり、但し勅命に依りて指定さるゝは此限に非ずと云也、

第八條　官位解免條

凡應給職田位田人、若官位之內有解免者、從所解免追。

其除名者、依口分列、若有賜田者亦追、當家之內、有官位及少口分應受者、並聽廻給、有乘追收

凡て職務料や、位階料を給はり居る人が、若し解職免官となれば、右の料は取上げる事勿論であれ共、取り上げの後三年を經過せば、先きの位階より二等を下げて給田せよと云ふ也、例之は、正三位の位田が四十町、故に此人免官となれば三年後に二等を降して、正四位上に叙して、二十四町を給はる也、解官も亦同斷とす、而して除名となる人は、一般人民に同じく、口分田卽ち一家內の男女各人に當る分だけ給はる而已、若し在官中特に賜りたる田地ある事なれば、其賜田は前項位田の例の如く追賜せよ、但し口分田は一般人民の六年に一廻宛ある班田の年と云ふて其班田の廻り來る年を待て給へよ、而して、此追給に於て萬一過剩に給與したるならば、ンレは發見次第取上げよと云ふ也、

字解 ○解免は、解官と、免職也、○除名は、官位褫奪也、○賜田は、特別の恩賜の田也、○當家は、其家の戶籍と云ふ如し、○廻給は、班田の年を待也、○有乘追收は、過剩の廻給は後日徵收すると云ふ事、乘は剩の如し、

第九條　應給位田條

凡應給位田、未請、及未足而身亡者、子孫不合追請。

位階料として給はるべき田地を、種々の都合にて給はりの遲き時とか、又た不足して給はりて本人死亡するとかの場合に於ては、其遺族の子孫が之を追願して請くる事はならぬと云ふ也、

字解 ○合はベク也、○應も亦ベク也、

第十條　應給功田條

凡應給功田。若父祖未請、及未足而身亡者、給子孫。

本篇第六條の如き功勳ある人が、功田を給はるべき筈の處種々の都合にて、其給はりの遲れたとか、又た給はらぬ間に本人死亡せば、子孫に給與せよと云ふ也、

字解 ○功田、は前述の如く、免租の田地なれ共、耕作人に於ては所有者則ち功田を有する家へは一般田租又は附帶する調及庸等の義務はするけれ共、所有者に於ては政府へ租税は納めぬ事である、

第十一條　諸國公田條

凡諸國公田、皆國司隨鄉土佔價賃租。其價送太政官、以宛雜用。

諸國の公田は、皆々地方官に於て、各地方の時價を以て農民に一年限りの契約を以て貸し卸せと云也、而して其作徳等は太政官へ送れし、太政官はソレを雜用の費に充つる也、

字解 ○公田は、單に公田中の剩餘田とすべし、口分田、位田、職田、等皆公田とす、○估價は、賣直段と云ふ如し、○賃とは、耕作の前則ち春期に於て、前金に税に當る分を取るを云ふ、租は一般の租と同く、秋時收穫の上、一反に付き二束二把と云ふ如く稻を收むるを云ふ、此一年限りの卸し田を稱して地子と云ふ也、

第十二條　別勅賜田條

凡別勅賜人田者、名賜田。

字解 ○賜田は、特別の勅命に依りて賜はる田なり、例之は、日本紀略に延暦十七年九月乙丑の條にある如く、越後の國の田地二百五十町を、三品朝原の内親王に賜ふ、又た、三代實錄、元慶二年六月二日丙寅の條に、三河國播磨郡の荒廢田、一百町を孟子内親王に賜ふて一身田と爲すとある如し、

第十三條　寬鄕田條

凡國郡界內、所部受田、悉足者、爲寬鄕。不足者、爲狹鄕。

凡て一國一郡の内にて、農民が受作する田地が充分あり餘る程の郡をば、廣き郷とせよ、其不足する地方をば、狹き郷とせよと也、

第十四條　狹郷田條

凡狹郷田不足者、聽於寛郷遙受

前條の如き田地不足の狹き郷にては、隣郡の廣き郷にて受作する事を許せと云ふ也、

第十五條　給園地條

凡給園地者、隨地多少均給。若絶戸還公。

桑や漆を栽植する地所を給はる事は、地面の多少に隨て各人均一に給へよ、若し一家斷絶の場合は、其地所を管轄廳へ返還させよ、但地所をば絶戸前に於て、自家が作れなくなりて他家へ賣り渡し則ち代作さして居る者や、又た一戸内にて一人にても存在する時は返地さするに及ばぬと云ふ也、地處割當の數量は下條を參考すべし、

字解 ○園地は、桑漆を栽ゆる地所、但し宅地も含有する者と看做すべし、

第十六條　課桑漆條

凡課桑漆、上戸、桑三百根、漆一百根以上。中戸、桑二百

根、漆七十根以上。下戸、桑一百根。漆四十根以上。五年種畢。鄕土不宜、及狹鄕者、不必滿數。

家族の最も多人數の家には、桑の木三百本、漆の樹百本以上、中等人數の家には、桑二百本、漆七十本、少數家族の家には、桑百本、漆四十本以上を五年の間に於て、豫て分配しある園地に植させよ、若し其地方に由て、土性適當せざるとか、或は地所の少き鄕にては必ずしもそれだけ植さするには及ばぬと云也、

字解 ○上中下戸等は、法文に其戸級九等は見へざれ共、上の上、上の中、上の下と云ふ如くに九級ある者として、植樹も亦其數に等級あるものと推知すべし、凡て臨時人口調査の事は、郡吏等に於て定むる也、第二編六十八條攝津職、第十四篇考課令の第五十二、五十三、五十四條等參考して可也、○課は、コ、ではオホスとす、負擔と云ふ如し、

第十七條　宅地賣買條

凡賣買宅地、皆經所部官司、申牒、然後聽之。

凡て宅地を賣買する時には、所轄の役所に屆出て後に許せ、今の登記所の如し、後日爭論を生ぜざら令むる爲也、

第十八條　因王事沒落外蕃條

凡因王事沒落外蕃不還、有親屬同居者、其身分之地、十年乃追。身還之日、隨便先給。則身死王事者、其地傳子。

公用にて、外國に往きて還らず、其生死不明の者、或は其家に親屬が同居して居るとか云ふ時には、其本人に當り有りし口分田、又は位田とか、賜田とか云ふ田地は、十ヶ年に滿たざれば奉還するな、又た本人歸國したと云ふ曉には、便宜成るべく早く給與せよ、若し戰爭等の場合にして、此の如き事あらば、其田地は其子供に傳へよ、本人一人にして家族なく、親屬同居の時は、五等親以上の者ならば、其子の代りに親屬に與へよと云ふ也、

字解 ○王事は、朝廷の御用と、戰爭の用とを含めり、第八篇、戶令の第十六條にある外蕃に沒落云々の法文とは、其意を異にせり、戶令の方は普通人の普通事とすべし、

第十九條　賃租條

凡賃租田者、各限一年。園任賃租及賣。皆須經所部官司、申牒、然後聽。

本條は、第十一條と十七條を倂合したる如きの條なり、凡て公田中の餘剩田を卸し作らする時

は、皆一年極めとすべし、桑漆を植ゆる園地は、既に耕作し居る者より隨意に他人に小作又は賣渡してよろしい、然れ共皆其所轄の役所に出願したる後に許せと也、

第二十條　　從便近條

凡給口分田、務從便近。不得隔越。若因國郡改隷、地入他境、及犬牙相接者、聽依舊受本郡。無田者、聽隔郡受。

各人に割當給與の田地は、成べく本人住居附近便利の地を以てせよ、甚しく離隔さするな、若し國郡廢合區劃改正等の事あり、他府縣他郡に入りしとか、又た餘りに入會地同樣犬牙錯雜するならば力めて舊地を耕作するやうにさせよ、又た田地不足或は無き時は隣郡にて給せよと也、

字解 ○改隷は、管轄區域改正也、○犬牙は犬の牙の出入たる如きを云ふ、○隔郡は、隣郡を云ふ、

第廿一條　　六年一班條

凡田六年一班。神田、寺田、不在此限。若以身死應退田者、每至班年、則從收授。

一凡て班田地は、六年毎に一回改め渡すのである、但し神領及び寺領の如きは素より免租の田地

故に、此班田の規則外とす、若し口分田割當を得て居る人が、六年の始めに於て死去する共、次回の班田則ち分田期までは其家族は其家にて耕作し居らるゝと也、

字解 ○班田は、口分田でも其他免租田に非ざる田地は大抵此法則に洩れぬ、其下タ調査等の事は地方官にて悉皆整理すれ共、官府より、班田使と云ふ役人を巡察さする也、○退田は、田を返上するを云ふ、法文にある如く作人等死去せば、返上する也、但し班田の翌年死亡するも次回班田の年迄は返上せざる也、故に男女の子供が六歳になれは口分田を給はるのであれ共、班田の年に五歳なれば、次の班田期までは給はる事の出來ないのである、○收授は、死亡者の口分田を取り上げ、又た新たに給はるべき六歳以上の男女に授け與ふるの義也、

第廿二條　公田返還條

凡應還公田、皆令主自量、爲一段退。不得零疊割退。先有零者聽。

前述の如く凡て給り居る、口分田と云ものは、一家内に數人若くは十數人もあるのであるから、其内チ一定の年限に於て官府へ返さねばならぬ田地が出來てくる、其時には、家主自ら測量して一段〳〵に纏めて返せ、必ず零碎なる坪數にせぬやうにせよ、但し先前より零碎の田地にて

ありし處は致方がないと云ふ也、

字解 ○退は、返還也、○零疊は、零は一位以下の數にして、疊はアチラこちら加重するを云ふ、○割退は、ワリ返す也、

第廿三條　　班田條

凡應班田者、毎班年、正月三十日內、申太政官。起十月一日、京國官司、預校勘造簿。至十一月一日、總集應受之人、對共給授、二月三十日內使訖。

凡て田地を班ち給はるは毎六年の更正であるが、班田年の前年の十月一日より、十一月一日迄、約三十日間に於て、京都及び地方當局者が、豫め分田帳や戸籍を調査して新帳を作り、之をは正月の三十日迄に、太政官に申達する也、而して十一月一日より翌年二月の三十日迄に給はるべき者共を其村々へ集め、當局者が出張して直接に授け終ると云ふ也、但し他方に於て戸籍簿の更正は、此分田年より一ヶ年前に調整して了る事にしてある也、

第廿四條　　授田條

凡授田、先課役、後不課役、先無、後少、先貧、後富。

凡て分田を授くるに先後を心得よ、例之は、課役を出して居る家にして田地無き者を第一とせよ、又た課役を納め居るも、法規通りの田地を作らず甚だ少なき者を第二とす、又た課役を納め居るも、其家貧なる者を第三とす、次に課役を納め居て家富める者を第四とす、又た課役を納めざる者にして田地なき者を第五とす、又た不課役にして田地少なき者を第六とす、又た不課役にして一家貧困の者を第七とす、同く不課役にして一家富裕の者を第八とす、と云ふのである、

字解 ○課役は、人頭税共云ふべき税にして、成年の男子が毎年十日宛官府用に身體を使役さるゝを云ふ、若し之を免れたき時は其代りに調の品物則ち絹や麻布等を以て代納する也、委くは、第十篇賦役令に逃ぶ、

第廿五條　　田有交錯條

凡田有二交錯一、兩主求レ換者、經二本部一判聽除附。

凡て田地の耕作人が、相互に地所耕作上錯雜して作る事あり、互に不便なるを以て、耕作者同士に於て、交換せんと欲せば、其由を村長に屆出でよ、屆を受たる村長は、其由を反別帳に錄し置けと云義也、

第廿六條

凡官人百姓、並不レ得下將二田宅園地一、捨施及賣易與上レ寺、

凡て官員及び人民に於て、自分所有の田園宅地を寺院に施し、又は賣易て寺に寄附する事はならぬと云ふ也、因に續日本紀、天平十八年五月庚申の條に、總ての寺院が人民の墾田、及び園地を競買して永く寺の所有とする事を禁ずとあり、但し奴婢牛馬は此限に非る也、

字解　○捨施は、布施の如し、○賣易は、賣却及び貿易也、

第廿七條　　官戸奴婢田條

凡官戸奴婢口分田、與二良人一同。家人奴婢、隨二鄉寬狹一、並給二三分之一一。

凡て役所に使ふ處の官戸及び奴僕下婢は、賤民籍の者なれ共、良民則ち公民に同く、一人前の男子には二段宛の分田を給へ、而して公民が使役する處の家來及び奴婢は、郡村の廣狹に由れ共、先づ三分の一則ち二百四十坪宛給與せよと云ふ也、但し官の奴婢等の分は不稅なれ共、民家の私用奴婢等は否らず、不稅田は神田寺田の如し、尙ほ寺々の奴婢には給與するに及ばぬと也、第二篇職員令第四十九條官奴司第八篇戸令の第卅五、卅六條參看すべし、

第廿八條　水害條

凡田爲水侵食、不依舊派、新出之地、先給被侵之家。

凡て田地が洪水の爲に侵食破壞せられたる時に、舊派則ち被害の河岸に依らず、對岸に新たに地所が出來て、其地所が耕作する事の出來得るならば、六年目の分田期年を待たずして被害者に給與せよ、但し對岸地は、管轄違の地ならば出來ぬと云也、

字解 ○食は、乘力、及び實職の切にして音蝕也、蠶が桑葉を喰ふ形ちに基きたる意にて、日食、月食の食の如し、○舊派は、舊支流と云ふ如し、

第廿九條　荒廢田條

凡公私田荒廢、三年以上、有能借佃者、經官司、判借之。雖隔越亦聽。私田三年還主、公田六年還官。限滿之日、所借人口分未足者、公田則聽宛口分。私田不合。其官人於所部界內有空閑地、願佃者、任聽營種。替解之日還公。

本條は、新開及び荒蕪地開拓の法令なり、凡て公田とて、職田、功田、又た私田とて、位田、賜田、口分田、墾田等の三年以上も荒れ果て居る田地がありて、ソレをば借りて耕作せんとす

る者あらば、當該官廳に屆け斷らして貸せよ、若し甲郡の者が、乙郡の荒廢田地を借作せんとならば是亦許せ、但し私田は、三年にて一ト先づ前持主に還せ、公田は六年にて是亦一ト先づ官に還させ、然して耕作中に班田の年が廻り來るも、期限內なれば取上る事はならぬ、其代りに地子とて、小作米則ち作德米を納めさせよ、サテ滿期に至り、借作人の給るべき口分田が不足の時あらば、其公田は口分田に宛てる事を許せ、然れ共私田は否らず、又た地方官員及び人民が居住附近に於て不毛未開の地所を開墾せんと願へば、隨意に開拓を營ませ、耕耘して穀類を種させよ、是等は永代私田として取扱へと也、但し現耕作人が廢業に替らんとする日には、其筋へ還させよと云ふ也、

字解 ○佃は、作り田也、○隔越は、隔り越るにて則ち郡違ひと云ふ如し、○官人は、國及び郡の官員也、○空閑地は、未開の明キ地也、○營種は、開墾を營爲し、穀物を植ゆるを云ふ、

參考として、續紀九卷十二張の右、養老七年(紀元一三八三)夏四月辛亥、太政官の奏に云く、此頃人民より田地の不足を告るから、願くは全國に布令して、田園の開墾を勸奬せしめ、其新たに池沼用水等を新鑿して、開墾を營む者には三代の間給はり傳へしめよ、若し從來有る處の舊池沼用水等に依りて開墾した者には、一代の間給ふとあり、此他同意義の詔勅は、則ち、續日本紀、天平元年十一月癸巳の條、同十五年五月乙丑の詔書、同書天平神護元年三月丙申の勅書

等枚擧に遑なしとす、

第卅條　　論田條

凡競田、判得已耕種者、後雖改判、苗入種人。耕而未種者、酬其功力。未經斷決、强耕種者、苗從地判。

本條は、論田を裁判する法令也、サテ論田を斷り得て既に耕作し居る者が、後に裁判上、敗訴となりたる時は、其作德米は現耕作人に渡せ、正税は勝訴者へ渡せ、勝訴者より其筋へ納むるものとす、又た耕耘のみして未だ插秧せざれば、其勞力費を渡せ、又た未だ判決を經ずして、强に耕作し居れは、其作德は地所に從て判決せよと也、

字解 ○競田は、論田にして、爭ふ田と云ふ事也、○改判は、再審判と云ふ如し、○苗は、小作米則ち作德米と看做すべし、

參考としては、法曹至要抄卷之中、第四第十四條、及び裁判至要抄の第四條、外に講令備考に續日本紀廿三卷三丁左天平寶字四年八月甲子の條を引證しあれ共、本條に適當ならずと思ふ也、

第卅一條　　在外諸司職分田條

凡在外諸司職分田、大宰帥、十町。大貳、六町。少貳、四

町。大監、少監、大判事、二町。大工、少判事、大典、防人正、主神、博士、一町六段。少典、陰陽師、醫師、少工、算師、主船、防人佑、一町四段。諸令史、一町。史生、六段。大國守、二町六段。上國守、大國介、二町二段。中國守、上國介、二町。下國守、大、上國掾、一町六段。中國掾、大、上國目、一町二段。中、下國目、一町。史生如前。

凡て京都外の諸役所の諸官員の職俸田は、太宰の帥に三萬六千坪を給せらる、以下之に准じて特に解を要せず、但し官名は第二篇職員令の各條を參看すべし、

參考としては、類聚國史の第八十四卷、延暦十七年六月乙酉の勅、主稅式の國司處分公廨差法の條、或は民部式の遙授國司不給公廨田の條、或は、續紀天平寶字二年夏五月丙戌太宰府の言上等あり本法文の實行史實の證例に過ざれは玆に略す、

第卅二條　郡司職分田條

凡郡司職分田、大領、六町。少領、四町。主政、主帳、各二

町。狹郷不レ須三要滿二此數一。

凡て郡長始め、郡書記等の職務料は、郡長に二萬一千六百坪、以下之に準じて給はるなり、然れ共、小郡則ち田地寡き所は、必しも此數量を滿すに及はぬと云ふ也、

字解 ○大領は、郡長、小領は次官、主政は判官、主帳は書記の如し、參考としては三代實錄、貞觀七年八月巳酉太政官の布達あり、

第卅三條　驛田條

凡驛田、皆隨レ近給。大路、四町。中路、三町。少路、二町。

諸道各驛補助の爲に驛料として田地を給付せらるゝが、皆其驛の附近に於てせよ、而して最も往來の頻繁なる驛には、一萬四千四百坪、中等の往來驛には、一萬八百坪と云ふ也、

字解 ○驛田は、驛田より收獲する米を以て、驛家則ち驛に關する役人の給料驛家の費用、驛馬の購買費、人足賃、等に充つる爲なり、○大、中、小路は、今で云へば國道、縣道、郡道の如し、然れ共コヽは皆國道也、委くは、第廿三篇廐牧令の第十六條にあり、

第卅四條　職分田交代前後條

凡在外諸司職分田、交代以前種者、入二前人一。若前人自耕

未種、後人酬其功直、闕官田、用公力營種、所有當年苗子、新人至日、依數給付。

地方官の職俸田は、交代以前に挿秧したる物ならは、前任官に納め、若し前任者自ら耕作して居るので、耕した計りにて、未だ挿秧せざる時ならば、後任者より其工手間を渡すべし、又た缺員にして本田の主なき時は、官府に於て係役として官府人足を以て耕作させ、併し其年の收穫米の地子は、新任官の着任の上月數によりて割當せよ、但し後年の正月に新任者着任せば、前年の作德は給與すべからずと云ふ也、

字解 ○交代は、昔の地方官は、四年とか六年とか年限一定ありし故此の如く云へり、但し郡官は否ず、○前人は、前任者也、○功直は、シゴトの價也、○公力は、官府の人足、○營種は、コヽでは單に耕作植付とすべし、○闕官田は、給與すべき官員の缺けたる時の職田也、○苗子は、作德米なり、

參考として、杜氏通典卷二、食貨田制の下に唐の開元令を引用し、政事要略五十三卷に交替式に、太政官の布達に在外官員に職田及粮を給ふの條、及ひ續紀天平十一年秋七月甲辰の詔書等あれ共、新解上の必要を認めざれは掲載を略す、

第卅五條　外官新任條

凡外官新至任者、比及秋收、依式給粮。

新任の地方官が、任所に到着し、其時期秋前ならば、米の收穫時迄公粮を給與せよと也、例之は、府縣の知事の職田が假りに二町とすれば、此收穫稻一千束則ち玄米二十五石なり、六月赴任せば、其年內の六ヶ月分則ち拾貳石五斗を給せらると云ふ如し、

字解 ○外官は、京都以外の官と云ふ如し、故に今俗云ふ所の地方官の如き也、○比は、頃也、○式は、細則にして今詳かならず、○粮は、糧也、今云ふ飯米也、

參考として、石川本集解 十二の廿八張左より廿九張の右にある、和銅五年五月十六日の格を抄錄せんに、長次官の如きは、毎日の給粮として、米二升、酒一升、屬僚は米一升、酒八合乃至五合とある、寶龜三年六月廿日格、又た大同三年六月六日格、延暦廿四年三月廿四日令、又た令抄に私記に云くとして、養老八年の格とあり、共に前卅四條と參照すべし、昌保云、養老八年二月神龜と改元す、則ち聖武天皇卽位の月也、

第卅六條　畿內置官田條

凡畿內置官田、大和攝津各三十町、河內山城各二十町。

每二町配牛一頭。其牛令一戶養一頭。謂中中以上戶。

本條は、供御の食米を作る田地に就ての法令也、五畿内にて、大和攝津各三十町、河内山城に各二十町、宮内省御用の官田を置き、二町毎に、一戶に牛一頭宛飼養せしむ、但し飼養の家は、中の中以上にして、富裕の家を選任すと也、作人は雜徭と云ふ、人稅則ち一年數十日使はるゝを免せらるゝ事とす、

字解（畿は、圻也、疆也、說文に、天子千里、地遠近を以て之を言ふ時は畿と云ふ、王畿、邦ー、九ー等いへり、古は王國千里を王畿と云ふ、之よりサキは五百里每を一畿とすともあり、皇城に近接と云ふ如し、○官田は、宮内省の御用田にして、租稅を納めざる長田なり、御稻田共稱して供御の食料を造る田也、

參考としては、集解に慶雲三年の格あり、講令備考に民部式に曰く、凡官田は山城國に卅町、（宮内省の營八町、國營十二町）云々下略す（主稅式の官田地子の條、政事要略五十三卷等）。

第卅七條　役丁條

凡官田、應役丁之處、每年宮内省、預准來年所種色目、及町段多少、依式料功、申官支配。其上役之日、國司仍准

役月閑要、量事配遣。其田司、年別相替。年終、省挍量收獲多少、附考褒貶。

本條は、供御の食料田に種る品目、反別の數量、當局の事務、年末賞與等に係る法令にして、凡て此供御田を耕作するに就て入用の農夫を使役するに、宮内省に於て、翌年の播種々目、及び反別の多少に準じ、別式に依りて人工を料り官に申達して支配すべし、其作人の業を採る日は、地方係り官に於て、月の繁閑に准じて、見計ひの上配置し遣せと也、此等を直接に監視するものは、宮内省中の下級にある使部の内にてするのであるが、此役人は毎年取替へよと云ふ也、年末に至れは、本省に於て、當年收穫の增減多少を調査して、成績の良品に依り、係りの者共に賞與し或は一方ならざる不成績不都合の事あらば、貶さるゝ事もありと知るべし、

字解 ○役丁は、雜傜の農夫を云ふ、○色目は、種又は品目の如し、例之は糯、粳、何々稻を云ふ、○式は、今はなし、○功は、勸也、○上役は、仕事に上る也、○役月は、シゴトの月を云ふ、○閑要は、閑暇と多忙の如し、例之は、閑月は、正、二、十、十一、十二にして、要月は、三、四、五、六、七、八、九月也、○田司は、大抵宮内省の雜使にて務むると云ふ、○挍量は、調査の如し、

第十篇 賦役令 凡參拾玖條

本篇は、年貢及び義倉、獻上物に關するの法令也、

字解 ○賦役の賦は、チカラと訓み、税の事也、故に田賦を田力と云ふ、民の力より出しに因る、正税、一名大税をオホチカラと云ふ、主税をもチカラと訓めり、物成、年貢、收納、租税、大贄、ミツギ等皆異名同義と看做して可なり、說文に斂也、尙書禹貢に、厥賦は惟れ上の上錯れり、傳に、其土地に生產する所の物を天子に供するを謂ふとあり、役は、使役にして、歲役、雜傜、兵役の類身體を以て年貢として使はるゝなり、

第一條 諸調條

凡調、絹、絁、絲、綿、布、並隨鄉土所出。正丁一人、絹、絁八尺五寸。六丁成匹。長五丈一尺。廣二尺二寸。美濃絁、六尺五寸。八丁成匹。長五丈二尺。廣同絹絁。絲八兩。綿一斤。

布二丈六尺、並二丁成絢屯端、端長五丈二尺。廣二尺四寸、其望陁布、四丁成端、長五丈二尺。廣二尺八寸。若輸雜物者、鐵十斤。鍬三口。每口三斤。鹽三斗。鰒十八斤。堅魚三十五斤。烏賊三十斤。螺三十二斤。熬海鼠二十六斤。雜魚楚割五十斤。雜䐹一百斤。紫菜四十八斤。雜海藻壹百六十斤。海藻一百三十斤。滑海藻二百六十斤。海松一百三十斤。凝海菜一百二十斤。雜腊六斗。海藻根八斗。未滑海藻一石。澤蒜一石二斗。島蒜一石二斗。鰒鮓二斗。貽貝鮓三斗。白貝葅三斗。辛螺頭打六斗。貽貝後折六斗。海細螺一石。棘甲蠃六斗。甲蠃六斗。雜鮨五斗。近江鮒五斗。煮鹽年魚四斗。煮堅魚二十五斤。堅魚煎汁四升。次丁二人、中男四人、並准正丁一人。其調副物、正丁一

人、紫三兩。紅三兩。茜二斤。黃連二斤。東木綿十二兩。安藝木綿四兩。麻二斤。熟麻十兩十六銖。葈(カラムシ)十二兩。黃蘗七斤。黑葛六斤。木賊六兩。胡麻油七勺。麻子油七勺。荏油一合。曼椒油一合。猪油三合。脳一合五勺。漆三勺。金漆三勺。鹽一升。雜腊二升。堅魚煎汁一合五勺。山薑一升。青土一合五勺。橡八升。紙六張。長二尺。廣一尺。筐柳一把。七丁、席一張。苫一張。鹿角一頭。鳥羽一隻。砥一顆。二丁、簀一張。三丁薦一張。十四丁、樽一枚。受三斗。二十一丁樽一枚。受四斗。三十五丁、樽一枚。受五斗。京及畿內、皆正丁一人、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各同。一正丁

本條は、調と云ふて、現今稱ふる處の戶別割に相當する稅なり、民家にて、一人前の男子則ち正丁ある家に、賦課(カツトウ)さるゝ正丁の數に依て、多少を異にす、又た該稅は、國々の土地により、

實際一定の物品を上納さする譯には參らず、故に山村ならば、山年貢とて、則ち染料、藥品、食料菜蔬、漁村ならば、海年貢とて、則ち藻苔、魚介の類、村里ならば、畑年貢とて、園圃の菜蔬、工業家ならば、工作品則ち樽、籠の類、其數量の標準は、總て絹、綿、糸、布に則り、一人前の男子は如何程と云ふ數量の額を定む、例之ば絹で納むる正丁二人一家にあるとすれば、其家の調が年額絹一丈七尺とす、更に中男、次丁則ち老少の男女あらば、夫々積算して納むる也、故に山海の村落民家は、皆悉く前記の標準織物、絲、綿、布に比較算定して上納するもの也、而して此他に、正丁則ち一人前の男子而已に課する、今で云へば、附加税の如き、調の副物なる物を上納する規則である、本條法文中にある如く正の調に准せり、但し京都と畿內丈けは、特に末文に別記せり、本條は一々句項を逐て新解を連續さするより、字解として、要點を摘載する方を便利と思へり、但し度量衡の如きは第卅篇、雜令の第一條に述ぶ、

字解 ○調は、成形圖說卷之六に、古今原始を引き唐に租庸調の法を定む、田あらば租あり、身あらば庸あり、戶あれば調あり、と故に調は今云ふ戶別割則ち軒別割にして、ツギ又は貢則ち御調と訓む也、○絹は、キヌ、又たカトリ(縑)と訓すれ共、其實、蘭、菊、梅、錢、等の文字の如く音便の轉用なり、キヌは音ケンの轉なり、故に竹取物語にケヌと云へり、本條の絹は、練らざる白羽二重とす、而して生絲の細き太き撚の左右强弱、織文の種々、彩色絲の如何に由

りて、種々の名稱文字を異にする也、○絁は、アラキヌ、又アシキヌ或はフトキヌにて今俗に云ふ紬、又はフト織と云類也、○絲は、今の生糸也、○綿は、今云ふ眞綿也、○布は、麻布及び木布なり、○兩は、現今の約拾文目にして八兩は半斤則ち八十目也、○斤は、今の百六十目、○絇は、生絲に稱ふる一斤を云ふ也、○一屯は、綿に稱ふる名にして、二斤則ち三百二十目也、○端は、昔は絹に稱せず麻布木布だけの稱へにて、絹には匹のみ稱へり、五丈二尺を一端とす、此法は各時代にて差異あるなり、○望陀布は、上總國望陀郡の産出する木布麻布なり、○鍬は、今俗クハと云へ共、其實鋤にして、昔は今のクハはなし、恰も今の大工が使用する鉋の如く、今の鉋は三百年來の製にて、使用の際は手元へ牽くなり、昔の鉋は、俗に云ふ遣鉋とて、向ふへ押し遣る也、故に古代は押遣りの器の多かりしに、今は手前へ引く器も出來たり、但し構造の上に少差ある而已、○三口は、三挺三人前と云ふ如し、○毎口三斤は、一人に就て、鍬用の原料なる鐵四百八十目と云ふ也、○鰒は、アハビにて、一名鮑、一名石決明、尚異名多し、○螺は、塙本にツビと傍訓し、義解に、蟕（蛤）の屬とす、蚌の俗字にして蛤なり、ツビは、榮螺類の總稱と看做して可なり、○熬海鼠は、一名海參、一名海男子、一名くろ物、一名焦蠟、ナマコを一夜煎熬して乾燥したる物なり、今は串にさしたるを串コと云、コは海鼠の略稱也、○楚割は、谷川士淸の栞に由れば、スハエワリのエワを反したるものとせり、後世文字に依て

世俗ソハリと云ふ、魚肉を堅割りにして乾したる物をいへり、吾妻鑑に、佐々木盛綱が越後の國を領せし時に、源頼朝に鮭のスハヤリを進呈せしに、頼朝自筆の一絕を折敷に揮ひたり、其國詩に、待居たる人の情もすはやりのわりなく見ゆる心さし哉、と咏せり、○雜腊は、今の乾魚の如く、丸干、又は二枚に割りて干したる物也、○紫菜は、今の淺草海苔の種類にして諸國に産す、○雜海藻は、種々の布の類の總稱也、○海藻は、若布とす、今は志摩や、鳴門の絲ワカメを上等とす、○滑海藻は、アラメ也、○海松は、水松にてミル也、○凝海菜は、心天草一名心太、又た處天草共かく、○雜腊は、鳥獸の乾肉也、○海藻根は、今云ふメカブにして、海藻類の根莖なり、之を乾燥し粉末にして、俗に若布トロロと云ふて賞味す、○末滑海藻は、俗に搗布と書す、荒布に酷似す沿海諸國に産す、今は遠州相良産を以て上品とす、久貯に堪ゆる性質あるを以て、備荒飢饉の用に供せり、悉くは陶山清猷の有用藻譜の第十四號に載せたり、○澤蒜は、ノビルとす、○島蒜は、アサツキとせり、愚按するに此蒜類中には今云ふラツキヤウもチヨウロギもあらん、○鰒鮓は、アハビのスシ也、愚按するに、此條に載する凡てのスシは、現今田舍人の所謂ナレスシにして、三府人の云ふスシに非ず、三府人のスシは田舍人は大抵之を早鮓と稱す、延喜の民部式、宮內式等にあるも亦推知すべし、○貽貝鮓は、イカヒ、一名黑貝、一名淡菜、一名東海夫人、俗言オマンコ貝にして、女陰に酷肖す、キンコは男勢に

酷似するを以て海男子の名を冒せしと同一なり、○白貝葅は、白き蛤の肉に、春楡のアマ皮の乾燥末又は子實を伍して鹽にて漬たるものにして粘滑的舌スベリ宜からむ、○辛螺頭打は、ニシのカフチ、イカヒのシリヲリ、カフチは串子の類ならん、シリ折は貝尻に穴を穿ち貝を附ながら作るなり、○海細螺は、シタタと訓せり、伊勢のゼヾ貝との說あり、榮螺又はニシ貝の細小なる物の如し、○棘甲蠃は、ウニ(雲丹)也、○甲蠃は、ウニのキモ也、○雜鮨は、種々のスシ、鮨は鮓也、鱒、鮒、年魚、鯖、鰺等のなれ鮓の類、○煮鹽年魚は、鹽煮の年魚なり、○煮堅魚は、今のナマリ節の類、○堅魚煎汁は、今のセンジなり、[以下調の副物]、○紫は、染草にて紫根なり、○紅は、紅花なり○茜も亦茜根を採取して、染料とする也、○黃連は、陰崖に生じ藥用とす、○東木綿は、綿花纖維にて紡績したる現今の金巾の如き物に非ず、今云ふ、木布の如くカチの木級の木則マダの木類等の木纖維を以て織たる物なるべし、○熟麻は、ニヲと訓みて、麻苧を煮たる練麻を云ふ、○葈は、ケムシと訓す、今俗カラムシと云ふ、○黃蘗は、キハダにて山中大木多し、染藥兩用品なり、○黑葛は、ツヾラと訓せり、漢防已にして靑ツヾラと云ふ、皆藤蔓類也、今俗使用する晒したるアケビカヅラの提籃用にする如く今は袖垣用の繩、土瓶の釣、土瓶敷、等に應用せり、○木賊は、トクサにて磨工用に供す、○麻子油は、アサのミの油、○曼椒は、ホソキの油と訓めり、犬山椒の實より搾取したる物也、○腦は、義解に、

馬の腦髓(ミソ)とあれ共、多くは鹿の腦味噌と云ふ、○金漆は、コシ油と訓して、金色塗料とせり、延喜式工事解卷之一に、和名抄に開元式に、本草綱目に、大明一統志に云ふ、朝鮮にも亦黄漆樹あり、樹液を採取して金色に塗り、以て裝飾又は銅鐵器具の銹止(サビドメ)とすとあり、○青土は、ソニと訓む、ソニはもと青色の鳥なりと、依て名づけたる也、其鳥未詳、染料の土とす、○橡は、ツルハミと訓むクヌキ則ち團栗(ドングリ)也、大抵衣服の染料用とす、蓋し「タンニン酸を含有するを以て也、○六張は、今俗六丁と書く、共に六葉又六枚の事也、○筺柳(ハコヤナギ)は、ハコヤナギと訓む、今俗云ふ骨折(コオリ)柳にして、昔は臺則ち三方、折敷等を製り今は葛籠(ツヾラ)、籠(カゴ)、行李(コウリ)等の器具を作る原料とす、○席は、ムシロと訓み、藺又は稻の藁(ワラ)、蒲(ガマ)類の葉、等にて織りし物也、○苫は、茅類にて造りて、舟の屋根及び屋根の腰張に供す、○鹿角一頭は、鹿の角二本を云ふ也、○鳥羽一隻は一具と云ふ如く兩翼也、砥一顆は、砥石一個なり、○薦は、コモにて、筵の粗織の如し、○簀は、蘆又は竹にて造るスノコ也、○榑一枚の、枚は、マイ又はバイの音にて个(カ)也、前漢書五行志に、宮中の樹七圍以上十六枚を拔くとあり、故に一枚は、一本又は一個に同じ、

第二條　調皆隨近條

凡調皆隨近合成。絹、絁、布兩頭、及絲、綿、嚢、具注國郡戸

主姓名、年月日。各以國印印之。

凡て調の品は、皆其郡内最寄々々にて纏め、絹、紬、木布麻布の如きは、兩端を袋に入れ、絲や綿は全く袋に入るべし、而して其袋には、某國某郡某村戸主何誰及び年月日を記すべし、各國郡にて國の印を押捺せよと也、但し二戸合納の際は二戸の姓名等記入する事、餘の雜品も之に準する者とすべし、

字解 ○兩頭は、兩端也、

第三條　調庸條

凡調庸物、毎年八月中旬起輸。近國十月三十日、中國十一月三十日、遠國十二月三十日以前納訖。其調糸、七月三十日以前輸訖。若調庸未發本國間、有身死者、其物却還。其運脚均出庸調之家。皆國司領送。不得僦勾隨便羅輸。

凡て調庸の品物は、毎年八月中旬より上納させ、京都附近の國々は、十月三十日、中國は十一

月三十日、遠國は十二月三十日迄に納了させ、其內調の糸だけは、七月三十日限り上納、これは春蠶而已飼養時代の事故に、蠶糸製了次第の時期を計りし也、若し稅品が納人の本國より、未だ發送せざる內に、納人死亡せば、稅品をば納人へ返付しにやれ、但し稅品發送し途中にある時は否らず、總て稅品は、納人より郡役所へ送り、郡役所より縣廳へ送り、縣廳より京都の大藏省へ納むる也、其運送費用は、一切納人等の各自負擔たり、又た、地方官に於て、本人納稅品の代りに、代物を納人より請取りて便宜上納する事はならぬと也、

字解 ○輸は送る也、○近國は延喜式廿二卷、民部省の上を見れば左の如し、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、丹波、因幡、備前、阿波、紀伊、讃岐、近江、美濃、若狹、但馬、播磨、淡路の十七國を近とし、遠、豆、相、信、駿、甲、飛、伯、雲、豫、越前、越中、備中、備後の十四國を中とし、兩總、二毛、武、奥、羽、佐渡、石、防、長、土佐、藝、隱、越後、兩豐、二筑、兩肥、日、薩、隅、壹岐、對馬の廿六國を遠とす、呂保云く、此國名及び文字は、讀易からしめん爲め、故意に今代の通用文字に從へり、然して獄令の第十三條に、遠中近の三流罪の國別とは稍異なるものとす、○却還は、返付の事、○運脚は、運送人足の事、民部式に依れば、此脚夫の手當は上りは、一日に米二升、鹽二夕、歸途は、其半額とせり、○傭勾の、傭は、賃也、ヤトフ也、勾は取る也、故に地方當局が、人民に代り、人民より代納料を取りて送るを

云ふ、(糴は、入よね、又は買よねと訓む文字にて、コ、では單に購買と看做して可也、

考證 本條近國の事は、義解に解釋なし、石川介の刊行本、卷十三の五張左に、古記に云ふ問答に、民部省式に近國十七とありて十六國を記せり、國書刊行會第三回刊行に係る、三浦周行校訂令集解(四一七頁)卷十三に式を刊本に或に作り、今宮崎道三郎の藏本に據りて改む、又た七は按ずるに六歟、云々とあり、尤もの事なれ共、七は愚按にては、六に非ず、やはり十七を宜とす、如何となれば、古記云々が民部省式を引用しあれば也、同式は數本を照合せざれ共、余輩の藏せる本は、普通坊間に多在する、慶安元年戊子に戸部法印道春の後を書きて、明暦三丁酉仲秋吉日、書坊林和泉掾板行、松栢堂印としてある、(延喜式數ヶ刊本中最も謬彫多き本也)延喜式卷二十二、則ち民部省の上卷には、城、和、河、泉、攝、伊賀、伊勢、志摩、尾、參、江、濃、若、二丹、但、因、播、作、備前、紀、淡の廿二國を揭げり、故に古記問答は思ひ違したものか又たは誤刻謬傳寫の他ならずと思ふ、加之、彼順にして志摩を脫せる事は、誰人も疑ふの餘地なきか、是等の類枚擧に遑あらず、

第四條　正丁歲役條

凡正丁歲役、十日。若須收庸者、布二丈六尺。一日二尺

六寸。須留役者、滿三十日、租調倶免。役日少者、計見役日折免。通正役。並不得過四十日。次丁二人、同一正丁。中男、及京畿內、不在收庸之例。其丁赴役之日、長官親自點撿、并閲衣粮。周備、然後發遣。若欲雇當國郡人、及遣家人代役者聽之。劣弱者不合。即於送簿名下、具注代人貫屬姓名。其匠、欲當色雇巧人代役者亦聽之

凡て一人前の男子は、一年の課役が十日間也、若し此十日使役さるゝ課役の代りに、品物にて代納せんとならば、一人一日に付麻布又木布貳尺六寸、十日合計二丈六尺とす、十日則ち正役の外に、尚繼續留役志願して、三十日勤むれば、一人當り則ち口分田貳反の田租二斗二升及び調の絹八尺五寸共に免ずと也、若し勤務日數少なければ、現役日數を算し差引勘定すべし、尚勤續したくも正役を通計して、四十日より超過はできぬと也、次丁は二人にて一丁前とす、中男は京都及び畿內の者共には、庸物を取る可からず、庸役の正丁、役に赴くの日は、地方長官は自ら點檢して往復に要する衣服、食粮を給し然る後に發足させよ、若し又た家來或は郡內に

於て他人を雇ひ、代勤させせん事を願へば許可すべし、但し餘り身體虚弱にして役に堪ざる如き者は庸役を免せよ、免した時には、其旨逐丁帳にある、姓名の下に其理由を記入すべし、又た代人の時は、代人の本籍姓名を詳記すべし、又た大工職人の如き者共にて、同業中の者を雇ふて代人たらしめんとならば、是亦許可すべしと云ふ也、

字解 ○庸は、前述の如く、人身に係る年貢にして、爾雅に勞也とあり、代納は布に限りたるに非ず、其土地に產出する物を以て貢ぐなり、布は只其標識の例を示したる而已、○見役は現役也、○折免の折は、曲也、挫也、斷也、又た分拆にも通じて、分つの義あり、ヘギ又たはソギの意とす、○京は、第二篇六十六條左京職を參考すべし、○丁(ヨホロ)は、一人前の男子、○家人は、家來及奴婢をも含む、○劣弱は、體格下等にして虛弱を云ふ也、○不合は、ベカラズと訓む也、○具注は、細かに記せ也、○貫屬は、本籍の如し、○匠は、大工職人を云ふ、○當色は、同職を云ふ、

第五條　　計帳條

凡每年八月三十日以前、計帳至、付民部、主計計庸多少。充衞士、仕丁、采女、女丁等食。以外皆支配役民雇直及食、

九月上旬以前申レ官。

毎年八月三十日までに、庸物の帳簿が中務省へ來たるから、省は之を民部省に交付せよ、民部省此帳簿を受けて、所管の主計寮をして、庸の多少等を計算し、以て宮城内の番兵、小遣、給仕、女の小遣等の食料に充てよ、餘分は、庸役者不足の際の雇手當及び食料に配當すべし、是等の事は、九月上旬中に太政官に申達すべしと云ふ也、

字解 ○計帳は、計算帳、○直は、手當ならん、

第六條　義倉條

凡一位以下、及百姓雜色人等、皆取二戸粟一以爲二義倉一。上上戸、二石。上中戸、一石六斗。上下戸、一石二斗。中上戸、一石。中中戸、八斗。中下戸、六斗。下上戸、四斗。下中戸、二斗。下下戸、一斗。若稻二斗、大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆一斗、各當二粟一斗一。皆與二田租一同時收畢。

親王家を除く外、上は一位より下農民及び諸職業の人共の各戸に就て、粟を收納させて、凶年

飢歳の用に供する穀を義倉米となす、其各戸の納率は、上上の家は年額二石、中中の家は八斗、下下の家は一斗とす、而して稻の籾は二斗、大麥は一斗五升、小麥は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗で、各粟の一斗に當て、皆々田租と同時に納了すべしと云也、

字解 ○雜色は、一名雜戸、一名品部、一名伴部(友部)と云も殆んど同斷なり、則ち諸商賣人とか諸商店とか、諸職業とか云ふ如し、業には色を稱へ、家には戸を稱へ、仲間には部を附し、伴部は群部の如し、例之は雜戸と云へば、紙戸、百濟戸、樂戸、散樂戸、工戸、雜工戸、鼓吹戸、船戸、鷹戸、馬戸、狛戸、染戸、藥戸、乳戸、笛吹戸、酒戸、鍛戸、園戸、泥戸、大炊戸、水戸、筥戸、等あり猶爾后に至りては、輸車戸、守山戸、驛戸、柵戸、燒鹽戸、造餅戸、織御服絹戸、及び銅工、鐵工、金作、甲削、弓作、鉾削、鞍作、鞆張、靭作、羽結、爪工、楯縫、幄作、泥障、革張、飛鳥沓縫、呉牀作、蓋縫、大笠縫、錦綾織、呉服部、緋染、藍染、衣染、鵜飼、江人、網引、等枚擧に遑なし、斯の如き者等を云ふ、○粟も、亦諸説多き故に、愚按にては、其處々或は諸書にて今俗所謂米とするあり、又た黄色の小粒なる物を云ふ處あり、又た一般穀物を指す處あり、則ち説文に、米は粟實也と有り、周禮地官の注に、九穀六米とありて、其六米は、黍、稷、豆、粱、苽、大豆とあり、又た爾雅釋草の注に於ても亦變也、箇樣の論説每條にある如くなれば是は別に考證論説として一々爰には述べず、故に本條の粟は、今俗所謂

粟又は正米として可也、○義倉は、富を分ちて貧を賑はし、其情は義に適へりと云に因るとの義解也、○上上戶、以下九等の家級にも和漢年代によりて各少差あり、今其一例を舉て推知首肯する事とせん、和銅二年二月十九日の格に、資財百貫以上を上上戶、六十貫以上を中の中、四十貫以上を上の下、(中略)一貫以上を下の下とせり、日保曰く右は布達になりし迄にて實行は出來なかつたと思ふ、故に二年の後ち和銅八年には、百貫が三十貫と低率則ち下落せられたり、此貫は鎌倉時代にしてさへも、百貫が貫高千石に當れり他は推て知るべし、但し田令十六條の家の等級則ち人口の多寡を標準とせしとは異也、○稻は、束稻にして則ち籾と云ふ如し、○粟は下文では米ならん、

第七條　　土毛條

凡土毛、臨時應用者、並准當國時價、價用郡稻。

凡て土地より生產する物品にして、臨時入用の時には、其生產地の時價に准し其地の郡稻の價を算して用に應ぜよと云也、

字解 ○土毛は、地表の草類にして獸類の外表に毛を覆ふ如きを云ふ、ケはクサと訓む、主に五穀及び桑を指せり、公羊傳宣公十二年の條に、不毛の地を錫ふとあり、註に不毛は五穀を生

せざるといへり、○郡稻は、田租則ち正税中の一部を割きて、各郡に籾にて貯へ置きて、雜用に充つるものとす、

按するに、續日本紀巻之五の末に、元明天皇和銅五年（紀元一三七四年）八月庚子、太政官の處分に諸國の郡稻乏少して給用の日闕乏を致す事あらは、國の大小に准じ、正税則ち大税を割きて郡稻に充つべし、兼て貸米の利息米をも相通じて用ゐ充てよ、充分に取り置き必ず缺乏せしむる事勿れ、自今以後永く恒例となせとあり、農政に御心を盡し給ひし一端を敬仰すべし、

第八條　封戸條

凡封戸者、皆以課戸充。調庸全給。其田租、爲二分、一分入官。一分給主。

封戸とて、位田、職田、位祿、季祿の他に、位階高き、官職重き人達は、課役の有る戸口を給はり、其軒別、工役は全給にして、正税則ち田租を二分し、其一部は官府へ納め、一部は自分に給はると云ふ也、

字解 ○封戸は、總稱にて、食封あり、職封あり、親王、內親王に給ふを品封と云ひ、諸王諸臣の三位以上に給ふを位封と云ふ、又た偶四位五位の人にても、特殊の勳功ありて給はる事あ

り、之を功封（コウフウ）といふ、共に封戸（フコ）と稱す、其給額には、各差等あり、左表の如し、後世減戸せり、

第十五篇祿令の第十條に本文あり、

品封（ホンプ）

一品	八百戸
二品	六百戸
三品	四百戸
四品	三百戸
無品	百五十戸

位封（キフ）

正一位	三百戸
從一位	二百六十戸
正二位	二百戸
從二位	百七十戸
正三位	百三十戸
從三位	百戸

職封（シキフ）

太政大臣	三千戸
左右大臣	二千戸
大納言	八百戸

第九條　水旱蟲霜條

凡田、有水旱蟲霜、不熟之處、國司撿實具錄申官。十分損五分以上、免租。損七分、免租調。損八分以上、課役倶免。若桑麻損盡者、各免調。其已役、已輸者、聽折來年。

田畠の作物に、洪水、旱損、蟲害、霜害等を來したる不作の田畠は、其地方當局者に於て、實地撿分の上、記して太政官に具申すべし、而して、五分作以下ならば、田租を免せ、三分作ならば、田租の他に軒別則ち調をも免せ、二分作以下ならば、課役も共に免せ、若し桑麻に大害

を被りて、糸及綿、麻布等の調を上納する程に至らざれば免せ、又は旣に臨時の庸役及び糸の上納等を濟ました後ならば、翌年に於て免すべしと云ふ也、

字解 ○損は、不作と云ふ如し、○課役は、本條にては、課は田租及び調、副物をも含みあるものとすべし、役は、庸及び雜徭をも含めり、但し驛戶と飛驛の國の匠人は免稅せざる也、○折は、第四條に解せし如くなれ共、租、庸、調、全部免稅ならば、來年を待て免ずべしと云ふ法文にすれば宜いけれ共、田租、或は調等の一二部分を免ずるのである、故にヘグとか、差引とかと云はねばならぬ文義となる也、本條の例證等は、講令備考又は集解にあり、第八篇戶令の第四十五條參照すべし、

第十條　邊遠國條

凡邊遠國、有二夷人雜類一之所、應レ輸二調役一者、隨レ事斟量。不三必同二華夏一。

遠隔邊鄙の國で、則ち薩、隅、奥、羽等の如き雜種未開人の居る所にては、調や庸役の品を納めさするには、斟酌すべし、必ずしも大和附近の中國と同斷にするなかれと云ふ也、

字解 ○夷人雜類は、義解及び集解共に今日としては、穩當の解とは認め難し、故に余は單に

外國人とせり、末文の華夏に對して行文上の勢を以て此の如く文飾せるならん、併し大概は蝦夷人を指す如し、〇華夏は、支那にては自國の自稱代名たる國名なれ共爰は我國奈良周圍の近國を概稱したるものとすべし、

第十一條　課役免除條

凡應免課役者、皆待蠲符至、然後注免、符雖未至、驗位記、灼然實者亦免。其雜任被解應附者、皆依本司解時日月據徵。

凡て課税を免除さるゝ者は、當局に於て、免税の通知書が到來して後に免税すべし、併し通知書が來らず共、本人位階を賜り、其位記を改め見しに事實明了にして疑點なきは免せ、又た之に反して、雜任とて、宮城の宿衞人、則ち舍人(トネリ)とか、或は資人とか又は兵衞、衞士、仕丁の如き者等が解任せられて、原籍に復歸する者は、皆各役所の解任せし月日に依て課税を徵收すべし、但し當局が怠慢の爲め解任通知書が途中に於て延滯すれば、解任書の日附に從ふて追徵すべしと云也、徵收の方法は、次條にあり、

字解 〇蠲は、音絹(ケン)又圭(ケイ)、數訓あれ共、爰では除くの意也、符は割符の書面と看做すべし、〇驗

は、證也、改の義也、○灼然（シヤク）は、明了を云ふ、○雜任は、舍人（トネリ）資人の類、○附は、原籍に復するを云ふ、○本司は、務め居たる各自の役所、據徵は追徵をも含む、

第十二條　四季課役條

凡春季附者、課役並徵。夏季附者、免課從役。秋季以後附者、課役俱免。其詐冒隱避、以免課役、不限附之早晩、皆徵當發年課役。逃亾者附亦同。

解任になる舍人（トネリ）や衞士（エジ）は、春の末則ち三月（舊暦の事）に原籍に復歸すれは、課役則ち調も庸も共に徵收せよ、六月ならば半分則ち庸役だけ勤むると歟或は品物で上納を致させ、九月以後ならば、調の物も、庸役も倶に免せ、但し、詐僞隱蔽して課役を免れ居たる者は、原籍に復歸の早き晩（オソ）きに關せず、皆解任年の分より徵收せよ、逃亡者の復歸するも亦同斷である也、

字解 ○春季は、太陰暦の春三ケ月也、夏季以下之に準ずべし、○詐冒隱避、本條にて、詐は原籍に復するを詐る也、冒は父祖のお蔭によりて蔭位と云ふ位を賜り居る者である抔と僞り犯す也、隱は本籍（ホンセキ）に附かずして隱れ歩行く也、避は虛僞の疾病を稱ふる也、

第十三條　課口給侍條

凡課口、及給侍老疾人死者、限十日內、里長與死家、注死時日月、經國郡司印記。

課役のある者、及び既定の看護人を給し居る老人又は病者が死亡せば、十日以內に、村長と死者の家とにて、死亡の月日を記し捺印して當局へ屆出べしと也、但し不課の人死亡せば、告朔（每月一日の事）及び計帳の時にて宜しと云ふ也、

字解 ○課口、及給侍は戶令第四條第十一條にあり、告朔は、昔は每月一日に天子太極殿に出御あり一切の進奏を聞召さるゝ式日にして其日迄則ち一ヶ月間に屆けて差支無との事也、

第十四條　寛狹移居條

凡人在狹鄕、樂遷就寛、去本居路程、十日以上、復三年。五日以上、復二年。二日以上、復一年。一遷之後、不得更移。

田地少き狹き鄕村に居て、耕地多き廣き鄕村に移住せん事を出願せば、原籍地を距る事道程十日以上三十日間も費す處ならば、免稅三年とすべし、五日以上九日も費す處ならば二年、二日

以上の里程の處は、一年の税を免除すべし、但し一回移住の上は、更に他處へ移住はならぬと云ふ也、戸令第十五條參照すべし、

字解 ○復は、免税也、職員令第廿一條民部省參照すべし、

第十五條　沒落外蕃條

凡沒₂落外蕃₁得₂還者、一年以上、復三年。二年以上、復四年。三年以上、復五年。外蕃之人投₂化者、復十年。其家人奴被₂放附₁戸貫₁者、復三年。

戸令第十六條に述し如く、難船又は掠奪等に遇ふて外國に往き居る者か歸朝したらば、一年以上居る者は、三年間免税すべし、二年以上の者は、四年、三年以上の者は五年免税也、又た外國人にて我國へ歸化した者は、免税十年とす、而して國民及び歸化人の家來奴僕が本籍に編入すれば三年間免税すべしと云也、

字解 ○放は、免す也、○戸貫は、戸籍也、

第十六條　公使歸朝條

凡以₂公使₁外蕃還者、免₂一年課役₁。其唐國者、免₂三年課役₁。

外國へ御用として往きたるもの歸朝せは、一年の課役免除たり、支那へ往きた者は三年の免税であると也、

字解 ○公使は、有位の使臣に隷屬附隨する處の水夫(カコ)以上課役の義務を有する者を云ふ、○外蕃は爰では唐より近き國、○唐國は、今の支那及び南洋と看做すべし、

第十七條　孝子順孫條

凡孝子、順孫、義夫、節婦、志行聞二於國郡一者、申二太政官一奏聞、表二其門閭一。同籍悉免二課役一。有二精誠通感一者、別加二優賞一。

孝行の子供や孫、又は忠臣義僕、或は貞女烈婦等總て意志行狀の一國一郡に聞へたる者あらは、太政官に奏聞(マウシアグ)して、其者の家の入口、又は其居村の入口に標札、若くは土を高く盛り、榜柱を建設し、ソレに孝子の門と歟、貞女の村とか家とかと題記し表彰すべし、但し本人の一家は悉皆賦税を免除せよ、其内ち孟宗竹林に哭すれば、深雪の中に筍を抽くと云ふ如き、精誠の意、鬼神に感通せしやうの事あらば、特別に賞典を加よと云ふ也、

字解 ○孝子順孫等は、別に定義範圍等一定せず只古來の慣法等に依るのみ、○閭は、說文に、里門也、周禮に、五家を比とす、五比を閭と爲とあり、故に廿五軒を里と云ふ、

第十八條　三位以上條

凡三位以上父祖兄弟子孫、及五位以上父子、並免課役。

戸主が三位以上であらば、其人の父、祖父、兄、弟、子、孫、及び五位以上の人の親子も皆調庸の税を免除せよと云ふ也、（第八篇戸令第五條參照すべし）

第十九條　舍人史生等條

凡舍人、史生、伴部、使部、兵衞、衞士、仕丁、防人、帳內、資人、事力、驛長、烽長、及內外初位長上、勳位八等以上、雜戶、陵戶、品部、徒人在役、並免課役。其主政、主帳、大毅以下、兵士以上、牧長帳、驛子、烽子、牧子、國學博士、醫師、諸學生、侍丁、里長、貢人得第未叙、勳位九等以下、初位、及殘疾、並免徭役。其防長、價長、免雜徭。

本條の前文は、調と庸役を免除せらる、中程の者は、庸だけ、末文の者は、雜徭の役を免除せらるる也、名稱の解は、職員令、及び軍防令、又は戸令に大抵解せしも、爰に一言宛附する事

七十六、

字解 ○舍人は、中務省所管の左大舍人寮に述べし如く、宮城内の宿衛則ち列の高き番兵の如き者、○史生は、諸役所の書記也、○伴部は友部(トモベ)とて一名トモノミヤツコでありて、群部と云ふ如し、○使部も小遣長の如し諸省寮司の末文にあり、○兵衛、衛士は、共に宮門内外の宿衛士也、職員令兵部省の條又は同く衛府の條、或は軍防令に出づ、○仕丁は、ツカヒヨボロと訓みて、白丁小遣なり、○防人(サキモリ)は、大宰府支配の邊海守衛の兵卒也、サキモリと訓む、是亦職員令大宰府の條及び軍防令にあり、○帳内は、宮城の舍人(トネリ)と異名同意にして、親王家へ給はる宿衛を云ふなり、○資人も、帳内に同じく、臣下へ給はる宿衛なり、軍防令四十八條に委し、○事力は、地方官に給はる小使の如し、(軍防令五十一條參照)○驛長は、驛の長なり、○烽長は、信號の火又は狼烟を上る長なり、軍防令に詳述す、○初位は、内、外九位の長と云ふ如し、○雜戸は本篇第六條に出せり、○陵戸は、御墓守(ミハカモリ)、○品部も、雜戸の如し、○徒人は、刑に處せられたる者、○主政は郡の判官、主帳は、郡の書記、○大毅は、軍團長、○牧の長帳は、牧場の長、○驛子は、驛の雇、○烽子(トブヒノモリ)は、信號火の雇、○牧子は、牧場の常雇、○侍丁は、給仕の如し、○里長は、村長なり、○貢人は、地方學校の卒業者、則ち進士とも云ふ如し、○得第は、及第なり、○殘疾は、耳、目、指、の一部欠損したる者の類也、○坊長は、町長にして、○價長は評價人長の如し、

第二十條　　除名未叙人條

凡除名未ㇾ叙人、免ㇾ役輸ㇾ庸。願ㇾ役身者聽之。其應ㇾ收ㇾ庸者。亦不ㇾ在二雜徭及點防之限一。

原簿民籍を除かれて、未だ叙位なき人は、身體を以て庸とする事を免して、物品を代納させ、但し本人身體を以て庸役を務めんと願へば許せと也、而して其庸物を收納すれ共、正役十日の他に、雜役或は、兵士、衞士に取る事はならぬと也、

字解 ○雜徭は、雜役の如し、主に京都の人にて務むる也、○點防は、兵に簡閲點呼すると云ふ如し、

第廿一條　　一年徭役免除條

凡遭二父母喪一、並免二期年徭役一。

兩親の喪に逢へは、一年間の庸役を免除せよと云ふ也、

第廿二條　　雇役丁條

凡雇二役丁一者、本司預計二當年所ㇾ作色目多少一申ㇾ官。錄二付主

計覆審支配。七月三十日以前奏訖。自十月一日。至二月卅日內、均分上役。一番不得過五十日。若要月者、不得過三十日。其人限外上役欲取直者聽。國司皆須親知貧富强弱、因對戶口、則作九等、定簿預爲次第、依次赴役

人夫を雇使するは、宮内省の木工寮に於て、當年に行ふべき修繕等の茅葺、瓦葺、倉庫抔に如何程入用なるかと云ふ事の多少を豫算し、帳簿に計上して太政官に申達すべし、太政官は其申達簿を錄して、民部省の主計寮に交付す、主計寮再審調査して太政官に返還する也、太政官に於ては各役所への支配をすると云ふ也、此事は、每年七月一日より三十日までに調査終了して、農家秋收の多忙時期を終りたる十月の一日より、翌春農家耕耘前の二月三十日までに均一平分して、順次使役に附かせよ、第一回に上る者は、五十日を超過さするなかれ、若し要月と云ふて、四月五月の如きは、三十日より超過はならぬ、其人夫の既定員數、既定の勤務外に、賃を取りて雇はれんと云ふ者あらば成べく聽せ、此等の人夫は、其初め地方當局者に於て、悉く親しく其家の貧富の度、人夫身體の强弱を調査熟知して、其家其人夫に對して、大約貧富强弱の等級を九等に分ちて帳簿を編成して順次役に赴かしむ可しと云ふ也、

字解 ○本司は、木工寮を指す、○色は、其種と云ふ如く、茅ブキ瓦葺の類、目は倉庫屋舎の類を云ふ也、○多少は、人工の多少を云ふ、○覆審、再び改むるを云ふ、○上役は、勤務又は役にノボルと云ふ如し、○要月は、要はカナメと訓みて肝要と云ふ如し、是はモト農は國の本也と云ふに基き、百姓の最も肝要なる月を云ふ、則ち三、四、五、六、七、八、九の七ヶ月を指す也、○九等は、第九篇田令第三十六條官田の條、及び本篇第六條、義倉の條に貧富の等級を擧げたる如く上の上、上の中、上の下と定むるに同し、

第廿三條　差科條

凡差科、先富强、後貧弱。先多丁。後少丁。其分番上役者、家有兼丁者、要月。家貧單身者閑月。

正當の役の者及び雇人夫の者をば、前條の如く使役するには、富者及び强壯者より順次貧者及び劣弱の者と云順に採れ、又た一家に人夫になるべき者の多きを先きにし、少なきを後と廻はしにせよ、其交代して使役に就かするには一家内に於て、立替人夫のある者を要月に使へ、貧家にして且ツ獨身者ならば、閑月に使役せよと云ふ也、

字解 ○差科は、正役雇夫の類也、○兼丁は、數丁にして立替人と云ふ如し、○閑月は、十、

十一、十二、正、二の五ヶ月を云ふ、要月に對する語なり、

第廿四條　丁匠名簿條

凡丁匠赴役者、皆具造簿。丁匠未到前三日、預送簿太政官分配。其外配者、便送配處。皆以近及遠、依名分配。作具自備。

本條は、前廿二條の農民の丁と同樣にして、則ち農閑の十月より翌年二月三十日までに大部分の工事を營爲するのであるから、其時期を人夫と同時に利用するのでありて、又工人の名簿の如きは、素より曩日(サキ)に戸簿が納めあるから、其詳細の工匠名簿は、大工ならば、木工の寮、金工ならば、鍛冶司に於て編成して、ソレを工匠等が到着前三日までに太政官に送帳して分配するのである、外に配らねばならぬ者共が出來れば、便宜に從ふて配り遣すべき場所へ送れ、皆何れも先着順を以て先番到著の者を近所へ配り、遲着の者は順次遠所へ配り遣す也、又た金工木工等の科によりて分配すべし、而して丁匠等の製作したる器具は總て備へ置けと也、

字解　○丁匠赴役は、各科の職工が、職を以て庸役を務むるに赴く者を云ふ、○具造簿は、詳細の名簿を造れ也、○便送配處は、便宜配り遣す所、則ち諸役所、又は大和、紀州等に造營工

事ある所へ送るを云ふ也、○依名は、金工、木工等の科別名也、○作具は、製造の器具と云ふ如し、則ち斧、鍬、鎌等外種々の器を云ふ、

第廿五條　丁匠欠功條

凡丁匠赴役、有事故不到闕功者、與後番人、同送陪功。若故作稽違、及逃走者、所司則追捕決罪。仍専使送役處陪功。則給雇直。

職工の庸役に行くに方り、兩親又は自己疾病等の事故にて、缺勤すれば、後番の者と同時に、送りて仕事を致させ、若し心得違杯して、逃走すれば、地方當局に於て追捕處罰せよ、則ち態使を以て仕事の場所に送り屆けて仕事を致させ、其罪期の永き者には、庸賃を給與すべしと云ふ也、

字解 ○闕功は、仕事を缺かす也、○陪功は、陪は助也、缺勤の多少に隨ふて塡充輔助さするを云ふ、○故は、特更也、○稽違は、考ひ違ひと云ふ文字なれ共俗に云ふ心得違の如し、○所司はこゝでは國司にて則ち地方官也、○決罪は、捕亡令第一條の仕丁逃亡に准據して云へば、徒刑以上なれば差し替ふると也、愚按するに該役の爲め單に逃込而已の罪ならば當時の笞刑杖

罪又は贖罪銅に處分するを穩當なりと思ふ、

第廿六條　　役丁匠條

凡役丁匠、皆十人外給二一人一、充二火頭一。疾病、及遇レ雨不レ堪レ執二作之日一、減二半食一。闕功令レ陪。唯疾病者、給二役日直一。雖レ雨、非二露役一者不レ在二此限一。

職人を使役する時は、十人に付き一人の炊事男を給與すべし、但し日給は職人と同斷也、若し工匠が病氣とか、或は雨天の時戸外作業杯出來ぬ折は、半給である、又た全く一日乃至數日の缺勤する丁匠は、何れの日にか塡助せしめよ、但し病氣丈けは、役日の通り工賃則ち日給を與へ、併し雨天と雖も、露役に非ざれば、此限に非ずと也、

字解　○火頭は、斷丁とて一名ツカヒビト共いへ共、今云飯焚にして、火を扱ふ人則ち火タキと云ふ如し、○減半食は、日給は米、鹽である故に此名稱を揭げ出せし也、○露役は、ホシ店を露店と云ふ如く、靑天井下則ち屋根なき處の仕事也、

第廿七條　　大營造條

凡在京有二大營造一、役二丁匠一之處、皆令二彈正巡行一。若有二非違一、

隨レ事彈糺。

京都內に於て大設計の工事ある場合は、彈正臺の役人をして巡廻視察せしめ、官民共に不法の事あらば、事に隨て糺彈すべしと云ふ也、

字解 ○大營造は、五百人以上の人を使役する工事を云ふ、○非違は、官民共に禮儀服色の違反は勿論、不法の工事如何を云ふ、

第卄八條　　丁匠在役遭喪條

凡丁匠在レ役遭ニ父母喪一者、皆國司知レ實申ニ役所一。卽給ニ役直一放還。

職人の役(ツトメ)に就職中、兩親則ち父又は母の喪に逢ひし時は、原籍の地方官より就職の役所へ申達すれば、勤めただけの賃を供與し放免して還せと也、

第卄九條　　藁藍條

凡供レ京藁藍雜用之屬、每レ年民部預於ニ畿內一、斟量科下。

京都に入用の藁(ワラ)、染料、繩、瓢、籠、簣等雜用の類は、每年民部省が豫め畿內に於て、見計らひて申付る也、是は畿內人民は庸、又は雜徭に役使されざる代りに、始終此類の雜品を上納せよ

と也、

第卅條　斟量功力條

凡役丁匠、皆斟量功力、均課輕重、日滿則放。其主當官司、不加撿挍、致失功程者、節級推科、仍附考殿。

職人を使ふには、皆其仕事の度を測り力めて偏らざるやうにさせ、例之は五日間は難事の工業をさすれば、五日間は輕易の仕事と云ふ如し、而して制定の日數に達せば放免すべし、若し、當該官吏が、職人等の仕事を檢閲せずして、工業程度を失ふ如きあらば、當該官吏は其共課であると無とに關せず、定期の考課に於て貶黜せよと云ふ也、

字解　○功力は、シゴトの程度、○主當官司は、今云ふ當該官也、○撿挍は、檢閲又檢査の如し、○節級推科は、共課の有無に關せず定期進級又は賞與の時に至りて推定處分さるゝと云ふ如し、○考殿は、最劣等の成績にて貶降さるる事なり、委しくは第十四篇考課令の第四十八條及五十五條に述ぶ、

第三十一條　丁匠往復條

凡丁匠往來、如有重患不堪勝致者、留付隨便郡里、供給

飮食。待差發遣、若無粮食、則給公粮。

役に就きて、往復する職人が、若し途中に於て大病に罹り目的地に到る事能ざる者は、發病若しくは、就蓐の郡村に付して官費を以て飮食を供給し、全快を待て發程せしめよ、又た糧食なきは是亦官給にて糧食を給與せよと云ふ也、

字解 ○不堪勝致、勝は任也、致は至る也、言ふ心は到着地に病苦を忍耐して往く事出來ざるとの語也、○隨便郡里は、便宜に隨ふ郡村なり、○差は、廣韻に病除也、集韻に瘉也とあり、戸令第卅二條に患損とあるも亦同意義也、

第三十二條　丁匠死亡條

凡丁匠赴役身死者、給棺。在道亾者、所在國司、以官物作給。並於路次埋殯立牌、并告本貫。若無家人來取者燒之。有人迎接者、分明付領。

就役中の職工が死亡せは、棺を給與せよ、途中に於て死亡せは、其所の地方官が官費を以て棺を給與し、路の邊りに於て、假りに埋葬して木標を立て、併せて原籍へ報知せよ、若し家族の者にて受取りに來らざれば火葬とせよ、又た受取りに來らは、丁寧分明に下げ渡し引取らせよ

と云ふ也、

字解 ○路次は、道の邊又は路傍或は路邊、又は路頭と云ふ如し、○殯は、カリモガリと訓して假喪許の義歟と云へり、爰では字書に所謂埋沒の意にて俗に云ふ假埋葬なり、○迎接は、引取りに來たならばと云意也、○付領は、俗言に受取らせなれ共、付は係り吏員に係る交付にして則ち下げ渡し、領は受取人に係る語の收領なり、

第三十三條　晝作夜休條

凡役丁匠者、皆晝作夜止。其六月七月、從午至未、放聽休息。要須役者、不在此例。

職工を使ふ時は、皆晝間は作業をさせて、夜間は止めよ、而して一年の內、六七の二ケ月（今の七月八月）は正午より午後二時まで休息をさせ、然れ共冠、婚、葬、祭、其他萬止むを得ざる場合には、必ず此例に非ずと云ふ也、

字解 ○午は、正午にして、○未は、今の午後二時過に當る、○要は、必ずなり、

第三十四條　車牛人力條

凡爲公事須車牛人力傳送、而令條不載者、皆臨時聽勅。

差科之日、皆令所司量定須數行下。不得令在下有疑、使百姓勞擾。

公事の爲めに、車や牛や、人夫等入用の事ありて、何處へか傳送せんと云ふ事は、本法令の定むる所に非ざる件は、皆臨時の勅令を奉ぜよ、而して正當庸役人及び雇人夫等徵募の期日の事は當局者をして、入用の數を量り定めて、達し行はしめ、被募者に徵募期日を早く知らしめずして、唐突に徵募を達し人夫等をして狼狽心勞さする事はならぬと云ふ也、

字解 ○公事、假令は、外國の賓客來朝の際抔に於て、必用の車、牛、人夫等の類、○差科の日は、本篇廿三條の如く、正役人夫、又は臨時雇人夫の徵募の日を云ふ、○所司は、假令は、外國客ならは、治部省玄蕃寮を云ふ、○行下は、達示の如し、
○在下は、下司と云ふ如くにて、本條の被募者を指す、

第三十五條　諸國貢献條

凡諸國貢獻物者、皆盡當土所出。其金、銀、珠、玉、皮、革、羽、毛、錦、罽、羅、穀、紬、綾、香、藥、彩色、服食、器用、及諸珍異之類、皆准布爲價、以官物市充。不得過五十端。其所送

之物。但令レ無ニ損壞穢惡一而已。不レ得下過レ事修理以致中勞費上。

諸國より貢献する物は、皆其國々に生産する品とせよ、則ち金銀、珠玉、皮革、羽毛、織物、香料、藥品、染料、食物、器具等、種々の珍奇の類は、皆布を以て價の標準を採り定め、官費を以て買ひ求め、但し一ヶ國にて布に充てゝ五十端を超過すべからず、其送品は破壞又は汚穢せぬやうに荷造りすべし、併し餘り鄭重に布帛等を用て荷造りするは、無益の費であるから、薦や筵包みで充分であると云ふなり、

字解 ○諸國の下に、前令則ち眞の大寶の令には朝集使の三字あると義解に載せたり、必ずしも朝集使のみ携帯し上京するに非ず、幸便に附して貢する也と云へり、○當土は、ソノ國とか其郷土とか其土地とか其處とかと云ふが如し、○金銀の內チ銀は天武天皇の白鳳三年(紀元一三三四)三月七日對馬の國司、忍海造、大國初めて朝廷に献上す、其後天平廿一年(紀元一四〇九)二月丁巳に、陸奥の國より金を献上せり、是れ我國に黄金産出の始めとして續紀に載たり、是時大伴家持が越中の守として越中射水郡の國廳の官舍に於て、喜悦の餘り、長歌二首、反歌三首を詠みたり、載せて萬葉集卷の第十八卷にあり、○珠玉は、支那流で文字を注せは、珠は水中より採る、又種々の動物の諸多の組織內よりも採る珠にして、玉は礦物則ち水晶の如く山中より採取する物なり、珠には龍珠あり頷に藏すと、蛇珠は口に、魚珠は眼に、鮫珠は皮に、鼈

珠は足に、蛛珠は腹に云々、又た作用よりいへは辟塵珠、辟寒珠、夜光照乗等ありと明の方以智の通雅巻の四十八、八丁に載たり、眞珠は蛤蚌を始め鮑等諸貝にあり、我國にては玉は神代より貴重せられ、眞珠の如きは、前記家持か能登產の鮑の眞珠を多く取寄せて、奈良の都に空閨を守り居る夫人の許へ贈りし事も萬葉集に其歌等あり、又た硝子玉と云て紫琉璃、碧ルリ、紺ルリ、青、黃、紅、白等の八造の擬玉あり、其製造の古き事は出雲の玉造りを始として、奈良朝に於ては玉作り部あり今も東大寺の寶庫に種々の玉を藏せり、此玉をフキダマ一名ビイドロダマ一名御富貴玉と云ふ、古社の寶藏物とする處あり、又た古墳より出る事等あり、○罽は音ケイ、毛氈の類、○羅は、ウスモノと云ふて、今の絽や紗の屬とす、○縠は、今云ふ京羽二重の如き細絲の絹也、○紬は、太ト絲の絹にして俗にツムギヌと云、○綾は、絹の文ある物、○香は、樟腦の類、麝香、龍腦、沉香、丁香などは南洋諸島より舶來したるものとす、但し是れより前、推古朝に淡路島へ圍大の沉香木漂着したると傳ふ、○藥、施藥の使用多し、委しくは醫疾令に述ぶ、○服食は、今云ふ藥り喰の如し、吉備の醢、朝鮮の乾肉（鹿脯ならん）の類なりと義解の說なり、○器用は、下野の氈、胸形の箭の類と云ふ、○官物は、郡稻則ち正稅の壹部を指す、

因に、續日本紀に云く、元明帝の和銅五年（紀元一三七二）秋七月壬午、勢、尾、三、駿、豆、江、

越前、丹波、但馬、因、伯、雲、播、三備、藝、紀、阿、豫、讃の廿二國に始めて綾、錦を織らしむ、とあり、又た萬葉集第四に吉備の酒を載せり、

第三十六條　　立牌坊里條

凡調物、及地租雜稅、皆明寫應輸物數、立牌坊里、使衆庶同知。

賦稅卽ち租、調、庸の上納、參勤則ち上日(ツトメビ)すべき數をば、當局則ち京ならば京職、地方ならば郡役所にて調査し、明細に其各町村の入口の制札(カウサツ)場に掲示して、一般の人民に知らしめと云ふなり、

字解 ○應輸物は、上納品、○牌は、高札、○坊里は、町村、○衆庶は、人民也。

第三十七條　　令條外雜徭條

凡令條外雜徭者、每人均使。總不得過六十日。

本法令外に使ふ雜役は、人每に平均に使役せよ、總て六十日を超過すべからずと也、

字解 ○徭は、役と訓す、正丁、次丁歲役の日數は本篇第四條に明文あり、則ち雜徭に至ては令條外と稱して爰に法文を起せり、調庸の外、國中の諸事大小を論せず、總て雜徭として公用

に供す、其使役方法は、次丁は正丁の半減、中男は、次丁の半減とす、

第三十八條　仕丁條

凡仕丁者、每五十戸二人。以一人宛廝丁。三年一替。若本司籍其才用、仍自不願替者聽。其女丁者、大國四人。上國三人。中國二人。下國一人。

仕丁は、五十戸則ち一村に二人宛上るなり、內一人は炊事用を務む、皆三年交替なれ共、使ふ處の役所が當人の間に合ふ才をかりて尙勤續させたきは、當人の意向次第、勤續希望なれば聽せと云ふ也、其女の小使は、大國に四人、上國に三人、中國に二人と云ふ割合に採用せよと也、

字解　○仕丁は、ツカヒヨボロとの古訓なれ共今俗は現在の裁判所の使丁と音讀する類なり、○廝丁は、前廿六條の火頭に同じく飯焚也、○女丁は婢女の如くにして采女の如く貴からず、○大、上等の國別名稱は、職員令の七十條以下に解せり、

第三十九條　飛驒國免庸條

凡斐陀國、庸調俱免、每里點匠丁十人。每四丁給廝丁一人

一年一替。餘丁輸米、宛匠丁食。　正丁六斗。次丁三斗。中男一斗五升。

飛騨の國は、庸も調も共に免税である、其代りに五十戸に就て大工十人宛を出さねばならぬ大工四人に飯焚一人宛を給し、交替は一年なり、大工に非ざる者共は、米を送りて大工の食料に宛てよ、但し一人前の男は年六斗にして、次の者は其の半額、中男は又其半額なり、

附言、字解は前々數篇に散述せり、論説考證は爰に記載せず、

第十一篇　學　令　凡貳拾貳條

本篇は、學校の法令にして、廿二ケ條より成る、

字解 〇學は、說文に、覺悟也とあり、一字の理を云へば然らん、義解に、敎化の官の總名とす、增韻に、敎を受け、業を傳ふるを云ふ、又た禮記に、學校の總名とせり、和訓、マナブ、サトル、ナラフ等あり、

第一條　博士助敎條

凡博士助敎、皆取明經堪爲師。書算亦取業術優長者。

敎官は、經學に通じ德行高くして師範とするに足る人を採れ、書道や算術の敎員は、其業術技倆の勝れたる人を採用せよと云ふ也、但し本法文中に、音博士等を入れざるも、自ら此内に含むものならん、

字解 (一)博士は、日本紀に儒の字をハカセと訓めり、又たフミ(文)ヨミ(讀)ビト(人)共

せり、四道の儒と稱するは、紀傳（史學）、明經（文學）、明法（法學）、算道（數學）、の四科を云ふ、延喜の祝詞式に、物シリビトとあるは儒をいへり、

第二條　大學生條

凡大學生、取五位以上子孫、及東西史部子爲之、若八位以上子情願者聽。國學生、取郡司子弟爲之。大學生、式部補。國學生、國司補。並取年十三以上十六以下聰令者爲之。

大學の學生には、五位以上の子弟、及び代々學術襲業の家の子供を採用せよ、若し八位以上の子弟にして情願する者あらば聽許せよ、而して國郡の學生には、郡官の子弟を取れ、大學生は、式部省、國の學生は、地方官に於て管掌すべし、各自の年齢は、十三歳以上十六歳未滿の者にして、耳聽、目賭の鋭敏、精神の怜悧なるを採用すべしと也、

字解　○五位以上、の内には、親王は入らず、親王は、別に文學あり、第五篇家令職員令を看るべし、○東西を、ヤマト、カフチと訓ませる事、神祇令第十八條に述べり、○史部を、フビトベと訓む、文部と云ふ如し、古へ支那、朝鮮より歸化したる學者の末孫の家々なり、神祇令十八條に既述せり、○國學生は、義解に音讀點を施せしも、今人は國學の生徒と誤讀するの虞

れあるを以て、クニの學生と訓點をなせり、○郡司、國司は廣く地方官員を指す、○聰は、明也、察也と義解にあり、令は、善也、とあり、善良の子弟にして怜悧なるを云ふ、

第三條　　釋奠條

凡大學國學、每レ年春秋二仲之月上丁、釋二奠於先聖孔宣父一。其饌酒明衣所レ須、並用二官物一。

大學校又は、國々の學校に於ては、每年春は二月、秋は八月共に各上の丁の日に、先聖なる孔子を祭れ、其供ふる神饌、神酒は勿論、關係人の祭服の類迄、總て官費であると云ふ也、

字解　○二仲之月は、大陰曆の春は正、二、三、秋は七、八、九の三ヶ月の各眞中の月を云ふ、○上丁は、仲春（二月）、仲秋（八月）、の第一のヒノトと云ふ日なり、此丁の日を撰用せしは、一說に丁寧の緣に由ると、又、丙丁は火の象ち故に文明の義を採用すと、又た丁は壯也盛也と、人をして勇壯長盛ならしめんとの說もあり、○釋奠は、セキテンと云ふ、周禮に舍奠とせり、釋は釋菜又た舍菜とも云ふ釋は解也、散也、放也、消也、潤也、廢也、とあるを以て、トク、スツル等の訓あり、禮記の禮器に、回をステ、（釋）美質を增すとあり、回は邪辟也と註せり、故に幾何か此意味を含みて祈るの氣味あらん、奠は、マツリ、又は幣也、說文では此字の象ち

は、几上に酒を置きたる形ちとせり、則ち神位にミキを八脚上に供へたる形狀也、釋典の始まりは、續紀に大寶元年二月丁巳（十四日）と單簡に記せり、○孔宣父は、孔子の謚號にして、支那では、魯の哀公の十六年則ち孔子卒せし時より、元の成宗帝迄に十回改め謚せり、我國にては、神護景雲二年七月卅日、太政官の達しを以て自今以後、孔宣父を改めて、文宣王と號すべしとあり、此前年、大學の助教膳（カシハデ）の大丘（オホオカ）の建言に由りて也、同改號は唐の玄宗帝の改號せしなり、○饌酒、饌は音撰にして訓はメシ、又はノミクラフ、或はクヒモノソナフル、と訓む、論語に酒食（シユシ）あり先生に饌すと、論語にては先輩に供ふることゝす、本條文では主にミケ則ち御食を云ふ、○明衣は、祭服なり、論語にモノイミ（齋）する時には、必ず明衣あり、則ち淨衣なり、

附言　續紀に因れば、養老四年二月乙酉に釋典の器具を造ら令められたり、又た祭器の數は我國では大抵孔子に配享するに十哲とす、支那では此外に七十二弟子及び丘明、孔安國等廿二名をも配享せし事あり、又た式としては、供物の內ち三牲とて、支那では牛、羊、豚の丸煮を以てするも、我國にて、大鹿、小鹿、豕とす、若當日が園（ソノ）、韓神（カラカミ）、春祭等の前に當れば、三牲に代はるに、五寸以上の鯉、鮒を用ふと、延喜式卷之廿大學式に詳か也、因に園神、韓神は、宮內省に鎭座すと、古事記舊事記にては、甲は南に在り、乙は北に在り、一說に無正體、神寶劍鉾と、式の卷一には園一座、韓神二座とせり、

凡學生在學、各以長幼爲序。初入學、皆行束脩之禮於其師。各布一端。皆有酒食。其分束脩、三分入博士。二分入助教。

生徒は、學校に在りては、年齡の少長を以て順序を立てよ、入學の際は、皆各學生が、師とすべき先生達に束脩の禮を行ふべし、其物品は生徒一人にて布十端、酒一樽とす、此酒にて師弟契約の小宴を開く也、布は、七分して博士一人に三分、助教二人に四分則ち助教は一人に付き二分宛分收せよとの法則也、

字解 ○束脩は、其始め支那にては、初對面を請ふ時に今云ふ進物を呈するので、身分に依りて各差等があり、例之ば、天子に謁するには玉を以てす、卿大夫には羊や鴈を、士族には雉、庶人にはアヒル、工商人には鷄と云ふ事より轉用して、師と賴むべき時に此束脩の禮を用ふる也、本條の品は、其內にて最も輕少の物品を撰用すと云へり、論語の述而篇に孔子も之を云へり、其は十束脯と云ふて、鹿等の乾肉を如何樣の如何程なる束か未詳なれ共、乾肉十束を上つるとある也、

凡經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經。孝經、論語、學者兼習之。

本條は明經明法二科の教科書目を示したる條にして、經學では、易經、書經、周禮（シウライ）、儀禮、禮記、詩經、左傳を一經とし、孝經と論語は、生徒は兼習せねばならぬとなり、

字解 〇周易は、今の易經を云ふ、其初め伏羲（フツギ）氏が、横の棒三本だけを畫したるをケ、又はクハ（卦）と云ふ、其後之を解釋して文字に顯はしたるは、周の文王及周公と孔子、故に周の易と云ふ也、而して易と云ふ語は、交代變易を云ふ、故に覆載（テンチ）間森羅萬象の變化を究め、則ち世の治亂盛衰安危存亡、天變地異、人の榮枯浮沈死生に至るまで、其故あるを審にするの標準書となせり、〇尙書は、今の書經を云ふ、尙ほ上古の意とす、而して書としては、此書が最古の書である故に尙書と云ふ、後世支那にては、立法行政の龜鑑となせり、〇周禮以下二禮の禮は、皆ライと讀む、合稱して三禮（サンライ）と云ふ、周禮は周の官制職掌を記せり、儀禮（ギライ）は、周代の禮儀則ち坐作進退の品節を記せり、禮記は以上二禮に載せざる儀式制度を掲載するものなり、〇毛詩は、今の詩經を云ふ、毛萇（マウチヤウ）と云人の注釋本（傳と云ふ）が最古の注故に此人の姓を冠して毛詩と云

ひ習はしたる也、支那の上は帝王より、下も田夫野嫗に至るまでの歌を記せり性情の眞を見るもの此書にしくはなきなり、○春秋左氏傳は、今左傳と云ふ、魯國の歴史にして春秋と云ふ書を、左丘明と云ふ人が注解を加へたるを以て、左傳と云ふ也、○孝經は、第一に兩親に孝行するより身を立て道を行ひ名を後世に揚るは孝の終也と云ふ事等を書たる書也、○論語は、孔子一代の言行錄也、

第六條　教授正業條

凡教授正業、周易、鄭玄王弼注。尚書、孔安國鄭玄注。三禮、毛詩、鄭玄注。左傳、服虔杜預注。孝經、孔安國鄭玄注。論語、鄭玄何晏注。

本條は明法、明經二科の學生の敎科書目とす、此科の生徒には、易經ならば、鄭元か王弼の注本、書經ならば、孔安國か鄭元の注本、三禮と詩經は、鄭元の注、左傳は服虔か杜預の注、孝經は孔安國か鄭元の注、論語は鄭元か何晏の注本を敎授せよと云ふ也、

字解 ○周易注、十卷、鄭玄、國史經籍志、唐書藝文志、共に同斷、王弼、韓康伯の注亦同じ卷數也、故に張之洞の書目答問上冊三張の左三行に、周易鄭注、十二卷、丁傑の輯補にて、陳

春刻、湖海樓叢書本あり、外に種々あり、答問又た四庫目を參照すべし、以下の經書も亦然り、○鄭玄の玄は、又元の字をも書く、後漢書列傳卄五に載せり、鄭玄、字は康成、北海高密の人、博識にして六藝に通じ、終身官途に就かずして農耕の間に隱栖すと雖も、晚年には、數千人の門弟が雲集すと云ふ、古書として注解を施さゞるは殆んど無きが如しと云ふ、○王弼（ヒツ）は魏人なり、○古文尙書十三卷孔安國の傳本、石經鄭玄の尙書八卷、尙書正義卄卷等あり、○孔安國は、孔子の末孫にて、前漢武帝時代の人也、○三禮と詩經、周禮十二卷、儀禮（ライ）十七卷、禮記卄卷、毛詩攷卅六卷、以上四部鄭玄の注本、○左傳解誼卅一卷、服虔の注、春秋左氏經傳集解卅卷、杜預の注也、○服虔は、後漢書の列傳六十九に、服虔字は子愼、初の名は重、又祇とも云ふ、後ちケン（虔）と改む、河南滎陽の人也、少にして清苦を以て大學に入學して業を受く、雅才あり、善く文論を著し、後ち九江の太守となりて病歿せり、○杜預は、晉書列傳の四に、杜預字は元凱、杜陵の人なり、經籍を耽讀す、殊に左傳癖の名あり、○孝經は、孔安國の古文孝經一卷、鄭玄の注本一卷、○鄭玄の論語注十卷、何晏の集解論語十卷、あるといへり、○何晏は、三國志の魏の列傳の九に、晏は何進の孫也、秀才を以て知らる、老子や莊子の言を好んで道德論を作り、其他著述數十篇と云へり、

附言、孔安國の古文孝經は、支那にして亡佚したりとて、太宰春臺の古文孝經を日本より送れ

りと云ふ、

第七條　大經條

凡禮記左傳、各爲大經。毛詩周禮儀、各爲中經。周易尚書、各爲小經。通二經者、大經內通一經。小經內通一經。若中經、則併通兩經。其通三經者、大經中經小經各通一經。通五經者、大經並通、孝經論語須兼通。

本條は、明經明法二科の學生の學則と見做すべし、九經を大別して大中小の三經とし、則ち禮記と春秋左傳を大、詩經と二禮を中、易と書經を小經とす、二經を稽古する者は大經にて一部、小經にて一部とす、若し小の代りに中經ならば二部を稽古させ、又た大中小全通せんとするものは、三經中各任意に一部宛を撰用せしめて稽古をさせ、又た五經を稽古する者は、大經則ち禮記春秋の二部は、是非稽古をさせ、且つ孝經と論語は必ず兼學さすべしと云ふ也、

字解　○小經は、本文の外、延暦十七年三月に、周代の公羊と云ふ人の作傳せし春秋と、同代の穀梁と云ふ人の著作せし春秋の二傳を準小經として加へられたり、○五經は、禮記、春秋、詩經、易、書經とす、尚委細書目を見んと欲せば、四庫書目、及ひ張之洞の書目答問が便利で

ある、

第八條

凡學生、先讀經文通熟、然後講義。每旬放一日休假。假前一日、博士考試、其試讀者、每千言內、試一帖三言。講者、每二千言內、問大義一條。總試三條。通二爲第。通一、及全不通、斟量決罰。每年終、大學頭助國司、藝業優長者試之。試者、通計一年所受之業、問大義八條、得六以上爲上。得四以上爲中。得三以下爲下。頻三下、及在學九年、不堪貢舉者、並解退。其從國向大學者、年數通計。服闋重任者、不在計限。

本條は、ヤハリ、明經明法二科の學生の素讀、講義、試驗、及落第、在學年限等の事を制定せし令條なり、

生徒は授かる處の經書を素讀し、然る後に意義を解せよ、每月十日に一日の休暇を致させ、其

休暇の前日は、敎官に於て小試問をせよ、先づ素讀の方にては、千字に就き三字の筆答を出させ、講義の方では、二千字に就き要點一ヶ條、總計三題を發して筆答をさせ、其内二題の出來た者を及第とし、一題しか出來ず又は三問共筆答出來ざる者には、鞭撻を以て罰せよ、鞭を以て撻つの多少は、敎官に於て斟酌せよ、而して年末に至らば、大學寮の長次官、及び國の學生ならば、地方官が、其學生中の優等者を撰拔試驗せよ、試驗官に於ては、學生が其年授かりし科程を計算して、其内より要點八ヶ條を試問し、内チ六題の解答者を甲とし、四題以上を乙とし、三題以下を丙とし、三年間續いて丙點を得たる者と在學九年にして、及第の望み無き者とをば退學を致させ、但し國々より、大學に擧げ送る學生の内に於て、就學年限中に兩親の喪服に逢ふて、休學して居た者は、其休學月數は九ヶ年外に功力ある者とすべしと云ふ也、

字解 ○休假の假は暇に同じ、○考試の考は義解に校也とあれ共試問と看做すべし、委くは考課令に述ぶ、○千言は千字也、○一帖の帖は答と看做すべし、委くは考課令第六十九條以下に述ぶ、○決罰は、笞打の罰を指す、○貢擧は、貢は貢人と云ふて、國々の學生より採用する及第者也、擧は擧人といふて大學育ちの學生より採用する及第者也、○解退は退學の事、○服闋重任は、喪終りて又た學校に出ると云ふ事也、闋は終と訓む、

第九條　分經敎授條

凡博士助教、皆分レ經教二授學者一。每レ受二一經一、必令レ終レ講。所レ講未レ終、不レ得レ改レ業。

敎官は、各自各科を分擔して學生を敎授せよ、一經を授くる每に必ず講義を終はらしめよ、一書の講習終了せざれば、他書に移りて授け授かる事はならぬと也、

第十條　考課等級條

凡博士助教、皆計二當年講授多少一、以爲二考課等級一。

敎官に對しては、敎官が當年授けし學業の多少を通算して、以て敎官等の升級の事をせよと云ふ也、考課令三十九條(四十二最の內)及び六十七條國博士の條を參考すべし、

第十一條　通二經條

凡學生、通二二經以上一、求二出仕一者、聽二擧送一。其應レ擧者、試二問大義十條一。得二八以上一、送二太政官一。若國學生、雖レ通二二經一、猶情願レ學者、申二送式部一、考課得レ第者、進二補大學一。

學生が二經以上に通達し、出て官に仕へんと求めば、太政官へ擧げ送る事を許せ、然れ共其時

には、既に研究したる二經以上の內にて要項十題を課して試問せよ、八題以上の解答を得ば、太政官へ送れ、又た國々の學生の二經に通じ、尙其上研究を情願せば、式部省に申し送れ、省に於て試問の上及第せば大學生にしてやれ、若し落第せば本國に還せと云ふ也、委しくは第十四篇考課令の第六十九條以下を參看すべし、

第十二條　講說文才條

凡學生、雖講說不長、而閑於文藻。才堪秀才進士者、亦聽擧送。

學生は其講義說明に於て及第點に至らざる共、其文章が美麗なるに於て、才、秀才進士の二科に堪ゆると見込まば、擧げて太政官なり、式部省なりへ送れと云也、

字解 ○不長は、及第點に非ざるを云ふ、○閑は、爾雅に習也とあり、荀子の勸學篇には、多見を習とす、故に習熟と云ふ如し、職員令左馬寮の閑とは其義差へり、○文藻は、文章と云ふ如し、藻は水草にして、滑澤美文あるもの、故に文章の美なるに喩ふ、○秀才、進士は、明經、明法の二科と合して我國の古代に於る四科の及第業といふ內の二科にして、委しくは、第十四篇考課令第六十九條より以下に於て述ぶ、

凡算經、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開重差、周髀、九司、各爲二一經一、學生分レ經習レ業、

數學、天文の書は、孫子等外八種の書をば、各一經とせよ（則ち九經也）、學生は、經を分て修業せよと云也、

字解 ○孫子は、人名を其マ、算術書目にせし事、老子、莊子と云ふ如し、隋及び唐の經籍志にては、孫子算經二卷或は三卷とす、○五曹算經、五卷、是亦人名を冒せり、○九章算經は、周公の作也と、講令備考に、後漢書鄭玄の注に又た外に算學啓蒙の序に曰とあれ共、四庫書目に、何人の所傳たるを知らずとあり、九章一名九數とせり、九篇あり、一に方田、二に粟米、三に差分、四に少廣、五に商功、六に均輸、七に方程、八に盈不足、九に傍要也、○海島算經、一卷、○綴術、五、或は六卷とせり、○六章、六卷、○三開重差、隋志に九章重差圖一卷、唐志に劉向の重差一卷とせり、○周髀（スヒ）のヒはモヽ(股)と云ふ字にて音ヒ也、下を稱するの代名の如し、併しコレは天文書の由、一、又は二卷あり、續紀十一、天平三年三月乙卯の制、及び式部式の上に凡算得業生、不解周髀者雖得及第、不須敍位、但聽留省、○九司、一卷、

第十四條　國郡司解經義條

凡國郡司有解經義者、則令兼加教授。若訓導有成、則可進考。

地方官中に學力のある者有りて、經書の意義を知る官吏があらば、國博士の補助に、博士等の手傳へをさして、國の學生に教授を加へさせよ、若し手傳さして、其訓育見る所あらば、其官吏に對して升級せよと也、

字解　○訓導は、教へ導(ミチビク)也、

第十五條　習字學生條

凡書學生、以寫書上中以上者聽貢。其算學生、辨明術理、然後爲通。試九章三條、海島、周髀、五曹、九司、孫子、三開重差、各一條。試九、全通爲甲。通六爲乙。若落九章者、雖通六猶爲不第。其試綴術六章者、准前、綴術六條、六章三條。試九、全通爲甲。通六爲乙。若落經者、雖通六猶爲

不第。其得者叙法、一准明法之例。

書道の學生は、文字を覺ゆるを主とせず、只書寫せる字形筆跡の巧麗優秀なるを以て本とす、故に其書寫せる筆跡が上又は中等以上ならば、及第の進士として官途に就かしむる事を免せと也、其數學生は、算術の理を辨明し、而して後に通解したとせば、九章等經の内にて三題、海島算經以下にて、各一題宛則ち合計九問を試驗せよ、九題共に、明瞭の解答を致したる者を甲とし、六題解答を乙とし、萬一九章に落第すれば、外の六題が出來たとしても及第ではない、又た綴術と六章經の試問を受くる者は、前項に准じて綴術が九題、六章で三題、合計九問とせよ、九問解答すれば、無論甲となし、六題解答を乙とし、若し六章の三題が出來ずして、六問の解答を致しても及第に非ずとす、而して及第者の叙任法は、明法科の例に准ぜよと云ふ也、

字解 ○書學生は、筆道の學生也、○聽貢は、貢人たるを許せと云ふて地方學生の式部省に上りて仕官するを云ふ、○落經は、宗とする所の經書に落第する也、○不第も亦落第と云ふ如し、○叙法は、第十二篇選叙令の第廿九、卅條に委く述ぶ、○明法は、上述の如く四科の一にして、是亦第十四篇考課令の六十九條以下七十五條までの間に詳述す、

凡學生請假者、大學生經頭、國學生經所部國司、各陳牒量給。

學生は、既定の休暇の外に、兩親又は自分の病患等にて、臨時休課を受けたき者は、大學生は大學の頭に屆け、(願の義を含む)國の學生は、當局者に事情をば書面に認めて屆け出せ、さすれば頭又は地方當局に於て見計ひて休暇を給ふと云ふ也、

字解 請假のカの字は暇と同じ、○所部國司は、管轄地方官と云ふ如し、○陳牒は、學生自署の書面、○量給は、係官に於て見計りて日を與ふるを云ふ、

第十七條　輙不得使學生條

凡學生、自非行禮之處、皆不得輙使。

學生をば、釋奠の時とか、又は入門則ち束脩の禮を行ふ時とかの他は、輙く使役する事はならぬと云也、

第十八條　禁音樂雜戲條

凡學生在學、不得作樂、及雜戲。唯彈琴習射不禁。其不率師敎、及一年之內違假滿百日者、並解退。

學生は、在學中、音樂を弄し種々雜駁なる遊戲抔をする事はならぬ、併し琴を彈じ弓術を學ぶは差支はない、尚正業を怠り、師の敎に從はずして雜戲に耽り、而して制定の休暇外に、一年を通じて百日休業する者には、退學をさせよと也、

字解 ○雜戲は、舞踏遊藝の類、○琴は禁なり、邪を禁止して人心を正ふする也、五絃とせり風俗通に云く、長さ二尺六寸六分、廣さ六寸、上を池と云ひ、下を賓と云ふ、前廣く、後ろ狹きは、尊卑を象る也、上圓く下方なるは、天地に法る也、五絃は五行（木火土金水）に象り、大絃を君となし、小絃を臣とす、云々等の說あり、○射は仁の道也、正しきを自己に求め、己れ正しふして後ち發つべし、發して中らずと雖も怨みず、己れに勝者は、己れより求めたる也、○禁の字を、イサメと訓み、是は天武紀に制の字をイサメと訓み諫諍の意を含めり、萬葉集に禁をイサメと訓み、又た天智紀に、禁斷をイサメヤムとせり、又た新古今雜の下に、延喜の御時女藏人內匠、白馬の節會見侍りけるに、車より紅の絹を出したりけるを、檢非違使の糺さんとしければ、いひつかはしける

女藏人内匠

大空にてる日の色をいさめては
あめが下には誰れかすむべき

と此女官が詠せし歌にて罰はなかりしと云ふ、○違假は、一定の休暇に違ふと云ふ意也、

第十九條　學生忌服條

凡學生、年廿五以下、遭喪服闋、求還入學者聽之。

學生は、廿五歳未滿にして、兩親の喪に逢ひ歸省し居て、再び學校へ入らんとする者は許可せよと云ふ也、是は在學滿九ヶ年になれば退學せねばならぬ法則であるに因る、故に十五歳で入學した者ならば、廿五歳の或月にて滿九年となれば也、併し親の喪は差引出來る也、又た滿九年になりても、今暫時在學させて置けば成業すると云ふ見込が敎官等にある時は猶豫の出來得る規則となりて有る也、

第二十條　田暇授衣暇條

凡大學國學生、毎年、五月放田假。九月放授衣假。其路遠者、仍斟量給往還程。

大學及び國々の學生は、毎年五月に插秧（タウヱ）の助けをする爲めに、兩親の許へ歸省をする休暇をやれ、又た九月には、冬着をモラヒに行く休暇をやれ、其路程の遠近に依て日數を斟酌して給へと云ふ也、

字解 ○田假は、田植の休暇、○授衣は、詩經の國風に、七月流火、九月授衣、注に、九月霜始めて降り、婦功（ヲンナノシゴト）成り、以て冬衣を授くべしとて、則ち暑往寒來冬服モラヒに行くのである、

第二十一條　被退校條

凡學生被解退者、皆條其合解之狀、申式部、下本貫。其五位以上子孫者、限年廿一、以上申送太政官、准蔭配色。

學生中、退校せらるゝ者は、其事由を條項に分ち書面を以て、式部省に具申して本籍へ下せ、五位以上の子孫は、廿一歲を限りとして太政官に具申せよ、但し父祖のお蔭によりて夫々職に就かせよと云ふなり、

字解 ○解退は、退校、○條は條々也、○合解は、トクベキと訓みて、退學さすべしと云ふ如し、○准蔭は、インにジユンじてと訓みておカゲに依ると云ふ意にして、一、二、三、四、五位等に准ずる也、○配色は、其種別々々に職に就かせと云ふ如し、第十七篇軍防令第四十六條

參看すべし、

第廿二條　令觀儀式條

凡學生、公私有禮事處、令觀儀式。

學生には、公私の別なく、大中小等の禮、例之ば、元日、又は公卿大夫の葬禮等、其吉禮凶禮に關せず、見習はしむる爲めに、儀式を觀せしめよと云ふ也、古昔禮儀の嚴なる事、方今の比に非るを推察すべし、

第十二篇　選叙令　凡參拾捌條

本篇は、任官、敍位の法制也、

字解 ○選は、選擇にしてエラブ也、左遷の遷と文字を異にせり、選は才を選みて官職を授くる也、敍は考敍也、勤務の成績を計上して位階を次第し賜ふ也、○三十捌條は、何れの集解にも三十九條としてあるけれ共、私に之を計ふれはヤハリ義解の本にある如く三十八條しか計へられぬ、令抄に兩本相違ありとして一本舍人條を除きて三十八條とすとは何れの書を指せしか後査を要す、然して今余の假りに條數を冐せしを以て抄出せば、第十四條に凡舍人、史生、兵衞云々を敍せん事はとある一條とすれは、該條は義解にも集解にも掲げあれば也、依て塙の義解本に從ふ、

第一條　應叙條

凡應レ叙者、本司八月卅日以前挍定。式部起二十月一日一、盡二

十二月卅日。太政官起正月一日、盡二月三十日。皆於限内處分畢。其應叙人、本司量程申送集省。

本條は、奏任官の敍位、則ち六位以下の叙位の手續きにして、官、省、職、寮、司、署、臺、府、國郡、等官員の敍位すべき人人をば、各前年の八月一日より當年の七月三十日迄に定めて、文官は式部省、武官は兵部省へ其書類を送達すべし、式部及び兵部省は、十月の一日より勘査して十二月三十日迄に太政官に送達せよ、太政官は翌年正月の一日より勘査し二月三十日迄に、右二省へ還附すべし、總て此期限内に於て處分し終らしめよ、而して敍位に預る人々を式部及び兵部省に集めて敍位式を行へ、但し五位以上は中務省の取扱にせよと也

字解 ○應敍は、敍すべきと訓みて六位以下の奏任官又は無役もある也、○本司は、諸多の役所、○量程は、各府縣の遠近を測るを云ふ、但し位記拜受には若一役所に於て多人數あれば總代として一人出頭して拜受する事もあると推知すべし、考課令の第一條、又は受附の日限等の事は、公式令の第六十二條を參看すべし、

第二條　敍位大別條

凡内外五位以上、勅授。内八位、外七位以上、奏授。外八

位、及內外初位、皆官判授。

本條は、勅、奏、及び判任官の位階を大別せし也、則ち外五位以上は勅任、內八位、外七位以上は奏任、外八位及び內外九位は皆判任とす、

字解 ○正、從、上、下、內、外、大、少の事、此階別は古代の位階にありしも今世は正從の外廢階となれり、○正從は正副の如し、外位はモト外官のみに授かりしも後は姓氏の卑凡なる人を外位に敍する事となりたり、內位より稍輕き階級とす、而して正五位上より、少初位下迄に外を附するも四位以上には外位なし、○大、少は初位のみに冠せし也、初位は九位の如し、○勳位は古代は武官のみに賜りし位階にして其相當は、六等以上は勅任の人に、十二等以上は奏任の人に賜ひし也、方今の勳位は、文武共に賜はり、別に功として武官中戰功ある人而已に賜へり、昔の功は文武共に賜はりたり、故に今昔相反するなり、

以上二條は敍位の事にして以下は大抵任官の事を擧けり、古へは官より位階を尊重せられたり、

第三條　任官大別條

凡任官、大納言以上、左右大辨、八省卿、五衞府督、彈正尹、大宰帥、勅任。餘官奏任。主政、主帳、及家令等、判

任舍人、史生、使部、伴部、帳內、資人等、式部判補。

本條は、勅、奏、判任の主なる任官を示したる也、古へは今の如く親任官なる名稱なし、故に大納言以上大臣とても勅任とせられたり大辨及び八省の長官、衞門、左右衞士、左右兵衞、合計五个の衞府の長官、彈正臺の長官、大宰府の長官も亦皆勅任也、其餘中央地方諸役所の主典以上及び部長、軍毅則ち軍團の長等皆奏任たり、主政、主帳及び諸家の家令等は判任官とす、但し內舍人は有位の人なれ共判任たり、舍人、史生以下皆式部省に於て準判任の辭令を交付せし也、

字解 ○官名は、職員令の諸條に既に述べり、○舍人は、第一卷第二篇職員令第三、第五條に既に解述す、○使部は、諸役所の雜用に驅使する人共を云ふ、○伴部は群部と云如し、○帳內は親王に給はる舍人にして、資人は臣下に給はる舍人ともいふべし、

第四條　應選條

凡應選者、皆審狀迹。銓擬之日、先盡德行。德行同、取才用高者。才用同、取勞功多者。

本條は、奏任官を銓衡選任する令條にして、先づ選任せんとする時は、皆各被選者の既往の行狀景跡事迹を調査し改め其人を銓衡する日に、第一に德義品行を査し、德義品行同等ならば、辨才手腕の高き者を採れ、德才共に同等ならば、年功則ち經驗の多き者を取れと云ふ也、

字解 ○審は、審判、審査の審にして明かに改むるの義也、○狀は、行狀にして、既往則ち過去一年若くは數年間の行爲を云ふ、迹は音積にして、モトは足の跡の事なり、轉用して凡て功過の見るべき者を跡と云ふ、跡と同字にして、蹟にも亦通せり○銓擬は、銓衡と云ふ如し、銓も衡も天秤の竿にして、測量する事なり、○德行は、德義品行を云ふ、德に就ては、其注釋殆んど際限なけれ共、周禮の六德を云へば、智、仁、聖、義、忠、和とせり、又た論語に由れば、溫、良、恭、儉、讓等諸書に依て其名少からず、行は、右等の德の行爲則ち行狀に顯れたるを云ふ○ 勞功は、年功經驗を云ふ、

第五條　兼任官條

凡任₂兩官以上₁者、一爲₂正。餘皆爲₂兼。

本條は、兼攝官を云ふ令條也、二官以上數役に任する時は、一官だけを正とし、其餘は皆兼官とせよと云ふ也、

字解　○正とは、官職と位階と相當するを正とす、然れ共若し皆相當せざれば、其内最高の役を正とすべしと也、

第六條　行守條

凡任₂内外文武官₁、而本位有₂高下₁者、若職事卑爲レ行。高爲レ守。

内外の文武官に任ぜられたる者、其官位相當則ち正三位の相當官は大納言である故に、此官位相當し有らば、正三位大納言何某と署名して宜しけれ共、若し官位に高下あり、則ち從二位にして大納言の官なれば、從二位行大納言何某と署名し、之に反して正四位で大納言ならば、正四位守大納言何某と署すべしと也、兼官あらば其兼官を大納言の下に兼何々と署すべし、古は位階を上に記し官を下に書きしも、今は官を上に位を下に署する也、故に今は其署名の順序は、官、位、勳、功、爵、學位、姓名と云ふ順に署せり、

字解　○内外は、内官は在京の諸官にして其餘は外官とす、○本位は、位を云ふ、○職事に、官職也、○行は、モト在右兩足相交代に伉て前む形ちの字也、故に爾雅釋宮に、堂上に於ては行と云ひ、堂下に於ては歩と云ふとあるより轉用せし也、○守は、マモル、タモツ等の訓あり、

易の繋辭傳に、何を以て位を守る、曰く仁とある點に因れるならん、

第七條　　禁近親採用條

凡同司主典以上、不ㇾ得ㇾ用ニ三等以上親一。

本條は、依估贔負(イコヒイキ)又は不公平、不正の事を豫防する令條にして、則ち同一の役所内に於て主典(サクハン)以上にして、三等親以上の近き親屬を用ふる事はならぬと云ふ也、

字解 ○同司は、同じ役所、○五等親の解は、第十八篇、儀制令第二十五條に詳述す、

第八條　　在官死亾條

凡在ㇾ官身死、及解免者、皆則言上。其國司、大上國介以上、中國掾以上並闕、及下國守闕者、皆馳驛申ニ太政官一。若大宰帥、及三關國、壹岐對馬守者、雖獨闕、猶從ニ馳驛例一。其待ㇾ報之間、大宰遣ニ判事以上官人一權攝。任訖、馳驛發遣。

本條は、官人死亾(イン)又は辭職、解職、免職、退職等の時の取扱法也、

官人在官中死亾し、或は兩親の喪の爲め、或は病氣等にて辭職等する者は、奏任以上ならば太

政官に、判任以下ならば、本人所屬の役所に、皆々言上せよ、其地方官にて、大上國の長、次官、中國の判官則ち掾以上、及び下國の長官、闕員せば、別仕立の早打を以て太政官へ申達せよ、大宰府の長官及び三關則ち關所のある伊勢、美濃、越前、或は壹岐、對馬、の如き邊塞國の長官が闕官せば、是亦別仕立の早打たるべし、而して太政官の報ある迄は、大宰ならば、判事則ち大小監に相當以上の官人を遣はして兼務せしめよ、任官の曉は早打にて任地に赴かしめよと云ふ也、

字解 ○解免は、解職、免—、辭—、退—、等を含有せり、犯罪ありての免職にして、奏任ならば、判決を太政官に、判任ならば省寮職司に言上し、其報を得て解官せよと也○國別及三關の事は、職員令の第七十條に既に述べり○馳驛は、早打の如し、○判事は、判官にて、八省ならば大小丞なり、○權攝は、假りの兼職務と云ふ如し、權は權威、—勢、—柄、—謀の—とは其義を異にし權の守、權の介、權妻の權と其字義同じ、攝は總也、兼也、假也、收め斂む也、整理、整頓の意なり公式令五十七、五十八條參看すべし、○訖は終也、

第九條　奏判進級條

凡初位以上長上官遷代、皆以二六考一爲レ限。六考中中、進二一

階叙。每三考中上、及二考上下、并一考上中、各亦進一階叙。一考上上、進二階叙。其進加四階、及計考應至五位以上、奏聞別叙。其考未滿而以理解、及考在中下以下者、不在進限。若有上考下考、准折之外、仍有上考者、各聽依法加階。則考未滿、從見任遷爲內外官者、並聽通計勞。其六考之外有餘考者、通宛後任考。

本條は、奏任、判任の進級條例共云ふべき令條なり、九位以上六位以下の升叙に於ては、悉く皆進級年限は六年であり、其六年間の功過成績が中の中ならば一階を昇せ、又た前三年間は中の上で後一年は上の下、爾後の一年上の中ならばヤハリ一階を昇せよ、又た一年の成績か上上ならば一度に二階を進め昇せ、若し抜群優等則ち非凡超越の成績にして、四階も進めんとあらば、其功績を能々勘査し、而して、此飛び越をさするとして、若し五位以上即ち勅任に達する樣の事にならば、奏問に達して、特別の取扱とせよ、又た進級の全年限則ち六考の勤務未滿にして、止を得ざる爲めに、辭職或は解官ある者とか、或は成績が中の下以下ならば進級さする

限に非ず、若し優等超凡の成績ありて、ソレを下の下と混和するとか或は平均するとか、又た折衷(セツチウ)をするとかしたる外に、上功あらば、法に依て加階せよ、又た進級年限未滿にして、現任地より他役所へ轉任する者ならば、既に前任地に勤めたる成績を合計する事にいたせ、尚六考の外に剩餘(アマリ)の勤功あらば、ソレは後任の考に宛(ア)てる事にせよと云ふ也、

字解 〇初位以上は、大抵奏判任の遷代則ち進級なり、併し勅任も亦六年の考とす、〇長上官は、有位の人を云ふ、長はトコシナへにて常の事、上はツトム也有位の人は分番則ち交番なしにして毎日出勤也、此語の出處は、資治通鑑第一百一十卷晉紀の三十二、安帝の隆安二年二月壬午（我朝紀元一〇五八年、仁德天皇の八十五年）、燕主寶、乙連に至る長上段速骨、宋赤眉等、衆心の征役を憚るに因て、遂に亂を作す、胡三省の音注に、凡衞兵皆更番迭(カハリ〳〵)上(ニツトム)す、長(ニチ〳〵)上(ツトメ)は番代せざる也、唐の官制に、懷化執戟長上歸德執戟長上、皆武散階九品、長上の官侚(ヒサ)しとあるを見れば頗る古きよりある官名なり〇遷代は、卑官より高官に遷るを云ふ也、〇六考は、六回調査と云ふ如し、則ち年一回宛の成績調査六回するを云ふ、因に參考の爲めに、令抄の圖を附記す、六考は六年の考也、番上（交番勤務）は八考を以て限とす、慶雲三年の格には、長上（毎日勤務）番上の考は、各二考を減じて、長上を四考とし、番上を六考とす、

長上考に九等ある圖左の如し、

長上考九等圖

上上—一最以上有二四善一。—毎二一考一進二一階一。六考十三階。

上中∧一最以上有二三善一。／無最而有二四善一。∨毎二一考一進二一階一。六考七階。

上下∧一最以上有二二善一。／無最而有二三善一。∨毎二二考一進二一階一。六考四階。

中上∧一最以上有二一善一。／無最而有二二善一。∨毎二三考一進二一階一。六考三階。

中中∧一最以上／無最有二一善一。∨毎二六考一進二一階一。基階。

中下—職事粗理善最弗レ聞。不レ在二進例一。

五考中中、に一考中下の如き者は階を進む可からず。

下上—愛憎任レ情處斷乖レ理。

下中—背レ公向レ私職務廢闕。

下下—居レ官諂詐貪濁有レ狀。

圖中の四善四十二最の事は、第十四篇、考課令の第三條より第四十八條迄を參照すべし、

六年なる一例を覆文的に擧れは、萬葉集卷十九の下に、越中の守大伴宿禰家持が太政官に轉任を命せられし時の歌とて二首あり、勝寶三年七月十七日（今の八月十六日に當る）を以て、少納言に遷任せらる、仍て悲別の歌を作り、朝集使越中の掾久米朝臣廣繩の館に贈る二首、既に六載の期に滿ち、忽ち遷替の運に値ひ、是に於て舊に別るの悽、心中欝結、渧の袖を拭ふ、何を以て

か能早せん、因て悲歌二首を作りて、式て莫忘の志を遺る、其詞に曰く

荒玉の年の緒長く相みてし
　その心ひきわすらえめやも
いはせ野に秋はぎしぬぎ馬なめて
　はつとがりだにせずやわかれん
　右八月四日贈之（今の九月二日）

便ち大帳使に附きて、八月五日を取て京師に入るべし、此に因て四日を以て、國厨の饌を、介、內藏の伊美吉繩麿の館に設けて餞す、時に大伴宿禰家持作歌一首

しなさがる越にいつとせすみ住て
　たち別れまく惜しきよひかも

右の歌題では六年、歌にては五年、實際は、足かけ六年にして滿五年なり、尙筑前守山上憶良、藤經信にも此種の作歌あり略す、○階は、當代にては三十階ありし也、官位令にあり卽ち正一位より從三位迄六階は正從のみにて上下なし、正四位より少初位下迄二十四階、則ち四位より八位迄は各正從上下あり、○以理解は、止むを得ざる解又辭職と看るべし例之は七十以上にて致仕及廢官の如し、○准折はナゾラヘ、ヘグと云ふ文字にて差引折衷と云ふが如し、○見任は、

現職也、○内外官は、中央及び地方官と云ふ如し、○前勞は、前の勤功、○餘考は、餘分の功績と云ふ如し、

第十條　計考應進條

凡計考應進、而兼有上考下考者、並得准折。每一中下、得以一上下除之。下上、謂非私罪者。上中以上、雖有下考、則從上第。下考、謂不至解官者。公罪下中、私罪下上、雖有上下、仍從下考。

本條は、主に中の中以下の成績者に對する法令にして、准折結階の法と云ひ、故に既定年數の功過を差引計算して、進級すべけんには、上考と下考あらは、之を混和し差引勘定すれは、中の中考に當る也、又た一の中の上考を以て、一の中の下考を除けは、二の中の中考を得、又た一の上の下考を以て、二の中の下考を除けは、三の中の中考を得、又た同じく一の上の下考を以て、一の下の上考を除けは、二の中の中考を得、若し三考共上の下にして、三考が中の下ならば、三

の上下を三の中の上とせよ、次の三の中下を三の中の中として、則ち位階二級を結ぶ也。下の上は一般に於ては、私罪にても犯したる者の考績點なれ共、此處の下上は、私罪に非すとせり、又た上と中との考以上に計算出來得る者は、其內に下の考ある共上第に依れと也、又た公罪と銘を打たれたる下の中考と、私罪と算定せられたる下の上考は、內に上の下あるも皆下考とせよ、但し下考は解官免職に至らする事なかれと也、

字解 ○准折は、前條に文字を譯解す、ココには其表を掲載す、○從上第は、上等の及第に從へと云ふ也、例之は、六考の內チ一考は上の中考にて五考は下の中考ならは、一考の上の中考に因て一階を進め、則ち上の中は一考にても一階級を升進さするのである故に餘の五考は捨て論せすと云ふ也、但し中中の基礎考なければは二階は進められぬ、○從下考は、下等の成績に依と云ふ、但し落第には非ず、例之は一考は下の中考にて、五考は上の下考ならは、下の中考れ一考に依て、上の下の五考を棄つべし、是れは下の中考は公罪を犯し、下の上考は私罪を犯せし考故に、上の下五考ありても、下考に從て敘せざる也、

○上日の事、講令備考に、秉燭譚に曰く、本朝の昔、百官考選の限、凡て四科あり、內長上、內分番、外長上、外分番、其詳なる事は義解に具れりとあれ共、義解にては繁に過ぎて却て了解に苦む點少からず、尤も疑點難解の箇所もあるを以て、今假に諸書を參酌し拙注を試み

んとす、長の字はトコシナヘと訓み常住不斷を云ふ、故に交代なし則ち分番せずして勤むるを云へり、屢前述せし如く、內長上は在京の有位の官員の事にして、內分番は、ヤハリ在京の無位の官員にて交代して勤むる役人也、外分番は地方官の分番なり、

准折法

中上一考
中中
中下一考
得二中中

上下一考
中上
中中
中下二考
下上一考
得二中中
非私罪

上下一考
中上
中中
中下二考
得三中中

上下三考
中上
中中
中下三考
得三中上
得三中中
進二階

內外長上は、二百四十日を以て一考とす、內外分番は、一百四十日を以て一考とす、帳內、資人は、二百日を以て一考となす、

長上分番准折法（長上九考　番上三等）

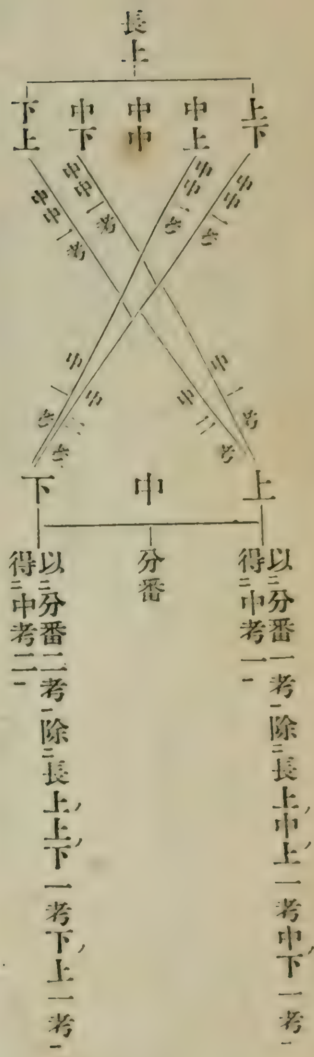

第十一條　散位條

凡散位、若見官無闕、雖有闕而才職不相當者、六位以下、分番上下。每有闕、各依本位、量才任用。其分番經二考以上入長上者、並以七考爲限。若經一考者、聽同六考之例。其經八考者、八考中、進一階敍。雖考不滿八、而使蕃滿四周者亦如之。則有上考下考者、依前例。其以別勅及技術、直諸司長上者、考限敍法、並同職事。

本條は、休職等の人の敍位、又は再び現職に任ぜらるゝの法制也、休職等の人が、現職に就かんとするも、闕員がなければ、素より任官は出來ぬ、又は闕員あるとも其人其闕員の職に適材ならざれは任ぜられぬ、故に六位以下の人は、古昔は、休職の人にても番日を立て出勤したものにて、考選敍任に關する也、因て闕員ある每に各其本人の位により其才を量りて任用せよ、分番則ち休職中に、二考以上を經過し、長上則ち常務になる者は、七考を以て限とせよ、若し一考經たる者はヤハリ六考の例に同じ、其八考を經たる者、八考の成績が中ならは、位一階を升進させ、又た八考の內チ四考は上、四考は中ならは二階升進、又た八考悉く上ならは三階升進、又は八考に滿たずと雖も外國に使臣として其滯在が滿四年にもなりし者にて上考と下考とあらは、前例に依れ、又た別に勅命或は技術等にて諸役所の長上にする時は、考選の期限、敍位の法は、職事に同斷とせよと云ふ也、

字解 ○散位は休職の如し、職員令の第十六條、式部省所管の散位寮、及び公式令第五十五條參看すべし○分番上下は、代り交りに勤むるを云ふ、○四周は、四年、○別勅は、別の勅命、○職事は、家令職員令第五條に述べり、

參考として、左に令抄を抄錄す、

其分番經二考以上。

惣謂ヶ。內分番入ニ內長上一者以ニ七考一爲レ限。

內長上。六　考。　內分番。八　考。

外長上。十　考。　外分番。十　考。

外散位。十二考。

內分番經ニ一考一入ニ內長上一同ニ六考例一。

分番上一。　長上　中ノ上五ッ　敍三階

分番中一。　長上　中ノ上五ッ　敍二階

分番中一。　長上　中ノ中五ッ　敍一階

內分番經ニ二考以上一入ニ內長上一以ニ七考一爲レ限

分番。上六。　長上　中上一ッ。　敍ニ三階一。

分番。上一。中一。　長上　中上五ッ。　敍ニ二階一。

分番。中四。上二。　長上　中上一ッ。　敍ニ一階一。

分番。中四。　長上　中上三ッ。　敍ニ二階一。

外散位經ニ二考一入ニ外長上一者同ニ十考例一。

經ニ三考以上一者以ニ十一考一爲レ限。

外長上經二一考一入二內分番一者同二八考例一。
經二二考以上一者以二九考一爲レ限。
外散位經二二考一入二內分番一者同二八考例一。
經二三考以上一者以二九考一爲レ限。
長上出二分番一考敍法。
愚按、六位以下職事官辭二其官一則爲二散位一分番上下也
長上經二五考一出二分番一者同二六考例一。
經二四考以下一者、以二七考一爲レ限。
其經二八考一者
愚按、內分番。以二八考一爲レ限者也。
八考中。進二一階一。四考上。四考下。進二二階一。
八考上。進二三階一。使レ蕃四一周。　進二三階一。
分番三等
小レ心謹卓、執二當幹一了者、爲レ上、
番上無レ違、供承得レ濟者、爲レ中、

補-違不レ上、執-當斷失者、爲レ下。

右は本文又は新解と照合すれは頗る重複の嫌あれ共、文簡にして義通するを以て特に抄出せり、又た分番三等は、考課令の第四十九條の文なるを以て新解は其條に述ぶ、右法文の別勅云々に就て、外散位等に敍位の事を史實に證せは、續日本紀卷之八、元正天皇（女帝にして文武天皇の御姉）の養老二年二月壬申（元年十一月にも行幸あり）美濃の醴泉に行幸あり、其時御通輦沿道數國の國司及び外散位等に、各授位又は祿（キスナド）を賜へり、

第十二條　考滿應敍條

凡考滿應レ敍之人、有ニ高行異才一、或尤達ニ治體一、皆聽ニ擢以不一次、不レ須ニ限以ニ常條一。

本條は拔群者を不時に採用する條也、

考滿ちて、敍位すべき人若し親に孝行とか、君に忠義とか、又は才藝に超越して居るとか、或は治國の大體に通じて居るとか云ふ者には、此規則に拘泥せず、不時に拔擢敍任せよと云ふ也、

字解 ○高行は、孝經に、孝は子婦の高行、忠は臣下の高行、或は孝悌忠信を云ふ、○異才は、文學、武藝、算數、射御、醫方に長じたるの類を云ふ、○治體は、大體四つあり、一に仁義、二

に禮制、三に法令、四に刑罰の類、〇不次は、順序に關せず也、〇常條は、一般の法令を云ふ、

第十三條　郡司條

本條は、郡長、郡書記を敍任する條也、

凡郡司、取性識清廉堪時務者、爲大領少領。強幹聰敏工書計者、爲主政主帳、其大領外從八位上、少領外從八位下敍之。其大領少領。才用同者、先取國造。

郡役所の郡吏には、天稟多少の知識あり且つ清廉潔白正直にして、時務に堪ゆる人を採りて郡長とし、次に身體强壯にして怜悧、且つ書算に巧みなる人を書記とせよ、其郡長には卽日外從八位の上、少領郡長には外從八位の下を敍せよ、若し大領少領共、其才用同等ならは、先つ國の造を取れと云ふ也、

字解 〇大領は、郡長、少領は次官、〇强幹は、ツヨキ事、〇聰敏は、カシコキ事、〇書計は書と算術也、〇主政は郡役所内の判事兼務の書記、〇主帳は、今の郡書記、〇國造は、紀元一千三百五年、則ち孝德朝の大化革新前に在ては、一國の大名でありしも、大化後は、神職にして、其國々にある最大なる神社の神主となりて神に奉仕せり、該國造は、郡長抔に敍任せらる

、のであつて、則ち神祇令の第十九條に、馬一疋を大祓に奉るの例としてある、

第十四條　舍人史生敍任條

本條は、舍人、史生等の敍任の條也、

凡敍舍人、史生、兵衞、伴部、使部、及帳內、資人、並以八考爲限。八考中、進一階。四考中、四考上、進二階、八考上、進三階敍。

左右大帳內、幷に東宮、中宮の舍人(トネリ)、諸役所の書記、衞府の兵衞、伴部(トモベ)、諸官省の使部、親王家の帳內、大臣家等の資人は、八考を限りとす、八考が中ならば、位一階を進め、又た、四考が中で、四考が上ならば、二階升進せよ、八考全部上ならば、三階升せしめよと云ふ也、

第十五條　郡司軍團條

本條は、郡役所の役人、及び軍團の將校等を考敍する規則也、

凡敍郡司軍團、皆以十考爲限。十考中、進一階。五考上、五考中、進二階。十考上、進三階敍。兼有上考下考者、准

折並同二八考例一。其外散位者、分番上下。皆以二十二考一爲レ限。十二考中、進二一階一。六考中、進二二階一。十二考上、進二三階一叙レ之。相折同二郡司一。其分番二考、長上八考亦同二十考例一。若經二三考以上一者、並以二十一考一爲レ限。

郡役所の役人や、軍團の將校等を敍するは、皆十考を以て限とせよ、十考中ならば一階升進、五考が上で五考が中ならば、二階を進め、十考共上ならば三階升進、又た上考下考あらば差引勘定八考の例に同じ、又た外散位(イナカノヒヤク)の者は交代勤務せよ、コレは十二考を限とす、十二考中ならは一階升進、六考上にして六考中ならは二階升進、十二考共に上ならば三階を進め、差引勘定郡官に同じ、其分番二考で長上(ジヤウツトメ)八考も亦十考の例に同じ、若し三考以上經過の後常任(チヤウジヤウ)官となら は、十一考を以て限とせよ、

字解 ○郡司、軍團は、職員令七十四條、同七十九條考課令六十六條に出せり○考及准折は、前條にあり、○分番、及長上も亦前條に出せり、

本條を表にすれは左の如し、

軍司軍團　郡司以二十考一爲レ限。(外長上也)

軍團以二十二考一爲レ限。（外分番也）

十考中。　進二一階一。　五考上。中。　進二二階一。

十考上。　進二三階一。　郡司。

十二考中。　進二一階一。　六考上。中。　進二二階一。

十二考上。　進二三階一。　軍團。

第十六條　帳內資人條

本條は、親王家及び大臣家等の家來を取立るの法令也、

凡帳內資人等、才堪二文武貢人一者、亦聽二貢擧一。得レ第者、於二內位一敍。不第者各還二本主一。

親王家及び大臣等へ給はりし家來中にて、其人材文武の及第業に堪ゆる者あらば、地方ならは貢人とし、中央ならば擧人として、式部省及び太政官に擧げ送る事を許せよ、若し及第せは、內位に敍せ、落第すれば本の主家に還せと云ふ也、

字解 ○貢人、擧人は、考課令六十九條以下に委し、○得第は、及第、不第は落第なり○內位は、在京官の位階、○本主は、本の主家を云ふ、

本條は、帳內、資人、及び雜業部等の人共の身の振り方に就ての法令也、

凡帳內資人等、本主亾者、期年之後、皆送式部。若任職事者、則改入內位。其雜色任用者、考滿之日、聽於內位敘。若無位者、未滿六年、皆還本貫。若廻宛帳內資人者、亦聽通計前勞。

帳內資人等、其主人死亾せは、期年の後則ち一周年の翌月に其家來共を式部省へ送れ、但し考試は、主家則ち大臣家及び一位二位の家にてすべし、又た本主犯罪事故等ありて、解官免職となりし場合ならば、一ヶ年を待たずして、暇を遣はせ、若し又主人が他の外職か或は在京の官に任ぜられたるならば、舊帳內等も、內位或は外位に敘せらるゝと也、其雜業部族の人共が、任用せらるゝには、既に定めある考試の日限が、滿る日、內位又は外位に敘する事を聽許せよ、若し無位にして六年に滿たざるならば、本籍へ還へせ、併し本籍へ還へさぬ內に、他の帳內（親王の家來）や資人（二、三位の現任官の家來）に宛るとするならば、其時には前きに既に勤めたる年月

勤務等を勘定して（履歴書の如しと看做すべし）他日考試の材料とする事にしてやれと云ふ也、

字解 （一）帳內、資人、職事等は家令職員令始め、考課令六十八條參看すべし、〇期年之後は、一週忌の翌月を云ふ也、

第十八條　以理解者條

凡長上官以理解者、後任日、聽通計前勞。其考解、及犯罪解者、不用此例。雖以理解、而無故停私、過一年者、亦除前勞。

毎日勤務の官員が、止むを得ざる理由ありて一旦解任し、後日再任の日には、前任期間の勤勞を通計する事を聽許せよ、併し考試の爲に解任とか、又は犯罪事故の爲ならば此例を用られぬ。又解任故なく私己（ワタクシ）に役所に停る事一年ならば是亦前勞は採用ならぬと也、

第十九條　帳內勞滿條

凡帳內勞滿應叙。才堪理務、本主欲於內位敍者聽。

帳內が既定の勤務滿ちて敍位されん時、其才が書算作文等出來て、政事事務に堪ゆる者は、本

の主人に於て內位に敍すれは相當と思ふたらは內位に敍するを聽許せよと云ふ也、

第廿條　官人赴任條

凡官人至レ任、若無ニ印文一者、不レ得ニ受代一。

官員が、任所に赴くには、印鑑がなければ、受け代る事は出來ずと云ふ也、

第廿一條　老人辭職條

凡官人、年七十以上、聽ニ致仕一。五位以上上表。六位以下申ニ牒官一奏聞。

官員は、年齡七十歲以上にして、職を休むるを願へば聽許せよ、五位以上の者ならは、上表せよ六位以下の者は太政官に申すべし、而して太政官より奏聞せよと也、

第廿二條　處勞條

凡職事官、患經ニ百廿日一、及緣ニ親患一假滿ニ二百日一、及父母合レ侍者、並解官。其應レ侍人、才用灼然、要藉ニ駈使一者、令ニ帶レ官侍一。皆具レ狀申ニ太政官一奏聞。其番官者、本司判解。並下ニ本屬一。應レ

解者、申後則不得理事。其以才伎長上諸司者、若宛侍遭喪患解者、侍終服滿、及患損之日、還令上本司。應宛侍者、先盡兼丁。兼丁、謂中男以上。

現任の官員が病氣の爲め百廿日欠勤するとか、又た兩親病氣の爲めに休むとか、或は兩親祖父母が京都に居て自分は遠く地方に奉職し居り、其兩親が老衰等の爲めに近侍看護せんとて二百日間も欠勤する如き者は解任にせよ、併し其人非常の才氣ありて役所に必用の人ならば、帶官の儘近侍看護させよ、何れも皆其狀を太政官に具申して奏聞に達せよ、次に交代勤務の人達ならば、其役所々々に於て裁決をしておけ、解任すべき人は、其中後事務を取らすに及ばぬ、然れ共、技術を以て諸役所に勤務する人は、右の如く兩親の看護或は喪に逢ひ、或は自分病氣の爲めに解任となり、其後看護も不用となり、喪も明き或は病氣も全快したとならば、再び舊前任の役所に奉職させよ、若し前任の役所に於て、後任者の奉職し執務しあらば、交代勤務させよ、總て看護に宛つべく者は、中男以上の義務を果させよと也、

字解 ○患は、病氣也、○百廿日は、此中に制規の休日もある也、則ち今にして云へは日曜日をも通算しある也、コレは考日則ち二百四十日の半數に基きし也、○親患は、親の病氣、○假

は暇也、○合はベク也、○灼然は、明瞭也、○要は類の如し、○本司は、其役所と云ふ如し、
○長上は、常務也、○患解は、病氣片付たる也、○患損は、全癒、○還は、復の如し、

第廿三條　癲狂酒亂條

凡經二癲狂酗酒一、及父祖子孫被レ戮者、皆不レ得レ任二侍衛之官一。

一回發狂したるもの、又た酒を飮みて怒る癖のもの、或は父祖子孫犯罪ありて、刑戮に處せられたるものは、皆々陛下に近つく官人にはする事ならぬと云ふ也、

字解 ○經は、フ又はヘ也發狂が過去にありて、現在になきを示せる也、○癲狂は、キチガヒにして、素問の注に、喜笑常ならず、顚倒錯亂する也、而して、細別すれは妄りに多く喜ぶを顚とす、濫りに多く怒を狂と爲すとせり、○酗は、音ク、醉怒也、酩酊して凶惡を爲す也、則ち俗稱怒り上戸とすべし、○被戮、戮は音陸、殺也、辱しめ殺さるゝ也、○侍衛之官は、侍從以上、内舍人、中務省の判官以上、内記、幷に兵衞、又は雜令三十條にある如く總て御所内チの驅使にもする事はならぬと也、

第廿四條　散位庇護條

凡散位、身才劣弱、不レ堪二理務一者、式部判二補諸司使部一。

無役非役の人の内にて、身體虛弱、才智長せずして政事の事務に堪ざる者は、式部省に於て、諸役所の下役の手傳にせよと云ふ也、〇使部は、准判任にして、職員令各條末文に載せり、

第廿五條　位記紛失條

凡失位記者、於所在陳牒。本屬本司長官、推其失由、具狀申省。勘授案、申官更給。其注失落重給之狀。

位記を紛失したる者は、其所に於て書面を以て申し出せ、本屬役所の長官は、其紛失事由を推問し、狀を具して式部省に申出せ、省は曩日に授與せし事等を控帳に照査して太政官に申達の上再授せよ、而して紛失に就て再授せし事狀をば、詳細に位記簿に控へ錄し置けと云ふ也、

字解 〇位記は、位階の證書、〇陳牒は、書面にて申出、〇失由は、紛失の事由、〇勘授案は、既渡再授を帳簿に勘査する也、〇失落は、紛失、遺失と云ふ如し、〇重給は、再授と云ふ如し、

第廿六條　位記錯誤條

凡位記錯誤、須改授者、五位以上奏聞。六位以下判改。並

注二授案一。

位記を誤記致した場合には、改めて授けねばならぬ、其時には、勅任ならは奏聞せよ奏任以下は其省に於て改めよ、共に控帳に記録し置けと云ふ也、

第廿七條　國博士條

凡國博士醫師者、並於二部內一取用。若無者、得下於二傍國一通取上。考限叙法、及准折、並同二郡司一。補任之後、並無レ故不レ得二輙解一。

國々の博士や醫師は、其地方官に於て、管轄部內の者の中にて才術ある者を選擇採用して、太政官に具申し然る上は式部省より補任すると也、若しサヤウの人材が自分管內になければ、近傍の國より採用せよ、而して被任者の考課の期限敍法、及び準折（サシヒキ）法等は、郡司に同斷たるべし、補任の後は、故なく、則ち兩親の看護とか、又喪とか、又は病氣引き或は官職を以て代償する犯罪さへなくは、猥りに解職はならぬと云ふ也、

字解　○博士は第十一篇學令に、醫師は第廿四篇醫疾令に、又た考限敍法、及び准折の解は本篇或は考課令參看すべし、

第廿八條　隨闕則補條

凡内外文武官有闕者、隨闕則補。不得惣替。

惣て官人中に欠員があらば補任せよ、總體を替ゆる事はならぬと也、

第廿九條　秀才進士條

凡秀才、取博學高才者。明經、取學通二經以上者。進士、取明閑時務、并讀文選爾雅者。明法、取通達律令者。皆須方正清脩、名行相副。

唐令の如く我國も亦四科、則ち、秀才、明經、進士、明法の貢擧及第の業あり、其秀才には博く群籍に渉りて高才ある者を採用し、明經には大經の内禮記か左傳、小經の内易經か書經の四部の中より二部以上に通じたる學力を有する者を取れ、進士には明かに時務に練熟し兼て文選と爾雅を素讀し得る者を取れ、明法科には、法律に達したる者を取れ、四科共に皆品行方正、意志清脩にして、名と行爲と相副ふ事を要すると云ふ也、

字解 ○四科及二經等の解は、第十四篇考課令の第六十九條以下、第十一篇學令の第五條、六條以下乃至第十五條を看るべし、○閑は、習也、○副は、適合の如し、

第三十條　秀才出身條

本條は四科出身に係る敍位の法令也、

凡秀才出身、上上第、正八位上。上中、正八位下。明經、上上第、正八位下、上中、從八位上。進士、甲第、從八位下、乙第、及明法甲第、大初位上、乙第、大初位下、其明經秀才、得上中以上、有蔭及孝悌被表顯者、加本蔭第一階敍。其明經、通二經以外、每一經通、加一等。

秀才科出身の上上の及第者には正八位上、同く上の中には正八位下、明經科の上上第には正八位下、同く上の中に從八位上、進士科の甲の及第には從八位下、乙には明法科の甲第と同く大初位上、同乙第には大初位下、其內秀才と明經の上の中以上を得たる者と、父祖のお蔭及び親孝行で旌表せらるゝやうの者あらは、本の蔭位或は本及第に一階を加へて敍位せよ、又た明經の者は、二經に通するの外、一經に通ずる每に一等を加へよと云ふ也、

字解 ○出身は、父祖のお蔭によりて出ると、四科よりして出るとを云ふ、○蔭は、本篇最末の第三十八條に述ぶ、○孝悌は、親に孝、兄に悌なれ共、コゝは親に孝にのみを取りて、兄に

悌は成文上の裝飾たる一種の語勢と看做して可也○表顯は、賦役令第十七條に、門閭に表せとある是也、○本蔭は本篇第三十八條にあり、○二經は、前條及び學令に出す、

第三十一條　兩應出身條

凡兩應出身者、從高敍。

父祖のお蔭と、及第の業よりの兩つの出身ならは、其高位に依て敍せよと云ふ也、

第三十二條　養嗣子條

凡爲人後者、非兄弟之子、不得出身。

養子にて相續せんとする者は、兄弟の子則ち姪でなければ、蔭子又は四科の及第業たる事は出來ぬと云ふ也、此養子を取りたる後に、養父に男子が生るれば、其子の敍位の時には、庶子の敍位である、

字解 ○後は、姪をモラツて嫡子とする事、

第三十三條　贈官條

凡贈官、死王事者、與生官同。餘降一等。

贈官は、戰爭又は王事にて外國滯在中等に死亾したる時には其贈官は生前と同くせよ、又た其

子孫に蔭位を授くるは、父祖生前に同法の位階を與へ、其餘は皆一等を下げて敍せよとなり、例之は、二位の嫡子に正六位下を給ふ蔭位ならば、從六位上を授くと云ふ如し、本篇第卅八條參看すべし、

字解 ○贈官は、贈位に非ず官職を贈る也○王事は、集解に釋云くに戰場にて身亾を王事に死すと謂也とあれ共外國滯在をも含める如し、

第三十四條　授位條

凡授レ位者、皆限二年廿五以上一。唯以レ蔭出身、皆限二年廿一以上一。

總て敍位は、年齡廿五歲以上とす、但し父祖のお蔭に因て出身する者は、二十一年以上とすと云ふ也、

第三十五條　蔭皇親條

凡蔭二皇親一者、親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王者從五位下。子降二一階一、庶子又降二一階一。唯別勅處分、

不レ拘ニ此令一。

皇族に蔭位を授けらるゝは、親王の子に從四位下、諸王の子に從五位下、其五代目の王には從五位下、嫡子は總て一階下、又た二三男は嫡子より一階下たとせよ、但し別に勅裁にて賜はるは本令に拘はらずと也、

字解 ○親王は、天子の御兄弟則ち皇兄弟及び御子卽ち皇子を云へり、○五世王は、天子より五代目也、第十三篇繼嗣令第一條に詳か也、

第三十六條　考滿應敍條

凡考滿應レ敍、若有ニ蔭高一者、聽レ從レ高。

考試が滿期になりて、敍位すべくに、若し蔭の高き者あらは、其高きに從て聽許せよと也、

第三十七條　除名應敍條

凡犯ニ除名一限滿應レ敍者、三位以上、錄レ狀奏聞聽レ勅、其正四位、於ニ從七位下一敍。從四位、於ニ正八位上一敍。正五位、於ニ正八位下一敍。從五位、於ニ從八位上一敍。六位七位、並於ニ大初位上一敍。

八位初位、並於少初位下敍。若有出身位高此法者、仍從高、免官免所居官亦准此。出身、謂藉蔭、及秀才明經之類。則才優擢授者、並不拘常例。

官位勳位の褫奪さるゝ犯罪ありしも、時効を得て再び敍位の恩典を蒙る時は、三位以上は狀を具し奏聞して勅命を聽け、正四位の人は、從七位下に叙せよ以下本文の如し、若し出身の位階が再授法の位より高ければ、其高きに從へ、免官等も亦之れに準せよと也、

字解 ○犯除名は、位勳褫奪さるゝ犯罪にして、課役は本色に從ひ、但し滿年にて時効たり、○免官は、免職也、三年の後に非ざれば再び敍位はならぬ但し敍位の時は先位より二等を降して敍せよと也、○免所居官は、官位勳位共に一階を除かるゝ也、委くは獄令廿八條に述ぶ、其他同二條、軍防令卅五條、考課令五十六條、等を參照すべし、○才優擢授は、非凡の才子にして拔擢の敍位は此法令に拘はらざる也、

第三十八條　五位以上子出身條

凡五位以上子出身者、一位嫡子、從五位下。庶子、正六位上。二位嫡子、正六位下。庶子、及三位嫡子、從六位上。庶子、

從六位下。正四位嫡子、正七位下。庶子、及從四位嫡子、從七位上。庶子、從七位下。正五位嫡子、正八位下。庶子、及從五位嫡子、從八位上。庶子、從八位下。三位以上蔭及孫。降子一等。外位蔭准內位。其五位以上、帶勳位高者、則依當勳階、同官位蔭。四位降一等。五位降二等。

五位以上の子の出身は、一位の長男には從五位下、二三男には正六位上、以下本文の如く、而して三位以上は其蔭位が孫迄にも及ぼせ、併し孫は子より一等を降せ、外位の蔭は內位に準せよ、又た五位以上の人にして官位より勳位の高きを帶する人あらは是等の蔭位は、其高き勳位に依て定むる事、官位の蔭と同じくせよと也、

字解 ○帶勳位高、以下云々は、例之は、古代の位勳相當は、官位令の初めにある如く、正三位は勳一等、從三位は二等、正四位は三等、從四位は四等と云相當等級であり、然るに四位の官人で勳一等を帶せば、其子の蔭位は三位の子の蔭位に同じく從六位下に從るべし、若し五位にして勳一等ならば、二等を下せと也、餘は皆之に準すべし、

大寶令新解　第四卷

第十三篇　繼嗣令　凡四條

本篇は、現聖代の皇室典範の如く、皇族方の相續を始め有位者及黎庶の相續法なり、

字解 ○繼嗣、說文に繼は續也、書經に嗣は子也、集解に穴云く嗣も亦繼也、罰は嗣に及はずと云へり、

第一條　親王諸王條

凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世、雖得王名、不在皇親之限。

天皇の御兄、御弟、御皇子を皆親王とせよと也、女帝の御子も亦同斷、此他は諸王とせよと、此親王より五代目は王の名を稱ふれ共、皇親の限に非ずと也、

第二條　三位以上相續條

凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承。若無嫡子、及有罪疾者、

立嫡孫。無嫡孫、以次立嫡子同母弟。無母弟、立庶子。無庶子、立嫡孫同母弟。無母弟、立庶孫。四位以下、唯立庶子。謂庶人以上。其八位以上嫡子、未敘身亡、及有罪疾者、更聽立替。其氏宗者聽勅。

三位以上の相續は皆長男を立てよ、長男無きか或は相續人が酒亂癡疾者ならば、孫長男を立てよ、孫長男なくは、長男の同母弟(ヒトハラノヲトウト)を立て、ソレも亦無ければ三男を立てよ、三男四男等も無ければ、孫長男の同母弟(ヒトハラノヲトウト)を立て、ソレも亦なければ其下を立よ、以下之に準ずる也、併し各氏(ウヂ)の長だけは勅命をきけと也、

字解 ○罪疾は、次條(サンデウ)にあり、○氏宗は、氏の長者にして、古昔は氏族を尊びし故此法文となりし也、

第三條　定五位以上嫡子條

凡定五位以上嫡子者、陳牒治部。驗實申官。其嫡子有罪疾、不任疾、罪謂荒耽於酒、及餘罪戾、將來不任器用者。疾謂癈疾。不任

承ㇾ重者、申二牒所司一。驗ㇾ實聽二更立一。

五位以上の人にして相續人を定むる時は、治部省に屆出よ、省は取調べて太政官へ申達せよ、其相續者が罪疾ありて祭事等行ふ事出來ざる者ならば、現奉職役所へ申出で實地檢分の上更め立つる事を聽許（キヽユル）せよと云ふ也、

字解 ○罪疾の罪は酒亂にて、疾は廢疾を云ふ戶令七條に莫迦オシの類とせり委くは戶令を看るべし、○荒耽の荒は迷亂にして、耽は酒を樂むとあり、○餘罪戾は、徒刑以上の犯罪、又た徒刑程の罪に非るも屢犯罪せし者、○不堪承重は、父に繼て親先祖を祭るは大切の事故にソレ等を承け繼ぎ營む事の出來ぬといふ事也、○更立は、改め立つる也、

第四條　王娶親王條

凡王娶二親王一、臣娶二五世王一者聽（ユルセ）。唯（シ）五世王、不ㇾ得ㇾ娶二親王一。

第十四篇　考課令　凡漆拾伍條

本篇は、內外文武百官の每年の功過を調查し、才學技能を檢閱して、褒貶黜陟を行ふ諸多の規定を示したる篇也、

字解　○考は、校也、問也、功過を考校する也、○課は、試也、第也、程也、計也、才藝を課試する也、故に考課は單簡に云へは、一年間の事務及學術の成績を調查し試撿するを云ふ、但し、亡父を考といへ、賦役を課と云ふとは、同字にして意義稍相異れり、

第一條　內外官條

凡內外文武官初位以上、每年當司長官、考其屬官。應考者、皆具錄一年功過行能、並集對讀。議其優劣、定九等第。八月卅日以前校定。京官畿內、十月一日、考文申送太政官。外國、十一月一日、附朝集使申送。考後功過並入來

年一。若本司考訖以後、犯レ罪斷訖、准レ狀合レ解及貶降一者、仍則附レ挍。有レ功應レ進者亦准レ此。無二長官一、次官考。

中央地方總て文武百官の初位に對して、各役所の長官は其屬官を毎年考試せよ、而して考試したる者をは、逐一に一年間の功過行能を錄し、其調査書を以て會議を開き書記をして朗讀せしめて優劣を審議し、九等の次第を以て進級を定め、八月三十日迄に確定し、京官及畿内は、十月の一日迄に其書類を太政官に送達せよ、地方は十一月一日に毎年の例として上京する朝集使に携帶せしめて送れ、又た考査後の功過は翌年の分へ廻せ、併し考査終了せし後と雖、式部、兵部の二省が未だ挍定せざる前に、犯罪裁決等の事あらば、解官又は貶降すべし、功績ある者も亦之れに準せよ、若し長官不在ならば、次官に於て考査すべしと云ふ也、

字解 ○内外は、在京官と地方官を指す、○文武は、武官は、衞門、左右兵衞に、左右衞士の五ヶの衞府、軍團、及び諸多の帶仗者を云ふ、但し爰にては軍毅を除けり、如何となれば外武官は、別に四等の考第を設けあれば也（本篇六十六條、選敍令十五條にあり、）文官は武官を除く他、悉皆を云ふ、○功過、功は上の中以上則ち職務整理の考績を云ふ、過は下の中以下の成績則ち公務廢欠を云ふ、○行能、善惡には行と云ひ、才藝には能と云ふ、○集對讀は、考績審査協議會

とも云ふべき會議を開き、次官以下列席し、書記をして調査書を朗讀せしめて長官は上中下等の次第を定むるを云ふ也、○九等第は、上の上、上の中、上の下則ち上三等、次に中三等、次に下三等を云ふ、○朝集使は、職員令第二條、太政官左大辨の項、同十三條式部省、同廿四條兵部省等に名あり、毎年十一月一日に、諸國の主典以上の官員が朝廷へ參集する使者なりと云ふ字義なり、支那にては隋の代に創りし役にして、此御用は、各地方廳の政事を上申し、又た六考八考に當り居る屬官等の考選する書類を太政官に上る等此他序(ツイデ)を以て貢献物等種々の用を兼帶して上京する役也、○挍は、音カウ、又ケウ、撿也、考也、校挍相通用す、

第二條　官員行狀事跡條

凡官人景迹功過應附考者、皆須實錄。其前任有犯私罪、斷有今任者、亦同見任法。則改任、應計前任日爲考者、功過並附。注考官人、唯得述其實事、不得妄加臧不。若注狀乖舛、褒貶不當、謂景迹功狀高而考第下、或考第優而景迹劣之類。及隱其功過、以致昇降者、各准所失輕重、降所由

官人考。則朝集使褒貶進退失レ實者亦如レ之。

官員の行狀功過の考査に附すべきものは、每日の日記を集め、總て實際を記錄したるものに依れ、則ち前一條に一年の功過行能を錄すと云は是である、而して若し前任中に私己の犯罪ありて、其裁判が現任中ならば、現任の法に依て處斷せよ、則ち改任し居らば前任の日を計算して考査すべし、但し功又過共に同斷の事とす、考査官則ち長官は單に實迹を述るまでにて、敢て妄りに長官一個の意見情實を以て善惡を加ふる事はならぬ、若し長官の具申が實際に違背して、其褒貶不當則ち行迹功狀優等にして考第下等とか、或は考第優等にして行跡功狀下劣とか又或は功過を隱匿(カクシ)して升降をしたとかの事あらば、其長官の過失の輕重に准じて、長官の考を貶降(オトシクダ)せよ、又た朝集使が上京の上、式部省なり又太政官に出頭して係り官より此考査に關して質問の廉ある時に答辨し得ざれば、朝集使の考をして貶降せしめよと云ふ也、

字解 ○景迹、戶令第三十三條の末、及び選敍令第四條にあり、狀迹(ギヤウジヤウ)と云ふ如し、○實錄は、日記の總錄簿、○私罪は、本令第五十五條以下に委し、○改任は、同一役所内にても、甲局課より乙局課へ轉任、又は甲役所より乙役所へ、又た京官より地方官へ、或は升進、或は貶降等皆改任とすべし、○注考官は、上條に集對讀の解の下に云へし如く、主典(シヨキ)が考査文を朗讀するを、長官一々其要點を筆記して上中下九段の等級を定むる役人を注考官と云ふ、勿論長官不在なら

ば次官注考官となる、○臧否、臧は爾雅釋詁に、善也ヨキと訓す、不は音鄙、否也、アシキと訓す、又たイナ、或はシカラス共訓す、說文に否は不也、徐鍇の云ふには、不可の意、言ばに見はる故に口に從ふ字とせり、則ち王荊公の字義を解くに似たれ共速諸には棄つ可らざる理屈ありとすべし、○乖舛、乖は音怪、異也、戾也、睽也、背也、ソムクと訓す、舛は音喘、違背也、錯也、錯亂也、雜也、剌也、タガフ、ソムキ、等の訓あり、○褒貶は、ホメオトスと云ふ訓にてアゲサゲに用ふ、

第三條　第一善德義條

本條以下四十八條迄は、考課の主腦たる四善四十二最を示したる條にして、支那にては魏の孝文帝の時には、四善廿七最とし、唐代にては、四善七最とせり、只精粗ある而已、

德義有レ聞者、爲二一善一。

德行、義氣の評判ある者を、第一の善とせよ、

字解 ○德義は、賦役令第十七條、選敍令第十二條に出す、德は得也、性高行を得る、書經の洪範に三德の名あり、直、剛、柔とす、周禮の地官に六德の名あり、智仁聖義忠和とす、義は宜也、事物をして各宜しからしむる也、公共に於ては、義倉、義社、義田、義學あり、人にあ

りては、義士、義侠、義姑、義夫、義婦等あり、畜類にも義犬、義鷹あり、義解、集解に數節の例話を載せり其一二を抄記すれば、漢書循吏傳に、黄覇と云ふ人あり、今の上海より南京に到る間に楊州と云ふ繁花の國あり、コ、の刺史となりて政事を行へしに、庶民其徳になつき、戸口增殖して、治績は天下第一とせり、其後潁州の太守となりて、八年居りしが國中益治まり、鳳凰、神雀數國内に來り集りたりと、後に丙吉の後任となりて丞相に進めり、又た後漢書列傳六十九に、劉昆と云ふ人あり、此人、弘農の太守となりしに、豫て此國内には榛莽荒蕪の地多くありて、猛虎の繁殖一方ならざるを以て、人民常に悔々として農作、旅行に苦み居りしが、劉氏知事となりて三年の間に仁政大に行はるる爲にか、猛虎が幼虎を負て何れの深山幽谷かに逃げ入せたりと云ふ、是等は徳の類なりと義解及び令抄にあり、

同列傳十九に、鮑永と云ふ人あり、後漢は光武帝の建武十一年に、司隷の校尉を拜命して赴任の際、霸陵と云ふ所を通過せしに、田圃の中に、舊主の墓のあるを見認めたるを以て、田畠の中へ車を引き入れさせたれば、從者諫むるに農夫の叱責を以てし、若し犯罪人となりては面目なしと言ければ、永は縦ひ罪人とせらるゝも、舊主の墓邊を空しく通行し克わずと云ふて田圃を荒して墓前に至り、拜哭拜泣哀を盡して去れりと、又た

同書列傳廿一に、蜀の知事なる廉范と云ふ人あり、或時騎馬にて敬陵と云ふ所へ往きしに、途

中泥濘甚たしき爲め或役人が小車に乘りて其泥深き所に來りて車を毀損して、頗る心配の體たる廉を見て之を憐み、自乘の馬を與へて去れりと云ふ、是等を義の類也とせり、

字解　○聞は、奏聞と太政官などに能く使ふ語なるが其時は、奏も申す、聞も申し上ぐると云ふ意なれ共、此令條の聞は、名聞の聞にして、譽といふ義也、

第四條　　第二善淸愼條

淸愼顯著者、爲二一善一。

淸廉潔白、謹愼靜肅の顯著なる者を、第二の善とせよ、

字解　淸愼、淸は潔なり澄也、釋名に濁を去り穢を遠くる也、愼は謹也靜也思也、假令は後漢書列傳第四十四に、

楊震が暗夜人より金を贈りしを辭したる如し、又た晉書列傳第六十良吏傳に胡威と云ふ學生あり、其父荆州の刺史として任務中、胡威京都より休暇を以て父の下に歸省せり、家貧にして車馬僮僕なし、偶驢を驅て單行する而已、歸校の際に方りて父より絹一疋を賜はり、胡威の云ふには、嚴君淸廉の譽れある評判なりしに、此絹は何れより得られしかと云へば父の答ふるには、該絹は俸祿の賜なり、依て長男の威受領して去れり、然れ共歸路途中にて

父の部下の者に施し行けりと、胡威後年徐州の刺史(チジ)となり政術に長じ、風化大に行れ、時の武帝威に云はるゝには、卿(オンミ)の清廉と父の清廉と孰(イヅ)れが潔なると、威の答ふるに、父は自身の清廉を人が知るを恐れましたけれ共、私は自身の潔を人が知らざるを恐れます、故に臣は父に及ばざる事萬々で厶(ゴザリ)ますと云へりと、是等の類を清とすとの事也、又た漢書列傳五十一に孔光と云ふ樞密院の重臣あり、其法規を守り、政事を修むる事一方ならず、退朝の後沐浴して兄弟妻子と燕語する事尋常人の如く、然して該朝廷の事に及べば、更に一言も語らず、或親戚の者、光に問ふに、長樂宮の溫室殿に、珍卉奇樹あるとの巷評なるが如何なる物ありやと問へば、光答ふるに他談を以てして、敢て御所内の事を一語も口外せずと、又た後漢書列傳廿二に樊宏と云ふ人あり、終身奉職中一日として朝夕出勤退廳の時限を一分も誤りし事なしと云へり、是等を愼と云ふの類なるべし、

第五條　　第三善公平條

公平可レ稱者、爲ニ一善一。

公平無私の稱す可き者を第三の善とせよ、

【字解】○公平、私に背き、公けに從ひ、心を用ふる事平直なるを云ふ也、假令ば呂氏春秋第一、

去私篇に、祁黄羊と云ふ臣に、晉の平公が問はるゝに、南陽の知事が闕官であるから、誰がよからうやと、黄羊答ふるに解狐は彼地に適任ならんと、平公の云ふには、解狐は卿の怨敵であるではないかと、黄羊の云ふに、君は臣の敵をお尋ねになりしや、臣は只南陽知事の適否を答へ奉りし而已と、平公感服して羊の言の如く解狐を南陽の刺史に任ぜり、南陽の人民稱贊せざる者なし、孔子も之を聞て善美と稱せり、是類を公平と云ふなるべし、

第六條　　第四善恪勤條

恪勤匪レ懈者、爲二一善一。

靜肅の態度を以て事務に勉勵し、怠らざる者を第四の善とせよ、

字解　〇恪勤、恪は音カク、ツ、シムと訓す、爾雅釋詁に敬也とあり、勤は力を盡すを云ふ、呂氏春秋に、巫馬期なる人あり、單父の知事たり、朝たに役所に出るに尙ほ星を看て行き、暮に役所を退くに又た星を觀て出づると、是の如き類を恪勤懈らずと云ふなるべし、

第七條　　最條

最條。

最は總計四十二條あり、皆各四字宛二句を以て一條とせり、假令ば、玄蕃寮則ち今の外務省の

如き役所は、外客來らず共、猶僧尼道にかなひ、蕃客所を得と云ふ如し、餘は之に準じて知るべし、但し方術則ち古候醫卜のみは、四字を以て成文せり、

字解 ○最は、善也要也極也、通俗には惡にも使用すれ共、四十二ヶ條は極善に使用しある也、

第八條　神祇官條

神祇祭祀、不ㇾ違二常典一、爲二神祇官之最一。謂二少副以上一。

本條は神祇官の少副以上に適用する也、

諸神の祭禮、常例の典禮に違はざるを神祇官の少副以上の最要とせよ、

第九條　納言條

獻替奏宣、議ㇾ務合ㇾ理、爲二大納言之最一。

善事を獻じ、惡事を替け、上へ申し上る事、下へ仰せ下さる事凡て道理に合ふを大納言の最とせよ、

第十條　辨官條

承ㇾ旨無ㇾ違、吐納明敏、爲二少納言之最一。

大ならざる勅旨を畏み承はり、下よりの奏上等其取扱明敏なるを、少納言の最とせよ、

受付庶務、處分不滯、爲辨官之最。謂少辨以上。

本條は、既に職員令第二條、太政官の辨官の項に詳解す、

第十一條　中務條

侍從、覆奏、施行不停、爲中務之最。謂少輔以上。

本條も亦職員令第三條に委し、以下皆大抵同令の各條を參看すれば了解し得らるべし、

第十二條　式部官條

銓衡人物、擢盡才能、爲式部之最。謂少輔以上。

品物を天秤に掛ける如く、人を權り、才學技能者を拔擢するは式部官の最とせよ、

第十三條　治部官條

僧尼合道、譜第不擾、爲治部之最。謂少輔以上。

僧尼は佛道に合ひ、治部は姓氏を掌り、解部は譜第の爭訟を掌り故に此の如し、昌保云く、少輔以上は衍文ならん、委くは職員令に解せり、

第十四條　民部條

戸口不濫、倉庫有實、爲民部之最。謂少輔以上。

戸籍に脱漏冒名のなきやう、倉廩に租稅の米の充實しある、民部省の官人の最とせよ、

第十五條　兵部條

銓二衡武官一、調二充戎事一、爲二兵部之最一。謂二少輔以上一。

武官を銓衡し、軍容を調習し、軍器を充實にするは、兵部官の最とせよ、

第十六條　刑部條

決斷不レ滯、與奪合レ理、爲二刑部之最一。謂二少輔以上及判事一。

裁判果斷與奪道理に適ふは、裁判官の最とせよ、

第十七條　大藏條

謹二於修置一、明二於出納一、爲二大藏之最一。謂二少輔以上一。

諸物品を修め置くことを鄭重に整頓し、出納を明了にするを大藏官の最とせよ、

第十八條　宮內條

堪レ供二食產一、催二治諸部一、爲二宮內之最一。謂二少輔以上一。

供御（クゴ）雜膳等、又官田園池等の產物を供用上不足なきやうに出來得るやうにし、諸部則ち職、寮、諸司を統治するを宮內官の最とせよ、

第十九條　彈正官條

訪察嚴明、糺擧必當、爲彈正之最。謂忠以上及巡察。

警察嚴明、檢擧糺彈必ず的當なるを、彈正臺官員の最とせよ、

第廿條　京職條

興崇禮敎、禁斷盜賊、爲京職之最。謂亮以上。

禮儀風敎を取締り、盜賊を勦絕するは京職の最とせよ、

第廿一條　主膳官條

監造御膳、淨戒無誤、爲主膳之最。謂亮及典膳以上。

主上供御の飮食物を監督製造調味し、淸潔にして禁宜相戒むるを、大膳職、內膳司等の官人の最とせよ、

第廿二條　衞府條

部統有方、警守無失、爲衞府之最。謂尉以上。

部下を統率するに方あり、警護失なきは、五衞府官の最とせよ、

第廿三條　雅樂官條

音樂能諧、不レ失ニ節奏一、爲ニ雅樂之最一。謂ニ助以上一。

舞樂能く調ふて、律呂奏節を失はざるは、雅樂の官人の最とせよ、

第廿四條　玄蕃官條

僧尼不レ擾、蕃客得レ所、爲ニ玄蕃之最一。謂ニ助以上一。

僧尼、令に背かず、遠來の外賓等初めて來朝したる時は、水土に慣れず、風俗に習はざるを以て、當局則ち治部省所管の玄蕃寮(ゲンバ)の係り官等に於て煩濫し不都合なきやうにするは、玄蕃官吏の最とせよ、

第廿五條　主計官條

支ニ度國用一、明ニ於勘句一、爲ニ主計之最一。謂ニ助以上一。

國費を貯へ量り、勘定を明了にするは、主計官の最とせよ、

字解 ○支度と勘句は職員令の第廿二條、主計寮に出づれ共詳解は本條に述ん、支は貯へ也、タクはハカル也、度の音に二あり、徒故、徒落の切とす、ハカル、又はワタルと訓みて、渡と通用するあり、前漢書の賈誼傳に、江河を度(ワタ)るに楫(カヂ)無が如しとあり、度支は支那の官名にして唐書百官志を抄譯すれば、度志は、天下の租稅、物產豐約の宜き、水陸道路の利、歲計の出す

所を掌りて、之れを支調すとあり、則ち主計寮の如し、又度は古へ禁制を法度と云へり則ち法律法制と云ふ如し、勘句の句はコウと音讀して、句配の句にして曲りとも訓め共、本條は曲に非ず、止むとか局とか又は疆界とかと云ふ如し、故に勘定と解釋して可なるべし、

第廿六條　主税官條

謹於蓋藏、明於出納、爲主税之最。謂助以上。

全國に散在する所の官有米廩を修覆し、謹嚴以て米穀を貯藏し、是れが出納を明了にするは主税官の最とせよ、但し在京は、主税自ら檢査し、地方は、税帳に據て知る也、

字解　○蓋藏、蓋は屋根葺及び閉鎖の意なり、藏はオサム也、集解卷十九、穴云く蓋は修め蓋を云ふ、藏は修め置也と、禮記月令に、孟冬百官に命じて蓋藏に謹むとあり、

第廿七條　馬寮官條

調肥閑馬、不脱飼丁、爲馬寮之最。謂助以上。

厩の馬を善良に飼育し、厩係りの役人の戸籍等を脱漏せざるは、左右馬寮官の最とせよ、字解は、職員令第六十三條に述べり、

第廿八條　兵庫官條

愼於曝凉、明於出納、爲兵庫之最。謂助以上。

兵器の蟲乾し、太陽に干し風に凉して、出納を明了にするは、兵庫官の最とせよ、職員令兵庫の條參看すべし、

第廿九條　侍從條

朝夕常侍、拾遺補闕、爲侍從之最。

不斷主上に侍從して、御遺忘を拾補し、御闕失を補益するは、侍從官の最とす、侍從の事は職員令第三條中務省に既述せり、

第三十條　監物條

監察不怠、出納明密、爲監物之最。

庫藏の鍵の取締を嚴重にするは監物の最とせよ、監物の事は、職員令第三條に既述せり、

第卅一條　内舍人條

勤於宿衞、進退合禮、爲内舍人之最。

晝勤宿直、進退坐作禮儀に適するをウトネリの最とせよ、

第卅二等　次官條

職事修理、昇降必當、爲次官以上之最。

職務を整理し、升降必ず的當なるは、諸役所の次官以上の最とせよ、

第卅三條　褒貶必當條

揚清激濁、褒貶必當、爲考問之最。謂式部兵部丞。

清廉の人、下第に在らば、進級を致させ、貪濁の吏員上考にあらば貶して降せ、其褒貶的當なるは、式部兵部二省の丞官たる試問官の最とせよ、

字解　○激濁は、淮南子に出せり、ハケマスの意にて貪濁人をして清廉の人にせんと奮激せしめんとするを云ふなるべし、

第卅四條　判官條

訪察精審、庶事兼擧、爲判官之最。

審問精察し、兼て庶事の擧がるは諸役所の判官の最とせよ、

第卅五條　諸官條

公勤不怠、職掌無闕、爲諸官之最。

本條は四十二最中、其最目に官名のなき官人等則ち主鈴、典鎰(ヤク)及び諸長上官の類に適用する條

にして、公務怠らず、各自の職掌闕かす事なきを最とせよと云ふなり、

第卅六條　主典條

勤ニ於記一レ事、稽失無レ隱、爲ニ主典之最一。

公事を筆記し、稽失隱す事なきは、書記の最とせよ、職員令第一條以下參看、稽は治也、考の意に非ず、

第卅七條　文史條

詳錄典正、詞理兼擧、爲ニ文史之最一。

規則正しく詳錄し、文理兼ねて擧らば、太政官の史官の最とせよ、

第卅八條　內記條

明ニ於記一レ事、不レ失ニ勅旨一、爲ニ內記之最一。

御所內の事を明記し、詔書勅旨を作成するに勅旨を失はざるは、中務省の內記の最とせよ、

第卅九條　博士條

訓導有レ方、生徒宛レ業、爲ニ博士之最一。

學生を敎育薰陶するに方法あり、生徒をして學業に滿足たらしむは、博士の最とせよ、

第四十條

占候醫卜、効驗多者、十得レ七爲レ多。爲二方術之最一。

八卦占卜が十中七も的中し、醫の療病も亦十中七人を全癒さすれば、方術家の最とせよ、

第四十一條　　暦師條

推二歩盈虚一、窮レ理精密、爲二暦師之最一。

月の滿ち缺を精測し、理を究むる事精密なるは天文暦數家の最とせよ、

第四十二條　　市司條

市廛不レ擾、姧濫不レ行、爲二市司之最一。謂二佑以上一。

市場を設立するに男女を別ち、貨物を區分し奸淫盜賊、浮浪の徒をして、其亂行を働かせざるは、市役所吏員の最とせよ、

第四十三條　　解部條

推鞫得レ情、申辨明了、爲二解部之最一。

糺問其情を知得し、陳辨明了ならば解部の最とせよ、職員令第三十條刑部省參看すべし、

字解　○鞫は、音菊、推問也、窮罪也、

第四十四條　　太宰條

禮儀興行、戎具充備、爲太宰之最。謂少貳以上。

禮節儀式を能く行ひ、兵器の設備充分なるは、太宰府の官員の最とせよ、

第四十五條　　國司條

強濟諸事、肅清所部、爲國司之最。謂介以上。

諸事を強濟し、部屬する所を肅清にするは、地方官の最とせよ、

第四十六條　　國椽條

無有愛憎、供承善成、爲國掾之最。

原被兩方に對し愛憎偏頗なく、能く事を判斷するを地方判官の最とせよ、

字解　○供承、集解に釋云く、廣雅に供奉也、禮記鄭玄の註に、承は猶事の如し、下條四十九條によれば、上官の指麾を待て承け順ふを云ふなるべし、

第四十七條　　防司條

防人調習、戎裝完備、爲防司之最。謂佑以上。

サキモリに能く演習を致させ、兵裝充分に設備せば、崎守の司さの最とせよ、

字解 ○防人は、第十七篇、軍防令に詳解す、

第四十八條　關司條

譏察有方、行人無擁、爲關司之最。

問察に方法あり、旅行者をして相滯らす事なきを關守の最とせよ、軍防令、關市令、職員令第七十條等參看すべし、

字解 ○譏は、問也、ソシルの意に非ず、問察又伺察とす、擁は、滯也、關司は、關守也、擁は、壅と義同じ、

一最以上有四善、爲上上。一最以上有三善、或無最而有四善、爲上中。一最以上有二善、或無最而有三善、爲上下。一最以上有一善、或無最而有二善、爲中上。一最以上、或無最而有一善、爲中中。職事粗理、最善弗聞、爲中下。愛憎任情、處斷乖理、爲下上。背公向私、職務廢闕、爲下中。居官諂詐、及貪濁有狀、爲下下。若於善最之外、別有可嘉尚、

及罪雖成殿、情狀可矜、或雖不成殿、而情狀可責者、省按日、皆聽臨時量定。

何れの官員にても一最以上四善あらば上の上とせよ、一最以上三善あるか、或は最なくして四善あらば上の中とせよ、一最以上二善あるか又た最なくして三善あらば上の下とせよ、一最以上一善あるか又最なくして二善あらば中の上とせよ、一最以上或は最なく共一善あらば中の中とせよ、職務粗整理しても善最の評判無き者は中の下とせよ、愛憎を心に任せ、處斷道理あらざるは下の上とせよ、公事に背き私事に向ひ、職務闕勤等を致せば下の中とせよ、官に居て諂ひ僞り、又た貪欲なる者は下の下とせよ、若し善や最の外に別に賞賛し尊ぶべき事あるか、又た罪が罰金刑に處せらるゝと雖、情狀の憐む可き歟、又た罰金に刑せられず共情狀に於て責むべき者等は、式部兵部の考査日に臨時に按定せよと也、

字解 ○殿は、本條にては單に罰金刑と看做して置く方首肯し易し、委くは下條五十五條及び六十二條に解す、○矜は、憐む也、

第四十九條　分番考試條

凡分番者、毎年本司量其行能功過、立三等考第。小心謹

卓、執當幹了者爲ㇾ上。番上無ㇾ違、供承得ㇾ濟者、爲ㇾ中。逋違不ㇾ上、執當虧失者、爲ㇾ下。對定。訖、具記送ㇾ省。

本條は、交替勤務の官員の考試を云へし令條にして、則ち非役交代勤仕の者は、每年其勤め居る役所が其者の行狀技能功過を量りて、三等の考試をせよ、小心にして謹み深く、職務勉勵に賢き者を上等とし、次に勤務時間等を違へず上官の指麾命令を遵奉し事務を成す者を中とし、又次には既定の勤仕もせず、屢缺勤の者を下とせよ、是等の考績を本人に聞せ終らは、式部兵部の二省へ具申せよと云ふ也。

字解 ○卓は、竹角切。音涿、タカシ、コユルの訓あり卓然、卓越の卓にて高く群を拔くを云ふ、○執當幹了は、事務敏腕と云ふ如し、執當は執掌の如し、幹は强也、了は慧也、强幹慧了能く事に堪ゆるを云ふ也、○供承は、上官の指麾命令を畏り順へるを云ふ、○得濟は、成し濟ますを云ふ、

第五十條　　兵衞考第條

凡兵衞、立二三等考第一、恭勤謹愼、宿衞如ㇾ法、便二習弓馬一者、爲ㇾ上。番上不ㇾ違、職掌無ㇾ失雖ㇾ解二弓馬一、非二是灼然一者、爲ㇾ中。

違番不上、數有犯過、好請私假、不習弓馬者、爲下。

兵衞にも、三等の考を立てよ、恭しく愼重の態度を以て宿衞する事規則に背かず、射藝馬術を習熟する者を上とすべし、又た出勤も既定通り、職務も過失なく、弓馬の術を知ると雖も鍛錬せざる者を中とし、次は勤め方規則通りならず、屢過失あり、好んで缺勤を致し弓術乘馬の技をも稽古せざる者を下とせよと云ふ也、

字解 ○番上は、出勤、○解は、知ると云ふ如し、○灼は、之若、職略の二音の他之邵切あり、音酌又昭、共に燄々明瞭の意なるべし、○違番不上は、出勤日に出勤せざるなり、○私假は、自分勝手の休暇を云ふ、

第五十一條　衞門考第條

凡衞門門部、立三等考第。正色當門、明於禁察、監當之處、能肅奸非者、爲上。居門不怠、撿挍無失、至於禁察、未是灼然者、爲中。不勤其門、數有愆違、撿挍之所、事多疎漏者、爲下。

本條は御所の諸門を守衛する衛士を統率する門部の考第を云ふ條にて、門部も亦三等の考とす、容貌嚴正にして阿曲（マガリ）を爲さず、禁戒細察明敏にして、實際に能く奸非を靜める者を上等とし、次は門に居て怠らず、撿校粗漏多からざる者、其禁察に至て優ならざる者を中とし、其次は門を勤めず、屢愆（アヤマ）ちあり撿校の所に粗漏多き者を下とせよと云ふ也、

字解 ○正色は、顏色容貌嚴正を云ふ、○禁察の禁は制止警戒の如し○察は、普く視るを云ふ則ち覆審の如し、○監當之處は、監察の場所、○肅奸非は、規則違犯者又は惡る者共を糺し靜める也、○灼然は、明了の如し、○愆は、過也、○撿校は、檢査の如し、

第五十二條　國郡司考課條

凡國郡司、撫育有レ方、戸口增益者、各准ニ見戸一、爲ニ十分一論。加ニ一分一、國郡司謂ニ椽及少領以上一。各進ニ考一等一。每レ加ニ一分一、進ニ一等一。增レ戸、謂レ增ニ課丁一。率ニ一丁一、同ニ一戸法一。每ニ次丁二口、中男四口、不課口六口一、各同ニ一丁例一、其有ニ破除一者、得ニ相折一之。若撫養乖レ方、戸口減損者、各准ニ增戸法一、亦減ニ一分一、降ニ一等一。每レ減ニ

一分、降一等。課及不課、並准上文。其勸課田農、能使豐殖者、亦准見地、爲十分論。加二分、各進考一等。每加二分進一等。謂熟田之外、別能墾發者。其有不加勸課、以致減損者、損一分、降考一等。每損一分、降一等。謂熟田之內、有荒廢者。若數處有功、並應進考者、亦聽累加。

郡長以上の地方官は、管内の人民を撫育するに皆夫々の方法あり、其適否に依て戶口田圃の增減を來す也、其宜きを得て戶口增殖さすれば、現在の戶口を十分して、其一分を增加せば、郡役所の次官以上を始め國の當該官吏に、各一等宛進級させよ、其上一分を增す每に一等宛升進させ、此考課の計算法は、戶令にある如く、正丁一人を標準とし、次丁ならば二人、中男ならば四人、不課役の人ならば六人を以て各正課丁一人に相當さする也、若し甲の地は增殖でも、乙の地は減損ならば相殺則ち差引すべし、若し又撫育道に違背し、戶口減少せば、一分に付き一等宛貶降する也、又た農業を奬勵して收穫を豐饒ならしむるとか、或は古田の外に新開田を致さばヤハリ十分論を立て進級させせよ、此場合は二分に付き一等宛とす、又た奬勵を怠るのみ

ならず、却て耕田を減損し、或は古田を荒廢せしむる等あらば、一分に付き一等宛貶官すべし、若し數多の功ある者は進級を累加(カサネクハヘ)せよと云ふ也、

字解 ○見戶は、現在の家也、○熟田は、今云ふ古田或は上田と云ふ如し、

第五十三條　國郡司係戶口增減條

凡國郡以戶口增益應進考者、若是招慰。謂不從戶貫而招慰得者。**括出、隱首、走逃者、得入功限。折生者不合。若戶口入逆、走失、犯罪配流以上、前帳虛注、以致減損者、依降考例。**沒賊、非人力所制者非。

管內人口の增加を以て、當局者に對して進級升敍等す可き者は、蝦夷人の如く戶籍に從ひ入らざる者を招きて耕作させたとか、或は戶籍帳に名なくして當局者に於て撿出(ミツケ)した人民とか、或は無名の人民自ら來り耕して始めて顯れ知られたる者とか、或は曩日に既に逃込して後ち悔悟歸國したる者とか、又た浮浪人にて戶籍面消滅し居る者とか等の人民は、ヤハリ當局者の功の中へ算入する事が出來得る也、併し分家則ち新家を構へる事は功の中へは入れられぬ、若し戶口逆徒に入り、或は逃亡し、流罪及蠱毒製造者の同居に連坐せし以上の犯罪者にして、

前任の當局者の時の戸籍帳に記載しありて、後任當局者がソレを其儘削除せざるとか、又た逆賊等の侵略に逢ふて減損をして居らは、考を降すの例に依れとなり、但し人力にて抗抵制禦の出來ざる場合の逆賊侵略に逢ひし者は此限に非ずと云ふ也、

字解 ○招慰は、招き安すめ也、○括出の、括は撿なり義解に戸籍帳に名無くして、官司勘へ出す者也と云へり、○隱首は、隱顯の如く、首は顯る也、自首の首にして申し告るの義をも含めり、○折生は分ち生するの義にして分家とか新家とかを指せり、○蠱毒は、本文になし義解に記載せり、則ち蟲の毒を以て人を呪ふ也、東垣の食物本草第廿二卷に梁の陶弘景の蠱毒説を詳細掲載しあり、○前帳虛注は、死者或は逃亡者の戸籍を削らざるを云へり、則ち前任官の時の帳に虛しくしるしあるといふ文字なり、○沒賊は、賊に奪掠せられて心にもなき賊の仲間入りをして居るを云ふ、○非は、塙本にイハスと假名を附せり、此限に非すと言ふ如し、

第五十四條　　勸農餘功條

凡官人、因㆘加㆓戸口㆒、及勸㆗課田農㆖、并緣㆓餘功㆒、進㆑考者、於㆑後事若不實、縱經㆓恩降㆒、其考皆從㆓追改㆒。

當局者に於て戸口を增加し或は農業を勸獎發展し、又其他に功績等あらば、考を進めて升叙せ

よ、併し後に至り其事虛ならば、たとへ恩赦的の下げをしても、叙任は追改すべしと云ふ也、

字解 ○恩降はお情けのある下げ方なり、下の六十二條參看すべし、

第五十五條　官員附殿條

凡官人、犯罪附殿者、皆據案成乃附。私罪、計贖銅一斤爲一負。公罪、二斤爲一負。各十負爲一殿。當上上考者、雖有殿不降。解謂非私罪。自上中以下、率一殿降一等。則公坐殿失應降。若當年勞劇、有異於常者、聽減一殿。其犯過失殺傷人、及疑罪徵贖者、並不入殿限。

官員が、公又は私罪ありて、豫審終結の曉に、下の考となるものは、贖罪金を納了せざるも殿に附せよ、但し從來上上の考ある者は一殿あるも貶降するな、併し是は公事の爲めに生ずる犯罪の時に限る也、上の中より以下の考は、一殿に付き、一等宛を降せよ、若し公事に係る犯罪にして降さるゝと云ふ共、他に職務勉勵等の廉あらば、一殿を減ずる事を許せと也、又た過失殺傷或は疑罪にて贖罪金を徵せらるる者は、並に殿には入れぬと云ふ也、

字解 ○殿は、堂練切、音電、しんがりと訓す、後狩(シリガリ)の義にして後軍の如し、之を轉借して、春秋繁露に、考試の法九等あり、一を最とし、五を中とし、九を殿とすとあれは、下の下と云ふ事になる、卽ち一殿は十負にして贖銅一貫六百目と三貫二百目を云ふ、前の第四十九條及び下の六十二條參考すべし、○案成は、今云ふ豫審終結の如し、○贖銅一斤は、當時は黃金少なき故に銅を以てせり、一斤は唐目(トウメ)の百六十目也、度量衡の解は第卅篇雜令にあり、○負は音婦にして、背也、荷也、擔也、恃也、愧也、恩に背きて德を忘るを云ふ、又た違及憂也の義あり依て說文的の解にては、人の貝(タカラ)を守るに從とあり、是等より轉用して私罪ならば、銅一百六十目を一負とす、公罪の一負は私罪の倍にして三百廿目なり、之を十倍したる則ち私罪ならば一貫六百目、公罪ならば三貫二百目にして杖罪の一百叩きより、徒刑の一年則ち杖の二百に當るを十負とす、十負は則ち一殿の事なり、○勞劇は、非常に職務勉勵を云ふ、

第五十六條　官員犯罪等級條

凡官人有ㇾ犯、私罪下中、公罪下下、並解㆓見任㆒。則依ㇾ法合㆓除免官當者、不ㇾ在㆓考按之限㆒。並奪㆓當年祿㆒。本犯不ㇾ至㆓除解㆒、而特除解者、不ㇾ徵。其考解者、期年聽ㇾ敍。

官人の犯罪中、私罪は下の中考、公罪は下の下等公私の殿を計算してコヽに至らば現任を免職せよ、免官の方法は、官位褫奪、或は免職或は官職を以て罪に代ふる官當と云ふありて、是等の者は考試の限に非ざる而已ならず、兼て當年の祿をも渡す勿れと云ふ也、其本犯は免職奪位に至らずして、特に有位除官に止むる者は、考試落第するも一年の後に於て叙任する事を聽許せよと也、

字解 ○除は、官位褫奪にして、六年の後再び就官する事あらば、先官より二等下級にて叙任せよ、○免は、現官職を解く也、三年の後再任せは、ヤハリ二級下たにて叙任せよ、○官當は官位を以て罪を代償する也、○祿は次の第十五篇祿令に詳述す、則ち一年四季に賜はる織物、絲、綿等を初め食封、職封を云ふ、實際は二季に賜りしなり、○考解は、考試の第に上り得られざるを云へり、（本篇六十三條、選敍令三十七條、公式令八十四條、獄令二十七條等を參照すべし、）

第五十七條　　内外初位條

凡内外初位以上長上官、計考前釐ㇾ事、不ㇾ滿二一百四十日一、分番不ㇾ滿二一百四十日一、若帳内資人不ㇾ滿二二百日一、並不ㇾ考。分番者、若日有二斷絕一、欲ㇾ於二考前一倍上ㇾ者、皆聽二通計一。則先從二公使一、後

改官者、起補佐日、及任訖未上、便差宛使者、起差使日、並同在司釐事法。若舊人被使、後得替者、替後使日、亦聽通計。其有功過灼然、理合黜陟者、雖不滿日、別記送省。其分番與長上通計爲考者、分番三日、當長上一日。毎年考文集日、省勘校、色別爲記。具顯功過。三位以上奏裁。五位以上、太政官量定奏聞。六位以下、省校定。訖、唱示考第、申太政官。若當下第、狀有不盡、量校難明者、附使勘覆。善惡待後年惣定。若過考之後、訴理不伏應雪者、亦如之。

本條は、日勤及び交番勤務の一年間の日數に依て考試の如何を次第したる條也、内外初位以上の現職、出勤の官員をは、考の前に於て事を釐めて二百四十日に滿たず、又た交番出勤者ならば百四十日に滿たず、又た親王家の帳内或は大臣家等の資人の如きは二百日に滿たざれば、皆考試せず、但し交番出勤の人が時々缺勤せし事ありて、考試前に其代償勤務をすればソレ等を通計して宜し、又た先きに分番にして、後に本官に任ぜられたる者が、分番中に缺勤ありソレ

を本官になりし上(ウヘ)にて代償的に差繼(ツ)ぎ勤務はさしてもよろしい、又た分番が途中解任され、其後再び使るる時にも亦舊の勤めたる日數を通計する事を聽許(キヽユル)せよ、而して功過顯著にして黜陟(アゲサゲ)すべき者あらば、既定の考試日に滿たずと雖も別に記して式部又は兵部省に送れ、其交番勤務と長上則ち毎日勤務とを通計して考をする時には、交番の三日は長上の二日に當つべし、而して毎年考試の書類の集まる日に、武官ならば兵部省、文官ならば式部省が勘査して、種別に記して具さに功と過を明了ならしめ、然して三位以上は奏裁を仰げ、但し右大臣以上は考外とす、五位以上は太政官にて量り定めて奏聞せよ、六位以下は右の二省にて按査し定め、此事務終了せば考第を示して太政官に申達せよ、

若し考が下第に當りて、行迹等尚盡さざる處ありて、量按明了にし難き者は、便宜の使者に附して反覆再査せしめよ、併し此場合には、其善惡は後年を待ちて惣て定めよ、

若し又試檢官に於て考試を過ちたる後に、被考試人より常理を以て出訴し、考試官(シケンクワン)の考に服從せざる事あらば、明了にすべしと云ふ也、

字解 ○初位は九位の如し、○長上官は、毎日勤めの本官を云ふ、○分番は、非役等の有位者が隔日に役所へ勤めに出て居る者、○帳內は親王家の家來にして舍人の如し、○資人は大臣家等の家來にして大臣家の舍人の如し、○公使は、上述の非役有位者等の役所に公けに使はるゝ

を云ふ、○唱示は、マウシシメス也、○使は、便宜の使者と云ふ如し、○勘覆は、反覆再査の如し、○雪は明也、アカスと義解に訓せり、ス、グ、洗ふ、拭ふ、清む等の諸訓あり其意大同少異なるべし、第廿九篇獄令　第卅四條參考すべし。

第五十八條　任二官條

凡任二官以上、各依官考。省考校日、聽以功過相折、累從一高官上考。若一官上犯私坐應解者、則並解。則一官去任者、聽廻所累考、於見任官上論。

本條は、一人に對して、一時に二官以上を任じ又た二官以上を現職とする人の法制也、二官以上を任ずる時は、各其官の考に依れと也、式部、兵部二省の考査日には、功過差引して累ねて一の高き官の上に從ふて考査するを許せ、若し一官の上に私已の犯罪等ありて解官せねばならぬ者は、有位除官とせよ、又た現職二官の內、一官は止を得ざる事由にて去る者は、累ぬる所の現職の考を廻はして、現任の官の上に於て立論するを聽許せよと云ふ也、

字解　○省は式部兵部をいへり。○相折はアイヘギと訓み、折は分ち奪ふの義、俗語の差引といふ言葉の如し、第廿九篇獄令第五十二條、及び第卅篇雜令第十九條出擧（スヰコ）の條等參看すべし。

凡大貳以下、及國司、謂目以上。毎年分番朝集。所部之內、見任及解代、皆須知。其在任以來年別狀迹、隨問辨答。

地方官としては、毎年四度宛使者として上京する役があり、第一に、大帳使と云て調則ち戸別年貢と、庸則ち人に課する課役の豫算帳を携帶して上京する使と、第二には正税帳使一名大税帳使と云ふて、田租の決算帳を携帶して上京する使と、第三には、貢調使と云ふて、貢献する物品を携へて貢献する使と、第四には、朝集使と云ふて、管轄國內の政績、官吏の行迹等を上申する爲に上京する使と也、本條は其內第四の朝集使の心得也、

太宰府の大貳(次官)以下、諸國のサクワン(目)以上に於て、毎年交代して、十一月一日迄に上京し、式部兵部の二省へ管內の政績官吏の行迹及び現職任免、或は在任以來の年別行狀等詳細に承知し居て、式部等の係官の問に應じて明答せよ、若し答辯に躊躇し或は明答し得ざる朝集使は解任か將た貶降かの考試の厄に逢ふ事と云ふなるべし、本篇第一條參看して可なり、

字解 ○見任は現任、○解代は、解任交代、

第六十條　內外官人條

凡内外官人、准考應解官者、則不合差事。待符報則解。

内外の官員中、考に准して解官すべく者には、大帳使や、朝集使の如き御用は勤めさする事はならぬ、何しろ太政官の達しに接したる上にて解官せよと云也、尚太政官の符報を待つ間は、兼て給與ありし家來及び職田は取上げられぬと也、

第六十一條　應考官條

凡應考之官、犯罪案成者、考日則附考状。若他司人有功過者、錄牒本司附考。其在京斷罪之司、所斷之罪、九月三十日以前、並錄送省。

考試すべき官員、犯罪あり、豫審終結せば、考試當日に考に附けよ、若し他役所の人にして功過あるを認めは、其本人就職し居る役所に移牒して考に附けよ、併し在京の諸役所に於て判決したる罪状は、殿に成ると否とを論ぜず、九月三十日迄に式部兵部の二省に具申せよと也、第二十九篇、獄令參看すべし、凡て犯罪人の裁判は、笞、杖、徒、流、死の五刑の内其杖罪以下は、諸役所の判官にて裁判し、徒刑以上は刑部省の裁判なるべし、

字解　○案成は豫審終結○他司人は他役所の役人○省は式部兵部の二省を指せり、

第六十二條　官人犯罪條

凡官人犯罪、勅斷有輕重者、皆依勅斷附殿。若本犯不成殿、勅令附考者、依本犯附考。則別勅放免、及會恩降者、並不入殿限。本犯私罪斷徒以上、蒙恩免、當年考應居上者、亦准殿降。唯不得降至下第。若本犯免官以上、及贓賄入已、恩前獄成者、仍以景迹論。貶考奪祿、並依常法。則非除免者、不解官。

本條は、官員の犯罪に對し、勅裁、恩免、恩降の關係を示したる令條也、

官吏の犯罪に對し、勅裁ある時は、其勅斷の輕重が、前役所の裁判の輕重に關するも、皆勅裁に依りて殿(バツキン)に附けよ、假令(タトヘ)は、官人が私罪にて、杖罪一百を犯して贖罪銅十斤すべきは則ち一殿（銅三貫二百目）と爲り然るに勅斷にては、杖九十とあらば則ち贖罪銅九斤（二貫八百八十目）に爲るに依りて、一殿にならず、若し之に反して勅斷重くなりて、徒罪一年とあらば贖罪銅は二十斤（六貫四百目）となるに依りて二殿に附けらるゝと云譯也、』若し本犯は殿に成らずして、勅裁に

於て考に附けらるれば、本犯に於て考試に附けよ、假令ば、犯罪が杖罪九十なるに、勅斷が一百と決せらるゝも、其贖罪銅は九斤に依て考に附けよ、若又た之に反して勅斷輕くして、杖七十の刑なるを勅裁に於て六十杖と決せらるれば、贖銅六斤を以て考に附けよと云ふ也、故に輕きに依つて決するの法也、』

又た特別の勅命に依て、放免、及び恩赦、恩降等に逢ふ者は、殿の限に非ず、而して本犯私罪にして、其判決徒刑以上であるか、又た恩免等を蒙りし者にして、當年(ソノトシ)の考が、上に置く可き者は、殿に准じて降せよ、併し貶降しても、中の下以下の下第に貶降する事はならぬと也、』

若本犯が、免官以上、或は收賄の差罪にて、恩赦等の恩命前に刑の執行相濟み居たらば、仍ほ犯人の行狀事蹟を以て論じて、貶考、奪祿等の事は、前記の普通法に依れよ、而して官位褫奪免職に非ざる者は、解官するなと也、』

字解 ○殿は本篇第四十九條第五十五條參看すべし、○恩降は、恩赦、恩免の如くにして只輕重の少差あるなるべし、○居上は、上位に置く也、○下第は、中の下以下を云ふ、○贓賄は、賄賂(マイナヒ)とか苞苴(ソデシタ)とかを己(オノレ)に納むる也、則ち今謂ふ收賄に同じ、○景迹は、本篇第二條にあり、○奪祿は前條五十六條及び第十五篇祿令第五條及七條を參看すべし、○除免は同前五十六條に既述せり、

凡每年諸司、得國郡司政、有殊功異行、及祥瑞災蝗、戶口調役增減、當界豐儉、盜賊多少、並錄送省。

本條は、中央政府則ち在京諸官省が、每年地方の政績、地方官の功狀行蹟を調査して、考課の材料とするを示したる令條也、

中央政廳が每年地方廳の政績、當局者の殊功特異の行蹟、及び管內に發する處の瑞祥、災害戶口及び年貢の增減、管內の豐凶、盜賊の多少、等具さに錄して關係の本省に送達せよと也、

字解 ○諸司は、太政官の辨官、民部、治部、刑部等の官省を指す也、○殊功異行は、功狀行迹の超倫拔群を云へり、○瑞祥は、麟鳳龜龍の顯れたる類にして、委しくは第十八篇、儀制令第八條、尚參考としては第二篇職員令第十六條治部省、且つ詳例を要せば延喜式第二十一卷治部省式の初めを參看すべし、○災蝗は、今云ふ蟲害なり、既に戶令の第四十五條に解せり、○當界は、其國其郡と云ふ如し、○豐儉は集解朱說に、田荒ざるを豐、荒たるを儉と云へり、○送省は、殊功異行に關する書類は、太政官の辨官に、瑞祥は治部省に、戶口調役等の增減は民部省に、盜賊の多少は刑部省に書類を送達するを云へり、

殊功異行に就て、史的例話の一を擧れば、三國志は魏の列傳十六に、

鄭渾と云ふ人あり、博學の名儒たり、後に沛郡の知事に命せられて任地に赴き見れば、其國は卑濕の地にして、洪水氾濫頻繁の爲めに、樹木は喬大ならず、果實結ばず、五穀豐熟せざるを以て、人民菜色を顯はし居るを目擊すれは、憂心忡々睹るに忍びず、日夜千思萬慮の結果、一方法を案出し、則ち河溝を開鑿して排水を盛んにせしに、國内の全土乾燥に變じ、果木を栽て藩籬となさしめ、喬木を植林せしめ、五穀は非常に豐熟して從來の幾倍に達して增收せしかは人民大に富饒となり、其恐悅言語に堪たりと、從て租稅の上納も亦充分に至りしと云へば、政府の滿足も亦想像に堪ざる也、之れに依て縣民は、渾知事の大恩に浴して生命を拾ひ得たり、合して子孫長久家運繁榮の道確立せしとて其首府に一大頌德の紀念碑を建設して萬古不滅に後昆に垂れて知らしめたり、尙中央政府に於ても其後は、渾知事の子孫をして蔭位的の高位高官に叙任しありしと也、次に後漢書列傳十九に

鮑永と云ふ人あり、前記渾知事と大同小異の史談なれば略す、

又た後漢書列傳六十六に、

仇覽と云ふ人あり、蒲亭と云ふ處の長となりしに、其所に陳元と云ふ親不孝者が母と獨居してけるに、母が覽の長となりて着任せし早々自身の長男元の不孝を訴へて懇請せしかは、覽之を

快諾し、早速に陳元の家に到て、諄々として孝行の大なる德を勸め、傍ら多方面の之に關する勸善懲惡の實話實例を以てせしに、其説諭の尋常ならざる、覽の赤誠の感動に依りて、元が悔悟徹底し直ちに孝行者となりたれば管內一般の老若男女の言草に親を喰殺す梟が、親を養ふ反哺の烏鴉と良化したりともて囃せりと云へり、又た同書十五に、

卓茂なる人の傳あり、仇覽と大同少異的の人物なれば略す、之れを我皇國に近き例を取れば、中江藤樹の如き、又は、

故乃木將軍の如きは、戰死したる兵卒の貧困遺族を訪問して金錢物品を惠贈し慰藉したるが如し、皆異行の類とすべし、但し甲は考課に附するも乙は考課に算せざる也、

第六十四條　家令條

凡家令、毎年本主、准諸司考法立考。嬪以上、及內親王家事、隷宮內省。考訖、申省案記。准考應解者、同諸司法。

本條は親王家の文學、家令(今はカレイと謂へり)より、從三位までの家に給はりたる書記に至る迄の考課法にして、毎年主人に於て、諸役所の考試に準して考せよ、考試終らば式部省に具申すべしと也、

又た解職する場合も同法に準じ諸役所の處置に同斷たる可しとの令條也

字解 ○家令は、第五篇、家令職員令に述べり、但し四十二最に於ては文學、家令、家扶は諸官の最、家從は他役所の判官の最、書吏は諸役所の主典の最を得べきものとされたり、

第六十五條　考外官條

考外位

本條以下の三令條は、外官に對する考課にして、郡吏、軍團、國博士、帳內、資人等の行狀功過を考査する法令也、

第六十六條　考郡司條

凡國司、毎年量郡司行能功過、立四等考第。淸謹勤公、勘當明審之類、爲上。居官不怠、執事無私之類、爲中。不勤其職、數有愆犯之類、爲下。背公向私、貪濁有狀之類、爲下下。其軍團少毅以上、統領有方、部下肅整、爲上。淸平謹恪、武藝可稱、爲中。於事無勤、武藝不長、爲下。數有愆失、

武用無紀、爲下下。每年國司皆考、對定。訖、具記附朝集使送省。其下下考者當年校定則解。

地方の注考官則ち長次官等は、法令既定の四等の考第を以て、每年郡長以下の行狀技能功過を按し、其清廉にして公務に勉勵し一切の調査明確精審なる者を上とし、執務怠らず、私なきを中とし、職務缺勤、屢過失ある者を下とし、公事に違背し私事を行ひ貪慾汚濁の行爲ある者を下の下とす、次に

地方にある軍團にては、少毅以上の者は、部下を統率するに方を得、愼肅整備したるを上とし、清廉公平、謹直嚴格、武技稱す可きを中とし、事務缺勤武技に長せざるを下とし、數々過失あり、軍紀なきを下の下とす、

是等の考課は、每年長官が本人に對して定めよ、考試終了せは、具に記して朝集使に附して式部省及兵部省へ其書類を送れ、但し下下の考は、右二省にては、當年内に校定し太政官に上申の上解職にすべしと云ふ也、

字解 ○貪濁は、本篇第六十二條及び四十二最の末條にあり、此他の文字は前數ヶ條に散出しあれは爰に略す、○軍團、少毅は、第十七篇軍防令第一條十三條及び職員令の第七十九條にあ

り參照すべし、○無紀は、綱紀なし、○朝集使は、前記五十九條及び職員令の太政官、式部省等に既に述べり、

第六十七條　　國博士條

凡國博士、立二三等考第一。居レ官不レ怠、教導有レ方、爲レ上。教授不レ倦、生徒宛レ業、爲レ中。不レ勤二其職一、教訓有レ闕、爲レ下。其醫師、准二効驗多少一十得二七以上一爲レ上。得二五以上一爲レ中。得二四以下一爲レ下。

本條は、學者と醫師の考試にして、他地方官は四等なれ共、本條と次條は三等の段とせられたり、特に新解を要する點もなき如くなれ共、簡單なる贅言を附す、

地方の博士は、毎年上中下三等にて考課とす、職務怠惰ならず、教育方法善良なるを上とし、教授倦まず、生徒に充分稽古を爲さしむるを中とし、職務欠勤教訓粗漏なるを下と爲す、醫人は、施療患者の全快したる多少に依て得點を極め、十名の病人を七名迄全治させたるを上とす、以下之に準すべし、

字解　○宛業は、充分稽古と云ふ如し、○醫師、昔の醫師は、方今一般に呼稱する醫師と異り

官醫に師の字を附して、普通開業醫を醫人と稱せり、本令條は國の官醫なり、詳細は第廿四篇醫疾令に述ぶ、

第六十八條　　考帳内資人條

凡帳内及資人、每年本主、量其行能功過、立三等考第。恪勤不懈、淸廉稱主、爲上。祇承合意、產業不怠、爲中。好請私假、數有愆失、爲下。

從三位以上の人に給はりたる家來の考課は、每年其主人に於て上中下三等の等級を立てて、行狀技能功過を量りて考第を定め、而して謹肅にして勉勵し淸廉正直等主人の心に稱ふ者を上とし、敬恭事をなし、產業怠らざるを中とし、欠勤を貪り、屢過失ある者を下とせよとなり、

字解　○帳内、資人は、第十二篇選敍令の第十六、第七條にあり、○恪は、ツ、シミにて敬也、○稱は、音シヤウ、譽むる又協の義あり、○祇も亦ツ、シミ也、○假は、暇也、○愆は、過誤也、

第六十九條　　考貢人條

考貢人

本令條以下、六箇の令條は、在京大學及び國々の學校の卒業試問共云ふ可き法制にして、第十

一篇の學令は必要の參照とし、兼て職員令の第十三條式部省をも參看して可也、

字解 ○考は、本篇の篇名なれば、篇首に既に解せり、○貢人は、國々の學校にて教育を受けて卒業したる人共の太政官に送りて夫々の官途に就かしむる爲めにタテマツル人(ヒト)と云ふ義なるべし、又た大學に更に入學するのもある也、此後の七十五條に、擧人とあるは、在京の大學の卒業生の事である、

我國も亦善隣國(シナ)の唐代に於ける及第の業と同じく四科の學科の科目ありて、一般の學生が該四科の好む所に從ひて學ぶ也、現今の學制に照せは甚だ不完全の觀を免かれざれ共、如何せん一千二百年前の未開時代の事なれは彼此云爲する譯に至らず、却て古代の文明は比較的に進歩し居た事と稱へざるを得ざる也、四科は下條に於て逐條解述せん、則ち、秀才科、明經科(ミヤウキヤウ)、進士科、明法科(ミヤウバウ)の四つなり、愚按するに秀才は文士(ブンシヤウシ)にして、明經は今云ふ哲學、進士は政治に明法は法律と云ふ如くなるべし、

第七十條　秀才條

凡秀才、試方略策二條。文理俱高者、爲上上。文高理平、理高文平、爲上中。文理俱平、爲上下。文理粗通、爲中上。文

劣理滯、皆爲不第。

秀才科の卒業生には、其對策として、詩文に關する大事の要略二問題を課して筆答せしむ、而して其文辭藻麗に理義高尚なるものを上上とし、又た文辭藻麗なれ共、理義平凡なるは上の中とし、文理共に平凡ならは上の下とし、文詞も理義も粗通ならは中の上とし、文辭拙劣理義澁滯なるものは落第となせよと也、

字解 ○方略、方は大也、略は要也、大事の要略と云ふ如し、○策は、鞭打ッ、謀計の訓あれ共コ、はフダ又はフミと云ふ訓義にて書簡（手紙に非ず）と云ふ一篇の書と看做すべし、○不第は、落第なり。

第七十一條　明經條

凡明經、試周禮左傳禮記毛詩各四條。餘經各三條。孝經論語共三條。皆擧經文及注爲問。其答者、皆須辨明義理、然後爲通。通十爲上上。通八以上爲上中。通七爲上下。通六爲中上。通五及一經、若論語孝經全不通者、皆爲不第。

通一經以外、別更通經者、毎經問大義七條。通五以上爲通。

明經科（テツガク）の卒業生には、周禮、左傳、禮記、詩經の四部の内にて各四問、儀禮、易經、書經の内にて各三問、外に孝經と論語にて各三題を與へ、其問題は各書の本文及び注解文を採用せよ、其答辨が義理明瞭ならは通曉したものとせよ、而して採點の計算は總計十一點として、内チ十點を得たる人は上上とし、八點以上を上の中、七點の人は上の下、六點は中の上、（五點と一經に通じたる者歟）、若くは論語、孝經の二部をは全く知らざる者は皆落第とせよ、又は二經に通じたる外に別の經書を知る者は、其經毎に大義七ヶ條の問題を與へて試むべし、其内五問以上を明答せは及第とせよと云ふ也、

字解 ○周禮外數部の經書等は、第十一篇學令の第五、六、七の三ヶ條に既に詳解せは爰に贅せず、○餘經は、儀禮（ギライ）、易經（シウイキ）、書經（シャウショ）也、

第七十二條　　進士條

凡進士、試時務策二條。帖所讀、文選上帙七帖。爾雅三帖。其策、文詞順序、義理愜當、幷帖過者、爲通。事義有滯、

詞句不レ倫、及帖不レ過者、爲レ不。帖策全通爲レ甲。策通レ二、帖過ニ六以上一爲レ乙。以外皆爲ニ不第一。

進士科の卒業生は、治國の要務、假令は富國强兵の如き策二題と、扳讀(ヌキヨミ共云ふ)の文選は上帙中にて七ヶ所、爾雅にて三ヶ所とす、策文は其文詞の順序整然、義理穩當にして、兼て帖の出來たる者を通曉とし、事義澁滯、詞句亂雜且つ扳讀の出來ざりし者を落第とし、故に作文扳讀共に全通の者を甲とし、策は二に通じ、扳讀は六ヶ所以上讀みたる人を乙とし、其餘は皆不第にせよと也、

字解 ○時務は、國を治むるの要務を云ふ、○策は、富國强兵等の術を云ふ、○帖は、義解に安也、謂ふ心は字の上に物を安て諳誦さするを云ふとあり、昌保諸書を按ずるに、帖音貼タレヌノ、カキモノ等の訓あり故に帳則ち今人所謂ノレン的の物なるを轉用して唐制の試帖、或は帖試或は帖經、帖誦、抔と使用せり、皆各紙片或は布片或は木板片等を以て三四字を覆蓋して諳誦さするを云ふ、依て余今假りに明治以新前に行れたる四書、五經抔の扳讀は全く此帖に一致するものとして牽强を顧みず、帖を扳讀と義訓せし也、○帙は、音秩書衣則ちフミコロモなり、○愜は、音類コ、ロヨクと云ふ訓讀の文字なれ共協又た穩の意を會有するものなるべし、

凡明法、試律令十條。律七條。令三條。識達義理、問無疑滯者、爲通。粗知綱例、未究指歸者、爲不。全通、爲甲。通八以上、爲乙。通七以下、爲不第。

法科の卒業生には、律にて七問、令にて三題を課し、其答辨は問に對して義理を識り、澁滯なくは及第とせよ、粗(ホヾ)大綱を知れ共眞の趣旨を究めざる學生は落第とすべし、全通の學生を甲とし、八以上の得點者を乙とし、七以下の點にては不第(ラクダイ)とせよと也、

字解 ○律は、大寶律にして、當時は名例律、衞禁律、職制律、戶婚律、厩庫律、擅興律、賊盜律、鬪訟律、詐僞獄、雜律、捕亾律、斷獄律の十二篇ありしものと雖も、今は僅かに名例、衞禁、職制、賊盜の四篇さへも殘欠となりて、遺存する而已、○令(リヤウ)は、矢張大寶の令をいへり、○指歸、指は旨也、歸は趣也、趣旨と謂ふ如し、

第七十四條　貢擧人條

凡試貢擧人、皆卯時付策。當時對畢。式部監試。不訖者

不考。畢、對本司長官、定等第唱示。

本條は、貢人擧人の受檢當日の執行法なり、大學生及び國學生を試驗するには當日の朝、日出時に二題の對策問を與へて其日の内に答書させよ、監視には式部省の係り官を出張させ、若當日中に右二問畢らざる者は考試せざる事とせよ、對策了らは、式部卿に對して等級を定めて示せと也、

第七十五條　貢人條

凡貢人、皆本部長官、貢送太政官。若無長官、次官貢。其人隨朝集使赴集。至日皆引見辨官、則付式部。已經貢送、而有事故不及試者、後年聽試。其大學擧人、具狀申太政官。與諸國貢人同試。試訖、得第者、奏聞留式部。不第者、各還本色。

凡て國々の學校に於て卒業したる生徒は、其國々の長官より、太政官に送れ、此人共は毎年上京する朝集使に附隨せしめて上京させ、着京の上は太政官の辨官引見して、而して式部省へ遣

すべし、但し上京はしたれ共、萬一止を得ざる疾病に罹りしか、又たは其他止むを得ざる事故相發せし爲に、京都の試問を受くる事能わざれは翌年へ廻せ、

大學の卒業生は太政官へ具申して、諸國の貢人と同時に試驗せよ、試問終了して及第せは、奏聞の上、式部省に留め置け、然る上所々の官を授けて職に就かしめよ、落第の者は、本國に還へして、本業に就かせと也、

第十五篇　祿令　凡壹拾伍條

本篇は、文武の百官、及び皇族女官等に給はる俸祿の給額季節等の法令なり、

字解 〇祿は、盧谷切、音鹿、說文に福也、廣韻に俸也、集解釋云、鄭玄の周禮に、祿は今時の月俸の如し、跡云、官人に給ふ食料を云ふ也、禮記の曲禮に、士祿以て耕に代ふとあり、

第一條　給季祿條

凡在京文武職事、及大宰、壹岐、對馬、皆依官位給祿。自八月至正月、上日一百廿日以上者、給春夏祿。正從一位、絁參拾疋。綿參拾屯。布壹百端。鍬壹百肆拾口。正從二位、絁貳拾疋。綿貳拾屯。布陸拾端。鍬壹百口。正三位、絁拾肆疋。綿拾肆屯。布肆拾貳端。鍬捌拾口。從三位、絁拾貳疋。綿拾貳屯。布參拾陸端。鍬陸拾口。正四位、絁捌

疋。綿捌屯。布貳拾貳端。鍬參拾口。從四位、絁漆疋。綿漆屯。布拾捌端。鍬參拾口。正五位、絁伍疋。綿五屯。布拾貳端。鍬貳拾口。從五位、絁肆疋。綿肆屯。布拾貳端。鍬貳拾口。正六位、絁參疋。綿參屯。布伍端。鍬拾伍口。從六位、絁參疋。綿參屯。布肆端。鍬拾伍口。正七位、絁貳疋。綿貳屯。布肆端。鍬拾伍口。從七位、絁貳疋。綿貳屯。布參端。鍬拾伍口。正八位、絁壹疋。綿壹屯。布參端。鍬拾伍口。從八位、絁壹疋。綿壹屯。布參端。鍬拾口。大初位、絁壹疋。綿壹屯。布貳端。鍬拾口。少初位、絁壹疋。綿壹屯。布貳端。鍬伍口。家令降二一級一。唯文學不レ在二降限一秋冬亦如之。

本條は、俸祿中、季祿と云ふ祿にして、四季の内春秋二季に給與さるゝ物にて、絁、布、綿、

鍬（スキ）の四種なり、

凡て在京の文武百官、及び太宰府、壹岐、對馬の官員等は皆其官職位階の輕重高下に依りて、給祿の次第を附したるなり、蓋し毎年八月一日より翌年正月三十日まで合計六ケ月の中にて、一百二十日以上上日（シユツキン）したる者には、春夏の祿を給ふ也、而して正從一位の人ならば、絁三十匹、綿拾貫八百目、布百端、鍬（スキ）一百四十挺と云ふ給額にして、以下少初位の人迄順次減額給與さる事、本文の如し、

但し親王家や、大臣家等のお附きの職員は、本文の本官本位相當より一等次級の額を給せよとなり、其内ち文學は給與の限に非ずと也、

秋冬の給祿も亦前の春夏の給祿の如く、二月一日より、七月三十日迄、都合六ケ月の内チ壹百二十日以上出勤したる官員には、前文の通り給與せよと也、

字解 ○絁（アラギヌ）は、賦役令第一條に出せり、○匹は、絹に呼稱する文字にして五丈二尺、布には端と稱して匹をいはず、而して一端を五丈二尺とす、○屯は、ジユンの音讀にて二斤則ち三百二十目也、○上日は、ツトメたる日、○口は、個の如し、○鍬は、和名抄及び楊氏漢語抄共にクハと訓ず、今時もクハと訓すれ共古代は、鋤（スキ）なり、併しスキもクハも其構造及び作用に於ては、甚だ大差なし、其作用の如きは、今は使用者の手元へ牽くをクハとし向ふへ押すをスキと

せり、構造は時代と各地方にて稍差異ある也、尙鍬の詳說を要せば、考古學雜誌第四卷第五號に載てある田中作次郎の考證を參看して可なり、

第二條　四季分給條

凡祿、春夏二季、二月上旬給。以㆓糸一絇㆒、代㆓綿一屯㆒。秋冬二季、八月上旬給。以㆓鐵二廷㆒、代㆓鍬五口㆒。

本條は、季祿を給ふ時期と代用品を示したる令條なり、

秋の給祿は、二月の上旬に、春の祿は八月上旬に給ふ、萬一綿不足の時ならば、糸を以て代給せよ、其時には、綿三百二十目の代りに糸ならば一百六十目を給へよ、鍬の代に、鋏を給はる時は、鍬五挺に付鋏は三貫二百目とせよ、

字解 ○絇も、亦前條の匹、端、屯の如く賦役令第一條及び雜令の第一條に出せり、一絇は一百六十目、○一廷は、鋏十斤にして壹貫六百目に相當す、

第三條　內舍人給祿條

凡內舍人、及以㆓別勅才伎㆒、長㆓上諸司㆒者、皆准㆓當司判官以下祿㆒。其位主典以上者、准㆓少判官㆒。以外並准㆓大主典㆒。

本條も亦前條の如く季祿を給ふ令條なり、
內舍人、及び別勅に技能ある者にて、諸役所に奉職する者は、皆其役所の判官（第一篇官位令に附せし四分四等表）以下の季祿に準ぜよ、若し其位階が主典（四等）以上ならば、少判官（三等）に準じ、其餘は、大主典（四等）に準ぜよと云ふ也、例之は中務省の大錄は正七位相當官にして、少錄は正八位相當なり、若し內舍人は正八位であるならば、省の少丞（少判官）に准じ、又た從八位以下歟無位ならば、省の大錄（大主典）に准ぜよと云ふ也、

字解 ○內舍人は、第二篇職員令第五條、中務省所管の左大舍人寮參考すべし、御所の給仕兼警官及び番兵兼役共云ふ如きの役也、而して此役は大寶元年六月二日の（癸卯）新設とす、（續紀二卷）○別勅は、特別の勅命と云ふ如し、○伎は、伎巧、伎能にて、才也、

第四條　行守給祿條

凡行守者、並依行守處給。若一人帶數官者、祿從多處給。

凡て、行と云ふて位階高くして官職低きとか、又た守と云ふて位階低くして官職高き人達に對しては、其行守に從ふて季祿を給へ、假令は、六位の人が七位相當の職を行じ居れば、七位に當る祿を給へ、又た七位の人が六位相當の職を守じ居れば、六位に當る祿を給へと云ふ類也、

若し一人にして數官を兼務する者は、其兼官中、最も多く當る官にて給賜せよと也、

字解 ○行守は、第十二篇選敍令の第六條に解す、

第五條　給祿停止條

凡應レ給レ祿之官、若有二負犯一應レ除二免官當一、被二推劾一、科斷未レ畢、其祿停レ給。待二斷訖一、校定然後給之。其私罪下上、公罪下中、奪二半年之祿一。

凡て季祿を給ふべき官員が、贖罪銅十斤（三貫二百目）以上に當らふかと推思さるゝ犯罪ありて、免職若しくは官位を以て罪を償ふ如き場合嚴しく糺問せらるゝ時、恰も季祿給與の時期に際せば、裁判未決と雖も給祿を停止せよ、併し裁判無罪となりたる判決の後は給祿せよ、但し、私罪の下の上と公罪の下の中は、半年の祿を奪ふべしと云ふ也、

字解 ○負犯は、第十四篇考課令の第五十五條に解す、罰金刑の如し、○官當は、官を以て罪を贖ふ也、例之は一品以下三位以上は、一官が徒刑三年に當つ、五位以上は二年、六位以下は一年と云ふ如し、但し公罪の時は各一年を加ふる也、第十四篇考課令第五十六條、獄令廿七條等を參看すべし、○推劾は、推問糺彈と云ふ如し、

第六條　初任官給祿條

凡初任官者、雖不滿日、皆給初任之祿。

初任官は、其出勤日數成規の半箇年則ち壹百二十日未滿にても季祿を給へと也、初任官に破格的季祿給與の事は、別に初任官の條例とて遺存し非ざれば確詳を知る能はず、集解に諸先輩の諸說紛紜を極む、其內ち大寶より頗る後代なれ共、大同三年十二月二十七日太政官の達しに、初任官の季祿は限月三分の二に滿たざれば、給せずとあるを見れは、大寶又は養老後に逮んで、稍濫給の弊にても發生せしや、本令發布後百年にして制限の嚴重なる官符の出しを思へば也、

第七條　奪祿條

凡奪祿者、徵半年、限六十日內輸畢。徵一年、限百廿日內輸畢。若限內遇恩、及別勅復任者、並免徵。則應給者、從復任日爲始計。

犯罪等不都合の廉ありて、半年の季祿を奪らるゝ時は、六十日以內に納めよ、又た一年の季祿を取り上げらるゝ時は、百二十日以內に上納し畢れよ、若し納期間にありて特に恩典等に浴す

るか、又た別勅にて復職する者は徵祿を免せよ、併し給與はするけれ共、復任の日より計算せよと也、

第八條　兵衛給祿條

凡兵衛、六月內、上日夜各八十以上者給祿。有位、准大初位。無位、准少初位。授刀舍人亦准此。

凡て禁裡守衛の兵衛と云ふ兵士は、六ヶ月の間に出勤日數晝夜各八十回以上ならば季祿を給與せよ、但し有位の兵士は大初位に准じ、無位の兵士は少初位に准じ、帶刀の舍人も亦之に准せよと云ふ也、

第九條　宮人給祿條

凡宮人給祿者、尙藏、准正三位。尙膳、尙縫、准正四位。典藏、准從四位。尙侍、典膳、典縫、准從五位。尙酒、准正六位。尙書、尙藥、尙殿、典侍、准從六位。尙兵、尙闈、准正七位。尙掃、尙水、掌藏、掌侍、准從七位。掌膳、掌縫、

准正八位。典書、典藥、典兵、典闈、典殿、典掃、典水、典酒、准從八位。自餘散事、有位、准少初位。無位、減布壹端。給徵之法並准男。

凡て御所內の官員に季祿を給はるは、尙藏(クラのカミ)は正三位に準じ、以下の諸役人は本法文の如しとせよと也、

而して無官の女官又は有位者にして現職なき人は皆少初位に準ぜよ、無位の人に對しては、布壹端を減ずべしと也、凡て給祿法と徵祿法は男官に准ぜよと也、

字解 宮職の名義等は、職員令の宮內省所管の諸寮職司、及び後宮職員令の十二司を參看すべし。

第十條　食封條

凡食封者、一品、八百戶。二品、六百戶。三品、四百戶。四品、三百戶。內親王減半。太政大臣、三千戶。左右大臣、二千戶。大納言、八百戶。若以理解官、及致仕者、減半。正一位、

三百戸。從一位、二百六十戸。正二位、二百戸。從二位、一百七十戸。正三位、一百三十戸。從三位、一百戸。其五位以上、不在食封之例。正四位、絁十疋、綿十屯。布五十端。庸布三百六十常。從四位、絁八疋。綿八屯。布四十三端。庸布三百常。正五位、絁六疋。綿六屯。布三十六端。庸布二百四十常。從五位、絁四疋。綿四屯。布二十九端。庸布一百八十常。女減半。其無故不上二年者則停給。中宮湯沐、二千戸。東宮一年雜用料、絁三百疋。綿五百屯。糸五百絇。布一千端。鍬一千口。鐵五百廷。

本條は、食封と云ふて、皇族方に給はる封祿中の封戸則ち食封を品封と云ふ、三位以上の人に給はるを位封と云ふ、四位五位の人には此封戸はない、其代りに位祿として絹や綿を給ふ、併し五位にても本篇十三條の如く、特別の功勳ある人へは、功封と云ふ祿を給はる也、此他五位

以上の人には位田を給ふ、皇族には品田（品は田臣下の位田に同じ支那にては我國の位を品に使用せり）を賜ふ、又た現に官職に在任の高官には、職封と云ふて官職相當の封戸及び職田を給へり、地方官には、職分田と名けて給はる也、田の委しきは第三卷第九篇田令の各條を參看すべし、而して其給額は、一品親王には八百戸、二品には六百戸以下本文の如し、而して四位五位は食封の限に非ずして、正四位には綿三貫二百目、布五十端、此端量は今云ふ處の丈にすれば約百端に當る也、庸の布と云ふて下等の布が二百四十常、女官は半額とせよ、而して故なく出勤せざる事二ヶ年ならば季祿給與を停止せよ、又た中宮の御化粧用として二千戸、東宮の一年の雜用御料として、絁絹三百匹、綿一千斤、糸五百斤、布二千反、鍬一千挺、銕五千斤也、

字解 ○食封は、集解に釋云土を起して堺を爲す之を封と云ふ、周禮に諸公の封地は所謂食邑の意也、跡云く、給地を封と云ふ也、○庸布等は、賦役令に既に述べり、○湯沐は、沐浴化粧なるべし、○常は、釋名に長さ壹丈六尺を常と云へり、

參考としては、天武紀五年八月丁酉の條に、食封を給ふ事を載す、

續日本紀天平十九年五月戊寅、太政官の奏に封戸の事あり、同書延暦八年八月庚寅の條に正三位佐伯宿禰今毛人、致仕して參議の封戸を罷むるあり、同書慶雲三年二月の詔書、同二年十一月庚辰の詔、類聚三代格に大同三年十月丙寅太政官謹奏應賜位封依令條事云々とあり、續紀天

平寶字四年十二月戊辰の勅に女官の祿の事あり、同書寶龜八年九月乙丑の勅にも亦女官の祿の事あり、其他略す、

第十一條　　皇親條

凡皇親、年十三以上、皆給時服料。春、絁二疋。糸二絇。布四端。鍬十口。秋、絁二疋。綿二屯。布六端。鐵四廷。其給乳母王者、絁四疋。糸八絇、布十二端。

皇族は、年齢十三年以上ならば、皆時服の料を給へ、其春の料は、絁絹二匹、糸三百二十目、布は二十丈八尺、鍬十挺、秋は絹二匹、綿六百四十目、布三十一丈二尺、鉄六貫四百目、又た乳母を給はる王には、絁絹四匹、糸一貫二百八十目、布は二十四反也、

參考には、續紀天平十七年五月壬午の制、同書天平寶字三年六月庚戌の條、三代實錄卷の十、貞觀七年二月癸丑朔の條、研究としては、集解釋云慶雲三年の格、延曆六年の格、同十七年閏五月二十三日の勅、等講令備考及び令集解に載せり、コ、には煩を厭ふて省きぬ、

第十二條　　嬪以上條

凡嬪以上、並依品位給封祿。其春夏給號祿者、妃、絁廿疋。糸四十絇。布六十端。夫人、絁十八疋。糸卌六絇。布五十四端。嬪、絁十二疋。糸廿四絇。布卌六端。若帶官者、累給。秋冬亦如之。以綿代糸。

嬪以上は、品位に依て封祿を給へ、其季祿は妃に絁絹廿四、糸六貫四百目、布百二十反、夫人は絁絹十八匹、糸三十六斤、以上本文の如し、若し帶官ならば累ねて給へ、秋冬も亦春夏の如し、但し綿を以て糸に代用せよとなり、

字解 ○女官名稱は、後宮職員令に解せり、○號祿は、男官に季祿といへり、女官に號の字を使用せられしは、周禮春官大祝の注に、號謂尊其名更爲美稱、あるを以て按ぶれは、美稱の意なるべし、

第十三條　功封條

凡五位以上、以功食封者、其身亡者、大功、減半傳三世。上功、減三分之二、傳二世。中功、減四分之三、傳子。下功不傳。

凡て五位以上、一品以上の人にて、勳功を以て食封を給はり、其身死去せば、大功ならば半減にて三代に傳へよ、上功は三分の二を減して二代に傳へよ、中功は四分の三を減じ男女を論せず其子だけに給へよ、下功は本人限りとせよと也、

字解 ○食封は、功封と看做すべし、

第十四條　寺不給食封條

凡寺不ㇾ在二食封之例一。若以二別勅一權封者、不ㇾ拘二此令一。權謂二五年以下一。

寺は凡て食封を給ふ限に非ず、併し若し特に別勅にて給へる時は、權封とて本令に關係せず五年以下たるべしと也、

字解 ○權封の權は、權柄權勢、人權民權々謀等のケン字なれ共、此令條ではゴンと音讀して、權の守、權官等のゴンにて、眞に對するの義なり、

第十五條　令條外特封條

凡令條之外、若有二特封及增一者、並依二別勅一。

本令條の外、若し特に封祿を給與し、又は增封する事あらば、皆別勅に依れと也、

大寶令新解 第五卷

第十六篇　宮衞令　凡貳拾捌條

本篇は、皇城の守衞、行幸啓の鹵簿に係る、五衞府の將校兵士及び舍人等の心得を始め、宮閤門を出入する人の心得に關する法令なり。

字解　〇宮は、爾雅注疏卷の五に、穹也、屋の高く垣上に見ゆるを云ふ、故に殿堂の高大を標形したる也、依て後には、天子及び神祇の居給ふ所而已を尊稱する事とはなれり、衞は禁衞也、凡て左方は左衞府、右方は右衞府の衞る規則なり、

第一條　門籍條

凡應ㇾ入ㇾ宮閤門ㇾ者、本司具注ㇾ官位姓名ㇾ、送ㇾ中務省ㇾ、付ㇾ衞府ㇾ、各從ㇾ便門ㇾ著ㇾ籍。但五位以上、著ㇾ籍宮門ㇾ。皆非ㇾ著ㇾ籍之門ㇾ者、並不ㇾ得ㇾ出。若改ㇾ任行ㇾ使之類者、本司當日牒ㇾ省除ㇾ籍。每月一日十六日、各一換ㇾ籍。宿衞人准ㇾ此。

凡て宮城は内中外の三郭より成る其閤門の他の諸門に入る可き人は、所屬の役所に於て、具さ

に官職、位階、姓名を錄して中務省へ差出し、省之を受取りて衞門府に交付し、衞門府はソレを各人關係用事のある諸門に對し、門籍則ち名簿を備へ置かしむる也、故に各人皆自身在籍の門に非ざれば通用する事能はず、若し地方官等へ遷任したる者ある時は、本人所管の役所は直ちに中務省へ通牒せよ、然れば省にては從來の門籍を卽日に削除せよ、此門籍の改正は每月の一日と十六日の二回に行ふ事とせよ、宿衞の人も亦之に準すべしと也、

字解 ○宮閤門、左右衞門の守る所を宮門と云ふ、左右兵衞の護る所を閤(カフ)門と云ふ、宮門は、四方各三門宛あり合計十二門なり、此中には、內裡を始め、官、省、職、寮、司、署、則ち中央官府の諸官衙悉皆あるなり、而して十二門は南方の中央を朱雀門、其左（東）に美福門、右に皇嘉門、東方の中央を待賢門、其左に（北）陽明門、右に郁芳門、西方の中央に藻壁門、左（南）に談天門、右に殷富門、北方の中央に、偉鑒門、其左に（西）安嘉門、右に達智門あり、（門の外は濠堀にして濠の外は市街なり。）中郭に樞密院か內閣とも云ふべき、朝堂院あり其中に太極殿、小安殿を始め、十四堂四樓二十一門の一郭あり、是等諸門は悉く衞門府の守衞とす、（陽春廬(ヤスンロ)雜考卷）

閤門の閤は說文に門旁の戶、釋宮に小閨或は閤に通じ或は便殿等の諸說あれ共、此令條では內裡則ち主に後宮を標榜して文飾上此字を採用されたるなるべし、今時所謂大奥とも云ふべき內裡則ち眞正の禁裡ならん歟、該禁裡の諸門は明知する能はざれ共、本條に記されざる諸門は左

右兵衞の禁衞する門也、以上は想像の爲め平安朝の宮門を借寫したるに過ざる也、

第二條　臨時門鑑條

凡無籍應入禁中、及請迎、輸送、丁匠入役者、中務省、臨時錄名付府。五十人以上、當衞錄奏。其有所輸送未畢、欲宿守物者、斟量聽留。

本條は、臨時宮城に出入する者等の爲に設けられたる門鑑取締りの心得共云ふ令條なり、常に諸門に名簿の備なき商人等の城內より拂ひ下ぐる物品の受取、又は買上げ品の上納、或は職人等の役に就て出入すべき者共の名は、中務省に於て臨時に出入すべき者共の名を錄して衞門府に交付せよ、其者共五十人以上ならば、衞門、兵衞の二府より奏上すべし、若し上納物品の一定期間に上納し能はずして城外の宿泊所に留め置き守護しながら納めんと申し出れば、中務省は二衞府と交涉の上酌量し許せよ、拂下げの物品も全部受領の終了せざる時も亦右に準せよと也。

字解　○請迎は、拂ひ下げ等を受取る事、○輸送は、納め入るゝ事、○當衞は、衞門兵衞の二府を云ふ、

第三條　身體檢查條

凡兵衛衛士上番、衛士上番、謂自本國初上者。皆須檢點正身、然後奏聞。

本條は、衛士則ち番兵等の身體檢查規則にして、內裡諸門の番兵は、兵衛府の兵衛、及び諸國より法規の通り、勤めに上る衛士則ち兵士等に對して悉く身體の檢查を施して後ち奏聞に達せよ、但し衛士は初めて上りし時一回の奏聞而已にて宜しけれ共、兵衛は交代每に奏聞に達せよと也、

字解 ○衛士上番は、每年諸國より徵兵士として上る者等を云ふ、之を兵部省に於て檢查の上五衛府に分配し送る也、○點檢正身は、兵衛、衛士等の身體を檢查し、逐一名簿の上に照し、筆を以て墨の點を名の上に點し、以て虛實有無を知るの符帖とせりといへり、○奏聞は、二衛府各奏聞するを云ふ、

第四條　開閉門條

凡開閉門者、第一開門皷擊訖、則開諸門。第二開門皷擊訖、則開大門。退朝皷擊訖、則閉大門。晝漏盡、閉門皷擊

訖、則閉二諸門一。理門不レ在二閉限一。京城門者、曉鼓聲動則開。夜鼓聲絕則閉。其出二入鑰一者、第一開門鼓以前三刻出。閉門鼓以後三刻進。則諸衞按二檢所部及諸門一。持レ時行夜者、皆須二執レ仗巡行一、分明相識。每レ旦色別一人、詣二在直官長一通二平安一。

本條は、諸門の開閉に就きての取締り令條也、諸門を開閉するに太鼓を撃ちて相圖とし、其第一の開門太鼓は、日の出二時間前に撃ち鳴しソレを相圖に開門する也、第二の太鼓にて朝堂(現今廟堂と云ふ如し)の南門、則ち太極殿を始め、十四堂四樓二十一門ある所の正門にて朱雀門の奥にある、世に云ふ應天門(チヤウダウノセイモン)を開くのである、次に時刻は明記してなけれ共、內閣諸臣の退朝の太鼓を撃ち鳴らせば、應天門(朝堂の正門)を閉鎖せよ、而して、日沒時に至れば又太鼓を撃ち鳴し、鳴し終れば諸門を閉鎖する也、然れ共、夜間とても多く用事のあるものなるを以て、理門と云ふて今云ふ小門とか又は潛り門(クヾリ)とか云ふ便利の門あり、此門は徹夜閉鎖せざるを以て此門に緣りて用向を辨せよと也、

京城門は後に羅城門と云ふ、此門は京城南端の中央にありて市街の端なり、此門は日出時（卯の刻）の太鼓の音を聽收して開く也、閉鎖は夜太鼓の撃了とする也、

諸門の鍵の出し納れは、凡て開閉より約一時間半計の前と後との事である、鍵の事は前記第二篇職員令の第六十二條、衞士府、後宮職員令の第九條闈司（御門の司）を參看すべし、此闈司に於て出納する也、

門部、兵衞、衞門、衞士等を晝夜一定の回數を以て巡檢するは、五衞府則ち左兵衞は左側右衞門は右側、衞士府は中央及左右兩側の諸門に關し、此各府の主典以上の將校等は交代に擔任區域を巡察する也、但し夜間は護身防禦の仗を携へて巡行し、巡行中左右四役所（五衞府）の同僚相互に能く見知り合ひ置けと也、巡檢終らば毎平旦諸衞府より一人宛自身所屬の衞府の宿直官へ前夜の狀況を通報せよと云ふ也、

字解 ○大門は、應天門則ち朝堂の南門をいへり、○晝漏は、時計也、今の時辰儀と異れり、○理門は、便利門にして夜間の通用門なり、○京城門は、羅城門にして平安城ならば朱雀の末にあり今猶遺跡を存す、講令備考に秉燭譚を引いて曰く、羅生と記せしは分明ならずとあり、拾芥抄に羅城と云ふ事は、郭と云事也、故に羅城門は郭門と云ふ如し、平安城の盛なる時、四方に郭あり其南門也、唐書に高宗の時京師に羅郭を築くとあり、通鑑に唐の懿宗紀の注に羅城

は外大城也、子城は内小城也、又た朝鮮の崔世珍が訓蒙字會に、郭を俗に羅城と稱すとあり、此諸書の文にて其義明了なるべし、羅は周羅、網羅の義にしてヤハリ鳥の網の如き外を掩ふひ圍むより轉用したるなるべし、○鎰は、鍵也、鑰に同じ、○三刻は、古は今の晝夜各十二時をば各六時間宛に刻み晝六時間夜六時間、而して之を十二支に配當して夜半を子の時とし、晝の正中を午の時とし、日出を曉の六時、日沒を暮六時として朝の六時が卯の時、暮の六時が酉の時也、此各の一時間を四刻又は俗に上中下三刻に分ちしもあり、支那では大抵晝夜百刻として一時間を八刻强とし上四刻下四刻とせしも、此令條法文の義解に依れば古の一ト時を四刻に分割しある如く、故に三刻は則ち今の一時間と三十分に當る譯となるべし、○所部は、擔當の場所、○仗は、杖にも通ず、今所謂要心棒の如くなれ共、第二篇職員令の兵部省又は第六十條左兵庫及び軍防令の第四十一、二の條を參看すべし、軍事に兵仗といへ、儀式禮容には儀仗と云ふ、○色別は、種別又は役所別を云へり、○平安は、無事と云ふ如し、

第五條　末宣行條

凡詔勅未宣行者、非司不得輙看。

本條は、詔書勅旨の太政官に送らるゝ際其途中に於て中務省の少輔以上の他は衛門の司さと雖

私かに見る事はならぬと也、

字解 ○詔勅は、詔書及勅旨又は勅書なり、○宣行は、中務省の長次官の署名をいへり、○非司は、中務省の少輔以上の他を云ふ、

第六條　車駕出行條

凡車駕出行、兵衞衞士先按行。及道邊隱暎處、檢察非常、前後呵叱觀人大言、登高者使下。若有所幸、皆先防禁門巷、駈斥所不當留者。

本條は、京外に御幸（ミユキ）の際、御通輦の道路の取締規則とも云ふべき令條なり、京外御出幸の時には、兵衞衞士の兵士等先づ道路を檢察し、路傍隱暎の處抔は一層注意して非常を檢察し、前後拜觀人等の大聲を叱咤し、又た高き所に登り居る者を看留むれば直ちに降らしむ、又京都内に於て御臨幸の時は、御通輦の際丈けは接近各町の小門小道（コモンコミチ）の通行を暫時禁止すべし、又停まるべき所に非ずして留まり居る者あらば其者を追拂へよ、但し此警戒は鳳輦乘輿を距る事約三百歩則ち五十間程の距離迄の事たるべしといへり、

字解 ○車駕は、天子の乘物を指す、○出行は、行幸を云へり、○按行は、ミアルク則ち考檢察行

也○隱暎、暎音英、暎瞴にして隱翳不明也、オグラキと云ふ如し、○驅斥は、追ひ拂へをいへり、

第七條　理門條

凡理門至夜燃火。並大器貯水。監察諸出入者。

本條は、時間外の通行門則ち便門の取締規則なり、此門は、夜になれば火を焚きて相戒めるなり、但し火災の患を防ぐ爲めに、傍らに大なる器に水を盛り貯へさせよ、而して出入の諸人を監察すべしと云ふ也、

字解 ○理門は、便宜門にして前四條に出づ、大中臣能宣の歌に

御垣守衞士の焚火の夜は燃て
　ひるは消つゝ物をこそ思へ

と吟せしは、愛戀悲慕の意なるも、毛詩氣取に解せば賦比興の詩にて此番兵の勤務狀況の一斑を察して古昔を偲ばるゝなり、

第八條　兵庫大藏條

凡兵庫大藏院內、皆不得將火入。其守當人、須造食者、於外造。餘庫藏准此。

本條は、內外の庫藏倉廩に對する番兵の心得なり、

兵器を納めある庫藏及び大藏の正倉院の內へは、一切火を持て入る事はならぬ、而して此倉庫に直接關係する役人、番兵、小使に至るまで、總て食物を附近にて製造調理する事を免さぬ、炊事等の如きは、庫藏(クラ)を距る事百間を隔つべし、餘の庫藏も亦之に准ずべしと也、

字解 ○兵庫は、兵器を納めてある庫藏、○大藏は、大藏省にて、現今の同名省とは、同名異實にして、昔の本省は單に倉廩而已に關するが如し、國費出納の如きは、民部省の主計寮の管掌とせり故に、○院と云ふて、今猶奈良市に遺れる正倉院の如きは昔の內裡の後方にありて諸國より貢献する調雜物及び珍奇の品物を藏め有る寶藏なり、

第九條　庫藏門條

凡庫藏門、及院外四面、恒持ㇾ仗防固。非ㇾ司不ㇾ得㆓輙入㆒。夜則分ㇾ時撿行。

本條は、各倉庫の諸門、及び正倉院の周圍には、常に帶劒の番兵を分配して守護せしめよ、係り役人の外は入るべからず、夜間は、時間を分け定めて番兵も將校も嚴重に巡察すべしと云也、

字解 ○持仗は、コ、では帶劒と看做した方適當なるべし、仗の字の參考として各令條中に散

見しある所は太約左の如し、第二篇職員令第六十一條左衞士府及び本篇第廿七條に、隊仗なる語あり、又た第二篇左兵庫と本篇第十八條に、儀仗あり、又た第二篇左京職の義解と本篇第十二條、及び第十七篇第四十一條等に、器仗の名あり、又た軍防令第四十二條に、甲仗あり、本篇第四條に執仗、同九條に持仗同十三條に監仗同十九條に戎仗、同廿條に單に仗、同廿七條に仗頭、第廿一篇公式令第五十二條に帶仗等の語を使用あり就て參考すべし、〇院は正倉院、〇非司は當局者外をいへり、本篇第五條等他各篇に同語あり。

第十條　諸門條

凡諸門及守當處、非正司來監察者、先勘合契。同聽撿校。不同執送本府。

本條は、番兵等が、諸門及び守護すべき場所に於て顏も知らぬ疑はしき監察官が來りて監察せんと欲せば、先づ監察官の携帶すべき割符の鑑札を勘査し、守護所に備ある割符に照し合したる上符合いたせば監察を許せ、然らざれば其者を捕へて五衞府の內ち其場所所管の役所へ送れと云ふ也、

字解 〇守當は、守護の場所、〇正司は、擔當所管の役所、〇合契、の契は符書なり、兩札を

書きて其側を刻み合せて信と爲す者を云ふ、今時謂ふ所の割符又は合ひ札を推知すべし、五衞府は府別に合契を有すれ共、其契を給渡するの制規は令條に明文なし、只第十七篇軍防令第廿六條に合符を勘へよとあり、尙第二篇職員令の大國の條及び公式令第四十三條に關契あり、第四十四條に鈴契あり、皆合ふと云ふ意也、契は合なりと字書に云へり、

第十一條　　　　宮墻條

凡宮墻四面道內、不得積物。其近宮闕、不得燒臭惡物、及通哭聲。

本條は、宮城と市街との間にある道路に物品を推積する事はならぬ、尙禁裡に近き處に於て惡臭を發する物を燒却し或は御殿に達するやうな哭泣の聲等を揚ぐる事はならぬといふ也、

字解　○宮闕は、宮或は御殿と云ふ如し、天子の御居所にして、異稱別名尠からず、

第十二條　　　　宿衞器仗條

凡宿衞器仗、若有人稱勅索者、主司覆奏、然後付之。

夜番をする兵衞府の兵衞兵士及び內舍人等の帶する器仗をは、勅命であるとて取上げんとする

如きやうなる事あらば、兵衞府及び中務省の判官以上の人に於て、念の爲め奏聞の上、差出すべしと云ふ也、

字解 ○器仗は、劒及び要心棒の類第九條參考、○索は、求也、○主司は、兵衞府及中務省の判官以上の官人、○覆奏は、念の爲めに奏聞するを云ふ、

第十三條　　鹵簿條

凡鹵簿內、不得横入。其監仗之官、檢校者、得去來。

行幸の際、沿道の警護部隊の警戒し居る處の往來を横切る事はならぬ、併し警衞官の許可を得たる者は此限りに非ずと云ふ也、

字解 ○鹵簿は、ミユキのツラと訓む和訓もあれ共今は一般にロボと云へり、鹵は盾(タテ)也、簿は帳簿也、天子車駕を出さるゝ次第也、○監仗は、各本衞の巡察官をいへり、

第十四條　　車駕臨幸條

凡車駕有所臨幸、若夜行、部隊師、各相辨識。雖是侍臣、從外來者、非勅不得輙入。

本條は、臨幸途中の取締の一節也、市內の臨幸又は夜間の臨幸の節は、陪從の兵士隊長等は互

に能く相議居るべし、若し侍從、少納言或は中務省の少輔以上と雖も、始めより既定拜命の供奉の人に非ずして、新に途中より陪從せんと請ふも、勅命に非ざれば、容易く入るる事はならぬと云ふ也、

字解 ○部隊は、五十人を隊とす、五十人以上の長を主帥と爲せり、○侍臣は、少納言、侍從、中務省の少輔以上をいへり、

衞禁律に云く、車駕行幸の時、隊を衝く者は、杖一百、若し兵衞及び內舍人の仗を衝く者は、徒一年、

第十五條　奉勅夜開門條

凡奉レ勅夜開二諸門一者、受レ勅人、具錄二須レ開之門、幷入出人名帳一宣二送中務一。中務宣二送衞府一。衞府覆奏然後開之。若中務衞府、俱奉レ勅者、不レ合二覆奏一。其奉レ勅人名違錯、即執奏聞。

本條は、勅命によりて夜開門する法令也、

勅旨を奉じて、夜諸門を開くには、勅命を蒙りし侍從は、具さに開くべき門、幷に出入する人の姓名を錄し、中務省に宣送すべし、中務省より、其開く可き門を管する衞府に宣し送れ、其

宣下を受たる衞府は、念の爲めに奏聞して後に開門すべし、假令は口勅とて御口上だけの勅命にて、夜中など開門する時は、勅命を蒙りし侍從が中務に宣送し、中務省は念の爲め折返し奏聞して衞府に宣告し、衞府も亦奏聞し、尙轉じて諸鍵を管理する所の後宮職の闈司に告げ、闈司も亦轉奏して然る後開門せよ、若し中務省と衞府との兩役所が、同時に勅命を蒙らば念の爲め奏聞には及ばぬ、又奉勅の人が、出入の人の名を誤らば、ソレを衞府又は中務が奏聞せよと也、

字解 ○奉勅は天子の命を承まはる也、

○宣送は、申し送りなれ共、凡て至尊に關する所は古來の讀例又は使用文字に特例等ある事なれば、のたまひおくれと訓むといへり、詳細は第二十一篇公式令に述ぶべし、

○覆奏は、念の爲め申し上ぐると云ふ如し、第二十九篇獄令の第五條及び職員令中務省等參看すべし、○違錯は、相違錯誤なり、○卽執の執は之入又た質入切、音汁、持也守也執奏、執筆、執行等の執にして卽時執奏の義なるべし、

第十六條　諸門關鍵條

凡諸門關鍵管鑰、皆須牢固。

本條は、諸門の鍵は、嚴重堅固にすべしと云ふ也、

字解 ○關は、門を持する横木也と義解に云へり、俗に云ふクワンヌキ也、門、楗、關共に同じ又た今は關貫共書けり、○鍵は、カギ也、管籥も亦鍵也、俗稱雌鍵(メカギ)雄鍵に當つ、周禮地官、禮記禮弓の鄭玄注、正字通、名物六帖、等諸説紛々あり爰に略す、

第十七條　五衛府條

凡五衛府長官、皆以時按撿所部、糺察不如法。

凡て右衛門府、左衛門府、左兵衛府、右兵衛府、衛士府の五役所の長官(カミ)は、一定成規の時期に所屬部下を巡檢し、規則通り勤め居るや否を糺察する也、但し判官以下及び將校等は、毎日交代に巡察せよと也、

第十八條　儀仗軍器條

凡儀仗軍器、十事以上、出入諸門者、皆責牓。門司奏聞、勘聽出入。其宿衛人常服用者、不拘此限。

本條は、何れの門よりにても、一時に多くの儀仗兵器を出し入れするを取締る令條也、儀仗軍器を多く出し入する時は其門の門鑑を願ひ、管轄長官が奏聞したる上にて許可せよ、但し宿衛

人の常用は此限に拘らずと也、

字解 ○儀仗軍器は、弓箭矛盾等の禮容用を儀仗となし、征伐用を軍器と爲す、○十事、弓一張、箭五十本を一事とす、○責は、請ひ也、牓は門鑑の如し、

第十九條　獻軍器條

凡有獻軍器戎仗等、則令內舍人、隨獻人將入。

本條は、軍器類の獻上に關する心得也、弓箭、刀劔、矛盾、或は陣太鼓、陣貝等の類を獻上せんとする者あらば、侍從の下役とも申すべき內舍人をして其獻上人を附隨せしめて持參させよと也、

字解 ○軍器は、弓矢刀劍矛盾の類、○戎仗は、陣太鼓、陣貝、軍旗、軍鉦の類といへり、○將は、ヒキユ、又はモツ也、

第二十條　車駕行幸條

凡車駕行幸、則閉諸門。隨便開理門。其留守人者、各自理門出入。並駕還仗至乃開。

天皇何れの處へか、行幸ありて、御留守の間は諸門を閉鎖しておけ、併し便宜便利の門をば開

け置き、留守居は各理門（第四條參看）より出入をいたせ、車駕還御、諸仗至る時には則ち開らけ
と也、

第二十一條　宿衞上番條

凡宿衞人。應ニ當上番一、而有レ故不レ得レ赴、及下番須ニ一日程以上行一者、皆於ニ本府一申牒。具注ニ所レ行之處一。若不レ滿ニ一日程一者、聽ニ暫往還一。

本條は、宿直の兵衞等缺勤に關する法令也、凡て宿衞の人は、出勤すべき日に事故ありて出勤せざるとか、又は休番の日とても、一日以上を費す樣の處へでも行くならば、其旨具さに錄して所屬の衞府へ申牒せよ、但し一日に滿ざる處の往還は屆けなく共許せと也、

第二十二條　元日條

凡元日朔日、若有ニ聚集一、及蕃客宴會辭見、皆立ニ儀仗一。

元日或は毎月一日の外に、特に公式の集會等ある時、或は外國來賓の爲めに開かるゝ宴會等には、皆儀仗を立てよと也、

字解　○蕃客は、外國使臣及び來賓、○辭見は儀制令第六條職員令第十八條に出す、○儀仗、

の委しきは、少々年代後れ居れ共、延喜式卷第四十五、左右近衞府、同四十六卷左右衞門府、同四十七卷左右兵衞府の各卷の卷首に各二張內外宛を記せり、此に新解を下せば甚だ煩冗の嫌あるを以て略す、儀仗は禮容用儀式時の威儀と看做すべし、

第二十三條　宮門內條

凡宮門內、及朝堂、不レ得下酣レ酒、作レ樂、申ニ私敬一、行中決罰上。

宮閤の門內、及び朝堂內に於て、各役所の長次官又は高等官等が、私已陳謝等の意を以て酒宴を催し、歌舞音樂等を行ひ、又は笞杖の刑罰等を決行する事はならぬと也、

字解 ○宮門、に就ては荷田在滿は、宮闕又は宮閤に作るべき乎と云へり、又た御風は杖罪以下は諸役所皆決行するから朝堂も亦然りとす云々、稻葉通邦は、諸說杜撰とせり、如何となれば、宮門は建禮等の諸門也、八省院は宮門外也、故に及び朝堂と云はざるを得ず云々、昌保、前にも云へし如く斯の如き疑團を一々論難する時には集解にても更に解決つかざる條多々にして幾百幾千年を經過するも五里霧中に令條を暗滅する如し、故に第一條に諸門大略を擧し如く宮閤門と假りに定めて置けば、本文解決容易なり、則ち單に宮門では朱雀門內と看做ざるを得ざればなり第一條四條十一條を參考すべし、

一中私敬は、自己が拜謝を陳ぶる也、

第二十四條　京路分街條

凡京路、分レ街立レ舖。衞府持レ時行夜。夜鼓聲絕禁レ行。曉鼓聲動聽レ行。若公使、及有下婚嫁喪病須ニ相告赴一、求中訪醫藥上者、勘問明知レ有レ實、放過。非ニ此色人一犯レ夜者、衞府當日決放。贓贖、及餘犯者、送ニ所司一。

京都市内の道路は、街毎に番所を立て、而して衞府の番兵等は、一定の時間に用心太鼓を撃ちて巡行し、人定亥時共云ふべき時刻に至れば、撃鼓を停廢し通行を禁絕せしめよ、次に破卯前の撃鼓にて諸人に市街道路の自由通行を許せ、然れ共若し役所等に關する公用、我は庶民の冠、婚、葬、祭、又は急病人等ありて醫藥の用向き等出來て深夜にても通行する者共に對しては、一々尋問して、其答辯の虛僞ならざるを認定せば、通過を快諾許可せよ、若又此種の人々に非ずして深更を犯して通行する者あらば、衞門に於て卽決せよ、若し罰金刑及び其他の犯罪ある見込の者あらば、刑部省及び左京右京の市役所へ送致せよと也、

字解　○舖は、音敷又たホの音あり、門の金物、商ひ店、或は停まる等の訓あり義解には街を

まもるの舍とし令抄には、道を守るの家とせり、和名類聚抄に辨色立成に曰く、助舗は和名小屋一名ヒタキヤ（火焚屋）として、衞士の家の如しとあり、併し和名抄にては助の一字を冠しあるを以て衞士の番小屋とせしは穩當なるべし、○公使は、諸役所の使者、○勘問は、尋問の如し、○此色は、此種の如し、○當日決放は、即決解放の如し、○所司は、刑部省と京職を指す也、

第二十五條　諸門出物條

凡諸門出物、無牓者、一事以上、並不得出。其牓中務省付衞府。門司勘校、有欠乘者、隨事推駮。別勅賜物、不在此限。

本條は、諸門より物品を出し納れする取締法也、何れの門よりにても門の通券なければ、一品以上の物を出す事はならぬ、門券は中務省より衞府に交附し、衞府より物品出入する者に下附せり、ソレを門番の司が勘査するに通券に記載の物品數と、實物とに其數量等相違あらば糺正すべし、但し別勅に賜はりし品は此限に非ずと也、

字解　○牓は、通券、○一事は、一物と云ふ如し、但し前十八條の一事とは其義異なる也、○

缺乘は、過不足と云ふ如し、缺は缺損則ち不足の事なり、乘は音剩にして餘計又は、過剩と云ふ如し、○推駁は、推し正すを云ふ、駁は音博、雜駁のハクなれ共コ、では駁擊のハクの意にて解すべし、

第二十六條　車駕出入條

凡車駕出入、諸從レ駕人、當按次第、如二鹵簿圖一。去レ御三百步內、不レ得レ持二兵器一。其宿衞人從レ駕者聽之。

本條は、警蹕（ケイヒツ）の令條也、

天皇の車駕出入ある時は、諸多供奉（グブ）の人々を調査する次第は、行列（ケイヒツ）帳簿の圖に照し、圖と相違なき樣にせよ、而して鳳輦を去る事六十間內には、兵器を携帶する者を踏込ま令むる勿れ、但し宿衞の人にして車駕に陪從する者は許せと也、

字解 ○當按は、列次の如し、言ふ心は、諸衞各當陣の列次を整へて、雜亂せざらしむるを云ふ也、○去御は、天子の車駕を距る事、○三百步は、第六條に解せり、

第二十七條　隊仗非違條

凡隊仗內有二非違一、彈正不レ辨二姓名一、聽下至二仗頭一就二主司一問上。

本條は、衞士、兵衞、內舍人の不都合を糺す令條也、隊を造りたる衞士、仗を執りたる兵衞、及び內舍人の內にて、無禮不法の振舞容儀ある者あらば彈正臺の當局に於て、其不法者の姓名を知らざれば、隊長に就て問ひ合す事を許せと也、

字解 ○隊は衞士の陣、○仗は、兵衞內舍人の陣也、○非違は、不敬不法、○至仗頭は、隊列の處に至つて也、○主司は、各隊の長をいへり、

第二十八條　宿衞近侍條

凡宿衞及近侍之人、二等以上親、犯二死罪一被二推劾一者、推斷之司、速遣二專使一、賷レ牒、報二宿衞及近侍之人本司本府一、勿レ聽レ入レ內。

本條は、宿衞者の近親中に、犯罪者を生じたる者の令條也、宿衞及び近侍の人の內にて、二等親則ち父母兄弟姉妹以上の親屬中に、誰か死罪を犯して糺問(ギンミ)せられ居らば、裁判の役所より早速態夫を以て通牒を宿衞及び近侍の人の所屬役所へもたらすべし、必ず本人をして入內をユルス事はならぬと也、

字解 ○宿衞は、兵衞、內舍人を云ふ○近侍、は少納言、侍從、中務の判官以上を云ふ也、○

推劾は、推問糺彈の如し、選叙令第二十三條參看、　推斷之司は、裁判の役所、○專使は、態(ワザ)夫(ツカイ)、○賚は、租稽切音蹄、齎と同字也、モタラスと訓ず、持ち贈の義、○本司は、近侍の人の奉職の役所を指す、○本府は宿衞兵士等の所屬の五衞府をいへり、○勿聽入內は、近親中に重罪人出來れば奉職の人を御所內へ入るゝ事を禁ぜよと云ふ也、

大寶令新解　第五卷

第十七篇　軍防令　凡漆拾陸條

本篇は軍制に關する諸令條なり、此内官制だけは、既に職員令の第廿四條兵部省、以下廿九條迄、又た五十九條より六十九條、及び皇后職員令の第八條、東宮職員令の第十條にあり、軍政の方針、軍團の組織、軍法の大略、徵兵の條令、兵士の敎育、禮式儀式、演習行軍、召集徵發、進級叙勳、懲戒刑罰、軍人の風紀、主計糧食、兵器被服、論功行賞、衞生馬政、傳令烽火、歩、騎、弩、工、輜重、憲兵、屯田等の諸種兵、其時代に於ける需用は一として供給せざるもの無如し、然れ共現今の軍政諸法に比照せば、其内容多量ならずして、其名稱に至るも前記の如く判然表記せずと雖も、實質は更に脫漏なきが如し、實に簡にして洩さずの觀あると稱せざるを得ざる也、

字解　○軍は、義解に軍士とせり、然れ共愚按にては廣狹二樣に解する方穩當なるべし、○防亦防人(サキモリ)とせり、愚按にては、汎く軍を以て攻守防御の法とすべき廣義の解をも加へて可なるべし、

第一條　軍團編成條

凡軍團、大毅、領一千人。少毅副領。校尉、二百人。旅帥、一百人。隊正、五十人。

本條は軍團編成の令也、凡て國別に軍團を組織編成し、一軍團に團長として、大毅一人を置き一千名の兵士を統率せしめよ、該一團を分割統率するに、團長の下に、少毅二人を置き各五百人宛、校尉五人ありて各貳百人宛、旅帥十人あり百人宛、隊正廿人あり五十人宛を統領せり、但し國の大、上、中、小に依りて兵士に多少の差を生ずるを以て六百人以上一千人に滿ざれば、大少毅は各一人宛にして、五百人以下の處は毅官一人を置のみなり、

字解 ○軍團の軍は音君、衆也、說文に兵車也、戰國策の注に屯也、周禮春官に師(イクサ)の駐まる所を軍と云ふ、同書地官の注に一万二千五百人とせり、團は圓滿凝聚の意なるべし、○大毅は大いに武猛なる意義にして、其兵士の數より云へば、現今の聯隊長に及ばざれ共、人口の少き時代柄等を推想せば、旅團長にも相當するなるべし、少毅以下皆之に准じて推知すべし、○校尉は大隊長、○旅帥は中隊長、○隊正は、小隊長と比較假想すべし尉は大抵武官の總名に附する文字とす、旅は說文に五百人と注せり、

第二條　兵種條

凡兵士各爲隊伍。便弓馬者、爲騎兵隊。餘爲步兵隊。主帥以上、當色統領、不得參雜。

本條は兵種區別の令條なり、凡て兵士は、各隊伍を爲り、射藝馬術の出來る者を騎兵隊に入れよ、其餘は步兵隊とすべし、少隊長以上校尉以下は各兵種別に統率せよ、必ず錯雜混成すべからずと云ふ也、

字解 ○隊は、五十人、○伍は、五人也、○主帥は、隊正也、○當色は、步兵騎兵等の兵種を云へり、○參雜はマジリ、マジハルの字訓なる故に一隊の內にて混雜すべからざるを云ふ、

第三條　兵士簡點條

凡兵士簡點之次、皆令比近團割。不得隔越。其應點入軍者、同戶之內、每三丁取一丁。

本條は徵兵の數箇閱點呼の令條なり、凡て兵士の箇閱點呼の次第は、皆其附近最寄の隣郡に於て分割集合せしめて、懸隔させしむるなかれ、其點して兵士とすべきは、同じ一戶內にて三丁每に一人を徵せよと也、

字解 ○簡は、選擇、○點は、檢點也、○比近は、附近又は最寄、○團は、聚也、○割は、分也、○隔越は、カケハナル也、田令第廿條に解せり、○三丁云々丁解し易き爲めに、一家にして正丁多きを基として立文せるなるべし、若し一戸內に正丁少なき時は、他の多き丁の家より流用し徵せよと也、蓋し一國の正丁總數を三分して其一分を徵兵とする也、但し本篇第四十六、七條の如き徵集の資格自然になき者、及び烽子(ノロシアゲ)或は地方長官等に給はる從卒(事力)等の類を除きて三分する也、而して、隊長以上の地方將校は其國內にて採用任官するのであるが、コレは下の十三條にある如くにて、其二分一の內より採用する事とせり、

第四條　兵器簡閱條

凡國司、每レ年孟冬、簡二閱戎具一。

地方官は、每年十月、管內居住の軍人等の所有し居る戎具を簡擇檢査せよ、

字解 ○簡閱は、簡擇檢査、○戎具は、弓箭刀劒より現今にて云へばゲートル靴迄の類をいへり、下の七條に委し、義解に隨身云々とあるは、相將等に給はる、護衞兵の如き者にて之に屬するは、舍人、帳內、資人、事力等の類にして、御所にありては舍人、臣下にありては事力、則ち今云ふ從卒の如くなるべし、下の第四十六條以下五十一條の處に詳かなり、尙職員令六十

二條左兵衞府、同六十九條太宰府、家令職員令、東宮職員令の舍人監、中務省、大舍人寮、學令最終の條、等考看すべし、但し、職員令中、兵衞府、太宰府、家令の各條には明文なけれ共、本篇第四十九、五十一條にて瞭然たるべし、

第五條　輜重用馬條

凡兵士、十人爲二一火一。火別宛二六駄馬一、養令二肥壯一。差行日、聽二將宛一レ駄。若有二死失一、仍則立替。

凡て兵士は、五人を伍とし、伍二則ち十人を火とす、而して十人に付、輜重用の馬を六頭宛當てよ、該馬は、官設牧場の軍用に堪ふる者を取りて各團中の兵士の內にて、最も家計の富裕にして飼養に堪ふる家を擇びて飼養せしめて、肥肉强壯ならしめよ、必用の時は輜重用の馬に充るものとせよ、若し此馬死亡せば立替へよ、併し其死亡は病死又は止を得ざる災害ならば、其代りに官馬を下付すれ共、飼養者の過失より死亡せしめしならば、飼牧者に於て相當の馬を代償すべしとの義解也、

字解　○差行の、差は俗語サシ出し、サシ遣すのサシにして兼て撰擇(エラミ)の意を含有しあるものと看なすべし、

第六條　糧食條

凡兵士、人別備糒六斗、鹽二升、并當火供行戎具等、並貯當色庫。若貯經年之久、壞惡不堪、則廻納好者。起十一月一日、十二月卅日以前納畢。每番、於上番人內取二人守掌。不得雜使。行軍之日、計火出給。

凡て兵士は、自辨を以て人別に糒（ホシイヒ）六斗、食鹽（シホ）二升、外に十人を一組としたる共同入用の戎具則ち紺の幕より鋸までを設備し、其處の軍團の庫藏に貯藏させよ、若し經久の年月にて品質不良に傾くの兆を認めば、新を以て陳（フルキ）に代納せしめよ、其交換上納期日は、毎年十一月一日より十二月三十日までの間たるべし、但し毎勤務の中、上番人中にて二人宛守り掌らしめよ、此守掌兵は、守掌中他の用事に使用する事はならぬ、又た行軍の時は火別に兵士の數を點檢して出發させよ、隊長以上も亦同斷也、

字解　○糒は、乾（ホシ）たる飯（イヒ）、○供行は、行軍に供給也、○戎具は、次の第七條に委し、○廻納は代り納むる也、○好者は、良品、

第七條　兵士必用品條

凡兵士、毎火、紺布幕一口、着裏、銅盆小釜、隨得二口、鍬一具、剉碓一具、斧一具、小斧一具、鑿一具、鎌二張、鉗一具、毎五十人、火鑽一具、熟艾一斤、手鋸一具、毎人、弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征箭五十隻、胡籙一具、太刀一口、刀子一枚、礪石一枚、藺帽一枚、飯袋一口、水桶一口、鹽桶一口、脛巾一具、鞋一兩、皆令自備、不可闕少。行軍之日、自盡將去。若上番年、唯將人別戎具、自外不須。

本條は、火別（十人一ト組）及び人別に必需の武器戎具、衣服食器等の數量を定めたる令條にして其物品の構造、製作の詳細なる事は、確說する能わざれ共、現今に至るも名實の遺れる品は、千有二百年間に顯れたる時々の變革あるも、月鼈の大差はなき者と想像して可なるべし、故に大寶の昔より約百年後の天長年間に勅撰の義解の文あり、夫より又百年後に延喜の式の編纂に依りて今尙大體を伺知する事を得らるゝとすべし、本朝軍器考、武器考證、或は春田永年の延喜

式工事解、同通解、同圖鉄、及び古事類苑或は寺島良安の和漢三才圖繪等は至便の參考本とすべし、猶専門的に詳査を要する時は、殆んど無限の參考書ある事なるべし、

凡て兵士は、十人一組にして、紺の袷幕一張、銅鍋大小一個宛、鍬一挺、草切一挺、斧一挺、手斧一挺、鑿一本、鎌二本、ヤツトコ一本、又た五十人(一隊)に付き、火打一具、天切一斤、鋸一挺、右は十人共同の戎具にして國々の兵丁より交代に、京へ上る衛士や、九州に上る防人に行く年には持ちて行くに及ばぬと也、

弓一張、弓弦の袋一個、豫備の弦二本、征箭五十本、矢箱一個、太刀一振、小刀一本、砥石一本、編笠一蓋、飯布一枚、水筒一個、鹽いれ一個、脚絆一足、靴一足、

右は兵士各自に自費にて所持すべし、必ず缺乏にすべからず、行軍の時には携帯して出發せよと也、

字解　紺布幕、は紺染の木布又は麻布の裏附たる幕也、但し其巾と長さは今詳かならず、愚按するに一の小陣幕にして野營の際テント代料として其四壁の用ならん、故に十人同居の周圍とすれば、當時の半端則ち二丈六尺の長さにて幅は大抵六幅程か、屋根は附近の樹枝葉等を以て葺きしものか、朝廷にても八幅の品を用ゐられし影跡ある事、和名類聚抄卷の十四屏障具の篇に云へり、又た乳及び縄紐の寸法計數等詳ならず、後世に至りて天地陰陽五行卄八宿等種々

に象りたれ共、當代は質朴の事ならん、栗原信充の軍防令講義に圖あるも余は同意ならず、大藏式によれば今時の京間四疊半計を圍まるゝ如し、別に出入する戸料あるといへり、○銅盆小釜は、今時所謂鍋と釜にして、耳及ひ足の有無にて構造外觀を異にするも、甲(ナベ)は凹處淺く、乙(カマ)は深きの差別ある而已なり、令抄に甲を飮器とせり今も多くは鍋は飮器とす、○剉碓は、塙本にクサキリと訓せり、令抄に馬糧用の草を切るもの也、今云ふ草刈鎌又押し切りの類なるべし、○鎌は、令抄に六鞘に大鎌の柄(エ)長さ七尺とあり、○鉗は今云ふヤットコの類にして昔はカナ箸と云へり、○征箭は、栞に殺矢(ソヤ)の義とあり、愚按するに征討用の矢の意なるべし、延喜式工事解卷之二に神祇式大神宮神寶の中に、征箭長さ二尺三寸鏃の長さ二寸五分云々とあり、矢の今より短きは弓の木製なる差異あれば也、○胡籙(ヤナグヒ)は、矢袋、又た俗に矢箱或は矢筒と云へり、○太刀は刀劒にして、刀子はコガタナ也、○藺帽(キカサ)は、疊の表の原料たる藺(キ)を以て、帽子又は笠を作り今云ふ編笠の類なるべし、○飯袋は近年の兵士も行軍等の際に、辨當の飯入に布片を用へし事あり、○水甬は、今も水筒と云へり、○鹽甬は、鹽入れなれ共オカズ入れと看做すべし、右二品大小方圓今詳ならず、○脛巾は、ハヾキ則ち今云ふ脚半也、○鞋はワラジ則ち藁沓又は底皮の足袋共云へり、○自盡、は任意、○將去、は持(チ)行(ク)也 ○自外、は其外也、○不須、を塙本に、スベカラズと訓せり、然れ共用ゐずと訓讀するも可なるべし、

第八條　兵士上番條

凡兵士上番者、向京一年。向防三年。不計行程。

勤務に上(ノボ)る兵士の內ち、京都へ上りて衞士となる者は一ヶ年、太宰府に上りて防人(サキモリ)となる者は三ヶ年、共に行程を計算せぬと也、

字解 ○上番、はツトメに上る也、

第九條　弓矢官費條

凡弩手、赴教習、及征行、不須科其弓箭。

凡て機關弓なる弓の稽古をさする兵士には、征伐に行く時にても、前八條の如く弓箭をば自費負擔せしむべからずと也、

字解 ○弩手は、機關弓の兵士なり、弩は音怒、機關的仕懸のある大きなる弓也、小中村等の制度通に前賢故實の圖を載せり、延喜式工事解卷之三淵鑑類函二百廿六卷、社會辭彙、和漢三才圖繪等にもあり、○征は、行也、伐也、上下を伐也、○科は、課の如し、○征行は、大抵賊徒に對する行也、

第十條　弩手選定條

凡軍團、每二一隊一、定二强壯者二人一、分宛二弩手一。均分入レ番。

凡て各軍團の一隊中より、强壯の兵士二人を選拔して弩手とせよ、而して總隊の弩手を均分して上番稽古させよと也、

第十一條　衞士武技條

凡衞士者、中分、一日上。一日下。謂無二事故一日者。每二下日一、則令下於二當府一、敎二習弓馬一、用レ刀、弄レ槍、及發レ弩、抛レ石。至二午時一各放還。仍本府試練、知二其進不一。則非二別勅一者、不レ得二雜使一。

衞士は、凡て隔日交番に勤務を致させ、其休番の日は、五衞府に於て、弓箭の射擊、乘馬の術、擊劍、槍術及び弩の練習、石投の稽古等を敎習せしめ、但し正午限り放課にせよ、尙各衞府に於て試驗し其の術の進否を知れと也、

右の諸兵は、別に勅命がなければ雜使する事はならぬと也、

字解 ○當府は、五衛府の總稱にて、衛門府、左右兵衛府、左右衛士府の五衛府也、○上はツカヘ、○下はサカル也、○梒は、木製にして兩端の尖れる者戈の屬にして今云ふ稽古ヤリなるべし、○石投、は今の振り礫での如き物なるべし、圖は和漢三才圖繪兵器の部にあり、

第十二條　衛士防人區別條

凡兵士、向レ京者名二衛士一。火別、取二白丁五人一、宛二火頭一。守レ邊者名二防人一。

京都に上す兵士を衛士と云ひ、十人に五人宛の小遣的なる白丁を取りて炊事にあてよ、邊海を守衛する兵士をサキモリと云ふ也、

字解 ○白丁は蠲免の法、仕丁に同じと義解にあるを見れば、出擧の米錢を免せらるゝ者と見ゆ○火頭は、賦役令の廿六條に出せり、炊事仕丁也、但し防人には、火頭を宛ずと云へり、

第十三條　將校書記區別條

凡軍團大毅小毅、通取二部内散位勳位、及庶人武藝可レ稱者一宛。其校尉以下、取下庶人便二於弓馬一者上爲之。主帳者、取下工

於書算者為之。

凡て諸國の軍團長及び次長には、其國内に住居する六位以下の官人か、又は人民の内にて武藝に達したる者を採用せよ、其二百人長以下の將校は、人民中の弓馬に堪能なる者を採用せよ、書記は、書牘算術に巧みなる人を採用せよと也、

第十四條　　軍籍調整條

凡兵士以上、皆造歷名簿二通。並顯征防遠使處所。仍注貧富上中下三等。一通留國。一通、毎年附朝集使送兵部。若有差行、及上番、國司據簿以次差遣。其衞士防人、還鄕之日、並免國内上番。衞士一年防人三年。

大毅、少毅は、外武官であるから別に名簿あるを以て、コ丶は兵士以上校尉以下の名簿編成にして、本帳は二通を作り、征討に行きて居るとか、防人(サキモリ)となりて居るとか、又は外國及び遠隔地方に使して居とかすれば、其行先の場所をば詳細に名簿に記入し置け、尙貧富の程度をも亦上中下三等に分ちて記入し置け、而して一通は地方廳に留め、一通は毎年朝集使に附(ツ)けて兵部

省に送れ、若し何れの處へか兵士を派遣するとか、又は當番勤務に上京するとかの時は、地方官は名簿に據りて、次ぎから次ぎと番々に差遣すべし、又た衞士防人が歸休の上は、一年勤めたる者は一年、三年勤めたる者は三年と云ふ鹽梅に庸役を免せよ、故に衞士は既定の法令にて一年の免役、防人は三ヶ年の免役と云ふ譯なり、但し志願志望にて一定の勤務以上、數年間勤續して歸休する者は、皆各前述の通り其勤續年數丈、傭役を免せよと也、

字解 ○歷名簿、は校尉（二百人長）以下兵士の兵籍明細帳也、○征防、は征討防禦、○遠使は、朝鮮や薩隅、奥羽の如き及び外國或は遠國へ公用の使者を云へり、○差行、差遣、は共にサシヤレ則ち差し遣せといふ如し、

第十五條　兵衞勤番條

凡兵衞使還者、經二三番以上、免一番、若欲上者聽、

左又は右の兵衞府に籍のある兵衞が、外國又は遠國等へ使者となりて歸府せは、其者は其やうの務を三回までも續いて勤務し居たならは、次の一回は休ませよ、併し本人に於て四たび續勤せんとせば聽許せよ、然して、三回勤續後、二三年を隔てゝならは、一回の休みはさするに及ばぬと也、

字解 ○使還は、使より還らは也、使は遠使、征討、防人の部領、等に差遣せらるゝの類を云へり、○三番は、三回にして三度の勤務と云ふ如し、
職員令六十二條兵衞府、本篇第三十七、八條參考すべし、

第十六條　　宛兵士各種條

凡差兵士宛衞士防人者、父子兄弟、不得併遣。若祖父母父母老疾合侍、家無兼丁、不在衞士及防人限。

凡て兵士を簡擇して、京都の衞士、太宰の防人に充つるには、父子、兄弟、祖孫は同時に勤務さする事はならぬ、而して、祖父母、父母が老衰等の疾病にて看護の必要たる場合にして、其家に正丁の代り人無きは、衞士及び防人を勤めさするの限に非ずと云ふ也、
但し其父子兄弟が曩日に既に其居住の國を異にし居る者は此限りに非ずと義解にいへり、

字解 ○差、はサシ遣はす也、

第十七條　　須契勅條

凡差兵二十人以上者、須契勅、始合差發。

兵士廿人以上派遣する場合は、關所の在る國ならば勅契、其餘の國は勅符を得て始めて派遣せ

よと也、

字解 ○契は、兩書同一のものを別ちし也、符は、驗也、證也、合也、付也、符合、符節等い符にて、其始めは六寸の竹に文字等を印して兩割したるより變轉して今云ふワリ符の書となれるなるべし、

第十八條　　大將授節刀條

凡大將出征、皆授節刀。辭訖、不得反宿於家。其家在京者、毎月一遣内舍人存問。若有疾病者、給醫藥。凱旋之日、奏遣使郊勞。

大將が征討に出る時には、天子節刀を授く、征討了りて凱旋し來るも勅命が下らざれば家に歸宿する事はならぬ、大將の邸宅が京にあらば不在中則ち出征中は、毎月一回、内舍人（侍從の下々役の如し）を遣して家族の安否を慰問せしめよ、若し病者あらば醫藥を給へよ、凱旋の日には、中務省より奏上し、使者を市外に遣して歡迎せよと也、

字解 ○節刀は、令抄に古記に云く、又た講令備考に三才圖繪に周禮地官掌職に云く、凡て邦國の使節、山國には虎節を用ゐ、土國には人節を用ゐ、澤國には龍節を用ふ皆金也、節は信也、

行くもの執る所の信也、釋名に漢節は竹を以て爲り柄の長さ八尺、旄牛の尾を以て其旄（毛に同じ）を作る三重、宋會要に曰く、黑漆竿上圓盤を施し、周綴紅絲拂八層、黃繡龍袋籠之云云、愚按するに今の聯隊旗を包みあるの觀をなす圖あり略す、山海經の第三北山經に、獸あり其形ち牛の如し、四節毛を生じ、名けて旄牛と云ふ、○不得反宿は、凱旋の上とても、勅命なければ自宅に歸られぬと云ふ也、○郊勞は、市外に歡迎するをいへり、第二篇第三條、中務卿の項、第二十一篇公式令第五十六條參看すべし、

第十九條　勅使慰問條

凡有所征討、計行人、滿三千以上、兵馬發日、侍從宛使、宣勅慰勞發遣。其防人滿一千以上、發日遣內舍人發遣。

征討に行く事ある時には、其出征軍人を計算して三千人以上の時は、兵士馬匹發程の日に、侍從を勅使として、勅命を以て慰安勞問の上發遣させよと也、但し防人は一千人以上ならは、發程の日に內舍人を遣して發遣させよと也、

字解 ○宣勅は、勅命、○慰勞、慰は慰安、勞は勞問、

第二十條　兵士入營條

凡衛士向京、防人至津之間、皆令國司親自部領、衛士至京之日、兵部先檢閲戎具、分配三府。若有闕少者、隨事推罪。自津發日、專使部領、付大宰府。其往還、在路不得前後零疊使侵犯百姓、及損害田苗、斫伐桑漆之類。若有違者、國郡錄狀申官。統領之人、依法科罪。軍行亦准此。

本條は、入營途中の取締り心得也、

凡て衛士の京都に向ひ、防人の大阪に到る途中は、皆地方官をして親ら引率せしめよ、而して兵士着京の上は、兵部省に於て先づ兵士の身體及び携帶の戎具則ち弓箭、刀劍、砥石、飯嚢、水筒、鹽入れ、脚絆、の類を檢閲し、衛士は衛門、兵衛、衛士の三府に分配せよ、若し不足闕員等あらば、引率部領し來れる兵事係りの地方官、及び不應徵の兵士にも亦制裁を加へよと也、扨大阪より發程の時には、專屬の係り官防人を引率して太宰府に遣せ、但し一番發は船便に依るべし、其他は陸路整々隊伍を亂さず山陽道を辿らすべし、若し途中隊を亂し、伍を混じ、剩へ沿道の人民を侵し、田畑を荒し、桑漆を伐り捨る等の振舞をさする事はならぬ、之に違犯の

者は、地方官に於て、具さに狀を錄して太政官に上申せよ、引率部領の官吏も亦法に依て罪科に處せよ、防人は此他の行軍にも亦之に准ぜよと也、

字解 ○部領は、一部々々の支配則ち個々擔任引率と云ふ如し、○國司は、國守(チジ)に非ず一般の地方官を云ふ、○津は難波津にして今の大阪市の地とす、○零疊は、或はチラバラ、或はカタマリ重なると云ふ義也、(第九篇田令第二十二條にも此語あり、)

附記

文學的趣味の逸話として、萬葉は卷の第廿に揭げある、防人(サキモリ)に關する國詩の一節を述べんに、頃は人皇四十六代、孝謙天皇の御宇、紀元一千四百十五年、天平勝寳七歲乙未の二月、徵兵(サキモリ)の入營として、關東は、駿(スルガ)、遠(トホツアフミ)、相(サガミ)、武(ムサシ)、二總(カヅサ下フサ)、常陸(ヒタチ)等の兵士等が、筑紫の諸國に上らんとする際に當り、思無邪的の決別詠歌及び引率する地方官則ち防人(サキモリ)の部(ブ)、領使(リヤウシ)且つ當時の總長官なる、兵部少輔大伴宿禰家持の歌等、合計一百餘首の長短歌あり、一々本篇に挿入すれば煩雜の虞れあるを以て、玆に大伴家持の或る長歌一篇反歌二絕のみを載する事とす、

追てサキモリ別れを悲むの心を痛みて作る歌一首並に短歌、(昌保題譯)

大君(オホ)の、遠(トホ)の帝と、しらぬひ、筑紫の國は、あたまもる、(異國の仇(アダ)を守る)、押さへのきぞと、(賊を押へ防ぐ城(キ))きこすめす、四方の國には、人さはに、(人澤山)みちてはあれど、鳥が啼、吾妻なのこは、(アヅマ男子)いで迎ひ、顧みせずて、勇みたる、猛き軍さと、(矢射人則ち猛士の如し)ねき玉へ、(慰勞し玉へ)まけのまにまに、(任意)たらち根の(母の冠詞)母がめかれて、若草の、妻をまかず、(妻を纏はず)新玉の、月日讀つゝ、あしがちる、(冠辭)難波の水に、大船に、まかいしゞぬき(眞櫂)朝なぎに、かこ整へ、(水夫を整理)夕潮に、梶引きなり、(橈の義)あともひて、(誘)漕

ぎ往く君は、（防人を指す）波のまに、（波間）い行きさぐくみ、（いは發語、サグクミは裂を延したる語）まさきくも、早く到りて、大君の、みことのまにま、（隨意）ますらをの、心をもちて、あり巡り、（行き廻り）事し終らば、つゝまはず、（恙なく）歸り來ませと、祝ひべを、（酒德利）床べに据て、（床の邊にする）白妙の、袖折り返し、ぬば玉の、黑髮敷て、長き毛を、待かもこひむ、はしき妻らは、（昌保括弧挿入且つ今樣假名にせり）

返　歌

ますら男の、ゆぎとりおひて、いでて行けば、別れを惜み、歎きけ舞津府。

鳥が啼、吾妻男の、妻別れ、かなしくありけん、年の尾奈賀美、

右二月八日兵部少輔大伴宿禰家持

第二十一條　宿怨預防條

凡將帥出レ征、有ニ宿嫌一者、不レ得ニ配隷一。

大將及副將軍の出征するに際し、將軍と部下の將校兵士との間、又將校兵士相互の間或は宿怨、或は嫌忌する事故等の兆あらは、前回統率の諸隊に帥たらしめ又は隊長たらしめずして、配屬を更替せよと也、

字解　○將帥は、大將、副將、○宿嫌、宿は素也、嫌は心の不平也、モトのソネミ怨と云ふ如し、本條は公事に托し或は公事を矯めて私怨を晴す者抔あるを豫防する爲めの令條也、

第二十二條　軍門嚴戒條

凡軍營門、恒須嚴整呵叱出入。若有勅使、皆先通軍將、整備軍容、然後受勅。

凡て軍營の門には、平時と雖も規律を嚴重にして、軍門出入の者をば、一々誰何すべしと也、若し勅使あらば、皆先に軍將に通じ、軍容を整備して、後に勅を賜はれと也、

字解 ○呵叱は、二字共に通用語のシカリと云ふ文字なれ共コヽにては今人の所謂スヰカ（誰何）と解釋する方穩當なるべし、

第二十三條　　衞士外出條

凡衞士、雖下日、皆不得輙三十里外私行。必有事故、須經本府判聽乃去。其上番年、雖有重服、不在下限。下番日令終服

本條は、在京兵士の外出、及び喪服に係る令條也、

衞士は、非番の日と雖も皆各容易く五里以外の處に行く事はならぬ、止むを得ざる事故あらば、各兵士の本屬衞府に願ひ許可を得て往くべしと也、

其初めて入營したる勤務の年は、父及び母の重服の喪に逢ふも、歸休はならぬ、休番の日を以て、喪服に代算し終らしめよ、但し防人(サキモリ)も同斷たり、倂し炊事の白丁(ツカフド)は此例に非ずと也、

○下日は、休番の日、○卅里は、五丁一里にして、此五丁は現今の六丁に當れり、○本府は、衛士府、及び左右の兵衛府と左右衛門府の五衛府也、○判聽は、許可、○重服は、父と母の服喪、○下限は、歸休の限り也、

第二十四條　　各軍兵員條

凡將帥出征、兵滿一萬人以上、將軍一人、副將軍二人、軍監二人。軍曹四人。錄事四人。五千人以上、減副將軍軍監各一人、錄事二人。三千人以上、減軍曹二人。各爲一軍。每惣三軍、大將軍一人。

將帥出征の時、兵士一萬以上、一萬二千以下の時には、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人、五千人以上九千人未滿ならば、副將軍、軍監各一人、錄事二人、三千人以上、四千人以下ならば、軍曹二人を減じて各一軍とせよ、三軍を率ふる每に大將軍一人を置くと也、

字解 ○軍曹は、他役所の大主典に當る、○錄事は、少主典に相當す、第壹篇官位令に詳也、○三軍、大軍は一萬人以上、中軍は五千人以上、小軍は三千人以上、

第二十五條　大將裁判條

凡大將出レ征、臨レ軍對レ寇、大毅以下、不レ從ニ軍令一、及有ニ稽違一闕ニ乏軍事一、死罪以下、並聽ニ大將斟酌專決一。還日、具レ狀申ニ太政官一。若未レ臨ニ寇賊一、不レ用ニ此令一。

大將軍出征し、賊軍に臨み、寇仇に對する時等に際し、大毅以下の將校等、指揮命令に從はざるとか、或は軍事に澁滯闕乏する事あらば、死罪以下は、大將軍にて斟酌の上裁判專斷し、凱旋の上、太政官に具申せよ、若し寇賊に臨まざる時は、此軍令は用られぬと也、

字解　○軍令は、指麾する所あらんと欲して、敎令を立つ、此命令は、大將以外に出す事ならぬ、○稽違は、心得違ひ、賦役令第二十五條參照、○闕乏は、澁滯欠損にして、事を闕かす事、

第二十六條　軍將交代條

凡軍將征討、須ニ交代一者、舊將不レ得ニ出迎一。當ニ嚴レ兵守備一。所レ代者到、發ニ詔書一、勘ニ合符一、乃以從レ事。

軍將征討中、交代すべく、交代に當りて、後任の將、陣地に到達せんとする際、前任將は、出

迎等はならぬ、兵を嚴にして、守備し居れ、後任の將到着の上は、齎す處の詔書を發き、合符を勘査して然る後軍に從事せしむべしと也、

第二十七條　婦女携帶禁止條

凡征行者、皆不得將婦女自隨

出征し行く時には、皆妻女、下婢等を隨伴せしむる事はならぬと也、

第二十八條　出征中發喪禁止條

凡征行、大將以下、有遭父母喪者、皆待征還、然後告發。

出征中大將以下兵士に至るまで、父母の喪に逢ふ事あらば、凱旋の後、喪を發せよ、則ち大將軍は、節刀を奉還の上、兵士は持ち行きし官物を所屬役所に奉還の後とせよと也、

第二十九條　病兵受療條

凡士卒病患、及在陣被傷、皆遣醫療。軍監以下、親自臨視。

凡て士卒疾病に罹り、又陣中に於て負傷せば、皆々醫療せしめよ、軍監以下は、大將親ら視察せよと也、

第三十條

凡大將出ㇾ征、克捷以後、諸軍未ㇾ散之前、則須下對ㇾ衆詳定ニ勳功一、并錄中軍行以來、有ㇾ所ニ克捷一、及諸費用、軍人兵馬甲仗、見在損失上。大將以下連署。軍還之日、軍監以下、錄事以上、各赴ニ本司一勾勘。訖、然後放還。

本令條以下三十五條までの六ヶ條は、論功行賞に關するの令條也、

大將出征、戰捷の後、諸軍解散の前に、將校兵士に對して、詳細に勳功を論定し、並に出征以來勝利ある所、及び軍費、軍人、馬匹、甲仗等の現在損失を錄すべし、但し大將以下連署をせよ、

凱旋の日、軍監以下、錄事以上皆各所屬の兵庫、馬寮に赴き、出征の初め受けたる兵器、馬匹と現在の物と對校勘査して返納を終了せよ、然る後解散せよと也、

字解 ○克捷は、勝也、○衆は、將校兵士を指す、○勾勘は、對校勘査也、第二篇職員令第廿二條主計寮、及び考課令第廿五條參照すべし、

第三十一條　勳簿條

凡申勳簿、皆具錄陣別勳狀、勳人官位姓名、左右廂、相捉姓名、人別所執器仗、當團、主帥、本屬、官軍賊衆多少、彼此傷殺之數、及獲賊、軍資、器械、辨戰時日月、戰處、并畫陣別戰圖。仍於圖上、具注副將軍以上姓名、附簿、申送太政官。勳賞高下、臨時聽勅。

凡て勳功を申し立るの帳簿には、具さに陣別の勳狀、被勳者の官位姓名、左右兩方將校兵士の區別、引率者の姓名、兵士持行きし弓矢の類、軍團、主帥、所屬、官軍賊徒の多少、彼我死傷の數、及び捕虜、兵粮、牛馬、弓箭、甲冑等の分取、戰爭の時日場所等を辨別し、并に陣別の繪圖を添へ、猶圖上欄外に、大將軍副將軍等の姓名を記入し、簿册に附して、太政官に申達せよ、勳賞の高下は、臨時に勅を聽けと也、

字解 ○勳簿は、軍人の勳功調査の書册也、○勳狀は、本文の官軍以下、月日戰場までの事を云ふ、○廂は、字書に、息良、思將切竝音箱、說文に廊也、玉篇に東西序也、爾雅釋宮に序を東西の牆とし、註に內外を序別する所以とあり、又た栗原柳菴の本令講義卷之五に、通甲式に

五十人を一隊と爲し、十隊を一廂と爲し、左右廂にして廿隊千人、とあれは單に方と云ふと同じからず、古事記傳に、ソナタと訓みしは義解に、左右廂猶左右方といへるによりしなれ共、太朝臣安麻呂の古事記軍陣の條に用ひしは深意ありて然せしなり、輕く見べきに非ず、又た此文字等は、稗田の阿禮が口傳せしに非ず、全く軍防令に據りしなり、と云へり昌保前諸説を綜合し愚考すれば、モトは殿堂に屬する左右の室或は牆垣廊下等の如きを轉借して、軍營の兵舍に居る兵士等の分列に借用して文飾を莊嚴にしたるものなるべし、○相捉、は引率統領の如し捉は持也、○獲賊、は捕虜、○軍資、は粮食馬牛の屬、○器械、は弓箭介冑の屬、

第三十二條　勳功次第條

凡行軍敍レ勳、定レ簿、毎レ隊以二先鋒一者爲二第一一。其次爲二第二一。不レ得二第一等一、勳多二於第二一、則勳色雖レ同、而優劣少異者、皆以レ次歷名。若不レ合二全敍一、則從レ後減退。

出征軍人に對し、敍勳の次第を議定する事は、各隊其先鋒を以て第一とし、其次きを次鋒として第二とし、第三、第四鋒が、第一先鋒同樣にて、則ち次鋒より勳功多き時は次鋒として順序を立よ、若し同等の勳功者多くして何れをも敍すべからざる時は、後の方より減退すべし、

字解 ○鋒は、兵の端也、

行軍一隊

先　鋒				
楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。
次　鋒				
楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。	楯。五　人。

先鋒　甲乙　五級　　次鋒　戊巳　五級
先鋒　丙丁　四級　　次鋒　庚辛　四級

右の圖は、一條關白兼良の令抄に載するものにて、一目瞭然の觀あり、則ち當時の勳功の一例を擧ぐれば、首五級を取りしを上勳とし、四級以下を次勳とす、假令は、先鋒の甲乙が斬首五級ならば無論上勳なり、丙丁が斬首四級にして、戊巳則ち行軍の次鋒が斬首五級ならば、戊巳を第二と云ふ順にする也、陣列は昔は前顯の如く先鋒の楯廿五人、次鋒の楯廿五人と云ふ譯也又た次鋒の勳は一隊中三人より超過は出來ぬと云ふ制限なり、

第三十三條　敍勳加轉條

凡敍ㇾ勳、應ㇾ加ㇾ轉者、皆於二勳位上一加。若無二勳位一、一轉授二十二

等。每一轉加一等。六等以上、兩轉加一等。二等以上、三轉加一等。其五位以上、加盡勳位外、仍有餘勳者、聽授父子。如父子身亡、每一轉賜田兩町。其六位以下、及勳位、加至一等外、有餘勳者、聽廻授。不在賜田之限。

凡て敍勳せんには、勳位の上に於て加轉すべし、若し勳等なき人ならは、一轉に勳十二等を授け、每轉一等を加へよ、勳六等以上の人ならば、二轉で一等を加へ、又た勳二等以上の人は、三轉にて一等を加へ、又た五位以上の人にして勳位を加へ盡して、猶授與すべき餘勳あらば、其父か子に賜へよと也、若し父子共に死亡して此世に居なければ、一轉每に田地二町宛を賜へ而して六位以下及び勳一等に加へ盡して尙其餘に餘勳あらば、父子に授くべし、但し此には田地を賜ふの限に非ずと也、

字解 ○轉は、不定の意にして、假令は、元年の行軍（センエキ）には斬首十級を一轉と定めあるも、二年の行軍（センエキ）には五級を一轉とする類を云ふ、其定例なき故に、轉と爲す也、○賜田、は功田に非ざる也、

續日本紀卷の九に云く、神龜二年閏正月丁未、天皇（シャウム）朝に臨み詔して征夷將軍以下一千六百九十六人に勳位を敍す各差あり、

正四位上藤原朝臣宇合に從三位勳二等、(中略)外從八位以上國覓忠寸勝麻呂等一十八人には、並に勳六等田二町を賜ふ、とあり、

第三十四條　歿後叙勳條

凡勳人、得レ勳後身亡者、其勳依レ例加授。若戸絕、無二人承一レ貫者停。

敍勳さるゝ人、勳位を授かりし後、死亡せば、勳位は例によりて加授せよ、若し後繼者なく其家斷絕する時には加勳するに及ばぬと也、併し其一族中に、蔭すべき者あらば、其者に授與せよと義解にいへり、

字解 ○承貫は、本籍繼承と云ふ如し、

第三十五條　有勳者犯罪條

凡勳位犯二除名一、限滿應レ叙者、一等於二九等一叙。二等於二十等一叙。三等於二十一等一叙。四等以下於二十二等一叙。其官當、及免官、免所居官、計レ降卑二於此法一者、聽二從レ高叙一。

除名犯罪、勳位褫奪の如き人は、其期滿免除則ち今所謂時效共云ふべき後ち敍勳すべき者は前

に一等の者は九等に敍せよ、二等の者は十等に、三等は十一等に、四等以下は十二等に敍せよ
と也、而して、官職にて犯罪を代償するとか、或は免官、或は一官だけ解かれたる等の場合に
して、下級の者は、勳十二等以下に當りて勳位なき時は、則ち高きに依りて勳十二等の中へ算
入し敍せよと也、

字解 ○官當、免官、免所居官は、獄令廿七、廿八條に詳解す、尚選敍令卅七條、考課令五十
六條等參看すべし、

第三十六條　軍人進退條

凡非因簡點次者、不得輙取人入軍、及放人出軍。其詐冒入軍、被認入賤、及有蔭、合出軍者、勘當有實、皆申兵部、聽出軍。在軍者、年滿六十、免軍役。雖未滿六十、身弱、長病、不堪軍役者、亦聽簡出。

簡閲點呼等の次第、帳簿に因らずして、輙く人を採りて軍に入れ、又軍隊中の兵士を免役し出
したりする事はならぬ、又た詐僞にて軍に入り則ち眞の軍人の代人をしたり、或は認定にて賤
民籍に入り、又五位以上の子孫、内八位の嫡子などと稱へて、軍隊より出づべき者あらば、一

々勘査の上、其實否を正して皆兵部省に申出て聽許すべき者はせよ、軍に在る人は凡て滿六十年に達せざれば免役にはならぬ、然れ共、六十年に滿たざるも、身體衰弱、或は長病にて、軍役に堪えざる者ならば、簡び出す事をゆるせと云也、

字解 ○簡點次は、ヱラビ、サス次第、○詐冒は、姓名虛僞、

第三十七條　兵衛考滿條

凡兵衛、每レ至二考滿一、兵部校練。隨二文武所能一、具爲二等級一申レ官。堪レ理二時務一者、量レ才處分。其年六十以上、皆免二兵衛一。則雖レ未レ滿二六十一、若有下尫弱長病、不レ堪二宿衛一、及任中郡司上者、本府錄レ狀、幷身、送二兵部一。撿覆知レ實、奏聞放出。

兵衛は、考試期年の滿つるに至る每に、兵部省に於て檢査せよ、文武の才技に隨つて三等の等級を爲(ツク)りて、太政官に申達せよ、時務を處理する才能ある者をば、文武官に取立つべし、武才あるも、時務の才なくば任用すべからずと也、而して年齡六十以上ならば、兵衛を免すべし、但し考校の日に於てすべし、又た六十に滿たざるも身體虛弱となり、或は長病にして宿衛するに堪ずして、郡吏に任用するとせば、兵衛府より其旨を錄して本人と共に兵部省に送れ、省再

査の上處ならざれば、奏聞して兌し出せと也、(考課令五十條參照)

字解 ○按練は、檢査の如し、○尫弱は、癈疾虛弱の如し、○檢覆は、再檢査。

第三十八條　兵衞采女採用條

凡兵衞者、國司簡郡司子弟強幹便於弓馬者、郡別一人貢之。若貢采女郡者、不在貢兵衞之例。三分一國、二分兵衞。一分采女。

兵衞は、地方官及び郡吏の子弟中、強幹にして弓馬に巧みなる人を簡びて、郡別に一人宛貢せよ、然れ共、采女を貢する郡にては、兵衞を貢するに及ばぬ、則ち一國を三分して、其二分は兵衞、一分は采女と云ふ比例也、假令は、一國三郡あるとせは、其內二郡は兵衞を貢し、一郡は采女を貢する事と知るべし、

第三十九條　軍樂條

凡軍團、各置皷二面、大角二口、少角四口。通用兵士、分番教習。倉庫損壞須修理者、十月以後、聽役兵士。

凡て國々の軍團には、陣太鼓二面、今の喇叭の如き物、大形二個小形四個を備へ置け、共に各兵士の間流用して交代に稽古すべし、又た糒や鹽の倉、及び兵器の庫が破損して修繕する時は十月より以後ならば兵士を使役する事を聽せと也、

字解 ○大角、小角は、後世の陣貝(ホラ)の代り也、徂徠の南留別志に螺を吹くは角也、角は銅角とて、銅にても作り又た蠡(レイ)角とてホラの貝をも用ゐし也、萬葉集卷の二に、高市皇子尊(タケチノミコノミコト)、薨去し玉へし時に、柿本人麻呂が悲傷の長歌あり、其句に、(前略)、皷みのおとは、雷ちの聲と聞まで、吹なせる、小角(クダ)のおとも云々、(下略)、略解に一に笛之音波、とあり、和名抄に楊氏漢語抄に、大角はハラのフエ、小角はクダの笛とあり、谷川の栞にクダの笛は、管の笛の義にて形ち竹筒(タケヅヽ)の如きか云々、講介備考の圖は漏斗(ジヤウゴ)の如し、或は牛角の屈(マガリ)度の甚だ低き象ちの如し、今は喇叭を用ふる也、因に大角の事は、寺島良安の和漢三才圖會第十八卷にて其大體を知らるべし、諸説の詳細は殆んど際限無が如し茲に省きぬ、

第四十條　行軍中死亡條

凡行軍、兵士以上、若有身病及死者、行軍具錄隨身資財、付本鄉人將還。其屍者當處燒埋。但副將軍以上、將還本

士。

行軍に、兵士以上の軍人が、或は病に罹り、或は死亡する事あらば、其軍の係りにて、具さに其人の身に附け居る資財則ち物品等を錄し、同郷人を附けて、本國に還せ、若し重患にして本國に還る事能わざれば、途中何れの國郡にても其地の町村又は郡費を以て療養せしめよ、其取扱方は、賦役令第卅一、卅二條にある丁匠の取扱に准せよ、又た死亡せし時は其取扱方も亦丁匠と同事にせよと也、

但し、副將軍以上は、別に專屬の使者を附して還せと也、

第四十一條　　器仗出納條

凡出給器仗等、付領之日、明作文抄。行還、事畢、據簿勘納。如有非理損失、申官推徵。

兵器、儀仗等を支給せられ、領收の日には、帳簿を製し置きて、明細に記入し、事終り行軍より還り來らば、帳簿に對照して改め納めさすべし、若し理由なき破損或は紛失したらば、太政官に申して追徵させよと也、

字解　○付領は、下付と領收、○文抄は文記の如し、○行還は、駕行、軍行、又た威儀に供す

るも同斷、○推徵は、追徵の如し、

第四十二條　　甲仗損失條

凡從軍、甲仗經戰失落者、免徵。其損壞者、官爲修理。不經戰損失者、三分徵二。不因從軍而損失者、皆准損失處當時估價、及料造式徵備、官爲修理。則被水火焚漂、非人力所制者、勘實免徵。其國郡器仗、每年錄帳、附朝集使、申兵部。勘校訖、二月三十日以前錄進。

從軍の兵器等は、戰爭を經て亡失せば、徵收を免し、其破損品は官費の修繕とし、又た戰爭せずして破損亡失せば、三分の二は軍人より徵收し、又た駕行、及び宴會、或は儀式威儀等の時の破損亡失は、其亡失の品は時價にて新調し、式に准じて代り備へさせ、破損の部は官費を以て修理とす、然れ共、或は水難の爲に流失又は破損とか、或は火災の爲に燃燒毀傷せしとか等凡て人力の制禦し能はざるに因て生じたる損失は、其實否を取り查して徵收を免せ、其國郡の器仗は、每年帳簿に改め記し、朝集使に附して兵部省に上申せよ、省、按勘し了らば、二月

三十日までに記して、進奏せよと也、

字解 ○甲仗は、兵器儀仗、○失落は、紛失、遺失、亡失なり、○官は、太政官、○損失は、破損と亡失、○估價は、時の賣買直段、○料造式は軍用料品の新調書式にして、式の雛形今はなし、○徵備は、求め備へ、又徵收し備へ、或は代償し備への義也、○焚漂は、灰又た水にしたるが如し、則ち半燒燒失、流失をいへり、○朝集使は每年十月中に京に上りて、地方行政の狀況を申し上る役人也、

第四十三條　　軍器保存條

凡軍器在ㇾ庫、皆造㆓棚閣㆒安置。色別異ㇾ所。以ㇾ時曝涼。

軍器、兵庫に貯藏しあるを、皆各棚を設けて、正しく整理陳列し置け、種別に場所堺界を異にし置かねばならぬ、尙每年一回宛は、必ず風を通し乾し晒しサマシをさせと也、

字解 ○棚閣は、二字共にタナ也、棚音朋、說文に棧也、博雅に閣也、又た矢藏也、閣は音各博雅に載也、玉篇に樓也、○曝涼は、サラシ、サマシにして、今云ふ、風入れ或は蟲乾し、又は土用干也、職員令第六十四條、左兵庫、及び考課令第廿八條にも解せり、

第四十四條　　民有器仗禁止條

凡私家、不レ得レ有ニ鼓、鉦、弩、牟、矟、具裝、大角、少角、及軍幡一。唯樂鼓不レ在ニ禁限一。

凡て私人の家には、陣太鼓、陣鉦（チンガネ）、機關の弓、大小の矛、具足、大小の陣ボラ、及び軍旗を所有する事はならぬと也、但し音樂用の太鼓は禁ずる限りに非ずと也、

字解 ○鉦は、カネ也、音征金鼓なり、玉篇に鉦以て之を靜め、鼓以て之を動すとあり、○弩は前にあり大きな機關弓也、○牟は、音謀、冑也、鍪に通す、コヽでは長さ二十尺の矛と義解せり、今云ふ大身の鎗の如し、○矟は、音朔、長さ十二尺の矛也、因に王羲之が、衞夫人筆陣の圖に題して、紙は陣也、筆は刀矟也、墨は鍪甲也、水硯は城池也、心意は將軍也、と比喩せり、○具裝は、馬や甲（ヨロヒ）と云へり、○角は前卅九條にあり、○軍幡は、軍旗と云ふ如し、幡は旗旗の總名にして、將軍のたつるを纛幡（タウハン）と云ひ、隊長の載（タツ）る所を隊幡と云ひ、兵士の載る所を軍幡と云ふ、

第四十五條　不任用器仗條

凡在レ庫器仗、有レ不レ任者、當處長官驗レ實具レ狀申レ官。隨レ狀處分除毀。其鑽、及、袍、幡、弦麻之類、則宛ニ當處修ニ理軍器一

用。在京庫者、送兵部任宛公用。若弃掌不如法、致有損壞者、隨狀推徵。

兵庫内の兵器にして、使用に堪ざる物あらば、兵庫の長官に於て、實地檢査し、狀を具して太政官に申せ、然る後處分して除去すべき物は毀棄せよ、但し、戈戟、刀劍、繩、幕幡、蕖苧の類は、軍器修理の用に宛てよ、又た在京の兵庫の物は、兵部省に申し然る後公用に宛てよと也、若し、所藏方法が成規の如くにせずして破壞し有る物は、係官をして代償的に徵せしめよと也、

字解 ○任は、堪又勝也、○鑽は、戟矟の屬、○殳は、刀劍の屬、○袍は、音包又暴にて、ウハ着、長襦袢、汚れ衣、等の訓みあれ共、コヽでは其足の下着類の如き物をいへるなるべし、○弦麻は、カラムシ、ヲ、アサの類也、○弃は、音擧、オサム也、前漢書、陳遵傳に、遵性書を善くし、人に尺牘を與ふれば、人皆藏弃して榮とすとあり、本條を史實に參照せば、續日本紀卷の十三に、聖武天皇の天平十一年(一千三百九十九年)六月癸未に、兵士を停むるに緣て、國府の兵庫をば、白丁を點して番を作りて守ら令むとあり、又た同書卷の三十六に、光仁天皇の寶龜十一年(一千四百四十年)八月庚戌に勅すらく、今聞く諸國の甲冑、稍年序を經れば、悉く皆混綻して、用に中らざる者多し、三年に一度、例を立て修理し

隨て修れば、隨て破る、極めて功役を費せり、今革の甲を爲る事牢固にして、經久朽を襲みて輕便なり、箭に中りて貫き難し、其功程を計るに殊に亦成り易し、自今以後、諸國造る所の年料の甲冑は、皆宜く革を用ゐ則ち前例に依て毎年樣を進るべし、但し前に造りし鐵甲も徒に爛らす可らず、三年を經る毎に舊に依て之を修めよ、

同く十月己未、征東使に勅すらく、今月二十二日の奏上を省て知ぬ、使等延遲して既に時宜を失し、將軍發起して久く日月を經、集る所の步騎數萬餘人、加以ならず、賊地に入るの期、上奏する事度多し、計已らは發し入て狂賊を平け殄つべし、而して今奏すらく、今年は征討す可らずとなれば、夏は草茂し、冬は襖乏しなど、縱横に巧言し、遂に稽留を成す、兵を整へ、糧を設くるは、將軍の爲す所也、而して集兵の前、辨備する事を加へず、還て云ふ未だ城中の粮を儲けずと、然らば則ち、何れの月、何れの日か賊を誅し城を復せん、方今將軍、賊の爲に欺かれ、所以に緩怠して、此逗留を致せり、又た建子に及ばす、以て兵を擧ぐるに足れり、而して、勅旨に乖きて、尚嘗て入らず、人馬悉く瘦せたらば、何を以て敵に對せん、良將の策豈此の如くならん乎、宜く教喩を加へ意を存して征討すべし、若し今月を以て賊地に入らずんば、宜く多賀、玉作等の城に居て、能く防禦を加へ、兼て戰術を練るべし、此他弘化刻本類聚三代格十二の上卷に、延曆六年正月廿一日壬午、太政官符あり、即ち譯文すれば左の如し。

陸奥の國按察使、王臣の百姓と夷俘と交關する事を禁斷す應き事。

右、右大臣の宣せ被るに偁く、奉勅、聞ならく、王臣及び國司等、爭ふて狄の馬、及び俘の奴婢を買ふは、弘羊の徒なる所以なり、苟も利潤を貪り、良を略し、馬を竊み、相賊ふ事日に深し、加ふるに無知の百姓なるを以て憲章を畏れず、此國家の貨を賣りて、彼夷俘の物を買へば、綿は既に賊の襖に着き、冑鐵は亦敵の農器を造り、理に於て商量するに害爲る事極めて深し、自今以後、嚴に禁斷すべし、如し王臣及び國司の此制に違犯する者有らば、物は官に沒し、仍ほ名を注して申し上げ、其百姓は、一ら故按察使從三位大野朝臣東人の制法に依り事に隨ふて推決せよ。』

第四十六條　舍人採用條

凡五位以上子孫、年二十一以上、見無役任者、毎年京國官司、勘撿知實。限十二月一日、幷身、送式部。申太政官撿簡。性識聰敏、儀容可取、宛内舍人。三位以上子、不在簡限。以外式部、隨狀宛大舍人、及東宮舍人。

五位以上の子孫、年齢二十一歳以上にして、現在奉職し居らざる者は、毎年、京及地方廳にて實地に調査し、其書類を十二月限り本人と共に式部省に送れ、省は太政官に申達して再び檢閲せよ、檢閲の上性質、智識聰敏にして儀容の取るべき者をば、內舍人に充て、三位以上の子孫は撿査簡閲の限に非ず、以外は、狀に隨て、大舍人及び東宮の舍人に充てよ、但し中宮の舍人も亦此に准せよと也、

史實の參照としては、內舍人が、大臣の長子たる例

續日本紀に云く、天平神護元年十一月甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成（鎌足公の彥）薨す、豐成は、平城朝の正一位贈太政大臣武智麻呂の長子也、養老七年に、內舍人を以て、兵部省の大丞を兼ね、神龜元年從五位下を授く云々、又た大舍人の例は、類聚國史百七卷、延暦十五年六月己酉の勅あり、又た東宮舍人の例は、同卷の大同元年七月壬寅に、白丁白人を以て東宮の舍人に補すを聽し、永久例と爲すとあり、又た世繼物語に曰く、今は昔し、閑院のおとゞ冬嗣と申す人の御子內舍人よしかとゝ申しけり、昔はやんごとなき人も內舍人にぞ成給ひける云々、

第四十七條　六位以下嫡子採用條

凡內六位以下、八位以上嫡子、年二十一以上、見無役任

者、毎レ年京國官司、勘撿知レ實。責レ狀簡試。分爲二三等一。儀容端正、工二於書算一、爲二上等一。身材强幹、便二於弓馬一、爲二中等一。身材劣弱、不レ識二文算一、爲二下等一。十二月三十日以前、上等下等、送二式部一簡試。上等爲二大舍人一。下等爲二使部一。中等送二兵部一試練爲二兵衞一。如不レ足者、通取二庶子一。

内六位以下、八位以上の嫡子、年齢二十一歳以上にて現在奉職し居らざる者は、毎年京官及び地方官にて實地調査し、實況を知り、狀を問ふて簡擇試撿し、分ちて三等とし、儀容端正にして書蹟、算術に巧みならば、上等とし、身體强健にして武藝のある者を中等とし、身材劣弱にして、文事算術をも識らざる者を下等とし、十二月三十日までに上下兩等の人を式部省に送れ、式部省試問簡擇して、上等を大舍人と爲よ、下等を使部とせよ、中等を兵部に送り試練して兵衞とし、如し不足を告ぐれば、人民中より採用せよと也、

字解 (一)責は、債、窄の二音あり、今セキの音を用ふ、又たセムル、ソシル、ウツタフ等の訓あれ共、此處は、問ふと訓讀する方穩當なるべし、

凡帳内、取六位以下子及庶人爲之。其資人、不得取内八位以上子。唯宛職分者聽。並不得取三關、及大宰部内、陸奥、石城、石背、越中、越後國人。

凡て親王家に給はる家來には、六位以下の子、及び庶民より採用せよ、大臣以下に給はる家來は、内八位以上の子供を採用する事ならぬ、但し職分に充つるは聽許せよ、而して三關所の國、及び大宰の部内、陸奥、石城、石背、越中、越後の國の人をば採用する事はならぬと也、思按するに、平時と雖も守備必用なるを以て、東西北の邊國には如此也、

字解 ○帳内、資人は家令職員令に、○三關は、此下の五十四條、及び職員令七十條大國に、既に解せり、○石城、石背は、今は磐城、岩代と書く、爾後史實の參照としては、續日本紀に和銅三年三月戊午、輙く畿外の人を取りて、帳内、資人に用ふるを制す云々、同五年九月乙未、三關國の人を取りて、帳内資人と爲す事を禁す、同四年五月辛亥の制、同書養老三年十二月庚寅の制等大同小異なれば略す、

第四十九條　帳内資人給與條

凡給帳內、一品、一百六十人。二品、一百四十人。三品、一百二十人。四品、一百人。資人、一位、一百人。二位、八十人。三位、六十人。正四位、四十人。從四位、三十五人。正五位、二十五人。從五位、二十人。女減半。減數不等、從多給。其太政大臣、三百人。左右大臣、二百人。大納言、一百人。

凡て親王に家來（トネリ）を給與さるゝは、一品に一百六十人、以下令文の如し、大臣等に給與の家來は一位に一百人、以下令文の如し、從五位に廿人、女は半減とす、其數不等ならば、多きに從ひて給與せよ、假令ば、正五位の家來廿五人、之を女として半減せば、女官の正五位の人には、十二人半となる、故に十三人を給へと云へる類也、太政大臣に三百人、左右大臣には二百人宛大納言に一百人と也、致仕（ヒヤク）の人は祿令第十條に准じて半減せよと義解にいへり、史實としては、日本紀雄略紀の最首、同崇峻紀の最首、同卅卷、持統紀の十年十月庚寅の條、又た續紀和銅七年六月甲戌、太政官處分の條、同書神龜五年三月甲子の勅、等全文を寫し出す

は、甚だ煩冗の嫌あるを以て略す、

第五十條　帳內資人罷病條

凡帳內資人、癃疾應レ免レ仕者、皆申二式部一。勘驗知レ實聽レ替。

凡て親王、大臣等の官給家來にして、執事に堪ざる者、癈疾等にて解職せねばならぬ者をば、皆式部省に申し出せ、省は勘査の上、其實否を取り査して、更替を聽許せよ、但し就職後六年に滿ざる者をば、本籍地に還せ、六年勤續したる者をば式部省に留め置けとの義解なり、

字解　○癃は、音隆、老也、罷也、ツカル也、老衰又は癈疾の如し、

第五十一條　地方官事力給與條

凡大宰及國司、並給二事力一。帥、二十人。大貳、十四人。少貳、十人。大監、少監、大判事、六人。大工、少判事、大典、防人正、主神、博士、五人。少典、陰陽師、醫師、少工、算師、主船、主厨、防人佑、四人。諸令史、三人。史生、二人。大國守、八人。上國守、大國介、七人。中國守、上國介、六

人。下國守、大上國掾、五人。中國掾、大上國目、四人。中下國目、三人。史生如レ前。一年一替。皆取二上等戸內丁一。並不レ得レ收レ庸。

凡て太宰の官吏、及び各地方官にも前條親王大臣等に給與せし家來の如く、事力と云ふ家來をば身分に應じて給へよ、則ち太宰府の長官なる帥には廿人、以下令條の如し、但し此事力は毎年一回宛替へよ、而して事力は皆中等以上の家の丁を取れ尤も庸をば收めさする事はならぬと也、

字解 ○事力は、太宰及地方官への官給の家來也、賦役令第十九條に述べり、官名は官位令、職員令に委し、

史實の參照としては
續日本紀の養老五年六月乙酉の詔、
同書の靈龜二年秋八月壬子、太宰府の言上、
政事政要五十九卷に、貞觀格に云く、國司の田を作るに事力を給する事を停む云々、
同書に、
延曆三年十一月三日、太政官より諸國に下す布達、
同書に、大同二年七月二十四日、畿內に下せる官符あり、

民部式に云く、國司の事力皆副丁十人別に六人を宛つ云々、

第五十二條　邊城門閉開條

凡邊城門、晩開早閉。若有事故須夜開者、設備乃開。若城主有公事須出城撿行者、不得俱出。其管鎰、城主自掌。執鑰開閉者、簡謹愼家口重大者宛之。

邊城門は、晩く開けて早く閉てよ、若し事故ありて夜間開放せねばならぬ場合には、充分に守備して開け、若し三關國の城を掌る國司は、公用等ありて城外に出ねばならぬ時には、各兵士に於ては倶に出る事はならぬ、而して門の鍵は、城主自ら掌れ、但し開閉をする者は、謹愼にして、家族の多き者を簡びて致させよ、眷族多き者を簡擇するは、惡事不都合をせざる爲めの用意なるべし。

字解　邊城門、は太宰府管内にある城門又は三關國にある城門をもいへり、○城主、は城を掌る國司、○管鎰、は鍵也宮衛令第四條、後宮職員令の闈司の條參照すべし、鎰鑰同じ、○家口重大、は眷族累り多き者をいふ也、○三關國、は下の第五十四條、尚邊城門の事は第六十五條參照すべし、

第五十三條　城隍修理條

凡城隍崩頽者、役兵士修理。若兵士少者、聽役隨近人夫。遂閑月修理。其崩頽過多、交闕守固者、隨則修理。役訖、具錄申太政官、所役人夫、皆不得過十日。

城郭塹壕（シログルワドテホリ）の破損（イタミ）崩頽（クヅレチ）したらば、兵士を使役して修繕せよ、若し兵士少數にして、工事進捗せざる見込ならば、附近より人夫を使役するを聽（ユル）せ、但し農閑の月にしたがふて修理せよ、而して崩頽過多甚大（ヒドク）にして、急遽守備の用に合ざれば、隨時修理せよ、工事竣成の時には、具さに錄して太政官に上申せよ、但し使役の人夫は、一人に付き、十日間宛より過使する事はならぬと也、

字解　○隍は、城池也、音黃、シロシタのカラボリと云ふ訓あり、字書に、水あるを池と云ひ、水なきを隍と云ふ、

第五十四條　關所守備條

凡置關應守固者、並置配兵士、分番上下。其三關者、設皷

吹軍器、國司分當守固。所配兵士之數、依別式。

本條は、關所を固むる令條也、

關所を建置して固むる時は、皆兵士を配置し、其兵士はやはり交番に勤務させ、其內、伊勢の鈴鹿(スヽカ)、美濃の不破(フハ)、越前の愛發(アラチ)の三關所には、陣太鼓、陣貝、兵器等を備へ置け、而して其處の地方官は、之を分擔して、堅固に守衞せよ、但し配置兵の數は、別式に依れとあれ共、別式、今はなし、

字解 ○三關、の內越前の關に就ては、講令備考に乘燭譚に曰く、越の受發(アラチ)の關何れの所たるを知らず、或は云ふ、江州鹽津、古へ越へ入るの道なりと、慥かならず、後ち義解の善本を見れば、受は愛の字の誤なり、刊本の字誤れり、愛發と云は、アラチと訓む點も付けてあり、越前荒乳山の事也、古へは北國に往くには、西江州より北にとりて荒乳(アラチ)の方を通るゆへ、此所に關あり、今に其跡ありと云ふ、又本朝譯字の例を考ふるに、アとチとの緣を取りて愛發と書るなるべしと、又た日本紀略に、延曆二十五年、帝崩じ玉へ、使を遣はして固く、伊勢、美濃、越前の三ヶ國の故關を守らしむ、とあり、往昔(ソノカミ)之を故關と云時は、上世よりの事にて、延曆の時分すら當時の緊要に非るやうに見ゆ、禁秘御抄の內にも、追討宣旨の下に、三關警固の諸衞

弓箭を帯し、追討使、宣旨を給はる云々、

續日本紀、延暦八年七月甲寅の勅にて右三關廢止せり、日本紀略亦同じ、

文德實錄に云く、天安元年(千五百十七年)四月庚寅、始めて近江の國、相坂、大石、龍花等三處の關を置く、

第五十五條　防人奴婢携帶條

凡防人向レ防、若有下家人奴婢及牛馬欲二將行一者上聽。

サキモリが九州の防備に行くに、家人、妻子、奴婢、及び牛馬を携帶引率して行かんと欲せば聽せ、

昌保云く、法令には左程關係なき如くなれ共、文學上人情風俗慣習等に取ては、頗る趣味の深き萬葉集卷の廿には、此サキモリに關する長短歌一百餘首を載せり、今煩を厭ふて爰には略す、第廿條參考すべし、

字解 ○將行は、持ち行くにして、携帶と云ふ如し、

第五十六條　防人糧食條

凡防人向レ防、各齎二私粮一。自レ津發日、隨給二公粮一。

サキモリ、九州に行くには、各々粮食旅費は大阪迄は自辨にて持ち行け、但し、大坂發足の日より一切官給とせよと也、

字解 ○齎は、モタラシと訓みて、持也、付也、送也、遣也、行道用ふる所也、サキモリは關東諸州よりの徵兵なり、

第五十七條　防人代理禁止條

凡防人上道以後、在路破除者、不須差替。

サキモリ、發程後(タツタノチ)、途中に於て死亾又は逃亾する事あるも、代り兵を差出すべからずと也、

字解 ○破除は、死亾又は逃亾を云ふ、

第五十八條　防人犯罪條

凡防人將發、犯罪在禁、及對公私事非至徒者、隨則量決發遣。罪至徒以上差替。

サキモリ、國元を初めて出發せんとする時か、又は出發後途中に於て、徒罪以上の犯罪にて獄に在る(ハイ)とか、又は公私の事にて、徒刑に至らざる程の罪は、隨時酌量判決して太宰に遣せ、必ずしも律に依るに及ばぬと也、但し犯罪が徒刑以上に至らば、差替へよ、然れ共贖罪銅(キン)を出さ

ば別に差替ゆるに及ばぬと也。

第五十九條　　防人配置條

凡防人欲レ至、所在官司、預爲二部分一。防人至後一日、則共二舊人一、分付交替使レ訖。守當之處、毎レ季交代使二苦樂均平一。

新サキモリが、九州各地に到る時には、各地の係り官に於て預め部分々々に區別しおけ、而して到着の上は、舊サキモリ、則ち歸休兵となる者と共に器仗等分付シワケし交替せよ、尚サキモリに當り守る處則ち屯田耕作等の場處は、相互に苦樂平均の爲めに、毎季更め代へよと也。

字解 ○官司は、サキモリの係り官、○部分は、事務簡捷の爲めに更代前に小區別をして置くを云ふ、○分付は、シワケ也、○守當は、勤むる場所、○苦樂均一は、第六十二條參考すべし、

第六十條　　防人交代條

凡舊防人替訖、則給二程粮一發遣。新人雖レ有二欠少一不レ宛二元數一、不レ得三輙以二舊人一留二帖一。

舊新サキモリ更替し終らば、歸休する舊防人に、旅費粮食を給與して、發足せしめよ、新サキモリ、欠員にして元の數に充たずと云ふ共、必ず舊防人サキモリを留め置きて、手傳補助はさする事な

らぬと也、

字解 ○程粮は、旅中（タウチウ）の米にして今云旅費と看做すべし、延喜主税式に因れば、一日に米貳升鹽貳勺、酒八合といへり、○欠少は、欠員の如し、○留帖は、留め添へ助くるの義也、神村正鄰の説にては、帖は貼の誤ならむ、貼は正字通に他協切、音帖、説文に物を以て質と爲す也、又裨（タスク）也、又依附、又黏置也、然則は、貼は添助の義と知るべしとあり、愚按するに、帖にしたとて添助の義あり及第の業に帖括あり、廣韻に服也、書帖、畫帖、帖紙、或は字書にては同音にして、其訓にも同訓の點あるを見れば、古代若くば場所に依りては、流用せしなるべし、帖は服也、服はツクル也、貼も亦ツクルと訓す、塙の校本に、トメソフルと假名を附せしも、トメツクルとの意にするも敢て差間なかるべし、則ち留めて服役といふ意義に解すれば當らざるに非ず、

第六十一條　　防人歸休途中羅病條

凡防人向レ防、及番還、在レ道有二身患一、不レ堪レ涉レ路者、則付二側近國郡一、給二粮幷醫藥一救療。待二差堪レ行、然後發遣。仍移二本貫、及前所一。其身死者、隨レ便給レ棺燒埋一。若有二資財一者、申二送兵部一、

令將還本家。

新サキモリの防に向ひ、舊サキモリの歸休する途中、若し病患に罹り、歩行し難き者は、其附近の國郡にて粮食、醫藥を給與して救療せよ、全快の上歩行の出來得るを待ちて發足させよ、則ち歸休兵ならば、關東の本國へ、九州行の防人ならば太宰府へ移牒し遣せ、若し途中に於て死亾せば、棺を支給して燒き埋めを致せ、但し攝津の國より西方ならば、火葬或は埋葬せよ、山城の國より東方ならば、本國へ告けて引取らせよ、若し引取人來らざれば、火葬とせよ、又た其身に資財則ち携帶の所持品等あらば、死狀と共に兵部省へ上申して、本國本人の家へ送附してやれと也、

字解 ○涉は、墒木に、アルク歟、行くとかに訓ませり、○差は、瘉なり、不治と確診せば素より免役歸國さするなるべし、○本貫は、本籍、○前所は、サキの所、則ち太宰府を指せり、○燒埋は、火葬、埋葬の如し、○將は、幸便に附けてを云へり、

第六十二條　防人耕作條

凡防人在防守固之外、各量防人多少、於當處側近、給空閑地。逐水陸所宜、斟酌營種。并雜菜、以供防人食。所須牛

力官給。所收苗子、毎年錄數、附朝集使、申太政官。

防人、防にありて守り固むる外、防人の多少を計り、其固めの附近に於て、空地を給與して水陸の便を以て耕作させよ、而して雜菜は防人等の食用に供し、米は政府の公粮とす、使用の耕作器具牛馬は總て官給とせよ、收穫の種子類は、毎年數量を錄して、十月中に着京する、太宰府內の朝集使に附して、太政官に申達せよと也、

字解 ○當處は、防人の居る處、○側近は、附近、○營種は、耕作の如し、○牛力は、牛の功、則ち牛の手間といふ如し、因に、延喜主稅式、正稅諸條の末に、凡そ筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後等の國は、毎年穀貳千石を對馬の島に遞送し、以て島司及び防人等の糧に充て、其部領の粮、船賃、挾抄(今云ふ梶手)、水手、の功粮は、並びに正稅を用ふ、

第六十三條　防人休日條

凡防人在防、十日放一日休假。病者皆給醫藥。遣火內一人、專令將養。

サキモリ、防にありては、十日に一日休暇を致させ、患者には醫藥を給與すべし、但し五人の內一人を附して、專ら看護に從事せしめよと也、

字解 ○火內、一火は五人にして其內ち一人と云ふなり、本篇第十二條、賦役令第廿六條參看すべし、○將養は、看護の如くなるべし、

第六十四條　　外人出入護衞條

凡蕃使出入、傳送囚徒及軍物、須人防援者、皆量差所在兵士遞送。

外國使臣の出入、又た囚徒及び軍用物品の運搬、或は人の防禦援護をする等、皆夫々斟酌し所在の兵士(サキモノ)を遣して、更迭(カハリ〳〵)に送らしめよと也、

字解 ○蕃使は、外國の使臣、○防援は、ふせぎ、たすく也、

第六十五條　　人民城內住居條

凡緣東邊北邊西邊諸郡人居、皆於城堡內安置。其營田之所、唯置莊舍。至農時、堪營作者、出就莊田。收斂訖、勒還。其城堡崩頹者、役當處居戶、隨閑修理。

東や北や西の邊鄙なる各郡の人家は、皆其所の城內に居住させよ、而して耕作する田圃の場所

には、唯農業用の作小屋的の屋舍を置け、農作時に至りて、身體强壯の者は皆城外に出し作小屋に宿泊さして耕作させよ、併し老人と小兒は城内に置きて留守居をさせ、秋至り、收獲終了せば、點檢して城内に還らしめよ、若し城堡崩頽等致せば、城内居家の人共を可成閑時に使役して修理せよと也、

字解 ○東邊は、筑前の國遠賀郡、岡の津より以北を指し、○北邊は、同國、宗像郡、鐘の岬より糟谷郡灘の濱を云ふ、○西邊は、那珂郡より早良郡、志摩郡、怡土郡に至る迄を云ふ、此海邊には、凡て堡墇を築き、其中に人居を營構せよと也、と栗原柳菴の軍防令講義卷之八に云へり、

○堡は、土を高くし以て堡墇を作りて賊を防ぐなり、守固の城に非ず、故に人民を使ふて修理する也、前の五十三條の城隍崩頽と云へるは、守固の城なるを以て、兵士を役して修理するなり、彼と此とは同じからざるを以て、兩條を立たるなり、

堡は、保也、保は特也守也、又た小城を保と云ふ、コヽは小城の意也、○營田は、作田の如し、營はツクリ又はイトナムと訓す、○莊舍は、田舍にして、田のイホリ也、○莊田は、開墾田と云ふ如し、莊はクササカンナリの訓みあるを以て草切田の意義あり、鎌倉時代以來の莊園則ち豪族の私有地もコヽに基因すと愚考す、○收斂は、ヲサム收ムにして收獲と云ふ如し、○勒は

音ロクにてシルスの訓あり、考試の意を含めり、

第六十六條　置烽條

凡置レ烽、皆相去四十里。若有二山嵩隔絶、須レ遂レ便安置一者、但使レ得二相照見一。不三必要限二四十里一。

本條より以下最終の七十六條まで、合計一十一條は、會圖に用ふる、トブ火、とノロシに係る令條也、

諸國各地に、烽火の場所を設置する距離は、今の六、七里を以て通則とす、若し其間に山岳等重疊しありて、隔絶甚しき處は、便宜地處を擇みて設けよ、但し照見させねばならぬ故に、必ずしも七里とは限らぬと也、

字解　○烽は、敷容切、音丰、又た戸東切、音洪、義同じ、トブ火、ノロシの訓あり、史記の司馬相如傳の注に索隱に曰く、纂要に云く、烽は敵を見る時は擧ぐ、とあり、和漢三才圖繪にある圖は本令條の烽火に符合せざれ共、其大體を想像知得する參考として可ならむ、

日本紀第廿七卷、天智天皇の三年（千三百廿四年）、其歲對馬、壹岐島、筑紫國等に、サキモリと烽を置く、

續日本紀に云く、和銅四年正月壬辰、河内國高安の烽を廢して、始めて高見の烽、及び大和國春日の烽を置きて、以て平城に通すと也、又た出雲風土記に、馬見烽あり、烽火の事に就ては徂徠の鈐録委しきを以て講令備考より左に轉載せん、

唐朝の法には、邊塞にては三十里（今の五里）に一烽あり、嶺高峻の所に立つべし、若し山岡隔絶して、地形便ならざるには、里數に拘はらず、兎角段々につぎて將の在所まで注進をする爲也、邊塞にて烽火の周圍に城埤を築くとて城構の如くする也、是を主る役人、烽帥一人、副帥一人、あまたの烽を主る、一烽に烽子六人宛、内五人は時かはりに遠見する也、邊塞近き所は弓弩を渡し置也、副帥は時々所々の烽場を巡回して吟味する也、烽子は二年交代也、合戰の時節は守護の兵五人宛加はる也、烽の仕形、一所に土筒四ツ、其間に火臺四ツ、臺の上に炬橛とて炬を立つ材を立つる、四つの間、十五歩ヅ、也、山險く地狹ければ、ソレより内にもする也、只四つの差別分明に見ゆるやうにする也、晝は烟を立て、夜は火を立るゆへ土筒は烟を立る爲め、炬橛は火を立る爲也、土筒は高さ一丈五尺半より、下はふとさ一丈二尺、上ほど細くし、外も内も泥にて塗り、烟の脱けぬやうにする也、上に瓦盆をかぶせ置き、烟を立つる時は取り、烟を立まじき時は瓦盆を蓋にする也、下に鳥爐竈とて、風呂のやうなるものを拵へ置く、其口は地面より三尺上に、竪横壹尺五寸ヅ、あけ、蓋をして閉ぐやうにする、此鳥爐竈は、木を

骨にして厚く土にて塗るべし、扠、烽筒の外まはりに、堀(ホリ)を掘るべし、烽烟の具は、木の枝、わらよもぎの屬、葦(アシ)の節(フシ)などを雑へ、狼糞(オホカミノフン)を加ふ、右の品々は皆秋前に釆りて貯へ置く其まわりにも塹(ホリ)をほり、野火つかぬやうにする也、烽炬は、長さ八尺、但し撅の上五尺也、二尺まわりに束ねたる葦(アシ)の上を、わらにて巻て、まわりに肥木を立てて、炬撅に縛り付る、此炬を蓄ふ所には上に屋根をし、下に架をして、雨濕漏のなきやうにする也、風爐の内には、常に羊糞(ヒツジノフン)を置て火を持つべし、扠、東を受る繼ぎノロシは土筒の口チを西へ向く、西をうくるは東へ向く、南北も此通り也、平生無事の時は一時ヅヽ立て、事ある時は、一日一夜立る也、敵五百人に滿たざる時は、一筒一炬、攻め入らんとするならば二筒二炬、五百以上三千人に滿ざる時も同じ、五百以上千騎に滿たず共、攻め入らんとする時は、三筒三炬、三千騎以上も同じ、萬人以上は四筒四炬也、一筒一炬は州縣まで續ぐべし、二筒より上は、京都まで續ぐ也、敵の來るを告ぐるは、三應三滅とて、三度立てて三度けすべし、敵退く時は、兩應兩滅是れを平安烽と云也、

○崗は、岡に同じ、高き處也、

春日野の、とぶ火の野守、出て見よ
いま幾日ありて、若菜摘奈舞

第六十七條　放烽區別條

凡烽、晝夜分時候望。若須放烽者、晝放烟、夜放火、其烟盡一刻、火盡一炬。前烽不應者、則差脚力、往告前烽、問知失候所由、速申所在官司。

烽は、晝夜一定の時を定めて觀望せよ、晝は烟を放ち、夜は火を放ち、烟は一刻に盡し、火は一炬に盡せ、前烽若し應火せざれば、卽時飛脚を遣して前烽に告げて應火のなかりし理由を尋問し、速に所在則ち應火せざりし烽所所轄の地方官に申うせ、

字解 ○候、はウカヾフ也、○刻は、漏刻にて、今云ふ時計也、但し昔の時計は水の滴下を以てせし故に漏刻と云ふ、月令廣義に晝夜百刻とあるに據れは、一刻は現今の約十五分餘に相當す○炬は、束ねたる薪にして、今云ふ松明也、第七十二條に解す、○脚力は、今云ふ飛脚則ち脚夫也、○所在官司は、前烽を支配し居る國司則ち地方官也、

第六十八條　賊徒來寇條

凡有賊入境、應須放烽者、其賊衆多少、烽數節級、並依別式。

賊徒國境に入り來らば、其賊徒の人數の多寡によりて、烽數の節級は別式に依れと也、別式今詳かならざれ共、前六十六條に徂徠の鈔錄を抄出せし末文の如き事と想察して可ならむ歟、延喜式廿八卷兵部式に云く、凡て太宰の部轄する所の國、放烽し明かに使船と認定せば、客主を問はず、擧烽一炬、若し賊と知らば、兩炬を放て、船二百艘以上ならば、三炬を放て、とある、

第六十九條　烽長規程條

凡烽、置長二人、撿挍三烽以下。唯不得越境。國司、簡所部人家口重大堪撿挍者宛。若無者、通用散位勳位。分番上下、三年一替。交替之日、令教新人通解、然後相代。其烽須修理、皆役烽子。自非公事、不得輙離所守。

烽所には、烽長二人を置く、但し一國一烽ならば二人であるから、二烽地あるも四人と云ふ譯には非ざる也、長は三烽所以下を檢閲巡視し、但し所轄の國境を越る事ならぬ、烽長を採用するに、地方官は管内に於て、一家内の人戸多く家宅大なる者にして巡視に堪ゆる者を簡擇して宛てよ、若し適任者なき時は、外六位、勳七等以下の散位、勳位の人を流用せよ、勤務は交番

にして、三年更代とす、交替の日は、新任の人に解(ワカリ)し易きやうに敎へて後に代れよ、而して烽の修理すべきは、皆烽子を役せよ、公事に非ずは、容易に守る所を離るゝ事はならぬと也、

第七十條　烽子規程條

凡烽、各配烽子四人。若無丁處、通取次丁。以近及遠均分配番。以次上下。

烽所には烽子四人宛置け、若し一人前の男子なければ、次丁(ハンニンマヘ)を流用せよ、但し成るべくは附近の者を採用せよ、

交番は、勉めて二人宛均分にすべし、而して、次丁採用の場合は、他の正丁採用の如く、半人前故に八人と云ふ事は、コ、ではならぬと云ふ令條也、

第七十一條　火炬距離條

凡置烽之處、火炬各相去二十五歩。如有山嶮地狹、不可得充二十五歩之處、但得應照分明。不須要限相去遠近。

烽を置く所は、火炬(タイマツ)相互の距離は、二十五歩とす、若し山嶮にして、地狹く、的當の距離なくは、成べく分明に應火(コタヘビ)の對照方法を採れよ、必しも成規の距離とは限らぬと也、

字解 ○廿五歩は、廿五間なるべし、

第七十二條　火炬材料條

凡火炬、乾葦作レ心、葦上用二乾草一節縛。縛處周廻、挿二肥松明一、並所レ須レ貯十具以上、於二舍下一作レ架積着。不レ得二雨濕一。

火炬は、乾燥せる葦を以て心を作り、其上乾したる草を以て節結びとし、結び縛りし處の周圍に肥大なる松脂の節多き松明を挿入し、而して貯藏拾具以上ならば、屋舍の下に棚を作りて積み置き、必ず濕潤さする事はならぬと也、

第七十三條　狼烟原料貯藏條

凡放レ烟貯備者、須レ收二艾藁生柴等一、相和放レ烟。其貯二藁柴等一處、勿レ令二浪人放一レ火、及野火延燒一。

ノロシを貯藏し、又は打ち上ぐる爲めの設備としては、ヨモギ、わら、ナマシバ、等を採取し相和して烟を放つべし、而して其原料を貯藏しある附近では、浪りに人に野火遊びをさして延燒せしむる事を禁ぜよと也、

字解 ○艾は、蓬にてヨモギ也、○藁は草の惣名也、必ずしも稻の袴のみに非ず、○生柴は、

ナマシバと訓みて、ナマの灌木、及び樹木の小枝等の總稱也、

第七十四條　應火方向條

凡應レ火筒、若向レ東、應筒口西開。若向レ西、應筒口東開。南北准レ此。

應火の筒は、若し東向きならば、應筒の口が西向きに開くべし、若し火に應ずる筒西向きならば應筒口東に開け、南北も亦此に准せよ、(六十六條參照)

第七十五條　烽烟遞報條

凡白日放レ烟、夜放レ火、先須レ看ニ筒裏一。至レ實不レ錯、然後相應。若白日天陰霧起、望レ烟不レ見、則馳ニ脚力一、遞ニ告前烽一。霧開之處、依レ式放レ烟。其置レ烽之所、遶レ烽二里、不レ得ニ浪放ニ烟火一。

白晝の放烟、夜間の發火は、先づ筒の裏を看て烟又火の錯雜せざるに至りて後に應火せよ、若し白日、天陰曇、霧濃くして、烟を觀望するも見る事能わざる如き天氣の時は、則ち飛脚を馳せて遞送に、ソレからソレへと前烽に告ぐべし。而して陰霧、消散の所では式に依りて放烟せ

よ、蓋し置烽の場所は、其周圍四方、約十二町以內の所にて、猥りに烟火を上ぐる事はならぬと也、

字解 ○烟火は、今所謂ハナビ(花火)に非ず、ノロシと火の二つ也、

第七十六條　　放烽參差條

凡放烽有參差者、元放之處、失候之狀、速告所在國司。勘當知實、發驛奏聞。

放烽の際、無揃(ブソロイ)則ち多く放烽すべきに少し放烽したり、又た誤りて火事、野火等に依りて類燒の災厄等に罹りたる時は、直ちに、所屬の地方官へ屆け出だせ、然れば係り官に於て、臨檢の上其實を調査し、驛(ハヤ)を發して奏聞に達せよと云ふ也、

字解 ○參差は、シンシと音讀する也、マジル違フの訓あり、毛詩關雎の篇に、參差たる荇菜左右に流るとあるも、則ちフソロイ(不揃)と云ふ如し、

○發驛は、職員令太政官少納言の下、及び公式令四十條より四十九條に詳述せり、飛驛式は公式令中別にあり、

第十八篇 儀制令 凡貳拾陸條

本篇は、朝儀、法制の令にして、第十五條迄は朝儀に係り、第十六條より二十六條迄凡十一箇條は、法制に關する令條とす。

字解 ○儀は、音宜、容也、法也、度也、威儀、容儀の儀にして、義解には朝義とせり、○制は、音製、説文に裁也、正也、御也、撿也、造也、禁制也、前漢高帝紀に師古の注に天子の言を制書と曰ふ、制度の命たるを謂ふ、又た禮記の曲禮に、士は制に死す、注に、制は君命を謂ふ、士たるもの命を受けて死を致す也、然れ共義解にては、法制也とあり、今普通に稱する法制は廣く、義解は狹く解せりの差ある如し、集解に唐令に云く、儀或は制は、制約非違也、

第一條 尊號條

天子。祭祀所レ稱。天皇。詔書所レ稱。皇帝。華夷所レ稱。陛下。上表所レ稱。太上天皇。讓位帝所レ稱。乘輿。服御所レ稱。車駕。行幸所レ稱。

本條は、天皇陛下及び父天皇等の諸方面に對して、其尊號を稱する區別を示したる令條也。祭禮

の時神祇に告さるゝに天子と。詔書には天皇。內國及び外國に對しては皇帝。臣民より上表には陛下と稱し。御讓位の天子を太上天皇。御乘物等を乘輿と稱し。行幸には車駕と稱し奉れと也。

字解 ○天子、皇御孫命(スメミマノミコト)、須明樂美御德(スメラミコト)、は異稱同義也、禮記曲禮に、天下に君たるを天子と曰ふ、又た天を父とし、地を母とす、又た天の爲に命ぜられ、下民を子養す、文苑英華四百七十一卷に異稱日本傳に主明樂美御德とあり、○天皇(スメラミコト)は統る尊の義にして、春秋左氏傳に、諸夏に施す天王と稱し、○皇帝は、蔡邕獨斷に、漢天子の正號を皇帝と曰ふ、自稱して朕(チン)と曰ふ、臣民之を稱して陛下と曰ふ、唐六典に凡そ華夷の通稱、天子を皇帝と云ふ、至尊も亦同じ、○華夷、華は自國にして、夷は外國を云ふ、○陛下の陛は說文に高きに升る階也、玉篇に天子の階也、とキダハシと訓す、蔡邕獨斷に、天子必ず近臣あり、兵を執りて陛側(キダハシノワキ)に立ちて以て不虞を戒む、群臣天子と言ふ、敢て指斥せず、故に陛下に在者を呼んで之に告ぐ、卑に因て尊に達するの意也、○太上天皇、太上は極尊の稱、皇は君也、天子の父故に號して皇と曰ふ、國を治むるに與(アヅ)からず故に帝と言ざる也と師古の說也、後世略して上皇と稱す、○乘輿、凡て物、王者に御するを皆乘輿の御物と云ふ、假令ば乘輿の御馬、乘輿の御食、乘輿の御書等の類也、以上諸多の尊號に就ては、公式令(クシキリヤウ)の第卅七、卅八條參照すべし、

第二條　行在所條

凡赴車駕所、曰詣行在所。

鳳輦の所に赴くを、アンザイ所に詣るといへ、

字解 ○行在は、天皇行幸、巡幸の途中、駐輦、御休泊ある所を行在所と稱ふ、アンは古音にて今唐音にてはハンと發音す、行宮、行燈、行脚、行火（臥褥香爐）に皆アンと發音せり、

第三條　皇后條

凡皇后皇太子以下、率土之內、於天皇太上天皇上表、同稱臣妾名。對揚稱名。皇后皇太子、於太皇太后皇大后、率土之內、於三后皇太子上啓、稱殿下。自稱皆臣妾。對揚稱名。

皇后、皇太子以下、百官等より、天皇、太上天皇に上表する時には、臣某、妾某と稱せよ。併し御面前にて申す時には、臣某、或は妾某と申さずして、單に某と自身の名而已を稱せよ。又た皇后、皇太子より、太皇太后、（皇后の祖母に當る）皇太后（皇后の母君に當る）、に對せらるゝと、又た臣下より三后、皇太子に上啓する時には、殿下と稱せよ、自稱の時は臣、妾と云へ、對面して言ふ時には、名を稱へよと也。

字解 ○皇后は、キサキ共稱す、君幸の義也といへり、皇は大也、后は君也、天に皇天と曰ひ、

地に后土と曰ふ、故に天子の嫡妻則ち妃后を以て稱呼と爲す、○率土は、詩經小雅北山篇に率土之濱は王臣に非る靡しとありて、土地を率ゆると書くを以て、則ち全國とか全土とか云ふ如し、○太皇太后等は、下の廿一篇、公式令に解せん、然れ共、太皇太后、皇太后より天皇、太上天皇に對し、及び太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、等各樣の間柄に於て、相互に稱へらるゝの辭は、令條に見へざれば爰に新解する能はず、○三后は、太皇太后、皇太后、皇后也、

第四條　車駕巡幸條

凡車駕巡幸、及還、百官五位以上辭迎。留守者不レ在ニ辭迎之限一。若不レ經レ宿者、不レ用ニ此令一。

天皇巡幸の時、及び還御の時には、百官の內ち五位以上の人は、奉送奉迎せよ、但し留守居の官員は奉送迎の限に非ずと也、若し御一泊なき巡幸には本令を用ふるの限に在らずと云ふ也、

字解 ○辭迎、辭は令抄に名謁とあり、名刺を係り官に差出し、係りに於て奉送官人の名簿を調製して、上覽に供し、後謁見を賜はるならむか、義解に奉見とあるは、龍顏を拜し奉れと云ふ意ならむ、迎は還御の時の奉見也、○經宿は、御宿泊を云ふ、

第五條　文武官條

凡文武官初位以上、毎朔日朝。各注當司前月公文、五位以上、送著朝庭案上。則大納言進奏。若逢雨失容、及泥潦、並停。辨官取公文惣納中務省。

文武の官人初位以上の人は、毎月一日には、各自擔任の公文を携帯して朝庭に參會すべし、五位以上の官人は、朝庭の案上に置け、然して大納言に於てソレを進奏せよ、若し雨天にて容儀整へ難きか、又た道路泥濘(ミチヌカリ)、水溜りある抔の時には停止して順延すべし、辨官其公文を取りて、中務省に納めよ、

字解 ○毎朔、は毎月の一日、支那にては、古昔毎朔廟を祭れり、我國にては昔し毎朔に、前月の政事の公文を天子上覧あるなり之をヤハリ告朔(コウサク)と云ふ、日本紀天武帝五年九月丙寅朔、雨ふり告朔(コウサク)せず云々告朔の字初めて此に見はる、視告を只コクと而已訓むは秘傳なりと年中行事歌合に云へり、則ち名目抄に、視告朔の視は訓まずとせり、正月だけは二日か四日に行はる、餘の月は甚雨泥濘ならざる限は執行さるゝと也、○當司は、當役所、○泥潦は、道路泥濘水溜、

第六條　三位以上條

凡文武官三位以上、假使者、去皆奉辭。還皆奉見。其五位

以上、奉勅差使者、辭見示如之。則外官三位以上、以レ理去レ任、至レ京者亦奉見。

現任文武官の內、三位以上の人で、休暇を賜はりたり、又た何處へかお使に出行とかする時は、皆お別れを奏し奉れ、還りたる時も亦前の如く龍顏を拜し奉れと也、而して五位以上にて勅使として行く時も亦暫時お暇に天顏を拜して往けと也、又た外官中にて三位以上の人、止むを得ずして轉任等する時に、京都に至らば、亦天顏を拜せよと也、

字解　○假使、假は休暇也、使は使者也、○辭見は、お暇のゴ挨拶に參內して謁見を玉はる事○奉見も亦還りたる時、參內謁見を賜ふを云ふ、前條參考、

第七　皇帝不視事條

凡大陽虧、有司預奏。皇帝不レ視レ事。百官各守二本司一、不レ理レ務過レ時之罷。皇帝二等以上親、及外祖父母、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不レ視レ事三日。國忌日、謂二先皇崩日一、依二別式一合二廢務一者上。三等親、百官三位以上喪、皇帝皆不レ視レ事一日。

日蝕は、陰陽寮より前以て奏上し置け、日蝕には天皇政務をみそなはさず、百官は各自の役所に事務を取らずに守り居れ、日蝕相濟まば家に歸れと也、天皇が天皇の二等親以上の親族、及び外祖父母、右大臣以上、若くは非役の一位の人等の喪には、天皇三日間、政務をみそなはさず、又た國忌則ち先帝崩御の日、或は三等親の御方、或は百官の內、三位以上の喪には廢務なさる事一日と云ふ也、

字解 ○大陽は、日、○有司は、陰陽寮、○罷は、集解に釋云く、廣雅に歸也、則ち役所を止めて家に歸るを云也、○五等親の事は此末の廿五條にあり、○喪服の事は、假寧令第三條、喪葬令第八條等に解す、○國忌は、集解に、穴云く張云く、天子七代の祖の崩御日を國忌と爲すは律に別式あるべし、又た釋云ふ、國忌日とは、七廟の忌日を謂ふ也と、延喜式廿一卷、治部式に、天智帝外五帝と三皇太后、合計九名を記せり、併し大寶養老等の時代は右延喜の如くならざる事續紀等にて伺はる、○廢務は、禁秘抄の下に、廢朝は諸司の政恒の如し、天子一人朝政に臨まず、廢務は諸司政せずとあり、拾芥抄に、廢朝、廢務の事、(中略)廢務は一日行はる可き也、數日に及ばざるは、是れ萬機の政、數日棄て置かるべからざる故云々、仍て一日を限れり、廢朝は諸役所の政事恒の如し、但し天子朝に臨み玉はず云々、續日本紀に云く、大寶二年十二月甲午の、勅に曰く、九月九日、十二月三日、先帝の忌日也、諸役所是日に當りて、

宜しく廢務を爲すべし焉、本文本注にある別式には、今詳ならず。

第八條　　祥瑞條

凡祥瑞應見、若麟鳳龜龍之類、依圖書合大瑞者、隨則表奏。其表唯顯瑞物色目、及出處所。不得苟陳虛飾、徒事浮詞。上瑞以下、並申所司、元日以聞。其鳥獸之類、有生獲者、仍遂其本性、放之山野。餘皆送治部。若有不可獲、及木連理之類不須送者、所在官司、案驗非虛、具畫圖上。其須賞者、臨時聽勅。

凡て瑞祥が顯るれば、其管轄廳に於て、其祥瑞が麟、鳳、龜、龍の類の如き大瑞に一致せば、時期を構はず奏上せよ、併し奏上の手續きは、先づ其瑞の色彩、名稱、出現地等を錄して、猥りに虛飾の彩色、誇大浮花の詞を使用すべからず、而して上瑞以下は官の外に治部省へ申し送れ治部は當年分の中、下瑞等一と纏めにして元日に奏聞に達せよ、而して鳥獸の如き生きたる者をば、若し生捕にしたならば、其生物の性質に隨ふて、山林原野、河海湖沼に放て、又た飼

養し馴れたる如きものは時候を見計ひて放て、其餘は治部省に送れと也、但し雲の如き捕獲すべからざるもの、或は連理の樹木の如きものは送る事能はざるを以て、其所の役人檢査して虚僞ならざれば、具さに繪圖に認めて奉れ、賞すべきものは、臨時の勅を聽けと云ふ也、

字解 ○祥瑞は、大寶令より二百年計りも後なる延喜式の廿一巻治部式を以て想像首肯するとすれば、大瑞五十四計り、上瑞三十六、中瑞三十、下瑞十四目程あり、唐書の百官志にも大瑞六十四、上瑞三十二、下瑞十四とあり、其大の内にては、慶雲、麒麟、鳳凰、神龜、神馬、天鹿、夜光珠、山稱萬歳、金中、玉馬、醴泉、玉甕、等、上瑞にては、白狼、赤羆、赤兎、九尾狐、白狐、玄狐、白鹿、赤烏、玄鶴、甘露等、中瑞にては、白鳩、白烏、白雉、蒼烏、五色雁、赤豹、白兎等、下瑞にては、嘉禾、芝草、人參生、竹實滿、神雀、白鵲等の如し、○以聞は、奏(マウ)し上ぐると云ふ如し、○遂は、稱(カナヒ)也、順(シタガフ)也、○木連理は、對生の枝が其モクメ、葉、梢等寸毫の差異なき如き物を云ふ、白氏長慶集の長恨歌に、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝とあり、

第九條　元日條

凡元日、不レ得レ拜ニ親王以下一。唯親戚、及家令以下、不レ在ニ禁限一。

若非元日有應致敬者、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、以下任隨私禮。

本條より以下十一條迄は、雜禮を禁せし令條也、元日には、親王以下に參賀する事ならぬ、但し其家の別當とか家令家扶の如きは、此限に非ずとす、若し元日でなくても、萬止むを得ざる場合ありて參禮すべきは、四位の人ならば一位の人に、五位は三位に、六位は四位に、七位は五位に參拜せよ、併し元日の外に必ず拜せよと云ふに非ず、餘は任意私禮に隨へよ假令ば、卑幼の五位以上は、尊長の六位以下の人にでも拜伏すべき類也、

字解 ○親戚、親は父方の親族、戚は母方の親族也、○致敬、致は音躓、說文に送詣也、參拜、參禮、訪問拜禮の如し、○任はマヽにと訓みて任意、或は隨意也、

日本紀天武天皇八年正月戊子の詔に曰く、凡て正月の節に當り、諸王、諸臣、及び百寮は、兄、姉以上の近親及び氏の長を除く外は拜する莫れ、其諸王は母と雖も王姓に非る者には拜する莫れ、凡て諸臣も亦た卑母を拜する莫れ、正月の節に非ずと雖、復此に准ず、若し犯す者有らば事に隨ふて之を罪す。

續日本紀に云く、文武天皇元年閏十二月庚申、正月拜賀の禮を往來し行ふ事を禁ず、如し違犯者あらば、淨御原朝廷の制に依りて決罰す、但し祖、兄及び氏の上を拜するを聽す、同書養老五年春正月戊申朔も亦右に大同小異也、

政事要略六十九卷、弘仁格式に云々、神龜五年三月二十八日、延喜彈正式も亦致敬禮は、右本文を敷衍したる如し、

同書雜式に云く、凡て御所及び中宮、東宮には稽首、餘は皆な跪拜、但し頭の高下は、人の貴賤に隨ふ、とあり、

第十條　途中下馬禮條

凡在路相遇者、三位以下遇親王、皆下馬。以外准拜禮。其不下者、皆歛馬側立。雖應下者、陪從不下。

本條及び次條は、途中下馬禮の法制也、

途中にて、三位以下の人、品の有無に關せず、親王に遇へば、皆下馬せよ、併し無品の親王が有品の親王に遇へば下馬するに及ばぬ、餘は前九條に准ず、又た下馬せざる時は、馬を駐め斂めて路傍に佇立せよ、併しコレは、多くは二位以上の人が親王に遇ふた時か、三位の人が一位に逢

ふた時の場合とす、又た六位の人にて、地方へ公用に出た時に、其府縣內にて四位以上の地方官に遭遇すとも下馬するには及ばぬ、又た地方官が管內にて、公使とか勅使とかに邂逅せば同位以下にても下馬せよ、而して百姓が自國でなき國にて、詔使等に遇へば下馬するには及ばぬ、然れ共自國なれば下馬せよ、又た位階から云へば、下馬せねばならぬ者にても、車駕の陪從等の者は下馬に及ばぬと、三后則ち太皇太后、皇太后、皇后、皇太子の陪從も亦同斷との義也、

第十一條　遇本國司條

凡郡司遇二本國司一者、皆下レ馬。唯五位、非二同位以上一者不レ下。若官人就二本國一見者、同位卽下。若應二致敬一者、並准二下馬禮一。

郡吏は、本國內外を問はず、被管の地方官に遇ひは皆下馬せよ、但し五位の者は、同位階以上に非ざれば下馬するに及ばぬ、併し初位若くは、無位の國廳の吏生にても、五位の郡長等に逢ふても下馬するに及ばぬ、若し在京の官人主典以上の人、地方に行きて其國の地方官に遇はゞ地方官は同位と雖も下馬せよ、又た致敬すべくは前條の下馬禮に准せよと也、

講令備考に、續日本紀に云く、神龜五年三月二十六日の勅に、諸國の郡司五位以上にして、當

國の主典以上の者に逢はゞ、貴賤を問はず、皆悉く下馬せよ、云々、

十訓抄の上に、

丹後守保昌、任國に下向の時、與謝の山にて白髮の武士一騎に逢たりけり、木の下に打入りて笠を傾けて立たりけるを、國守の郞等云ふ、老翁何んぞ下馬せざるや奇怪なりと、咎め下ろすべしと云ふ、爰に國守の云ふには、一騎當千の馬の立やうなり、只者に非ず、咎むべからず、と制して打過る間三町ばかり下りて、太夫右衞門尉致經、數多の從類を具して來りしに遇ひたり、弓取なほして、國守に會釋し、致經云ふ、さきに一人の老翁に逢奉りて候ひつらん、あれは、愚父平五太夫にて候、堅固の田舍人にて仔細を知らず、定めて無禮を顯はし候つらんと云ひけり、致經過て後、國守されぱこそ、致賴にて有けりと云けり、此黨は賴信、保昌、維衡、致賴とて、世に勝れたる四人の武士なり、兩虎戰ふ時は共に死せずと云事なし、保昌彼が振舞を見知て更にあなづらず、郞等をいさめて無爲なりけり、いみじき高名なり、

第十二條　在廳會釋條

凡在廳座上、見親王及太政大臣、下座。左右大臣、當司長官、則動坐。以外不動。

朝堂の席上に在りて、親王及び太政大臣に見えば、座を離れて會釋せよ、左右大臣及び其役所役所の長官には座を動け、其餘は座を動くに及ばぬ、而して左右大臣が、親王及び太政大臣に見えば座を立て、又た太政大臣が親王に見ゆるとか、親王より太政大臣に見ゆるとかは、共に座席を立に及ばぬと也、

字解 ○廳は、凡て政事を扱ふ役所にして、朝堂院を始め、諸官省の寮司も亦然かいへり、○當司長官は、主計寮の頭も、民部省の卿も共に長官の名を冒すなり、

史實の例としては、

日本紀持統天皇四年七月甲申の詔あり、

續日本紀天平寶字五年二月丙辰朔の勅あり、三代實錄元慶八年五月二十九日、左大臣正二位源朝臣融、勅を奉じて、從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原道眞を喚云々、

政事要略六十九卷に本令條を出せり、

式部式に、朝堂の座に在りて親王及び太政大臣に見えば皆磬折して立てとあり、此座次の事は延喜式の第十八卷に稍詳なれ共、煩冗なるを以て省きぬ、

第十三條　儀戈條

凡儀戈者、太政大臣、四竿。左右大臣、各二竿。大納言、

一竿。

本條は、大納言以上太政大臣の儀式用の戈の法制にて、平時任意に使用はならぬ、先づ蓋を用ふる時に而已使用せよと也、

字解 ○儀戈は、儀式用時の矛也、義解に平頭の戟とあり、威儀に用ふ故に儀戈と曰ふ、

第十四條　版位條

凡版位、皇太子以下、各方七寸、厚五寸。題云、其品位。並漆字。

本條は、座席の標札の制規也、

皇太子以下の票は、各七寸四方にして厚さ五寸、黒漆を以て各自の品位を記せと也、集解に或は焼き字に作りたる事もある如くに記せり、

字解 ○版位は、へムと訓みハンヰと訓まぬ讀例なりと名目抄の雜物篇に云へり、延喜の木工寮式には方八寸版位七枚元日朝拜料とあり、天長十年清原の夏野等が斟酌取捨したる、弘仁内裡式の上に、（前略）中務は、皇太子の版位を中階の南拾丈に置く、又た南の方二丈を去る處に、奏賀の版位を置く、奏賀の位より東へ二丈を去る處に、皇太子の謁者版位を置くとあり支那に

ても、通典百八卷禮の六十八雜制部に、版位の制を載す、其注に、皇帝方尺二寸、厚三寸題して皇帝の位とあり云々、

第十五條　蓋傘條

凡蓋、皇太子、紫表、蘇方裏、頂及四角、覆レ錦垂レ總。親王、紫大纈。一位、深緑。三位以上、紺。四位、縹。四品以上、及一位、頂角覆レ錦垂レ總。二品以下、覆レ錦。唯大納言以上垂レ總。並朱裏。總用ニ同色一。

本條は、皇太子より大納言までのキヌカサの令條也、

皇太子のキヌカサは、表(オモテ)は紫にして、裏(ウラ)はスハウなり、イタゞキと四隅(コスミ)には錦をカブせて錦のフサを垂れよ、親王は、紫の大形のシボリ、一位の人は、濃き緑り、三位以上は紺色、四位は淺(アサ)黄(ギ)色、四品以上及び一位までは、やはり頂と隅とに錦を覆ひて錦のフサを垂れ、二位以下はフサを下げられぬ、但し大納言以上はフサを着(ツ)げよ、併しカサの裏は朱色にしてフサも亦朱色を用へよと也、

字解　(一)蓋は、紺の傘也、延喜太神宮式に同宮の裝束のキヌカサを載せて、表用(オモテコウ)の薄(ウス)紫の綾(アヤ)三

丈、裏は緋の綾三丈云々、出口延經の頭書に、長暦官符に云く、方五尺七寸、柄の長さ一丈三尺、骨八本長さ各四尺、云々とあり愚按するに今の世にも神社祭禮の節などに神官に長柄の傘をさし掛け行くは此遺風ならむ以て想像すべし、○色彩と染料の事は、次の衣服令に新解す、○纈は、ユハタにして俗に云イハタ帶のイハタに非ず、古來先輩の諸説紛々たり、然れ共谷川の栞に、結機なり、又た卷き染とも云ふ、今云ふ絞り染にして、定れる色と形ちはあるべからず、と此説最も穩當なるべし、尚ほ字義等の事は、次篇衣服令に解す、

第十六條　父母重病條

凡祖父母父母患重、及在囹圄者、不得婚嫁。若祖父母父母、有命令成禮、不得宴會。

祖父母、父母が大病又た囚獄等に在監し居るとかの間は婚姻は出來ぬ、若し祖父母、父母の申し付けにて婚姻するも、表向きの宴會はならぬと也、

字解 ○患重は、大病又は重病と云ふ如し、○囹圄は、今の監獄にして、昔の牢屋なり、

第十七條　五行器製造條

凡國郡、皆造五行器。有事即用之。並用官物。

諸國諸郡には、官費を以て五行の器具を製造し置け、事ある時に使用せよ也、

字解 ○五行器は、木、火、土、金、水に因みて總稱せし名也、卽ち鍬(スキ)の類を土工用に、火鈎(ヒカギ)を火熱用に、斧やノミの類を木工用に、鉗(カナハシ)や金槌(カナツチ)を金工用に、盆や桶の類を水の用にと云ふ類なり。

第十八條　元日國司條

凡元日、國司皆率僚屬郡司等、向廳朝拜。訖、長官受賀設宴者聽。其食以當處官物及正倉充。所須多少從別式。

本條は地方官の新年遙拜及び宴會の制定也、元日には、地方長官は、屬僚、及び郡長郡吏等を率ひて、京都の朝堂則ち大政廳の方に向つて朝拜則ち遙拜せよ、遙拜了らば、長官は年賀を受けよ、アトで新年宴會を開催する事を聽せ、其會費は地方税の如き國々の郡稲の內か、又は國税にて宛てよ、使途の多少は別式によれと也、別式今詳ならず、

字解 ○國司は、地方官にて國守に非ず、長官なくば次官に於て賀を受くる也、○正倉は、正税の事也、

第十九條　春時田祭條

凡春時祭田之日、集鄕之老者、一行鄕飮酒禮。使人知尊長養老之道。其酒肴等物、出公廨供。

每年春期の田祭には、其鄕土の老人を招きて一鄕の宴會を開けよ、是は人々をして、尊長、養老、尙齒の道を心得さする爲である、酒肴等の費用は公費則ち郡費を以てせよと也、

字解 ○鄕飮酒禮には六十の者は坐し、五十の人は立侍するは尊長の所以也、六十の人には三豆とて今云ふ三菜（ミツノオカヅ）なり、七十には四菜、八十には五豆、九十には六菜とす、是は養老の意を明す所以也、給仕は其鄕土の少壯年者にして、國郡の官吏は唯其監視をするのみ也、○公廨は、郡稻國 を指す、

第二十條　遭重服條

凡遭重服、有奪情從職、並終服、不弔。不賀。不預宴。

例之ば、父と母の喪服の重（カサ）なりたる時に、強て哀傷の情、奪却して職に從事する事あらば、服の終るまでは、吉事に賀せず、兇事に弔せず、又た公然の宴會にも列席はならぬと也、

第二十一條　凶服不入公門條

凡凶服不入公門。其遭喪被起者、朝參處示依位色。在家

依其服制。

喪中、喪の衣服を着して、宮城門は勿論、奉職役所及び諸役所の正門にも亦入る事はならぬ、然れ共、喪中と雖も拜命等の事にて、止むを得ず參內等をする場合には、位階の衣服を着用せよ、自宅に在りては喪服の定めに依れと云ふ也、

字解 ○公門は、宮城門及び諸役所の正門也、○朝參は、參內なり、○位色は、當時は衣服の色彩が位階に依りて各區別あるを以ていへしなり、詳細は次篇衣服令を參看すべし。

第二十二條　　行路會釋條

凡行路巷術、賤避貴。少避老。輕避重。

本條は、道路を往來するに、行逢ふ人にヨケル法制也、大中小何れの道路にても、人に行き逢へば、賤は貴によけ、少壯者は老人によけ、又は身輕の者は重荷を擔ふ者によけ、然れ共本條の精神は、賤は貴に避けの主眼、故に假令老人が重荷を負ふて居るも、眼上の人に遇へば避け、少年重荷を擔ひ居るも老人に避くべしと云ふ也、

字解 ○巷術は、里中の小道也、○行路は、道路、

第二十三條　　官人莫迎威張條

凡内外官人、有下恃二其位蔭一故違中憲法上者、六位以下、及勲七等以下、宜レ聴二量レ情決笞一。若長官無、聴下次官應二致敬一者決上。其諸司判官以上、及判事、彈正巡察、内舎人、大學諸博士、文學等不レ在二決笞之限一。

本條は、莫迦に官員等のカラ威張を警しむる法制也、中央及地方官、又は非役有位有勲の人にて、自分の位階身分、又は父や祖父等の高位高官等を恃みて、虎の威を借る狐的に、暴威暴行を振舞、憲法に違犯する者あらば、六位以下、勲七等以下の者にして、多少の杖罪を犯したるとありても、情状を酌量して笞罪(タヽキバナシ)ですましてやれ、併し、徒罪以上ならば、律に照して従減例減するに及ばぬ、若し長官なくば、次官にて裁判せよ、然れ共、諸役所の判官以上、及び刑部省の判事、彈正臺の巡察、宮内の内舎人、大學等の諸博士、親王家の文學等は、笞を決するの限に非ずと云ふ也、

字解 ○位蔭は、位の庇蔭(オカゲ)、○憲法は、律令格式と看做すべし、○致敬(ケイレイ)は、前九條にあり、

第二十四條　帳内資人條

凡帳内資人、雖レ有二蔭位一、不レ稱二本主一者、杖罪以下、本主任決

四位以下、唯得決答。

本條は、親王及び大臣家の家來衆に係る裁判の令條也、

親王及び大臣家の家來則ち今云ふ別當、家令、家扶等の如き人は、父や祖父の庇蔭にて、位階を有すと雖も、何か不都合の事ありて、主人の意に稱はざる人にて、杖罪以下に當る者は、主人に於て任意に裁判せよ、但し四位以下は笞刑の裁決だけよりならぬと云ふ也、

第二十五條　五等親條

凡五等親者、父母、養父母、夫、子、爲一等。祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦、爲二等。曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父、同居夫前妻妾子、爲三等。高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟姉妹、外祖父母、舅、姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子、爲

四等。妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聟、爲五等。

本條は、親族を五等に階定したる令條也、

一等親の內には、本文の他に養子をも含む、

二等親の內には、子供の妾をも含む、

三等親の內には、妻妾の子をも含む、

字解 ○從祖祖父姑は、祖父の兄、弟、姉、妹を云ふ〇、從祖伯叔父姑は、從祖祖父の子にして則ち父の從父兄弟姉妹なり、○再從兄は、從祖伯叔父の子を云ふ也、○舅は、母の兄弟也、○姨は、母の姉妹を云ふ、

第二十六條　公文條

凡公文應記年者、皆用年號。

公文に年を記入せねばならぬ時には、皆年號を記入せよと云ふ也、

第十九篇　衣服令　凡壹拾肆條

上(カミ)皇太子より、下(シモ)庶民に至る迄の衣服(レイフク)の制度也、

字解 ○衣は、說文に、上(カミ)を衣と曰ひ、下(シモ)を裳と曰ふ、禮記玉藻に、衣は正色、裳は間色、色は以て外を飾る、德は以て內を飾る、衣は依也、令抄に白虎通に曰く隱也、裳は障也文彩の織物に依りて形體皮膚を障蔽する也、國人コロモと稱するは、着物(キルモノ)の約言也、○服は、音伏、ツケルと訓む字にして、衣裳に併稱する也、凡て身體に服用の物品、冠帽、履沓をも含みある事とす、

本篇には、衣服の地質、色彩、文織(モヤウ)等の原料の要概を解するに止めて、着用の次第沿革等は、有職故實に係る群籍に就て調査を要す。

支那にては、尙書の益稷に、日月星辰、山龍華蟲、火宗彝、藻粉米黼黻、とありて、天子の裝束等の據を示せり、日、月、星辰の三章をば旌旗の章とし、山、龍、雉子、燃火、虎の五章をば衣の章とし、藻と、米と、刀劍、斧鉞の四をば裳の模樣とす、我朝にては、古代の天皇は、

常時着御の袍は、黄櫨染と麹塵の二種の色にて、竹、桐、鳳凰、麒麟等の章であつたと諸書に云へり、

史實の例としては、

續日本紀、和銅元年八月丙申の制に、自今以後、衣の袖口濶さ八寸以上一尺以下云々。

同書天平十二年春正月戊子朔、(前略)美人更に袍袴を着す。

同書寶龜元年九月壬戌の令旨に、袍衣は匹を以て限と爲す云々。

政事要略六十七卷に、弘仁雜格に云く、袍衣匹を以て限と爲云々、神護景雲四年九月四日。

同書に、寶龜二年閏三月十九日の勅あり、(前略)其袍の袖口の廣さ、五位以上は一尺を限とす六位以下は八寸、女は此に准ず、如、改正せざれば、違勅を以て論せん云々。

彈正式に云く、袖口の濶さ一尺二寸云々。

政事要略六十七卷に、衣服の制度を定められたるあり、齊衡三年二月二十六日、左衛門大尉紀春常奉云々。

太政官符、雜事十一ヶ條の内に男女道俗美服を着する事を禁制せり。

長保元年七月二十七日

同二年六月五日、再び同禁制を布達せらる。

左太史多米朝臣國平
中辨源朝臣　道方　奉

同三年閏十二月八日に衣の袖並に袴の寸法制限の布達あり。
彈正式に、貂の皮衣は、參議以上に着用を聽許す云々。

第一條　皇太子禮服條

皇太子禮服

禮服冠。黃丹衣。牙笏。白袴。白帶。深紫紗褶。錦襪。烏皮舃。

元日其他大禮の時に、皇太子の着御になるは、禮冠則ち玉の冠り。ワウタン染の袍。象牙のシャク。白き袴。白き帶。濃き紫の紗の上袴。錦の足袋。黑皮作りの沓等也。

字解 ○禮服は、不斷のお召に非ず、こゝは殊に大禮用而已の事也、○黃丹衣、○黃丹染は縫殿寮式にて大體を想像首肯するとすれば、綾一匹に、紅花大十斤八兩（今の一貫八百九十目）支子一斗二升（今の約五升）、酢一斗（今の四升五才）、麩五升（今の二升二才余）、右四品にて染む、藁四圍（一圍は今云ふ一ト抱として春田永年の延喜式工事通解に依れば、三貫二百目計り也）、薪一百八十斤（一斤大として今の百八十

十目）にて製すと云ふ、○衣は、袍を謂ふ、○牙笏、彈正式に、五位以上は、牙の笏と白木の笏を通じて用ふと、其構造は、前詘後直とて、首は圓く下は方形、六位以下の人は、木にて前挫、後方と云へり、禮記玉藻にては、天子の笏は珠玉、諸侯は象牙、大夫は鯨の鬚ヤ、文飾せし竹、士人は竹、木云々、笏音忽、今シャクと云ふ、其初め庶民も之を帶せりと、今は一種尊卑區別の禮飾の如くなれ共、以前はコレは備忘錄板にして、君前にて君命等ある時には此れに錄して備忘とせりと云へり、○白袴、音庫、急就篇の注に脛衣也、釋名に跨也、兩股跨別也、ハカマはハク裳の義なり、○深紫紗褶、此紫色の染料として、縫殿寮式に、紫草十五斤、酢三合、灰四斗六升、薪百卅斤とあり、褶は襍、襲の二音あり、婦人の裳に似て、袴の上覆なり、禮服中の裳と撰塵裝束抄等に云へり、○錦襪は、ニシキのタビ、○烏皮舃は、黑き皮の鼻高の沓と云ふ、舃は思積切音昔、履也、釋名に其下を複ぬるを舃と云ふ、舃は腊也、禮を行ふ久立、地或は泥濕故に其跟の下を複ねて乾腊ならしむる也、古今注に、舃は木を以て履の下に置く、乾腊して泥濕を畏れざる也、天子赤舃、詩經の豳風に赤舃几々、傳に赤舃は人君の盛履也、小雅の疏に、舃に三等あり、赤舃は上、白舃、黑舃は次也、假名裝束抄に、表は朱塗、裏は錦、赤糸の緒を附けり、とあるは稍後世の事ならむ、裝束圖式、和漢三才圖繪等他諸書に圖を載せり。

日本逸史卷第二十八に、嵯峨天皇、弘仁十一年二月甲戌の朔の詔に曰く、(前略)皇太子は、祀りに從ひ、及び元正朝賀には、袞冕九章を服すべし、朔望朝に入り、元正には、群官若くは宮臣の賀を受け、及び大小の諸會には、黃丹の衣を服すべし、並に常に服する所の者は、此例に拘らず、

第二條　親王禮服條

親王禮服

一品、禮服冠。四品以上、每品各有別制。深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深綠紗褶。錦襪。烏皮舃。佩綬玉珮。

一品親王の禮冠等別制あり、袍は濃紫色、笏は牙にして、袴は白、帶は今云ふ絹サナダの如きか、ヒラミは濃綠の紗、足袋は錦にして、黑色皮の高沓を用ひ、綬、玉珮を佩用すべしとなり、

字解　○每品別制、延喜式十九卷式部式元正朝賀の條を借りて解すれば四品以上は漆の地、黃金裝、水晶三顆、琥珀三顆、靑玉五顆を以て、冠の頂に交へ置く、白玉八顆を以て櫛形の上に立つ、紺の玉廿顆を以て前後の押鬘の上に立つ、其徽は額上に立て、一品は靑龍の尾は上り頭は下り右より出て左に顧、二品は朱雀の右より出て左に顧、三品は白虎の尾は上りて末は卷、

頭下て右に向へり、四品は玄武が虵の爲に纒絡せられ並に右に出て左に顧たり、但し立玉は甍あり座あり、居玉は座ありて甍なし、

條帶、條は音韜、又た條に通じ、説文に扁緒也、義解には、糸を扁平に編たる者也と、大袖(小袖はモトは下着の略服なり)の上にくゝる帶にして、存在に申せば、今云ふ、緋眞田の帶の如し、○綬玉珮、綬は音受、紱綬也、珮玉を貫く所以也、和名クミ(組の字も用ふと)○珮、は玉を帶へる也天子の珮は白玉、公候の珮は玄玉と云へり、令抄及び撰塵裝束抄に、應劭の漢官儀に曰く、綬の長さの一丈二尺は十二月に法り、廣さ三尺は天地人に則とり、是玉佩の組也、綬は左方の乳下に、糸針を以て付け、玉佩は右方に掛け、膝に當り歩行に隨ふて聲ある者也、

續日本紀大寶二年春正月己巳朔、

天皇太極殿に御し、朝を受け玉ふ、親王、及び大納言以上、始めて禮服を着し、諸王臣以下朝服を着す、

第三條　　諸王禮服條

諸王禮服

一位、禮服冠。五位以上、每位及階各有別制。諸臣准此。深紫衣。

牙笏。白袴。絛帶。深緑紗褶。錦襪。烏皮舃。二位以下、五位以上、並淺紫衣。以外皆同一位服。五位以上佩綬。三位以上加玉佩。諸臣准此。

五世の王は、令條内の法として此内に入らず、諸臣の服を着すべきと也、一位以下、五位以上の諸王は、位階の高下に依て禮冠は各別ある也、諸臣も之に准せよと也、衣袍は濃紫、笏は牙、袴は白、深緑紗の上袴、錦の足袋に、黒皮の沓、二位より五位までは袍は薄紫、此外は皆一位の服に同じ、但し五位以上は綬を佩へ、三位以上は玉佩を加へ、諸臣も亦此に准せよ也、

字解 ○冠は、諸王一位は、式部式に依れば、漆塗の金装(キンヅクリ)、赤玉五顆、緑玉六顆を以て冠頂に交へて居(ス)へ、黒玉八顆を以て櫛形の上に立つ、緑玉廿顆を以て前後押鬘の上に立つ、二位は白玉一顆、緑玉五顆を以て冠頂に交へ居(ス)へ、赤玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は并に一位に准ず、三位は黄玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は并に二位に准ず、四位は漆地、縚形(ヒラテガタ)、櫛形、押鬘、玉座皆金装、自餘は銀装(ギンヅクリ)、赤玉五顆、緑玉六顆を以て冠頂に交へ居へ、白玉十顆を以て前の押鬘の上に立つ、青玉十顆を以て後(ウシロ)の押鬘の上に立て丶、櫛形の上に立てず、正五位

は漆の地に銀装り、黒玉十顆を以て前の押鬘の上に立つ、青玉十顆を以て後の押鬘の上に立つ、自餘は四位に准ず、其徽は、鳳は三位以上にして、正位は正しく立て頭を仰むけ、從位は正く立て頭を低る、正四位上階は左より出て右に向ひ、下階は右より出て左に向き、從四位上階は左より出て左に顧み、下階は右より出て右に顧み、五位は四位に准ず、

續日本紀卷之二、大寶元年三月甲午、新令則ち眞の大寶令に依りて、位官、冠衣の制を改定して、親王以下諸臣の冠服の制あれ共、コヽに引用すれば、いろはに假名を限するの煩冗あるを厭ふて略す、

第四條

諸臣禮服條

諸臣禮服

一位、禮服冠。深紫衣。牙笏。白袴。絛帶。深縹紗褶。錦襪。烏皮舃。三位以上、淺紫衣。四位、深緋衣。五位、淺緋衣。以外並同。一位服。大祀大嘗元日則服之。

本條は、一位以下五位以上の諸臣の禮服にして、前三ヶ條の如く大祀、大嘗會、元日に着用すべしと也、

字解 ○禮冠、前條字解に同じき、式部式に、諸臣の一位は、紺の玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は幷に王の一位に准ず、玉色交せ居こと王臣各異り、二位は綠の玉五顆、白玉三顆、赤黑の玉三顆を以て冠頂に交居ゆ、赤玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は一位に准ず、三位は黃玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は二位に准ず、四位は赤き玉六顆綠の玉五顆を以て冠の頂に交せ居へ、自餘は王の四位に准ず、五位は綠の玉五顆白玉三顆赤黑の玉三顆を以て冠の頂に交せ居く、自餘は王の五位に准ず、其徽は麟、正從出向皆諸王に准ず、○衣、の深、淺紫、深淺緋の染料等は縫殿式にあり略す、○深縹は、フカキハナダと訓せり、縹は說文に青白色、博雅に蒼青、釋名に漂の如く淺青色、廣韻に青黃色、又た青色、碧ー、天ー、翠ー等の語あり縹は今所謂アサギ色と看て大差なかるべし、○大祀大嘗、大嘗は神祇令に解せり、尙委しくは大嘗會に關する群籍を看るべし、荷田在滿は、大祀大嘗の四字は連續して二事に非ずと立說せり、

第五條　朝服條

朝服

一品以下、五位以上、並皂羅頭巾。衣色同禮服。牙笏。白

袴。金銀裝腰帶。白襪。烏皮履。六位、深綠衣。七位、淺綠衣。八位、深縹衣。初位、淺縹衣。並皂縵頭巾。木笏。謂職事。烏油腰帶。白袴。白襪。烏皮履。袋從服色。親王、綠緋緒。一品四結。二品三結。三品二結。四品一結。諸王三位以上同諸臣。正四位、深緋。從四位、深綠。正五位、淺緋。從五位、深縹。結同諸臣。諸臣。正位紫緒。從位綠緒。上階二結。下階一結。唯一位三結。二位二結。三位一結。以緒別正從以結明上下。朝庭公事則服之。

本條は、一品親王より初位までの通常禮服とも云ふべく衣服の令條也、

字解 ○朝服は、朝庭の公事參內する時に着用する服也、論語鄉黨篇に、吉月には朝服して朝すとあるを見れは、古くよりの名稱也、孔安國は吉月は月朔也と云へり、○皂羅頭巾は、クロキウスモノのトキンにて、令抄に今世の冠り是也とあり、彈正式に云く、凡て禮服幷に參議以上の半臂、五位以上の幞頭を除くの外は、羅を着するを得ずと、○帶は、金銀を鏤めたるもの

○深緑は、縫殿式に、帛又は貲布一疋に、藍十圍(三十二斤目) 苅安大二斤(三百六十目) 灰一斗(今の四升五才計)、薪一百廿斤(大斤は一斤百八十目)、○淺緑は、帛一疋に藍半圍、黄蘗大二斤、○深縹は、帛一疋に藍十圍、薪一百廿斤、○淺縹は、帛一疋に藍半圍、薪卅斤を要す、

○皂縵頭巾は、クロのカトリのトキンと云ふ、縵は文なき繒を云ふ、故に無文の冠にして、羅を用へず絹を用ふる也、○木笏は、職事官用、○烏油腰帶は、黒の帶にして、油字或は紬に作れり○烏皮履は、黒革の沓、○袋從服色、袋は續日本紀大寶元年十二月戊申、諸王卿等に袋を賜ふ、同書第七卷、靈龜二年冬十月壬戌の條にも此名あり、文献通考百十二に、唐の高宗五品以上の隨身に銀魚袋を給ふ云々、五雜爼十二に云く、五品以上皆魚袋を賜ふ、飾るに銀を以てす云々、又た魚袋は古の算袋にして、魏の文帝が、易ふるに龜袋を以てせり、唐に至りて魚袋に改めたりと、集解に朱云く、位袋あり無位袋あり、栞に三位以上は金魚袋、五位以上は銀魚袋、長さ三寸幅一寸、木板にて作り四方を鮫の皮にて包み、表に鮒の如き魚六尾裏に一尾を金象眼にす、大禮の時に石帶の右方に佩ふ第一の寶石か、第二の寶石の右方に付く、荷田在滿の案では、印を納むる袋かと云へり、服色以下は、凡て袋の色と紐の色を以て身分を區別せり、親王は、緑と緋の二色の紐にて、一品親王は四ッ結ひ、二品は三ッ結ひ、以下本文の如く、併し諸臣の正位は紫の紐、從位は緑の緒、上階は二タ結ひ、下階は一ト結ひ、一位は三ッ結ひ、

二位は二タ結ひ、斯の如く緒を以て正従を別ち、結ひを以て上下を明かす也、

愚按するに、魚袋は其の初め装飾のみならず、必ずや多少實用を兼たるものなるべし、今に其の遺用飾の観あり、此物は、近世迄我等庶人の腰に携たる印籠的の用をなしたるものに相違なかるべし、印と雖も丹薬なも盛りて途中の用に供せしものと思惟さる、

第六條　制服條

制服

無位皆皀縵頭巾。黄袍。烏油腰帶。白襪。皮履。朝庭公事則服之。尋常通得着草鞋。家人奴婢、橡墨衣。

本條は、無位の人より奴婢に至るまでの衣服の法制也、

無位の官員及び人民は、皆、黒の無文の絹の頭巾(カンムリ)に、黄色の袍(コロモ)とし、其裁又縫の體制は朝服の如し、黒染の帯に白足袋、皮の沓にて、朝廷の公事に服用せよ、通常の時は草鞋(ワラジ)を穿(ハケ)て、家人奴婢はツルバミ(ドングリ)染の衣とて、ドングリの實を以てカトリを墨染にしたるキモノを着よと云ふ也、

法文に白き袴のなきは文を省略したるもの也といへり、

字解 ○制服は、無位以下の者は參內する事なきを以て朝服とは云はぬと也、○袍は、日本紀卷の三十、持統天皇七年正月朔辛卯、壬辰是日詔りして、天下の百姓(ジンミン)をして黄染(キゾメ)の衣を服せし

む、續日本紀和銅五年閏十二月辛丑の制に、無位の朝服は自今以後、皆襴を著けたる黃衣とし、襴の濶さ一尺二寸以下云々、

昌保按ずるに、袍は上衣にして、其地質、色彩、織文、裁縫等に多少の差異ありと雖も、其衣の眞理を一考すれば、袍と云ひ衣と云ひ、直垂、大紋、水汗、素襖、狩衣、小忌衣、十德、道服、等は今世流行の羽織と假りに推想すれば記臆し易からむ、襴は袍の裾に横に衿を掛けたる如くにするものと云ふ、〇橡は、團栗にして、縫殿式に、帛一疋を染むるに、ドングリ一斗五升(今の六升餘)茜大二斤(三百六十目)灰五升(二升餘)、薪二百廿斤(大斤一斤は百八十目に當る)、在滿の說にては、是眞黑色と凶服用の橡染の淺黑色とは同じからずと、愚按するに後世は五倍子に鐵漿を混じて染色せり、團栗も亦鞣酸に富めるを以て化學上同理ならむ、上等には紺下クロとか、藍下黑とか、又は檳榔子染と近頃稱ふるも、ビンロウもドングリも果實にして含有丁寧の性質成分に幾許かの差ある位ならむ、

第七條　服色條

凡服色、白、黃丹、紫、蘇方、緋、紅、黃橡、纁、葡萄、綠、紺、縹、桑、黃、揩衣、蓁、柴、橡、墨、如此之屬、當色以下、各兼得服之。

本條は、禮服ともなければ、朝服ともなし、又制服の肩書もなし、義解に因れば、紫色着用の人は、蘇方以下の諸色は隨意に着用するを得るを以てソレ等男女の爲めに該一條の令條を設けられたりと云へ共、一條禪閤兼良公等の按にては、白き御衣は女帝の御服也、故に白を黄丹の上に置く歟と云へり、

凡て衣服の色は、白、黄丹、紫、蘇方、緋、紅、黄の橡、眞紅、葡萄、緑、紺、淺黄、桑染、黄、摺染、ハリ染、紫染、橡、墨染、等の類は、縹緑以下の色は、誰にても着用するは隨意なれ共、其餘の色は衣袍に染めて着る事を禁ずると云如し、

宗鑑 白、天皇帛衣を除く云々は廿六篇喪葬令の二條の末項に解す、西宮記に、白は女帝の御衣、又曰く、下タ衣の白は、帝と后の服する所とあり、○蘇方、は縫殿式に、深ーーの綾一疋に付き、ーー大一斤（百八十目）、酢八合（今の三合餘）灰三斗（今の一斗二升餘）、薪一百廿斤（大一斤は百八十目）中ーー、淺ーーは略す、彈正式に曰く、蘇方色は親王以下、參議以上、非參議三位、及び嫡妻女子、幷に孫王には幷に着用を許せり、續日本紀養老四年夏四月庚戌の制に、三位以上の妻子、及び四位五位の妻に幷にスハウ色を着する事を聽せり、○緋紅、縫殿寮式に曰く、韓紅花に染むる綾一疋には紅花一〆八百目、酢四升五才、麩四升四撮、藁十〆目計り、薪三百五十〆目、（後略）○黄橡、は僧尼令第十條の義解に木蘭なりとある、緑に似て色鈍く、或は葡萄紫の最も淺くし

て青色を含むものと謂つべし、○纁は、ソヒと訓む、義解に三染の絳也、爾雅に一度染を縓と云ひ今の紅也、二度染を赬と云ひ、三度染を纁と云ふ、則ち餘り赤過ぎて黑みを含むものといへり、○葡萄は、集解釋云く、ーー青色也、俗稱鳩染なり、縫殿寮式に、ーー綾一疋、紫草三斤、酢一合(四勺餘)、灰一升二合餘、薪七十二〆目、○緑は、藍と黃柏を以て染むる也、同前式に出づ、○紺は、深青に赤を含みし也、○桑は、說文に緗は淺黃色也、釋名に緗は桑也、桑の初めて生するの色也、講令備考に、緗と桑と蓋し同じ淺黃色、但し苅安草染の黃とは格別なるべし、當時桑染あり、是れ桑子の色にして赤黑色、然して此條の黃と相幷びて庶幾からむと、○黃、縫殿寮式に曰く、深黃の綾一疋に、苅安草九百目、灰六升余、薪十〆八百目、(下略)○摺衣、は染浸せず、摺付け染むる也、大抵は青及び蒴黃にして、古は山藍一名鳩草、一名山鳩、一名蒴黃鳩、漢名青、飾抄に、山藍なき時は麥の葉、メハジキ(益母草、唇形科)を代用すと、萬葉集卷の九に、河内の大橋を獨り去る娘子を見てよめる長歌の中に、くれなゐの、赤裳裾びき、山藍もて、摺れるきぬきて、たゞひとり、云々(上下略)、又た同じ青摺でも、鴨跖草一名鴨頭草一名露草、方言ホタルグサ、等啓蒙本草に三、四十計りの名を掲げり、此草の花辨を染料として摺衣とせり、萬葉の七に、月草に、衣はすられ、朝露に、ぬれてのちには、移り行くとも、同書の十一、十二等に此名あり、延喜内藏寮式に鴨頭草あり、江家次第の五卷に、鴨頭草の移

し二帖とあり、花をは寫し花と云ふ、洗へは落る故に下ゝ繪の用に供す、又た醫療としては、蛇犬の咬傷に揉液を塗布して功あると云へり、花の形ちは瑠璃色の鳳仙花とも云ふ如し、其形狀は鳳凰の口に似たるを以て、鳳嘴花の名あり、又翠竹に酷似したる點あるとて、竹青の名あり、又た近くは化學者の間に合せに青色試檢紙を製す、則ち酸性の液に逢へば紅變する也、尚此餘に種々の摺衣を爲る草木の花子皮葉あらむ、續日本紀十五卷、天平十五年正月壬子五位以上に摺衣を賜ふ、又た弘仁內裡式、正月十六日踏歌の式の條の注に、延曆以往、踏歌訖らは、縫殿寮より榛の摺衣を賜ひ、群臣摺衣を着して踏歌し訖りて、共に庭中に跪けは、酒一杯綿十屯を賜ふ、云々（下略）伊勢物語に曰く、其男しのぶ摺の狩衣をなんきたりける、春日野の、若紫の摺衣、しのぶの亂れ、限りしられず、昔は奧州忍國府の名物なりとて、忍ずりを多く奉りし事なり、今は秋田にフキ（款冬）、摺の名物なる手帕、風呂敷等あり、

○蓁は、塙本にハリゾメ、立野本にはハシバミと假名を附せり、古來諸說紛々なれ共、契沖、眞淵、宣長等皆ハンノキ（赤楊）とせり此說最も穩當ならむ、萩（芽子）の說にすれば、葉だけを摺付くるより他に致方なし、只古人多く種々の詠吟に萩の花香と摺衣とを混用せるより後人の迷霧をして一層濃厚ならしめたると愚考す、畔田伴存の古名錄には色素の說少し、只北野秋芳の秋野七艸考が該ハリゾメに對しては、數百の本草物產とか博物とか植物とかの書より詳細ならむ、

此ハンノキ(赤楊)も摺衣用又は浸漬する染料にも使用せん、

○柴は、柴薪の柴にして、標葉(シバ)、枝葉(シバ)、等日本紀や和名抄に書けり、一の植物を限りたるに非ず、諸多の樹木の小枝の葉グルミ附きたるものを云ふ、柴山と云ふ處は小雜木の叢生して藪の如き處にて、我等の國の山にては、農人が燃料用として柴苅に山行する也、其木は一定せされ共、主に樺科或は殼斗科に屬する山ハンノキ、ハシバミ、ホウソ、クヌキ、(小なら)の灌木然として年々苅り切られ居る物也、故に愚按するに柴染はホウソやドングリ等種々の物にて摺るか又は煎熬して染色するか也、○橡は、ドングリとす種々の色を出すものとすべし、○墨は、スミゾメにて黑き色也、○當色は、緑、緋、紫、縹を云ふ、

第八條　內親王禮服條

內親王禮服

一品、禮服寶髻、四品以上、每㆑品各有㆓別制㆒。深紫衣。蘇方深紫紕帶。淺綠褶。蘇方深淺紫綠纈裙。錦襪。綠舃。飾以㆓金銀㆒。

本條は、皇女方(ヒノミコガタ)の禮服の令條にして、一品內親王は、男の禮冠の代りに、寶髻(キツ)なる金銀珠玉を以て裝飾せる物を用ゐる、各品の階級に依りて別制あると云ふ、併し寶髻だけは品別あれ共、

其以下の衣、帶、褶、裙、沓に至りては區別なし、

字解 一寶髻は、義解に金玉を以て髻(モトヾリ)の緒を飾りたるものと云へり、説文に髻音吉、結に通すとあるを以て考ふればヤハリ今の元結の事にて昔は絹糸紐又は綾羅錦繡にて造りし紐に種々の飾りを施せしものならむ、時代の變遷にて時は離然する能はざるも、今世の前櫛とか花櫛とか、土地によりては、前鬘(ガツラ)ら前飾りなど云ふ禮節時に盛裝する金銀珠玉を施せし物は是の遺風ならん、平時と雖も此節幼女のリボンと云ふ布帛の小片を以て髪の飾の一とするも亦此類なるべし、延喜式四卷、太神宮式の度會の宮の裝束の條に、髻結(モトユヒ)の紫の絲四條各長さ三尺、太神宮の條では八條長さ五尺、月夜見の宮、外數神の條では皆長さ四尺、(今の鯨尺と大差なし)○紕帶ソヘオビと諸本に傍訓あれ共ソヒならむ、紕は次の十條内命婦(ナイミヤウブ)の義解に、傍に任を｜(ソヒ)と爲す也とあるを正とすれば、今云ふ處の腰帶又帶止(ド)めの觀がすれ共、サスレは眞の帶たる名稱裝束の文なし、故に紕(ソヒ)は爾雅釋言に、昔備、飾也、依て飾り裝(ツク)れる帶と看做す方可ならん、必ず傍又は添の意は穩かならず、愚按するに、ソヒは和名抄に魚狗(カハセミ)則ち川セミ一名翡翠にして其羽毛の美なる點を轉用してソヒ帶とは稱へんか、○纈は、太神宮式等に、夾纈をユハタと訓せり、今所謂シボリなり、近くは友禪染と云ふ物も纈の進化したるものなるべし、○褶は、上袴にして、裙は下タ袴なり、

第九條　女王禮服條

女王禮服

一位、禮服寶髻、五位以上、每位及階、各有別制。內命婦准此。深紫衣。五位以上、皆淺紫衣。自餘准內命婦服制。唯褶同內親王。

第十條　內命婦禮服條

內命婦禮服

一位、禮服寶髻。深紫衣。蘇方深紫紕帶。淺縹褶。蘇方深淺紫綠纈裙。錦襪。綠舃。飭以金銀。三位以上、淺紫衣。蘇方淺紫深淺綠纈裙。自餘並准一位。四位、深緋衣。淺紫深綠紕帶。烏舃。以銀飭之。五位、深緋衣。淺紫淺綠紕帶。自餘皆准上。大祀大嘗元日則服之。外命婦、夫服色以下任服。

朝服

一品以下、五位以上、去寶髻及褶舄、以外並同禮服、六位以下、初位以上、並着義髻、衣色准男夫、深淺綠紕帶、縹纈紕裙。初位去纈。白襪。烏皮履。四孟則服之。

本條は、一品內親王より、初位までの女子の參內する時等に着用する衣服の令條也、五位以上の婦女は、寶髻及び上袴、錦の足袋又は沓を着くるに及ばぬ、其餘は禮服の節に同じ、六位以下初位以上の婦女は、寶髻に非ざる髻を着けよ、衣袍の色は亭主に准すべし、又た帶や裳は初位の妻などはシボリの染模樣は用られぬ、又た白足袋と黑皮の沓は一年四度の一日に用ゐよと也、

字解 ○義髻は、頭髮にある裝ひを義髻と云ひ、衣袍にある飾りを義襴と云ふ、人に義齒、義足のある如く、他の元結を以て、自身の髮を餝るを義髻とす、○四孟、玉篇に、孟は始め也、四孟は四ッの始めにして、四季各始の月を、孟春、孟夏、孟秋、孟冬と云に同く、太陰暦の正、四、七、十の四ケ月を孟月と云ふ、孟月は孟春の月、孟秋の月と云ふべきを約稱したる也、故

に此月の朔日を昔は孟旬と云ふ、撰塵裝束抄に、四孟は、孟月の朔日也とあり、

第十二條　宮人制服條

制服

宮人、深綠以下兼得服之。紫色以下、少少用者聽。緑縹紺纈及紅裙。四孟及尋常則服之。若五位以上女、除父朝服以下色者、通得服之。其庶女服、同無位宮人。

本條は、上ミ内親王より、下モ庶人の妻女に至るまでの、制服の令條也、内親王を首め、一般宮中に仕ふる有位の女官より、下モ無位のお末に至る迄、紫と緋等の如き禁止色はソレ〳〵制規のあるなれば、其濃綠色以下は兼て着用は差支ぬ、但し紫色でも細帶位の些々たる品物にあるならば用ても差支ぬ、又た綠色及び淺黄に紺の三色を以て絞りたる紅の裳袴は、四孟及び通常用にしても差支ぬ、若し五位以上の令孃達は父の參内服の色彩以下の色彩ならば着用せよ、又た庶人の妻女の衣服は無位の女官と同斷であると也、

武官禮服

衛府督佐兵衛佐不レ在ニ此限一。以下准レ之。並皀羅冠。皀緌。牙笏。位襖。加ニ繡裲襠一。兵衛督雲錦。金銀裝腰帶。金銀裝橫刀。白袴。烏皮靴。兵衛督赤皮靴。錦行縢。

本條は、高等武官の禮服にして、次條は一般軍人の朝服の制也、兵衛府の次官を除く他、五衛府の長官、三衛府の次官は皆黑緌の冠りに黑の老懸、象牙の笏に、無襴(襴飾なき)闕腋(ワキアケ)の位袍に、繡を施したる裲襠(打チ掛ケ)を重ね、但し左右兵衛の長官は雲形の錦を用ゆ、金銀作りの腰帶に、金銀裝りの太刀はきて、白き袴に、黑革の靴を穿ち、兵衛の長官は、赤皮の靴とす、錦のゲートルを着用すべしと也、

字解 ○兵衛佐は、正六位の下が相當位階であるからタトヘ五位に叙せられあるも、長官や衛門、衛士の佐官(次官)等と同裝束はならぬ、別に次條の朝服の制に依てサクワン(志)以上に准じて、錦のツチカケを着用の事と義解に注せり、○皀緌、皀は黑也、緌は晉綏、冠の飾り也、オイカケと云ふて、軍人而已の一裝飾とす、老懸は士清の栞によれば、其初めは、老人の鬢髮

薄くして外觀揚らざるを以て、老を隱したるより轉用の語となれり云々、抄に今は老少を問はず武官全體之を用ふと、古今厚非等の異あり、檢非違使の別當は厚老懸を以て吉とす、大臣大將は弓箭を帶せず依て老懸なしとぞ、續古今集に

櫻花、老かゝるやと、かざしても、

かみのいかきに、身こそふりぬ禮。

などとある也、顳顬部則ち兩耳前上に馬車馬の見カクシ的に當るもの、○位襖は、位相當の衣袍にして脇きあけの仕立と云へり、○裲襠は、ウチカケと云ふて今世婦人盛裝時のカイドリと同名にして、袖なし服と想像して可ならん、文字を分析して見れば衣を以て兩方に當ると云ふ形ちなり、故に義解にも、一片は背に當て、一片は胸に當つるものと云へり、○行縢の縢は、音騰ムカハキと訓す、毛詩小雅に、邪幅下に有り云々、幅は偪也今の行縢也、脚を包みて跳騰輕便なる可きを謂ふ、故に今の軍人の脚絆にして庶民の穿てる脚絆の如し。

○横刀は、古事記、日本紀共にタチと訓せり、埃囊抄に、ヨカハキと訓す、後世の書は金作太刀に作る、唐六典の注に、横刀は佩刀也、兵士佩る所にして、名亦隋より起ると云へり、金銀又た烏裝の横刀は、刀身頗る精練にして、秋氷鐵裁るべしの觀なりと、

第十四條　武官朝服條

朝服

衛府督佐、並皀羅頭巾。位襖。金銀装腰帶。金銀装横刀。白襪。烏皮履。其志以上、並皀縵頭巾。皀緌。位襖。烏油腰帶。烏装横刀。白襪。烏皮履。會集等日、加錦裲襠赤脛巾、帶弓箭、以鞋代履、兵衛、皀縵頭巾。皀緌。位襖。烏油腰帶。烏装横刀。帶弓箭。白脛巾。白襪。烏皮履。會集等日、加挂甲帶槍。以位襖代紺襖、以鞋代履。主帥、皀縵頭巾。皀緌。位襖。烏油腰帶。烏装横刀。白脛巾。白襪。烏皮履。會集等日、加挂甲、帶弓箭。以縹襖代位襖、以鞋代履。並朝庭公事則服之。衛士、皀縵頭巾。桃染衫。白布帶。白脛巾。草鞋。帶横刀弓箭若槍。會集等日、加朱末額挂甲。以皀衫代桃染衫。朔節日則服之。尋常去桃染衫及槍。其督以下、主帥以上、袋准文官。

本條は、前條と大同小異なれば、法文中其異なる裝束等を列擧すれば、冠の代りに頭巾、無文の黑絹の頭巾、金作銀作りの代りに黑作りの佩刀、裲襠に刺繡せず、赤きゲートル、皮沓の代に糸及び布片の鞋、白き脚絆、ウチカケ甲、槍、緋の襖、等朝廷の公事に服用とす、衞士は桃染の單衣、白の帛紗帶、白き脚絆、糸鞋、太刀、弓矢、槍を帶し、集會等の日には、赤きマツカフをしてカケ鎧を着け、是裝束は朔日などに服せよ、平時は桃染の單衣と槍は用ふるなかれ、其長官及隊長等の魚袋は文官に准ぜよと也、

字解 ○鞋は、糸或は布片のワランジ、○白脛巾は、白の脚絆、○挂甲は、ウチカケヨロヒと訓み、延喜式工事解卷の三に、挂甲一領、札八百枚、云々、ウチカケ(裲襠)に似たる甲ならむとて、和名抄に釋名、三代實錄元慶八年二月廿一日の條、江家次第御卽位の篇、軍器考、滿佐須計(雅亮)裝束抄二卷の末に、中少將の甲きるやうの條に、冠り常の如し、卷纓をして老懸す、大口に汗取をきる、表の袴をきて(云々中略)、甲をきる、頸髮などを彩色して、袖もなくウチカケのやうなる草摺はあり、其上に太刀を帶く、平緒を前に結ふ事常の如し云々(下略)更に冑の圖を添ふるも後世の制とす、春田永年が藏する正應古寫本の挂甲の圖は、延喜の古式に一致すと云へり、欽明紀に甲二領とあるを、釋日本紀にフタツリと訓せり、

○白布帶は、白き布の帛紗帶か又は縫合せありしか今詳かならず、○桃染衫は、桃の葉や木の皮

等にて染めたるものとは思はれず、今人所謂桃色の單衣絹なるべし、◯朱末額は、赤きマツカフと訓み、栞に本朝式に、今云鉢纏也、冑の頭上に當る所をしか云ふ、眞向の義に非ずと也、

附記

紅抹額は琉球人の頭を纏ふ赤きもの也、呂保曰く滬上の街頭に印度人の巡査の頭部を見れば赤き布片にて、業蝶狀に頭部を纏包せり、是は帽子と見ゆ、栞にもかう（帽額）に延喜式、江家次第等に、本は首服也と、通典に古の人は幘して額すと云々、コレを轉用して翠簾の緣に掛る物の名とせる也、清少納言が夏のもかう鮮かなると云へるは是也、類聚雜要抄に面額ともかけり、水引の事也、御卽位に紫宸殿に張たり云々、西宮記に、尋常の御簾を撤して鈍色の細布を以て、端の帽額と見えたり、白樂天の詩に、錦額簾高捲と錦を用たる帽額也といへり、天井の廻り緣チの下方より、鴨居の上方の間、則ち俗に云ふランマのある所を、種々美麗なる織物を以て狹き幕を張り廻すを帽額と云ふも此れより轉用せしなるべし、

大寶令新解　第六卷

第二十篇　營繕令　凡壹拾漆條

本篇は、土木建築、兵器々仗、造船雜器、織物等の營作製造、補繕修理等の工事及び雇役する丁匠等の人功(ニンク)に關する法令也、

字解 ○營繕、營は營造也、繕は修繕也、

古昔土木の工事を起すには、力(ツト)めて農業閑散の時期を選擇せり、則ち秋時收穫終了より、春耕未鍬の內とす、善隣支那にても、彼春秋左氏傳莊公廿九年にある如く、土功龍見れて務を畢る云々は、農事終りて土木工事に使役すると云ふ也、龍は星の名にして、舊曆九月に見はるゝ星也、又た毛詩鄘風(ヨウフウ)の定之方中(テイシホウチウ)篇に、定(テイ)の方(マサ)に中(チウ)する楚宮(ソキウ)を作ると、夏正十月定(テイ)と云ふ星が南方に中する時より御殿を建築すると云ふ義也、此星の見はるゝより、宮室を造營するから此星を營室星とも云ふ、此星は廿八宿中の室と云ふ星也、倂し秦漢以來は時節を選ばぬ事になりたり、

第一條　計工程條

凡計功程者、四月五月六月七月、爲長功。布一常得四功。二月三月八月九月、爲中功。一常得五功。十月十一月十二月正月、爲短功。一常得六功。

本條は、工事に要する職工の功手間に關する大體の例を示したる令條也、工手間を計算するには、今の暦にすれば、五、六、七、八の四ヶ月は、最も永日、故に長功と云ふて餘計に仕事の出來得る月とし、三、四、九、十の四ヶ月は、中等の日永なる月故に中功とし、十一、十二、正、二の四ヶ月は、最も短日故に短功とすと定められたる也、

字解 ○功、古紅切音公、勞を以て國を定むるを功と云ふ、故に長、中、短日の仕事を平均して算定したるを一功とせり、則ち古への此法を標準一定したるは、一人前の人は五日を以て布を一丈三尺織るものとし、依りて一功は二尺六寸と定めたり、由て本文にある如く長日は四功則ち四日にして一丈三尺、中は五功、短日は六功としある也、但し價直の事は、各地に於て差異あるものとす、賦役令の第四條、卅二條參看すべし、○一常は義解に一丈三尺なりと、釋名には、八尺を尋とし尋を倍して常とすと云へり、時代の變遷にて一丈三尺が相當する如し、

凡有所營造、及和雇造作之類、所司皆先錄所須總數、申太政官。

凡て別勅にて造營する所、又賃金支拂の雇人を以てするとかは、諸役所にて、先づ請求すべき總數を計錄して、太政官に申達せよと也、

字解 ○和雇は、アマナヒ、ヤトフと訓して、庸役にて不足の時には、賃金を以て傭入るるを云ふ、其功直は、時期と土地に因りて差異あるものとす、

第三條　私第宅條

凡私第宅、皆不得起樓閣、臨視人家。宮內有營造及修理、皆令陰陽寮擇日。

官公立に非る私己の家屋をば、二階作り以上の高堂を築造して、他家の室內を望觀する如き事はならぬと云ふ也、又た御所內に建築及び修繕等の工事を營む時には、皆陰陽寮をして吉日良辰を選擇せしめよと也、

字解 ○第は、甲乙の次第ある故に第と云ふ、○樓閣、樓は重屋前ち二階以上の作り也、閣も亦然り、

第四條　軍器營造條

凡營造軍器、皆須依樣。令鐫題年月及工匠姓名。若有不可鐫題者、不用此令。

兵器を製作するには、皆恰好に依るべし、製造年月、及び製作人の姓名を彫り附け置けよ、若し右の銘を入れざる品あらば、僞物とせよと也、

字解 ○樣は、有樣、則ち樣體又た容體或は形體と云ふ義也、人を敬稱するにサマを用ゐしは康富記に、禁裡サマ、園太暦に公方サマ、清盛の榮へし時に、六波羅サマと云ふ事平家物語に出づ、○鐫題は、彫り付ける也、（關市令第六條參照すべし）

第五條　錦羅寸法條

凡錦羅紗縠綾紬紵之類、皆闊一尺八寸、長四丈、爲匹。

字解 ○錦、ニシキ、○羅、ウスモノ也、○紗、シヤ、○縠、ツスキ紬ぎ、○綾、アヤ、○紬厚きツムギ、○紵は、調布にて手作りの布、○濶はヒロサ也、

第六條　在京營造條

凡在京營造、及貯備雜物、每年、諸司總料來年所須、申太

政官。付主計、預定出所科備。若依法、先有定料、不須増減者、不用此令。其年常支料、供用不足、及支料之外、更有別須、應科折者、亦申太政官。

京都に築城でもするとか、又は安居と云ふて、僧徒の炎暑時の修業則ち夏行一名解夏、夏經、結夏、の供養でもせんとする計畫等あるとか、又た諸役所が、來年工事をせんとする所あらば總計して七月三十日限り、太政官に申達せよ、官之を民部省の主計寮（今の大藏省に當るか）に交附して、豫め各地物産の出額を豫算豫定して備へよ、若し法令上の數量一定しあるものは、其增減は本令條を用ふるに及ばぬと也、又た毎年の經常費を支給して不足を生じ、或は臨時不慮の支出則ち幔幕にても新調するとかの際、他の剩餘を以て流用補給等の事をせんとせば、太政官に申達せよと也、

字解 ○貯備雜物は、營造の外に、別に貯藏設備を云ふ、假令ば安居の供養に僧侶は若干、飮食の原料、器具等若干の如し、○科折は、流用と云ふ如し、（賦役令廿二條參照）

第七條　解雜巧作條

凡白丁有解雜巧作者、毎年計帳之次、國司簡試、附帳申

省。

白丁の内に、種々百工の技術に關する、技術の出來得る者あらば、地方官は毎年試みて、諸帳簿整理の際に別冊として帳末に附記して太政官に申達せよと也、

第八條　貯庫器仗條

凡貯レ庫器仗、有二生レ澁綻斷一者、三年一度修理。若經二出給一破壞者、並隨レ事料理。在京者、所レ須調度人力、申二太政官一處分。在外者、役二當處兵士及防人一。調度用二當國官物一。

兵器の庫に備へある器械に銹を生じ、或は綻び、或は破れ、等するから、三年に一回宛は修理せよ、若し破壞不用の物あらば、隨時新調せよ、併し京都は所用の調度人力等は、太政官に申して處分せよ、地方は、地方にある兵庫内の器具は、其地方の兵士、防人(サキモリ)を使役して修繕せよ、但し調度は其國々の官物を用ゐよと云ふ也、

字解 ○生澁は、銹(サビ)を生じ、○綻斷は、ホコロビ、タチ、キレ也、

第九條　須女功條

凡在京營造雜作、應須女功者、皆令本司造。若作多、及軍事所用、量謂不濟者、申太政官、役京內婦女。

京都內にて造營に伴ふ雜物の製作中、女子の手を要するものは、縫部(ヌヒベ)の司(ツカサ)をして造らしめよ、若し要する所の物品夥多なる時則ち軍事等に入用の場合の品は、人少で出來ぬ時は、太政官に申せ、京內の婦女を使役するも工賃を支給するに及ばぬと也、

字解 ○本司は、縫部の司、○不濟は、ナルマジク、又たスマズ或はナラズ也、

第十條　瓦器破損條

凡瓦器經用損壞者、一年之內、十分聽除二分。以外徵塡。

陶瓦器の類は、二割の破損までは免せども、其他餘計の破損は、破壞したる者、又は其係りにて辨償させよと云ふ也、

字解 ○瓦は、坏(ツキ)、盤(サラ)、盆(ハチ)の類也、○徵塡は、取(ト)り宛(ア)て也、

第十一條　京內橋梁條

凡京內大橋、及宮城門前橋者、並木工寮修營。自餘役京

內人夫。

京都內の大橋、及び宮城門の前の堀に架しある橋は、皆木工寮にて修繕せよ、其他は京內の人夫則ち雜徭を使役せよと也、

字解 ○宮城門は、（宮衞令に解す）

第十二條　津橋道路條

凡津橋道路、每年起九月半、當界修理、十月使訖。其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理。非當司能辨者申請。

港灣津渡、道路橋梁は、每年十月の中旬より修繕工事を始めて、十一月中に竣成せよ、要路破損凹陷等を生じて、水溜りを生じ其爲め交通杜絕する如きあらば、時日に關せず人夫を督勵して復舊工事をせよ、又た管轄役所に於て處辨し能わざる程ならば、中央の上司に申請せよと也、

字解 ○交は、立野及び塙の板本にニハカと訓せり、○當司は、其處の役所、則ち當國の司、

第十三條　官船所在條

凡有官船之處、皆遂便安置。並加覆蓋。量遣兵士看守。隨壞修理。不堪料理者、附帳申上。其主船司船者、令船戶分番看守。

官有船舶のある所、則ち攝津及び太宰の主船司の外は、便宜の場所に屋根をして置け、各番兵をして警護せしめよ、破損次第修繕せよ、若し腐朽して用に堪ざらば帳簿に附けて上申せよと也、而して主船司の船は、船戶をして交代に看守せしめ、太宰府の主船も亦同斷とせよ、

字解 ○遂は、隨也、○覆蓋は、屋根也、○料理は、修繕を云ふ、

第十四條　官私船舶條

凡官私船、每年具顯色目勝受斛斗破除見在任不、附朝集使申省。

凡て官私の船は、每年其種別及び用に堪るや否、又た積載數量、增加減少等船籍に係る一切の事を錄して朝集使に附けて民部省に申せと也、

字解 ○色は、杉、樟等の材船を云ふ、○目は、舶(オホブネ)とか艇(コブネ)とかを云ふ、○勝は、堪也、○受は、

枝也、即ち船腹に容れ受る多少也、○破除は、滅失也、○任不は、用と不用と云ふ如し、

官船使用條

第十五條

凡官船行用、若有壞損者、隨事修理。若不堪修理、須造替者、預料人功調度、申太政官。

官船を使用するに、若し破損しあらば、隨事修繕せよ、修繕の價値なきと認定したる船は造り替る事にせよ、併し造り替する時には、前以て其新造に要する經費則ち人功、調度を豫算して太政官へ申達せよと也、

大河條

第十六條

凡近大水、有隄防之處、國郡司以時撿行。若須修理、每秋收訖、量功多少、自近及遠、差人夫修理。若暴水汎溢、毀壞隄防、交爲人患者、先則修營。不拘時限。應役五百人以上者、且役且申。若要急者、軍團兵士、亦得通役。所役不得過五日。

大川湖海に近接し、堤防設備のある場所は、地方官郡吏等は、平時時々巡視せよ、若修繕を要する場所あらば、秋獲後直ちに工事に着手せよ、但し人功の多少を豫算して近き所より遠き所に及ぼし、若し洪水汎濫して堤防決壞せば、時限に拘らず、人家に害の有る所より先きに修繕せよ、併し五百人以上を要する工事は、且つ役し且つ上申し、若至急を要せは、軍團の上番兵士をも通じて使役してもよろしい、然れ共一人五日間より過使はならぬと也、

第十七條　堤防條

凡堤内外幷堤上、多植楡柳雜樹、充堤堰用。

字解 ○楡、はニレにして秋楡なり、職員令四十條、職役令一條の菹に用ふるニレとは異る也

○堰は、貯水用也、

大寶令新解　第七卷

第二十一篇　公式令　凡捌拾玖條

本篇は、公文の式法也、

字解　○公式、講令備考に荷田在滿按に、公式篇隋始めてあり、唐之に因り、律に篇目なし、明に至りて、公式律あり、明律釋に王肯堂云く、公共體式と爲すべき者是也、公文式樣は解に反す、

徂徠の明律國字解に云く、公式とは、公けの式法と云ふ意なれ共、古來の用ゐ方皆公文の式法を云ふ、夫故に此篇には文書印信の事を載たり、蓋し大體を擧ぐる耳也、

第一條　詔書式條

詔書式

本條は、詔書認め樣の式法也、內外大中小事の五種を左に列す、

字解、○詔書も勅旨も同く綸言也、但し臨時の大事を詔と爲し、尋常の小事を勅と爲也、唐六典卷の一に云く、上の下に逮す其制六あり、曰く、制、勅、冊、令、敎、符、則ち天子に制、

勅、冊と云ひ、皇太子に令と云ひ、親王に教と曰ひ、尚書省(太政官)より州に下し州は縣に下し縣は郡に下す之を符と云ふ、又た下より上に達する所六あり、曰く、表、狀、牋、啓、辭、牒之れなり、天子に上表、皇太子に啓と云へ共、上表の他は今は混同せり、此他、關、刺、移、解等あり、下條所載に至て解す、

第二條　第一詔旨式條

明神(アラミカミト)御宇(アメノシタシラスノ)日本天皇(スメラミコトガ)詔旨(ミコトノラマト)、云々(ソウソウ)咸聞(コトゴトクニギヽタマヘ)。

該式は、大事を以て、外國使臣に宣ふ辭也、日本紀廿五卷、孝德天皇大化元年(一三〇五)七月丙子、高麗國又た百濟國の使臣に詔らせ玉ふ例あり、

第三條　第二詔旨式條

明神御宇(アメノシタシラス)天皇詔旨、云々咸聞。

該式は、中等の事を以て、外國使臣等に宣ふ綸言也、日本紀廿五卷、孝德天皇、大化二年二月戊申、目安箱、目安鐘とも云ふべき物を新設し玉ふ時の詔書例あり、

第四條　第三詔旨式條

明神御大八洲（オホヤシマクニシラス）天皇詔旨、云々咸聞。

該式は、朝廷の大事、則ち立后、立太子、及び元日に朝賀を受け玉ふ類の式なり、

第五條　第四詔旨式條

天皇詔旨、云々咸聞。

該式は、中事に用らるゝので、則ち、左右大臣以上を任せらるゝの類也

第六條　第五詔旨式條

詔旨、云々咸聞。

年月、御畫日。

中務卿　位臣姓名　宣

中務大輔　位臣姓名　奉

中務少輔　位臣姓名　行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名等言、
詔書如右、請奉
詔、付外施行。謹言。
　年月日
可、御畫。
　右御畫日者、留中務省爲案。別寫一通、印署、送太
政官。大納言覆奏。畫可訖、留爲案。更寫一通、誥
訖施行。中務卿若不在、則於大輔姓名下注宣、少輔
姓名下注奉行。大輔又不在、於少輔姓名下。併注
宣奉行。若少輔不在、餘官見在者、並准此。

本條は、小事に用らるゝの辭にして、則ち五位以上を授け玉ふの類也、而して、年月の字より可御畫の字迄は、書式にして、以上五ヶ條の詔書には皆同樣の事とす、右御畫日はの字より、並准此の字迄は、詔書作成の手續とす、此手續文にては稍了解に苦む廉あるを以て、多少重複の嫌あれ共、主に內禮式と禁秘抄を參取抄錄して新解に代へんとす、

詔書を制作し出さるゝには、中務卿が勅命を奉け、卿は部下の內記をして作らしめ、或は內裡より直接內記に命せて作らしむるあり、又た內記不在ならば、大臣勅を奉じて太政官の辨官をして作らしむるありと云ふ、出來上らば大臣、或は上卿がソレを宮に入れて、大納言(參議)若くは內記、內侍をして、御所に進ら令む、天皇御覽ありてヨイと思召さば、年月の下の御畫日とある所に墨黑に日を宸書なされて中務卿に渡させらる、卿は次官へ傳宣する時に自分姓名の下に宣の字一字を自署して大輔に傳宣し、次官も亦卿の傳宣を奉けて姓名の下に、奉の字一字を自署して、少輔へ下す、少輔は太輔より來れるを太政官へ送る役儀故に、姓名の下に行ふとかヤルとか訓む字一字を署さして太政官へ送らしむ、故に宣奉行と曰ふ也、但し宸筆文字のある書は中務省に留めて少輔自ら一通を寫して太政官へ其謄しを送る也、

中務省より右詔書の寫が太政官に到らば、太政官の外記に於て能ゝ勘査の上、太政大臣以下、年月日までを認め、此間に於て、念の爲に大納言より伺ふを覆奏と云ふ、而して外記の奥付し

たるを天子の御覧に入るれば、天皇に於て、最終の年月日の向ッて左の肩の上一寸餘の所に可の字一字を宸筆ありて、太政官へ下げらる、官之を留めて案となし、更に一通を寫して施行する也、

但し中務卿不在の時は、大輔の姓名の下に宣と書し、少輔の下に、奉行と署す、大輔も亦不在ならば、少輔の下に宣奉行と署する也、尙又少輔も不在ならば、大、又は少丞に於て宣奉行と注せと也、

大納言は四名ならば、最末の名の下に、等言の文字を書すべき事無論なり、

第七條　勅旨式條

勅旨式

新儀式第十項によれば、大臣命を受け、内記をして起草し奏せしむ、淸書して所司に下す事一に詔書に同じ、但し御畫日の事なし、又た後日中務省內侍に附して覆奏す、御畫可なし直ちに下す、

第八條　勅旨條

勅旨云々、

年月日
中務卿位姓名
大　輔位姓名
少　輔位姓名
奉レ勅旨一如レ右、符到奉行。
年月日史位姓名
大辨位姓名
中辨位姓名
少辨位姓名
右受レ勅人、宣二送中務省一。中務覆奏訖、依レ式取レ署、留爲レ案。更寫二一通一、送二太政官一。少辨以上、依レ式連署、留爲レ案。更寫二一通一施行。其勅處二分五衞、及兵庫事一

者、本司覆奏。皇太子監國、亦准此式、以令代勅。

本條は、其施行の法、一に第六條の詔書式に同じ、禁秘抄によれば、上卿之を奏し、主上事により日を宸筆ある由、例之は後世の事なれ共南北朝の時に、皇子二人を源氏と爲す勅書には御畫日なけ共、平安朝時代の承平元年、貞信公の上表に勅答有りし時に御畫日あり、又た、天曆十年九月の論奏の勅答にも亦御畫日あり、

奉勅旨と云ふより、少辨位姓名と云までは、皆辨官史の注す所なり、

右勅を受玉はる人、中務省に宣傳し送れ、省は念の爲めに伺ひ奏し、更に一通を寫して太政官に送れば、官の少辨以上連署して留めて案となし、更に一通を寫して施行せよと也、而して其勅に五衞府及び兵器庫の事を處分しあらば、五衞府又は兵庫の役所も亦中務省と同じく念の爲めに奏聞せよと云ふ也、併し中務と衞府と倶に同一時に勅を奉せしならば、一方の役所は覆奏するに及ばぬと也、皇太子が天皇の御留主をなさる時には、此式に准じて皇太子令を以て勅に代へよと也、

字解、○監國は、天子巡行等ある時に、皇太子御留守せらるゝを云ふ、第十四條に同文あり同斷なり、

論奏式

禁秘抄論奏の條に、太政官論奏を修む、公卿連署し大臣名字を加へ、上卿御所に就て主上に奏す、可の字を畫き給ふ、其樣詔書の覆奏に同じ、

應和三年七月、公卿舊錢の幷行する事を停めて、新錢を用ふる事を請ふ論奏、及び康保二年三月、同く聞の字を畫て返し給ふ、又た延喜四年正月廿六日、立太子の論奏に、可の字を畫玉へけり、凡て可の字聞の字兩說か、多くは聞の字也、尋て勘ふべし、

上奏の式は、此末種々あり照考すべし、

第十條　　論奏式條

太政官謹奏、其事。

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等言、云々。謹以申聞謹奏。

年月日

聞御畫

大納言位姓

右大祭祀、支度國用、增減官員、斷流罪以上及除名、廢置國郡、差發兵馬一百疋以上、用藏物五百端以上、錢二百貫以上、倉粮五百石以上、奴婢二十人以上、馬五十疋以上、牛五千頭以上、若勅授外應授五位以上、及律令外議應奏者、並爲論奏。畫聞訖、留爲案。御畫後、注奏官位姓。

本條は、主に正税則ち國費に關係する事柄に就て上奏するので、主上御覽になれば、年月日の左の肩に聞の字一字を書きて返し玉ふ、其事柄と云ふは、前記本文の如く、臨時の大祭とか、年の豐儉に准じて、年貢の入り不足等を來すを以て、用度を加減するとか、官員を增減すると

か、又た流罪以上及び除名等の犯罪を裁斷するとか、國郡の新置癈合とか、或は、兵馬百疋以上を差立るとか、藏の物品則ち百端以上、又た錢二百貫以上、或は倉粮五百石以上、或は奴婢廿人以上、或は、馬五十疋以上、或は、牛五十頭以上、を使用する際とか、又た勅任官の他に五位以上に叙するとか、又た律令の外に凶年飢歳等の如き時に賑給復給等に係る議事の上奏とか、の如き等は、皆悉く此論奏式に依りて作爲し、天皇の御覽に入るれば、天皇ヨイ（可）と思召さば、聞の一字書きて返し玉ふ、ソレを留めて案となし、御畫聞の後（左）に奏官の位階姓を注す也、

字解、○其事は、正税を用ふる事と云へるの類也、○聞は、上條の可の字の如く、年號より一寸位上げて、御宸筆になると云ふ、

第十一條　　奏事式條

奏事式

諸役所の官員等が、上役所に向つて申し立る事柄が、奏聞に達せねばならぬ事であると、ソレを太政官より上奏する時の式なり、

第十二條　　奏事式條

太政官謹奏
其司位姓名等解狀、云々謹以申聞謹奏。
年月日
太政大臣位臣姓
左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名
奉勅依奏。若更有勅語須附者、各隨狀附、云々。
大納言位姓
右論奏外、諸應奏事者、並爲奏事。皆據案成乃奏。
奉勅後、注奏官位姓、若少納言奏者、加名。

便奏式

本式は、前奏事式の人の代りに役所の差ある而已にして小事に用ふる也、其例次條の如し、

第十四條　便奏式條

太政官奏

其司所申、其事云々謹奏。

年月日

少納言位姓名

奏勅依奏。若不依奏者、則云、勅處分、云々、

右請進鈴印、及賜衣服鹽酒菓食、幷給醫藥、如此小事之類、並爲便奏。其口奏者並准此例。奏勅後、注奏官位姓名。其皇太子監國、亦准此式、以奏勅代啓令。

皇太子令旨式三后亦准此式

本條は、皇太子の命せを認むる式法の令條にして、三后則ち三宮とも申す、皇后、皇太后、太皇太后も亦此式に准據せよと也、

多々雜問答に、親王、並に各宮のをば、令旨と申し候哉、勿論に候、とあり、

式例次條にあり、

第十六條　令旨式條

令旨云々。

年　月　日

奉令旨如右、令到奉行。

大夫位　姓名

亮　位　姓名

右受令人、宣送春宮坊。春宮坊覆啓訖。留晝日爲案。

更寫二一通一施行。

本條は、皇太子の命せの書式例にして、令を受玉はれる人、東宮職に宣傳し送れば、職にて念の爲め伺ふ事上記の勅旨式の如し、太子日を御畫きあるを案とし、更に一通を寫して施行せよと也、則ち寫を太政官に送るか、或は被管の諸役所に下す也、

集解に、年月の下に畫日とあるを穩當とすべし、

續日本紀の寶龜元年八月庚戌の條に、皇太子の令旨を以て、道鏡を下野國藥師寺の別當に任せらる、又た

同書同年九月壬戌の條に、令旨を以て、令條外に設けたる無益の官省官員を廢止したるの例あり、

第十七條　啓式條

啓式三后亦准二此式一。

本條は、東宮職より、主上に啓し上る書式にして、三后も亦此式に准せよと也、其式次條の如し、

第十八條　春宮坊啓式條

春宮坊啓ス
其事云々謹啓。
年月日
大夫位姓名
亮位姓名
奉レ令依レ啓。若不レ依レ啓者、則云、令處分、云々。
亮位姓
右春宮坊啓式、奉レ令後、注ニ啓官位姓一。

第十九條　奏彈式條

奏彈式

本條は、太政大臣を除の他、親王以下、五位以上の人にて、大なる犯罪あると認めたる人に對し、奏聞の上糺問すべき上奏の書式にして、其書式等は次條の如し、

第二十條

彈正臺謹奏、其司位姓名罪狀事。

具官位姓名、貫屬。

右一人犯狀、云々。

劾上件甲乙事狀、如右。謹以上聞謹奏。

年　月　日　彈　正　尹　位　臣　姓　名

聞御畫

右親王、及五位以上、太政大臣不在此限。

有犯應須糺劾、而未審實者、並據狀勘問。不須推拷。委知事由、事大者奏彈。訖、留臺爲案。非應奏、及六位以下、並糺移所司、推判。

彈正の尹則ち長官不在ならば、判官以上にて奏上するを得、奏上せば、其年月日の左の肩に、

天皇が聞の一字を宸筆ありて返し玉ふ、此奏上は、太政大臣を省く他、親王及び五位以上の人にて、大なる犯罪ありと認めたる者を糺問する爲の奏上にして、勘問はするも、拷問は出來ないと也、御畫聞訖らは、臺に留めて案と爲し、而して奏上までに及ばぬ輕罪か、又は六位以下の人の犯罪ならば、本人被管の役所へ移して糺問裁判せよと也、

字解、○其司位は、何役、何位と云ふ如し、○具官位は、數官兼務を書盡すを云ふ、○貫屬は、本籍と云ふ如し、○劾は、胡槪切音漑(ガイ)、說文に法有罪也、玉篇に推劾也、廣韵に罪人を推窮する也、數種の訓あれ共トフと云ふ訓は穩當也、獄令第卅條に其勅に推被(トハレ)ばとあるを參考すべし、○事大は、例之ば無品親王にては、徒罪以上に當るを事大也とす、○非應奏、は例之ば、無品親王が杖罪以下を犯し、及び五位以上にては、解官に至らざるを云ふ、○糺移所司(タヾシウツシシコシニ)は例之ば獄令の第一條に、衞府にて糺し捉へたる罪人は、京に本族籍の無き者は、皆刑部省に送り、則ち京に在籍の者は、京職(シヤクシヨ)に送る也、餘の役所へも亦之に准じて送れと也、

第二十一條　飛驛式條

飛驛式

本條は、早打(チ)及び公用の旅行に要する、驛鈴、驛馬、傳馬、驛子等を給はる證券の書式にし

て、上下二樣の例は次條にあり、委しくは、新儀式第五の廿五條又た本篇第四十一條より五十一條まで、及び第二篇職員令第二條、太政官の少納言の項、或は、同篇六十九條太宰府、七十條大國の處を參看すべし、

第二十二條　下式條

下式

勅、其國司官位姓名等。其事云々、勅到奉行。

年月日辰

鈴剋

昔は驛制に重きを置きて、特に鄭重の取扱取締りのありし事は、本篇四十一條以下各條を參照すれば首肯が出來る、

本條は、緩又急なる御用のある地方官等に勅すらく、其事云々にて、勅使到らば施行せよとて其證劵とか鑑札とか共云ふべき此書を早打に下付あり、年月日時及び驛鈴の數、驛馬人足の徵發等の數を注し込みあるもの也、但し一面より愚考すれば、贋勅使等の豫防の爲もあらう、

學解○國司は、地方官と云ふ如し、一人に非る也、○辰は、時刻也、○鈴剋、鈴は驛鈴にて、

刻は大日本帝國驛遞志考證第四十節の注に依れば、馬の數を記したる鑑札の如きものと云ふのが穩當なるべし、驛鈴は右考證に好古小録に、隱岐國若玉酢神社所傳の八稜古驛鈴一口、又た常陸名所圖繪に、常陸國鹿島正等寺所藏驛鈴、握る處長さ一尺一寸許り、又た武藏國葛飾郡吾嬬神社所藏の驛鈴、握る處が長さ八寸許り、驛傳函、長さ一尺四寸一分、深さ四寸五分、横五寸板の厚さ二分とあり、而して急用は驛馬に乘り、緩用は傳馬に乘ると云へり、續日本紀卷第卅三、光仁天皇の寶龜五年十一月乙巳に、陸奥の國言す、太宰、陸奥は同く不虞を警めて、飛驛の奏、當に時刻を記す、而して太宰には既に漏刻有り、此國獨り其器なければ使をして之を置か遣ん、

第二十三條　　上式條

上式

其國司謹奏

其事云々、謹以申聞謹奏。

年月日守位姓名上

鈴剋

右飛驛上下式。若長官不在者、次官以下、依式署。

其非國司、別從軍所上者、副將軍以上並署。

本條は、地方官、又は將軍、或は太宰府より早打を以て奏上に及ぶ書式なり、右飛驛の上下兩式は、若し長官不在ならば、次官以下にて署名すべし、地方官に非ずして、軍所(エイショ)よりならば、副將軍以上連署せよ、太宰府も亦此に准じて、少貳以上連署せよ、本文中、年月日の下に時を記せざるは略せる也、又た姓名の下に上(タテマツル)の字を錄(シル)す事は、何れも同斷なりと也、

第二十四條　解式條

解式

式部省解申、其事。

其事云々、謹解。

年月日　大錄位姓名

卿位姓名　大丞位姓名

大輔位姓名　少丞位姓名
少輔位姓名　少錄位姓名
右八省以下、內外諸司、上太政官、及所管、並爲解。
其非向太政官者、以以代謹。

本條は、本文の如く、八省以下內外則ち中央地方の被管諸官衙が、所管の諸官衙に上る書式にして、太政官に上つる他は、謹解の謹の字の代りに以の字を使用せよと也、例之ば、仁明天皇の承和元年十二月十八日、太政官の達に、應撰定令律問答私記事と題して、右得被省(式部省)解偁、大學寮解偁、明法博士外從五位下額田國造今足解偁、云云とある如く、今足が大學寮へ建議し、大學寮は被管の式部省へ上申し、式部は太政官へ上申した處が、採用ありて、遂に符(太政官の達)となりて出でしが如し、

第二十五條　移式條

移式
刑部移式部省。

其事云々、故移。

年月日　錄　位　姓　名

卿　位　姓

右八省相移式。內外諸司、非相管隷者、皆爲移。若因事管隷者、以以代故。其長官署准卿。長官無、則次官判官署。國司亦准此。其僧綱與諸司相報答、亦准此式、以移代牒。署名准省。三綱亦同。

本條移式は、令抄に同輩の禮也とあり、故に被管所管則ち管隷に非ざる同等的の役所同士の贈答書式にして、此に准するもの本文の如く、刑部省より式部省に移牒するを示して、年號の書下(カキ)だしに錄位階姓名を注(シル)し、年號の左肩に長官(キヤウ)の官職位階姓を注(シル)す也、若し事柄に依り管隷する者、假如(タトヘ)ば文官の式部に於ける、武官の兵部に於ける類の場合は、故移の故の字の代りに以の字を用ふる也、而して五位以上の諸役所の長官は、其署名、卿の如く年號の左肩たり、或は略名すべきも、判官、主典にて五位を帶するものは、略名は出來るが、左の肩には署せられ

ぬ、年號と平等たり、又た六位の長官は年號より左肩に署するを免せ共、略名は出來ぬ、長官闕員又は不在なる時は、次官、判官(三等)にて署せよ、地方官も亦此に准せよ、其僧綱(僧尼令參照)の諸役所と書面の遣り取も亦此式に准じて移を以て牒式に代へよ、但し署名は省に准じて、律師一人、卿の所に署し、佐官は月日の下に署する也、三綱も亦同斷とす、

第二十六條　符式條

符式

太政官符其國司

其事云々。符到奉行。

大辨位姓名　史位姓名

年月日使人位姓名

鈴剋、傳符亦准此。

右太政官下國符式。省臺准此。若下在京諸司者、不注使人以下。凡應爲解向上者、其上官向下皆爲符。

署名准ニ辨官一。其出符、皆須ニ案成一、并案。送ニ太政官一撿勾。若事會ニ計會一者、仍錄ニ會目一、與レ符俱送ニ太政官一。

本條符式は、上の役所より下の役所へ下す達し若くは布達等の書式なり、則ち前條解式に對し、太政官より國廳に符するを示せり、准據等は本文の如し、

八省及び彈正臺も所管役所へ下すには此式に准ずる也、但し在京の諸役所に下す如きは、使人以下を注さず、署名は辨官に准ず、

八省及び彈正臺より符を出す時には、太政官に向つて內印の捺印を請ふ、官則ち其案を發きて出符を檢査し差問なきと認定せば、內印を押捺して請求したる役所へ送還する也、若し其事柄が多岐多件に亘りて總計すべく者ならば、總目錄を作りて符と俱に太政官に送れと也、

字解○鈴刻、前にあり、○傳符、は傳馬徵發の證劵なり本篇四十二條に委し、○計會、は其式三十二條より卅五條までにあり、假令は、刑部省が贓贖の金品を徵收する爲に、諸國に出符する符外に別に總目錄の一卷を造り出してソレにも內印を請求するの類にして、此目錄は太政官に留め置くなり、之を會目と謂ふ、○勾、は音遘、本句に作る、玉篇に止也、言語の章句也、又詞絕也、種々の訓あれ共、コヽではサガシ(搜)の意義の如し、○贓贖、は職員令三十一條、獄令第二條以下處々に出せり、

牒式

牒、云々。謹牒。

年月日其官位姓名牒

右内外官人、主典以上、縁事申牒諸司式。三位以上去名。若有人物名數者、件人物於前。

本條は、本文の如く、在京地方を論ぜず、主典(四等)以上、若くは内舍人、才伎の長上或は僧尼等が、諸役所に申牒する時の書式也、但し三位以上は名を記すに及ばぬ、(官位姓だけ記す)、若し多人數多物件ある時は、牒す云々の前に人名を連記し、後に(左)物件を連記せよと也、

字解○牒は、說文に禮也、書板也、簡を牒と云ふ、通牒、移牒、申牒の語は今尚官衙の間に頻用せり、僧尼令第十四條參照すべし○件は、ツラネと訓せり、乾の上聲、說文に分つ也、

第二十八條　辭式條

辭式

年月日位姓名辭、此謂二雜任初位以上一。若庶人稱二本屬一。

其事云々、謹辭。

右内外雜任以下、申二牒諸司一式。若有二人物名數一者、件二人物於云々前一。

本條は、雜任及び一般人民より諸役所に申牒する書式にして、前條に似たり、

第二十九條　勅授位記式條

勅授位記式

中務省

本位姓名、年若干。今授二其位一。

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓　大納言加レ名。

式部卿位姓名

右勅授五位以上位記式。皆見在長官一人署。若長官無、則大納言、及少輔以上、依式署。兵部亦同。以下准此。

本條は、勅任官の位記の書式にして、本文の如く、現在の長官則ち太政大臣、中務、式部の二卿、の署名たり、若長官なくば、大納言及び二省の少輔以上にて署名せよと也、但し兵部省も亦同斷、以下凡べて此れに准ぜよと也、選叙令第二條參照すべし、

字解○授は、タマフ(賜)と訓せり、

第三十條　奏授位記式條

奏授位記式

太政官謹奏。

本位姓名、年若干。其國其郡人。今授其位。

年月日

太政大臣位姓。大納言加名。
式　部　卿　位　姓　名
右奏授六位以下位記式。
本條は、奏任官の位記の書式則ち六位以下の位記式也、選叙令第二條等參照すべし、
第三十一條　判授位記式條
判授位記式
太政官
本位姓名、年若干。其國其郡人。今授其位。
年　月　日
大納言位姓
式　部　卿　位　姓　少輔以上加名。
右判授外八位、及內外初位位記式。

本條は、判任官に賜はる位記の式にして、選叙令第二條の令條文の如く外八位、及び内外の初位の位記の書式にして、大納言等は名を去りし也、

第三十二條　計會式條

計會式

本條は、計へ會す則ち事務を惣計する帳簿の書式と看做して可ならん、次條は、太政官の惣計帳式、其次は地方廳の惣計帳式にして、太政官の惣計帳に應じ合すべきもの、次の卅五條は、諸役所が太政官の惣計帳に應じ合すべき式也、

字解 計會、鄭玄が周禮の註に、會は大計也、又曰く、月の計を要と云ふ、歳の計を會と云ふ、故に余は計へ會すと訓せしなり、次に帳簿と解せしも今の如く綴ぢたる冊子に非ず、數紙を縫接して一枚則ち一軸の長卷としたるもの也、

第三十三條　官及諸國諸司式條

太政官會諸國及諸司式

太政官

下其國、省臺亦准レ此。

合詔勅若干。條別顯注云、爲其事。若有人物名數者、則件人物於前。

合官符若干。准前顯注

右凡是追徵科造、送納人物、物謂官物。人謂流徒移配、及捕獲逃亡之類。除附蠲免、及解黜官位、追徵位記、皆色別爲會云、其年月日下國其符、其月日付使人其官位姓名。若得返抄者、云得其官位姓名其月日返抄。若非官處分、而國司應送人物向京及他國者、送處、領處、亦准此爲會。

本令條の第一行は、本條より第卅五條までの標題にして、第二行太政官とあるより以下は、太政官より諸國及び八省等に下せし詔勅の寫し若干を條別に錄し、若し多數の人名とか、多數物品名のある時は、詔勅寫の前に連記すべし、又た太政官の達し布達等、若干と記する所も亦た

條別的に錄せと也、

右は追喚、徵收、科備、造作、流罪人、徒罪者の移し置く事、或は逃亡者の捕獲、或は官より貸附米の免除、或は官吏の解官、位記返上等、種別に總計を作成し、或は地方廳に下せし官符の年月日附、或は某官位の某に持せて遣したとか、其返書が某官位の某より送り來たとか、又た太政官の處分でなくて、地方官の處分にて、流罪人や官物を京都或は何處の國へ送りたとか、送り屆けた所の役所にて受取たとか云ふ鹽梅に一々此に准じて、總計帳を爲れと也、三十五條の手續き書を參看すべし、

字解○詔勅は、素より原本に非ず、寫也、○顯注は、現し錄す也、○送納人物は、人と物品の二にして、人とは流刑人の移し配置を云ふ、物とは常陸の糯穀を陸奥に運送するの類也、○追徵科造、追は追喚、科は科備、徵は徵收、造は造作也、○流徒移配は、流罪徒刑人又は僧侶を彼是の地方に移し配り置くを云ふ、委くは獄令第十二條より卄三條及び五十六條或は僧尼令第十三條を參看すべし、○除附蠲免は、無利子にして官より貸附たる米及び課役等を免除する也、職員令第卄一條民部卿の項、賦役令第十一條參看すべし、○返抄は、返書の如し、

第三十四條　諸國應官會式條

諸國應官會式

其國
合詔勅若干。准前注。
合官符若干。准前注。
右被官其年月日符下、追徵科造等事。其符、其月日到國。依符送其處訖。獲其位姓名其月日返抄。受納之司、亦依見領數爲會。若兩國自相付領者、亦准此爲會、送官對勘。

本條は、地方廳より太政官へ上る一年間の事務の總計帳の書式なり、前條を參看すれば了解せん、

字解〇受納之司、司は地方廳也、〇見は、現の如し、〇兩國云々は、各地方廳相互の領收、〇對勘は對照勘査、

第三十五條　　諸司應官會式條

諸司應官會式

其省臺及餘司皆准此。

合詔勅若干。非有人物者則不會。

合官符若干。准前注。

右被官其年月日符令納、其月日得其國解送、依數納訖

以前應會之事、以七月三十日以前爲斷。十一月上旬勘了。被管諸司、皆於所管勘校。自餘諸司、各本司勘審。並無漏、然後長官押署、封送太政官。國司亦准此。附朝集使、送太政官。分遣少辨及史等、惣集諸司主典及朝集使、對勘。若有詐僞隱漏不同者、隨狀推逐。其脫漏應附考者、以五分論。每漏一分、降考一等。所管通計被管爲考。辨官條錄、送式部附唱。其應會之外、公文須

相報答者、在京諸司、過ニ一月ニ不レ報。諸國、計レ程外、過ニ一季ニ不レ報、每レ年朝集使來日、並錄送レ省。對唱附レ考。

本令條は、八省、彈正臺等の諸役所が、太政官へ差出す總計帳の書式にして、大抵前條に同じ、只地方廳則ち前條に異なる點は、各地方廳等より、每月解送あるを纏めて上(タテマ)つる也、假如ば、民部省(今云内務省の如し)が、太政官の達しを得、ソレを諸國に命令して、白米を造宮司に納めさせ、地方官之を納め終らば、民部省此式に依て總計帳を爲(ツク)るの類也、手續書の以前應會之事とある以下は、計會式全體に亘る手續き書なれば、前條及び前々條に必要の文とすべし、

前年分の總計は每年七月卅日限とせよ、勘査終らば十二月上旬までとせよ、而して被管の諸寮(ヤクショ)諸司(ヤクショ)の總計は、所管の本省に纏めて、總計せよ、自餘の諸役所は其役所にて審査して脫漏なきに至らば、所管の長官は、計帳の奥に印署し封じて太政官に送れと也、地方廳も亦此に准じ、歲末年始を兼たる朝集使に附托して太政官に送れ、サスレば太政官にては、少辨及び史官を分遣して、諸役所の主典、及び朝集使を集めて對照審査させよ、對照の上、會帳に詐僞、隱匿、脫漏、不同等あらば、狀に隨て質問せよ、其脫漏して考に附すべき者は、五分を以て論斷せよ、

一分を脱漏する毎に考一等を降せよ、所管の役所は被管を通計して考を爲せよ、辨官は逐一に錄して式部省に送り示せ、又た總計すべき外に、公文にて相報答すべき者は、在京諸役所は一月に過ぐる迄に報せず、諸國は道程を計ふる外に一季に過ぐるまでに報せず、毎年朝集使の上京に倂記して本省に送れ、然れば對し示して考に附けよと也、

字解○斷は、限(カギリ)の如し、勘了は、勘査終了、(朝集使は、職員令十三條式部卿の項等に解す○考は、考課令に詳也、○五分は、假令ば官符一通に、十件の事を載すべきに、八件しか載せて二件を脱漏せば、考一等を降すの類を云ふ、若し分に滿たざれば、考を降すべからず、唯止めて最を除けと云也、(最は、考課令の最の條參照)○唱は、示すの如し、

第三十六條　過所式條

過所式

其事云々、度其關、往其國。

其官位姓。三位以上稱卿。資人、位姓名。年若干。庶人稱本屬。

從人、其國其郡其里人、姓名、年。奴名年。婢名年。其物若干。

其毛牡牝馬牛若干疋頭。

年月日主典位姓名

次官位姓名

右過所式。並令下依式具錄二一通、申中送所司上。所司勘問。

則依式署。一通留爲案、一通判給。

本條は、關所を通過する通券(テガタ)の書式也、

何々の用にて、何々の關所を越て、何々の國に往く何官何位姓と記するが、五位以上の人に渡す手形は、國名と官位姓と連駢の行(ギヤウ)に認むれ共、平出(一字上(ア)げ)には認められぬ、又た、三位以上には卿と書くべし、大臣家の家來衆等に渡す通券は、位階姓名を認むべし、但し位階を帶せざる者には、無位とせよ、一般人民には、本籍を記入し、從者僕婢及び附屬携帶の物品馬牛等の認め方等は、本文の如し、蓋し通券は二通を爲(ツク)りて所管の役所に申し送れば、係り官檢査の上、印署して一通は役所に留め、一通は本人に下付せよと也、

字解 ○過所は、關所の通券(テガタ)也、戰時の際に軍團の將校兵士が、廿人以上一時に關所を通過する等の場合には、關契と云ふて、木製の札に捺印をした物を二ッに分割して其一片を過所の代りに下付する也、關市令、第一條より五條まで參看すべし、

因に、萬葉集卷第十五に、勅斷にて越前へ流されたる從六位上中臣朝臣宅守の歌に

　過所(フミ)なしに　關飛越ゆる　郭公(ホトヽギス)

　　我か身にもかもやますかよはむ。

とありて、過所をフミ（文(フミ)）と訓ませある也、　度は、越る也、○平出は、次條に委し、

第三十七條　　　平出式條

皇祖

皇祖妣

皇考

皇妣

先帝

天子

天皇

皇帝

陛下

至尊

太上天皇

天皇謚

太皇太后　太皇太妃、太皇太夫人同。

皇太后　皇太妃、皇太夫人同。

皇后

右皆平出。

本條は、上書等の如き正しきものを書く時には、天子、皇后、及び天子の父母、祖父母等の内ち一人の尊稱を指摘する時に、平頭より一字だけ上げて書けと云ふ法を令されたる也、

字解 ○皇祖、皇祖妣は、天子のヂヂ、ババ樣にして、平出は曾（ヒイヂヂ）又は高祖（ソノオヤ）父母（サマ）に及さずと云ふ也、○考妣は、說文、又た禮記の曲禮では、存命中は父母と云ひ、死後は考妣と云ふと生死の別を立つれ共、爾雅の釋親にては、其區別なし、天皇以下の各尊號は、既に儀制例の初めより

三條までに詳解せしを以て、未解の事而已を爰に解せん、○諡は、御存命中の行迹を累ねて、崩御後の稱號と爲るを云ふ、則ち天地を經緯し玉ふを文と爲し、亂を治め、正に遷すを武と爲すの類也、○太皇太后は、天子の祖母の后位に登り玉へたる稱にして、妃位に居玉ふ時は、太皇太妃と稱し、又た夫人の位に居玉へば、太皇夫人と稱す、然れ共、平出する事は同斷にせよと也、○皇太后も、亦其例前の如し、（儀制令第一條參照）

續日本紀、神龜元年二月丙申の勅に、正一位藤原夫人を尊んで大夫人と稱す云云、

第三十八條　闕字式條

大社　陵號　乘輿　車駕　詔書　勅旨　明詔　聖化

天恩　慈旨　中宮　御。謂斥至尊。　闕庭　朝庭　東

宮　皇太子　殿下

右如此之類並闕字。

本令條も亦、前條の如く一社一人を指摘するに非ざれば闕字するに及ばず、例之ば明神、御宇の如きは闕字に及ばず、而して、此闕字すべきの稱、行の上に當らば、闕字にせずして前條の如く平出せよと也、

字解 ○大社は、延喜式の九、十の兩卷に依れば、一百九十八箇所にして三百四座、○陵號は、世々の天子の御墓の稱、○乘輿は、儀制令に既に解す、○車駕、前に同じ、但し闕字の法は儀制令に言洩せり、○詔書、勅旨は、本篇第一條以下七條にあり、○明詔は、詔りを尊稱せし也、○聖化は、天子の御捌きを敬稱せし也、○天恩は天子の鴻德の顯れし也、○慈旨は天子皇后等の博愛の御意、○中宮は、後世皇后宮の專稱にすれ共、其實は、皇太后、太皇太后の三宮の總稱也、職員令第四條參照、因に續日本紀卷之九、養老七年春正月丙子、同壬午、同卷神龜元年春正月戊辰、同十一月庚申及び天平寶字二年五月乙未の條等に、天皇中宮に御して諸官員に、御酒及び祿を賜ふ云々とある中宮は、皇后等を稱するに非ずして、汎く宮中と云ふ文字を逆に看做して可也、○御は、四海の内を統御するに取る如し、○闕廷、朝廷、共に宮廷の一名也、

第三十九條　　不平闕條

凡汎說古事、言及平闕之名、非指說者、皆不平闕。

本令條は、博く古今の事を論說記述するに當り、其言平闕すべき敬稱辭に及ぶも、特に指摘拔稱するに非ざれば、平闕するに及ばぬと也、假令ば、上書しても、凡人君は、天を父とし地を母とす、故に天子と曰ふと云ふ如きは、全く一人の主上を指摘し言ひしに非ず、博く人君を云

ふの類者平闕に及ばぬと也、

第四十條

天子神璽、謂踐祚之日壽璽、寶而不用。內印、方三寸。五位以上位記、及下諸國公文則印。外印、方二寸半。六位以下位記、及太政官文案則印。諸司印、方二寸二分。上官公文、及案、移牒則印。諸國印、方二寸。上京公文、及案、調物則印、

本條は、天子の御印より、諸國の國印迄の寸法及び使用の憲法也、

本條の冒頭に、凡の字を用ひざるは、唐令にも平闕の上には、此字を用へず、故に此令にも亦凡の字を以て平闕の字の上に加へず、但し喪葬令第一條、第二條に、凡天皇本服二等以上の親の喪の爲めに錫紵を服す云々、又た、凡先皇の陵には、陵戸を置きて守ら令めよ云々とあるは奉勅撰者の遺失誤謬にして、別例と爲すべからずと義解に云へり、

字解 ○神璽は、三種神器の一也抔と云說は非也、愚按するに、天子の御印の總稱とす、璽、斯氏、想氏の二切あり、幷に音徙、說文に王者の印也、釋名に璽は徙也、物を封じ轉徙すべくして發すべからざら令むる也、又た信也、古は尊卑共にすれ共、秦漢以來唯至尊のみに稱する事

と爲す、蔡邕獨斷に皇帝は六璽とあるを見れば、支那の天子は六顆を使用されたと見ゆ、後漢書輿服志に、璽は皆玉螭、虎紐、文に曰く、皇帝行璽、皇帝之璽、皇帝信璽、天子行璽、天子之璽、天子信璽、の六顆にして、外に大藍田玉璽なる物あり、文に曰く受天之命皇帝壽昌、と刻せり、唐に至りて璽を寶とせり、我朝の天皇の御印は幾顆あるか草莽の微軀等は固より伺知するを得奉らざれ共、世に璽影の遺存とて、天平勝寶八歳七月八日、及び天平寶字四年七月二十三日の勅書所印は、内印にして、方三寸、文に曰く天皇御璽、と朱色陽字の篆文也、又た外印は、方二寸半にして、文に太政官印とあり、貞觀九年　月官牒、十八年　月　日官符所印は、ヤハリ陽字の篆文也、因に古代の印文には陰字なし、○壽璽は、本註の如し、神祇令十三條參照すべし、○内印は、後宮職員令第五條藏司、職員令二條、太政官の少納言の項等を參照する必要あり、内印は、五位以上の位記、及び太政官より下す、詔書勅書、諸國に下す公文、官員の增減、僧尼の得度還俗、驛傳を遣し、驛鈴を下し、新任の國司、兵庫の器仗出納、正稅の使用課役の蠲免、調庸物色を輸し、官物、公地、封戸、雜田を賜ひ、改姓、或は郡驛の廢置、罪科の裁斷、賤民開放して良民とする事等の類には該印を捺せりと云ふ、○外印は、本文の如し、
○諸司は、八省、一臺、一坊、六職、五府、諸寮、司、署を云ふ、
因に、明治維新の初めに於ては、古式に則られしが、後に至りて、内印外印の稱を廢し、御璽

及び國璽の二類と爲す、二類共に方三寸にして、御璽は專ら朝廷の大事に御用ひ、國璽は、外國に對する時に多く用ひらる也、其文には大日本國璽とあると、萩野、小中村の日本制度通に圖書寮の記錄を引用す、

參考としては、賊盜律に、神璽を盜む者は絞と、

續日本紀、和銅四年六月丙申太政官處分、

同養老四年八月丁亥詔、

同年五月癸酉太政官奏、

同書大寶元年、夏六月巳酉、新令布告、新印頒付、

同靈龜元年五月、京職印、

同二年五月、僧綱及び和泉監印、

同書慶雲元年夏四月、鍛冶司をして諸國印を鑄らしむ、

同和銅七年四月辛己、多褹（タネ）が島に印一箇を給へり、

同養老三年十二月乙酉、諸省に印を充つ、云々

第四十一條　公文捺印條

凡行公文、皆印事狀物數、及年月日、并署、縫處、鈴傳符

剋數。

本條は、凡て公文を作り行ふ時は、事の件々、物の數、年、月、日、及び紙の接ぎ目、驛鈴の符、傳馬の書付、皆其馬の數だけに捺印せよと也、

第四十二條　　給驛傳馬條

凡給驛傳馬、皆依鈴傳符剋數。事速者、一日十驛以上。事緩者、八驛。還日、事緩者、六驛以下。親王及一位、驛鈴十剋。傳符三十剋。三位以上、驛鈴八剋。傳符二十剋。四位、驛鈴六剋。傳符十二剋。五位、驛鈴五剋。傳符十剋。八位以上。驛鈴三剋。傳符四剋。初位以下、驛鈴二剋。傳符三剋。皆數外、別給驛子一人。其六位以下、隨事增減。不必限數。其驛鈴傳符、還到二日之內送納。

本條は、親王より初位以下に至る迄、人、公用を以て旅行する時に驛馬傳馬を給はる法令也、

凡て驛馬傳馬を給はる事は、其驛馬の鑑札、傳馬の鑑札に記し現はしたる數に依れ、急用ならば、一日に十驛以上、不急用ならば八驛、又た歸途は、事緩ならば六驛以下四驛以上の速力とせよ、而して其人馬の數等は、親王及び一位の人には、驛馬十匹、傳馬卅匹、三位以上に八匹と卄匹、以下本文の如し、但し東道（アンナイ）として、身分の高下を論せず、騎馬せし驛夫一人を附けよ、又た馬の口取り等は無論附隨する事とせよ、又た六位以下八位以上は、事に隨て增減せよ、必しも數を限らぬと也、次に御用相濟み歸宅せば、二日の間に驛鈴及傳馬の鑑札は還納せよ、若し遲滯返納せざれは、一日笞五十、每二日一等を加へ、其十日に至る者は徒一年、傳符は三等を減ず、と律の殘缺篇にあり、

字解 ○剋數、の事等上記の飛驛式に出せり、○驛は厩牧令（クモクリヤウ）十四條に、每卅里に一驛と制せり、今の五里也、同十六條に驛馬は、大路に一驛卄匹、中路十匹、小路五匹の設備たり、委くは同篇（クモクリヤウ）參照すべし、○驛鈴十刻、傳符卅刻とあれば、如何にも鈴の數が十箇で、傳馬札が三十枚のやうに見ゆれ共然らず、皆各其鑑札面に記入の馬の數を云ふ也、○驛子は、嚮導人（アンナイシャ）也、

第四十三條　　諸國給鈴條

凡諸國給鈴者、太宰府、二十口、三關、及陸奧國、各四口、

大上國、三口。中下國、二口。其三關國、各給關契二枚。並長官執。無、次官執。

本條は、各地方廳にて公用の爲め旅行する官員に、必用の驛鈴等を給渡さるゝ令條にして、何れも其府其國の長官に於て、鈴契を管掌せよと也、

字解 ○卄口は、前條の卄刻と異にして、鈴の數卄箇也、○三關は、職員令七十條、大國の守の項の本註、軍防令五十四條にあり、則ち伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の荒乳（アラチ）、一說に江州逢坂の關と云へども此時にはなし、○關契は、關所通劵（テガタ）の木製の物にて二つに割り、其一は關所に備へ、一は必用時に文武の官吏兵士に下渡する也、其構造は次の四十五條の隨身符の如く別式ありと義解に云へ共、今其製を詳にせず、只一種の符節（アヒフダ）と想察するの他なし、職員令七十條、後宮職員令五條藏司、尙藏の項の本註、軍防令十七條等參照、○長官は、太宰帥、及び諸國の國守を云ふ、長官不在及び缺員ならば、次官にて管掌せよと也、

日本紀大化二年春正月甲子朔の詔、

續日本紀慶雲二年夏四月辛未に、太宰府に飛驛鈴八箇、傳符十枚、長門國に鈴二口を給ふ、

同書神龜三年八月乙亥、太政官の處分に、新任の國司、赴任の日、伊賀、伊勢、近江、丹波、

播磨、紀伊等の六ヶ國には、食、馬を給せず、志摩、尾張、若狹、美濃、三河、越前、丹後、但馬、美作、備前、備中、淡路等十二ヶ國には幷に食を給す、其餘の諸國には皆傳符を給す、但し、太宰府幷に部下の諸國の五位以上の者には、傳符を給すべし、其餘家來共の駕や船は諸國の例に依りて供給すと云へり、
同書養老四年三月乙亥に、按察使の上京巡回等に乘傳給食あり、
同年五月乙亥に、豆、駿、伯の三國に、三刻鈴各一を給ふ、

第四十四條　京內巡幸條

凡車駕巡幸京師、留守官、給鈴契。多少臨時量給。

本條は、天皇が市內巡幸等ある時に、皇太子がお留守を遊ばさる、此お留守中に、火急の出來事にてもあるかとて、驛鈴、關契を給はる也、鈴契の數は臨時の見込にて給へよと也、
字解　○留守官は、皇太子を云ふ、但し皇太子不在ならば、餘の官をして留守官とせよと也、
本篇第十四條、便奏式の手續き文中監國とあるを參照すべし、

第四十五條　給隨身符條

凡親王、及大納言以上、幷中務少輔、五衞佐以上、並給隨

身符。左二右一。右符隨身。左符進内。其隨身者、仍以袋盛。若在家非時別勅追喚者、勘符。同、然後承用。其左符、勘訖封印付使。若使至無符、及勘有參差、不得承用。其本司相追喚、不在此例。

本條は、親王、及び大納言以上、幷に中務省の少輔、五衞府の佐官以上の人に、非常時用の合(アヒ)札(フダ)を給ふ法令也、

右の人達に、合札三枚宛を給へ、内一枚は袋に入れて肌に附け、二枚は御所又たは各所屬官衙に納むる如し、是は非常時則ち出勤時間外、夜中抔、別勅等にてお召になる時に勅使に持參さして、其招喚の虚僞ならざるを證せしむる爲にして、勅使が札を持參すれば、能く調査して正札ならば承引する也、其持參せし札は自身の札と對査して相違なければ、封じて使に付し返へせよ、若し使の者が、札を持參せざるか、又たは對査して不齊の廉あらば承引するな、併し所屬役所よりの召喚は此例ではないと也、

字解 ○隨身符は、如何なる構造なるか今詳ならず、愚按の合鑑札(アヒカンサツ)とか、卑近の辭にすれば合(アヒ)札(フダ)と想像するの他なし、

但し參考としては、

桃華蘂葉の太刀契の條に、(上略)契は、親王、大臣及び諸衞の契符也、とあれ共是亦其製詳かならず、

令抄に、唐の公式令を引用して、隨身魚符の名を載すと雖も要領を得ず、衣服令第五條にある諸臣朝服中の魚袋に混同せるの感あり、講令備考も亦混同の記載をなせり、關白兼良も、建武四年玉英に、天德記に見ゆと云へ共確かならず、

五雜俎卷十二に、隨身魚符は、今の京官の牙牌ならんかと、京官は宰輔より小官に至るまで倶に之れあり、

左二、右一は、詳ならず、思按するに、一枚の符に左右を誌し、三分せしものか、

進內は、內裡に納めと云ふ事か、

盛は、入る、容るの如し、○追は、メス(召)と義解に塙保己一の假名ある也、○參差、は不揃、則ち不齊也、○承用は、承知、承引の如し、

第四十六條　國內變事條

凡國有急速大事、遣使、馳驛、向諸處相報告者、每年朝

集使、且錄使人位姓名、并注發時日月、給馬疋數、告事由狀、送太政官。承告之處亦准此。太政官勘當、有不應發驛者、隨事推科。

本條は、國々に於て、大事件有て、隣國等に早打を仕立て報告したならば、毎年其使したる人の位階姓名、發足の月日、驛馬傳馬を給與せし馬數、及び事由を詳記し、歲末年頭使の上京に附して太政官に上申せよ、報を承けたる比隣の國々も亦同く官に上申せよ、然れば太政官に於て、其報告則ち上申書を調査し、早打を仕立なくともヨイ事に早打を仕立たならば、其事に隨て處分せよと也、

字解 〔推科は、處分の如し、

第四十七條　國司使人條

凡國司使人、送解至京、十條以上、限一日申了。二十條以上、二日了。四十條以上、三日了。一百條以上、四日了。

地方官が、願、伺書等を携帶して、上京する時は、其事柄十件以上は一日に申し終れよ、併し

上司に於て勘査訊問等ある場合は此限に非ず、廿件以上は二日に、以上本文の如し、

字解 （解は、上述廿四條にあり、

第四十八條　　在京諸司條

凡在京諸司、有レ事須レ乘二驛馬一者、皆本司申二太政官一。奏給。

本條は、在京諸役所の官吏が、驛馬に乘らねばならぬと云ふ御用、例之ば、神祇官の幣帛、宮内省の御贄に依る如きの類を取扱ふ時は、其役所より太政官に上申せよ、然れば太政官より奏上して驛馬徴發の切符等を給與せよと也、

第四十九條　　驛使途中發病條

凡驛使在レ路遇レ患、不レ堪レ乘レ馬者、所レ有文書、令二同行人送一前所一。若無二同行人一、令二驛長送一前所一。國司差レ使遞送。

本條は、征伐に行く軍人、及び勅使に非る使者にして、途中に於て父母の訃音に接し又は自身大病に罹り、乘馬に堪へざる者は、携帶の御用文書をば、隨行の人に托して、目的地に送達せしめよ、若し隨行者なくば、發病地の驛長か、又は其地方廳に於て驛送りにさせよと也、

字解 （前所は、行先の落着所、（遞送は驛送り、

第五十條　　國有禍福條

凡國有ニ大瑞、及運機、災異、疫疾、境外消息ニ者、各遣レ使馳驛申上。

凡て何れの國にても、大瑞とて麟鳳、神龜、慶雲等が顯れたとか、運機とて祥災を發するの前兆とか、或は災異とて天火、水旱、怪變、又た流行病の類とか、或は管轄外の飢饉抔にて救濟等を請求し來たとか云ふ類の非常なる變動のある場合には、何れも早打（チエキ）を仕立てゝ上申せよと也、

字解　○大瑞は、儀制令第八條に既に述べり、

第五十一條　　朝集使條

凡朝集使、東海道坂東、東山道山東、北陸道神濟以北、山陰道出雲以北、山陽道安藝以西、南海道土佐等國、及西海道、及皆乘ニ驛馬一。自餘各乘ニ當國馬一。

本條は、每年各地方廳より、歲末、年始を兼ねて上京する、朝集使なるものに、國の距離に依

りて、驛馬徴發の許否を示したる令條也、其國々は本文の如し、

字解 ○朝集使は、職員令一條太政官の左大辨の項にあり、○坂東は、今云ふ箱根山の東、○山東は信州と上州の界にある碓氷嶺の東、○神濟は、義解に依れば、今の越中、越後の堺にある堺川の如くに見ゆれ共、愚按するに今の堺驛と糸魚川驛間を指せるか、ソレ共雄神河か、又はシナノ川かもしれぬ倘後査を要す、因に續紀、文武帝の大寶二年三月甲申、越中國四郡を分ちて越後の國に屬すとあり、頸城、古志、三島、魚沼、の四郡の如し、○乘當國馬は、賃錢を出して民間の馬に乘れ、必ず驛馬を徴發する事は出來ぬと也、

延喜の雜式に、國司は、驛馬傳馬に乘られぬ、但し正税大帳使、朝集使は、驛馬に乘るを許す、國司新任の時は傳馬を許すとある也、

政事要略五十七卷に、貞觀雜格に、則ち承和十二年正月廿五日の格に、大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣依請、にて陸奥出羽及び美濃の三ヶ國よりの解には、高等官を以て上納使等に充てありし所、各驛負擔に苦みまするから、自今は四度使の外は、初位以下の子弟を差宛られん事を請ふ云々とあり、

第五十二條　內外諸司條

凡內外諸司、有執掌者、爲職事官、無執掌者、爲散官。五

衞府、軍團、及諸帶仗者、爲武。太宰府、三關國、及內舍人、不在武限。自餘並爲文。

本條は、百官を大別して、文、武、現職、散官を別ちたる令條也、中央地方を問はず、現任職掌を有する者を、職事官とせよ、現職なきものを、散官と爲よ、又た五衞府、及び國々の軍團、又た帶劍者を武官とせよ、但し中務省の少丞以上、及び三關國の役人、又は內舍人等は、帶劍すれ共武官とならぬ、其餘は皆文官とせよと也、

字解 ○職事官は、現任、又現職官と云ふ如し、(家令職員令第五條)、○散官、は職員令第十五條散位寮にあり、○五衞府は、左、右衞門、左、右兵衞、衞士府の五ヶ處、(職員令第五十九條乃至六十二條)、○帶仗は、帶刀の如し、○三關國は、伊勢、美濃、越前の三ヶ國、(本篇四十三條、職員令七十條、軍防令五十四條)、內舍人は、職員令三條、祿令三條、宮衞令の第十二條等に既に解せり、

第五十三條　京官外官區別條

凡在京諸司、爲京官。自餘皆爲外官。

在京にある悉くの役人を皆京官とせよ、其餘は凡て外官と爲よと也、

考課令第一條に、凡そ內外文武官とある處の義解に此全文を使用しあり、

第五十四條　　位階區別條

凡應敍、親王、四品、諸王、五位。諸臣、初位以上。其令條內稱階位者、正從上下各爲一階。率二階爲一位。其三位以上、及勳位、正從各爲一位。餘條稱等者、亦與階同

本條は、親王、及び諸王、諸臣に至る階位、勳位の區別を示したる令條也、則ち親王には四品以上、諸王には五位、諸臣には初位以上を授く、而して令條內に階位と稱する者は、正、從、上、下、を各一階と爲し、二階を纏め稱して一位と爲す、其內、三位以上、及び勳位は正、從を各一階とす、餘の條文に等と云ふものは、亦階に同じと也、

字解 ○親王、諸王、は繼嗣令第一條に、○階位、勳等は、官位令の各條、○率は、纏の如し、マトヌと訓む、計の義ある也、

第五十五條　　散官朝參席順條

凡文武職事散官、朝參行立、各依位次爲序。位同者、五位以上、則用授位先後。六位以下以齒。親王立前。諸王諸

臣、各依位次、不雜分列。

本條は、親王を始め、諸官員の參內したる時の席順を示されたる條令也、凡て位階に依て順序を爲よ、同位なれば敍任の先後に從ひ、但し六位以下は、年長順とせよ、親王は、前列の最も前にて、馳道を夾みて西に立ち、諸王は其後ろに位階順を以て整列せよ、諸臣は、一段下がりて西側に立ち是亦位階順とせよ、共に雜然たらずして分列行立せよと也、

字解 ○職事、散官は、前五十二條、家令職員令五條及職員令十五條にあり、○齒は、昌里切音紕、爾雅釋詁に一は壽也、釋名に始也、少長の別此に始る也、又年也、又列也、禮記文王世子に、古は年齡を謂ふ、ヨハヒと訓す、○馳道は、本文に非ず、本註の義解文也、名目抄に一一は南庭にあり、江家次第、七日節會篇の首書に、馳道は輦路なり、南階の庭中なるべしと也、前漢書、元帝本紀の註に應劭曰く、馳道は天子行く所の道なり、今の中道の如し云々、

第五十六條　令巡問致仕之高位者條

凡諸王五位以上、諸臣三位以上、致仕身在畿內、每季、五位以上、每年、並令內舍人一巡問、奏聞安不。

本條は、五位以上の官人たりし者の、隱居してお膝下は勿論、五畿內に居る者に對し、中務省

の内舍人をして三位以上には年四回、五位以上には一回、其安否を訪問させて、奏聞に達するの令條也職員令第三條中務卿の項、勞問の處、軍防令第十九條等參照すべし、

字解 ○不は、否に同じ、

第五十七條　彈正別勅條

凡彈正、別勅令權撿挍餘官者、不得仍知彈正事。

彈正臺の少疏以上の官員が、特別の勅に依りて、假りに暫時他の官職を兼務すれば、其間は彈正臺の事務等は知らぬともよいと云ふ如の令文也、

字解 ○權は、官職名に用へしは唐を以て始めとす、字書に攝官を云ふとあり、選敍令八條の本註參照、○撿挍は、檢査の如き字なれ共、コヽでは兼務を含むものとすべし、次條を參看すべし、

第五十八條　兼攝官條

凡內外官、勅令攝他司事者、皆爲權撿挍。若比司者、則爲攝判。

本條は、勅にて他役所の事を兼務する名稱の令條也、

內外の諸官員をして、勅にて他役所の事務を兼攝せしめば、皆權檢校と云へ、假令ば式部の大又た少丞が、兵部省の大又た少丞を兼攝せば、式部丞、正、(從)、幾位權檢校兵部の丞姓名と注シルすの類也、若し又た同一所管の內にて兼攝せば、攝判と爲よ、假令ば、主計の助が、主稅の助を兼ぬるを判とす、兩寮共に同一なる民部省の所管なれば也、故に主計助、正、(從)、幾位判主稅助誰某と注すの類也、

字解 ○攝は、兼の如し、○權檢按は、選敍令第八條參看すべし、○比司は、同一被管の諸役所を云ふ、例之ば、民部省の主計、主稅の二寮、兵部省ならば兵馬、造兵二司等の如し、○攝判は同被管內の甲乙の役所の兼務を云ふ、

第五十九條　百官宿直條

凡內外百官、司別量事閑繁、各於本司、分番宿直。大納言以上、及八省卿、不在此例。謂尋常時。

本條は、宿直の法令也、則ち大納言以上、八省の卿の他は、皆平常は番々に宿直せよと也、

第六十條　京官上下條

凡京官、皆開門前上、閉門後下。外官、日出上、午後下。

務繁者、量事而還。宿衛官、不在此例。

本條は、官人の升聽退聽時間を示したる法令也、

字解 上は、參れ也、前上は第二開門太鼓の前にアガレを云ふ、下は、退け也、宮衛令第四、五條參照すべし、

第六十一條　詔勅及急件條

凡詔勅、及事有促限、并請給過所、若輸受官物者、不在假限。

本條は、促急を要する、詔勅、及び願伺等の日時に關する法令也、

字解 促限、促は迫也速急の如し、故に時間を限るを云ふ、過所は、前に式あり、關所の手形也、不在假限、假は假寧令の假の字にして暇の字と同じ、故に休日もかまはぬと云ふ也、

第六十二條　受付條

凡受事、一日受、二日付畢。其事速、及見送囚、隨至即付。

少事、五日程。謂不須撿覆者。中事、十日程。謂撿覆前案、及有所勘問者。大事、二十日程。謂計算大簿帳、及須諮詢者。獄案四十日程。謂徒以上辨定須斷者。其文書受付日、及訊囚徒、並不在程限。若有事速、及限內可了者、不在此例。其判召者限三日。若不至判待。待後二十日不至、主典撿發、量事判決。則事有期限者、不在此例。太政官施行詔勅、案成以後須下者、給寫程。五十紙以下、一日程。過此以外、每五十紙以上、加一日程。所加多者、惣不得過三日。其赦書、計紙雖多、不得過二日。則軍機急速、事有促限者、皆當日出了。若本司人少、量程不濟者、並聽差比司人怗助。

本條は、事柄の大中小に依て、諸役所の受け及び付(サツ)くる日限を制定したる令條也、

假令ば、太政官の辨官が、事を受けて係り役所へ頒付するに今日受くれば、明日に遣りてしま

へ、其事柄軍機に關して急速を要するか、又た現に、囚人抔を送り來りし等ならば、到來毎に係り役所へ送付せよ、而して、小事は五日間、中事は十日、大事は廿日、訴訟に對する斷案は四十日、

但し文書を受け授けするの日、罪人尋問等致し居らば、右日限でなく共よい、併し事柄駿速を要するか、或は是非共既定日限内に終結せねばならぬ事は是亦此限に非ずと也、又た裁判の爲め、原被を召喚する日限は三日間を限れ、三日を經過して出廷せざれば、廿日間は待てやれ、廿日間經過し、尙出廷せざれば、係り主典に於て缺席裁判を致せ、然れ共其事、期限あらば此例に非ずと也、

太政官の施行せんとする、詔書、勅書の文案成るの後、謄寫する日限は、五十枚以下は一日とし、以上は五十枚毎に一日宛を加ふと雖も、總て三日間より過す事はならぬ、又た大赦に關する書類は、紙數多きも二日より謄寫に費すべからず、又た軍事上駿速を要する書類は、卽日に出して終へ、若し係り役所の役人計りにて、手不足ならば、同所管の役人等をして手傳はしめよと也、

字解 〇受付は、太政官の辨官が、事を受けて諸役所に頒付する也、付は下付とか頒付とか又は授くの義也、職員令二條、太政官辨官の項參照、〇見は、現、〇送囚は、職員令第三十條刑部卿の項、獄令第一條の末項則ち在京の諸司、徒以上は刑部に送れと云處を參考すべし、〇小

事は、職員令十六條、治部卿の項、儀制令第八條の祥瑞の如き檢査を要せざる類也、〇中事は、主稅寮の靑田を調査せし帳簿を檢査する類、〇大事は、正稅大帳を勘査計算し、尙質問を要するの類、賦役令第五條參照すべし、〇獄案は、民事刑事の判決原本共云ふ如し、職員令三十六條治部省、大解部(オホトキベ)の項、同卅條刑部省の大解部(オホトキベ)の項參照すべし、出了は、イダシ終り也、〇比司は、同所管の役所、〇怙助、怙は詩經に怙特としてタノミたのむの訓ありコ、は、俗言手(テ)傳(ツダヘ)或は助手の如し、

第六十三條　訴訟條

凡訴訟皆從レ下始。各經二前人本司本屬一。若路遠、及事礙者、經二隨近官司一斷之。斷訖訴人不レ服、欲二上訴一者、請二不理狀一、以レ次上陳。若經二三日一內不レ給、聽下訴人錄二不レ給官司姓名一以訴上。官司准二其訴狀一、則下推二不レ給所由一、然後斷決。至二太政官一不レ理者、得二上表一。

本條は、訴訟に關し、第一審則ち初審より、第二、若くは第四審迄控訴、上告するを得、尙其

上へ上表する事を得るを示せる令條也、
凡て初審は、官吏ならば現奉職の役所、人民ならば郡役所、若し遠隔甚しきとか、何か故障あるとかならば、本人現住最近至便の役所へ訴へ、判決宣告の上は、訴人に於て不服にして上訴せんとせば、其不服の理由を申し立てゝ上訴せよ、上訴三日間を過ぎて、初審の役所が取次を怠らば、係り官の姓名を錄して上訴すべし、然れば受訴役所（第二審廳）は、前の係り官を糺問の上裁判する也、此の如くにして太政官の裁決迄を仰がるゝなり、若太政官の判決を不條理と思はゞ、上表をもせよとなり、特に本令條に至つては感泣せざるを得ざる也、

字解　○訴訟、訴は寃を告ぐるを云ふ、寃は屈也枉曲也、訟は、財を爭ふ也、○從下は、人民ならば郡役所へ第一に訟へ、次に國廳、次に刑部省、次に太政官と云如し、但し京都は京職よりする故に、地方より一役所少なき譯となる也、○路遠とは、一日旅行以上を指す、則ち宮衛令廿一條の下番の兵衛、及び斷獄律の囚人を移す條等皆一日間行く道程を以て遠路とせり、事礙は、障害なり、

第六十四條　追攝對問條

凡訴訟須レ有ニ追攝對問一者、若其人延引逃避、兩限不ニ赴對一者、

聽越次上陳。則爲推治。

本條は、前の六十二條と稍重複的の感ある令條也、

本條は、追召喚、對決さするに、其相手方は逃げ隱れをして延引し、三日乃至廿日間經過するも出廷せざれば、前六十二條の主典が缺席裁判すべき筈なるに、是亦なさざれば、又々上訴をせよ、然れば受訴の役所にて糺問し治めよと也、

字解 ○追攝は、追召喚の如し、○兩限は、六十二條にある三日と二十日の事を云ふ、○推治は判決の猶し、

第六十五條　陳意見欲封進條

凡有事陳意見、欲封進者、則任封上。少納言受得奏聞。不須開看。若告言官人害政、及有抑屈者、彈正受推當理奏聞。不當理者彈之。

本條の意見書は上表に非ず、然れ共意志忠正にありて、國家の利害を披陳して、太政官に封進する也、封進書を少納言開封せずして奏聞に達せよ、若し其封書の意見が、官人の惡政壓制等を陳述しあるならば、彈正臺に於て糺問し、條理當然と認めば奏聞し、不當理ならば彈劾糺問し、事

柄徒罪以上と認めば刑部省へ送れと也、第十九條奏彈式參考すべし、

字解 ○任は、隨意の猶し、○受推、は受理糺問の如し、○不當理は、今謂ふ評告の如し、○彈は、糺彈、

第六十六條　公文條

凡公文、悉作眞書。凡是簿帳、科罪、計贓、過所、抄牓之類有數者、爲大字。

公文等は凡て楷書にかけ、帳簿或は手形の類は大字に書けと也、

字解 ○眞書は、楷書、○科罪は、宣告書の如し、○計贓は、贓品帳の如し、過所は、關所の通劵○抄牓、抄は返抄則ち返書の如し、牓は門標卽ち標札類の如し、

第六十七條　料給官物條

凡料給官物、上抄之日、具載匹丈斛斤兩數、供給之處官司姓名。

凡て官品を給與下付の時には、帳簿記載を嚴にし、具さに其數量及び供給する處の役所の役人の姓名を記載しおけと也、

字解 ○上抄は、書きのぼす、卽ち記載の猶し、

第六十八條　授位任官日喚辭條

凡授レ位任レ官之日喚辭、三位以上、先レ名後レ姓。四位以下、先レ姓後レ名。以外、三位以上直稱レ姓。若右大臣以上稱二官名一。四位、先レ名後レ姓。五位、先レ姓後レ名。六位以下、去レ姓稱レ名、唯於二太政官一、三位以上稱二大夫一。四位稱レ姓、五位、先レ名後レ姓。其於二寮以上一、四位稱二大夫一。五位稱レ姓。六位以下稱二姓名一。司及中國以下、五位稱二大夫一。

本條は御所に在りて敍位任官の際に、其高下に依りて召さる辭と、各官衙にありて、各官を稱呼する詞ばを示したる令條也、

字解 ○先名後姓とは、假令ば喚んで、秦の萬呂の宿禰と云ふの類、○四位以下は、五位以上を云ふ也、○直稱レ名は、秦の宿禰と云ふ類也、○先レ姓後レ名は、秦の宿禰萬呂と云ふ類也、○去レ姓稱レ名は、直ちに秦の萬呂と云て宿禰を稱せざる也、以上は授任の日及び其他の日にも

通じて稱ふ也、○寮は、諸役所也、官位、職員の二令にあり、○司も、亦前の如し、○大夫は、淵鑑類函九十七卷等に諸說あれ共、コヽにては卿と看做す方穩當なるべし、

續日本紀卷八、元正天皇養老五年(千三百八十一年)、冬十月癸未に太政官處分すらく、考を唱ふの日、三位は卿と稱し、四位は姓を稱し、五位は名を先きにして姓を後にす、自今以去永く恒例とせよ、

源氏物語に、只今殿上に誰々かゝ問はせ給ふに、中務のみこ(親王)と、つきのみこ(上野の皇子)中納言源朝臣などさむらふ(侍)とそうす(奏)、花鳥餘情に(上略)御前にて人を召す時は、其人の官姓尸を奏する事なり(講令備考)

第六十九條　奉詔勅條

凡奉詔勅、及事經奏聞、雖已施行、驗理、灼然不便者、所在官司、隨事執奏。若軍機要速、不可停癈者、且行且奏。則執合理者、量事進考。知而不奏、及奏不合理者、亦量事貶降。

詔勅を奉じてとか、又た奏聞に達してとかして、何事をか施行せんとするとか、したとかと雖

も、其事柄を思考すれば不都合の廉あるとか、又た實際不都合であるとかならば、所在の役人に於て隨事執奏せよ、若し軍事上機密に亘りて駿速を要するとかして、停止、廢止の出來ざる場合は、一事實行して一事をば奏せよと云事に致せ、而して其執奏一々道理に協へば、事を量りて考進せしめよ、又た之に反し、不都合の廉あるを知りながら執奏せぬとか、或は執奏するも條理に適はざる不都合の執奏は、其事を量りて貶降せよと也、

字解 ○驗理は、道理を考ふる也、○灼然、は明瞭の猶し、○執は、執奏、○進考、貶降、は考課令にあり、

第七十條　奏機密事條

凡驛使至レ京奏二機密事一者、不レ得レ令二共レ人語一。其蕃人歸化者、置レ館供給。不レ得二任來往一。

早打が軍機及び秘密の事抔を携へて京に至り奏せば、人と共に言葉を交へかはさするな、又た外國人が歸化せば、別に家屋敷を設け、ソレに住居させよ、隨意に內國人と往來さするなと云ふ也、

第七十一條　諸司受勅條

凡諸司受勅、不經中務徑來、及宣口勅者、不得承用、若奉口勅索物者、不須經中務、所司承勅則進。仍附狀奏。

本條は、諸役所が直接的に勅を受け玉はりし事に就ては、中務省を經由せずして直ちに御所へ返事に參れ、併し口勅を以て、一旦中務へ宣へし事に就てならば、中務省を飛越す事はならぬ、又た口勅を奉けて、物を索むるの如きは、是亦中務省を經由するには及ばぬ、直ちに御所へ參れ、而して奏聞の後ち太政官に上申せよと也、

字解　○諸司は、諸役所、○口勅は、天子の命せ、○所司、指定の役所、

第七十二條　　事有急速條

凡事有急速不合出勅旨、若事緣太政官恐遲緩者、中務先移所司。其正勅後行。

本條は、勅旨を出す正式にする暇のなき非常急用の生じたる時の勅旨の手續也、

假令ば、急速に金穀等を用ふべき事あらば本篇第八條の勅旨式の手續を履行せねばならぬ法なれ共、左樣致せば、事機を失するの恐れあるを以て、中務省より、太政官を經由せずして、直ちに大藏省に移牒する類にして、其アトで正式の勅旨式を行へよと也、

第七十三條　　官人判事條

凡官人判レ事案成、自覺レ不レ盡者、聽二擧牒追改一。

凡て官吏は、事を裁判し、文案を編成したる後に至りて、尙盡さざる所あるを自覺せば、追改する事を許せと云ふ也、

字解 ○擧牒は、上げ記すの猶し、

第七十四條　　詔勅宣行條

凡詔勅宣行、文字脫誤、於二事理一無二改動一者、勘二驗本案一、分明可レ知、則改從レ正。不レ須二覆奏一。其官文書脫誤者、諮二長官一改正。

本條は、詔書勅書の宣行を始め、太政官の文書等の文理文字の脫誤に就て改正するの令條なり

字解 ○宣行は、本篇第六條に、○脫誤、例之ば、中務省を中省、甲申を甲由と記せし如し、○覆奏、詔書は太政官覆奏す、勅書は中務省覆奏す、

第七十五條　　詔勅頒行條

凡詔勅頒行、關二百姓事一者、行下至レ鄕、皆令二里長坊長巡二歷

部內、宣示百姓、使人曉悉。

詔、勅書を頒行あるに、其事人民に關せば、町、村長をして部內を巡廻せしめ、其趣旨をば普く人民に說き聞かして能く合點させよと也、

第七十六條　下司申解條

凡下司申解、雖無理、及事不盡、皆爲受取。以狀下推。其事理實盡、妄有盤下、及有理抑退者、聽越次申請。則上符理有不盡、亦聽執申。

本條は、下級官廳、官人より、上級の官廳へ申請、上申する事柄が、特に理由もなく又た事意の盡さゝる處ある共皆各受理せよ、然る上其事柄に依て尋問せよ、而して其事理既に盡しあるに、尙妄りに不必要の文字を臚列しあるとか、又た道理を抑へ退けあるとかの類は、他日改めて再び差出さするを許せよと也、則ち上級官廳よりの達し、及び布達文も亦其理を盡さざる點あらば、修正等をする事を申し上ぐるを聽許せよと也、

字解　○下司は、下級官廳、官吏、○下推は、尋問の如し、○盤下、盤は盤桓不進の意也、○上符は、上級官廳の達、布達、○執申は、執奏と上申或は申達の如し、

第七十七條　　　　諸司奏事條

凡諸司奏事、皆不經長官、不得輒奏。若有機密、及論長官事者、不在此例。

諸役所、諸役人より事を奏するには、必ず所屬長官の手を經ざれば奏上する事はならぬ、然れ共、事、軍機に關し、秘密に係るとか、又は所屬長官の事を論ずる如きの申奏は、此例に非ずと云ふ也、

第七十八條　　　　須責保條

凡須責保者、皆以五人為限。

入り百姓の類を請求せば、皆五人を限りとせよと也、

字解 ○保、は戸令九條十條及び獄令第二十三條、四十條にあり、○責、は請ふ也、

第七十九條　　　　受勅出使條

凡受勅出使、辭訖、無故不得宿於家。

本條は、勅命を蒙りて使者に出るに、事故なくして自家に宿する事はならぬと也、軍防令の十八條とは其意相異る也、

第八十條　京官出使條

凡京官以二公事一出レ使、皆由二太政官一發遣。所二經歷一處符移、辨官皆令二便送一。還日、以二返抄一送二太政官一。若使人更不レ向レ京者、其返抄付二所在司一。附二便使一送。則事速者、差二專使一送。

京都内の官員が、ゴ用を以て使者として出る時は、皆太政官に屆けて出發させよ、而して、八省、彈正臺、五衞府、兵庫、諸寮、諸司等より、各地方廳に下すべき移牒等は、皆太政官の辨官に送りて、内印を請求し、便使に附して送り下すべし、使者歸京の上は、各地方廳より領收したる返書を太政官に送れ、若し使者が片便りにして、歸京せざるの場合は、其返書は到り留まる所の役所に附し、便使に托して送らしめよ、若し事至急を要せば態々使者を差立てよと也、

字解 ○符移は、本篇、二十五、二十六條にあり、○内印は、同四十條にあり、○所在司は、到り留る所の國廳を云ふ、假令は、陸奥の守又たは介に任せられ、其赴任の際に、通行の各地方廳へ、中央官府の諸役所より達する文書を托されて、路次配り屆けて返書を得て任地に往き、新任地より京に送る、此等を片便りと云ふ也、○專使は、ワザ使、

第八十一條　責返抄條

凡諸使還日、皆責返抄。

本條は、種々の使者が、地方へ出て、御用先きの國郡司に返書を乞へよと云ふ也、

字解 ○責返抄、は返書を乞ふ也、

第八十二條　案成條

凡案成者、具條納目。目皆安軸。書其上端云、其年其月其司納案目。毎十五日、納庫使訖。其詔勅目、別所安置。

本條は、太政官に於て、諸官衙より來る處の書類を一々區別して、其卷軸の最も見易き處に目安を注して捜索に便ならしむるを示したる令條也、他し詔書、勅書の目錄は、別の處に置けよと也、

字解 ○條納目、は藏むる處の目錄を一々區別するを云ふ、○安軸、一目に一軸を附けて置くを云ふ、軸の上端に、收納の役所、年月を表記する也、但し毎月二回（十五日毎）宛納庫と云ふ、安は附ける也、

因に、其の字をば、立野春節本には、某年と板刻して、下文二ヶ處は其月、其司とあり、書入本には皆悉く其を某にせり、塙本は皆其の字を用ふ、全令條中に某の字を使用せし處殆んどな

きが如し、故に大寶、養老の時代には某の字は使用せざりしものと見ゆ、

第八十三條　　文案條

凡文案、詔勅奏案、及考案、補官解官案、祥瑞、財物、婚、田、良賤、市估案、如此之類常留。以外年別揀簡、三年一除之。具錄事目爲記。其須爲年限者、量事留納。限滿准除。

本條は、萬般の書類の保存期限を豫示したる令條にして、詔書、勅書、上奏、及び考第、補任解任、祥瑞、財物、五位以上の妻妾の戸籍、田籍、田圖、良民、賤民、市場物價、等の書類は留め置くを要すれ共、其他の書類は毎年檢閲選擇して、三年に一回宛反古にせよ、但し反古にする時には、何々を反古にしたとして、其條目を具に錄し遺こせよ、又た年限の制あるものは皆夫々に法規に從ふて遺留し納め置けよ、而して年限滿れば、前記手續の如くにせよと也、

字解　○詔勅奏は、本篇の初め、及び職員令三條中務卿等の項を參看すべし、○考は、考課令を參看すべし、○祥瑞は、儀制令の八條にあり、○市估、估は、公戸、果五、公土、並に音古、市稅又は物貨を論ずる也と字書に云へり、唐書の陸長源傳に、鹽價を高くし、帛估を賤くす、云々、アタヒ、ウルの訓あり、職員令六十六、七條京職、市司の條、並に關市令の十條以下を

參看すべし、

第八十四條　任授官位條

凡任授官位者、所任授之司、皆具錄官位姓名、任授時年月、貫屬年紀、造簿。其任官簿、除貫屬年紀。官人連署印記。若有轉任身死、及事故以理去任者、則於簿下朱書注之。其有考解、及犯罪除免者、解免之司、亦錄解免之狀、准前造簿。仍錄報元任授、除注簿案。若除解人得敍用者、敍用之司、錄報解處所司除簿。則未敍之間、在本貫身死者、申刑部注除。其餘色、依職掌應造簿者、並准此。

本條は、敍任する所の官衙(ヤクショ)に於て、被任者の官位、姓名、年齡、授任時の年月日、屬籍等を詳錄したる帳簿を調製し置き、係り官に於て各人の下に捺印し置け、若し係りの者、轉任、或は死去或は辭任の場合には、其帳簿に其事を朱記し置けよ、而して考第に落第し、爲めに解司則ち解任、又た犯罪の爲に免職等の時も亦其解免の事狀を詳錄する事、前帳簿の如し、則ち元(モト)の

官位を錄し報じて、帳の消し入れせよ、若し又た、解任者が、更に任用さるれば、任用の役所より曩日に解免したる役所へ報告して帳消しをさせよ、又た再任せざる内に死去せば、刑部省或は太政官、或は式部省へ申告して、官籍位籍を除けと也、其他の者は、職掌に依りて、官員名簿を調製する事は、右に准じて造れよと也、

字解 ○解免之司、解司は式部省を云ふ、免司とは刑部省を云ふ、假令は考第に依りて、解任すべくは、式部省が其狀を錄して太政官に具申し、官の達しを待ち得て解簿を造る也、又た犯罪の爲め、除免すべき者は、刑部省が斷定して太政官に上申し、奏上の報來りて則ち免簿を造るを免司とせり、但し五位以上は、式部省に於て其考第を定むる事はならぬ、故に此時には、太政官を解司と爲す也、職員令の同名官省、及び考課令を參考すべし、○敍用之司、用司は太政官、敍司は式部省也、假令は、考解の人を更に復任せしめんとか、又た除免の人が時効を得て復敍する等の時には、太政官より式部省に報じ、式部省より刑部省に報ずるの類也、

第八十五條　授位校勳條

凡授位校勳之類、應須惣奏、而有勘當未盡者、隨見盡者奏之。不得停待致令擁滯。

敍位、挍勳の類は、總て奏上すべし、若しソレに關して調査の猶盡さざる所あらは、現在に依りて奏上せよ、必ず延引擁滯せしむる事はならぬと也、

字解 ○勘當、的當の檢査と云ふ猶し、○見は、現也、○擁滯、サヘギル、トヾコホルと訓す

第八十六條　官人父母條

凡官人父母、病患危篤者、不ㇾ得ㇾ差ㇾ宛遠使ㇾ。

官員の父母が病氣に罹り、危篤の際等には、其官吏をして遠方抔へ遣す使者等には差宛る事をするなとの令條也、

第八十七條　外官赴任條

凡外官赴ㇾ任、子弟年二十一以上、不ㇾ得ㇾ自ㇾ隨ㇾ。畿內任官、不ㇾ在ㇾ此限ㇾ。其須ㇾ覲ㇾ問ㇾ者聽。

地方官に任せられて、地方に赴任するに、子、孫、弟、姪等の年齡廿一年以上の者を携帶し往く事はならぬ、但し畿內の赴任は此限に非ず、併し暑寒見舞等の如き訪問は聽せとの令條也、

字解 ○覲問、覲は、渠吝、具吝切、並に音僅、下たる人の上（ウヤ）つの人に見（マミ）ゆる也、

第八十八條　行程條

凡行程、馬日七十里、歩五十里、車三十里。

旅行の道程額は、馬ならば一日に七十里、則ち現今の十二里弱、歩行は八里強、車は五里と定めたる令條也、

第八十九條　遠方殊俗條

凡遠方殊俗人、來入朝者、所在官司、各造圖。畫其容狀衣服、具序名號處所并風俗。隨訖奏聞。

外國人入朝の際に、初著上陸地の役所の係り官にて、其人等の容貌、衣服等を繪圖に認め、國名、人名、住所の市町村名、並に風俗を詳錄して、奏聞に達せよとの令條也、

字解 ○所在官司は、初めて著く上陸地の係り官を云ふ、○處所は方國所在の處也、○風俗、假令は、風は五穀の再熟又は三度作の類、俗は夫死去せは、妻殉死するの類也、（義解）

第二十二篇　倉庫令　凡拾陸條

本篇は、散逸久しかりしを、塙保己一、續日本紀、類聚三代格、政事要略、令集解、等に引用しあるを抄録し集めて編み、然し古本に復する能はざれ共以て其概を見るべしと云へり、本篇は、倉庫に關する法令也、因に、信友が比古婆衣に考證するに據れば、業に已に河村秀根等の抄録、及び高田與淸の購求所藏の寫本にて既に此缺篇を補ひあると也、

字解、○倉、千岡切、音蒼、說文に穀藏也、○庫、苦故切、苦の去聲、說文に兵車藏也、象形より云へば、車が广(イヘ)の下に在るといふ文字なり、蔡邕章句に、車庫、兵─(コ)、祭─(コ)、樂─(コ)、宴─の五名稱の藏あり、皆器具を納藏せし舍也、○廿二箇條は、官位令集解に記載しあるを以て、本篇の條數を知ると雖も、其全條上記の如く散逸しあるを以て、今塙の編集したる條を通算し、假りに十六條と爲し、讀索に便ならしめんとす、但し職員令第三條中務卿の項、同七條内藏寮、同廿二條以下民部省、主計主稅の二寮同三十三條大藏省、同卅九條宮内省及び大膳職、同六十六條左京職以下、東市司、大宰、大國等の條項、其餘延喜式の十二卷中務省、十五卷内藏寮、

廿二、より廿七卷迄民部省及び主計主税の二寮、三十卷大藏省、三十一、卅二宮內省、大膳職、四十二卷左京職、東西市司等を參考す可、

第一條　倉庫建築條

凡倉、皆於高燥處置之。側開池渠。去倉五十丈內、不得置館舍。

凡て倉庫は、高燥の地に設けて周圍に池渠を開け、他の建物は倉を距る事百間以內には立られぬと也、則ち防濕、防火、盜難豫防の爲めなるべし、

出處は、政事政略五十四卷、凡の字は貴嶺問答に據りて補ふとせり、

第二條　受地租條

凡受地租、皆令乾淨。以次收膀。同時、者先遠。京國官司、共輸人、執籌對受。在京倉者、共主税按檢。國郡則長官監檢。

地租の稻を受取るには、皆な乾燥清潔ならしめ、一々納め人の札を取れ、又た遠近同時に來り納むる時は、遠方の者の分より先きに納めさせ、京都市の役人は、納人と相對して算籌を執りて受取せよ、又た京都內にある倉の分は主税官と共に檢査せよ、地方は國守郡長にて檢査せよ

と也、

字解、○收牓、牌を收むる也、牌は、納額及び名を記したるもの、○籌は、算也、音チウ、カズ又たカゾフと訓す、

參考、政事要略五十三卷に、受の字なし、職員令集解の主稅幷に左京の條に、在京以下十六字幷に子注と爲す、按檢を檢校に作れり、賦役令第三十六條調の物及び地租雜稅皆明に輸すべく云々を看照すべし、

第三條　米品出納條

出給者、毎出二一倉一盡。乘者附レ帳。欠者隨レ事徵罰。藏亦准レ此。

凡て倉庫より穀物、調の物等を出す時は、一倉毎に出し盡すべし、若し納入時の額と藏出しの時の額と差を生じ、剩らば帳簿に記せ、不足ならば係りの者に辨償させ、他の藏も亦皆此に准せよと也、但し兩三倉一時に出す時、甲の倉に過剩あり、乙の藏に不足あると雖之を通折算用する事は許されぬと也、

字解、○乘、音蠅、剩の如し、宮衞令第廿五條に缺乘の字あり、

政事要略五十九卷、同五十四卷には、出給の上に倉の字あり、

第四條　　倉品量出條

大藏、准二一季應レ須物數一量出。羽別貯隨レ用出給。其內藏者、則納二一年須物一。每レ月別貯出用。並乘者附レ帳、欠者隨レ事徵罰。

大藏は、春夏秋冬の四季に、諸役所、諸役人に渡すべき物の數に應じて一年四回支拂ひ出せども、特別貯藏の物品等は、隨時入用に隨ふて支出せよ、しかし、內藏は、一ヶ年の入用品を納れて、每月別貯を支出せよと也、右は何れも剩餘したらば帳に附け記せ、不足したる時は事によりて係りに辨償させよと也、

本條出處、

政事要略五十九卷、職員令集解內藏寮、

字解、○一季、は一年四分一、○須は、用ゆ、○羽は恐衍、或云當作用字而屬于上句、○乘、缺は、過と不足、○徵罰は、懲罰に非ず、辨償さするを云ふ、

第五條　　倉藏給用條

倉藏給用、皆承太政官符。其供奉所須、及要速須給、并諸國依式合給用、先用後申。其器物之屬、以新易故者、若新物到、故物並送還所司。年終兩司各以新故物計會。非理欠損者、徵所由人。

倉藏內の品物を使用する時は、皆太政官の許可叉は達しを受ねばならぬ、然れ共、御所の御用とか、早急の必用とか、叉た諸國にても每年定例使用し居る物等は、用後太政官へ申告すればよいと也、卽ち今所謂事後承諾とす、而して器具の類にして、新舊入れ換ゆる物等の如きは其新器到來せば、故品は皆所屬役所へ返還し、年末に至り、右還受兩役所に於て新故品の付き合せを致せ、若し理由なく破損等せば、關係人より徵收せよと也、

字解、○供奉所須は、天子の御入用、○計會は、公式令第三十二條より三十五條に既に解せり○兩司の上に、給或は終の字あるあり、衍なるべし、右本文出處は政事要略五十四卷、

第六條　雜品出給條

凡倉藏貯積雜物、應出給者、先盡遠年。其有不任久貯、

及故弊者、申太政官、斟量處分。

倉藏内に貯蓄しある種々の雜物を支出するには、先づ故き物より出せ、卽ち永年の貯へは出來ぬ、甚しく古びたる物か或は破損したる物は、太政官に上申して斟酌處分せよと也、本令條は、類聚三代格卷第八の調庸の篇にある、承和十三年十一月十六日の太政官符は是に據りし也、

第七條　稻穀支貯條

凡貯積者、稻穀粟、支九年。

貯藏の穀物は、九年間支るやうにせよと也、本令條に基きて、官符となりしは、天平十二年八月十四日、同寶字七年三月廿五日、及び大同三年八月三日等（類聚三代格卷第八の上）

第八條　置公文倉鎰條

置公文庫鎖鎰者、長官自掌。若無長官者、次官掌之。

書類を納めある、庫の鍵は其役所の長官自ら掌れ、若し長官なくは次官にて掌れと也、

右本文は、政事要略六十一卷、職員令集解太政官の少納言の項、後宮職員令集解闈司の條に據れり、

第九條

在京倉藏、並令彈正巡察。在外倉庫、巡察使出日、則令按行。

京都内にある官倉は、直接係り官の他に、彈正臺の役人をして巡察をさせ、地方にある倉庫は巡察使の巡視に出たる時に巡回檢査せしめよと云ふ也、

字解、○按行、檢査しに行く也、宮衞令第六條に此語あり、參考すべし、

本文は、職員令集解彈正臺の條より出す、

第十條　　調庸等物送京條

調庸等物、應送京者、皆依見送物數色目、各造簿一通。國明注載進物色數、附綱丁等、各々送所司、各送所此號門文。須任門文全進納。

調、庸等の收納品、京都に輸送すべく物は、皆現在物品の品目數量に依て帳簿を造れ、國別明細に記載し綱丁に附けて各役所に送れ、該綱丁を門文と云ふ、凡て門文に任して納めよと也。

字解、○調庸物は、賦役令第一條に、○色目は、品の名、○色數は、品數、○綱丁は、ツナヨボロ、○各各、の內一字は前田本の類聚三代格に無し、○〔　〕の三字は衍なるべし、

○門文、の出所後考に讓る、

右本文は、第二篇職員令第三條中務省の卿の項にある義解、及び集解同項、類聚三代格卷の八寬平八年閏正月一日の太政官符に據る、

第十一條　　事務引繼條

倉藏、及文案孔目、專當官人、交代之日、並相分付、然後放還。

倉藏及び書類の目錄は、專屬役人交代の時に、仕分け引繼ぎして交代せよと也、

字解、○孔目、孔は空の上聲、說文に通也、楊子太玄經に、孔道夷如、註に孔道は通道也、と故に通目と云ふ如し、唐六典卷之九に、孔目官あり、

本文は、續日本紀卷第廿一、天平寶字二年九月丁丑の條より出せり、選敍令第廿二條、職事官患百廿日を經云云の處參看すべし、

第十二條　　不足品辨償條

倉藏受納、於後出給、若有欠者、均徵給納之人。已經分付、徵後人。

上納の物品を受納し、後日其品を支出する際に、不足あらば納時の際の係り官より徵せよ、既に仕分けし出した後ならば、後役所の係り官より徵せよ、(本文は、政事要略五十四卷)

字解 ○欠、不足也、○徵は、取又た辨償の義也、○分付、仕分の如し、

第十三條　欠負官倉條

凡欠負官倉、應徵者、若分付欠損之徒、未離任者、納本倉。已去任者、聽於後任、及本貫便納。

官倉の物品不足しあらば、係り官に代償させよ、本人尚交代せずして任にあらば、係りの倉に納めさせ、若し交代し去つて居たらば、後任者及本人の本籍地に於て便宜納入する事を許せと也、本文は、類聚三代格卷之八、類聚國史八十四卷より拾載すと、但し欠負を欠損に作れり

字解 ○欠負は、官員官物を費消して欠損を生じたるを云ふ、獄令五十二條參看すべし、

第十四條　官物欠失條

凡欠失官物、勾獲合徵者、並依本物徵塡。其物不可備、及鄕土無者、聽准價直徵送。則身死、及配流者、並免徵。

凡て官物を損失せば、辨償の出來得る品ならば、其眞物と同樣の物を取りてあてよ、又た其物なくば、代價を以て償はする事を許るせ、若其人死亡し居る歟、將た流罪に處せられ居たならば全く免除してやれと也、

字解 ○勾獲は、限り及び纏め得るの義ならむ、○徵は、取、○徵塡は、取り充つる、

（政事要略五十四卷、引之而無失字、今據法曹至要抄補）

第十五條　　隱截貸用條

隱截貸用、不限在任去任、納京。

國司等の內に於て、稅帳外に租稅を取り立て、貸用しあらば、其者任地に居る居らざるに拘はらず、凡て京にある刑部省所管の贓贖司に沒收せよと云ふ如し、（職員令集解贓贖司條）

字解 ○隱截は、非理不正の取立、又は俗に云ふ「ホマチ」の如きなるべし、

第十六條　　割取交易物直條

割取交易物直者、同隱截罪、剩徵田租、過收地子等罪、

准二非法一。贓斂入レ官、坐贓論。入レ私者、准二犯法一可レ論之。

交易物品の價をハツリ取らば、前條の隱藏罪と同斷にせよ、又た過剩に田租を取り立、或は地代を餘分に取る等の罪は、非法に準ぜよ、若其贓收、官に入らば、坐贓論とし、私に入らは犯法に準じて論ぜよと云ふ也、（政事要略五十九）

第二十三篇　廐牧令　凡貳拾捌條

本篇は、馬、牛一切に關する法令也、

字解　○廐牧、古來の讀例は、吳音にてク、モク、リヤウと讀也、廐は馬の舍也、牧は飼畜する園也、左馬寮に既述せし如く、一棟の馬舍は馬二百十六匹の制にして、牧場は其數に制限なき如し、

第一條　馬丁馬糧條

凡廐、細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、各給丁一人。穫丁每馬一人。日給細馬、粟一升、稻三升、豆二升、鹽二勺。中馬、稻若豆二升、鹽一勺。駑馬、稻一升、乾草各五圍、木葉二圍。周三尺爲圍。靑草倍之。皆起十一月上旬飼乾。四月上旬給靑。其乳牛、給豆二升、稻二把取乳日給。

本條は、馬丁、馬糧の制條にして、良馬一疋、中馬二疋、下馬三疋、皆各六頭に馬丁一人宛を付し、草刈も一疋に付一人宛とす、毎日の食料として、良馬に粟一升、籾三升、豆二升、食鹽二勺、中、下馬は本文の如し、而して上、中、下の別なく乾草は一疋に付五抱、木の葉は二抱へを給すべし、但し生の青草は右に倍とせよ、毎年四月十一日(今の五月)より十一月十日迄は青草を與へ(延喜左馬寮式に從ふ)、冬春は乾草を與へ、乳牛には、乳汁搾取の日だけは、特に豆二升、稻二把を給與せよ也、

字解、○細馬は、上馬を云ふ、則ち良馬或は善馬と云ふ如し、細馬の字は、唐代に始まりし如く、太平記にも細馬の字を使用せり、一説に精細の意に取りしと雖も愚按にては、良馬は其脚足中の一局處に(四肢)細き部ある故に名付けたらんかと思ふ、○駑馬、とは下馬を云ふ、○匹には諸説ありて一定せず、則ち昔し馬一頭の價直が絹一疋にてありし故と云ふ、又た俗説に馬夜る行くに前後五、六丈を見るを以て名くと、又た布帛の二端則ち一匹は此に基く共云へり、因て體前二丈八尺、體後二丈八尺、二端合して五丈六尺と云ふもあり、品字箋に四丈とせり、○穫丁は、草刈男也、○圍は、周圍三尺を以て限りとすと唐六典に云へり、衣服令第一條、職員令六十三條左馬寮を參照すべし、延喜式四十八卷、左馬寮の條を假借すれば、馬糧としての乾草は一日二束半、牛は二束、一束は十斤二兩とあり、約一貫六百八十目程なるべし、延喜式

工事通解にある一園の半畳と看做して可なるべし、○稻は甲は籾にて、乙は藁稈ある者、○乳牛、典藥式に、典藥寮所管の味の原の牧場にては、强壯の牡牛は藥園の耕作及び父牛とす死亡せば牛皮等を賣却して寮の修繕費に充つ、供御の乳汁は毎日九升四合五夕、乳牛、犢牛各七頭宛にして、食料は豆、籾毎日各二升宛とす、尙搾取用の雜具等詳細記載しあれ共玆に略す、

第二條　馬戶調草條

凡馬戶、分番上下。其調草、正丁、二百圍。次丁、一百圍。中男、五十圍。

馬飼戶は、當番を立てゝ勤務せよ、其調にて奉る草は、成年の男子は二百束、次は百束、中男は四分一則ち五十束とす、但し洪水、旱魃等の爲めに牧草凶歉ならば、飛驒の國の匠丁の例に准じて免せよと也、

字解　○馬戶は、馬を飼養する家、職員令第六十三條左馬寮の飼部の戶口を參看すべし、延喜式四十八卷馬寮の篇に、飼戶、山城國六烟、大和國四十烟、河內國一百八烟、美濃國三烟、尾張國九烟、云々右は左馬寮の隷屬にて、右馬寮略す、○分番、は交番の如し、○上下は、上は勤め下は休みの如し、○正丁、○次丁、等は賦役令第一條にあり、○圍は、前條及衣服令にあ

り、但し愚按にては一貫六百八十日とす、○水旱の事、賦役令九條に、飛驒の例は、同令卅九條にあり、

第三條　　脂藥療病條

凡官畜應請脂藥療病者、取司預料須數、毎季一給。

官畜則ち左右馬寮の隷屬に係る飼養馬牛の疾病を治療する爲に應用の藥品を太政官に稟請し、官は春夏秋冬毎季に一回宛下付せよと也、

字解 ○官畜は、馬寮飼畜の馬牛也、○脂藥は、油ら藥にして、今云ふ膏藥類の如し、左馬式に、毎季胡麻油一斗二升五合、優椒油六升二合五勺猪脂三升二合五勺、硫黃一升六合とあるを以て大寶とは太差なかるべし、ホソキは犬山椒なり、賦役令一條にあり、○所司は、馬寮也、

第四條　　牧長採用條

凡牧馬長帳者、取庶人清幹堪撿挍者爲之。其外六位、及勳位、亦聽通取。

本條は、牧場の長及び書記採用の令條也、官設牧場の長、及び書記等は、人民中にて最も清廉にして強健且つ馬牛を鑒識するに堪ふる者を採用せよ、但し外官の初位以上六位迄、又た勳七

等以下の者をも通じて採用するを許せと也、

字解 ○帳は、書記の如し、○淸は、潔白、幹は强壯、

第五條　牧員制定條

凡牧、每牧置長一人、帳一人、每群牧子二人、其牧馬牛、皆以百爲群。

牧場には、長一人、書記一人、牧子若干を置け、而して馬牛は總て老幼牝牡合計百匹を以て一群とせよと也、

字解 ○群は、牝牡合計百匹を云ふ、唐の厩庫律疏儀には、馬牛は一百二十頭を一群とす、駝及び驢は各七十頭、羊は六百二十匹を一群とせり、延喜左馬寮式則ち四十八卷に、甲、武、信、上、の四ケ國にて三十二ケ所の牧場を設定せり、每年年貢として、御馬を貢するが、甲州六十四、信州八十頭、武州、上州は各五十匹とある、續紀文武天皇四年三月丙寅、諸國をして牧地を定めて馬牛を放たしむ云々、

第六條　牛馬飼殖條

凡牧牝馬、四歲遊牝、五歲責課、牝牛、三歲遊牝。四歲

責レ課、各一百毎レ年課ニ駒犢各六十一。其馬三歳遊牝而生レ駒者、仍別簿申。

牧場の牝馬は四歳にして交尾を營ませ、五歳より産駒の姙娠税を課せよ、牝牛は三歳より交尾を營ませ、四歳より産犢課税とす、而して牝馬牝牛各一百に付き駒犢各六十匹宛を毎年課賦せよと云ふ也、其發育成長の拔群なる牝馬は三歳にて遊牝、四歳にして駒を擧げ、牝牛は二歳にて遊牝、三歳にして犢を擧ぐる事あらば、別冊の帳簿にて上申せよと也、

字解 ○遊牝は、交接の如し、○責課、責は音窄、求る也、取る也、課は税の如し、分娩する駒犢を上納するを云ふ也、○一百は、前條の一群と異り、牝母のみ一百を云ふ、○駒犢、駒は一歳又た二歳の子馬也、犢は子牛也、

第七條　牧貟賞與條

凡牧馬牛、毎レ乘ニ駒二疋、犢三頭一、各賞ニ牧子稻二十束一。其牧長帳、各通ニ計所レ管群一賞レ之。

本條は、牧場の駒犢增殖に因りて牧子に賞與を給はる令條也、

字解 ○乘は、剩也、增殖と云ふ如し、

第八條　馬牛死率條

凡牧馬牛死耗者、毎年率百頭論除十。其疫死者、與牧側私畜相准、死數同者、聽以疫除。

本條は、牧場に於る馬牛の減少によりて係り官等を罰するの根源を定めたる令條也、牧場の馬牛亡失減少するに就て、毎年百分算の比例を以て算定せよ、若し馬疫牛疫等の流行にて案外の死亡あらば、牧場附近の個人私畜の馬牛の疫死に比較して、其死亡率を取り、以て牧子等の罪の有無輕重を定めよと也、假令は、官私各百匹あり、内各五十頭宛疫死せりとすれば別に論ずるに及ばざれ共、官畜八十頭死亡して、私畜の方が五十頭の死亡ならば、牧の役人等は厩庫律に依りて推よ、然れ共其馬牛の年齢、體格、體質産駒の多少、首從等の關係あるを以て稍其罰に輕重の差を來す事申す迄もなき事とす、義解及び政事要略廿二巻、律逸巻之四、に據れば、牧の馬牛除く所に准じて外に死失せば、二人の牧子各笞廿、三に一等を加ふるの類也、

字解　○耗は、俗言へリにて減少と云ふ如し、○疫は、ハヤリ病と云ふ如し、

第九條　馬牛亡失條

凡在牧失官馬牛者、並給百日訪覓。限滿不獲、各准失處

當時估價、十分論、七分徵牧子、三分徵長帳。如有闕、及身死、唯徵見在人分。其在厩失者、主帥准牧長。飼丁准牧子。失而後得、追直還之。其非理死損、准本畜徵塡。

本條は、官設の牧場及び馬屋等に於て、馬牛を放失し或は損傷死亾を致さすれば、係りの人をして辨償させよとの令條也、

牧場にて馬牛を放失したらば、百日の内に尋ね求めよ、若該期間中に捜し得ざれば、放失當時の時價を以て辨償させよ、辨償法は、價額を十分し、七分は牧子、三分は牧長及び書記とすれ共、放失の首從定め難き時は、牧場の係り一同にて均一に辨償させよ、若し放失前に於て既に缺畜しありし歟、又た放失したる首者が既に辭任し居て牧場に居らざれば辨償さするの限でない、併し放失の首者が死亾したとあらば、現任則ち首者の後任者に追納させよ、又た馬屋にありて放失したるならば、馬寮の係は牧長に准じ、飼馬丁は牧子に准ぜよ、然れ共、放失死損の所由を知らざれば、唯考課の最を除けと也、又た若し後日に至り、曩日の放失馬を捜し得ば追償の價を返却してやれ、又た馬牛に疾病等あるを認知し居ながら療養を加へずして、死亾せしめたる等の如き事あらば、ヤハリ辨償させよ、但し其係りの者、不明ならば牧場全體の者をし

て均一に辨償させよと也、

字解 ○訪覓、尋ね求む也、○估價、賣買の價直、○長帳は、牧長と書記、前の四條にあり、○主帥、職員令衞門府の門部使部の如く、馬部の當番の役を指す、職員令六十三條左馬寮の馬部六十人の項を參看すべし、○飼丁、馬飼部の馬飼役也、一書に飼丁の上に償者の二字あり、又た後得の後の字を復に作るあり、

○徵塡は、取り充つ也、倉庫令十四條にあり、

本條に關する制裁の委きは、厩庫律にして、假令ば官私の牛馬を故殺したる者は徒一年、云々と法曹至要抄に出せり、

第十條　馬牛籍調製條

凡在牧駒犢、至二歲者、每年九月、國司共牧長對、以官字印、印左髀上。犢、印右髀上。並印訖、且錄毛色齒歲、爲簿兩通。一通、留國爲案、一通、附朝集使、申太政官。

本條は、子馬、子牛の籍を編成して、每年太政官に申告せよとの令條也、

凡て牧場に飼養する駒犢は、年齡二歲に至らば、其年の九月、牧場所在の地方官が牧長と立會

して、官の字の燒印を燒きて、駒ならば左側後肢の外上部、犢ならば右側の外上部、則ち俗稱の琵琶股に捺印すべし、尙毛色、齒數を詳錄したる簿册二通を認め、內ち一通は國に留めて原本とし、一通は每年年末年始に上京する朝集使に附して太政官に送れと也、

字解 ○官字印は、弘仁格、兵部の下に依れば、其大サ二寸廣サ一寸五分以下とあり、又た續日本紀卷之三、慶雲四年三月甲子に、鐵印を攝津、伊勢等廿三國に給へて、牧の駒犢に印せしめたとあるを以て推考すれば、大寶、養老と雖も鐵の印材にして其大さ大差なからむ、但し印の方圓文字等今詳ならず、然れ共琵琶股に捺せし故に琵琶式の楕圓形ならむかと按ふ、此捺印の事は、支那にては、唐六典卷卅に依れば、驛馬には驛の字の印を左肘に印し、州名印を項左に印すとあり、合せ稽ふべし、○髀は、音ヒ、說文に股也、釋名に、卑也下に稱也、呂保按、世醫所謂大臀筋部にして、髀臼闕節、一名大腿闕節、又髖骨臼部に相當する所なり、○齒歲、馬は齒を以て年齡を診定するを得べし、居家福惠全書卷廿八、郵政部の末、購馬篇の口齒論に三十二歲までの齒歲を載せり、同く口齒口訣に、一歲駒齒二、二歲駒齒四、三歲齒六、四歲成齒二、五歲成齒四、六歲肉牙生、七歲角區缺、八歲盡區如一、云々、

政事要略廿三卷に、甲信上武等より駒牽の事等を記載あるも茲に必要ならざれば省く、

第十一條　牧草地保護條

凡牧地、恒以正月以後、從一面以次漸燒。至草生使遍。其鄉土異宜、及不須燒處、不用此令。

本條は、牧草の繁茂、保護を計る令條也、

凡て牧地に於ては、毎年正月後に至り、一方より漸次に野火を施し枯草を燒きて牧草の肥料とし以て繁茂を計れ、但し地方に依て寒暖に遲速あり、又た竹木等の森林ありて燒く能はざる處は本令を用ひずと云ふ也、

第十二條　牧馬挍印條

凡須挍印牧馬者、先盡牧子。不足、國司量須多少、取隨近者充。

本條は、毎年九月、牧場に飼育し居る處の駒犢に燒印を押すに牧子のみにて手足らぬ時には、地方官の意見にて、牧場附近より相當入用の人數を豫算し、雜徭の者等を駈り集めて手傳はせよと也、

第十三條　軍馬養成條

凡牧馬應レ堪二乘用一者、皆付二軍團一。於二當團兵士內一、簡二家富堪レ養者一充。免二其上番、及雜駈使一。

本條は、牧場の飼馬中にて、體格上等則ち筋骨逞ましくして乘用に足るべき馬をば悉皆軍團の用に充てよ、則牧其牧場所在國の軍團中の兵士の內にて、資產豐かにして、飼馬に堪ふる者を擇びて飼養させ、但し飼養者には、雜徭の驅役を免除せよと也、

字解 ○簡は、擇ぶ也、職員令廿五條兵馬司の條項を參看すべし、

第十四條　每驛馬數條

凡諸道須レ置レ驛者、每二三十里一置二一驛一。若地勢阻險、及無二水草一處、隨レ便安置。不レ限二里數一。其乘具及蓑笠等、各准レ所レ置馬數一備之。

諸道の驛の設置は、五里每に一驛を置け、若し道路險惡なるか又た牧用の草なき處は、里數に關せず便宜に隨ふて設置せよと也、蓋し乘馬用の鞍具類、及び蓑笠等は、各飼置く處の馬數に準じて設備し置けよと也、

字解 ○卅里は、公式令四十二條、同廿二條及び職員令二條太政官の少納言の項、同令六十六

條より七十條等にあり、驛長更迭の際、馬及び乘具缺乏しあらは、前任者より徵收せよ、但し乘具は官給にして、簑笠は馬子(マゴ)等の私費負擔とせよ、

置驛の事は、續日本紀和銅四年正月丁未の條に、山背、河內、攝津、伊賀に設く、又た同書寶龜七年冬十月壬辰の條に、美濃飛驒にも設置す、又た出雲風土記にも驛を記載せり、

第十五條　驛長條

凡驛、各置長一人。取驛戶內家口富幹事者爲之。一置以後悉令長仕。若有死老病、及家貧不堪任者、立替。其替代之日、馬及鞍具欠闕、並徵前人。若緣邊之處、被蕃賊抄掠、非力制者、不用此令。

本條は、驛長に關する令條也、

驛には驛長一人を置け、驛長は驛內にて資產豐かに且つ事務に堪能なる者を採用せよ、一旦任用の後は、悉く永久勤續させよ、若し老衰し、或は死亡し、或は零落して任務に堪ざらは、更迭せよ、更迭の際、馬具等不足しあらは、前任者より徵收(トリタテ)せよ、但し邊土則ち外國人の侵害を被むるに、一驛の力にて抵抗する能はざる如きの驛は本令を用へずと云ふ也、

字解（一）幹事は、事務を採るに強く逞き也、○前人は、前任の如し、

第十六條　諸道驛馬條

凡諸道置驛馬、大路、二十匹。中路、十匹。小路、五匹。使稀之處、國司量置。不必須足。皆取筋骨强壯者充。毎馬各令中中戸養飼。若馬有闕失者、則以驛稲市替。其傳馬毎郡各五、皆用官馬。若無者、以當處官物市充。通取家富兼丁者付之。令養以供迎送。

本條は、全國諸道各驛に驛馬傳馬の數を制定したる令條也、

諸道の各驛に驛馬を置け、大路には毎驛廿匹、中路に十匹、小路に四匹宛とせよ、御用使者の往復稀少の處は、地方官に於て斟酌設備せよ、必ず充分なるを要せず、而して驛馬は筋骨逞しき者を採用せよ、又た馬は皆各中の中なる家をして飼養せしめ、若し馬の數に不足を生せば、驛田より收獲する所の驛稲を以て購入せよ、又た傳馬は、各郡各五匹宛とし、是皆官馬則ち軍團用の馬を以て充てよ、若し同格の馬無時は其地方郡稲を以て市にて買ひ入れ充てよ、而して

此馬を預け飼はしむる傳戸則ち傳馬飼養の家は、相當資産を所有する家にして、兼て馬士たる者に付け養はして、官吏往復の迎送用に供せしめよと云ふ也、

字解 ○驛、傳馬は職員令六十八條より七十一條及び公式令廿二、四十二條參照すべし、○大路は、山陽道にして、西海道則ち九州は小路とす、○中路は、東海、東山の二道にして、其他の諸道は皆小路とす、○中中は、賦役令第六條參看すべし、○驛稻は、驛田より收獲する稻にて、驛費支辨に充る也、賦役令廿三條等參看すべし、○官物は、郡稻を指せり、

第十七條　水路船舶條

凡水驛不配馬處、量閑繁、驛別置船四隻以下、二隻以上。隨船配丁。驛長准陸路置。

河海江湖に枕みし驛にて、驛馬傳馬を要せざる驛にては、往來人の繁閑を量りて、驛別に船四艘以下二艘以上を設備し置きて往來人の便に供せよ、舟夫は船の大小に應じて配置せよ、但し水陸を兼たる驛は、船馬共に併置せよ、驛長は前條に准ぜよと云ふ也、

字解 ○四隻、隻は之石切音炙、物の單を云ふ、四艘の事也、○船丁、舟夫、則ち水夫の如し、

第十八條　驛傳馬繼替條

凡乘驛及傳馬、應至前所替換者、並不得騰過。其無馬之處、不用此令。

驛馬又は傳馬に乘らは、次の（則ち前き）驛に於て乘替ゆべし、必ず乘り超しはならぬ、併し次ぎの驛に馬なき處ならば此限に非ずと也、

字解 ○前所は、次ぎの驛を云ふ、○騰過、騰は義解に過なり、集解の釋云に奔也、一説に馳超越也、

第十九條　軍馬調習條

凡軍團官馬、本主欲於鄉里側近十里内調習聽、在家非理死失者、六十日内備替。則身死、家貧、不堪備者、不用此令。

軍團の馬は、飼主の兵士が、自身居住の附近二里以内にて調馬練習等を望めば聽許せよ、若し預り飼ふ中、公事に因て死亡せは、官にて立替すれ共、理由なく死亡せは、六十日以内に於て飼養者が立替し置け、但し飼主が死去したとか、又は家貧にして備ふる事の出來ぬ者には本令

を用へずと云ふ也、

字解 ○本主は、預り飼ふ兵士を指す也、

第二十條　驛傳馬檢査條

凡驛傳馬每ㇾ年國司撿簡。其有₂大老病、不ㇾ堪₂乘用₁者、隨ㇾ便貨賣。得直若少。驛馬添₂驛稻₁。傳馬以₂官物₁市替。

驛馬、傳馬は、每年地方官に於て檢閱し、大老又たは大病にて乘用に堪ざる者は、便宜賣却せよ、其賣得金少額にして、代りの馬を購ふに不足金を生せば、驛馬は驛稻を以て補へ、傳馬は郡稻（カンブツ）を以て市場にて買入れよと也、

字解 ○驛稻、官物（グントウ）、前の十六條にあり、

延喜式第廿六卷主稅の上の卷末に、驛傳馬直段は、畿內國は、上馬二百五十束、中馬二百束、下馬一百五十束、伊賀外全國皆甲乙あり略す、其傳馬の價は、各遞減五十束とす、又た死馬の皮の直は一張五束也、一束は今の玄米五升に當れり、

第二十一條　驛傳馬乘用條

凡公使須ㇾ乘₂驛及傳馬₁、若不ㇾ足者、則以₂私馬₁充。其私馬因₂

公使ニ致レ死者、官爲酬替。

御用の使者、驛馬、傳馬に乘るに際し、馬の不足を生ぜは、私人の馬を以て充てよ、若し個人の馬が使者に因て死亡せば、官にて酬ひ辨へよと云ふ也、

第二十二條　傳馬手當條

凡官人乘ニ傳馬一出レ使者、所レ至之處、皆用ニ官物一。准レ位供給。其驛使者、每ニ三驛一給。若山險闊遠之處、每レ驛供之。

凡て官員が傳馬に乘りて使者に出る時は、其費用は至る先き先きの郡稲を用へよ、其多少は官位の高下に隨て從者の多少あれは、ソレ相應に供給せよ、又た驛使ならは、驛稲の支辨にて三驛每に給與せよ、若し通路險惡か、或は廣漠たる原野ならは、驛每に供給せよと也、

字解　○官物、驛稲、前にあり、

○驛使、軍防令七十六條、公式令、廿一、廿二、廿三、四十二、四十九條を參看考すべし、

第二十三條　逸失馬牛處分條

凡國郡所レ得闌畜、皆仰ニ當界內一訪レ主。若經ニ一季一無ニ主識認一者、先充ニ傳馬一。若有レ餘者出賣。得價入レ官。其在京、經ニ一季一

無主識認者、出賣。得價送贓贖司。後有主識認者、勘當知實、還其本價。

國郡にて放れ馬を捉へ得たる時は、其飼主を當國及び當郡内に於て尋ねよ、若し六ヶ月を經過するも飼主見當らずば、其馬を傳馬にせよ、若し傳馬に剩餘あらば、賣却の上賣得金を官に納めよ、但し京都府内は二季（一季は六ヶ月也）を過せば、直ちに賣却して其價金をば贓贖司に納入せよ、併し納入後に至り、飼主出れば、飼主なるや否を取り査して虛僞ならざるを認定せば賣得金を返付してやれと也、

字解 ○闌は、說文に失也、義解に妄也、馬牛の自ら逸して主の知れ難を闌畜と云ふ、職員令三十一條贓贖司及び六十六條より七十條又は捕亾令第十五條等にあり、

第二十四條　逸失畜類屆出條

凡闌遺之物、五日內申所司。其贓畜、事未分決、在京者、付京職。斷定之日、若合沒官出賣。在外者、准前條。

凡て放逸の馬牛、及び遺失の物品を拾得したる時は、五日以內に被管の役所に屆出よ、而して、竊盜及び賄賂等に係る畜類物品にして、未だ判決なき間ならば、京都內は京都市役所に差出し、

役所はソレを受取り畜類ならば雜役に使用しおれよ、判決の上にて官に沒收すべき物は、沽賣却せよ、地方の處分は前條に准ぜよと云ふ也、

字解 ○闌遺、闌は前條にあり、遺は遺失物也、捕亾令第十五條に詳也、○贓は、盗み物、又は賄賂品の如し、職員令第三十一條贓贖司、獄令五十二條參看すべし、

第二十五條　馬牛籍送達條

凡官私馬牛帳、每ㇾ年附二朝集使一、送二太政官一。

京都を除く他の官私の馬牛帳は、每年朝集使に附して太政官に送れ、太政官はソレを兵部省に下す也、職員令第廿五條兵馬司の正の項にある公私の馬牛云々を參看すべし、

第二十六條　死亾馬牛處分條

凡官馬牛死者、各收二皮腦角膽一。若得二牛黃一者別進。

官馬官牛が死亾せば、各、皮、腦、角、膽を採取して上納せよ、若し牛黃を得たらば、特別に得るに隨ふて進つれと也、

字解 ○皮腦、皮は馬及び牛の皮、腦は義解に馬の腦と單に註すれ共、愚按にては牛の腦髓も併稱せしとす、如何となれは諸多の本草書に牛の腦髓も藥用に供しあれは也、○膽は、俗にキ

モ又たキと稱する物にて、肝臟の裏面に附着しある一の臟腑にして、最も苦き液を含蓄する腑にして、熊膽、猪膽、猿膽の如し、○牛黄は、ギウワウと音讀せず、古來ゴワウと呉音の讀例也、羅甸 Bezoar にて、李東壁の本草綱目第五十卷に、金光明經に、之を瞿盧折娜(クロサツナ)と云ふ、本草別錄に牛黄(ゴワウ)は、牛膽内に之を得るとあり、今の醫人は之を膽石とす、其性質功用大小、形狀、各動物の比較解剖、眞贋の鑑別、及び雜話等は玆に詳述するの要なし、

第二十七條　乘用中馬牛死亾條

凡因二公事一、乘二官私馬牛一以レ理致レ死、證見分明者、並免レ徵。其皮宍、所在官司出賣。送レ價納二本司一。若非理死失者、徵陪。

公用に因て、官私の馬、或は牛を乘用中、若し其馬、牛の死亾に偶然逢へば、尋常の死亾ならば、辨償するに及ばぬ、其皮や肉は、其處の役所に於て賣却致せ、價金は管轄廳へ上納せよ、私人の馬牛と雖も皮肉は役所に上納せねばならぬ、若し、乘用者の不都合にて、死亾した事ならば、辨償せよと也、

字解　○證見は、證據顯然の如し、

○宍は、肉の字也、○官司は、其畜の死亾地の役所、
○本司は、其畜籍のある所管の役所、
○徵陪は、徵收塡充の如し、

第二十八條　馬牛途中發病條

凡官畜、在道羸病、不堪前進者、留付隨近國郡、養飼療救。草及藥、官給。差日、遣專使、送還所司。其死者、充當處公用。

官有の馬牛が途中に於て病氣に罹り進行に堪ざる者は、其隨近の國廳、及び郡役所に付して飼養救療せしめよ、馬糧及馬藥は總て官給とせよ、全癒の日には專使を以て、本の役所へ送り還せと也、若し死亾せば、皮肉等は其處の公用の費に充てよと云ふ也、

字解　○前進は、サキヘスヽム也、○草は、馬糧と云ふ如し、○所司は、モトの役所、

第二十四篇　醫疾令　凡貳拾漆條

本篇も亦倉庫令に同じく散逸久しかりしを、塙保己一前記諸書より集めて編せしと也、醫術・藥學、治病、針術、按摩、呪禁に關する法令也、

第一條　醫博士採用條

醫博士、取醫人內法術優長者為之。按摩呪禁博士亦准此。

本條は、醫學博士にするには、醫人中の最も學術に優等なる者を採用せよ、按摩及び呪禁博士も亦此に准せよと也、

字解　○醫人は、醫者全體の總稱にして、醫師は當時にありては官醫に非ざれば稱する事のならぬ名稱也、職員令四十四條典藥寮及び下の十二條十三條廿七條參看すべし、（政事要略九十五）

第二條　醫生等採用條

醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部、及世習、次取庶人年十三已上、十六已下、聰令者爲之。

本條は、醫學生、按摩生、呪禁學生、藥學生等は、代々斯業を襲ぎ居る家の子弟を採用せよ、若しソレにて所定の應募學生不足ならば、一般人民の内に於て、最も怜悧なる者にて、年齢十三歳以上十六歳以下の子弟を採用し就學せしめよと也、

字解 ○藥部は、其姓藥師と稱する者にして、則ち蜂田の藥師、奈良の藥師の類なり、○世習は世襲の如し、三代醫業を習ひ、相襲ぎて名家と爲る者を云ふと義解に云へり、學令第二條參考すべし、(政事要略九十五、職員令集解典藥の條、及び國博士の條)

第三條　醫針生受業條

醫針生、各分經受業。醫生、習甲乙、脈經、本草。兼習小品集驗等方。針生習素問、黃帝針經、明堂、脈決。兼習流注、偃側等圖、赤烏神針等經。

本條は、醫學生、針學生は、各習ふべき書籍を區別して習へよ、則ち醫學生は甲乙經十二卷、

脈經二卷、新修本草廿卷、小品十二卷、集驗（則ち先輩名醫の治驗錄とも云ふべきもの）十二卷、を兼學せよ、鍼學生は、素問三卷、黃帝針經三卷、明堂三卷、脈決二卷、流注經一卷、偃側圖一卷、赤烏神針經一卷を習ふべしと也、

字解 ○偃側圖は、人體の俯仰、横臥位置の解剖圖なり、

（政事要略九十五、考課令集解）

第四條　實地練習條

醫針生、初入學者、先讀本草、脈決、明堂。讀本草者、則令識藥形藥性。讀明堂者、則令驗圖識其孔穴。讀脈決者、令遞相診候、使知四時浮沈澁滑之狀。次讀素問、黃帝針經、甲乙脈經。皆使精熟。其兼習之業、各令通利。

本條は、醫、針學生が、初めて入學せば、本草及び脈決、明堂を讀ましめ、本草書を讀習せば藥物の產地、形狀性質、及び眞贋の鑑別、醫治功用、中毒作用等を知得させよ、針學生ならば明堂を讀ましめば、針穴、灸穴等のある經絡を首肯する事が出來得る、脈決を習はしむれば

甲乙二人の學生、相互に診脈して、春夏秋冬則ち四季折々の健康時の脈狀を知らしめ、例之ば春の脈は滑脈にして、夏期は浮脈、秋は澁脈、冬期は沉脈と云ふ如し、次に醫人の經典として居る所の素問等を素讀し、後に講義をさせ、能々精密に熟知せしめ、尙兼習の業までも通曉せしめよと云ふ也、

字解 ○精熟は、學令第八條にあり、(政事要略九十五)

第五條　專門醫學生條

醫生、既讀諸經、乃分業教習。率二十、以十二人學體療。三人學創腫。三人學少小。二人學耳目口齒、各專其業。

本條は、醫學生は一般醫學書を讀習せば、其上は分科して教習せよ、一回の募集學生を廿人とし、其内十二人は內科、外科と小兒科は各三人宛、耳目齒科は二人と云ふ比例にて、各其業を專門的に研究させよと也、

字解 ○廿は、職員令第四十四條、典藥寮の條に醫生卅(四十)とあるに照せば稍矛盾の如くなれば後査を要す、但し募集も亦每年なりしや否是亦同斷也、○體療は、今云ふ內科○創腫、創は瘡字と相通ずれ共、愚按にては、此二字を現今に活用さすれば、創傷腫瘍と看做し、則ち

外科を云ふ也、○少小、小は六歳以上、少は十八歳以上を云ふ、故に今の小兒科、一名幼科或は單に兒科又嬰科と云ふ如し、年齡の名稱は、戸令第六條參看すべし、又た婦人科、產科、整骨科の如きは、本篇第十六條參考すべし、(政事要略九十五卷)

第六條　溫古知新條

醫針生、各從所習、鈔古方誦之。其上手醫、有療疾之處、令其隨從、習知合針灸之法。

醫、針生は、各修業したる所に從ふて、古來ある處の處方の書籍、及び秘傳等の卷軸に至るまで、成るべく讀過せよ、然れ共先輩等の名方と云ふても亦悉皆良方而已に非ざる者なれば、其內偉功のあると思惟する點を抄記拔萃して記憶せよと、又た老練圓熟の妙手あり、巧みに疾患を治癒せしむる奇術を屢施す醫人あらば、其先生に就て勉學研究せよ、醫人たる者は、方今の支那醫の如く、仲景、弘景や、扁鵲、倉公の方而已を固守するな、必ずや各時代の進步に鑑み、世をして濟生、長生の福域に達せしむる方法技術を講究せよと云ふのが本令條の精神也、(政事要略九十五)

字解　○鈔は、全く寫取らざるを云ふ、○古方は、往古の藥方にして、律に今古の藥方と云ふば

是也、

第七條

醫針生、博士一月一試。典藥頭助、一季一試、宮內卿輔年終惣試、其考試法式、一准二大學生例一。若業術灼然、過二於見任官一者、則聽二補替一。其在レ學九年無レ成者、退從二本色一。

本條は、醫、針學生等の試問は、敎官たる博士に於て每月一回宛試問せよ、典藥寮の長次官は一年四回則ち春夏秋冬に各一回宛試問せよ、又た年末の學年試問は、宮內省の長次官に於て試問せよ、而して試問の方法は、學令にある大學生に准じて、上、中、下、三等の採點を用よ、其下點而已を三年間續くれば退校をさせよと也、若し學術優等にして、現任の醫師等よりも其成績善良ならば、其人を採用して任官せよ、其代りに現任中の不成績なる醫師を退職せしめよと云也、又た之に反して、三年に一回宛の下點を得て、滿九ケ年も在學し居ても尙卒業し得ざれば、其學生をして就學前の本業に從事させよと也、（政事要略五十九卷、職員令集解典藥條）

字解 ○考試は、試問と云ふ如し、○灼然、灼は音酌、明也、昭也、○本色は、モトの職業と云ふ如し、

學體療者、限七年成學。少小、及創腫者、各五年成學。耳目口齒者、四年成。針生、七年成。業成之日、令典藥寮業術優長者、就宮內省、對丞以上、精加挍練。具述行業、申送太政官。

内科學生は、七ヶ年にて卒業、外科、及び小兒科は各五年、耳目口科は四年、針科は七年、愈卒業の曉には、侍醫寮の醫官中にて、最も學術に長じたる醫官をして宮內省に就て、當局官の立會を以て、精密に試問せよと也、其問題は、既に修學せし科目中の要項十題を課し、其内八問以上明答したる者を以て上上として、ソレを官醫を採用する事にして、太政官に具申せよと也、(政事要略九十五卷、)學令第十一條參照

字解 ○挍練は、試問の如し、○行業、行は品行の事にて、方正淸修の如し、業は事學治療を云ふ、

第九條　　　獨學生受驗條

有私自學習解醫療者、投名典藥、試驗堪者、聽准醫針生

例考試

本條は、今の成規受驗醫師の如く、官立校に入學せずして、私立校若くは獨學を以て、醫家の學術を學習したる輩の醫師を希望する者があらは、前條醫針生の例に准じて試問を受くる事を聽せ、則ち典藥の試問を宮内省に具申し、省は更に試問して太政官に具申すると云ふ手續也、

（政事要略九十五）

第十條　束脩行禮條

醫針生初入學、皆行束修禮。一准大學生。其按摩咒禁生減半。

（政治要略九十五、）

本條は、昔の束脩の禮にして、當時の醫針生が初めて入學する時は、酒一壺、乾魚十束、布一端、按摩及び咒禁生は半額とす、該物品を三分し、其一分は學長にして、二分は諸教授に分配すと云ふ也、

字解　○束脩は、師弟の約を結ぶ儀式時に納むる物貨、學令四條及び職員令十四條大學寮等參考すべし、

第十一條　教官教授條

教習本草、素問、黃帝針經、甲乙、博士皆案文講說。如講五經之法。（政事要略九十五）

本條は、新修本草、素問等を素讀し終了せば、爾後は師匠より諸經の講釋をして聞かせよと云ふ也、其講義の體裁は、儒官の五經を講義すると同樣の方法でせよと也、

字解 ○案文は、文に依ると云が如し、

第十二條　代診條

醫針師、典藥量其所能、有病之處遣爲救療。每年宮內省、試驗其識解優劣差病多少、以定考第。

本條は、醫師及び針師、則ち典藥寮の醫員は、常に五位以上の家に患者あらば、典藥の頭（カミ）の代診として患家へ遣はして診療させよ、其診療に依て全癒したる多少と、經過錄なる帳簿を寮に供へ置きて、每年一回宮內省に差出し、省の當局一覽の上、其優劣を撿閱して、升級の材料とせよと云ふ也、

字解 ○定考第は、典藥寮にて既に定めたる所の考第を宮內省が撿閱する迄にて、宮內省が考第を定むるに非る也、

第十三條　　　式部省覆試條

醫針生、業成送レ官者、式部覆試、各十二條、醫生、試二甲乙四條一、本草、脉經各三條、針生、試二素問四條一、黄帝針經、明堂、脉決各二條其兼習之業、醫針各二條。問答法式、並准二大學生例一。醫生全通、從八位下敍。通二八以上一、大初位上敍。其針生、降二醫生一一等。不第者、退二還本學一。經雖二不第一、而明二於諸方一、量堪レ療レ病者、仍聽レ補二醫師一。

本條は、醫、針學生卒業せば、太政官へ申告せよ、官はソレを式部省に下し省に於て再び試問を執行せよ、問題は醫針兩學生共各十問にて、醫學生ならば、甲乙經にて四問、本草と脈經にて各三問、針學生ならば、素問にて四題、針經、明堂、脈決の三書にて各二問とす、此他兩學生共に、兼習科にて各二問宛課せよ、問答の式は、受驗の經書の本文、又は註を舉て問を發すれば、學生に於て、其問題の義理を明瞭に十問共解答すれば、ソレを全通とせよ、該成績を得

たる者は、從八位の下に敍して、缺員醫師のある處へ任ぜよと也、針醫の方は、醫生より一等下級の任官とせよ、若し落第せば、本の學年に還せ、又た對問の醫經、則ち學說試驗に於て不合格であるとも、實地の處方及び治療技術に於て、優等の成績ならば、醫師則ち侍醫等に補任する事を許せと也、(政事要略九十五、考課令集解)

字解 ○官は、太政官、○覆試は、復試の如く卽ち改めて試驗するなり、○二字德なるべし、甲、乙、本草、脈經の問題數に一致せず、

第十四條　按摩呪禁學科條

按摩生、學按摩傷折方、及判縛之法。呪禁生、學呪禁解忤持禁之法。皆限三季成。其業成之日、並申送太政官。

按摩學生は、人體の筋肉の起始停止等の部を按摩し、或は牽引し或は擧上等を營みて欝血を散せしめ又は打撲の療法、或は針を以て溢血部の瘀血を刺し散し、或は繃帶等を爲す方法等を學べと也、呪禁學生は、或は杖、或は刀劍を持て呪文を唱へて、猛獸、毒蟲又は妖怪、或は盜賊等の爲に世人が侵害を被らざるやうに呪詛の方法を學べ、是等の修業は、皆各三ヶ年を以て卒業させ、卒業の曉には、ヤハリ太政官に申告せよと也、(政事要略九十五)

字解　○按摩は、ナデ、サスリの訓にして、導引則ち身體違和を感せし時に、肢體の筋骨を引きたり、伸ばしたり上げたり下げたり、揉みたり、抑さへたり、して昔人の所謂邪氣を散逸せしむる法也、○傷折は、イタミ、ヲリ、の字訓にして、今云怪我にて、醫士の所謂損傷打撲の類也、義解に折は跌也とあり、跌は音蹉にして蹶くとか、或は足の傷みとか云ふ文字也蹉跌の熟語あり、○判縛、の判の字をは塙本には各字書に見當らざる文字則ち刔の字を記すれ共、判の誤りと知るべし、ハン、バクとは鍼を以て損傷の部の瘀血則ち溢血を刺して出すを判と云ひ、重き怪我は綳帶し按摩導引して快復せしむるを縛と云ふ、則ち今云ふ脫臼等も此中に含むものとす、縛は綳帶の事也、○解忤持禁、解忤は、邪逆を解除するを云ふ、持禁は、杖又は刀を持て呪文を唱へ、法を作りて邪氣則惡魔を禁遏するを云ふ、例之は猛獸則ち虎狼、魑魅、魍魎、毒蟲、盜賊等の爲めに侵害を被らず、又た呪禁を以て、身體を固めて、湯火、刀刄に傷けられざるを持禁と云ふ也、

第十五條　雜使禁止條

醫針生、按摩呪禁生、專令レ習レ業。不レ得ニ雜使一。

本條は、總ての學生等をして、專ら斯業を習はしめよ、必ず種々の用事に使役する事はならぬと也、但し旬暇といふて十日に一日宛、田暇と云て皐月の休暇、授衣暇と云て、冬の被服の用

意休暇等は大學生に准ぜよと也、（政事要略九十五、學令廿條、假寧令等參考すべし、）

第十六條　女醫養成條

女醫、取官戶婢、年十五以上、二十五以下、性識慧了者三十人、別所安置。教以安胎產難、及創腫傷折、針灸之法。皆案文口授。每月醫博士試。年終內藥司試。限七年成。

本條は、女醫養成の令條にして、女醫は、宮仕へ等の女子の年齡十五歲以上、廿五歲以下の內にて、性質怜悧（カシコキ）、記憶强大（モノオボヘツヨク）なる者卅人を採用し、內藥司の傍らに寄宿舍を設け、其處に置きて產科、外科、整骨科、針灸科等の法をば、各科の醫書に依て、各科の博士が口授せよ、則ち讀書をさするのでなく、敎官の講話に留めて、聞覺へ、見覺へさする而已である、例之ば、姙婦の胎兒安全法の如しと云ふ、

試問は每月一回博士にて行ひ、年末の學年試問には、中務省の內藥司にて執行せよ、修業の年限は、七ヶ年とせよと也、

字解　○官戶婢、宮仕中の身分高からざる女、（職員令四十九條官奴司、及戶令等參看すべし）

○安胎、胎兒の攝生、○產難は、難產、○創腫、傷折は、前條及び本篇五條にあり、○案文は、

十一條にあり、〇内藥司は、職員令十二條にあり、此女醫は、主に五位以上の家の夫人令孃達の疾病を診療する爲と云へり、

本篇貳拾七ヶ條中、二十三ヶ條の冒頭に凡の字なきは、恐くは脱せしなるべし、

第十七條　諸國醫生條

凡國醫生業術優長、情願入仕者、本國具述藝能、申送太政官。

本條は、各地方の醫者中にて業術優長なる者が、官醫を出願せば、各國の國守に於て精細に學術を調査して太政官に申達せよと云ふ也、(職員令集解、攝津の條)

第十八條　諸國醫官教授條

凡國醫師、教授醫方、及生徒課業年限、並准典藥寮教習法。其餘雜治、行用有効者、亦兼習之。

國々の醫師(則ち官醫)が、其國の醫學生を薫陶養成せよ、生徒の課業年限等は、典藥寮の教授の法に准せよ、其餘治術に於て功有る事は皆な習へよと也、(職員令集解、國博士の條)

字解 ○醫師は、上述の如く今の醫師と云ふとは異にして官醫を云ふ、凡て當時の國と云へば、大、上、中、下の四階級あり、何れも國博士、國醫師各一人宛あり、醫學生は、他の諸大學の學生五分一の制にして、則ち大國の各科生徒の數は總計五十八なり、上國は四十八、中國は卅八、下國は廿八、此五分の一が醫學生と云ふのであるから、大國の醫學生は十八と云ふ數となる譯也、但し其募集は毎年か、將又卒業と交代に入學さするのか後査を要すれ共、次條文末に依れば、卒業と交代に募るが如くに考らるゝ也、

第十九條　國醫生試撿條

凡國醫生、毎月醫師試。年終國司對試。並明定優劣。試有不通者、隨狀科罪。若不卒師教、數有愆犯、及課業不充、終無長進者、隨事解黜。則立替人。

本條は、國々の醫學生は、其國々に於て、醫師則ち敎官が毎月一回試問し、年末には地方官監臨の上試問して、其優劣を明了に定め、又た試問せしに既に受業したる學術をば更に覺へ知らざる生徒をば、相當の罰に處せよ、若し敎官の命に從はざるか、又た屢校則を犯せしか、或は缺席頻繁等にて、兎角進步の見込みなき學生ならば退校を命せよ、而して退學をさすれば其補

缺の學生を替り入らしめよと也、(職員令集解、國博士の條)

字解 ○國司は、地方官、○愆は、過誤の如し、

第二十條　　藥園條

凡藥園、令師檢按、仍取園生、教讀本草、辨識諸藥幷採種之法、隨近山澤有藥草之處、採握種之。所須人功、並役藥戸。

本條は、藥園には、藥園師を置て、園内一切の事を檢閲處理せしめ、兼て藥學生を採用して、本草學を教授し、以て諸藥の形狀色味、採取播種移植等は勿論、製藥の方法等を辨識せしめ、又平時は、近き山野沼澤に藥草產出せば、ソレを採取せしめて園内に移植を計り、一部は製藥せしめよ、凡て入用の人功は採藥する家の者共を使役せよと云ふ也、(職員令集解、典藥の條)

字解 ○人功は、人工の如し、○藥戸は、採藥御用世業の家也、

第二十一條　　製藥條

藥品施典藥年別支料、依藥所出、申太政官散下、令隨時收採。

藥品は、典藥寮にて支料して、藥品の產出する所に依て、太政官に上申し、配布すべき諸役所

に散下せよ、又た臨時採收せしめよと也、（賦役令集解雜徭條、則ち石川本の第十四冊の十五張の左七行、又た政事要略五十九に之を引けり、施の字强の字に作れり、料の字舊は斷に作り今之を改むと塙本に從ふ、）

第二十二條　　採藥師條

諸國輸藥之處、置採藥師。令以時採取。其人功取當處隨近下配支。

本條は、藥品を產する國々には、常に採藥師を置きて、採取すべき各時節に採取させ、人夫は產出する場處に最も近き土地の者を使役せよと云ふ也、（政事要略五十四、幷に石川本の賦役令集解第十四冊十三張の右十二行、及び十五張の左九行に之を引けり、國の字舊は脫せり、今之を補ふ、と塙本に從ふ、）〇下の字當に衍なるべし、

第二十三條　　御藥調劑條

合和御藥、中務少輔以上一人、共內藥正等監視。

本條は、陛下、殿下等へ上る藥劑を調合する時には、中務省の少輔以上の一人が、內藥司の正等と共に監視せよと也、（職制律疏）

第二十四條　供御藥餌試檢條

餌藥之日、侍醫先嘗。次內藥正嘗、次中務卿嘗。然後進御。其中宮、及東宮准レ此。

本條は、主上に藥餌を參らする日には、第一に侍醫がお毒味を申し上げ、其次に內藥司の正がお毒味申し、次に中務省の大臣がお毒味申し上げて然る後に進御せよ、皇后宮及び東宮も亦此に准せよと也、(東宮職員令集解主書署の條)

第二十五條　五位以上給藥條

五位以上病患者。並奏聞遣レ醫爲レ療。仍量レ病給レ藥。致仕者亦准レ此。

本條は、五位以上の人、病氣に罹らば、宮內に申し出で、輕症は省にて處分し、重症と看做ば、宮內省より太政官に申達せよ、然れば、太政官が奏聞に達し、醫師を派遣して診療せしめ、病症を量りて藥劑を給與せよ、但し是は在京の官員而已の事なり、倂し畿內在住の官吏、及び辭職した者も亦此に准せよと也、(政事要略九十五、又た職員令集解典藥の條に之を引けり、病患の病の字を疾の字に作れり)

第二十六條　配藥條

典藥寮、每レ歲量二合傷寒、時氣、瘧、利、傷中、金創、諸雜藥一、以擬二療治一、諸國准レ此。

本條は、典藥寮に於て、例年模型的にある諸病を目標として豫測の藥劑を調合し、諸官省に配藥し置き發病の時に服藥させて治療に擬せよ、諸國も亦此に准ぜよと也、恰も今賣藥人の配藥の觀あると云べし、（政事要略九十五）

字解 ○傷寒は、諸國の方言限りなき如し、今云ふチフス也、○時氣は、疫癘と云ふ、流行病と推知すべし、○瘧（オコリ）は、今醫はマラリヤ又た間歇熱病と云ふ、俗人は字音のギヤクを通稱とせり○利は、病冠（ヤマヒ）りを冒らすも同じ、今云ふ腸カタル又た赤痢、白利をも古へは混稱せり、○傷中は、義解にては、腑臟（ゾウフ）に病有る者を云ふ也とあり、愚按するに、傷食（シヨクアタリ）、中暑（アツサアタリ）の類ならむ、○金創は切り疵（キズ）の事なれ共外科の大部を云ふ如し、

第二十七條　廻診救療條

醫針師等、巡二患之家一所レ療。損與不損、患家錄二醫人姓名一、申二宮內省一。據爲二黜陟一、諸國醫師亦准レ此。

本條は、醫師も針醫師も患家を巡廻して診療せよ、診療の後ち、疾患に對しての損不損は、患家にて醫人の姓名を手帳に錄し置きて後に宮內省に申告し、省は病家よりの申告書を更に典藥寮に下附して後日考狀に附せ令めて黜陟を爲よ、諸國の醫師も亦此に准せよと云ふ也、（政事要略九十五）

字解 ○損不損は、功能の有無、多少及び治否等を云ふ、

第二十五篇　假寧令　凡壹拾參條

本篇は、休暇に關する法令也、

字解 ○假は、古雅切音賈、休暇也、今は暇の字を用ふ、楊子方言等に從へば同字なり、ヤスミと訓す、寧は、歸寧也、今云ふ歸省の如し、ヤスミの訓あり、家に歸りて父母を慰むるを云ふ、古讀はケネウリヤウと呉音に讀む也、

第一條　給休暇條

凡在京諸司、毎六日、並給休假一日。中務宮內、供奉諸司、及五衛府、別給假五日。不依百官之例。五月八月給田假。分爲兩番。各十五日。其風土異宜、種收不等、通隨便給。外官不在此限。

在京の諸役所は六日に一日宛の休暇を給與せよ、但し中務、宮內、供奉(クブ)の諸役所、及び兵衞、

衞門、衞士府の五衞府、兵庫、馬寮は、一ヶ月間に五日宛續けて休暇を給へ、又た百官の例によらず、五月と八月には、秋穫、挿秧の休みを給へ、但し役人を二分して各十五日宛とし、コは其出身國の風土氣象同一ならざるに依りて自然に春耕秋收の遲速あるを以て如斯分番さして休暇を給はる也、併し地方官は此限に非ずと也、

字解 ○五衞府は、左右の兵衞と衞門にて四府とし、ソレに衞士の一府を加へたる也、○五月、八月は、今の六月九月の如し、秋收挿秧の期にして當時は役人も兵士も皆農業せしを以て此の如く田假と云ふ秋さつきの農業をさする爲の休暇を給へし也、○風土異宜は、土地により早晩あるを云ふ、○田假は、春播挿秧秋收の休み、○種收は、春耕秋穫と云ふ如し、

第二條　定省暇條

凡文武官長上者、父母在㆓畿外㆒、三年一給㆓定省假三十日㆒除㆑程。若已經㆑還㆑家者、計㆓還後年㆒給。

文武官中、日勤の人にて、兩親畿外に居住せば、三年に一回宛、三十日の歸省休暇を給へ、往復路程の日數は右日限外とす、若し公用等にて、兩親在住の附近等に出張せし事あり、序を以て生家則ち父母の家に還りし事あらば、三年經過の上ならでは、歸省の休暇は給はずと也、

字解 ○長上は、日勤の如し選敍令九條等にあり、○定省は、孝子親に仕ふるに、昏に定じ、晨に省と云ふ是也、曲禮に云く、人子の禮たるや、昏定而晨省、鄭玄曰く、定は其牀を安んずる也、省は其安否如何を問也、定は說文に安也、省は視也、又た爾雅釋詁に察也、又た定は音訂、營室星也、詩の鄘風に、定の正に中する楚宮を作る云々は營繕令の首めに既述す、通典百八卷禮の六十八、雜制部給假の條に殆んと同文あり、

第三條　遭喪給暇條

凡職事官遭父母喪並解官。自餘皆給假。夫、及祖父母、養父母、外祖父母、三十日。三月服、二十日。一月服、十日。七日服、三日。

現職の官吏は、自身の病氣にて百廿日以上缺勤したとか、或は父母の喪に逢ひは解官せよ、其他は皆休暇を給へ、夫、及び祖父母、養父母、外祖父母には卅日、三ケ月の服には廿日、一ケ月の服には十日、一七日の服には三日、と云ふ也、

字解 ○職事官は、現職と云ふ如し、選敍令第廿二條に既述す、○解官は、休職の如し、獄令第十條、廿七條參考すべし ○夫、以下云々は 服より割り出したる休暇なり、服は 喪葬令十

七條に詳解す、

第四條　　無服殤條

凡無服之殤、生三月至七歲。本服三月、給假三日。一月服、二日。七日服、一日。

生後三ヶ月より七歲までの小兒は死亡したとて只心中に喪をして憂に居る計りで、別に喪服を服せず故に無服とす、服三ヶ月ならば給暇三日、一ヶ月ならば二日、七日の服には一日と云ふ也、前條及び喪葬令十七條參看すべし、

字解 ○殤、式羊、尸羊、幷に音商（シヤウ）、ワカジニ、又たヒト、ナラズの和訓あり則ち未成人の死を殤と云ふ禮喪服傳に、年十六より十九までに死したるを長殤とす、十二より十五までに死したるを中殤とし、八歲より十一歲までに死したるを下殤とし、七歲以下を無服の殤と爲す、生後三ヶ月ならざるをは殤とせず、

第五條　　師經受業條

凡師經受業者喪、給假三日。

教育を受けたる師匠博士の喪には休暇三日を給へと云ふ也。

名例律八虐の第八不義の條の疏に云く、現に業を受くの師、謂ひは、現に經業を受くる大學國學者、私學も亦同じ、若己に成業せし者先きに學を去ると雖も、幷に現に業を受くる師の例に同じ、とあるを參考とすべし、

第六條　改葬條

凡改葬、一年服、給假二十日。五月服、十日。三月服、七日。一月服、三日。七日服、一日。

改葬せば、一年の服には休暇廿日、五ケ月の服には十日、三ケ月には七日、一箇月には三日、七日の服には一日と云ふ也、

字解 ○改葬は、集解四十巻六張の左初行に(石川本)、釋云く、舊屍を改め移す也、古記に曰く、改葬は、殯埋したる舊屍の柩(ヒツギ)を改め移すの類、○假は、同前張に朱云く、長上、番上無別者額同也、

第七條　聞喪擧哀條

凡聞喪擧哀、其假減半。有乘日者、入假限。

喪を聞て哀傷する時は、其休暇は半減とせよ、若し餘れる日あらば休みの日限に算入せよと也、

字解 ○聞喪、假令ば、官吏が祖父母の喪に遭はゞ、本假卅日なり、若し遠國等に居て喪を聞て、其所にて哀を擧ぐるならば、半減して十五日を給へよとの類也、○乘は、剩の如し、假令ば、三日の半減は一日半なれ共、二日を給はるの類也、

第八條　給喪葬假條

凡給喪葬假、三月服以上並給程。

喪葬休暇を給ふに、三ヶ月以上の服には、喪暇の他に往復の日を給與せよと也、

第九條　喪日爲始條

凡給喪假、以喪日爲始。擧哀者、以聞喪爲始。

喪の休暇を給ふに、死去の日を以て暇日の始めと計算せよ、併し擧哀者は、喪を聞きし日を以て始めとせよと也、續日本紀卅六、天應元年十二月丁未(一四四一年光仁朝)、太上天皇崩じ玉ふ、春秋七十有三、天皇哀號咽を摧きて自ら止むる事能はず、百寮中外慟哭して日を累ねたり、云々、詔に曰く云々、仍て今月廿五日より始て諸國の郡司は廳前に於て哀を擧ぐる事三日、若し遠道の處は、符の到る日を以て始と爲て施行せよ、禮に三度と曰ふは、初日再拜兩段なり、但し神部は此限に非ず、

第十條

凡官人、遠任及公使、父母喪應₌解官₋、無₍人₎告者、聽₍家人經₌所在官司₋陳牒告追₍。若奉₍勅出₍使、及任居₌邊要₋者、申₍官處分。

官員奉職中、遠くの赴任及びゴ用にて使者に出て居る際に方りて、父母の喪に遇ひて、解官すべからむに、案内及び告る人等の不便あらば、家族より現奉職若くは所管の役所へ屆けよ、然れば、屆を受たる役所にて幸便又は專使(ワザツカヒ)を以て通告せよ、併し此通告に一ケ年も經過すれば、聞喪の禮として、聞喪を以て始めとす、則ち解官、終服等皆喪則の如くせよと也、若し、奉勅にて出て居る使者とか、又た在任地が邊要ならば、太政官に具申の上處分せよ、則ち官は奏聞に達した上の事とせよと也、

字解 ○陳牒は、申出の如し、○告追は、通知の若(ゴト)し、○邊要は、壹岐、對馬の類、

第十一條　　請暇條

凡請₍假、五衞府五位以上、給₌三日₋。京官三位以上、給₌五

日。五位以上、給十日。以外、及欲出畿外奏聞。其非應奏、
及六位以下、皆本司判給。應須奏者、並官申聞。

請暇は、左右兵衛、同衛門、衛士の五衛府の五位以上の官員は三日を給へ、京官の三位以上は五日、五位以上は十日を給へ、此外にとか、又畿外に出んとせば奏聞せよ、又た奏聞に及ばぬ事と、六位以下は皆其役所々々にて裁決して給へ、併し奏上せねばならぬ時は、兵部、式部より太政官に申し、官より奏せよと也。

參考として、日本逸史卷十五、廿八張の左に、類聚國史第七十九卷、政理の部、一禁制の編に、大同二年二月己未朔（一四六七年平城天皇）勅し玉ふ、假寧令に據るに、五位以上、畿外に出んと欲せば奏聞せよ、然れば奏を經るに非るよりは外に出づ可らず、聞が如き或は私事に就て恣に畿外に赴く彼景迹を量るに、良に憲法に乖けり、今よりして後、内印を賚に非んば、輙く出る事を得ざれ、若し違犯すること有らば、名を錄して奏し申せよ、或は國司阿容して申さずんば、共に違勅の罪を科せん、

第十二條　外官使人聞喪條

凡外官及使人聞喪者、聽所在館舍安置。不得於國郡廳

內擧哀。

外官則ち地方官等、及び使命中、喪を聞かば所在の役所又は官舍に居る事を許せ、併し、急用の事柄ならば、再三哀を擧て發程せよ、但し擧哀は國郡の政廳にてはならぬと也、

字解 ○外官は、國守、將校等を云ふ、○使人は、勅使、官使等を云ふ、○擧哀は、慟哭にて、今も邊鄙の地方には、一升泣き二升泣きの風習ある由此遺風なるべし。

第十三條　外官任訖條

凡外官任訖、給裝束假。近國、二十日。中國、三十日。遠國、四十日。並除程。其假內欲赴任者聽之。若有事須早遣者、不用此令。舊人代至亦准此。若舊人見有田苗、應待收獲者、待收獲訖遣還。

外官任務終らば、裝束休暇を給へ、近國には廿日、中國卅日、遠國に四十日、幷に道中の日數は之れに算入せず、但し此裝束暇中に赴任せんと云へば許せ、若し事由ありて早く赴任させねばならぬ時は、本令を用へずと也、而して、前官には現に耕作地ありて、其收獲に近づき居た

らば收獲の終るを待ちて還せと也、

字解 ○裝束假は、衣裳等の支度休暇也、○遠中近は、賦役令三條に既述す、○舊人は、前官と云ふ如し、○田苗は、耕作の如し、

參考として、萬葉集卷十七に、大伴宿禰家持、天平十八年閏七月を以て（閏七月は誤也）越中の國守に任ぜられ、又た天平勝寶三年七月十七日少納言に遷任し、八月五日平旦上道云々の事、同十九卷に載せり、皆此裝束休暇に略一致するが如く也。

大寶令新解　第九卷

第二十六篇　喪葬令　凡壹拾漆條

本令は、死亡、葬禮、陵墓、忌服に關する法令也、

參考　職員令の十六條治部省、同十九條諸陵司、同廿條喪儀司、同廿七條兵部省の鼓吹司、戸令の四十二條、公式令の廿八條同四十條、儀制令の七條等、

字解　○喪は、死屍の稱也、葬は藏也と、義解なれ共、喪の字、素とは字書に由れば、哭の字の下に亡の字を書けり、故に死亡を哭するの義なるべし、

第一條　諸先帝御陵條

凡先皇陵、置陵戸令守。非陵戸令守者、十年一替。兆域內、不得葬埋及耕牧樵採。

代々の天皇の陵には、陵戸を置て守衛せしめよ、若し世襲的の陵戸に非ずして守らしめば、十年に一度更迭せしよ、陵墓敷地内には、餘の埋葬をしたり、又は耕作、草苅、柴苅、伐木等はな

らぬと也、

字解 ○凡の字は、公式令第四十條に述べし如く、平闕の上に凡の字を加へたるは編者の誤りとす、○先皇は、先代以來の天子、○陵は、天子の墳墓にして、山の如く陵の如く故に之を山陵と謂ひ、國民はミサヽキと云ふ、御狹狹城の義にして今所謂城郭の形よりして稱せし如し、續日本紀天平寶字四年、十二月戊辰の勅に、太皇太后宮、皇太后の御墓は、自今以後山陵と稱せよ、其忌日も亦國忌の例に入れて齋を設くの事式の如くせよ、又た三代實錄に貞觀十三年十月五日、太皇太后を山城國宇治郡後山階陵に葬る、

○陵戶は、日本紀十一卷、仁德天皇の六十年(紀元一〇三二)冬十月、白鳥の陵守等を差して役丁に充つ云々とあるを、在滿が說にては之が陵守の名の始めとせり、同紀三十卷、持統帝の五年、(一三五一)十月己巳の詔に曰く、先皇の陵戶は五戶以上を置き、自餘の王等にて功ある者には三戶を置き、若し陵戶不足ならば百姓を以て其徭役を免せ、○兆域、兆は域也、敷地と云ふが如し、孝經に其兆域を定む、註に兆は塋域を云ふ、杜氏通典に云く、周制冢人、公墓の地を掌り、其の兆域を辨じて之れが圖を爲る云々、

第二條　天皇服錫紵條

凡天皇爲㆓本服一等以上親喪㆒、服㆓錫紵㆒。爲㆓三等以下、及諸

臣之喪、除帛衣外、通用雜色。

天皇は、二等親以上の忌服には、喪服を着御せらる、三等親以上及び諸臣の忌服には、羽二重の外、諸種の品を衣服に着御せらると也、

字解 ○凡、の字前條に同じ、○錫紵、錫は音セキまたテキ、又テイあり、コヽにてはセキ也、細き練りたる麻絲の布にて淡き墨染と云へり、紵は音チョ(宁)生の布にて則ち淡墨染とす、○本服、儀制令第第二項の義解に、其子の婦は、二等親と雖も、有服の者に非ず云々、

第三條　京官三位以上條

凡京官三位以上、遭祖父母父母及妻喪、四位遭父母喪、五位以上身喪、五位以下身喪、並奏聞遣使弔。殯斂之事、並從別式。

凡て京都内の官員にて、三位以上の人が、祖父母、父母、妻の喪に遭ひ、四位の人、父母の喪に遭ひ、又た五位以上、五位以下の人、死亡せば、其家より現に就職し居る所の役所、及び治部省に屆け、屆けを受たる治部省は、太政官に屆け、太政官は天子に奏聞の上、治部省に申し達して、弔使を遣はせよ、入棺等の事は別式に依れと也、別式今詳かならず、

字解　○殯斂、ヒンは必及切音儐、説文に、死して棺に在り、將に葬柩に遷さんとして之れを賓遇す、禮記の檀弓に孔子曰く、夏后氏は東階の上に殯し、（中略）殷人は兩楹の間にヒンし、周人は西階の上にカリモガリし、斂は音廉、説文に收也、例之ば、續日本紀二一巻の末、大寶二年（一三六二）十二月甲寅、太上天皇崩ず、遺詔して素服して哀を擧ぐる勿れ、内外文武官、務めを釐むる事常の如くし居れよ、喪葬の事は務めて儉約に從へと、同じく乙卯、二品穗積親王從四位上犬上王等外四名にて殯宮を作る役人と爲せり、（中略）丁巳に齋を四大寺に設く、辛酉に西殿に殯す、又た古文孝經廿二章、孔安國の傳に（前略）戸内に斂め、客位に殯す、庭に祖奠し、墓に送葬すれば、彌以て則ち遠くなる也、等を總合して按すれば、賓客の取扱の如し、

第四條　在官薨卒條

凡百官在レ職薨卒、當司分番會レ喪。親王、及太政大臣、散一位、治部大輔監二護喪事一。左右大臣、及散二位、治部少輔監護。三位、治部丞監護。三位以上、及皇親、皆土部示二禮制一、内親王女王及内命婦亦准レ此、

五位以上の官員、奉職中に薨卒せば、其役所内の者共は、交代に會喪せよ、而して親王、及び

太政大臣、或は散一位等には、治部省の次官を以て喪事係りの長とし、左右大臣、及び散二位には、同省の少輔、三位の人には、同省の大丞又は小丞を係り長とせよ、又た三位以上、有位無位の差別なく皇族方には、皆紫衣帯劍の土部を以て葬禮を助けさせよ、內親王以下內命婦も亦此に准せよと也、

字解 ○薨卒、の制文は此末の十五條にあり、○散は、職員令十五條散位寮、又た選敍令の卅四條等に委し、○監護、監は視也、護は助也、○土部は、ハジベ共訓み、土偶人を造りて陵墓に收めて殉死に代たる也、職員令十九條諸陵司、又た此末の八條にある遊部を參看すべし、

第五條　職事官賻物條

凡職事官薨卒賻物、正從一位、絁卅疋。布一百廿端。鐵十連。正從二位、絁廿五疋。布一百端。鐵八連。正從三位、絁廿二疋。布八十八端。鐵六連。正四位、絁十六疋。布六十四端。鐵三連。從四位、絁十四疋。布五十六端。鐵三連。正五位、絁十一疋。布四十四端。鐵二連。從五位、絁十疋。布

四十端鍬二連六位、絁四疋、布十六端。七位、絁三疋。布十二端。八位、絁二疋。布八端。初位、絁一疋。布四端。皆依本位給。其散位三位以上、三分給二。五位以上給半。太政大臣、絁五十疋。布二百端。鍬十五連。親王、及左右大臣、准一位、大納言、准二位。若身死王事、皆依職事例。其別勅賜物者、不拘此令。其無位皇親、准從五位、三分給一。女亦准此。減數不等、從多給。

本條は、諸官員等薨去の時に香典を賜はる法令也、

奉職中の官員薨去せば、正一位や從一位の人々には、粗絹卅疋、布一百卅端、鍬十連、を賻物として賜へよ、以下位階の高下に因りて等差ある事本文の如し、其内ち非役の三位以上は現職の三分の二、但し別勅に依りて賜はる者は本令條に關せず、又た無位の皇族には、散位の從五位に准じて三分の二を賜へ、則ち例之ば散從五位に絹六疋ならば、四疋を給ふの類を云ふ、女官も亦之に准ぜよ、若し減數に於て不等ならば、多きに從ふて給へと也、

字解 ○賻は、符遇切音附、說文に助也、玉篇に財を以て喪を助く也、公羊傳に從へば、車馬には賵といひ、貨財には賻と云ふ、義解には、官位に贈と云ふとあり、○連は、其量目後查を要す、

參考 政事要略五十九卷に賻物に關する弘仁格一、貞觀格二、則ち甲は延曆八年八月十一日、乙丙は、天長元年九月二日、同四年六月五日、の達なり、

又た延喜式廿一卷、治部省の下に、賻物を給ふ數條あり、其要點は、京官にては穀倉院內に納めある物品を以て給はり、鎮守府や太宰府內の官吏にては、當國の物にて給ふとある、但し無役の人には給せずと云へり、義解に依れば、本文には本位に依て給へとあるから無位の役人及び勳位を帶するも官位を帶せざる者には給らざる也と、因に銅鐵の事は、日本紀廿五卷孝德朝の大化二年三月甲申(廿二日)の詔を抄譯せば、王以上の墓は、內の長さ九尺濶さ五尺、其外域は方九尋、高さ五尋、役(エヨホロ)一千人を七日に使へ訖れ、其葬る時の帳帷は白布を用へよ、轜車あれ、上臣の墓は、其內の濶さ高さ上に准じ、其外域は方七尋高さ三尋役五百人を五日に使へ訖れ、帷帳は白布也、下臣は外域五尋、高さ二尋半、役三百五十人をを三日に使へ訖れ、是等の墓穴等に一は納め、一は使用する爲めの錄なるべし、同詔全文參考すれば、思ひ半に過ぎん、

第六條　依職從位給賻條

凡賻物兩應二合給一者、從レ多給。

香典は、位階と官職と何れにても多く給はらるゝ方にて給與せよと也、

第七條　給殯斂調度條

凡官人從征[從]行、及使人所在身喪、皆給殯斂調度。

官吏、行軍從軍中、又は使者に出て居る間に死亡せば、香典の外に入棺等の調度品迄をも給與せよと也、

字解 ○殯斂、前の第三條にあり、○調度は、俗に云ふ支度の如し、○[從]當行、

第八條　親王以下葬具條

凡親王一品、方相轜車各一具。鼓一百面。大角五十口。小角一百口。幡四百竿。金鉦鐃鼓各二面。楯七枚。發喪三日。二品、鼓八十面。大角四十口。小角八十口。幡三百五十竿。三品四品、鼓六十面。大角三十口。小角六十口。幡三百竿。其轜車鐃鼓楯鉦、及發喪日、並准一品。諸臣一位、及左右大臣、皆准二品。二位、及大納言、准三品。唯除楯車、三位、轜一具。鼓四十面。大角二十口。小角四十口。

幡二百竿。金鉦鐃鼓各一面。發喪一日。太政大臣、方相轜車各一具。鼓一百四十面。大角七十口。小角一百四十口。幡五百竿。金鉦鐃鼓各四面。楯九枚。發喪五日。以外葬具、及遊部、並從別式。五位以上、及親王、並借轜具及帷帳。若欲私備者聽。女亦准此。

本令條は、五位以上の葬禮の惡魔拂を始め、喪車及び行列用の幡、金、太鼓、笛、楯、等卽ち葬具に關する法令也、

一品親王には、方相一人と之に要する具足、葬車一輛、葬禮太鼓一百、大形の大角五十口、管の笛一百、幡四百竿、金鉦、鐃、鼓、各二面、楯七枚、發喪三日、と也、以下本文の如く身分に依りて給與に各差等あり、猶此餘の葬具、及び遊部は別式に從れと也、但し五位以上、及び無位の親王には、葬車、葬具、及び帷帳を貸與せよ、若し喪家私費にて辨せんと欲せば許せ、女官も亦此に准せよと也、

字解 ○方相は、義解にては、熊の皮を被り、黃金の四目あり、玄衣、朱裳、戈を執り、

柩を揚げて葬車を先導する也、愚按するに、惡魔拂（アクマハラヒ）と看做して可ならむ、○轜車、轜輴共に同じく音ジ、說文に喪車（モソルマ）也、釋名に輿棺の車を云ふ、

○鼓は、俗に云ふ葬禮太鼓なるべし、○大角は、和名抄に揚氏の漢語抄に、ヒラのフエとせり淵鑑類函卷二百廿八、武功廿三に說文に曰く、角の長サ五尺、形ち竹筒の如く、本は細くして末は大也、竹、木、又は皮にて造れりと、寺島良安の和漢三才圖繪卷の十八に、三才圖會に、銅角は、古は木を以て爲る（ツク）云々と、今の喇叭（ラッパ）を伸したるが如きものなるべし、（圖略す）

○小角は、クダの笛と漢語抄に云へり、杜牧の詩に、孤城吹角水茫々、風引胡笳怨思長、驚起暮天沙上雁、海門收取雨三行、と吟じ込（コミ）たり、

○金鉦、鐃は、淵鑑類函卷二百廿八に、唐六典に金の制四あり云々、字彙に云く、鉦は鐃也、小鐘に似たり、鐃は鈴に似たり大小の異ある而已、淨土宗に鉦鼓（シャウコ）とて叩く樂器あり、單にカネ共云ふ、金鉦は此類と看做して可ならむ、鐃（ネウ）は、俗に云ふ銅鑼（ドラ）にして、其始め鉦鼓（シャウコ）に基きて作り出せしと云へり、銅盥（カナダラヒ）に似たり、又た佛家に用ふる樂器に、低き山高帽子の形ちをしたる銅製の緣のある鉢式の糸尻の中央部に美麗なる總（フ）さの附たる長き絹糸の飾り紐を附けたる徑り一尺計りの妙鉢（メウハチ）又はネウハチと云ふ物あり、ヤハリ此鐃の類なるべし、○竿は、本（ホン）の如し、

○遊部は、アソビベと云ふて、終身無職無業にて課役も免されブラブラ遊びてばかり居るから

遊部（アソビベ）と云ふ也、集解の古記等の說に從（ヨ）れば、遊部は大和の國高市（タケチ）郡にあり、モトは止む事なき身分の苗裔にて、天皇崩御の際、殯殿に供奉し、哭泣悲歌し、或は凶癘を鎭めて慰安を供する等の如き者の由也、

日本紀の天武天皇十二年六月己未、大伴連望多薨す云々、贈大紫位發ニ鼓吹一葬之とあり、

第九條　葬埋條

凡皇都、及道路側近、並不レ得ニ葬埋一。

皇居の附近、及び大道則ち今云ふ國道の近接地には埋葬する事はならぬと云ふ也、

第十條　三位以上營墓條

凡三位以上、及別祖氏宗、並得レ營レ墓。以外不レ合。雖レ得レ營レ墓。若欲ニ大藏一者聽。

本令條は、墳墓の制度也、

三位以上の人、及び身分低からざる人の分家したる先祖、或は氏（ウジ）の長者の如きは、墳墓を營造（ツクリ）してよけれ共、其他は出來ぬ、若し共同の墓（ウチコミ）ならば聽許せよと也、

字解　○別祖は、分家の先祖、○氏宗は、氏の長者の如し、繼嗣令第一條の末にあり、○大藏

は、共同の如し、墳墓の制としては、日本紀卷廿五、孝德朝の大化二年三月甲申の詔、本篇第五條に一小部を抄譯せり、

第十一條　給送葬夫條

凡皇親五位以上喪者、並臨時量給送葬夫。

皇族及び五位以上の喪家へは、臨時に見量りて葬送用の人夫を給へよと也、

孝德紀の大化二年三月甲申の詔に、營墓の人夫として、王以上の墓は、内の長さ九尺、廣さ五尺、其外域方九尋、高さ五尋、人夫一千人、七日に仕上げ（中略）、大禮以下、小智以上の墓は皆大仁に准じて、人夫五十人、一日にしてしまい、凡そ王以下小智以上の墓は、宜しく小さき石を用ふべし、云々、（本篇第五條參看）

第十二條　墓碑條

凡墓皆立碑。記具官姓名之墓。

墓には、石を建てゝ何官何某と記せと也、

字解　○碑は石に刻む銘文也、○具官の具の字は、其、或は某の字の意なるべし、愚按するに久年の間に於て誤寫を傳へしならんか、併し某としては公式令第廿八條に解せし如く、某の字は

當時代には殆んど使用せざる如し、集解穴云私案位字略文爲三位以上造墓故也、昌保曰く官位姓名之墓と記せといふ意なるべし。

第十三條　身喪戸絶條

凡身喪戸絶無親者、所有家人奴婢、及宅資、四隣五保共爲檢校。財物營盡功德。其家人奴婢者、放爲良人。若亡人存日處分證驗分明者、不用此令。

本條は、絶家にならんとする時の、財産處分の法令也、

戸主死亡して、其家に最も近き親族なく、絶家にならんとする時には、其家所有の家來、奴婢及び資産は、五人組にて調査し預り捌け、然し、傍系から名跡を繼ぎ立ると名乘り出れば、四隣五保に附するに及ばぬ、但し家來と奴婢は放して良民の籍に入れよ、若し死亡者存命中に處分しありし證據分明ならば、本令を用ふるに及ばぬと也、

字解　○身喪は、死去の如し、○奴婢、賣買さるゝ賤民也、○四隣五保は、五人組の如し、戸令廿三條參看すべし、○營盡功德は、死者の名跡を立ると云ふ如し、

第十四條　暑中給氷條

凡親王、及三位以上、暑月薨者、給氷。

皇族及び三位以上の人にて、今の七、八月の間に薨去せば、氷りを給へと也、

第十五條　薨卒名稱條

凡百官身亡者、親王、及三位以上稱薨。五位以上及皇親稱卒。六位以下、達於庶人稱死。

本條は、臣民の死去の名稱に等級を立られたる令條也、

凡て文武内外の官員死亡せば、其内（ウチ）、親王、及び三位以上には薨と稱せよ、五位以上、及び無位の親王には卒と稱せよ、六位以下庶人（ジンミン）に達るまで死と稱せよと也、

第十六條　貴賤條

凡喪葬不能備禮者、貴得同賤、賤不得同貴。

厚貧薄葬は、聖賢の情也、故に貴は賤に同ふする事を得れ共、賤は貴に同ふする事を得ざれと也、

第十七條　服紀條

凡服紀者、爲君、父母、及夫、本主、一年。祖父母、養父母、五月。曾祖父母、外祖父母、伯叔父姑、妻、兄弟、姉妹、夫之父母、嫡子、三月。高祖父母、舅、姨、嫡母、繼母、繼父、同居異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫、一月。衆孫、從父兄弟姉妹、兄弟子、七日。

本條は、忌服の期間を示したる令條也、天子、父母、及び夫ト主人の爲めには服期は十二ヶ月とす、以下本文の如し、

第二十七篇　關市令　凡貳拾條

本篇は、關所、港灣、及び交易市場に關する法令也、

字解 〇關は、和名抄巻の十、道路の類百十三に、蔡邕の月令章句に關古還反、字亦關に作り日本紀私記に云く關門也、世岐度、境に在り以て出るを察し入るを禦ぐ所也、即ち今所謂關所也、

〇市は、説文に買賣所也、恃也(音市)言ふ心は交易して退恃り、以て匱くせざる也、風俗通に神農氏、日中市を爲し天下の人を致せ、天下の貨を聚め交易して退へ、各其所を得るは蓋し諸を噬嗑に取とあり、(委くは、古事類苑地部の關津港灣、産業部の貿易篇、及び淵鑑類函百卅四巻政術部の十三、同三百五十七巻産業部の三、互市、商賈の篇、又は、圖書集成の第二方輿彙編、第六經濟彙編等を參看して可也。

第一條　關所通券下付出願條

凡欲度關者、皆經本部本司請過所。官司撿勘、然後判給。

還者、連來文申牒勘給。若於來文外更須附者、驗實聽之。日別惣連爲案。若已得過所、有故三十日不去者、將舊過所申牒改給。若在路有故者、申隨近國司。具狀送關。雖非所部、有來文者亦給。若船筏經關過者、亦請過所。

本條は、關所や湊を出入するに必要なる通券の下付の出願等に關する法令也、他國へ出發せんとする者は、關所又は港を出入する爲めの通券の下付を本籍役所へ出願せよ、願書を受領したる役所は、檢査の上過所を下付せよ、而して歸國せんとする時には、其滯在地の役所にて歸國の見留をしてもらひ、併し別に歸國の爲めに手形をもらはねばならぬ場合は下付を願へよ、尤も滯在日數は凡て三十日の制限であるから、是以上を滯在する時には更めて歸國切手の下付を願へよ、又た萬一途中に於て不慮の事故を生じて、日限經過せば、其處の地方官に申出で改めてもらひ、又た止むを得ざるか、或は至便の爲め途中にて行路を變じて航行など致したる時は更に手形を請へと也、

字解 ○度關、關を越る也、普通は手形を以て通行すれ共、若し法を犯し手形を持たずして越

るを俗に關破りと云ふて重罪の刑に處せられたるものである、關破りに三種あり、私度、越度冒度也、私度は過所を所有せずして越るを云ふ、越度は、關所を通らず近傍にある間道より關ぬけをする也、則ち牢破りを越獄、禁制國へ行商するを越販と云ふ如し、冒度は、僞名則ち他人の名を借用して文引（過所）をもらふて通る也、衞禁律に、過所なしの關破りは徒刑一年、注に三關則ち不破、鈴鹿、逢坂は一年の徒なれ共、攝津と長門の二港の港破りは罪一等を減じ、此餘の關所は二等を減じ、又は越度は一等を加へとあり、因に今人の『しぞこない』をヲチドと云ふ語は此律語より轉用したる也、續紀延暦八年秋七月甲寅の勅語等の史例は古事類苑に讓る、○本部本司、本部は本籍の如し、本司は現奉職の役所、例之ば大舍人は京都の原籍人なり、此人旅行の爲め關所切手の下付を出願するには、大舍人寮則ち自身奉職の役所に申請すれば、寮に於て奥書をして京都の市役所へ出す也、地方及び庶民は管轄の役所へ出願する也、○過所は公式令卅六條に解せり○來文、到達地又は滯在地の當局にて云ふ處の語にして、出發地にて發局より下付したる過所を云ふ也、現今の外國旅行劵の如し、○筏、音伐、海篇に云く、竹を編て水を渡るを筏と云ふ、楊子方言卷の九、舟の條に（前略）泭之を篺（音敷）と云ひ、篺之れを筏と謂ふ、筏は秦晉の通語也、江淮にては篺中に家居するを薦（音符）と云ふ、和名抄に桴筏をよめり、艀䑺も同じ、イカダは烏賊手の義なるべし、木製を桴とし、竹造を筏とすと云

ふ說穩當ならむ、現今も臺灣にはテッパイと云ふ竹製の船あり、筏の類に近かし千五百番歌合に、後鳥羽院の御製として、

筏しのやみをもわかぬみなれさをさすがに夏は月を待かな

又た關所と云ふに就ては、萬葉集卷第十八、天平感寶元年五月五日、饗二東大寺之古墾地使僧平榮等一、于時守大伴宿禰家持、送二酒僧一歌一首

夜岐多知乎（乎をのにせしあり）刀奈美能勢伎爾、安須欲里波、毛利敝夜里衣、伎美乎等登米牟、など枚擧に遑非ず、

第二條　關津出入順序條

凡行人出二入關津一者、皆以二人到一爲二先後一。不レ得二停擁一。

旅行者の關所や湊を出入するには、發着順によれ、必ず停滯させられぬと也、

字解 ○津、音秦、豆也、渡り也、今の港に當る、則ち坊の津、博多の津、安濃の津等の如し雜令第十三條を參看すべし、○停擁は、怠慢遲滯の如し、

第三條　向他關條

凡行人度入關津者、皆依二過所所レ載關名一勘過。若不レ依レ所

詣、別向餘關者、關司不得隨便聽〔便〕其入出。

旅行者の關所や港に入らんとする時は、其所持の過所に記載しある關所の名によりて通過させ、若し手形面に記載しある關所にあらず、他の關に來らば、關守（セキモリ）に於て調査の上便に從て出入を許可せよと也、〇口印（ニフシンベン）の三字は恐らくは衍文なるべし、

第四條　乘馬通關條

凡行人齎過所、及乘驛傳馬、出入關者、關司勘過、錄白案記。其正過所、及驛鈴傳符、並付行人自隨。仍驛發傳符、年終錄目、申太政官惣勘。

旅行者、關所の手形を所持し、驛馬又は傳馬に乘りて關を通過せんとせば、關守に於て其手形等を調査の上白紙に謄錄し、謄錄終らば、手形及び驛鈴、傳馬帳等を本人に還附せよ、驛鈴及び傳馬帳等は年末に至り其目錄を記して朝集使に付して、太政官に申達せよと也、

字解　〇齎は、モタラスと訓み持ち到る義也、〇過所（クワソ）は、關所手形、〇驛傳馬、公式令第廿一卅六、四十二條等に委し、〇關司は、關守の如し、〇錄白は、白紙に謄錄して朱印を押捺せざ

る事、〇驛鈴傳符は、公式令廿一、廿二、四十一、四十二の條にあり、

第五條　丁匠等度關條

凡丁匠上役、及庸調脚度レ關者、皆據二本國歷名一、共所レ送使勘度。其役納畢還者、勘二元來姓名年紀一。同放還。

飛驒の大工木挽等の役に就く時、及び庸役の者、又は調の代りに體役を奉ずる爲に上京する者等の關所を通過するは、豫て各地方廳より關所へ廻しある名簿に據りて、引率の地方官と共に名簿に照査して通過させよ、其庸役を勤め了りて歸國の時は、先の名簿に照して通せよと也、

字解 〇丁匠役、賦役令廿四條以下數條參看すれば明了也、〇庸調の脚(ヨボロ)は、賦役令一條より四條迄に既に解せり〇歷名は、律の總歷と義同じ、即ち元め來りし姓名年齡を云ふ、〇元來は、初め來る也、〇年紀、年齡と云ふ如し、

第六條　兵器條

凡弓箭兵器、並不レ得下與二諸蕃一市易上。其東邊北邊、不レ得レ置二鐵冶一。

弓矢は勿論、其他種々の兵器は、總て外國と交易はならぬ、又た東端及北邊の國には、鐵工所を設置する事はならぬと也、營繕令第四條參看すべし、

第七條　外國人入關條

凡蕃客初入ㇾ關日、所ㇾ有一物以上、關司共二當客官人一、具錄申二所司一。入二一關一以後、更不ㇾ須ㇾ檢。若無ㇾ關處、初經國司亦准ㇾ此。

本條は、外國人の內地旅行の携帶品を檢査するの法令也、外客來朝の際、初めて關所に入らんとする時に、其携帶品一箇以上ならば、關守に於て地方官及び外客(則ち本人)と立會にて檢閲し、其品を具さに記して治部省に申達せよ、但し、上陸地及び既に通過し來りし關所にて一回檢査しあらば、其後の關所に於ては檢査するな、然れ共、上陸地の當局に於て、外客の到達せんとする地迄に一の關所もない譯ならば、上陸地の地方官に於て、關守同斷の檢閲をせよと也、

字解　○蕃客は、外國の客人也、○當客官人は、領客使(グワイキヤクヤクウケトルヤク)を云ふ也、○所司は、治部省を云ふ、

第八條

凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易。爲人糺獲者、二分其物、一分賞糺人。一分沒官。若官司於其所部捉獲者、皆沒官。

役所が交易を致さぬ前に、個人が私かに外國人と貿易はならぬ、若し本法を犯して貿易せし事を他人に訐れたる時には、其物品を二分し、一分は密告者に賞與し、一分は官に沒收せよ、但し官吏而已にて、違犯者を捕へたる時には、貿易したる物品は、全部官に沒收せよと也、

字解 ○賞は、塙本にタマヘの假名を附せり、○糺は、密告、又は訐の如し、

第九條　禁物條

凡禁物、不得將出境。若蕃客入朝、別勅賜者、聽將出境。

禁制の物品は國外へ出す事はならぬ、然れ共、入朝の外國人に對し、特別の勅命を以て下賜になりし品は此限に非ずと也、

字解 ○禁物、名例律第廿五條に、犯禁の物は則ち沒官せよ、疏に云く、謂心は、鼓、吹、幡幟、及び禁書、璽印之類、私家に有る應からざる者、是を犯禁の物と名づくとあり、○將は、持携

の如し、

第十條　關門開閉條

凡關門並日出開、日入閉。

關所の門は、太陽出て開け、太陽が沒して閉鎖せよと也。

第十一條　市場條

凡市恒以午時集。日入前撃鼓三度散。毎度各九下。

諸物を貿易する市場の開廛時間は、毎日正午とす、此時に諸商人等集まれ、而して日沒前に當りて、閉場太鼓三度打ち鳴せば諸買人散せよ、但し太鼓は、一度に九ツ宛叩く事とせよと也、

（第二編職員令第六十七條、京職の條を參看すべし尚委しく想像せんとならば、延喜式第四十二卷、左右京職、東西市司の篇を勘合すべし、）

第十二條　市場整理條

凡市、毎肆立標題行名。市司准貨物時價、爲三等。十日爲一簿。在市案記。季別各申本司。

市場には、各陳列所毎に棒杭を立てゝ絹なら絹、布なら布と題せ、市場の係り員は貨物の時の

相場直段を三等とせよ、十日毎に帳簿を爲りて市場に備へ置け、一年に四度宛、京ならば市役所地方ならば郡役所へ申達せよと也、

字解 ○肆は、陳也、列也、市座也、今は書肆酒肆などと云ふて、一軒の店にも此文字を通用さして居れ共、コ、では一小區域内の數店を指したるなり、○題行名とは、標榜の市ぐら、布の市座と云ふ事を記す類也、今所謂、銀行、商行、洋行等の行にして商賣と云ふ如し、○三等、は品と價の大別にして、品物にも上中下九等、價にも高中低九級として其中直を標準相場に立て丶交易する也、例之ば、中等羽二重、一疋拾貳圓と拾四圓と、拾六圓とすれば、其中直が拾四圓であるから、ソレを相場に立る也、上等、下等の品も皆此の如くに相場を立ると云ふ也、○季別は、春夏秋冬也、○本司は、市場を管轄する役所也、

第十三條　官私交易條

凡官與私交關、以物爲價者、准中估價。則懸評贓物者亦如之。

官物と私有品と交換する價は、ヤハリ前條の如く中直の賣直に准せよ、官の物は大概多くは盜人の贓品であるが、此等の物を盲賣にするも亦右の如くせよと也、

字解 ○交關は、交換の如し、○估は、賣也、○懸は、俗言メクラの如し、此末の十五條にある懸とは其義異れり、○贓物は、盜品也、贓は、職員令三十一條及び獄令の始め四ヶ箇條等に解す、

第十四條　權衡度量條

凡官私權衡度量、每年二月、詣大藏省平校。不在京者、詣所在國司平校、然後聽用。

官私使用の度量衡は、每年二月(今の三月)大藏省にて檢査の上檢印して用へさせ、地方は、地方廳にて檢査の上押印して使用させよと也、

字解 ○度量衡は、雜令の第一條より、第四條迄に解せり○平校は、器物の公平正直を檢すると云ふ字義也、故に平と雖も檢印を受けざれば皆三十に處せらるとの律なり、

續紀大寶二年三月乙亥(八日、太陽曆四月十二日)始めて、度量を天下諸國に頒つ、

第十五條　權衡用法條

凡用稱者、皆懸於格。用斛者、皆以概。粉麵則稱之。

凡て輕重を稱る時は、皆天秤にかけよ、桝を用ふる時は、皆マスカケを用へよ、若し穀物の粉碎したる物は、天秤にかけよと也、

字解 ○稱(シヤウ)は、輕重を稱量するを云ふ、○懸は、カケ也、○格(カク)は、天秤の竿也、○概(ガイ)は、マスカケ也、○粉麪、米の碎屑(クダケ)を粉と思ふ、麥の碎屑(クダケ)を麪と曰ふ、

第十六條　奴婢賣買條

凡賣二奴婢一、皆經二本部官司一、取二保證一、立券、付レ價。其馬牛、唯責二保證一、立二私券一。

奴婢を賣る時は、所轄の役所に書面を以て屆出、役所の保證を請け、手形を作りて奴婢の價直を定め、其許可を得て賣渡せよ、但し、牛馬は屆書に保證を請(コ)ふのみにて、直段付の許可に及ばぬと也、

字解 ○本部官司は、被管役所、○立券は、手形を造り、○責は、請(ネガ)ふ也、

第十七條　賣品條

凡出賣者、勿レ爲二行濫一。其横刀槍鞍漆器之屬者、各令レ題二鑿造者姓名一。

凡て賣品は、粗製品又は贋造物は作る事はならぬ、其内刀、劍、矛の類、馬の鞍、漆塗の器具等

には、各製造人の姓名を入れさせよと也、

字解 ○行濫、堅牢ならざるを行と爲す也、眞ならざるを濫と爲す也と、唐律に云へり、例之ば鏃に鋼鉄を用ふべき所に柔鉄を使用し、絹織に麻絲を混ぜし如きを云ふ也、○題鑿は、シルシ彫る也、鑿は鏨に同じ、說文に木を穿つ也、則落、則格、并に音作、字書に鮮明なる貌共いへり、

第十八條　　廉買高賣條

凡在ㇾ市興販、男女別ㇾ坐。

市場にて販賣する時は、男女各席を別にせよと也、

字解 ○興販、販は方願切音ハン、說文に、賤く買て貴く賣るものとあり、ウル、又は、ヒサゲの訓あり、僧尼令第十八條雜令第廿四條參考すべし、

第十九條　　不法品條

凡以ニ行濫之物ニ交易者、沒官。短狹不ㇾ如ㇾ法者、還ㇾ主。

麁製品又は贋造物を以て交易せば、其品をば官に沒收せよ、又た寸尺等不足の物ならば、賣主に還せと云ふ也、卽ち織物の幅と長さの不足、地質の精粗、器具の粗造、果物の不熟、食物の

腐敗に傾きしもの、釀造物の少量、糸綿の目形の不足等を云ふ、

字解 ○行濫は、前々條にあり、

第二十條　市場定價條

凡除官市買者、皆就市交易。不得坐召物主、乖違時價。不論官私、交付其價。不得懸違。

役所の購買を除く外は、皆各市場に於て交易せよ、必ず自家に坐ながら物品主を召び寄せの上、購買して時價（時の相場直段）に相違するやうなる事はならぬ、又た官私を論せず、代り交るに直段を付けよ、物品主と互に價直の合はざる賣買はならぬと也、

字解 ○乖は、背きの如し、○懸は、前條十三條にありコヽでは、滅法と云俗語の如し、

第二十八篇　捕亡令　凡壹拾伍條

本篇は、違犯逃亾者等を捕獲する法令也、

字解 ○捕は、音歩、擒捉也、説文に取也、捕獲、－捉、－縛、追－、逮－のホ也、○亾は、逃亾にて、ニグル也、則ち法を犯し令に違ふは、典憲容(ユル)さず、若し逃亾あらば、其惡行の滋蔓(ヒロガリ)せん事を恐る、故に捕へ繋(ツナ)ぎて以て疎網(アミノナカ)に置く可し之を捕亾と曰ふ、

第一條　逃亾人追捕條

凡囚、及征人防人衞士仕丁流移人逃亡、及欲入寇賊者、經隨近官司申牒。則告亡者之家居所屬、及亡處比國比郡追捕。承告之處、下其鄕里隣保、令加訪捉。捉得之日、送本司、依法科斷。其失處得處、並申太政官。

既決、未決の囚人(メシビト)、及び出征軍人、其他の兵士、仕丁(ツカフド)、流罪人の配所に如(ユ)く途中の逃亾、又は

謀反人等あらば、最近の役所へ届け出せ、則ち逃亡者の家は勿論、逃亡したる處の比隣の國郡に通告して追捕せよ、通告を受けたる役所は、其近隣郷里に命令を下して追捕の手傳をさせ、而して捕らひたらば係り役所へ護送し、係り役所は法律に依て裁判致せ、若其人數夥多なる時は、其捕らひ得たる人數と捕らひ得ざる者、及び取り逃したる數等を太政官に申達せよと也、

字解 ○囚は、有罪無罪に限らず、凡て監獄に繋ぎ置く人を云ふ、○征人、等は軍防令に詳也、○流移人は、流罪にて配所に移さるゝ人也、○寇賊は、主に謀反人を云ふ、其叛人を捕縛する法は、獄令第卅三條にあり、然れ共獄令の捕縛は謀狀の未だ顯れざる隱秘の中に執行する法にして、コヽは、既に公然叛狀の顯れたるを捕ふる條故に兩條を存立せし也、○比國、比郡は、幷び國幷び郡也、○隣保は、向ひ三軒兩隣の如し、○訪捉、尋ね捕ふ也、

第二條　盜賊追捕條

凡有盜賊、及被傷殺者、則告隨近官司坊里。聞告之處、率隨近兵及夫、從發處尋蹤、登共追捕。若轉入比界。須共比界追捕。若更入他界。與所部官司對量蹤跡。付訖、然後聽比界者還。其本發之所使人、須待蹤窮。其縱緒盡

處官司、精加推討。若賊在甲界、而傷盜乙界。及屍在兩界之上者、兩界官司、對共追捕。如不獲狀驗者、不得則加徵拷。

竊盜及び强盜、時に殺人等あらば、最近の役所、及び町村役場に急報せよ、急報を得たる役所役場は、駿速最近に居る處の兵士、及び人夫等を引率して追跡し、即時逮捕の手段を取れ、若し盜賊が隣國等に高飛びしたる景迹あらば、隣國と共同して追捕せよ、又た更に他國に再轉し逃走したる樣子ならば、心當りの國の當局者と協議の上搜索逮捕を講ぜよ、協議終了せば、隣國の者を歸國さして宜しい、但し初發犯罪地の者は、追跡逮捕の奏功有無の片付く迄の時を竢つべし、愈捕縛の見込盡きたらば、初發地の者等を歸國さしてよい、然れ共、終りの當局に於て、初發地の人に精細事狀を聞糺しおきて、倦まず怠たらず追捕を加へ居れよ、若し又た賊が甲の地界に根據を搆へて、乙の界を傷盜するとか、又た殺人の死骸が兩國の境界に跨り在らば兩國の當該官吏は共同して追捕せよ、若し贓品等露顯せざる者には、捕捉しても拷問徵物する事はならぬと也、

字解 ○盜賊は、竊盜、○傷殺は、疵を附け及び殺すを云ふ、○坊里は、町村の如し、○兵は

兵士也、○夫は、人夫也、○尋蹤は、跡を尋ぬる也、○登は、塙本にスナハチと傍訓せり、講令備考に秉燭譚に云く、律に登時と云語あり、卽時と云ふ事にて、ソノマヽ、と訓すべし、然れ共一般の字書に此解なし、固に缺事に非ずや、艾隱筆記に房杜傳登殺用唐律卽時爲登卽時殺之也登時傷者勿論と、近頃讀史の次にみれば、晉書載記(呂保云く王弘箇錄也)百九卷、登加罪戮、又た集異記に諸女驚駭、登棄於路、又云く、及竊登言於醫工と、此登の字何れも卽時の義也、然れば登と云ても、登時と云ても卽時の義に通用す、唐代の俗語と見へたり、後世多く見當らず、呂保曰く、登は其始め木豆、瓦豆の豆に同じ、上世に於て一獻三酬の習慣ありし時は祭器とはまだ致さゞる如し、民間にて今云ふ椀、皿、鉢の如し、故に酒にも用ひ、肉にも用ゆ、菜をも盛れり、此事は方以智密之の通雅卅三卷古器の部に載せて云く、武王觴豆に銘を爲り、食自杖、食自杖、戒之憍、憍則逃、注に盧氏云く、無求醉飽、自杖而已、と是等に胚胎基因し、轉語せしなるべし、賊盜律に云く、凡そ夜故なくして人家に入る者は笞卅、主人登時格殺者勿論、若し侵犯に非るを知りて殺傷する者は、鬪殺傷より二等を減ずとあり、○比界は、隣國隣郡、○他界は、外の國、○所部官司は、所轄役所、○蹤跡、アト也、○蹤緒、アトのツケ也、○推討、聞糺し追捕の如し、○狀驗、贓狀露顯の證據、則ち贓物確證の如し、獄令三條又た卅條等參考すべし、○徵拷、徵收、拷問の如し、

第三條

凡追捕罪人、所發人兵、皆隨事斟酌。使多少堪濟。其當界有軍團、則與相知、隨則討撲。若力不能制者、則告比國比郡、得告之處、審知事實、先須發兵相知除翦。仍馳驛申奏。若其遲緩逗留、不赴機急、致使賊得逃亡、及追討不獲者、當處錄狀奏聞。其得賊、不得賊、國郡軍團皆附考。

凡て犯罪人を追捕せんには、犯罪地の人夫、及び兵士等をば使用するに、其事柄の大小に應じて多寡の數を斟酌使用せよ、若し土地に軍團あらば、共同して捕縛せよ、若し制御するの力(チカラ)が不足と豫想せば、隣國隣郡に通告して加勢を請へ、通告を受けたる國、郡にては、詳細に事實を聞き知り、其上兵士を發して討伐せよ、而して外寇又は謀反人等の多勢なる場合ならば、仍(ナホ)早打(チエキ)を以て奏聞(テンシニマウシアゲヨ)に達せよ、又た通告を受けたる隣國は、荏苒遲延して、機急に赴かず、賊をして逃亡し得せしめたとか、又た追討せしに捕獲も出來なかつたとか、等の事あらば、當局に於て具に狀を錄し、早打(ハヤウチ)を以て奏聞に達せよ、而して、其賊等を捕獲、掃討せしと否(セヌ)とは、

皆國、郡、軍團の人共の年末に具申する功過、行績に關して考叙に附せよと也、

字解 ○人は、人夫、○兵は、兵士、○堪ν濟は、仕事し得る也、○審は、明也、細也、○相知は、相談又は協議の如し、○除翦は、去り盡すの如し、翦は子踐、即淺切、幷に音前、周禮秋官の注に、翦は斷滅の言也、左傳宣公十二年の注に同襄公十四年の傳に削也、同成公二年の注に盡也、俗に剪に作る、○馳驛は、早追也、○考は、功過、行績に依て官位の進降をする也、考課令第一條、二條、六十六條等を參看すべし、

本條も前條に同く、獄令卅三條參照すべし、

第四條　人畜貨物亾失條

凡亡ニ失家人奴婢雜畜貨物一、皆申ニ官司一案記。若獲レ物之日、券證分明、皆還ニ本主一。

本條は、遺失物の屆に關する法令也、

凡て家來、或は奴、婢或は牛馬、或は貨物等を亾失せば、事由及び品目を記して、其筋へ屆出せよ、併し亾失の目錄不充分なるも、他に手形等の確實に證明し得る證據のある品は、後日亾失物發見の日に、亾失者へ還附せよと云ふ也、

字解 案記は、品目記載の如し、○券證は、證券則ち切手又は手形の證據と云ふ如し、

第五條　捉盜給賞條

凡糺ニ捉盜賊ニ者、所レ徵倍贓、皆賞ニ糺捉之人ニ。家貧無レ財可レ徵、及依レ法不レ合レ徵ニ倍贓ニ者、並計ニ所レ得正贓ニ、准ニ爲五分ニ、以ニ二分ニ賞ニ糺捉人ニ、則官人非レ因ニ撿挍ニ而別糺捉、幷共盜、及知レ情主人首告者、亦依ニ賞例ニ。

本條は、盜賊を捕へたる者に賞を與ふるの法令也、盜賊を捕へたる者には、盜賊の盜品を徵收する則ち贓品は、皆捕へ人に賞與として給へよ、竊盜者若し家貧にして徵すべきの財無き時とか、又たは法律によりて、倍贓を徵收する事のならぬ場合には、正贓品を計算して五分に作り、其二分を捕へ人に與へ、又た官吏にても、係りの者に非る者にして捕へたる時には賞與せよ、又た共同の盜人とか、或は情を知りし主家の主人の密告ならば、是亦賞與の例に依れと也、

字解 ○糺は、タヾシ告し及び捕へたるを云ふ、此末の十三條にあり、○捉は、捕の如し、○倍贓は、吏學指南に、一を盜みて二を徵收する也と、荷田在滿の説にては、正贓なければ、他

の物品にて出さしむ、故に倍は充るの義とせり、愚按にては吏學指南說を用ふるを可とす、獄令第五十二條の末項に、若し官物を欠負（私費）して、正贓及び贖物を徵すべからむに、以て備ふるに財なくば、官役して庸を折げ、其物多しと雖も五年に限り止め、一人の一日に布二尺六寸を折げ、とあり、就て參考すべし、金玉掌中抄に、賊盜律に云く、竊盜財を得ざる者は（未遂犯）、笞五十、布一尺を盜めば、杖六十、一端毎に一等を加へ、五端を盜まば徒刑一年、五端毎に一等を加へ、五十端毎に加役流とす、右件の罪は、威力を用ひずして、人の物を盜みたる時の事也、○正贓は、不正品則ち盜品也、假令ば布十端を盜みて、捕へられたる時に、現在五端しかなければ、其五端を五分する也、併し全く無時は賞與せざる也と、

第六條　姓名不明死人條

凡有死人、不知姓名家屬者、經隨近官司推究。當界藏埋。立牓於上、書其形狀、以訪家屬。

本條は、原籍不明なる行路等の死骸取扱方の法令也、

凡て屬籍姓名の知れざる死亡者あらば、最近の役場に屆けて穿鑿せよ、而して死骸は其所に埋め、札を其上に建てゝ、老、幼、男、女、の別、及び容貌人相、年齡の見込、其他所持品を記して、

往來者にしらしめ、家族の來訪を待てと也、

字解 ○推究、はセンサクの如し、○當界は、ソノ所、○牓、は木標、○畫は、死人の畫像を立札に繪がく也、

第七條　逃亡奴婢捕獲條

凡官私奴婢逃亡、經二一月以上一捉獲者、二十分賞レ一。一年以上、十分賞レ一。其年七十以上、及癃疾、不レ合レ役者、幷奴婢走捉前主、及闌逵捉獲者、賞各減半。若奴婢不レ識レ主、牓告。周年無二識認一者、判入レ官。其賞直官酬。若有二主認一、徴二賞直一還之。

本條は、奴婢の逃亡したる者を取扱ふ法令也、

凡て官有及び個人所有の奴婢が逃亡して、一ケ月以上を經過したる者を捕へたる者には、其奴婢の價値を廿分して、其一分を捕へたる人に賞與せよ、若し一年以上經たる者あらば、十分の一を與へよ、併し其年齢七十歳以上なるか、又は病身にして使役すべからざる者とか、又た前

主人に捕ひられたる時とか、又は關所或は港津にて其役人に捕へられたる時は、其賞與は前記の半額とせよ、若し奴婢が幼稚にして、主人の顔を知らざれば、迷子札の如くに札を附けて置け、而して幼少の奴婢が、一年經過して、尙主の知れざる時は、官に納め入れよ、其時は賞與の價は官より下渡せよ、若し持主(主人の事)知れたらば、賞の價を償はせ、還してやれと也、

字解 ○奴婢は、賣買品と同く價直に算する也、○癃は、音隆、罷病也、俗に云ふ老衰病の如し、○關津は、關所と港の如し、○幼稚云々は主に子供を連れて逃亡したる奴婢の子供等を云ふ、

第八條　送捕獲奴婢條

凡捉獲逃亡奴婢、限五日內、送隨近官司。案撿知實、平價依令徵賞。其捉人欲徑送本主者任之。若送官司、見無本主、其合賞者、十日內、且令捉人送食。若捉人不合酬賞、及十日外主不至、並官給粮。隨能固役。

凡て逃亡の奴婢を捕へたらば、五日の內に最近の役所へ届け送れ、若し五日を過れば違令に科すと也、而して檢案するに實正ならば、中直を以て奴婢の價を算し、其割合を以て、持主より

賞を與へよ、又た捕へたる者が、直接持主に送還せんとせば、其意に任せよ、若し役所に送致せんとするに際して、現に持主が分らずば、役所へは届け送りて、十日間は捕へた人の家より奴婢の食物を送らしめよ、若し捉へたる人が、報酬に預からざる而已ならず、猶十日の外までも持主來らざれば、其以上は官費を以て給食せよ、其代りに、其者共の逃げて行かぬやうにして、出來得るだけの仕事をさせよと也、

字解 ○平價は、中直の如し、○徵賞は、持主より賞與を徵收する也、○徑は、直の如し、○合は、ベク也、○糧は、食物の略、○能は、才能也、人々の知り居る仕事也、○固役は、禁固して使役する也、

第九條　賞與條

凡捉逃亡奴婢、未及送官、限內致死失者、免罪不賞。其已入官司、未付本主、而更逃亡、重被執送者、三分、以一分賞前捉人、二分賞後捉人。若走歸主家、猶徵半賞。

凡て逃亡の奴婢を捉へて、まだ役所へ届け送らざる內、則ち五日を經ざる間に、其奴、又た婢が死亡せば、逃亡の罪を免ずと共に捉へた人には賞與はやらぬと云ふ也、又た既に役所に届け

入れたれ共、まだ持主に下付にならぬ内に更に再び逃亡し、之を又た重ねて捕へたる時は、賞與は三分して、其一分は前の捉へたる人に、二分は後の捕へたる者に與へよと也、併し奴婢が逃げ走りて持主(主人)に還らば、半額の賞を持主より徴收せよと也、

第十條　逃亡奴婢犯罪條

凡逃亡奴婢、身犯死罪、爲人捉送、會恩免死、還官主者、依令徴賞。若遂從戮、及得免賤從良者、不徴賞物。

凡て逃亡の奴婢が、死罪を犯して、人に捉へられて送らるゝに、僥倖にして恩赦にでも逢ふて死を免れ、官奴なれば官に、私有婢ならば持主に還らば、前條々の如く賞與を徴收せよ、若し又遂に死刑に處せられたとか、或は賤民(奴婢の類)を免れて、良民になりたる者には、賞與を徴收するなと也、

字解 ○官主、官は官也、主は私有の持主也、○從良は、良民の戸籍に入りたると云ふ如し、

第十一條　逃亡奴婢價値條

凡平逃亡奴婢價者、皆將奴婢對官司平之。若經六十日、無賞可酬者、令本主與捉人對賣分賞

凡て逃亡奴婢の價直を定むるは、皆奴婢を携へて役所に往き鼎坐にて定めよ、若し六十日を經過して、持主より報酬すべき物なき時は、持主と捉へた人と相對の上、其奴婢を賣却し、價を分ちて賞に充てよと也、

第十二條　　奴婢訴良條

凡奴婢訴レ良、未レ至ニ官司ー、爲レ人執送、撿ニ究事由ー、知ニ訴レ良有レ實者、雖レ無ニ良狀ー、皆勿ニ酬賞ー。

凡て奴婢の言には、主人が妄りに人權を壓制して、我等を賤民にして居ると云ふ理由の本に基きて、良民たらん訴訟を提起するに當り、まだ役所に到らざる前に、人の爲めに執へられて官に送り來たらば、能く其事狀理由を檢究して、良民たらんと訴ふるの虚僞ならざるを認定せば、良民籍に編入するの事狀なく共、捕へたる人には、賞與をやる事勿れと也、

第十三條　　賭博條

凡博戲賭レ財、在レ席所レ有之物、及勾合出九得物、爲レ人糺告、其物悉賞ニ糺人ー。則輸レ物人、及出九勾合容止主人、能自首

者、亦依賞例。官司捉獲者、減半賞之。餘沒官。唯賭得財者自首、不在賞限。其物悉沒官。

凡て賭博は、現場にある物品及び財貨等は、密告者ありて捉得(トリエ)たならば、密告人に賞として與へよ、又た官吏と云へ共、當局の官吏に非ずして捉へ獲たらば、半分だけは賞與として遣(ツカハ)せ、餘の半分は、官に沒收せよ、又た賭博をして財を得た者が、或は自首して出たとて、賞與の限でない而已ならず、却て其財物は悉く皆な官に沒收せよと也、

字解 ○博戲は、雙六(スゴロク)、樗蒲(カルタ)の屬を云ふ、(僧尼令九條にもあり、)雜律に云く、博戲して財物を賭る者は徒一年、注に棊と射は賭ると雖も論せずとあり、○句合は、義解に、兩人を和合して、相敵對せしむ、是を句合と云ふ、○出九は、九を擧て利を取る、是れを出九と云ふ、淵鑑類函第三百卅卷、巧藝部の六、樗蒲の一に、樗蒲經に、古へは只木を切りて子(サイ)と爲し、一具凡て五子、故に五木と名く、(唐代に至りて五木經あり)後世轉じて石を用ふ、玉を用ふ、象牙を用ふ、骨を用ふ、故に列子に之を投瓊(トウケイ)と謂ふ、法律の文には之を出玖と謂ふ、博物志に、老子胡に入りて樗蒲(チヨホ)を作る云々、名物六帖にては其元は天竺とせり、昌保按ずるに、一を納れて九を出すに因るなるべし、通雅卅五卷に、出玖は骰子(サイ)也、樗蒲は博の總名也共あり。

第十四條　奴婢擧子條

凡兩家奴婢俱逃亡、合生男女、並從母。其略盜奴婢、知而故買配奴婢者、所生男女、皆入本主。不知情者從母。

凡て二軒の奴婢が、互に逃亡(カケオチ)して、男又は女兒を分娩(シユツサン)せば、母の子とせよ、又た人の盜みたる奴婢をば、盜み者なるを知りて、故(コトサ)らに其奴婢を購買して奴婢として使役する内に、男又女兒を分娩せば、皆な主人の籍に入れて良民とせよ、併し情を知らざるものは、母の子とせよと也、

(戸令第四十一條参看すべし)

第十五條　拾得物條

凡得闌遺物者、皆送隨近官司。在市得者、送市司。其衞府巡行得者、各送本衞。所得之物、皆懸於門外。有主識認者、驗記責保還之。雖未有記案、但證據灼然可驗者亦准此。其經三十日無主認者收掌。仍錄物色牓門。經一周無人認者、沒官。錄帳申官聽處分。沒入之後、物猶見在、主

來認、證據分明者還之

凡て遺失物を拾得せば、最近の役所へ屆け送れ、又た市場にありて拾得したる品は、市の役所に屆け送れ、又た巡回の衞府が拾得したならば、各軍營に送れ、而して、拾得品は皆門前に掲示して落し主を待て、遺失者と確認の者顯れ來たらば、能調査の上渡してやれ、又た時により、品によりては、五人組の保證を以て還付せねばならぬ事もあるぞや、又た未だ遺失屆をせざる内にても、確然たる證據があらば、還付してやれ、而して一ヶ月經過して、遺失者なき時は、官にて保管せよ、其時には、其物品を記して、門前に掲示せよ、一ヶ年を經て、尙主なき時は、官に沒收せよ、然れ共、一々帳簿に品々を記載し、官に上申して處分を受け、沒收の後と雖も、物品が猶現存しある處へ、遺失者尋ね來らば、能調査して、證據分明ならば、還付してやれと也、

字解 ○闌遺物は、放れ馬牛に、遺失物品の事也、廐牧令廿四條に既述す、(職員令卅一條刑部省の贓贖司を參看すべし、)○衞府は、五衞府にて職員令五十九條以上、及び軍防令に多く出せり、○本衞は、各衞府を指せり、○驗記は、案記の如し、○保は、保證也、○責は、求也、取也、○記案は、屆書の如し、○灼然は、明了の如し、○物色は、物品と云が如し、○牓は、札也掲示札を云ふ、○一周は、一年也、○沒官は、官に沒收也、○見在は、現存の如し、

第二十九篇　獄令　凡陸拾參條

本篇は、現行の刑事訴訟法に監獄法等を増損したる如きの法令也、

字解　○獄は、确也、類聚和名抄卷十三調度部の上、刑罰の具第百七十七の終に、四聲字苑に云く、語欲反、比度夜、罪人を入るる所也、又たウタへと訓み戸令三十三條の義解に、罪を爭ふを獄と云ひ、財を爭ふを訟と云ふとあり、訴訟は罪人を穿議するを云ふ、确は義解に、囚人の情を确實にせんと欲すとあれ共、确は角の如し、勝負を角する意味もある也、則ち前漢書李廣傳に、數虜と确す、注に勝負を競ふ也とあり、職員令第卅條刑部省、同二條太政官の辨官の項、同十六條治部省解部の項其他諸役所の判官等參考すべし、又た裁判官や檢察官、及び警察官の如き刑官等を罪する法は、別に斷獄律ある也、

第一條　裁判於犯罪地條

凡犯罪、皆於事發處官司推斷。在京諸司人、京及諸國人、在京諸司事發者、犯徒以上、送刑部省。杖罪以下、當司決

其衛府糺捉罪人、非貫屬京者、皆送刑部省、

凡て犯罪者は犯罪地にて判決せよ、但し重罪は上級役所へ送れと云ふ令條也、

凡て犯罪者は、犯罪地の役所に於て裁判せよ、但し在京諸役所の官吏、及び地方人にして、京都内の役所に於て罪を犯し、其罪が、徒刑以上に當るものとせば、先づ太政官の辨官へ上申し、官は刑部省に命じて裁判せしむ、杖罪以下は、輕罪であるから、犯罪地の役所にて裁判をせよと也、又た憲兵の如き衛府の兵士が犯罪人を捕へたらば、京都内に原籍なきものは、刑部省に送れと也、

字解 ○官司は、役所、○推斷は、裁判にして、犯罪者は、犯罪地の隨近役所にて裁判さるゝの法なれ共、犯罪者が甲の國にて罪を犯し、丙の國にて發覺捕縛されたとすれば、態々遠隔の甲なる國へ歸して裁判するかと云に然らず、假令ば、播州にて食鹽を竊盜して紀州に逃げ來り、紀州に於て、捕縛されたる時は、捕縛地の最近役所に於て裁判する也、則ち其時には、播州にて盜みたる時の鹽の中値を播州布に引直して罪を決する也、本篇五十二條の末文の如く一日の懲役の仕事は、布二尺六寸と定めあるを以て此の如き法に仕組みあると知るべし、尚關市令第十三條を參考すべし、○衛府は、宮衛令廿四條にある、

第二條　笞杖徒流條

凡犯罪、笞罪郡決之。杖罪以上、郡斷定送國。覆審訖、徒杖罪、及流應決杖、若應贖者、則決配徵贖。其刑部斷徒以上亦准此。刑部省、及諸國、斷流以上、若除免官當者、皆連寫案、申太政官。按覆理盡申奏。則按覆事有不盡、在外者、遣使就覆。在京者、更就省覆。

本條は、役所の階級に依て、裁判權に等差あるを示したる令條也、

犯罪の內、笞罪は郡役所にて裁決せよ、杖罪以上は、郡役所が裁判して、裁判書類を本人と共に府縣廳に送れ、然れば、府縣廳にて再び吟味をして見て、徒罪、杖罪、及び流罪にしても杖罪を以て濟まさるゝとか、叉た贖罪銅にて濟まさるゝ者は則ち裁決せよ、而して刑部省に於ても徒罪以上を判決する時も亦此に准ぜよと也、

刑部省、及び諸國の裁判にて、流罪以上、若くは官吏の除名、免官、官當を裁斷せば、其吟味の狀況、及び犯罪者の伏罪陳述等の書類を一括し、更に之を寫して裁判の意見書をも添へて本人と共に太政官に申し送れ、太政官にては叉々吟味して見て、法理に協へ別に審問すべき事なければ、奏上して天裁を請よ、併し右の如く再三吟味を遂ぐるも、尚盡さゞる事あらば、地方

ならば、態に其地方へ裁判官及び撿察官を出張せしめて取調べさせよ、京都内ならば、刑部省に命令を下して取調べさせよと也、

字解 ○決は、判決にて、決、贖幷に同じ、贖物は郡に留め、數のみを錄して國廳に上申する也、○覆審は、再吟味の如し、○決杖は、徒罪、流罪、の犯罪者に相當の杖を加へて徒又流を杖罪に決してやるを云ふ、○決配、の決は前項の決にして加杖の事也、配は、流罪の者を罰金則ち贖罪銅、或は加杖にて配所に遣さぬ事也、○徵贖は、贖罪銅を徵收する也、○除、免、官當、除は除名也、免は免官也、官當は位記を罪の代りに返上する也、詳細は本篇廿八條に解す、○按覆、も吟味と云ふ如し、○申奏は、天子へ申し上げて、天子の裁決を請ふ也、○遣使は、裁判官を出張せしむる事、○覆は、吟味或は取調べと云ふ如し、○省は、刑部省にして今の司法の如し、

第三條　再審條

凡國斷罪應申覆者、太政官量差使人取强明解法律者、分道巡覆見囚。事盡未斷者、催斷則覆。覆訖錄申。若國司枉斷、使人推覆無罪、國司款伏、灼然合免者、任使判放。仍錄狀申。其使

人與國執見有別者、各以狀申。若理狀已盡可斷決、而使人不斷、妄生節目盤退者、國司以狀錄申官、附使人考。其徒罪、國斷得伏辨、及贓狀露驗者則役。不須待使。以外待使。其使人仍總按覆。覆訖同國見者、仍附國配役。

本條は、覆囚使と云ふて、毎年太政官より巡囘裁判官とも云ふべき者を五畿七道に派出して、各地方の囚人の狀態、地方官の裁判狀況等、不都合の有無を巡視する也、倂し其覆囚使に不都合の裁判等あらば、地方長官より、太政官に上申して處分さるゝの道をも明けてある也、

凡て地方に發せし犯罪者を再審する爲に、太政官に於ては、法律に明るき適材の人を採用し、巡囘裁判官として五畿七道へ差立て、現在未決の徒罪以上の者を裁判致せ、判決終らば太政官に具申せよ、若し地方官に於て、曩日に曲りたる裁判してあるあらば、覆囚使の再吟味にて無罪とし、地方裁判官も亦自ら曲りて居たと理に伏すれば放免せよ、又は覆囚使の裁判と、地方判官の意見と衝突を生じたる時は、其理由を官に上申せよ、又た豫審等充分に調べあるに、覆囚使が種々の口實の下に、態と判決を延引する如き事あらば、地方官より覆囚使の非理なる事を太政官に上申せよ、然れば、官に於て年末に至り覆囚使の考に附せよ、

其徒罪は、地方判官の裁判にて、犯罪者伏罪し、盗品等顯れ出て、能々罪跡明了ならば、懲役せよ、必ず覆囚使の來るを竢に及ばぬ、然らざる者は、覆囚使の巡回を待て、使に於て惣て再吟味をせよ、覆囚使の再審が、地方判官と同意見ならば、其國に置て懲役せよと也、

字解 ○申覆、申は重也、覆はセンギ又は吟味にして今云ふ再審、○量は、ハカル也、○使人は、覆囚使の事、○分道は、五畿七道を分ちてと云事、○巡覆は、巡回裁判、○見囚は、現在の囚人、○未斷は、未だ宣告せず也、○催斷は、法廷を開催して裁判すると云ふ如し、○枉斷は、非理の裁判、○權覆は、再吟味、○款伏は、歎諾又は款んで降伏と云ふ如し、○灼然は、明瞭、○合は、可なり、○任は、隨意、○使判放、使は覆囚使、判は判決、放は放免、○國執見は、地方判官の意見なり、○節目は、フシメにして、本篇第六十三條にある如き節目より轉用して、種々の口實を設くる形容詞に借用せし語と看做すべし、○辭退は、メグラシ、シリゾクル也、考第の事は、考課令一、二條を參看すべし、○伏辨は、伏罪の陳述書、○贓狀露驗は、確乎たる贓物露顯の如し、○則役は、懲役の如し、○按覆は、吟味、○國見は、地方判官の意見○附國配役は、其地方に授けて懲役と云ふ如し、

第四條　覆囚使條

凡覆囚使人、至日先撿行獄囚。枷杻鋪席、及疾病粮餉之事、

有不如法者、亦以状申附考。

本條は、巡囘判官の事務章程中の要項共云ふべき令條也、巡囘判官が、各地方に至らば、地方の刑政先づ監獄及び囚人を撿閲し、其囚人の頸カセ、足カセの刑具は勿論、獄内の敷物、或は囚徒の疾病療養方、糧食等の事に不法あらば、其狀を太政官に具申して、地方當局の年末の考第に附せよと也、

字解 ○撿行は、撿閲の如し、○枷杻、枷は音加首カセにして、廣韵に頂械也、和名抄刑罰具の篇に、盤枷とあり、日本紀私記に久比加之とあり、杻は足カセにして、又た漢語抄にてはカセの訓あり唐韵、集韻共に、杻械也とせり、械を類聚名義抄にアシカセと訓せり、本條の義解は、足カセとすれ共、本條の精神は、手足共通の意にて使用したる字と愚考す、第六十三條參看すべし、○鋪席は、敷物、○粮餉、粮は呂張切、音良、糧に同じカテ也、コヽでは今云ふメシ又は飯米と云ふ如し、餉は始兩、尸羊切、共に音商、送る食也、コヽでは今云ふ辨當の如し、○不如法は、不法の如し、○考は、考課令の一、二條等を參讀すべし、

第五條　大辟罪三覆奏條

凡決大辟罪、在京者、行決之司三覆奏。決前一日一覆奏、決日再覆奏。在外者、符下日三覆奏。初日一覆奏、後日再覆奏。若犯惡逆以上、唯一覆奏。家人奴婢殺主、不須覆奏。其京國決囚日、雅樂寮停音樂。

本條は、死刑を忽諸(ユルカセ)にせず、三回迄も天子に上奏せねばならぬ、と云ふは速を捨て遅に從ふの仁政を旨とすれば也、然れ共、其内ち惡逆不道の罪に對しては、倫道を重んぜん爲めに、唯一回の上奏に止めて執行せよと云ふ子令條也、死刑を宣告するには、京都内にて執行するものならば、宣告する所の役所にては、三回迄上奏せよ、第一回(ハジメ)の上奏は、宣告の前日にせよ、アト二回の上奏は宣告の當日にせよ、京都外の執行は、太政官より使を以て達する前日に同官より上奏せよ、アト二回は、使の發足せし翌日に上奏せよ、若し惡逆則ち親殺し以上の犯罪ならば只一回の上奏に止めよ、又た家來或は奴婢が主人を殺害せし犯罪の如きは、上奏に及ばぬ、而して、京及び地方共に死刑決行の日には、雅樂寮は音樂を停止せよと也、

字解 ○決は、宣告、○大辟罪、辟は音へキ、君也、明也、法也の文字なれ共、義解の如く、罪と單釋すべし、故に大辟は重罪にして大罪と云ふ如し、○行決は、執行、○三覆奏は、三たび

上奏と云ふ也、○在外は、京外を云ふ、○符下、太政官の達しが下る也、○惡逆は、八虐中の第四番目の罪名なり、八虐は一に曰く謀反、國家を危くする事を謀る也。二に曰く、謀大逆、山陵及び宮闕を毀る事を謀る。三に曰く、謀叛、國に背きて外國などに投ぜん事を謀る。四に曰く、惡逆、祖父母、父母を毆打謀殺する也。五に曰く、不道、死罪に非る者を死刑に處したとか、又は蠱毒を造り畜ふたとか、伯叔父母、外祖父母等を殺す事を謀りたとか四等以上の尊長及び妻を殺したる類。六に曰く、大不敬、大社を毀りしとか、大祀神御の物、乘輿服御の物を盜みしとか、神璽、内印を僞造したとか、醫師が調合を本方の如くにせざるとか、天子の御膳を造るに食禁の方を誤りしとか、御幸の船など堅牢に造らなかつたとか、人臣たるの禮を欠きたる類。七に曰く、不孝、祖父母、父母を告訴したり、詛詈したりとか、父母の喪に居て婚姻し或は音樂を作すとか、父母の喪を聞て擧哀せざるとか、詐りて祖父母、父母が死せしと云へ觸らしたとか、父祖の妾に姦せしとかの類。八に曰く不義、主人或は國守或は師匠を殺害するとか、或は自身奉職役所にして五位以上の官長を殺すとか、又た妻たるもの夫の喪を聞て擧哀せぬとか、喪中音樂をなするとか、又た再嫁するとかの類也。

㈠雅樂寮、は職員令第十七條

第六條　　斷罪行刑條

凡斷罪行刑之日、並宣告犯狀。決大辟罪囚、皆防援着枷至刑所。囚一人、防援二十人。毎一囚加五人。五位以上、及皇親、聽乘馬。聽親故辭決。仍日未後行刑。則囚身在外者、奏

報之日、不得馳驛行下。

本條は、徒刑以上の犯罪者に罪狀を宣告し、死刑執行等の手續を制定したる令條也、凡て徒罪流罪を裁斷したる日には、罪狀をば犯罪人に讀み聞かせよ、又た死罪を裁決して、死刑執行の日には、皆防援とて警衛者を囚人一人に附き廿人を屬せしめて刑具等を施す手傳等をさせて死刑場に至らしめよ、而して防援の人數は、死刑一人の時には廿人なれ共、二名の時には五名を加へ、三人の時には卅名、以上受刑者一人を增す毎に五名宛の警衛者を增せよ五位以上、又は皇族方ならば、刑場に到る途中は、乘馬を許してやれ、又た親族、知己等にて、受刑者に決別を申し込ば、是亦聽許せよ、次に死刑執行の時間は、未の後刻則ち正午と日沒の中間頃に行ひよ、又た囚人、京都外に在るならば、死刑執行すると云ふ報告がありて、ソレをば太政官にて上奏し、其奏上の勅可を得たる日に、早飛脚などにて、官の達しを下す事はならぬと也、是れ全く人民大切の御精神にて、駿速忽諸を厭ひ、死殺を嫌ふの法意に出る仁政也、

字解 ○斷罪は、流、徒の裁決、○行刑は、徒罪以上の執行、○宣告は、讀み聞かす也、○防援は、警衛者と云ふ如し、○刑所は、俗に云ふ獄門所、○皇親は、皇族の如し、○親、故、辭決、親は親族、故は故舊又は知己の事、辭決は決別也、○未後は、昔の八ツ過ぎ七ツ時の前にて、今の三、四時頃なれ共、正當に云へば、正午と日沒の中間近かに當る、○在外は、京外と

云ふ如し、○奏報、奏は太政官の奏上にして、報は太政官へ勅可の下りしを云ふ、○馳驛は、早追、（公式令四十六條等にあり、）○行下は、官符を下すと云ふ事也、

第七條　大辟罪決行地條

凡決大辟罪、皆於市。五位以上、及皇親、犯非惡逆以上、聽自盡於家。七位以上、及婦人、犯非斬者、絞於隱處。

本條は、死刑執行の場所を示したる令條也、凡て死刑を執行する場所は、皆市に於てせよ、併し其内チ五位以上、及び皇族は其犯罪惡逆（五條にあり）以上に非ざれば、自宅に於て自殺する事を聽せ、又た六位或は七位の者と婦人は、其犯罪が斬罪に非る者は、幽隱の僻處に於て絞殺せよと也、

字解　○自盡は、自殺にして、古昔の自盡は主に毒藥を服すると、縊死の二ツにて、近世の如き割腹などはなき也、○斬は、打首則ち斷頸也、○絞は、頸を縊り殺す也、○隱處は、市街熱鬧に反して幽靜僻隱の地を云ふ、併し斬刑は市にて執行したる也、參考として、左に延喜式第廿九卷刑部省の第十九條、死刑執行の條を抄譯せんに、

凡て死囚を決すれば、省預め彈正衞門に移し送れ、其日、市司の南門に會集して、共に行決を監し、其彈正、左衞門の官人は門外の東に列し（各西面北上相去る事一丈許り）、刑部右衞門の官人は門外の西に列す（各東面北上相去る事上に同じ）

市、獄の兩司は南庭に列し（衞府より南に去る四丈許り、各北面中上）囚人は中間に當りて跪く（兩司より南に去る三四丈許）、物部は陣を分ちて防援す（囚の左右に列して北面中上）、立定りて錄兩司の中間に進みて北面して犯狀罪名を宣告して衆人に示す、稱唯し畢りて、本列に還る、則ち丞兩司を召して、仰せて云く、例に依て行へ、兩司稱唯して以て本列に還りて、物部に轉告し、物部稱唯して劍を案して戮す、（絞者には縄を用ふ）其殘骸は近親に授けて之を斂め令む、若し近親無き者は、兩司をして城外の閑地に埋めしめ、兼て傍示を樹つ（國郡姓名を注す）、右條を圖すれば大凡左の如し、但し圖は小中村博士の義解講義に依る、

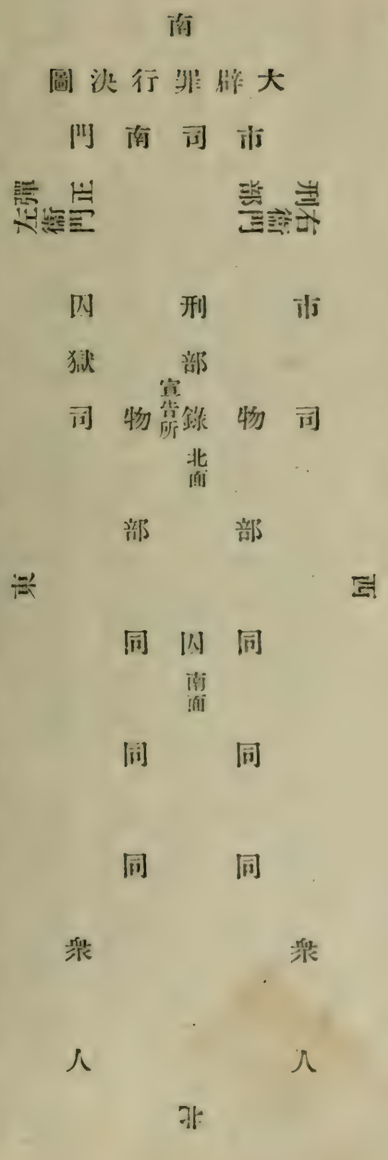

又た大寶よりは、遙か後の事なれ共、平治物語の惡源太義平が誅せらるゝ條に、難波三郎に仰せて、六條河原に於て誅せられけるに、敷皮の上になほりて少しも臆せず申されけるは、敵ながらも義平程の者を白晝に河原にて斬らるゝ事こそ遺恨なれ、去る保元に、多くの源兵の兵共誅せられしかども、晝は西山、東山の片邊りにて斬り、適河原にて斬らるゝ者をも夜に

入てこそ斬られけるなれ、弓矢とる身の習は、今日は人の上、明日は身の上にて有物を、平家の奴原は、上下共にすべて情けなく物も知ぬ者共也云々、

第八條　大辟罪監決條

凡決大辟罪、五位以上、在京者、刑部少輔以上監決。在外者、次官以上監決。餘並少輔、及次官以下監決。從立春至秋分、不得奏決死刑。若犯惡逆以上、及家人奴婢殺主者、不拘此令。其大祀、及齊日、朔、望、晦、上下弦、二十四氣、假日、並不得奏決死刑。在京決死囚、皆令彈正衞士府監決。若囚有冤枉灼然者、停決奏聞。

本條は、死刑執行の際に於ける、死刑場の監督、及び死刑の執行が出來ぬと云ふ期日を制定したる令條也、

死刑を受けたる人をして、死刑を執行するに當り、在京中の五位以上の犯人に對しては、刑部省の少輔以上にて刑場へ臨監せよ、若し自盡するならは、其家へ臨監せよ、地方は、地方廳の次官以上にて臨監せよ、六位以下、庶人迄は少輔、及び地方の次官以下にて臨監せよ、

但し立春より秋分迄は、奏上して執行する事はならぬと也、若し悪逆（五條に出せり）以上の犯罪及び家來或は奴婢が主人を殺害せし者なれは、本令條に拘はらずと也、

右の外に、大祭日、六齋日、及び毎月一日、七日、八日、十五日、廿二、廿三日、ミソカ、廿四氣の立ち日、毎月五日宛ある既定の休暇には死刑を奏上して執行する事はならぬ、而して京都内にて死刑執行の時には、彈正臺の役人と衞士府の役人とを立會さして臨監せしめよ、若し囚人が寃枉の罪たる事判然知れたらは、死刑の執行を停めて奏聞に達せよと也、

字解 ○監決は、死刑場へ臨監と云ふ如し、○在外は、地方を指す、○餘は、六位以下を云ふ○立春は、太陽暦二月の四六日頃、昔の暦みならば、十二月中に立春になる事多し、故に、年内に春は來にけりひと歳を、去年とやいやいはん今年とや云ん、と云ふ吟嚢の紐を解かれしある也、○秋分、は今の九月廿四日頃也、○奏決は、奏上の後決するを云ふ、○大祀、は大祭と云ふ如し、大嘗祭　、神祇令、八、十二、十四條を參看すへし、○齋日は、雜令第五條に詳解す、○朔望云々、朔は一日にして月立也、望は、周禮の注に依れは大の月は十六日、小の月は十五日にして昔し月を本としたる暦みにては滿月の日也、晦は、ミソカ則ち暗夜の日故にクラシと云ふ字にせり、上弦は、七日八日にて上の弓張月と云ふ義也、下弦は、廿二、廿三日にて下の弓張月也、○廿四氣、は立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑

大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒、也○假日は、假寧令第一條にあり、○衞士府は、非常警備の爲め、○寃枉は、ムジツ也、○奏聞は、彈正奏聞する也、

第九條　無親戚囚人死亡條

凡囚死無親戚者、皆於閑地權埋、立牓於上、記其姓名。仍下本屬。則流移人在路、及流徒在役死者准此。

本條は、牢死、及び流罪中に死亡したる者の取扱ひ方を示されたる法令也、

凡て監獄内に居る、既決、未決の囚人、死亡し其爲めに喪服を着用する程の近親なき時は、皆閑地に假埋葬し、其上に姓名を記したる墓標を立て、而して原籍地へ公文を以て通知をせよ、又た流罪の人にして、途中にて死亡せしか、或は流罪徒罪の者が、服役中に死亡せは、右の牢死に准せよと也、

字解 ○無親戚は、有服の親族なき者を云ふ、喪葬令第十七條參看すべし、○閑地は、幽僻の地、○權埋、假埋也、○牓は、何某の墓とは記さゝれ其墓標と看做して可也、○本屬は、原籍と云ふ如し、

第十條

凡犯流以下、應除免官當、未奏身死者、位記不追、則奏時不知身死、奏後云先死者、依奏定、其常赦所不免者、依常例、若雜犯死罪、獄成會赦、全原者、解見任職事、

本條の前項は、犯罪の官吏が、奏上勅可前に死亡せは、官位は取上げず、後の項は、赦に遇ふて死刑を免かるゝも、解官はせよと云ふ事を示したる令條也、

凡て官吏にして、流罪以下の罪を犯し、除名、免官、官當等の處分をせねはならぬ場合に、まだ奏上せざる內に、犯罪者死亡せば、位記は取り上ぐるな、又た奏上の時に、犯罪者、旣に死亡し居た事を知らずして、奏上の後に至り、業已に曩日に死亡した者と云はば、常法の如くにして免すなと云ふ也、又た常赦の免さざる犯罪は、常例によりて免されず、若し雜犯の死罪者が、裁判終結したれ共、まだ奏上のなき內に、赦に會ひて全く免さるる共、現職は解任せよと也、

字解 ○流以下は、流罪以下、○除、免、官當は、除名、免官、官當にて、考課令、六十二條及び本篇廿七、八條參看すべし、○依奏定は、除、免、官當並に常の法例に依るを云ふ、○追

は取り上げ、〇獄成は、裁判終結と云ふ如し、〇原は、免す也、　見任職事は、現職の事也、

第十一條　　流罪人到配所條

凡流人、科斷已定、及移郷人、皆不得弃放妻妾至配所。如有妄作逗留、私還、及逃亡者、隨則申太政官。

本條は、流罪と定まりたる者、及び移郷の人は、妻妾を捨てゝ配所に到る事はならぬ、皆妻妾を携帯せよと也、若し途中に於て妄りに逗留し、或は密かに故郷に還り、或は途中より逃亡する等の者あらば、直ちに太政官に申告せよと也、

字解 〇科斷は、罪科裁斷と云ふ如し、〇移郷は、假令ば、殺人罪にて死刑の判決を受たる者が、僥倖に大赦に會ふて免され、其者をば本籍地に歸住させずして、他郷へ移住さするを云ふ、是則ち本籍地へ還さば、復讐等の虞れあるを以て也、

流罪の時に妻をも隨伴する一例を擧れば、續日本紀卅七卷、桓武天皇の延暦元年閏正月氷上の川繼が潛かに亂を謀り、事發覺逃走云々、是に至りて捉獲されたり、詔ありて死一等を減じて、伊豆の國、三島に配す、其妻藤原法壹も亦相隨ふとあり、

又た移郷の例を槐記に取れば、傳へ聞く今日河内守俊賓、解官せらる、神今食に遇ふて移郷すべし云々、是れ其子が三條殿を殺したる故の縁座也、同七日、夜に入り檢非違使をして河内守俊賢を追は令むとあり、

又た、今昔物語に、平(タヒラ)の維衡(コレヒラノ)が、平の致頼(ムネヨリ)と合戰して咎(トガ)を蒙りたる語(モノガタリ)に云く、(前略)明法勘(ミハウカン)へ申して曰く、歷打(オリヒ)たんとしたる致頼が罪尤も重し、速に遠き所に流さるべし、請け戰ひたる維衡が罪輕し、郷を移し一年許りして免さるべきかと云ふに、公家宣旨を下されて、致頼をば遠く隱岐の國に流されぬ、維衡をば淡路の國に移郷せられぬ、

第十二條　　流罪三等條

凡流人應配者、依罪輕重、各配三流。謂近中遠處。

本條は、流罪の等級を制定したる令條也、流刑者の流さるべき場所は、罪の輕重に依て、三等に分ちて流せよ、則ち重きは遠島又は遠國へ、次は中等の遠隔地へ、輕きは近國へと也、

字解 ○應配は、ナガス可くと訓む、○近、中、遠は、京都を路程起算の元とす、

續日本紀に、神龜元年三月庚申に諸流配遠近の程を定む、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐の六國を遠と爲し、諏方(シンシウ)、伊豫を中と爲し、越前、安藝を近と爲す、延喜刑部式と大同小異にして、諏方を信濃としたると、里程を六丁一里の計算にて記しある而已(大寶時代には五丁一里但し此五丁は現今の六丁に當る)

第十三條　　流移人官量配條

凡流移人、太政官量配。符至、季別一遣。若符在季末至者、聽與後季人同遣。具錄應隨家口、及發遣日月、便下配處。

遞差防援、專使部領、送達配所。付領訖、速報元送處、并申太政官知。若妻子在遠、又非路便、預爲追喚、使得同發。其妻子未至間、囚身合役者、且於隨近公役。仍錄已役日月、下配所聽折。

流刑又は移鄕者は、太政官に於て、罪の輕重を量り、遠近を斟酌して流し又は移せ、而して刑部省、或は地方廳にては、太政官の達しが到來せば、一年四回、則ち四季に各一回宛、罪人を纒めて配所へやれ、若し官の達しが各季の末に來らば、些少遲れてもヨイから、次季の者と同時に遣す事を聽す、皆各携帶の品隨伴の家族、及び發遣の年月日を錄して、配所の當局へ報告せよ、罪人の護衛兵は、沿道の國々にて立替へ、專屬の官使は、罪人を統率し配所迄往きて配所の當局に渡せよ、配所の當局、受け終らば、速かに、始め送り遣したる役所へ報告し倂して太政官へも申告せよと也、若し妻子等が、犯罪者と其居を異にして遠隔し居るか、又た行路の不便を極むる所ならば、前以て招き寄せて、成べく同時に發足させよ、又た妻子到らざる内に罪人を就役させねばならぬ場合は、最近の地に於て、公役せよ、然れば已に就役せる日數を錄して、配所に下して、後日就役の日數に差繼ぎ、算入してやれと也、

字解 ○流移は、流罪と移郷、○量配は、斟酌して流せの義、○季別は、春夏秋冬別也、○符は、官の達し、○季末は、春又夏等の末月を指せり、○後季は、次季にして春ならば夏を云ふ、○家口、は家族の如し、○遞は、カハリ替り、○防援は、警備者、前の六條にあり、○專使は刑部省より配所へ下す罪人部領の役人也、○付領訖、授け受け終り也、○元は、初め也、○追喚は、呼寄せの如し、合役は、使役すべく也、○公役は、お上の仕事に使用也、○聽折は、ヘギ殖すを免せ也、

第十四條　遞送死囚條

凡遞送死囚者、皆令道次軍團大毅、親自部領、及餘遞送囚徒應禁固者、皆少毅部領、并差防援、明相付領。

本條は、死刑人を遞送する時は、專屬警備者の外に、沿道軍團の大毅をして親自ら擔當引率せしめよ、其他死罪に非る囚人にして、禁固すべき者には、沿道軍團の少毅をして警備人と共に達すべき處へ確に送り届けて受取らせよと也、

字解 ○死囚は、死罪と決したる囚人也、○遞送は、國送りと看做すべし、○軍團大毅、職員令七十九條、軍防令一條、十三條等にあり、○禁固は、現行法の禁錮刑に非す、單に堅く禁め

て逃亡せざる樣にして置くを云ふ、○防援、前條及六條等にあり、○明相付領、明は　明瞭にして確乎と云ふ如し、付は　授け、領は　受取也、

第十五條　　流移人給程粮條

凡流移人在路、皆遞給程粮。每請粮、停留不得過二日。其傳馬給不、臨時處分。

流罪者及び移郷人の配所に到る道中に在りては、皆沿道の國々にて糧食を給與せよ、但し糧食を請る每に、滯留は二日間より多くはならぬと也、而して其乘用又は小荷駄の爲めに驛々にて傳馬を給與するとせざるは、臨時の處分とせよと也、

字解 ○程粮は、道中の食糧也、○傳馬は、公式令四十一、四十二條にあり、

第十六條　　流移人發着調査條

凡流移人、至配所付領訖、仍勘本所發遣日月、及到日、准計行程。若領送使人、在路稽留、不依程限、領處官司、隨事推斷。仍以狀申太政官。

流罪人及び移郷人を率ひて、配所に送り往く使者が、配所の當局者に罪人を引渡せば、當局者

に於て、罪人發程の始めより、到着迄の日數を計算し、其路程に費すべき日數と云ふものは、旣定の規則があるから、ソレに准じ算積して見て、事故なく道中にて、妄りに滯留等ありしものと確知せば、領送使に尋問して、同使を處分せよ、其上其事由を太政官に申告せよと也、

字解 ○本所は、罪人の初發地を云ふ、○行程は、道程也、○稽留は、逗留の如し、○程限は、旅行規則の如し、○領處官司は、受取役所役人の如し、○隨事推斷は、事柄に依て尋問處分と云ふ如し、此役人の此處分だけは、特別の例とせり、

第十七條　流移人再仕官條

凡流移人、移人、謂本犯除名者。至配所六載以後聽仕。其犯反逆緣坐流、及因反逆免死配流、不在此例。則本犯不應流、而特配流者、三載以後聽仕。有蔭者、各依本犯收敍法。其解見任、及非除名移鄉者、年限准考解例。

流罪者及び移鄉人の本犯が除名罪ならば、配所に至りて滿六年經過の後は、再び仕官する事を許せ、但し蠱毒に因ての流罪人は、根絕せねばならぬ、故に永久仕官を許さず、又た其罪、謀反とて國家を危殆ならしむるとか、又た謀逆とて山陵宮闕を破毀せんとせし者か、又た緣坐流とて

反逆人に與して流罪となりし者か、或は反逆によりて死を免されて、配流に處せらるる者ならば、此例に非ずと也、則ち永久奉職は聽さぬと云也、又た元來の犯罪が、流刑に非ざれ共、犯罪の次第柄に依て流罪にさるる者は、特配流と云ふて、三年の後に再び奉職を許せと也、而して父祖のお蔭のある者共は(選敍令第卅八條參看すべし)、其犯罪に依りて、官位返上或は褫奪さるるも、時効の如く或る一定の時に至りて再び敍任さるるの法律、故に其法に依れと也(此法は、選敍令第卅七條にあり)、又た官吏が移鄕の罪にて、現職を解官せられたり共、除名罪(選敍令卅七條)の移鄕でなければ、考解の例(考課令五十六條)に准じて、一ヶ年の後に敍任する事を聽せと也、

字解 ○移人は、官吏の移鄕人也、○反逆は、八虐中の第四迄の類を總稱したる語也、(第五條に名を掲載せり)○緣坐流は、反逆の如き大重罪の正犯者に與みせざるも、亦更に秋毫の末程も犯罪事故を知らざるも一家内の者ならば、從犯同然の處分を受るを云、○有蔭は、父祖の高位高官等の庇蔭あるを云ふ、○本犯は、ココでは除名を云ふ、○收敍、收は位記返上の如し、叙は後日再び敍位せらるる事、○考解は、勤め振にて落第と云ふ如し、(考課令五十六條に詳解せり)

流罪及移鄕人の事に就ては、充分當て嵌まる史例に非ざれ共、續日本紀卅七卷、桓武天皇の延曆元年閏正月壬寅(紀元千四百四十二年)左大辨從三位大伴宿禰家持、右衞士の督正四位上坂の上の大忌寸苅田麿、散位正四位下伊勢朝臣老人、從五位下大原眞人美氣、從五位下藤原朝臣繼彥、等五人の職事は、其現任を解がれ、散位は、京外に移せり、幷に川繼が事に坐して也、自外の黨與合して三五人、或は川繼が姻戚、或は平生の知友幷に亦京外に出せり云々、

凡犯徒應配居役者、畿内送京師。在外供當處官役。其犯流應住居作者亦准此。婦人配縫作及舂。

凡て徒罪を犯し、本人居住地の附近に於て、役使さるゝ者にて、畿内の者ならば京都に送れ、地方ならば其土地の官役に使用せよ、流罪人にして、或は本人居住地の附近に於て、役使さるる者も亦此に准ぜよ、但し婦人ならば裁縫及び米搗にあてよと也、

字解　○居役、居作、も共に居住地附近に於て役使さるゝ也、流罪は一年、加役流は三年間役に服く事上述せり、而して男囚の役と云へば、延喜囚獄式を借りて解すれば、土木の工事及び諸般の雜事に使役す、又た囚獄司は、毎月六日毎に、囚人を引率して、宮城の四周を掃除、或は宮城内の汚穢幷に便所、溝渠等を掃除せしむ、其罪人は、現今の懲役人の如く、徒刑以上の者には、三、四人に連鎖を着けて役使す、但し毎日暮、役終らば手カセ、足械を加へ、明旦役に出る時は又たカセを脫せよ○官役、は公役の如く官の使役也、○住は、舊刊本、及び石川本の集解の職員令囚獄司の件云に、任に作れり、愚按ずるに何れにても解釋の仕やうによらむ、則ち居作に任すべくと讀むも理あり、又た住居作すべくと讀みたる所が左程差支もなき如し、○

配は、塙本にアテよとあり、分配又た配當の配の義なり、

第十九條　流徒人居作條

凡流徒罪居作者、皆著鈦若盤枷。有病聽脫。不得着巾。每旬給假一日。不得出取役之院。患假者陪日。役滿、遞送本屬。

凡て流刑、徒罪の居作者（前條にあり）には、足、又た頸に械を著けよ、併し病囚ならば脫してやれ、然れ共、帽は冠する事はならぬと也、右の罪囚等には、十日に一日宛の休みを給與せよ、休ます共、牢舍の搆の外へは出す事はならぬ、又た病囚ならば無論休みを充てよ、休みしだけは、全快の後に至りて勤め還させよ、而して徒刑の役、滿期に至らば、本籍に驛送りとしてやれと也、

字解 ○鈦、大計、時計切、幷に音第、說文に鋃鉗也、廣韻に鎖を以て足に加ふる也、增韻に頸に在るを鉗と曰ひ、足に在るを鈦と曰ふ、共に和名抄に、加奈岐の訓あり、栞等にては諸說紛紜たり、愚按するに、我越中の方言に、束縛なカラゲルと云ふ語はカナギに酷似せり意義亦異ならず、併し我方言に、此刑具共を總稱してマンリキ（萬力歟）と云ふ、頸に在るを頸萬力、手に在るを手萬力、足に在るを足萬力と云ふ、又た手錠

足錠共云ふ、○盤枷は、頸カセ也四條、四十二條、六十三條參看すべし、○巾は、頭巾又た帽子也、古は貴賤上下共に各着用せり、四十二條參看すべし、○院は、牢舍の一ト構へ也、○患假は、病氣休、○陪日は、役かへす如し、○遞送は、驛送りの如し、○本屬は、本貫或は本籍或は原籍と云ふ如し、

朝野群載に、天喜年間に係る、古文書的なる着鈦勘文、五人の例あり、新解上必要を認めず、調査用迄に添記す、

第二十條　　徒流囚在役條

凡徒流囚在役者、囚一人、兩人防援。在京者、取物部、及衞士宛。一分物部。三分衞士。在外者、取當處兵士、分番防守。

凡て徒、流罪囚の役使中は、囚人一人に付、看守、押丁の如き警備者二名宛を附けよ、其内京都内の囚人には、物部、及び衞門府、左右衞士府の三府の兵士則ち衞士を取りて宛てよ、一分は物部、三分は衞士とせよ、地方は、地方の兵士を取りて、交代に番を立てて看守させよと也、

字解 ○防援は、警備者にして、現今の押丁の類なるべし、○物部は、其名義未詳なれ共、武士部の如く、一部の軍人又は勇者又は健兒の類の如く、部は族類とか或は一族とか云ふ如し、

武勇を以て奉仕する者也、併しココは古代の軍職に非ず、職員令卅二條參考すべし、〇衞士は、職員令第五十九條、同六十一條を參看すべし、

第二十一條　流移人途中分娩疾病條

凡流移囚、在路有婦人産者、并家口、給假二十日。家女及婢、給假七日。若身及家口遇患、或津濟水長、不得行者、並經隨近國司、每日撿行、堪進則遣。若患者伴多、不可停待者、所送使人、分明付屬隨近國郡、依法將養。待損則遣遞送。若祖父母父母喪者、給假十日。家口有死者、三日、家人奴婢者、一日。

凡て流罪移郷の囚人が、配所に送らるる途中に於て、其携帶の妻妾が分娩（シユツサン）したらば、廿日間の休暇を給與して滯留を許せ、又家來の妻、或は下婢が出産したらば、七日間の休暇滯留を給與せよ、若し本人、及び家族中にて病氣に罹りしか、或は渡船場等に向ふて洪水の爲め、河留めに逢ひし場合などは、最近の地方役所に其旨を屆け出よ、屆を受たる當局官吏に於て毎日檢査

に行け、而して渡船の出來得るに至らば、前方へ進行させよ、若し患者少なくして、同作者を き場合は、多勢を逗留さするに及ばぬ其時には、附添送る使者より、最近の役所、則ち國廳又は郡役所に患者を附托して、所定の法令（五十四條參考）に依て、療養せしめ、多くの健康者をば先きに往かせよ、而して患者全癒せば、沿道各國軍團の大毅をして國送りにせよ、又た途中にて、祖父母、父母、死去せば逗留休暇十日間を給與せよ、家族の死去ならば三日、家來及び奴婢の死亡ならば一日だけ休ませよと也、

字解 ○家女は、家來の如し、○家口は、家族と云ふ如し、○遇患は、疾病に罹る也、○津濟水長、は渡船場の洪水と云ふ如し、○國郡は、府縣廳郡衙を云ふ、○將養は、療養させと云ふ如し、○待損は、全癒を待つ也、但し廿日と一日は、其良民賤民の懸隔甚太なる事の時勢を想察すべし、（戸令第三十二條に、患損の語あり參照すべし）

第二十二條　流移人途中遭喪條

凡流移人、未レ達二前所一、而祖父母父母在レ郷喪者、當處給二假三日一發哀。其徒流在レ役、而父母喪者、給二假五十日一擧哀、祖父母喪承レ重者亦同。一等親、七日。並不レ給レ程。

凡て流罪移郷の人が配所に到着せざる途中に於て、故郷に居る祖父母、父母の死去を聞たらば、休暇滞留三日を給與して哀悼せしめよ、又た役使に就きし上、故郷に居る父母の死去を知りたらば、五十日の休暇を給へて哀悼を擧げさせよ、又た祖父母死去して、孫が直接相續する場合も亦兩親同斷とせよ、又た二等親の者の死亡の時は、七日の給暇とし、共に各禁所の外へは出す事ならぬと也、

字解 ○前所は、流刑人にては配所、移郷人に對しては、移住地を云ふ、○喪は、死去を云ふ○擧哀は、哀悼を表する禮、假寧令第七條及び九條參考すべし、○承重は、繼嗣令第三條及び本篇四十八條に同文あり、先祖代々の祭りを承け繼ぎて祭る事を重大とするに因りての名なれ共愚按にては「單に相續と看做て穩當ならん、コ、は祖父より孫が直ちに相續を承けたるの文也、○不給程は、禁所より外へ出すを許さず也、(次條及び四十六條同文あり)、禁所を假りに牢とせしも移郷人の如きは監獄に非ざるなり餘の條皆斯の如し、程の字は尙四十八條に詳解す、

參考 名例律に、八虐に非ざる流罪人の祖父母、父母、年齡八十以上、又は篤疾にて看護を要する者は、配所へ遣さず、親死去の後三ヶ月を經て遣す、之を權留養親と云ふ、假令、配所に一且往て居ても、右の如き手續きが出來得る也、名例律は老疾に侍するの意、本令條は侍せざるの人に依りて立たる法也、戸令の十一條をも參看すべし、

凡婦人在禁、臨産月者、責保聽出。死罪、産後滿二十日、流罪以下、産後滿三十日、並則追禁。不給程。

凡て婦人監獄に在りて、臨月になり、保釋を出願せば、出獄を聽せ、但し五人組の保證を要す、死罪の婦人ならば、分娩後廿日間出獄しておけ、流罪以下ならば、産後卅日だけ出獄しおけ、右各歸獄せば、獄外へは出す事はならぬと也、

字解 ○産月、臨月也、○責保は、五人組の保證を願也、（本篇四十二條、公式令七十八條、戸令九條、十條、參照すべし、）○聽出は、出獄を釋す也、○追禁は、歸獄則ち牢屋へ還す也、○不給程、前條及び四十八條にあり、

第二十四條　死罪婦人産子條

凡婦人犯死罪、産子、無家口者、付近親收養。無近親、付四隣。有欲養爲子者、雖異姓皆聽之。

凡て婦人死罪を犯し、死刑の宣告を受たる後、出産して子供を擧げしに、其婦人の家族としては祖父母、父母、兄弟姉妹、及び家來奴婢も亦なき時は、其初生兒は、婦人の三等親以上の親

族に引取らして養育させよ、若し右の如き近親なくば、向ひ三軒、兩隣に引取らせよ、併し其内チ其子を引取り養ふて我子とせんと望む者あらば、他人と雖も許して養育させよ、但し選敍令第卅二條にある如く、凡て人の後たらん者は、兄弟の子(甥、姪)に非ざれば、出身する事を得ざるとある如く、父祖のお蔭(蔭位等)等に浴する事はならぬと也、

字解 ○家口は、家族全體を云ふ、○近親は、ココでは三等親以上、○四隣は、俗に所謂向ひ三軒、兩隣りの如し、○異姓は、同族に非ざる眞の他人を云ふ、

第二十五條　公坐相連條

凡公坐相連、右大臣以上、及八省卿、諸司長、並爲長官。大納言、及少輔以上、諸司貳、皆爲次官。少納言、左右辨及諸司糺判、皆爲判官。諸司勘署、皆爲主典。

本條は、公務に關して連坐の時に、首犯、從犯を四等に分ち立たる令條也、

凡て公罪に係る連坐の時は、諸官衙の百官有司を四等に大別する事左の如し、

太政官の右大臣以上、及び八省の卿、諸役所の長をば、皆長官とせよ、次に太政官の大納言及び八省の少輔以上、諸役所の貳(地方官ならば介。大宰は大、小貳を云ふ)をば、次官と立てよ、

次に太政官の少納言、及び左右の辨官、諸役所の糺判(地方官ならば大、少掾なり)をば裁判官とせよ、次に太政官の大、少外記及び八省の大、少錄、(地方官ならば大、少目)、則ち書記とも稱すべき者を主典とせよと也、(第一篇官位令の廿七廿八頁の四等四分の圖を參照すべし)

字解 ○公坐相連、は公務に係る連罪と云ふ如し、假令ば、太政官の外記は官中の稽失を檢出する職掌なれば、其務めに就て失あるは、則ち公罪也、因て外記を首犯(主犯又正犯)とし、少納言を第二の從犯とし、大納言を第三從犯とし、左右大臣を第四從犯として逆に上官へ及ぼす也、又た之に反して、大臣に過失の有る時は、順に下官へ及ぼす也、唐律の例に據て考れば、少納言過失ある時は、少納言首となり、大納言は第二の從、大臣は第三從、外記は第四從となる、又た大納言過失ある時も亦之に準ぜよと也、○勘署、は書面を勘へ造り勘へ正を云ふ也、

第二十六條　父祖犯罪條

凡因㆓父祖官蔭㆒出身得㆑位、父祖犯㆓除名罪㆒者、子孫不㆑在㆓追限㆒。若子孫復除名者、後叙之日、則從㆓無蔭法㆒。其父祖因㆑犯降叙者、亦從㆓後蔭㆒叙。

凡て父、又た祖父のお蔭に因て、子又た孫が位階を玉はり出身した後に、父又た祖父が除名犯

を犯したる共、子又孫の位階は取り上ぐるに及ばぬ、若し子又た孫も除名犯罪せば、六年の滿期後、再び敍位の恩に浴せらるれ共、此犯罪では、お蔭の位階を玉はる譯にゆかず、無位無官者の除名滿期の法に從へと也、次に父又た祖父が犯罪の廉あり、爲めに降して敍位されたる時は後の敍位の位階(オカゲ)に從て敍位せよと也、

字解 ○蔭は、オカゲ也、選敍令卅八條に詳也、○追限は、取り上ぐる限り也、○後叙は、一旦取上げられたるか、又返上の後再び敍位の事也、選敍令卅七條に詳也、○無蔭は、無位の如し、○後蔭は、父祖犯罪後、滿期の上、再び敍位になりし後、子孫が蔭位を蒙る時には、父祖が後に敍せられたる位階に因て給はるを云ふ也、

第二十七條　官人移配條

凡官人因レ犯移配、及別勅解二見任一、若本罪不レ合二除免及官當一者、位記各不レ在二追例一。

凡て官吏犯罪ありて、移鄕(トコロガヘ)させらるるか、又た時別に勅命に因て現任の官(ヤク)を解職されても、本犯(ザイ)が除名、免官、官當でなければ、位記は取上ぐるに及ばぬと也、

字解 ○移配、所替又た所構にして、復讐等を避けさする也、十一條參看すべし、○別勅は、

十七條の特配流を參考すべし、○見任は、現職の如し、○除免、官當、は次條又た二十八條及び考課令五十一條にあり、○追は、取上ぐる事、

第二十八條　　除免官當條

凡犯レ罪應二除免及官當一者、奏報之日、除名者、位記悉毀。官當、及免官、免所居官者、唯毀二見當免、及降至者位記一、降所不至者、不レ在二追限一。應レ毀者、並送二太政官一毀。式部案注二毀字一。以二太政官印一、印二毀字上一。

凡て官吏罪を犯し、除名、免官、及び官當すべき者は、奏上して勅可を蒙りたる日に、除名ならば位記は悉く破り棄てよ、官當と免官免所居官は、唯罪を贖ふだけの位記を毀れ、降所不至は位記を取上ぐるに及ばぬ、而して、位記を破毀するには、式部省に於て毀の字を錄して太政官に差出せ、然れば、太政官にては、其毀の字の上へ太政官の、太政官と云ふ印文のある印を捺して毀れと也、本注は、山田以文の説に従ふ也、

字解 ○除免は、除名と免官也、除名は、金玉掌中抄に、名例律に、凡そ除名は、官位勲位悉く除き、課役本色に従へ、六載の後、敍せらるる事を聽す、とあり、免官は、三載の後、先位

より二等を降して敍せよとあり、考課令六十二條、及び公式令八十四條參看すべし、○官當は、官位の價を以て罪の價に當つるを云ふ、名例律に云く、私罪を犯し、官を以て徒に當れば、一品以下三位以上は、一官を以て徒三年に當ッ、五位以上は一官を以て徒二年に當ッ、八位以上は一官を以て徒一年に當ッ、若し公罪を犯さば各一年を加へて當ッ、○奏報は、奏上の後、勅可を蒙るを云ふ、○免所居官は、居所の一官を免ずる而已にて、勳位は除かぬ、此罪は滿一年の後、先位に一等を降して敍せらるゝ也、（選敍令三十七條、軍防令三十五條、を參看すべし）

○見當免は、現當と現免の二罪也、官當に因て贖罪に當ッべき位階を現當といひ、免所居官によりて、返上すべき位階を現免と云ふ、

○降至とは、免官者の、三載の後、先位に二等を降して敍せらるゝ位階を云ふ、

○降所不至とは、免官者三載の後に敍せらるゝ位階を云ふ、

歷任位記とて、下位より昇進して位記を多く持たる官人程、此の如き犯罪の場合には利益である、則ち突き出し高位に敍せられたる者は、其位記の數寡少なれば也、

正七位上　（見免）　毀位記

正七位下　（降至）　同　上

從七位上　（降所不至）　則ち三載の後二等を降して敍せらる者、

右の圖は、正七位上の犯人ありて、免官に決したる時、其元の出身が、從七位上か、若くは其下階より歴任して昇進したる者とせし也、故に陞所不至と云へるは、正七位上下二等の外、猶歴任したる、從七位上の階を指すなり、

○追限は、取り上ぐる限り也、頗る後世の事なれ共一例を擧ぐれば、平治物語に云く、去程に夜も明ければ、公卿僉議あるべしとて、大殿(忠通)關白(基實)太政大臣師實、左大臣伊通公以下各參內し給へり、是は少納言入道(信西)が子息、僧俗十二人の罪名定め申されん爲め也、左大臣伊通公宥め申されけるに依て、死罪一等を減じて遠流に處せらる、俗は位記を停められ、僧は度緣を取りて還俗させらる、

第二十九條　犯罪官人不得入內條

凡犯罪應除免官當者、不得豫事、及朝會。其被勅推、雖非官當除免、徒以上、不得入內。其三位以上、非解官以上者、仍聽豫事、朝會、及入內供奉。

本條は、或る程度以上の犯罪官人は參內が出來る出來ぬと云ふ事を示したる令條也、凡て除名免官、官當をされたる官人は、奉職し居たりし役所の事務を執り、及び朝廷の公事節會に參內

はならぬと也、又た勅命にて吟味せらるるものは、除、免、官當の罪に非ずとも、徒罪以上ならば、是亦參內はならぬ、併し三位以上の人は、解官以上の罪に非れば、或は執務し、或は朝庭の公事節會、及び內裡に入りて供奉する事を許せと也、

字解 ○鞫事は、事務を執る也、○朝會は、朝廷の公事、節會に參內と云ふが如し、○勅推は、勅命にて尋問或は吟味と云ふが如し、○入內は、內裡に入る也、○解官は、雜犯の死罪が赦に會ふて解任さるゝを云ふ、荷田在滿は、蓋し除名なりの説を立たり、

第三十條　贓狀露驗條

凡犯罪事發、有贓狀露驗者、雖徒伴未盡、見獲者、先依狀斷之。自外從後追究。

凡て竊盜又詐欺取財の犯罪が發覺して、尙其不正品の發見したるものは、共犯者あるも、既に捕縛したる犯罪者を吟味裁判するに、主從兩犯分明ならざる場合は、從犯として判決を言渡せよ、其內共犯則ち逃亡の者は、後日追捕の上裁判せよと也、

字解 ○贓狀は、本篇三條にあり、○露驗は、顯れ出たる證據物と云ふ如し、○徒伴は、共犯者也、又た同類の如し、○見獲は、現に獲得と云ふ如し、○依狀斷之は、律の共犯罪人逃亡の

法に依て裁判と云ふ也、自外は、ソノ外の者也、○從後は、塙本にシリヘ、ヨリと訓みたれどノチニと訓む方穩當ならんと小中村清矩の說なり余はアト、ヨリと俗讀するも却て分り易しと思ふ、○追究、追は其犯者を捕縛するを云ふ、究は、事狀を訊問するを云ふ、

第三十一條　未斷決逢格改條

凡犯罪未發、及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時。若格輕、聽從輕法。

凡て犯罪の發覺前は勿論、發覺後と雖も、未だ判決のなき内に、臨時發布に係る法令の改正等に逢ひて、若し其改正令が重きに當るならば、前令に依れ、若し亦改正法が輕くなりてあらば輕きに從ふて判決するを許せと也、

字解 ○格は、臨時發布の法令也、

第三十二條　告言人罪條

凡告言人罪、非謀叛以上者、皆令三審。應受辭牒官司、並具曉示虛得反坐之狀。每審皆別日。受辭官人、於審後署記。審訖、然後推斷。若事有切害者、不在此例。切害、

謂殺人、賊盜、逃亡、若强奸良人、及有急速之類。其前人合禁、告人亦禁。辨定放之。

凡て人の犯罪を告發告訴し來らば、八虐の中の謀叛以上でなければ、皆日を別にして三回迄、告發告訴人の虚實を取り査す爲めに、告訴告發人を取調よ、則ち告訴告發を受理したる警官又當局官は、具さに告訴告發人に告るに、汝の告訴又告發は若し虚妄ならば、却て汝は誣告と云ふ罪に陷らねばならぬと、能く三回まで曉し示せよ、告訴告發を受理して取り調ぶる當局官は、取調每に、告訴狀の奥に其事狀を記錄し署名せよ、而して取調べ終結の上で裁判せよ、若し告訴の事柄が、殺人、盜賊、逃亡、强姦、及び其他の峻速を要する事件の類ならば、三回迄取調べに及ばぬと也、而して被告人が、獄に禁ぜらるれば、告訴又告發人も亦禁せよ、倂し辨明せば告訴人を放還せよと也、

字解 ○告言は、告訴及び告發也、○謀叛は、五條にあり、○三審は、三回調べにして、現今一般に通用せる三審より其意義狹小なる也、○辭牒、共に告訴狀を云ふ、辭は無位無官則ち庶民よりの告訴狀、牒は有位者よりの告訴狀を指す、○官司は、判官以上との義解なれ共、今で云へば司法警察官及び檢察官なるべし○反坐は、アベコベの罪と云ふ文字にて誣告を指せり、

○毎審、調べ毎になり○受辭は、告訴狀を受くる也、○署記、署名記錄の事、○推斷は、裁判○切害は、殺人は勿論强盜强姦等をも含有するなり、○良人は、今云ふ夫に非ず、古代は良民、賤民の區別甚しかりし故に、賤民に對する語なり○急速とは、假如ば盜賊を働かん爲めに、堤防を決壞して洪水を放ち、人家を漂し、或は放火をして人家を燒く等の事柄を云ふ、○前人は、被告人を指す、○禁は、本篇第三十九條四十二條を參看すべし、

第三十三條　密告條

凡告密人、皆經當處長官告、長官有事、經次官告。若長官次官俱有密者、任經比界論告。受告官司、准法示語。確言有實、則禁身據狀檢校。若須掩捕者則掩捕。應與餘國相知者、所在國司、准狀收掩。事當謀叛以上、雖檢校仍馳驛奏聞。捐斥乘輿、及妖言惑衆者、檢校訖總奏。承告掩捕者、若無別狀、不須別奏。其有雖稱告密、示語確不肯道、仍云事須面奏者、受告官司、更分明示語虛得無密

反坐之罪。又不肯導事狀者、禁身、馳驛奏聞。若直稱是謀叛以上、不吐事狀者、給驛差使部領送京。若勘問、不道事狀、因失事機者、與知而不告同。其犯死罪囚、及配流人、告密者、並不在送限。應須撿校、及奏聞者、准前例。

本條も亦、前條の如く密告に關する手續きを示したる令條也、謀叛以上に當る秘密の大事を告發せんとする者は、地方長官に屆け告げよ、長官事故あらば次官に告發せよ、長次官共に連類者の疑あらば、隣國の長次官等に論告せよ、而して此告發を受けたる役人は、前條の如く、三日間に三回取調べと云ふ手緩き事はして居らずして、卽坐に三回迄其實否を取調べ、尤も虛僞ならば汝は誣告罪となる云々を諭し聞かせ、確然虛僞ならざるを認定せば、告發人をば一ト先づ禁固して吟味せよ、若し召捕るべき者あらば、直ちに捕縛に着手せよ、若賊黨の如き者多數にして、一國にて捕手が不足と豫想せば、至急隣國に協議して召捕れよ、而して捕獲して吟味すと雖も、猶早追を以て奏聞に達せよ、倂し大不敬罪か、又た告發奇怪の言觸らし等にて、衆人を迷惑さする如きは、吟味し終りたる上にて奏上せよ、又た告發を受け、捕獲して見て別狀なくば奏上するに及ばぬ、又た大秘密の告發と稱へて、當局者が訊問

するに、ロチを開かずして、天子の御面前でなければ申し上げられぬと申さば、受告の官人吏に能々告發人に合點の行くやうに、虚僞の告發は誣告罪となる故にと、又々三回迄も曉し示して、猶事狀を言はざれば、告發人をば其所に禁固し置て、早追を以て其事を奏聞に達せよ、若し又直ちに、謀叛以上と申して、事狀を明かさざる者は、驛馬を給與したる使者を附けて京都に送れ、若し取調をして見て、事狀を言はず、其爲めに事機を失はば、知りて申し上げざる者と同罪とせよ、又た死罪を犯せる囚人、及び配所に居る流罪人等にして、秘密の事件を告發する者は、京都に送るに及ばぬ、又た吟味して見て、奏聞に達せねばならぬ事柄ならば、前諸項に准せよと也、

字解 ○告レ密人は、今云ふ密告人也、○當處長次官は、今云ふ知事と內務部長の如し、○經比界は、隣國に告ると云ふ如し、○受告官司は、告發を受けた役人、○示語は、說諭の如し、○禁身は、逃ぬやうにして置く事、○檢校は、勘問の如し、○掩捕は、召捕也、揚子方言卷六に云く、掩は取也、但し一人計りを召捕に非ず、卽ち多勢を召捕時に使用する文字なり○傍國は、隣國等を云ふ、○相知は、相談の事、○收掩は、捕獲と云ふ如し、然れ共掩の字は上述の義あり、○檢校は、吟味なれ共勘へ問ふなり○馳驛は、早飛脚也、公式令四十六條にあり、○指二斥乘輿一は主上の服御の物を盜むか、乘るとかの義にて、名例律の八虐中の第六、大不敬

の罪、○妖言は、奇怪の言觸らしと云ふ如し、○確不肯道、は堅く言ふ事を承知せざる也、道の字は塙本立野本等諸本に皆道の字の下に口の字を附加してあれ共、道の字と同字であると、集韻等に載せり、杜皓切、音稻、或は口を冠りにしたる字も同じと云ふ、併し口チを沓にしたる字を撰用ありしは意味のある事とす、○無密反告、は誣告罪也、○給驛は、驛鈴を給はる也、公式令第卅一、卅二、四十一、四十二條に詳解せり、○差使部領は、使を宰領として附けてやれと云ふ如し、○准前例は、上文にある數項に準ぜよと云ふ如し、捕亡令第三條參看すべし、

第三十四條　　囚逮引人爲徒侶條

凡囚、逮ニ引人ヲ爲ニ徒侶ト者、皆審ニ鞫由狀ヲ、然後追攝。若追而雪放、又更妄引、及囚在レ獄死者、年別具レ狀、附ニ朝集使ニ申ニ太政官ニ按覆。

凡て犯罪者が吟味せらるる時に、或人共をも徒侶としたならば、審らかに其由を究問した後に捕縛せよ、若し捕縛拘引して見て無罪放免となりしを、又た更にドウありても彼は同類なりと強情を張るが如き事あらば、太政官に上申して、官使の下るを待て判決せよ、又た囚人の牢死は年別に狀を具して、年末に上京する朝集使に附して太政官に申して裁判官の臨時出張を請へ

よ、或は太政官は都合に依て巡回裁判官（覆囚使）の巡回する時に吟味さすることもありと也、

字解 ○逮引は、及ぼし引き入るゝの如し、○徒侶、同類の如し、○審鞫は、明細に究問と云ふ如し、○追攝は、召捕也、○追も、亦召捕也、○雪（アカシ）は、明了に黒白をつけて白くなりたる意也○放は、放還、○妄引は、強情（ミダリ）に引き入ると云ふ如し、○朝集使は、職員令二條（太政官大辨の項）、同十三條式部省、公式令五十一條等外諸處にあり○按覆は、吟味の如し、

第三十五條　　五聽條

凡察獄之官、先備五聽。又驗諸證信、事狀疑似、猶不首實者、然後拷掠。每訊相去二十日。若訊未畢、移他司、仍須拷鞫者、囚移他司者、連寫本案俱移。則通計前訊、以充三度。則罪非重害、及疑似處少、不必皆須滿三。若因因訊致死者、皆具申當處長官。在京者、與彈正對驗。

凡て吟味役則ち警官及び檢事判官の如き役人は、先ッ五聽と云ふて、告訴告發人、及び犯罪者の言葉ブリ、顏色、眼付キ、擧動等に就て、其幽微なる點迄をも察知するは勿論、信據すべき

諸多の證據をも捉へよ、又た事實中に疑の點ある歟、猶實を吐かざれば拷問せよ、但し拷問は廿日を隔てざれば次囘の拷問は出來ぬ、若し訊問終らざるに他の役所へ移して拷問せねばならぬ時には、口供陳述等の書類を寫して犯人と共に移せ、併し拷問は幾役所を移すとも、前後三囘よりかならぬ、斯の如く拷問は、三囘よりならぬ法律なれ共、殺人或は强盜、或は放火等の如き、及び疑の少なき者には、必ず三囘の拷問を待たずして判決せよ、若し犯罪者が拷問に依て死亡せば、郡役所ならば府縣知事に具申せよ、京都內ならば、彈正臺の役人が、死亡せし役所に出張して係り官人と立會て取調べよと也、

字解 ○察獄之官は、今の判官檢事、警察官の如し、○五聽は、周禮卅五に、一に曰く辭聽、辭聽は其言葉を出すを觀るに正直ならざれば煩らひ澁る、二に曰く色聽、色聽は其顏色を觀るに、正直にあらざれば、多くは赧然、三に曰く氣聽、氣聽は其呼吸を窺ふに、正直ならざれば稍息迫樣の狀態を呈す、四に曰く耳聽、耳聽は係り官の訊問等を聞いて惑ふ狀態あり、五に曰く目聽、目聽は、其眼眸を觀るに、虛僞ならば、瞳子は勿論眼目の內外何となく穩かならざる狀態あると也、○驗諸證信は、諸多の證據を調べ得る如し、○疑似は、ニヨリ也、○首は、白也、○拷掠は、拷問の如し、○他司は、他の役所、○拷鞫、も拷問也拷は苦浩切、音考、打也、掠也、○連寫本案は、口供書類の謄寫と云ふ如し、○重害は、殺され、盜まれ、流され、放火せられ

等を云ふ、○發處長官は、其處の役所の長官也、○對驗は、立會驗査と云ふ如し。

第三十六條　訊囚條

凡訊囚、非親訊司、不得至囚所、聽聞消息、

凡て犯罪者を専問する時は、吟味する役人の外は一切其室に入りて樣子を聞く事はならぬと也但し刑部省の判事は此限に非る也との義解也、

字解 ○訊親司は、尋問の役人を云ふ、○消息は、通常安否と云ふ事に使用すれ共、コヽでは樣子（ヤウス）と俗譯する方穩當なるべし、

第三十七條　死罪訴寃枉條

凡死罪雖已奏報、猶訴寃枉、事有可疑、可推覆者、以狀奏聞。遣使馳驛檢校。

凡て死罪人を裁判して、既に奏聞し勅可を得たりと雖も、本人に於ては猶寃枉（ムジツ）なりと訴へ、事狀に於ても疑の廉あり、再審すべくは、其狀（ヤウス）を奏聞し、地方ならば早追（ハヤウチ）の使者を立てゝ、更に吟味せよと也、

字解 ○奏報は、奏上勅可也、○寃枉（エンワウ）は、ムジツ也、○推覆は、再審の如し、○馳驛は、早追

なり卅二條、公式令の廿一、廿二、四十一、四十二條に既解す、

第三十八條　問囚辭定條

凡問囚、辭定、訊司依口寫。訖、對囚讀示。

凡て犯罪者を吟味するに、係り官の尋問の語と、犯罪人の陳述とを書記が筆記し、豫審終らば其筆記書を罪人に讀み聞かせて相違なきや否を問へと云ふ也、今の豫審廷の如しと想像すべし、

字解 ○辭定は、言語決定の如し、○訊司は、吟味役人也、○依口寫は、陳述の筆記にして卽ち口供也、

第三十九條　禁囚條

凡禁囚、死罪、枷杻。婦女、及流罪以下、去杻。其杖罪、散禁。年八十、十歲、及廢疾、懷孕、侏儒之類、雖犯死罪亦散禁。

本條は、罪の輕重等によりて、囚人を禁身するに强弱の差あるを示したる令條也、

凡て死罪と認めたる囚人には、頸かせ足かせをせよ、婦人及び流罪以下には足かせを去れよ、又た杖罪には、頸足の械を施さゞるは勿論、牢屋をも自由に出入させよ、又た年寄と子供、及

び病身者或は姙婦、或は一寸法師等の類なる片輪は（不具者）死罪を犯したる共、亦杖罪と同様の取扱をしてやれと也、

字解 ○枷は、字書に諸説あれ共、第四條の義解に頸カセとせり○杻は、四條に足械とせり、名物六帖に字彙を引きて手械とす、小爾雅に、杻之を梏と云ふ、械之れを桎と謂ふ、唐六典の六、刑部條、唐の斷獄律疏議も共に同文同樣也、四條、十九條、四十二條、六十三條參看すべし、○散禁は、獄具を着けず、獄を妄りに出入を免さゞるも、自由出入を許すを云ふ、○廢疾は、不治の疾、戸令第七條にあり、○懷孕は、或は懷胎、或は姙娠と云ふ如し、○侏儒は、一寸法師の事なれ共、文飾等の爲めに不具者の總代に此一名を擧たるものなるべし、

第四十條　應入議請條

凡犯罪、應入議請者、皆申太政官。應議者、大納言以上、及刑部卿、大輔、少輔、判事、於官議定。雖非六議、但本罪應奏、處斷有疑、及經斷不伏者、亦衆議量定。雖非此官司、令別勅參議者、亦在集限。若意見有異者、人別因申其議。官斷簡、以狀奏聞。

皇族或は大德行ある人、或は大才藝ある人、又は三位以上の高位の人が罪を犯さば皆太政官に申せ、太政官は大納言以上、及び刑部省の長次官、判事を以て太政官にて議定せよ、而して右の如き六議の人に非ざるも、本犯が奏上せねばならぬ犯罪なるか、又た裁判に疑あるか、或は判決するも不服にて伏罪せざる者も、亦大臣以下、判事以上の衆議にかけて量り定めよ、右の如き大臣、大納言等の役人に非ざるも、特別の勅命にて參議せしめらるゝ者も亦會議に列せしめよ、(則ち臨時任用の議官也)、若し此會議に在りて、各自議官の意見區々たらば、人別にして官へ申せ、官はソレを裁斷簡擇して奏聞に達せよと也、

字解 ○議請は、六議とて、六種の中へ入る資格を有する會議を云ふ、○六議は、法曹至要抄に名例律に云く 一に曰く、議親、議親とは皇族及び皇帝五等以上の親、及び太皇太后、皇太后四等以上の親、皇后三等以上の親、二に曰く議故、議故とは故舊を云ふ、則ち久しく接遇を蒙る者、三に曰く議賢、議賢とは大德行有るを云ふ、則ち賢人君子の言行、法則と爲すべき者四に曰く議能、議能とは大才藝有るを云ふ、則ち能く軍旅を整ひ、政事に莅みて帝道を鹽梅し、人倫に師範たる者、五に曰く議功、議功とは大功勳有るを謂ふ、則ち將を斬り旗を搴げて鋒を萬里に摧き、或は衆を率へて歸化し、一時を寧齊し、艱難を匡救し、遠く絶域に使して險難を經涉する者、六に曰く議貴、議貴とは三位以上の者を謂ふ、○經斷は、判決の如し、○不伏は、

不服の如く、伏罪せざる也、○參議は、會議に參列と云ふ如し、○斷簡は、裁判し撰擇するの如し、唐六典の六議制條の注に所司料簡具狀以聞とあり、

第四十一條　裁判依律令正文條

凡諸司斷事、悉依律令正文。主典檢事、唯得檢出事狀。不得輙言與奪。

凡て諸役所にて裁判するには、皆律令の正文に依て裁判せよ、主典の事を檢察するは、唯其事實を檢出するのみにて、有罪無罪等の事を言ふことならぬと也、

字解 ○斷事は、裁判の如し、○律令は、法令刑律の如し、○主典、は諸役所の大、少サクワン也、○檢事は、事柄を調ぶるを云ふ、○與奪は、アタヒウバヒの字なれ共、ココでは有罪、無罪と意釋する方穩當なるべし、

第四十二條　應議請減條

凡應議請減者、犯流以上若除免官當者、並肱禁。公坐流、私罪徒、並謂非官當者責保參對。其初位以上、及無位應贖、犯徒以上、及除免官當者、枷禁。公罪徒、並散禁。不

脱レ巾。

凡て議請に依て減罪すべき資格のある人、若し流罪以上、又は除名、免官、官當の罪を犯さば、並に肱禁とて麻繩を以て兩肱を縛りおけよ、又た公職の爲めに連坐となる流罪とか、私罪にての徒罪は、並に官當に非ざる者であるから、保釋を願はして監獄へ入れずして在宅させ、而して訊問の時は、係り役所へ召喚して係り官に對せしめよ、又た議請減に預る資格のない初位以上、及び無位の人は贖罪銅にて免罪となるけれ共、徒罪以上及び除名、免官、官當に當る犯罪ならば手械を着けよ、併し公務の爲めに徒罪となる者は、並に手カセは着けず、監獄を妄りでなくて自由に出入させ、又た帽をも冠らせおけと也、

字解 ○議請減、本篇四十條の六議則ち、親、故、賢、能、功、貴、の資格ある爲の減罪を云ふ、○除名等は、二十七、二十八條に詳述せり、○肱禁は、麻繩にて兩膊を束縛するを云ふ、○責保は、保釋を願ふの如し、二十三條、戸令九、十條、公式令七十八條、捕亡令十五條にあり、○參對は、參り赴き對問すると云ふ如し、○梏禁は、手械也、四條、十九條、三十九條、六十三條參看、○散禁は、三十九條にあり、○不脱巾、は十九條にあり、

第四十三條　五位以上犯罪條

凡五位以上、犯罪合禁、在京者、皆先奏。若犯死罪、及在外者、先禁後奏。聽別所坐。婦女有位者亦同。若五衞府志以上、及兵衞、犯罪須追者、並聽鞫獄官司經本府追掩。本府即奏執遣。其主帥及衞士者、本府則依執送。

凡て五位以上の人、罪を犯したとありて、獄に入れんとする時は、在京の者ならば、先ヅ奏上の後と致せ、若し死罪を犯せしか、又たは地方にある者は、先ヅ獄に入れ置きて奏上せよ、右は並に他の罪囚と別房に居る事を聽せ、又た婦人にして五位以上の人も亦同斷とせよ、若し左右兵衞府、左右衞士府、衞門府則ち五衞府の志以上の者、及び兵衞に犯罪あり、ソレを捕縛せんとする時には、吟味する役所より本府に屆けて召捕ることを許せ、本府は奏聞の上、召捕りて吟味役へ送り渡せ、但し衞門府の門部、及び使部。と衞士とは、奏聞に及ばず、本府直ちに捕へて獄官に送れと也、

字解 ○五衞府は、職員令第五十九條より六十二條迄に詳か也、○鞫獄官司は、吟味する役所也、○本府は、衞府を指す、○追掩は、追捕の如し、三十三條の掩捕を參看すべし、○執遣は、捕へて送る如し、○主帥は、厩牧令九條の主帥に非ず、コヽは衣服令第十四條、則ち武官の朝

服の條に義解に、門部、使部を云ふとあるに同じく門部使部を云ふ、

第四十四條　　奉使掩攝條

凡奉レ使有レ所ニ掩攝一、皆告ニ本部本司一。不レ得ニ徑則收捕一。若急速密者、且捕獲。取ニ本司公文一發遣。

追捕する使者となりて、犯罪者を追捕するに、無役の人ならば本籍所管の役所に、又は官吏であらば奉職の役所に照會せよ、直ちに召捕る事はならぬ、若し犯罪事件が急速を要する場合か、或は秘密の事情にてもあらば、直ちに捕縛して後に使者を派遣したる役所の公文を以て、本籍所管の役所、或は奉職役所に通知せよと也、

字解　○奉使、ツカヒを承玉はり也、○掩攝は、追捕也、追取を攝と云ふ二字共に取り收るの如し、前條の追掩を參看すべし、○本部は、本籍又は寄留地の所管の役所を云ふ、○本司、は奉職勤務の役所を指す、○徑は、直ちなり、諸本皆徑にかけり、恐らくは誤傳なるべし、○收捕も召シ捕也、○發遣は、出してやれの如し、

第四十五條　　男女別所條

凡婦人在レ禁、皆與ニ男夫一別レ所。

凡て婦人を監獄へ入れたらば、男子と別房にして置けと也、

第四十六條　　長官檢行條

凡囚、當處長官、十五日一撿行。無長官、次官撿行。其囚延引久禁、不被推問、若事狀雖可知、支證未盡、或告一人數事、乃被告人有數事者、重事得實、輕事未畢。如此之徒、撿行官司、並則斷決。

京都ならば、京都市の市長か助役、地方ならば、知事か內務部長の內にて、半ケ月に一回宛監獄を檢察せよ、若し未決囚の久しく獄に繫がれ居て訊問もなく、徒らに日子を遷延し居るか、又は罪囚の事狀の大概は知られたれ共、證據の未だ充分擧らざるか、又は一人にて、殺人、強姦盜馬等の數罪あるなどを訴へ出て、被告人同樣、繫がれて居るとか、又た重き事柄だけは裁判して分りたれ共、輕き事は未だ分明ならざる如きの類あらば、檢察官たる長次官の見込を以て裁判し、成べく囚人を速かに判決し言渡せよと也、

字解 ○當所長官は、京ならば左及び右京職の大夫、亮、地方ならば國守と介を指す、職員令第六十六條、同七十條參看すべし、○撿行は、撿察を行ふと云ふ如し、○久禁は、長く繫ぐと

云ふ如し、○推問は、訊問の如し、○支證は、義解に支は擧也、故に擧證と云ふ如しとあれ共支は字書に種々の解釋あるも、簡譯すれば枝葉と云ふ如し、故に小細の證據と解釋するは穩當なるべしと惟ふ○數事は、數罪の如し、○重事得失は、オモなる事は分りたれ共也、○撿行官司は、撿察の長次官を云ふ○斷決、は判決の如し、

第四十七條　地方盜賊條

凡盜發、及徒以上囚、各依㆓本犯㆒、具錄㆓發及斷日月㆒、年別總㆑帳、附㆓朝集使㆒、申㆓太政官㆒。

凡て地方に發したる强竊盜事件、又は死罪、流罪、徒刑に判決してある囚人等を取調べ、其强竊盜を働きし月日、又た判決したる月日を具さに錄して帳簿と爲し、每年十一月に年末年始を兼て上京參內する朝集使に附して、太政官へ上申せよと也、

【字解】○本犯は、徒罪、流罪、死罪等を指す

第四十八條　重罪人發哀條

凡犯㆓死罪㆒在㆑禁、非㆓惡逆以上㆒、遭㆓父母喪㆒、婦人夫喪、及祖父母喪承㆑重者、皆給㆓假七日㆒發哀。流徒罪二十日。悉不㆑給㆑程。

本條は、囚人に喪暇を給はるの令條也、

凡て死罪を犯して獄に居るもので惡逆以上の罪に非ずして、父母の喪に會ふとか、婦人ならば夫の喪に遭ふとか、又た祖父母より直接に家督相續する孫が、祖父母の喪に遇ふとかは、皆七日の喪暇を給へて哀悼せしめよ、流罪、徒罪の者には、廿日の喪暇を給へて哀悼せしめよ、然れ共悉く監獄の外へは出す事は許されぬと也、

字解 ○惡逆は、八虐の第四番目の罪名にて、第五條に載せり、○喪は、死去の如し、假寧令第三條に詳也、○承祖は、相續と云ふ如し、廿二、廿三條、繼嗣令第三條を參看すべし、○發哀は、哀悼の禮を行ふ也、假寧令七條、九條、十二條等參看すべし、○不給程は、廿二條に解せし如く、繋ぎある場所より外へ出すを許さぬ也、程は譌字にして、唐韻に直貞切、集韻、韵會に馳貞切、並に音呈、說文に品也、十髮を程と爲、十程を分と爲、十分を寸と爲、徐鉉曰く、程は權衡斗斛律曆也、荀子致仕篇に、程は物之準也、程は度量の總名也、又た廣韻に、期也、式也、限也、增韻に量也、銓也、課也、又た驛程は道程也、假寧令第一條、八條、十三條にある程とこゝとは意義相異也、

第四十九條　忌避申請條

凡鞫獄官司、與被鞫人、有五等內親、及三等以上婚姻之家、並受業師、及有讎嫌者、皆聽換推。經爲帳內資人於本

主亦同。

本條は、原告又た被告より裁判官を忌避する爲めの令條也、凡て裁判官は、原被と五等內の親族か、三等以上の婚姻の家か、或は物を敎はりたる師匠か、又た公私に關せず、嫉み怨みの有る者か、等の如き今の所謂忌避申請せば、其判官を取換ふる事を許せ、又た皇族及び大臣家の帳內、資人が、主人に裁判さるる時も亦本令條と同斷にせよと也、

字解 ○鞫獄官司は、四十三條に、吟味する役所としたれ共、本條では吟味する役人なり、○被鞫人は、原告及び被告人なり、○五等內親は、五等以內の親族と云ふ如し、儀制令第廿五條に詳述す、○婚姻之家、とは婚家姻家の事也、婚家姻家は、爾雅注疏卷之三、釋親第四婚姻の條に、婦之黨爲レ婚、壻之黨爲レ姻、又は說文にては姻は壻の家也とあれ共、姻家は壻方の親族也、婚家は嫁方の親屬也、又た釋親の同條に、息子の妻を婦とす、女子の夫を壻と爲す、壻の父を姻と爲し、婦の父を婚と爲す、婦の父母と壻の父母と相稱して婚姻と爲すとあり、○讎嫌は、仇敵に嫉、嫌也、現行法文の忌避に當れり、○帳內、資人は、親王家及び大臣家の舍人也、詳細は選敍令第三條、軍防令第四十八、四十九、五十條を參看すべし、

第五十條　位記驗案條

凡犯罪須驗位記、若位記失落、或在遠者、皆驗案。

犯罪人の位記を取調ぶべき事ある時、若しくは、紛失したる時、又たは遠方に在りて急速間に合はざる場合には、文官ならば式部省、武官ならば兵部省に就て、其人を敍位せし時の原簿に依りて取調べよ、但し五位以上の人ならば、中務省にも控簿冊がある事と推知せよと也、

字解 （失落は、紛失、遺失の如し、○驗案は、原簿調査と云ふ如し、

第五十一條　國有疑獄條

凡國有疑獄不決者、讞刑部省。若刑部仍疑、申太政官。

地方に疑獄ありて判決し難き者は、刑部省に評議を請へよ、若し刑部省にても仍決し難きは太政官に申せと也、

字解 ○疑獄は、疑はしき訴訟にて處斷明了にし難きを云ふ、○讞は、職員令三十條、刑部省の本注に、疑讞を決しとあり、義解に、請也、正也とあれ共充分穩當ならずと思考す、石川介の刊行せし集解卷之四、十九張の右に、釋云く、讞は獄を正す也、音魚列反、說文に罪を議する也、廣雅に疑也、（中略）案するに疑獄を申す書之れを讞と謂也、移、解の如とあり、又た淵鑑類函百五十一卷政術部の卅に議讞の目あれ共コヽは拷問の如し、其他諸書を總合して按するに、上述

の拷問を除く他、諸字悉皆含蓄するが如し、

第五十二條　贖死刑條

凡贖二死刑一、限二八十日一。流六十日。徒五十日。杖四十日。笞三十日。若無レ故過レ限不レ輸者、會レ赦不レ免。雖レ有二披訴一、據レ理不レ移二前斷一者、亦不レ在二免限一。若應レ徵二官物一者、准レ直、五十端以上、一百日。三十端以上、五十日。二十端以上、三十日。不レ滿二二十端一以下、二十日。若欠二負官物一、應レ徵二正贓及贖物一、無レ財以備者、官役折レ庸。其物雖レ多、限止二五年一。一人一日、折二布二尺六寸一。

本條は、贖罪銅を上納する期限と、贖銅の代りに、體役さるる日限、及び日限を端物（タンモノ）に、端物を日限に直（ナホ）し當てたる令條也、

凡て死刑の贖罪銅は判決言渡しの日より八十日の間に上納せよ、流罪は六十日、徒罪は五十日、杖罪は四十日、笞刑は三十日の間に、若し事故なくして、右期限中に上納せざれば、假令（タトヘ）赦に

會ふ共、罪は赦されぬ、又た如何程の反證がある共、前判決を根本より引繰り翻す程の理由がなくば免す限りに非ずと也、若し官物を費消したる、不正の官吏は、其役所に對して物を贖はする時は、布五十端以上ならば百日の懲役に、卅端以上ならば五十日、廿端以上ならば卅日、廿端未滿ならば廿日とす、若し又た官物を費消して缺損を生じたる場合に、其贓品、及び贖罪物を徵收するに、犯罪者の家に財物なくば、官に於て其者を役使して贖はせよ、併し贖物多きと雖も、五ケ年の使役に止め、但し一人一日の仕事當りは、布二尺六寸たるべしと也、

字解 ○披訴は、申し譯の如し、○前斷は、前裁判也、○缺負は、缺損の如し、倉庫令十三條、十四條、雜令十九條、出擧の條を、參看すべし、○正贓は、不正品の如し、徵は納む又は取るの義也、○贖物は、罪を買ふ金品を指す、○折庸、庸は租調庸の庸なり、本條の義解に依れば、力らを役して直ひを受くるを庸と曰ふとあり、故に人に傭はれて賃金を貰ふの類也、折はへグ、へグと訓みて稼ぎ出すの意也、則ち一枚の板を二枚にするをヘグと云ふ、一本の木を二ッにするを折ると云ふ、故に稼ぎ殖すに轉用したる也、又た之に反して減すの意ともせり、雜令十九條、等參看すべし、

第五十三條　獄皆給席薦條

凡獄皆給席薦。其紙筆、及兵刃杵棒之類、並不得入。

監獄の中へは敷物として筵や薦を入れてやれ、併し筆紙、及び刃物或は棒、杵の類等は入るる事はならぬと也、

字解 ○席薦、席はムシロにて有位の囚徒に、コモは無位と庶人の囚人に當ると云へり、職員令三十五條、大藏省の掃部司の條參看すべし、

○兵刃は、刀劍、弓矢は無論、一切の金物刃物等を指す、

第五十四條　獄囚疾病條

凡獄囚有疾病者、主守申牒。判官以下、親驗知實、給醫藥救療。病重者、脫去枷杻。仍聽家內一人、入禁看侍。其有死者、亦則同撿。若有他故者、隨狀推科。

本條は、病囚及び牢死者の取扱を示したる令條也、凡て囚人疾病に罹らは、看守より上官へ上申せよ、然れば判官以下の當局者にて親しく實地に望みて檢查の上、醫藥を給與して救療せよ、若し重患ならば、手械、足械を脫去してやれ、猶家族の者一人監獄に入れて看護させよ、若し又病囚死亡せば、死體等を檢查し、他の事故則ち不法の取扱にて究死したるか、又た變死したるかならば、看守等を吟味せよと也、

字解 ○主守は、今の看守の如き、獄囚を擔當する物部也、○申牒は、看守より上官へ上申也、○枷杻は、四條、十九、卅九、六十三條等にあり、○看侍は、看護の如し、○隨狀推科は、事狀に隨て吟味と云ふ如し、

第五十五條　獄囚給衣糧醫藥條

凡獄囚應給衣粮薦席醫藥、及修理獄舍之類、皆以贓贖等物充。無則用官物。

凡て監獄の囚人に供給すべき、被服、糧食、敷物、醫藥、及び獄舍の修繕費等は、皆贓贖司に收めある贓品、贖罪銅等を以て充てよ、若し右の役所に物品なくば、別に官物を用ゐよと也、

字解 ○醫藥は、贓贖司の物を以て、里中の醫人則ち今云ふ開業醫師を雇ふて療治せしめ、別に官醫を給はらざる也、○贓贖司は、職員令卅一條にあり、刑部省の所管役所也、

第五十六條　流罪人給官糧條

凡流人至配所居作者、並給官粮。加役流准此。若留住居作、及徒役者、並食私粮。則家貧不能全備者、二等以上親代備五十日粮。隨盡公給。若去家懸遠絕餉、及家人未知

者、官給衣粮。家人至日、依數徵納。其見囚絕餉者亦准此。

流罪人が流されたる處に到りて役使さるゝ事は一ヶ年であるけれ共、加役流罪と云ふ刑は三ヶ年である、其間は囚人の衣食は官給なれ共、犯罪者の家に一人前に力役(ハタラク)する者がないか、又は天子の陵戸(ミハカモリ)、其他、官の事業をする各種の技術者の類は、他國へ流されずして、犯罪地に於て留役させらるゝ事は本篇第二條の如くであるから、此等の者には、初め五十日間は自辨せしめ、若し囚徒の家、貧にして餉糧(サシイレ)困難ならば、二等親以上の近親(ミウチ)に於て、更代(カハルカハル)に餉糧(サシイレ)させよ、而して五十日の後は公費にせよ、若し又た家を距(サ)る事懸隔して、餉糧(サシイレ)に困難し、則ち甲の國の者が乙の國にて犯罪したる時の如きは、家族の者共の知る迄は、官に於て糧食を給し置け共、國元の家族等の知る處となりて、家族或は近親の者參看せば、曩日(サキニ)官給の糧食費を上納させよ、又た現在未決の囚人も亦之に準ぜよと也、

字解 ○居作は、シゴトの如く第十八條第十九條にあり、○官糧は、官府の飲食、○留住居作は、犯罪地に留まり居て役使さるゝを云ふ、前十八條參照、○私糧は、自分の飯米、○隨盡公給は、五十日經過せば公費と云ふ也、○絕餉は、指入れ辨當を絕つ也、○依數徵納は、精算して納めさせ、受取れの如し、○見囚、は未決囚又たは判決言渡し濟みしも未だ配所に首途(カドデ)せざる者を云ふ也、因に糧と云ふて飯米而已の名を揭ぐれ共、凡て文略義隱の法文なれば、此中に

は味噌鹽等をも含有しあるものと推知すべし、

第五十七條　彈正巡行條

凡在京繫囚、及徒役之處、恒令彈正月別巡行。有安置役使不如法者、隨事糺彈。

凡て在京の監獄、及び懲役人の場所へは、彈正臺の役人をして毎月檢察に巡行せしめよ、而して囚人の安置及び役使に關して非違不法なる事あらば、事狀に隨て當該官吏を糺彈せよと也、

字解　○繫囚は、ツナギある罪人と云ふ如し、○安置は、居る事、○糺彈、等は職員令五十八條彈正臺を參看すべし、

第五十八條　官物缺損條

凡犯罪、及欠損官物、經赦降合免。別勅遣推徵者、依赦降例執聞。

官人、罪を犯し又は官物を費消缺損したる者が、僥倖に大赦恩降に（恩降は考課令五十四條、六十二條參看すべし）に會ふて免されたるも、其後缺損物に就て事故を生じ、別勅を以て取立に及ぶ場合とならば、既に赦免になりてあると云ふ事狀を錄して奏聞せよと也、

字解 ○缺損は、五十二條、倉庫令十三、四條、雜令十九條等參看すべし、○赦降は、大赦又は恩赦、恩降にして、赦は申す迄もなく免さるゝを云ふ、恩降は令の義解講義に、罪人の刑名の等を降すを云ふとあれ共、刑の等級を降して無罪ならば本條に當れ共、否ざれば多少の刑ある譯也、故に考課令の五十四條六十二條にある如く、官位を降すと云ふを穩當とせん、○合免は、免ずべく也、○推徵は、取立ての如し、
○執聞は、奏聞の如し、

第五十九條　放賤條

凡放レ賤爲二家人及官戶一、逃亡經二三十日一、並追宛レ賤。

賤民を放免して家人及び官戶となす共、若し逃亡して三十日を經過せば、復た追捕して賤民籍に入れよと也、

戶令第三十五條以下、四十三條迄、及び職員令第四十九條宮內省所管の官奴司を參看すべし、

第六十條　資財入官條

凡犯レ罪資財入レ官者、若緣坐得レ免、或依レ律不レ坐、各計二分法一還之。則別勅降レ罪從レ輕、物見在者、亦還之。其本罪不レ合二緣

坐而別勅破家者、罪止及一房。若受人寄借、及質物之屬、當時則有言請分券證分明者、皆不在録限。其有競財、官司未決者、依法撿校。

本條は、財産沒收の手續を示したる令條也、犯罪者に對し判決を言渡して、其財産は官へ沒收となりたる後、家族、近親に連坐を免かれたる者か、或は法律上縁坐すまじき者を擇み、沒收したる財産の幾分をば子孫へ分配法に准じて還せと也、又た別勅ありて、縁坐の者は罪を降して輕きに從ふ義とならば、其人等の財産未だ諸役所へ分配せずしてあらば、其物品は還せと也、而して本犯が縁坐すべからざるものにて、別勅にて財産沒收の時は、罪は只本人一人に止めて他に及ぼすなと也、若し沒收すべき物の中に、他人より預りし物か、又たは質に取りし物抔が混じ有て、預け人又た質入れ人等より申請したる時に、預り證書又は質券等ありて、證據の確實分明なるならば、沒收の物品を記錄せし帳簿より其品目を削除せよと也、又た罪人に於て、若し財産に關する訴訟中沒收に會へば、判決の日を待て、罪人の有に歸せば隨て沒收し、相手方の所得とならば、相手方へ渡せ與へよと也、

字解 ○貲財は、今云財産也、○入官は、沒收の事、○縁坐は、マキ添也、○分法は、分配法

にして、義解によれば、律(賊盗律第一、二條)に依るに、一家の資財分配すべくば人の多少に准じて、人別に一子の分法に准じて還す事を得、假有ば一老人、年八十なる者あり、三男十孫を有し、其内一人の孫が反逆(死罪)罪に處せられしも、戸令第廿三條の三男分法を作り、ソレに老人一人を添へて、則ち四分に爲る也、若し三男皆死亡して此世に生存し居らざれば、存命の十孫あるに依りて諸子均分すと云ふ戸令に從ひ、老人を加へて十一分に爲りて分配する也、戸令廿三條參考すべし、○物見在は、現在の物品、○破家は、財產全部沒收を云ふ、○罪止及一房は　犯罪者の財產而已を沒收して、緣坐の者に及ぼさざるを云ふ、共財異居も亦然り、同居共財は分法に准ずる也、一房は一室と云ふ如し、○寄借は、預り物の如し、○言請は、申請の如し、○劵證は、預り證書及び質札等を云ふ、○不在錄限は、帳簿記載を削除或は消込と云ふ如し、○競財は、財產に係る訴訟を云ふ、○檢挍は、處分と云ふ如し、

第六十一條　辯證已定條

凡辯證已定、逢レ赦更翻者、悉以二赦前辯證一爲レ定。

犯罪者數回の裁判にて、犯罪者の辯明、證人の立證等、既に確定して、今や判決あらんとするに際して、赦令の發布に逢ひたるに依て、更に前辯を變更し、更に證人を立てヽ陳辯立證するも、赦令前の辯證を以て確定とせよと也、假ば、大祭用の神の御物を盗み、且ツ神宮の接近に

於て人殺しをした者あり、係り役人、甲なりと認めて捕縛し吟味すれば、果して甲の所業也、依て裁判所に於て云ふには、如何にも神の御物を盗みましたれ共、人は殺さぬと、乙の證人を以て立證分明なり、係り官之に依て判決を言渡さんとせし前に當り、赦令の發布あり、則ち犯人を法廷に召喚して、係の曰はるゝには、死罪以下は皆悉く赦令の爲めに赦免の恩に浴するも、唯汝の如き八虐の罪を犯した者は免されずと、ソコで甲は前辯證は全く虚僞の辯證でゴザイマシタ、實は人を殺したれ共、神の御物は盗みませぬと言を翻し、其證人として丙の證人を召喚して立證せしむるも、前の辯證を以て判決言渡し、之れを赦前の辨證を以て定と爲と云ふ也、

字解 ○辨證は、辨明と證言、○更翻、は前言を取消したる也、大嘗祭等の御物則ち幣帛類を盗めば、八虐中の第六番目にある大不敬罪なれ共、中等の流罪にして命ちは助かるに、人を殺したとすれば自分も絞又斬罪に處せらるゝなれ共、死罪以下赦免を聞て、至愚の言を吐きし者也、

第六十二條　傷損誣告條

凡傷損於人、及誣告得罪、其人應合贖者、銅入被告及傷損之家、則兩人相犯俱得罪、及同居相犯者、銅入官。

凡て人に創傷(キズ)を負はし、又誣告して、罪人とならば贖罪銅を徴收せよ、其贖銅は、負傷者、又た

被誣告者の家へ下渡してやれ、又た甲乙二人爭鬪して、互に負傷をしたる場合は、二人より贖銅を徵して皆官へ沒收せよ、又た同居共財の者共の爭鬪負傷も亦皆官へ沒收せよと也、本篇參十二條、五十二條參看すべし、

第六十三條　　刑具及拷訊條

凡杖皆削去節目。長三尺五寸。訊囚、及常行杖、大頭徑四分。小頭三分。笞杖、大頭三分。小頭二分。枷、長四尺以下。三尺以上。杻、長一尺八寸以下。一尺二寸以上。其決杖笞者、臀受。拷訊者、背臀分受。須數等。

本條は刑罰具の構造及び拷法等を制定したる令條也、

凡て杖罪に使用する杖は、荊の節目を削去し、長さ三尺五寸とす、通常及び拷問の時に用ふる杖は、本の太サ直徑四分、末口三分とす、笞は本ト口チ三分に、末口チ二分、枷は長サ四尺以下三尺以上、杻は長サ一尺八寸以下一尺二寸以上、而して其笞又た杖を用へて、拷つ所は、大臀部とす、拷問の時は背部と臀部と更代に等分に拷てと也、

【字解】○節目は、三條の節目と異也、木のフシメ也、○枷は、四條、十九條、卅九條にあり、○杻

は、四十二條にあり、○臀は、尻也、○須數等、叩く數を等分にすべく也、假令は、九十叩くとすれば、背で十五拷、尻で十五拷、此の如く三回する也、律に云く、囚を拷事三度に過ぐ可からず、其數總て二百を過すを得ず、三回の拷問は各相去ること二十日、極暑極寒、齋日には拷問はならぬ、三回の拷つ數は、六十五宛二回と七十が一回と也、

大寶令新解　第十卷

第三十篇　雜令　凡肆拾壹條

本篇は、前諸篇の如く、各專門的に非ず、頗る班雜なるを以て雜令と云ふ也、則ち、第一條より四條迄は度量衡に係り、第五條は物忌、第六、七、八の三ヶ條は天文暦數に關する如く種々雜多の事を混ぜし也、

第一條　度量權衡條

凡度、十分爲寸。十寸爲尺。一尺二寸、爲大尺一尺。十尺爲丈。量、十合爲升。三升、爲大升一升。十升爲斗。十斗爲斛。權衡、二十四銖爲兩。三兩、爲大兩一兩。十六兩爲斤。

本條は、當時の度量衡法也、

度(モノサシ)は十分を一寸と爲し、十寸を一尺と爲し、但し大尺(ダイシヤク)は一尺二寸にて一尺とす、十尺を一丈と爲す、桝(マス)は十合を一升とし、大桝(オホマス)は三升にて一升と爲す、十升を一斗とし、十斗を一石と爲す、

秤は廿四銖を一兩と爲し、三兩を大兩の一兩とし、十六兩を一斤とせよと也、

【字解】○度は、古來唐尺、高麗尺採用の二説あり、大寶時代は高麗尺なるを以て、現今の尺度に比較せんに、一尺は曲尺九寸七分八厘に當る、該標準を何より採りしかと云ふに、今の遼東三省邊に産する黒黍の一粒の直徑を以て一分と定めたり、而して北方と云ふ事は何に據りしかと云ふに、漢書律曆志に、子穀秬黍中の者の一粒の廣を以て度とすとあるに基けり、子穀とは、子は十二支の頭らにて方角に充つれば北方になるから、ソコで北方の穀物中の黒黍云々と後世の學者共が解釋をしたと云ふ事を秉燭譚に云へり、

○量は、マス也、是亦右の黒黍一萬二千粒を以て一合と定めたり、

○衡は、天秤也、是亦右の黒黍百粒を以て一銖と定めたり、一銖は四分一厘六六、一兩は十匁、一斤は百六十目也、以上度量衡の事に就ては、古來各國各時代に由て、多少の差、名稱の異あり、或は沿革の爲めに相違を生じ、或は其原理も亦各國に依て異にするなり、故に此に關する比較の解釋等殆んど際限なき如し故に略す、

第二條　度地量銀銅穀條

凡度地、量銀銅穀者、皆用大。此外官私悉用小者。

土地を測量し、金屬、穀類を權り量るには、皆大尺、大桝、大秤を用へ、其餘は官私共に皆な

小器を使用せよと也、

第三條　原器條

凡用₂度量權₁官司、皆給ㇾ樣。其樣皆銅爲之。

大藏省や、地方廳の如き、度、量、衡、必用の役所へは、銅にて造りたる原器的の標本器を一個宛給へと也、

字解　○樣は、ノリ也、法式也、原器と謂ふべき雛形を指せり、

第四條　步里條

凡度ㇾ地、五尺爲ㇾ步。三百步爲ㇾ里。

地面を測るには、五尺を一間とし、三百間を一里とせよと也、

字解　○步は、今の間(ケン)と同じ、此時の一間は五尺なれ共、今の六尺に相當する也、故に三百步は三百六十步となり、五町一里が六町一里となる也、

第五條　殺生禁斷條

凡月六齋日、公私皆斷₂殺生₁。

凡て每月の六齋日には、公私共に殺生は禁制にせよと也、

【字解】（一）六齋日は、佛說四天王經、增一阿含經、龍樹の十住毗婆沙論等に掲げり、每月八、十五、廿三、廿九、卅日の六日とす、今四天王經を邑保訓釋して左に記さんに、四、壽命は電光朝露の如し、恍惚として消滅す、齋日には心を責め、身を愼み、口を守り、諸天は齋日に人の善惡を伺ふ、須彌山上則ち忉利天の天帝は、福德巍々に由て四天を典主す、四天神王則ち四鎭に因て各一方を理む、常に每月八日には、使者を下界に下だして天下を撿案し、帝王、臣民、龍鬼、蜎蜚、蚑行、蠕動の類迄の心念、口言、身行等の善惡を伺察す。十四日には太子を下し。十五日には四天王自ら下り。廿三日には、使者代理。廿九日には太子再下。卅日には四天王再下し。此時日月、五星、廿八宿は勿論、諸の天王皆悉く俱に下る、四天王命じて曰ふには、勤めて衆生の施行吉凶を見よと、若し斯日に於て、佛に歸し、法に歸し、比丘僧に歸し、淸心守齋貧窮に布施し、持戒、忍辱、精進、禪定、翫經散說、盲冥を開化し、兩親に孝順し、三尊に奉事し、稽首受法云云、

第六條　曆本製造條

凡陰陽寮、每年預造來年曆。十一月一日、申送中務。中務奏聞。內外諸司各給一本。並令年前至所在。

本條は、中務省の所管なる陰陽寮は、毎年十一月の一日迄に、來年の曆を造りて本省に送れ、本省は太政官に屆け出さずして、直ちに奏聞に達せよと也、而して頒曆は八省と國廳に一本宛下附なる而已にて、諸寮、諸司、郡役所の如きは所管の上司にて寫してやれ、但し何れも年内に達する樣にせよと也、

第七條　陰陽寮諸生條

凡取陰陽寮諸生者、並准醫生。其業成年限、及束修禮、一同大學生。

陰陽寮の學生の採用は、醫學生に准じて、先づ占氏及び、世襲の家の子弟を先きに採り、不足ならば庶人の子弟にして、年齢十三歲以上十六歲以下の者にて怜悧なる者を採れと也、其卒業の年限、及び束脩則ち入學の禮式等は、凡て大學に同じふせよと也、醫疾令の二條、學令、考課令等參考すべし、

第八條　秘書條

凡秘書、玄象器物、天文圖書、不得輒出。觀生不得讀占書。其仰觀所見、不得漏泄。若有徵祥災異、陰陽寮奏。訖

者、季別封送中務省、入國史。所送者、不得載占言。

遁甲、天元、天一、或は太一式に關する書籍、又は天象に係る器械、或は天文の圖書等は、外へ出す事はならぬ、而して天文學生は、占卜の書を讀む事はならぬ、又た天を觀望して、何か所見あらば漏す事はならぬ。若し吉凶に係る祥瑞等の事あらば、陰陽寮より中務省へ屆け、省は奏聞に達するけれ共、寮よりも奏上せよ、觀望の申報は、一年に四回別封にして中務省へ送れ、省は之を國史に編入せよ、但し送る所の書中には、占卜の言を記載する事はならぬと也、

字解 ○玄象器物は、天文の器械と云ふ如し、

○秘書、の書目を左に抄錄せんに

國史經籍志卷の四に云く

黃帝陰陽遁甲、　六卷
遁甲訣　一卷　伍子胥
遁甲文　一卷　伍子胥
遁甲經　卅三卷　後魏信都芳
遁甲九元九局立成法　一卷
遁甲肘後立成囊中秘訣　一卷　晉葛洪
——囊中經　一卷
——囊中經疏　一卷
——立成　六卷
——敘三元玉曆立成　一卷　郭宏遠

——立成法　一卷　劉孝恭
黄帝九元遁甲　一卷　玉琛
陽遁甲用局法　一卷　劉孝恭
陰——　九卷
三元——圖　三卷　葛洪
——九宮八門圖　一卷
——反覆圖　一卷　葛洪
——支干訣　一卷
——行日時　一卷
——要用　四卷　葛洪
三元——　六卷　許昉　又六卷　陳劉毗　又三卷　杜仲
三正——　一卷　杜仲
——三奇　三卷
——推時要　一卷
——萬一訣　一卷　李靖

——穴隱秘處經　一卷
黄帝出軍遁甲式　一卷
陽——　九卷　釋智海
陰陽——　十四卷
三元——立成圖局　一卷
——開山圖　三卷　榮氏
——年錄　一卷
——八門機要　一卷
——　三卷
——秘要　一卷
三元九宮——　二卷
——九星歷　一卷
——三元九甲立成　一卷
——經　一卷　唐胡乾
元中祛惑——經　三卷　劉烜

——十八局 一卷 唐行

——搜玄經 一卷

天一——鈐歷 一卷

——符寶萬歲經圖歷 一卷 唐司馬驤

天一——兵機舉要歌 一卷 楊渭

——隨局舉要歌 一卷 馮思古

天一——式 一卷

陰陽二——局 二卷 李靖

——二局鈐 一卷

——九宮亭白姦 一卷

陰陽二遁入式法 一卷

天一——賦 一卷 宋丘濬

——專征賦 一卷 員卓

——善奇金合盤 一卷

景祐——玉函符應經 三卷 揚惟德

陰陽二遁萬一訣四卷

元樞—— 二卷 馬繼明

天一——圖 一卷

天一——陰陽局鈐圖 一卷

——玉女反閉局法 一卷

玄女——秘結 一卷

——天一指陳 三卷

——天目圖 一卷 焚洞

——歷 一卷

天一——歌 一卷

天元陰陽局 二卷

斗中孤虛圖 一卷

——選時圖 二卷

流光玉歷 八卷

右遁甲（——印はトンカフ也）

太一飛鳥歷　二卷　王琛
——飛鳥立成　一卷
——三合五元要訣　一卷
——經　二卷　宋琨
——九宮雜占　十卷
黃帝——雜書　十六卷
——太游歷　二卷
——式經雜占　十卷
——紫經秘訣　三卷　唐王希明
——金鏡式經　十卷　王希明
——局遁甲經　一卷
——時紀陰陽二遁立成歷　二卷　南漢胡萬項
中樞秘頌——明鑑法　五卷　唐劉啓明
——雜集算草　一卷

——十精飛鳥歷　一卷
——飛鳥雜訣捕盜賊法　一卷
——龍首式　一卷　董註
——式雜占　十卷
——黃帝度厄秘術　八卷
——玉佐秘珠　五卷　隋樂彥
——式經　二卷
——元鑑　三卷　李淳風
——樞會賦　一卷
——天一經　一卷　僧一行
天寶——靈應式記　五卷　唐馬光
日遊——五子元出軍勝負七十二局　一卷
——細行草　一卷
——集　十卷　杜惟韓

――雜鑑　一卷　青溪子
――時計鈐　一卷
十神――巡遊分野立成圖　一卷
新修時遊――立成　一卷
――燭幽經　二卷
――神樞長歷　一卷
――神樞長歷　又一卷
――循環歷　一卷
景祐――福應集要　十卷　楊惟德
黃帝絳圖　一卷
黃帝奄心圖　一卷

右太一（――印は太一なり）

星官簿贊　十三卷　云云

右天文

陰陽二遁――　一卷
――遁甲萬勝時定主客主成訣　一卷
――陰陽二遁立成　一卷
――陽九百六經　一卷
――靑虎甲寅經　一卷　宋王處訥
太一歌　五卷
――秘歌　一卷　廣夷
――淘金　一卷
黃帝集靈　三卷
黃帝龍首經　一卷
――統宗寶鑑　廿卷

第九條　鑛山私掘條

凡國內有下出二銅銕一處上、官未レ採者、聽二百姓私採一。若納二銅銕一折二宛庸調一者聽。自餘非二禁處一者、山川藪澤之利、公私共之。

凡て國內何れの土地にても、銅或は銕を產する處ありて、官未だ採取せざる處ならば、人民の採掘する事を許せ、若し其銅銕を以て雜税の代納に出願せば許せ、其他特に禁制の場處に非ざる地處にして、山川、藪澤より、利益なる物品を產出すれば、公私共に取り收めよと也、

第十條　異寶異木條

凡知下山澤、有二異寶異木、及金玉銀彩色雜物一處上、堪レ供二國用一者、皆申二太政官一、奏聞。

凡て山澤に、馬腦、琥珀の類、又は沈香、白檀、蘇方等の類、或は金銀、及び彩色の美なる物、珠玉等の產出する處を發見して、國用に供するに堪ゆるものは、皆太政官に上申して、官より奏聞に達せよと也、

字解 ○異寶とは、メウナ、コハクの類、○異木とは、ヂンカウ、ビヤクダン、スハウの類を云ふ也、

第十一條　材木漂失條

凡公私材木、爲暴水漂失、有採得者、並積於岸上、明立標牓、申隨近官司、有主識認者、五分賞一。限三十日外、無主認者、入所得人。

官、公、私の材木が、洪水の爲めに流失したるを拾得せば、拾得したる岸の上に積重ねて札を立て最寄の役所に届け出よ、持主來らば渡してやれ、但し持主は拾得者に五分の一丈ケを賞與として渡せ、若し又拾ひし日より三十日を經過するも持主なければ、拾得者の所得とせよと也、

字解 ○暴水は、洪水の如し

第十二條　取水漑田條

凡取水漑田。皆從下始。依次而用。其欲緣渠造碾磑、經國郡司。公私無妨者聽之。則須修治渠堰者、先役用水之家。

水を取り入れて、水田を作らんとするには、水下へ充分に灌漑するやうに勘定して始めよ、若し用水に依て搗屋（ツキヤ）の如き水車仕掛の挽キ臼、搗キ臼等を設けんとせば、管轄役所に出願致せ、

役所では、公私に於て妨害故障のなきものと認定せば許してやれ、又用水及び堰（セギ）等の修繕を營む時には用水關係の町村の者共を使役せよと也、

字解 ○溉田は、田に水をソヽグ也、○碾磑は、名物六帖に依れば、碾は石の上臼（ウハウス）、磑は下タウス、共に挽き臼としてある、凡て法文の語故に米搗臼を載せざるは文飾上の都合なる事諸令條に例あるを知るべし、○渠堰は、ミゾセギ也、營繕令十七條を參考すべし、○用水は、水を使用と云ふ如し、今云ふ用水路に非ず、

第十三條　要路津濟條

凡要路津濟、不レ堪二渉渡一之處、皆置レ船運渡。依二至レ津先後一爲レ次。國郡官司撿挍、及差二人夫一、宛二其度子一。二人已上。十人以下。每二二人一、船各一艘。

官道の如き大路に非ざるも、人馬の往來するに至極便宜の處にして、徒渡り（カチワタ）の出來ぬ川には皆船を設備して交通に便せよ、而して渡船場の乘降順は、人馬貨物の到着順にて渡らせ、渡船場は、地方の役人が檢査をして人夫を差立て船頭（フナコシ）に宛てよ、但し二人以上、十人以下とす、二人每に船一艘とせよと也、

字解 ○要路津濟は、要便の渡り場の如し、○度子は、渡し守にして、船越人夫の如し、

第十四條　五位以上給牀席條

凡廳上、及曹司座者、五位以上、並給牀席。其制從別式。

凡て役所では、各ゴ用部屋、及び五位以上には敷物を給與せよ、其規則は別式に從へと也、

字解 ○廳上は、役所内と云ふ如し、○曹子座は、役人の用部屋と云ふ如し、用部屋は一ト構宛仕切りてあるを以て、部屋住の人も一ト構別立的にしてあるから、へや住の人をゴ曹子と轉用せし也、又た女房のサウシとあるは、局の事也、ツボネはへヤ也、牛若ゴ曹子と云ふことあり、人の息子をゴ曹子と云ふもへヤ住と云ふ事なり、後世の轉用とすべし、

第十五條　主典以上給坐席條

凡在京諸司、主典以上、毎年正月、並給座席、以下隨壞則給。

凡て京都内の諸役所の四等官（主典）以上の官吏には、毎年正月に敷物を給與せよ、以下則ち史生、官掌の人共には、破損次第給與せよと也、

第十六條　因使得賜條

凡官人等、因レ使得レ賜、使事停者、所レ賜之物、並不レ在ニ追限一。其有ニ犯レ罪追還一者、所レ賜物並徵納。

官吏等、使者となりて物を賜はる事抔あるが、此賜はり物は御用濟になりても取上げぬ、併し犯罪事故でもありて、返還せねばならぬ場合は、賜り物は取り納めよと也、

字解 〇追限は、取り上ぐる限り也、〇追還は、追は取り上げにて上に係る、還は返還にて下に係る語也、〇徵納も、追還に似て、徵は上に係り、納は下に係る字也、

第十七條　訴訟期限條

凡訴訟、起ニ十月一日一、至ニ三月三十日一撿挍。以外不レ合、若交相侵奪者、不レ在ニ此例一。

金錢の貸借、良民賤民、及び譜第の爭ひの如き、並に至急を要せざる訴訟は、毎年十一月一日より、翌年三月三十日迄に致して、其他の月にはならぬ、併し急遽なる强奪侵害等に關する訴は此限りに非ずと也、

字解 〇交は、遽ニハカの如し、〇侵奪、侵は人を侵し損をさするを云ふ、奪は財物を强て收トるを云ふ、

第十八條　不得私賣家長物條

凡家長在、而子孫弟姪等不レ得下輙以二奴婢、雜畜、田宅、及餘財物一私自質擧、及賣上。若不二相本問一、違而輙與、及買者、依レ律科レ罪。

家長則ち一家の戸主があるに、其家族中なる年少の者共が隨意に奴婢や、牛馬、田宅、及び他の財寶貨物を以て質に入れ、或は人に貸して利子を取り、或は賣却する事はならぬ、若し家長に問はずして、讓渡賣却等を致さば罪科に處すと也、

字解 ○家長は、戸令第五條にある家長とは異り、コヽは祖父、伯兄の屬を云ふ、○擧は、利子を取るを云ふ、次條參考すべし○罪科は、唐の戸婚律にては、十匹に就て笞十とせり、而して杖一百を限りとす、

第十九條　以財物出擧條

凡公私以二財物一出擧者、任依二私契一、官不レ爲レ理、毎二六十日一取レ利。不レ得レ過二八分之一一。雖レ過二四百八十日一、不レ得レ過二一倍一。家

貧盡者、役身折酬。不得迴利爲本。若違法責利、契外掣奪、及非出息之債者、官爲理。其質者、非對物主不得輒賣。若計利過本不贖、聽告所司對賣。則有乘還之。如負債者逃避、保人代償。

本條は、物品金錢の貸借に關する令條也、

官公私人が、財物を貸して利子を取るには任意に契約を作れ、官物にても官の名稱にて處理するに及ばぬ、利子は六十日毎に取れ、但し八分の一より多くはとられぬ、又四百八十日を過ぐると雖も元金の一倍よりは取る事はならぬ、若し負債者の財産相盡て、返辨の見込なき時は、債務者を奉公さして辨償させよ、但し利子を廻はして元金にする事はならぬ、若し此法に違犯して、高率の利子を取り、或は契約外に牽制强奪的の事あるか、又た正當なる利息外の貪りあらば、官にて處理してやれ、又た質物は、主の承諾を得ざれば賣却はならぬ、若し利息を計算して元金に過ぎ、則ち四百八十日の上、尙六十日を經過して辨償せざれば、役所に訴へて、債權者が債務の物品を賣却する事を許せ、賣却して剩餘あらば、剩餘だけは債務者に還してやれ、又た債務者逃亾等致さば、保證人に辨償させよと也、

【字解】○出擧、出は多くは稻又米を貸し附るを云ふ、擧は私稻、利米を主に云へり、裁判至要抄の中卷に、天平七年五月二十二日の格、天平勝寶三年九月四日の格に私稻の出擧を禁止せり、

○任は、任意也、○役身折酬は、俗にカラダを賣りて辨償と云ふが如し、○責利は、利を强請すると云ふ如し、○掣奪は、引きウバフ也、○出息之債は、正當の貸借と云ふ如し、○對物主は、質置き主に對談得諾と云ふが如し、○不贖は、辨償せざると云ふ如し、○所司は、今は區裁判所の如くなれ共、當時は郡役所へ訴へたり、○有無は、剩餘ある也、○保人は、保證人也、

第二十條　以稻粟出擧條

凡以稻粟出擧者、任依私契、官不爲理。仍以一年爲斷。不得過一倍。其官半倍。並不得因舊本更令生利、及廻利爲本。若家資盡、亦准上條。

凡て籾又米を貸出して、利米を取るも、前條の如く私人契約にて、官は處理するに及ばぬ、其返濟期限は、一年なれ共、此一ケ年と云ふは春時貸して秋期返濟させるのであるから、ツマリ半年餘の事にて、利米はソレ丈けの間にて一倍はとられぬ、官の稻又は米ならば、五割だけ迄

取りてもよい、併し利米を廻して元米(モトマイ)へ入るゝ事はならぬ、若し債務者(カリニン)家貧なくば、上條の如くにせよと也、

字解 ○稻粟は、田令一條參考すべし、○斷は、期限の如し、○舊米は、元の如し、○准上條は、身を役して辨償するを云ふ、

第二十一條　利物給糺人條

凡出擧、兩情和同、私契。取レ利過二正條一者、任人糺告。利物並給二糺人一。

凡て籾又米を貸して利を取る事は、雙方合意の上、私契約せよ、而して利米が、若し法令の制定せし以上に約束してあるならば、ソレを告發人ありて告訴せば、利米は告發人にやれと也、

字解 ○正條は、法令の如し、○糺告は、告發、○糺人は、告發人、

第二十二條　得宿藏物條

凡於二官地一得二宿藏物一者、皆入二得人一。於二他人私地一得、與二地主一中分之。得二古器形製異一者、悉送レ官酬レ直。

官有地に於て、埋藏物則ち鏡、劍、金銀等の器具を發掘せば、發掘したる者にやれ、若し他人

の私有地にて發掘したならば、地主と半分宛分配せよ、又た古器にして、其製作の形式等、如何にも尋常ならざる如き物は、悉く官へ送れ、官に於て相當の價直をやれと也、

字解 ○宿藏物は、埋藏物（ウヅメオサメアルモノ）と云ふ如し、則ち戰亂等に落魄し、地中に埋沒して、其時代久遠何物の財寶たるを知らざるものゝ類也、

○私地とは、口分田、職分田の如し、田令第三條五條參考すべし、○酬直は、代價を以て買上げの如し、

第二十三條　畜産害人條

凡畜産、觝レ人者、截二兩角一。踏レ人者、絆レ之。齧レ人者、截二兩耳一。其有二狂犬一、所在聽レ殺レ之。

畜産中の牛などが、角にて人を突（ツ）けば、其兩角を切れ、又た人を踏む樣のものは、嚴重に繋ぐ事とせよ、又た人に嚙付（カミ）くならば、兩方の耳輪（ミヽ）を切除（キリトレ）せよ、又た狂犬あらば一一撲殺させよと也、

字解 ○觝は、音邸（テイ）、牴に同じ、觸也、又た觗の字と同じ、韓愈（カンタイシ）の進學解に、異端を觝排し云々、搞本にツクと訓ませり、○絆は、博慢切、音半（ハン）、説文に馬繫也、增韻に、足をツナグを繫

といひ、首を絡(ツナグ)を羈(ツナグ)と曰ふとあり、徒然草(ツレヅレグサ)に、人突く牛をば角を切り、人喰ふ馬をば耳を切りて其しるしとす、印(シル)しをつけずして人を破らせぬるは、ぬしの咎(トガ)なり、人を噬(ク)ふ犬をば畜(ヤシナ)ひ飼(カ)ふべからず、是皆科(トガ)あり、律のいましめなり、

第二十四條　與販條

凡皇親及五位以上、不ㇾ得ㇾ遣㆓帳内資人、及家人奴婢等㆒。定㆓市肆㆒興販㆖。其於ㇾ市沽賣出擧、及遣㆓人於外處㆒、貿易往來者、不ㇾ在㆓此列㆒。

位階の有無に關せず、皇族及び五位以上の人は、家來又は奴婢等を市場へ遣(ツカハ)し店舗(ミセ)を出さして商賣はさせられぬ、併し店も出さず、市場にて賣却し、又は郷里に居て品物を貸し出して利を取り、及び人を他所へ遣して貿易し往復さする者は此例(カギリ)に非ずと也、

字解 ○皇親には、有品無品ある故に、新解は義解に依て有位無位とせり、○帳内、資人は、皇族及び大臣家等の家來の如き人(トネリ)、○興販は、販賣の如し、已に關市令十八條に詳述す、○沽は、買也、又は賣也、○出擧(カシコメ)は、廿條に出せり、

第二十五條　私用旅行條

凡私行人、五位以上、欲投驛止宿者聽之。若邊遠、及無村里之處、初位以上、及勳位亦聽之。並不得輙受供給。

凡て公用に非ず、個人の私用旅行にて、五位以上の人、驛に入りて宿泊せんとせば聽せ、若し邊鄙にして村里の無き所は、初位以上、及び帶勳者にも許せ、但し何れも厚き振舞を受くる事はならぬと也、

字解 ○私行人は、私用旅行者、○投驛は、シユクにいりと云ふ如し、○村里は、戶令一條にある如く、五十戶を以て里となす則ち其里を云ふ、○供給は、待遇の如し、厩牧令二十二條參考すべし、

第二十六條　文武官進薪條

凡文武官人、每年正月十五日、並進薪。長七尺。以二十株爲一擔。一位、十擔。三位以上、八擔。四位、六擔。五位、四擔。初位以上、二擔。無位、一擔。諸王准此。無位皇親、不在此例。其帳內資人、各納本主。

在京の諸官員は、毎年正月十五日に、御所へ薪を獻上せよ、其薪は長サ七尺にして、廿本を以て一擔とせよ、一位の人は十荷、三位以上は八荷、以下本文の如し、但し帳內、賚人（皇族、大人等の家來）は各主人に納めよと也、故に、中宮、及び東宮の舍人も亦其本職本坊に納めよ、

第二十七條　進薪檢査條

凡進薪之日、辨官、及式部兵部宮內省、共撿挍、貯納主殿寮。

薪を献上の日には、太政官の辨官、及び式部、兵部、宮內、の三省共各檢査して、主殿の寮に納入して、積み込ませよと也、

第二十八條　給炭條

凡給後宮及親王炭、起十月一日、盡二月三十日。其薪、知用多少量給。供進炭者、不在此例。

皇后宮の役所、及び親王に炭を給ふは、毎年十月一日より翌春二月三十日迄とす、其薪は使用の多少を量りて給へ、木炭はしからずと也、

第二十九條　蕃使往還條

凡蕃使往還、當大路近側、不得置當方蕃人、及畜同色奴婢。亦不得充傳馬子及援夫等。

外國使臣の往復する官道の附近には、我國へ業に已に歸化したる外國人、又は同種の奴婢をば置く事はならぬ、又た右の人共をして、傳馬の馬士、及び荷物の人夫等に宛つる事もならぬと也。

字解 ○蕃使は、外國の使臣、職員令十六條治部省、同十八條玄蕃寮、戸令の第十六條、四十四條等參考すべし、○大路は、山陽道を云ふ、廐牧令第十六條參看すべし、○當方蕃人は、已に歸化したる人、○同色は、外國人を云ふ、○傳馬子は、テンマのマゴ也、○援夫は、人夫の如し、瀬多章甫の校本、頭注に云く援は疑らくば擔之誤とあり、

第三十條　犯罪被戮條

凡犯罪被戮、其父子應配沒、不得配禁內供奉、及東宮所驅使。

犯罪者にして殺戮されたる者の、父及び子の流さるゝ者は、御所內の內膳の下タ働きや、東宮

御所の小遣の如き者には使ふ事はならぬと也、

字解 ○供奉(グブ)は、コ、では內膳等の下タはたらきの如き者に當る如し、

第三十一條　官戸奴婢死亡條

凡官戸奴婢死、所司撿挍、年終惣申。

凡て官戸、奴婢死亡せば、當局(クナイシヨ)にて檢査せよ、年末に至て惣べて申告せよと也、

字解 ○所司は、宮內省を指せり、

○官戸奴婢は、戸令の三十五條以下を參考すべし、

第三十二條　奴婢休暇條

凡官戸奴婢者、毎レ旬放ニ休假一日一。父母喪者、給ニ假三十日一。產後十五日。其懷姙、及有ニ三歲以下男女ニ者、並從ニ輕役一。

凡て官戸、奴婢には、十日に一日宛則ち旬暇と云ふ休暇をやれ、若し父母死亡せば、廿日の休暇を與へよ、產後の者には、十五日、又た姙婦、及び三歲以下の子供を持ッて居る者には、成るべく輕き仕事をさせよと也、

第三十三條　奴婢宛役條

凡官戸奴婢宛レ役者、本司明立二功課一案記。不レ得レ虚二費公粮一。

宮戸、奴婢の作業は、宮内省にて明細に其功課(シゴト)を日勤簿に記入せよ、必ず妄りに空しく官の米を費す事はならぬと也、

字解 ○本司は、宮内省を云ふ、○功課は、シゴト、○案記は、帳簿に記入、○公粮は、官米を云ふ、

第三十四條　奴婢給衣服條

凡官戸奴婢、三歳以上、毎レ年給二衣服一。春、布衫、袴、衫、裙、各一具。冬、布襖、袴、襦、裙、各一具。皆随二長短一量給。

官戸奴婢の子供が三歳以上になつたらは、毎年衣服を給與してやれ、四歳以上には飯米をも與へよ、而して其衣服は、春は布の單衣に單(ヒトヘ)の袴、單衣に單の裳(モ)、各一枚宛、冬は布の袷の襖(アヲ)(俗に云ふ素袍(ウハギ)の如し)、袴、袷の襦袢(ジユバン)、裙(モ)各一枚宛、皆體格に應じて寸尺を度(ハカ)りて給へと也、

字解 ○衫は、單衣(ヒトヘノキモノ)也、衣服令十四條に詳也、○裙は、衣服令の十條にあり、○襖も、衣服令の十四條にあり、○襦は、ジユバンの如き短衣也、

第三十五條　親屬賓客條

凡外官、有二親屬賓客一經過、不レ得下以二官物一供給上。
地方官の宅へ、親族、故舊、及び賓客等ありて逗留して、官物を以て接待する事はならぬと也、

第三十六條　外任官人條

凡外任官人、不レ得下將二親屬賓客一往二任所一、及請二占田宅一、與二百姓一爭上レ利。
地方へ赴任の官員は、親族賓客を率へて任所に往き、又た田宅を請け占めて農人と利を爭ふ事はならぬと也、公式令八十七條參考すべし、

第三十七條　公廨雜物條

凡公廨雜物、皆令二本司自勾錄一。其費用見在帳、年終一申二太政官一。隨レ至勾勘。
凡て官家、公家の雜物は、皆其役所々々をして調査記錄せしめ、其費用現在の帳は、年末に一回太政官に上申せよ、官にては諸役所から上申ある每に檢査せよと也、
字解　○公廨は、官家公家の如し、○勾勘は、精査の若し、

凡僧尼、京國官司、毎六年造籍三通。各顯出家年月、夏臈、及德業。依式印之。一通留職國。以外申送太政官。一通送中務。一通送治部。所須調度、並令寺准人數出物。

京都市役所及び地方廳は毎六年に一回宛僧尼の戸籍三通を作成せよ、各出家せし年月日、夏の臈、及び學級を記入し、式に依て捺印しおけ、一通は京職又た各地方廳に留め、其餘は太政官へ送れ、官はソレを中務省に一通、治部省へ一通を下付する也、さて入用の調度は並に寺をして人數に應じて物を出さ令めよと也、

字解　○夏臈、臘は蔡邕獨斷に云く歳の終り也、我國人にても十二月を臘月と云ふ、臘は接也、新と故との交接也、俗に臘の明日を初歳（元日）と爲す之に因て佛門にては之を法歳と名く、併し佛家の法歳は四月十六日より七月十六日迄を安居と云ふ、斯七月の十七日が俗人にて云へば元日である、此九十日の間を安居と云ふ、安居は諸説あれ共、單簡に解し易き説には、四月十六日より、草木蟲類が繁殖するに依りて、ソレを損傷させぬ爲めに何れの堂宇にてでも安居して、佛法の修行をして居る事である、初めを結夏と云ひ、七月十六日を解夏と云ふ、又

は總稱して夏臘と云ふ、此夏臘を多く經歷したる僧侶程、上等の僧とせり、故に佛法の歲と云ふなり、日本紀、天武帝の十二年七月、同十四年四月庚子、同持統帝の四年五月庚寅に、宮中に此安居をさせられたり、臘を﨟の文字に大抵書てあれ共、字書を本位とすれば﨟は穩當ならず、併し古代よりの慣用なれば敢て咎むべき事にも非ずとす、

第三十九條　作檻穽條

凡作檻穽、及施機槍者、不得妨徑、及害人。

獸類を捕獲する爲めに、檻又は落し穴を作り、或はからくり仕掛の槍などを施して、人の往來を妨げ人を害するやうなる事はならぬと也、

字解　○檻は、オリ也、○穽は、落し穴也、○機槍は、カラクリ仕掛のヤリ也、天武紀に、『フムハナチ』の訓を施せり、○徑は、道也、

第四十條　節日條

凡正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日、爲節日。其普賜、臨時聽勅。

本條は節祿の事を示したる令條也、

第四十一條

凡大射者、正月中旬、親王以下、初位以上、皆射之、其儀式、及祿、從別式。

本條は、大射の令條也、當時の別式今傳らず、

大寶令新解附錄

太政官符。

應三撰二定令律問答私記一事。（括弧ハ昌保記入）

右得二彼省（式部省）解一偁。明法博士外從五位下額田國造今足解偁。謹檢二舊記一。律令之興。年代寢遠。沿革隨レ時。損益因レ世。藤原朝廷御宇（文武天皇）。正一位藤原贈太政太臣（鎌足公ノ二男正一位不比等公）奉レ勅制二令十一卷律六卷一。博士正四位下（參議兼式部卿）下野朝臣古麻呂。贈正五位上調忌寸老人。正五位下守部連大隅（神龜五年二月迄鍛冶連ト云フ）。正五位下道公首名。從五位上伊吉連博德。從五位下伊豫部連馬甘等。至二于大寶元年一。修撰訖。施二行天下一。平城朝廷（元正帝）養老年中。同太政太臣復奉レ勅。刊二修令律一。各爲二十卷一。博士正四位下大和宿禰長岡。從五位下陽胡史眞身。從五位下矢集宿禰虫麻呂。從五位下鹽屋連古麻呂。從五位下山田連白金等。自レ爾以來。諸博士等相承敎授。文略義隱。情理難レ通。卽無レ不レ由二先儒舊說一。而彼舊說。或爲二問答一。或爲二私記一。互作二異同一。未レ詳二誰作一。後學者等。屬二意彼此一。每有二論決難塞一。夫古之刑書。鐘鼎鑄レ之。金石銘レ之。所下以塞二異端一絕中異理上也。望請命二當時博士等一。撰二先儒之舊說一。省二彼迂說一。取二此正義一。勒成二卷帙一。以備二解釋一。庶俾下二學者一易レ解。與奪莫レ異者。省依二解狀一。謹請二官裁一者。正

三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世宣。奉　勅依レ請者。省宜承知。依レ宣行レ之。

天長三年十月五日　（淳和帝卽位後三年紀元千四百八十六年）

詔。（仁明帝ノ詔書）納二諸軌物一。王道所レ先。制以二度量一。皇猷斯在。故知弼二成五敎一。銜二勒萬方一。垂拱而理二其法令一乎。後太上天皇。（淳和帝チ云フ）修二機玄扈一。比二德丹陵一。事勤二遠圖一。慮在二長策一。以爲法令文義隱約難レ詳。前儒註釋。方圓遞執。豈使下三家異レ說。輕重參差。二門殊レ躅（アト）。舞レ文弄上レ法。永言二於此一。罔切二宸沖一。爰勅二在朝一。廼令二討覈一。稽二之於典籍一。參之以二古今一。迄二于滯疑一。祗稟（ツヽシミテ）二聖斷一。加減辨析。已盡二倫（三代格十八ニ會通ニ作ル）通一。裁爲二十卷一。名二令義解一。屬下屈二飛龍之眇蹕（ベウヒ）一。顧中汾陽之窅（エウ）然上。未レ有二施行一。藏二之秘府一。朕以二窅昧（エウマイ）一。臨二馭寰區一。思下適（シタカフテ）二明謨一。導中揚景業上。宜下頒二天下一。普使中遵用上。盡一之訓。垂二於萬葉一。主者施行。

承和元年十二月十八日　（紀元千四百九十四年仁明天皇ノ元年ナリ）

上令義解表。　（括弧ハ呂保記入）

臣夏野等言（マウス）。逖（ハルカニ）聽二列辟一。略閱二縑緗（ケンシヤウ）一。躡レ歷登レ皇。乘レ圖稱レ帝。莫乙不下發レ號施レ令。張二經緯一而理（チサメ）レ邦。齊レ禮畏レ刑。設二堤防一以濟中代者上也。雖レ云二龍鳳異レ紀。文質遞興一。至二於訓レ俗庇レ人。殊レ塗同

致。伏惟聖上。（淳和天皇）道光四表。德被百王。拱巖廊以垂衣。臨寰區而作鏡。彝倫攸叙。禮樂交通。鴻化所罩。華夷感悅。然猶宵衣宣室。恐萬機之有愆。旻食合宮。念兆庶之不愜。遂降沖旨。搜揚法家。以爲前儒解釋遞有乖向。淺深易混。輕重難詳。臣等識謝張蒼。業非陳寵。謬以庸弊。叨應明詔。或筆或削。一增一損。其疑而不決。闇而未明。皆仰稟宸規。斷之聖覽。據時制變。合古便今。誠可改生靈之視聽。爲皇王之模範者也。裁成十卷。名令義解。星霜五變。繕寫功遂。拜表呈奏。伏深戰越。臣夏野等誠惶誠恐頓首々々謹言。

天長十年十二月十五日

右大臣從二位兼行左近衞大將臣清原眞人夏野上表

令義解序。（括弧ハ昌保記入）

正三位守右大臣兼行左近衞大將臣清原眞人夏野等奉　勅撰

臣夏野等（此間恐ラクハ言臣ノ二字チ脱傳セシナルヘシト）聞。春生秋殺。刑名與天地倶興。陰慘陽舒。法令共風霜並用。犯之必傷。蟲炷有爛蛾之危。（夏虫飛テ火ニ入ルト云フ如シ）觸之不漏。蛛絲設黏虫之禍。昔寢繩以往。不嚴之教易從。畫服而來。有耻之心難格。隆周三典。漸增其流。大漢九章。遂分其派。雖復盈車溢閣。牛市之姦不勝。鑄鼎銘鐘。滿山之弊已甚。降及澆季。煩濫益彰。上任喜怒。下用愛憎。朝成夕毀。章條費刀筆之辭。富輕貧重。憲法歸賄貨之家。嚴科所枉。劔戟謝其銛利。輕比所假。君父慙其

溫育一。故令出不レ行。不レ如無レ法。敎之不レ明。是爲レ樂レ刑。伏惟皇帝陛下。（淳和天皇）道高二五讓一。勤劇二三握一。類二金玉一而垂レ法。布二甲乙一而施レ令。芟二春竹於齊刑一。銷二秋荼於秦律一。孔章望斗之郊。無二復寃牢之氣一。黃神脫梏(コク)之地。唯看二香楓之林一。猶慮法令製作。文約旨廣。先儒訓註。案據非レ一。或專守二家素一。或固拘二偏見一。不レ肯レ由二一孔之中一。爭欲レ出二二門之表一。遂至二同聽之獄生死相半。連案之斷出入異レ科。念二此辨正一。深切二神襟一。爰使下臣等集二數家之雜說一。擧中一法之定準上。臣謹與二參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵(ナフチノ)朝臣弘貞。參議從四位下守右大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣。正四位下行左京大夫兼文章(モンジヤウ)博士臣菅原朝臣清公。從四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄(ヲ)敏(トシ)。從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣衞(マモル)。正五位上行大判事臣興原宿禰敏久(オキハラノスクネトシヒサ)。正五位下行阿波守臣善道宿禰(コシミチノスクネ)眞貞。大宰少貳從五位下臣小野朝臣篁。從六位下行左少史兼明法博士勘解由(カゲユ)判官臣讃岐(サヌキノ)公(キミ)永直。從八位上守判事少屬臣川枯首勝成(カハカレノオビトカチナリ)。明法得業生大初位下臣漢部(アヤベノ)松長等一。輙應二明詔一。辨論執議。陳家古壁之文探而無レ遺。于氏高門之法訪而必盡。其善者從之。不二以レ人棄レ言。其透者略諸。不二以レ名取レ實。一加一減。悉依二法曹之舊云一。乃筆乃削。非二是臣等之新情一。猶有二五劒難レ名兩璧易レ似。必稟二皇明一。長質二疑滯一。有巢在昔。大壯成二其棟宇一。網罟猶秘。重離照二其佃漁一。今乃成二之聖日一。取二諸不レ遠。臣等遠愧二皐虞一。近慚二荀賈一。牽レ拙歷レ稔。僶俛甫畢。分爲二一十卷一。名曰二令義解一。凡其篇目條類。具列二于左一也。淺深水道。共宗二於靈海一。小大公行。同歸二於天府一。謹序。

第一　官位令　職員令　後宮職員令　東宮職員令　家令職員令
第二　神祇令　僧尼令　戸令
第三　田令　賦役令　學令
第四　選叙令　繼嗣令　考課令　祿令
第五　宮衛令　軍防令
第六　儀制令　衣服令　營繕令
第七　公式令
第八　倉庫令　厩牧令　醫疾令
第九　假寧令　喪葬令　關市令　捕亡令
第十　獄令　雜令

天長十年二月十五日　明法得業生大初位下臣　漢部松長

従八位上守判事少屬臣……………川枯首勝成

従六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣　讃岐公松長

大宰少貳従五位下臣　小野篁

正五位下行阿波守臣……………善道宿禰眞貞

正五位下行大判事臣　興原宿禰敏久

従四位下行刑部大輔兼伊豫守臣　藤原朝臣衛

従四位下行勘解由長官臣……………藤原朝臣雄敏

正四位下行左京大夫兼文章博士臣　菅原朝臣清公

參議従四位下守右大辨兼行下野守臣　藤原朝臣常嗣

參議從三位行刑部卿兼信濃守臣　南淵朝臣　弘　貞

正三位守右大臣兼行左近衞大將臣　清原眞人　夏　野

右令義解十卷以紅葉山御文庫古本水戶殿校本松浦家岩城家及稻葉通邦藏本校正之畢。

寬政十二年十二月　日（紀元二四六〇）　檢　校　保　己　一

（紅葉山本奧書云）

當卷故淸大外史之本令紛失之間以原武衞奉政之本書寫點校了。于時文永三年黃鐘晦日　越州刺史平。

本奧云

安貞二年九月十一日書寫了。　同十四日妄點了。（紀元一八八八）

貞永元年八月下旬以或儒家本重見合了。（紀元一八九二）　右衞門　豐　原　重

安貞第三之天夾鐘中旬之候以家說授原右金吾校尉了。

抑金吾者依稟庭訓於累葉之風可瑩鑽仰於玉條之露而中古以降家門悉廢學久昧仙砌之月父祖共忘道徒翫宮樹之花爰校尉學始勤學之志尤慇者也因之貳部書律令授之而已。

修理左宮城判官明法博士兼左衞門少將備中權掾章久　在裏判

（京本序云 一本爲後序）（大正四年十一月十一日　塙美昌保訓點）

贈太政大臣淡海公等不比奉レ勅所レ撰令條者　本朝諸政之常典。而百寮職掌無レ不ニ悉載一。上自ニ公卿一。下至ニ庶人一。壹是可ニ講明授受一之舊章也。然而此書罕傳ニ于世一。窮郷下邑之士。弗レ能ニ容易窺閲一也。間亦雖レ有レ得レ之。大率秘而不レ出。徒爲ニ蠧魚之資養一矣。　本朝有職之學。日癈月衰。職ニ此之由一。然昔時令條註釋。純駁相交。憶説煩蕪。遂無ニ歸一之論一。於レ是清家往祖。右大臣夏野公等。新承ニ　綸命一。筆削增損。作レ書十局。號曰ニ令義解一。余暇日手レ之不レ措。頗考訂焉。略加ニ訓點於其傍一。逮ニ于衍文錯簡一。有レ難ニ通解一。蓋闕如。且又有ニ逸脱三篇一。猶俟ニ它日一云。

慶安三祀庚寅（紀元二三一〇）　蓬生巷林鵞

（松岡本奥書云）

令義解通計十卷自壬戌年至己丑秋以壺井伊藤荷田之三賢所校合考索之本余盡再校之雖然風葉塵芥未必足爲善本矣而鼇頭傍註盡亦猶不爲好説僻説交錯見者潜心於此書幸甚矣哉。

明和六年己丑秋八月中十九日於武州南郊市中書之（紀元二四二九）　源春甫翁

（瀨多本奥書云）

辛未仲冬初二一校了

件古本八卷也闕職員假寧服牧喪葬等之令。
文政庚辰孟冬初六以官務以寧宿禰藏本一校了是大夫外記職顯所傳借也疑之所猶從本書者也。
明治廿六年四月三日病氣之際加首書訖。（紀元二五五三）（花押）　瀬多章甫翁

後妙華寺殿令聞書の奥書及び奥書考、林春齋の後等左の如し、

大正五年五月廿七日　窪美昌保記

此抄博陸（冬良公）御抄也、禪閤（兼良公、名覺惠、御法）有御講釋、博陸令聽聞之給、被遊留云云、此道之珍璧、末代之明鑑、輙不可及他見、非塞學路、依恐怖紛失也、相憑菅相公入道（長顯卿）令書寫之、最以可秘之、可貴之而已。

延徳四年壬子正月下旬記之（紀元千百五十二年）　亞相藤隆量（春秋六十四）

奥書考

禪閤兼良公

一條系圖曰、兼良公文明五年六月二十五日、於南京剃髮、號覺惠、號後成恩寺。

博陸冬良公　兼良公男

公卿補任曰、後土御門院長享二年八月二十八日關白、延德四年當職、明應二年辭退。

菅相公入道顯長卿

菅原系圖曰、參議正三位顯長、文明十三年剃髮、秀長曾孫、長政子。

亞相藤隆量

公卿補任曰、延德二年五月十一日、前權中納言正三位藤隆量、任權大納言、藤原系圖云、魚名流末茂孫、四條隆親八代、隆盛子、權大納言隆量云云。

延寶七年己未正月十二日　　鵞峯林叟勘之

右令諺解、以奥書之趣見之、則兼良公口說、冬良公筆抄分明也、一條家累世之秘本也、余有故竊得見之、乃早々寫之、以爲家藏、可堅禁他借也、一校次考奥書所載、以附卷尾、新立題名、曰桃蕚殘暉、取諸兼良號桃華坊之義、據花蕚相輝古語。

延寶己未孟春十二日　　鵞峯林叟記之

繕寫成題名定後、以令義解校之、則此一帖、惟抄令足解、承和元年詔、夏野表序、官位職員令神祇僧尼令而已、戸令以下者闕焉、全部十卷之內、纔一卷半存、蓋兼良所講止於此乎、若雖講全部、第二卷

之末至十卷、失於兵亂乎。

己未正月十四日　　鵞峯林叟再記

文化九年十一月　日以或家所藏秘本書寫校正而。納和學所文庫

溫古堂識

校訂令集解の刊行に就て

我國が支那と交通を開始してより以來、歴朝鋭意其文物制度を模倣し採用するにつとめたり。天智天皇の元年に成れる令二十二卷實に我制令の權輿にして、所謂近江朝廷令なり。天武天皇更に之を修正して新に律をも編纂せられ、持統天皇の三年に至りて諸司に頒たれたり。淨見原朝廷の律令是なり。其後文武天皇の大寶元年に專ら此令に準據して令十一卷を制定せられたり。之を大寶令といふ。然るに是等の諸篇は今皆傳らず、世に今の令を稱して大寶令といふも、實は元正天皇の養老二年に修正して十卷とせられし養老令たるなり。

令の規定は諸般の法制に亘りて適用の範圍頗る廣汎なりしに似ず、其註文は簡粗に失し、讀者をして解し易からざらしむ。此の如きは啻に官吏の登用を唯一の目的とせる當時の敎育制度に於て明法生の

學修に便ならざりしのみならず、法規の運用に當れる實際家を惑はしむる事亦少しとせざりき。是を以て大寶令の制定以來、學者各一家の見を以て釋義の書を著し此闕陥を補ふにつとめ、私記問答の類相次いで成れり。然るに後の明法家徒らに師承を墨守して解釋の劃一を闕き裁判上にも法の適用を二三にするに至り、其弊堪ふべからざりしかば、天長十年朝廷、明法博士額田國造今足の議を用ゐ舊說を取捨して令義解十卷を編纂せられ、承和元年に施行せられたり。此書一たび出でゝ區々の異論を一掃せる後は、縱ひ法文の誤解と認むべきものなきにあらざるにもせよ、後世專ら其解釋に從ふ事となりたれば、諸家の手に成れる私撰の註釋書は鷄肋として復顧られず、學者の筆を釋義の書に染むるもの亦殆ど其跡を絕つに至れり。これ東西の法制解釋學史の一致するところなりとはいへ、令研究の一頓挫たりしこと否定すべくもあらず。惟宗朝臣直本の令集解の編著は豈此に慨するものありしにあらずや。

本書は本朝書籍目錄に令集解三十卷（直本撰）とあるものにして、一に令總記ともいふ。直本は元慶・延喜中の明法博士にして、嘗て宣旨を賜はりて律令を里第に講ずるの光榮を荷ひし事あり、二中歷に古來の明法家を列擧せる七人中の一人たるを見るも、如何に其律令學に精通したりしかを思ふべし、本書に收むる二十餘種の註釋書は新令卽ち養老令に屬するもの其大部分を占めたるも、其中古令卽ち大寶令に屬する別記・古記・令釋（新令釋は養老令に屬す）等あり。又令義解の後に成れるを以て稀には同書の註釋をも交へ、

格式及び八十一例・省例・彈例等の佚書も亦書中に散見せり。而して養老令の編纂後大寶令の實施期間に成れる古記以下の諸註釋書には前後の令制を對照して其異同を指摘せるもののみならず、間々令制と慣行との差異に關する貴重の資料を提供す。加ふるに註釋諸書に參照として擧げたる唐令・格・式・法例等の諸書は支那本國に於てすら既く散佚して傳らざるものなり。されば我が令制と其母法とせる唐制との比較研究を試み、立法者が唐制を繼受するに當り如何なる點に向つて斟酌するところありしやを見、又大寶令と養老令との異同を辨じて修正の程度をトし、令の編纂及び修正に於ける立法上の主義精神を窺ふと同時に實施後如何なる變化を來すに至りしかを知るに於て、本書は最有力なる參考書として推奬するの價値ありといふべし。

本書に收むる私記・問答等の編者は跡といひ、讃といひ、穴といひ、額といふの類、皆概ね其氏名の頭字を取りて略符に充てたるものなり。古くは村田春海の讀令筆記・稻葉通邦の神祇令和解、近くは佐藤誠實博士の律令考に其人を擬せるものあるも、當時に在りてすら既に何人たるやを知るべからざりし事、額田今足の天長三年十月の解狀に見えたる如くなれば今に於て其當否を識別するに由なし。而かも共に當代に於ける明法界の明星たりしは疑ふべくもあらず、さるにても其解説多く字句の範疇を出でずして、法理論としても實際論としても遺憾なき能はず、且つ本書は令文の逐條之に該當する註釋諸書の文を抄出せるものなれば、固より其全部にあらず。故に本書の採錄に漏れたる是等註釋書の文

にして政事要略令抄の如き古書に載せたるものあり。されど本書の編者が、斯く多數の古註釋書を網羅して後世に傳へし賜は多大なりといふべく、殊に令義解施行後に於てせるを偉とせざるべからず。本朝法家文書目錄を檢するに、本書に收めたる諸註釋書の中僅かに令釋一部七卷を存するに過ぎず、通憲入道藏書目錄には又令私記一卷・新令讃撰一卷あるるのみ。それすら後世其一部だも傳ふるものなきなり。これ令義解の施行後是等の諸書の世に用ゐられざるが爲め。次第に佚亡し去れるに外ならず。若し本書の摘錄して後に遺す事なかりせば是等貴重の資料は擧げて湮滅に歸せしならん。

本書は古來專ら寫本を以て傳へらる。故に金澤文庫本以下本書の跋語には鎌倉時代以後校讎に從へる諸家を具載し、佳本を得るに焦慮せる古人の用意の觀るべきものあり。鎌倉時代には公卿に妙光寺内大臣花山院師繼あり。武弁に越後守金澤實時あり。近世に至りては淸原・中原兩家の人多く校正の事に從へり。慶安三年立野春節は本書より抄出して令義解を上木せり。故に往々本書の文の混入せるを見る。然るに本書の校讀以上、新に眞摯なる研鑽の步武を進めたりしは荷田春滿其人なりとす。翁は本書が我が古法制の硏究上無比の寶典たるに着目して深く硏覈する所あり。家に其遺編として令集解剳記殘缺一卷を藏す。幕府の書物奉行下田師古嘗つて將軍德川吉宗の旨を承けて翁に質すに貞觀儀式・西宮記に限らず、古書之內に而板行ニ成而倭學者最重寶ニ可存書を以てせるに翁はこれに答へて右貞觀儀式よりも、西宮記よりも、古書之內ニ而板行ニ成申候而倭學者の重寶可存書は令集解ニ而御座候。

集解之文字等吟味之上ニ而板行ニ成候ハヽ、至極之重寶に成可申候と存候といひし事あり。其如何に本書に傾倒せるかを思ふべし。それかあらぬか、吉宗は人見美在（又兵衛）同浩（七郎右衛門）林信如（又右衛門）の三人に命じて本書を校正し句讀を附せしめんとせり。（兼山麗澤秘策に令義解の集解に作り有徳院御實記附錄に令義解とせるも秘策の註に、令義解は板に有之候、集解は板に無之候、定而板行可被御付とも思召被御付與奉存候といへば義解にあらずして集解なる事知られたり。）室直清の手簡に當時未だ校合の業を卒へずと見ゆ。其後完成せしや否や詳かならざるも、竟に刊行を見ずして止めり。明治四年より五年に亘り東京の書肆山城屋佐兵衛等、石川介の校本に據りて始めて活刷に附せしもの卽ち本書の活字本なり。校者の自跋に曰く、右令集解舊本凡五十卷、今所存三十五卷、有脫文誤字、余活字刷印起辛未四月止壬申正月、非不致其勞、然又不能無錯置、請讀者增補校正之、明治五年正月日石川介識と、校者は古本十六種を以て校正を經たりといふ。獨力能く努めたりといふべし。然るに校合の精麁は姑く措き、寫本に於て本文の左右上下に存する多くの書入を擧げて削除し去れるが如きは看過すべからざる闕點といはざるを得ず。

余の本書に據りて令制を研究するや、往々活字本の文字に誤脫あるを發見して轉々其憑據とし難きに苦めり。法學博士宮崎道三郎氏夙に之を慨せられ、談本書に及ぶ每に諸本を校合して底本を作るの急務を告げられざる事あらず。余卽ち博士に謀り、明治三十一年以降每週一回博士の邸に會して本書の校讀を行ひ、諸本の異同を見出す每に余の活字本に朱批を加へたり。其初に當りては校合に充てし諸本も數部に過ぎざりしかど、栗田・井上・萩野諸博士等此計畫を賛して各其珍藏の本を提供せらるゝに至

りて頗に校者の不足を感せしかば、同志の士に向つて會同を求め、爾來和田英松・佐藤球・文學博士幣原坦・法學博士中田薫の諸氏前後交々會讀の員に加はられたり。然るに宮崎博士等公私の故障續出して一時中止の已むなきに至りしが、三十六年余國學院大學の研究科に於て同科學生高橋萬次郎・植木直一郎兩氏の爲めに日本法制史の指導講師たるに及び、兩氏の同意を得て同年十一月より更に斯業を繼續するに決し、毎週一回私宅に會して校讀せしが、三十九年九月に漸く其業を卒へ一部の校本を得るに至れり。

其間余輩の校合に用ゐし諸本はすべて謄本に屬し、互に出入あるを以て對校の際疑議を生せし時はつとめて諸本を參照せり。然るに其白眉とすべきは金澤文庫本・宮崎博士本・塙本等の數本なりき。故に他の諸本中には種々の事情より全文を通じての校合を果さざるものなきにあらざりしかど、是等の諸本は終始校訂の料に充てたりき。金澤文庫本に二部あり、一は秘閣本にして現に內閣記錄課に藏せられ官位令より戶令に至る十卷を存す。關白豐臣秀次より菊亭家に傳はりしを、慶長十九年同家より更に幕府に贈れるものなりと稱せらるゝも、之を閱するに、後世の寫本にして固より原書にあらず。近藤守重は右文故事に金澤本の模寫なりと評せるも、其書風より推せば必ずしも然らざるものゝ如し。一は三十五冊、山田清安の舊藏本を神谷克楨の影寫せるものにして、其寫本は文學博士井上賴圀氏の架藏に歸せり。此書原書には金澤文庫の黑印を存し、轉寫の後と雖も、尙ほ鎌倉時代の書風を髣髴せ

しむ。東京帝室博物館所藏淺草文庫本は概ね此金澤文庫本に一致す。宮崎博士の藏本數部の中、本文に句讀を施せるは、硏磨校讎の餘に成れるものなり。惜むらくは識語を闕きて其何人の手になれるやを知るべからず。塙本は溫古堂文庫・和學講談所の朱印を捺せるものにして毎卷檢校保己一の彰考館本を以て校正せる跋語を附す。余其原書五册を藏す。中一册は捕亡令・獄令、及び雜令集解の逸文に係る。文學博士萩野由之氏は之が寫本全部を藏せらる。其他東京帝國大學所藏筒井忠英校合本・文學博士栗田寛氏所藏本・余の稻葉通邦舊藏本等皆稍々善本とす。

余輩の校合に從事せしより數年の間、善本を得るに從つて校正を重ねしこと數次に及びしかど、尙ほ文字の判定に苦みて兩可を存し、若しくは疑を闕きしもの多く、未だ以て完璧と稱するに足らず、其完全なる定本を得るは更に今後の校勘に俟たん事を要す。然るに今や本書の世に行はるゝもの極めて少く、活字本すら殆ど坊間に其跡を絕つに至り、硏究の不便少からず。國書刊行會深くこれを憾み、印刷の至難を顧みず、余輩の校訂本に基き、本書を出版して世に弘めん事を求めらる。余輩尙ほ其時機にあらざるを思はざるにあらず。而かも學界の急需は此不完全なる校訂本も之なきに優るものあらん事を思ひ、敢て其囑に應ずる事となせり。聊か蕪辭を陳ねて本書刊行の來歷を敍すといふ。

明治四十五年六月下浣　三浦周行識

大寶令新解第三册正誤表

頁	行	誤	正
四五一	一二	隊帥	隊主帥
四五八	九	我	或
四六九	三	鏃	鑽
同	一	着裏	着㆑
同	七	少	少㆒
四七三	六	上。	上、
四七五	九	年	年。
四八七	一三	甘	廿
四八九	七	械	械
同	九	鋒㆒	者㆒
同	一二	鋒を	鋒者を
四九一	三	㆑授	㆑授
五〇〇	九	馬や	馬甲
五〇一	一	弃	弃
五一一	四	官、	官。
五一〇	二	閉開	開閉
五一二	七	趣	越
五一四	七	亾	亡
同	八	同	同
五一七	五	同	同
五一八	八	遭	漕
五一九	七	モノ	モリ
五二四	一	火、	火。
同	八	今	令
五二五	一三	人戸	人口
五三三	七	皇大	皇太
五三六	一	示	亦
同	一一	之	乃
五三八	四	飭	飾
五三九	八	白鳥	白烏
同	同	蒼鳥	蒼烏
五四九		其酒以下本注	
五四九	一二	兇	凶
同	一四	示	亦
五五一	四	等	等、
同	一四	決	決。
五五九	七	珮	珮。
五六〇	三	條に	條に
五六一	二	三位の上六字本注	本注
五六二	六	限	附
五六四	二	謂職事	謂㆓職事㆒
同	六	臣。正	臣、正
五七三	三	此	㆑此
五七八	四	會集等日本注	
同	五	箭、	箭。
同	同	履、	履。
五八一	九	チイ	テイ
五八八	九	橋	橋
五九一	八	職役	賦役
五九九	五	右、	右。
五九九	一〇	宣	宣㆓
六〇〇	四	け共	けれ共
六〇二	七	五千	五十
六一〇	七	卅	廿九
六一一	六	等。	等、
六一六	一一	剋、	剋。
六一七	二	會計、	當計
六二二	一四	國、	國。
六二三	七	若得返抄者本注	
六二六	五	訖	訖。
六三一	一三	例	令
六四三	一	且	具
六四八	三	品、	品。
六四九	二	條令	令條
六五〇	一二	則爲	則爲㆓
六五二	三	官	宮
六五九	一二	稱名	稱姓
同	六	稱㆑姓、	稱㆑姓。
六六〇	一四	開	閧
六六八	三	奉	奏

大寶令新解第四冊正誤表

頁	行	誤	正
六八五	一二	二圍。	二圍一。
六八八	一一	取上	取下
六八九	一四	牝、五	牝。五
同	同	課、	課。
六九〇	一	課、	課。
六九一		亾	亡
六九五	一	以次	以レ次
六九六	四	則牧	則ち
七〇一	五	少。	少、
七〇二	一一	考	衍字
七〇三	五	一季	二季
七〇九	一三	キツ	キウ
七一三	八	を採	に採
七一六	三	二	ニ
七一七	五	二字愆	二の字衍
七一九	八	炙	灸
同	一一	間	問
七二二	五	法、	法一、
七三九	二	上又	下及
同	六	第第	第七條第
七四〇	一三	此、	此。
七六一	三	門	門、
七六三	二	ヶ	衍字
七六八	一二	界一。	界一、
同	一三	他界一。	他界一、
七七三	五	捉人一、	捉人一。
七八一	一一	責保レ還	責レ保還
七八五	三	上一、	上、
七八八	七	權	推
七九〇	七	子	衍字
七九三	六	列	刑
七九五	八	正正	正
七九六	三	〇	の
八一五	一二	時別	特別
八一八	二	隆	降
八二二	七	告、長	告。長
八二八	四	專	訊
八三一	六	コチ	マチ
同	一四	達	遠
八三二	一三	謂下非二官當一者上	謂下非二官當一者上。
八五六	一	八、十	八、十四、
同	二	、四、	、
八六三	一二	メウナ	メナウ
八七〇	七	有無	有乘
六七四	一〇	時、	時
六七七	一一	四	九

凡例 一頁 六行 㴱ハ滮ノ誤

第二冊目次二頁二段ノ二行條ハ條ノ誤

附錄八頁九行千ノ上ニ二の字を脫す

同 一〇頁 五行 命は令の誤

大正十三年十二月三日印刷
大正十三年十二月六日發行

大寶令新解

定價金五圓八拾錢

不許復製

著者　故　窪美昌保

東京府下中澁谷町九十六番地
發行者　柳川光

東京市芝區金杉川口町二十四番地
印刷者　石田作治

東京市芝區金杉川口町二十四番地
印刷所　一光堂印刷所

東京府下中澁谷町九十六番地
發行所　南陽堂書店

トキワ堂書店

PURCHASED FOR THE

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

FROM THE

CANADA COUNCIL SPECIAL GRANT

FOR

Far Eastern 68

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03091 9732